顧問
井上通泰先生
山田孝雄先生
新村出先生

正宗敦夫 編纂
校訂

訓讀 日本書紀

合資會社 日本古典全集刊行會壽梓
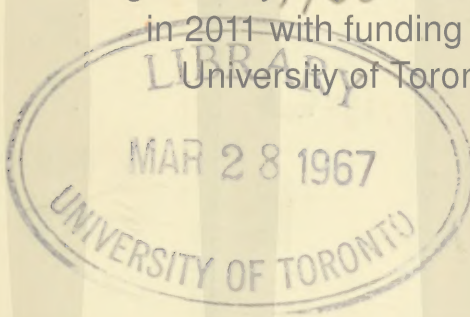
日本書紀解題

本書は第一、第二を神代卷とし、第三より第三十持統天皇に至るまでの事を記してゐる官撰國史である。我國典籍多しと雖、本書と古事記と萬葉集の三部の右に出づる貴重書は無い。實に天が下のうづ寶である。

我國の修史事業の沿革を述べると、推古紀二十八年に是歲皇太子（○聖德）島大臣共議レ之。錄二天皇記及國記、臣、連、伴造、國造百八十部幷公民等本記一とある、是を先づ其の濫觴と云はねばならぬ。（尤古事記の解題にも書いて置いたやうに履中天皇紀に、四年秋八月始之於二諸國一置二國史一記二言事一と云ふ事が見えてゐるが、之れは撰錄せられたのでは無く、實事を書き記し留めたと云ふのであらう。）しかし此事業は完成したのかどうかは紀錄を缺いで不明であるが、ともかくも此時に錄されたものは蘇我家に預り持ちたりと見えて、皇極天皇紀四年六月の處に、

蘇我臣蝦夷等臨レ誅悉燒二天皇記及國記珍寶一。船史惠尺卽疾取二所燒國史一而奉二中大兄一。

と見えてゐる。しかし此取出されたものも今では散迭して內容も體裁も共に凡て知るすべもない。

天武天皇紀に、十年三月丙戌、天皇御二于大極殿一以詔二川島皇子、忍壁皇子、廣瀨王、竹田王、桑田王、三野王、

上野君三千、忌部連首、阿曇連稻敷、難波連大形、中臣連大島、平群臣子首「令レ記ニ定帝紀及上古諸事一大島子首親執レ筆而錄焉と見えてゐる。是れが先づ本書の事始である。平田翁が「大極殿に御して詔給へるを思ふにいかにも嚴重（オモ）き公事の命（ミコト）になも有ける」と云はれた如くで有つたらう。然し修史の事業はさう簡單にすらくと進行すべきでは無い。皇室をはじめ諸家の舊記を蒐集して見ると、其處に隨分僞誤矛盾も有つたらう。其れは古事記の序によつても推測するに難くはない。然のみならず、上野君三千の如きは間も無く歿し、外の編纂に從事した人も種々な公用で此事業に專念する事が出來なかつた。處が其の十五年には天皇が御崩御になつた。もとより之れは此事業の大打擊で有つた事は申すまでも無いが、其でも此事業は繼續せられたのである。平田翁は持統紀三年八月の處の「百官會ニ集於神祇官一而奉ニ宣天神地祇之事一」とあるを引いて「神世の故事を語り相しめ給へる由と聞ゆ」と云はれた。或はさうかも知れぬが、五年八月の處に「詔ニ十八氏一『大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日部、下毛野、大伴、紀、阿部、佐伯、釆女、穗積、阿曇、平群、羽田』上ニ進其祖等墓記一」と見えたるは、此修史の繼續せられてゐた事を證明せるものである。元明紀、和銅七年二月の處に「詔ニ從六位上紀朝臣淸人正八位下三宅臣藤〔○類聚國史、日本紀畧勝に作る〕麿一令レ撰ニ國史一」とあるのも畢竟は事業の繼續、增員と見るべきであらう。

こゝに一つ面倒な問題が有る。扶桑畧記に「和銅七年上奏日本記云々」と云ふ事が見えてゐる。是に就いて平田翁は「やがて其年〔○和銅七年〕の中に、功成竟て奏上（サシアゲ）たりき。此事國史には漏れたれども、扶桑畧記

に「和銅七年上奏日本記云々」と云ふことの有るもて知られたり。其は此の記に唯に和銅七年上奏とのみ云ひて、其月は記さねど推て十二月の事と爲たらむも彼淸人、藤麻呂などに令せ給へるは二月の事なれば、此時この二人別に新に詔命蒙りたらむには、如此速に功成り竟ふべき謂れなければなり。然れば二月に此二人に詔命せ給へるは、天武天皇の御世より此事に預りけむ人々に、力を助けしめ給はむの大御心にて加へ給へるなりけむ事は違ひ有るまじくこそ」云々と云はれた。此の說によると和銅七年に日本紀は稿を了して上奏したと見なければならぬ。處が養老四年に日本書紀卅卷及び系圖一卷の編修が完成した事が見えてゐる。問題は是れである。此問題はたやすく解決がつかぬ問題である。然しとも角も上奏を了した記事があるとすると一應稿を了した物とせねばならぬ、すると平田翁や、伴信友說（長等の山風）などによりて和銅七年上奏の日本紀を改刪して養老四年に奉つたと見ねばなるまい。さて其の日本紀が今の世に傳る日本書紀とすべきであらう。

さて元正紀養老四年五月癸酉先レ是一品舍人親王奉レ勅修ニ日本紀一至レ是功成奏上、紀三十卷、系圖一卷とある。舍人親王が總裁となり給うたのは何時よりの事であるかは記錄が缺けてゐるから知る由も無いが、此養老四年に完成した事と、舍人親王が總裁にて事とり給ひし事は確實である。其の日本紀が現存の日本紀である事も疑無い事である。其編修の任に當つた人に就ては黑板博士は弘仁私記の序文に據つて當時の學者太安萬呂であり、紀淸人、三宅藤麿も與つたであらうとやうに云はれてゐる。武田祐吉君は弘仁私記の序を疑つ

て「恐らくは人長が、書紀中に古事記の引用のあるのを見て、我が佛尊く思ひ廻らしたまでに過ぎぬであらう」と云はれた。私記の序を疑へば外に確證は無くなるが、私はやはり太安麿が所謂技術員の中心人物で有つたのであるまいかと思ふ。

題號の事　日本書紀か、日本紀かと云ふ問題は古くから論ぜられた問題で有つて、今日もまだ決定はしてゐぬやうであるが、大體考證としては伴信友の說がよいやうに思はれる。其の說を摘記すると

日本書紀、もとは日本紀と題られたるを、おほよそ弘仁の年中より、文人たちの書字を加へて、日本書紀とも稱へるより起りて、遂に題名となりしと見えたり、然るは續日本紀に、養老四年云云舍人親王奉勅修日本紀と有を始め、六國史は更なり、古書どもには、悉く書字なきを、釋日本紀に引たる、この紀の弘仁私記序に始めて日本書紀と見えたり。『日本後紀に、弘仁三年六月戊子、是日始令參議從四位下紀朝臣廣濱、陰陽頭正五位下阿倍朝臣眞勝等十四人講日本紀散位從五位下多朝臣人長執講とあり、此時の人長の私記なり、永正奧書本の書籍目錄に、弘仁四年私記三卷、多朝臣人長撰とあり』また此紀の竟宴歌の本に、延喜六年天慶六年の度ともに日本紀竟宴各分レ史得二云云一幷序と書き出して『…』其序文には、ともに日本書紀と書けり、『…』これら決く、文人の潤色作爲なるを、始めに日本紀竟宴と書出たるは、舊名に依れるなるべし。『…』又朝野群載に載たる承和三年に記せる廣隆寺緣起、釋日本紀に引たる延喜講記にも、日本

書紀と見えたり。『…』さて上に擧たる弘仁より前の書どもには、續日本紀なるはさらにて本朝月令に引たる高橋氏文に載たる、延曆十一年三月十八日の太政官符に、日本紀と見え、日本後紀に、延曆十六年二月の下、また弘仁三年六月の下にも、日本紀とあり。『…』此後の古き書どもにも、日本紀と書るは甚多く、日本書紀と書るはをさ〳〵有ことなきをもて、日本紀といへるが原よりの名なる事を知べくぞおぼゆる。とて次々に證を擧げて論じてゐる。（比古はえ卷一參照）何分にも續紀に、たしかに「日本紀」と有るから之れを信じてもとの名は「日本紀」で有ると云つてよからう。但し黒板博士が「現存の古鈔本は延喜時代を降らざる岩崎家本をはじめとし、みな日本書紀と題してあり今日殆ど一般に行はれてゐる以上、直ちに之を日本紀と定めて、普通に稱へ來た書名を改める譯には行かぬ」と云はれたのは妥當な說で有らう。

寫本版本の事ども　本書の古鈔本は數十種も有つて何れも貴重すべきであるが、其の內で古く、かつすぐれた本どもの事をいさゝか云ふと先づ

田中敎忠本、　應神天皇紀一卷

現存の最古のものと稱せらるるもの、平安朝初期の寫と推定せられてゐる。紙背には性靈集卷二下が書かれて有る。「汲古留眞」に收めて刊行した事が有り、又大正九年に田中氏自が刊行せられた。其時には裏の性靈集も一卷として添へられてある。近く大阪每日新聞社が昭和二年に複製發刊した。この本は凡て訓點等は

存せない。此本はほとんど誤字と見るべき處が無く、在來の本の誤を訂すべき點が多々ある。

岩崎文庫本　推古、皇極紀　二卷

平安朝中期の筆と推定せられる。田中本と前田本との中間にありと許されてゐる。この本は古點と古訓を附してゐる、この點で又珍重せられる。此本は木版で複製せられた事が有るが、近く大阪毎日新聞社からも複製發刊した。

前田家本　仁德、雄略、繼體、敏達　四卷

岩崎本に次いでの古鈔本である。平安朝末葉頃の筆寫であらうか。四卷ともに朱點及び古訓がある。往々傍註も有るが凡て本文筆寫よりは少し年代が降るとせられてゐる。此本は或る部分は前田家が複製した事があつた。是も大毎社で全部複製したから今は校勘上便利になつた。

圖書寮本　神代下、應神、履中、反正、允恭、安康、雄略、淸寧、顯宗、仁賢、武烈、繼體、用明、崇峻、推古、舒明、皇極紀　七帖

筆寫は各卷同一人ではない。又多少缺けた處もある。卷二に興國七年十一月十三日授參議右大辨兼右近衞權中將朝臣筆　一品儀同三司　とあつて其の書寫が後村上天皇の興國七年以前であることが知られる。この一

品儀同三司は北畠親房卿であつて、參議右大辨右近衞權中將は恐らくはその子顯能卿で有らうとの事である。前に掲げた三本とは時代も後れ、本も及ばぬ。卷十を除くの外は全部訓點朱點が附いてゐる。之れは飯田氏の通釋に禁中本として用ゐられた本である。是も大毎社から複製出版せられたから繙讀し安くなつた。以上は本校訂には其々用ゐた。

北野神社本　第一―三〇　內卷二、十四を缺　廿八帖

毎卷神祇大副卜部兼永の奧書がある。兼永が三四種の古寫本を集め、自ら足らざるを補寫して以て完本としたのであらうが、今は二と十四の二卷を缺き、卷十六は兼永以後の補寫である。兼永が校合はしたが、其寫しは院政時代、源平時代、南北朝又は足利時代、兼永自筆補寫と德川時代のものと一帖ある。訓點も附せられてある。此の本はまだ複製がない。自然此度の校訂には用ゐぬを原則とした。少々引用したが其れは孫引である。

熱田神宮本　第一―十五(十一缺)　副文一卷

副文に依れば永和三年熱田眞福寺の住僧嚴阿上人が金蓮寺の四世某の篤志に依て奉納したものである事が知られる。集解に引いた熱田本と稱するものは之れである。神代紀より仁賢天皇紀まで等しく奉納前永和年間に書寫せられたもので、第九卷に應安五年云々左京權大夫卜兼凞の文字があるから卜部家の系統たる本であ

る。大抵訓點が附いてゐる。この書はまだ複刻されてゐぬ。從つて今校訂するに當つても集解に引く處を參考したに過ぎぬ。集解は此本に據つて訂した處が多い。

慶長勅版本　神代上下

慶長四年後陽成天皇の聖旨によつて活字を以て刊行したものである。日本紀の刻本は之れが初めである。その題簽は畏くも後陽成天皇の宸筆を刻せるものであると傳へられてゐる。

慶長木活字本　卷一―三〇

慶長十五年洛陽三白が木活字を以て刊行したものである。神代上下は慶長四年の勅版本により、神武紀以下は卜部家の傳本を以て三條西實隆の校合せる寫本によつた。全文白文である。

寛永整版　卷一―三〇

この本は慶長十五年の活字版に句讀點を附して複刻整版とせるものである。整版の初めであるが、寛永頃に刊行せられたと考ふるのみで、確な事は知れない。其から後には此書の複刻が次々ある。本書の底本としたのも此本の再刻本である。

丹鶴叢書本　神代上下二冊

嘉元四年金剛佛子慶阿の書寫本を摸刻したものである。丹鶴叢書中に收められた故に、丹鶴叢書本と呼ばれ

てゐる。訓點朱點がある。板本今に存じて後刷もあり、又書國刊行會でも右版で複製したから、實物を以て校勘に資する事が自由である。

黒羽版　一―三〇　文字錯亂備考三卷附

これは文政三年大關增業が校訂開版したものである。裏に黒羽領主藏版（即ち大關氏藏版）とあるから黒羽版と世間で呼ばれてゐる。古寫傳本十五種を以て校訂したと云ひ居る。半紙本十四冊である。凡てに片カナの訓が傍書せられて有る。外に文字錯亂備考三卷一冊が附錄として添つてゐる。之れは各丁數を掲げて其校訂した事を明にしてある。

注釋本も多數有るが尤古きは

日本紀私記

である。群書一覽に云く。十五卷三本。此書は昔日本紀を講ぜしめたまひしその時々の博士の私記にして養老五年には博士從四位下太朝臣安滿、弘仁三年には博士從五位下多朝臣人長、承和十年には博士正六位上菅野朝臣高年、元慶二年には博士從五位下善淵朝臣愛成、延喜四年には博士從五位下藤原朝臣春海、承平六年には博士正五位下橘朝臣仲遠等おの〳〵天子の勅を奉じて日本紀を講じ私記を作れりといへとも今世に傳は

る事なし。中にも弘仁の私記、公望の私記など諸書に引り〇今世間に流布するところの私記の卷數をしばらくこゝに擧るといへども全く僞書にして信用するにたらず、今の本は一卷より七卷まで神代八卷、人代九卷皇氏十卷より十五卷まで天皇の御代々の紀にしておの〳〵二字三字四五の語、あるひは歌をあげて訓をつけたり。神代より應神紀までを擧げて餘は闕卷のさまになせり。卷末に文祿二年癸巳六月從五位上藤原朝臣といふ奧書あり。」と云へり。今傳はれるが全くの僞書かどうかは私はまだ此書に對しての知識に乏しいから何とも云へぬ。

釋日本紀　卜部懷賢著　十五本

今に傳はらぬ古書を引用せる處などあるより珍重せられる本である。前田家のは此本の原本であるとの事である。流布の版本は刊行年月日を缺いでゐる。群書一覽に、「此一部の中大問は圓明寺入道實經公の問、藤聞は一條攝政家經公の問なり家經公は實經公の男にして都督は兼言卿也〇此書の作者卜部懷賢は後嵯峨院後深草院の時の人なり。正安年中卜部兼永考閲す」と云つてゐる。

日本紀纂疏　二卷八本　一條兼良著

漢文にて注せり。今傳はれるは神代の卷のみである。刊本であるが刊行年月を缺いでゐる。

日本書紀通證　三十五卷　谷川士淸著

神代の卷より次々に處々を拔き出でて注釋、考證等をしたもので本文は添へてはゐぬ。所謂國學の開けてか

らの日本紀の新注本である。注文は漢文である。第一卷には諸本の事を始めとして總論と云ふべき事どもを書きたり。本書を研究する人は集解とともに缺ぐべからざる本である。著者は申すまでもないが、彼の名高い倭訓栞の著者と同じで伊勢の津の人である。

書紀集解　三十卷　二十本　河村秀根著

本文を大字、注は割として漢文で全部を注したものである。書紀を讀むには必ず此書を參考せねばならぬ。漢籍の出典を一々に掲げてゐる。熱田本等を引いて本文を隨分校訂せられてあるが、少し訂正が過ぎてはゐぬかとの感じはする。然し何と云つても今日までまだ此書の右に出づる注釋は先づ無いと云つてよからう。

標注日本書紀　二十六冊　敷田年治著

第一冊は先づ總論と皇統系圖で第二から本文を大字で掲げて傍訓をほどこし頭に細字で注釋を加へてある。明治十二年の春から明る年の秋の半までに一年七月にて書き終たと書いてある。其の精力にも驚かざるを得ぬ。出版は明治二十四年十二月と云ふことに成つてゐる。一家の見識をもつてゐた人であるから、其注には聞くべき節が多い。

日本書紀通釋　飯田武郷著

これは冊數は二三種類有るやうである。目下も世に讀まれてゐる本であつて、明治年中に出來た全注は敷田氏のと此本とである。今の人々によく參考とせられてゐるのは此本である。

本書校訂上に畧符を用ゐたのは下の如くである

〔田〕田中本　〔岩〕岩崎本　〔前〕前田家本　〔宮〕宮内省本　〔丹〕丹鶴叢書本　〔集〕集解　〔標〕標註本

〔大〕國史大系本　〔通〕通證本　〔伴〕信友校本ト云フ六國史本

猶古事記と本書の價値など述ぶべき事も多々あるが、如何にも忙しくて意を盡くす事が出來ぬ。他日を期して補訂を加ふるであらう。

本書は元來原文に並べて出すつもりであつたが別册の方が便利がよいと云ふので斯かる形としたのである。其の訓は舊訓をもとゝして諸家の說に據つて、原文の文字を用ゐて讀み下しにしたのである。其の訓はつとめて古訓を存じて置いたが、此古訓はよほど研究を要すべき點が有つて、にはかに當否を決せらるべきものでなく、後世の研究をまたねばならぬ事が多い。日本書紀は何分にも大部のものであつて、古事記の如く、宣長の如き大家が献身的に此研究を成しとげた人が無いのであるから、細かな點に成ると中々知れぬ事が多い。大躰の意味を、事柄を主として知る上から讀むにさしつかへない位の研究しか出來てゐぬのである。此訓み下し本も言葉としては上代の語法に適はぬ事等が多い事と思はれるが、大躰日本書紀を樂

に讀んで、我國の上代の歴史を知りたいと云ふ人の希望を滿たす爲のかりそめの書であるから其のつもりで讀んで頂きたい。猶原文の方にも本書の方にも寛永版の丁數を入れておいたから、直ちに兩方を見くらべ得る便宜はあるやうにしておいた。

・本書の原稿作製に就ては後半は越後の鈴木彦雄君を勞した事が多い。こゝに一言して深謝の意を表する。

本書は本文の干支によつて日を注した。是れに就て一言せねばならぬ事がある。前半の干支による日數は初版本は敷田氏の標注によつた。何等の考もなくて、たゞ同書を信じて其れに據つたのみである。處が後半の折になつて、ふと不思議なことに出あつた。是れは誤であるなと思つて、繰つてみると其が誤であることが知れた。其で飯田武鄕氏は畢生の事業として日本紀通釋を書いたと評判せられてあるから、一應其を調査してみると、是れも標注と同じ事が注してある。つまり標注の誤を受けついでゐると知れた。其から段々氣をつけて一々調査をして行くと大分誤が有り、其の大部分は標注の誤を通釋が受けついでゐて、通釋は干支は調査してなく、たゞ標注によつてゐて、まゝ訂正した位に過ぎぬを知つた。それで後半は直ちに全部調査したが、此の調査は甚だ手間が入るので、全部一々に繰つて見ねば知る事が出來ぬのであつて、前半の分は當時如何ともならなかつたのであるが、今回本書を「基本版第一」の配本として再版する機會を得たので、前半の版を改めて干支による日附をも訂正し、茲に先づ完全な本と成し得たのである。

日本書紀　訓讀目次

日本書紀卷第一

神代上

古、天地未だ剖れず、陰陽分れず、渾沌たること鷄子の如く、溟涬りて牙を含めり。其の淸み陽なるものは、薄靡きて天となり、重く濁れるものは淹滯きて地となるに及びて、精しく妙なるが合へるは搏ぎ易く、重く濁れるが凝りたるは竭り難し。故れ天先づ成りて地後に定まる。然して後、神聖其の中に生れます。故れ曰く、開闢れし初、洲壤の浮き漂へるは、譬へば猶游ぶ魚の水の上に浮けるがごとし。時に天地の中に一つ物生れり。狀葦牙の如し。便ち神と化爲る。國常立尊と號す。（至貴を尊と曰ひ、自餘を命と曰ふ、並にミコトと訓む。下皆此に倣へ。）次に國狹槌尊。次に豐斟渟尊。凡て三神ませり。乾道獨り化す、所以、此の純男を成せり。

一書に曰く、天地初めて判るゝときに、一の物虛中に在り、狀貌言ひ難し。其の中に、自らに化生る神います、國常立尊と號す、亦は國底立尊とまをす、次に國狹槌尊、亦は國狹立尊とまをす。次に豐國主尊、亦は豐組野尊とまをす、亦は豐香節野尊とまをす、亦は浮經野豐買尊とまをす、亦は豐國野尊とまをす、亦は豐囓野尊とまをす、亦は葉木國野尊とまをす、亦は見野尊とまをす。

一書に曰く、古、國稚く地稚かりし（○舊訓國イシ地イシ）時、譬へば猶浮き膏のごとくにして漂蕩へ

り。時に國の中に物生れり、狀、葦牙の抽出でたるが如し。此に因て化生る神有り、可美葦牙彦舅尊と號す。次に國常立尊。次に國狹槌尊。(葉木國、此をハコクニと云ひ、可美、此をウマシと云ふ。)

一書に曰く、天地混成る時、始めて神人ます、可美葦牙彦舅尊と號す。次に國底立尊。(彦舅、此をばヒコヂと云ふ。)

一書に曰く、天地の初めて判るゝとき、始めて倶に生りいづる神ます、國常立尊と號す。次に國狹槌尊。又曰く、高天原に生れませる神の名を天御中主尊とまをす。次に高皇產靈尊。次に神皇產靈尊。(皇產靈、此をミムスビと云ふ。)

一書に曰く、天地未だ生らざりし時、譬へば猶海の上に浮雲の根係る所無きがごとし。其の中に一の物生れり、葦牙の初めて泥の中に生ひたるが如し、便ち人と化爲る。國常立尊と號す。

一書に曰く、天地初めて判るゝとき、物あり、葦牙の若くにして、空の中に生れり。此に因て神と化る。天常立尊と號す。次に可美葦牙彦舅尊。又物あり、浮き膏の若くにして、空中に生れり。此に因て化る神を國常立尊と號す。

次に神ます、泥土煑尊、(泥土、此をウヒヂと云ふ。)沙土煑尊。(沙土、此をスヒヂと云ふ、亦泥土根尊、沙土根尊とまをす。)次に神ます、大戶之道尊、(一に大戶之邊と云ふ。)大苫邊尊。亦大戶摩彦尊、大戶摩姬尊とまをす、亦大富道尊、大富邊尊とまをす。)次に神ます、面足尊、惶根尊。(亦吾屋惶根尊とまをす、亦忌

橿城尊とまをす（〇忌ノ上ニ「吾」を補ひて「アユ」と訓む說あり」、亦青橿城根尊とまをす、亦吾屋橿城尊とまをす。）次に神ます、伊弉諾尊、伊弉冉尊。

一書に曰く、此の二神は青橿城根尊の子なり。」3オ

一書に曰く、國常立尊、天鏡尊を生みませり。天鏡尊、天萬尊を生みませり。天萬尊、沫蕩尊を生みませり。沫蕩尊伊弉諾尊を生みませり。（沫蕩、此をアワナギと云ふ。）

凡て八神ます。乾坤の道相參りて化る、所以に、此の男女を成す。國常立尊より伊弉諾尊、伊弉冉尊にいたる迄、是を神世七代と謂ふなり。

一書に曰く、男女耦生之神、先づ埿土煑尊・沙土煑尊ます。次に角樴尊、活樴尊ます。次に面足尊・惶根」3ウ尊ます。次に伊弉諾尊、伊弉冉尊ます。（樴は橛なり。）

伊弉諾尊、伊弉冉尊と天浮瀞の上に立たして、共に計らひて曰く、底つ下に豈國なからんやとのたまひて、廼ち天の瓊（瓊は玉なり、此をばヌと曰ふ。）矛を以て指下して探りしかば、是に滄溟を獲たまひき。其の矛の鋒より滴瀝る潮凝りて一の嶋と成れり、名づけて磤馭盧嶋と曰ふ。二神、是に彼の嶋に降居して、因て共爲夫婦して洲國を產生まむと欲す。便ち磤馭盧嶋を以て國の中の柱と爲し、（柱、此をミハシラと云ふ。）陽神左より旋り、陰神右より旋り、國の柱を分れ巡りて、一面に同會ひたまひき。時に陰神先づ唱へて曰く、憙哉、可美少男に遇ひぬ（少男、此をば」4オヲトコと云ふ。）陽神悅びたまはずして曰く、

吾は是れ男子なり、理まさに先づ唱ふべきを、如何にぞ婦人の反りて言先つる、事既に不祥、宜以て改め旋るべし。是に二神却つて更に相遇ひたまひぬ。是の行は陽神先づ唱へて曰く、憙哉、可愛少女に遇ひぬ。(少女、此をヲトメと云ふ) 因て陰神に問ひて曰く、汝が身に何の成れるところあるか。對へて曰く、吾が身に一つの雌の元といふ處あり。陽神の曰く、吾が身に亦雄の元といふ處あり、吾が身の元の處を以て汝が身の元の處に合はせむと思欲ふ。是に陰陽始めて遘合して夫婦と爲り玉ひき。産む時に至るに及びて、先づ淡路洲を以て胞と爲す。意に快びざる所なり、故れ名づけて淡路洲と曰ふ。廼ち大日本(日本、此をヤマトと云ふ、下皆此に效へ) 豐秋津洲を生む。次に伊豫の二名洲を生む。次に筑紫洲を生む。次に億岐洲と佐渡洲とを雙に生む、世人或は雙を生むことあるは此に象りてなり。次に越洲を生む。次に大洲を生む。次に吉備子洲を生む。是に由て始めて大八洲國の號起れり。即ち對馬嶋、壹岐嶋、及び處々の小嶋は、皆是れ潮の沫の凝りて成れるものなり、亦水の沫の凝りて成れるとも曰ふ。

一書に曰く、天神伊弉諾尊伊弉冉尊に謂りて曰く、豐葦原千五百秋瑞穗の地あり、宜しく汝往きて循すべしとのたまひて、廼ち天瓊戈を賜ふ。是に二神天上の浮橋に立たして、戈を投して地を求む。因れ滄海を畫して引擧ぐるとき、即ち戈の鋒より垂り落つる潮結りて嶋と爲る、名づけて磤馭廬嶋と曰ふ。二神彼の嶋に降居して、八尋の殿を化作て、又天柱を化竪てたまひき。陽神陰神に問ひて曰く、汝が身何の成れるところかある。對へて曰く、吾が身に具成りて陰の元といふ者一處あ

り。陽神曰く、吾が身に亦具成りて陽の元といふ者一處あり、吾が身の陽の元のところを以て汝が身の陰の元のところに合はせむと思欲ふ、と爾云ひて、即ち將に天柱を巡らむとして、約束りて曰く、妹は左より巡れ、吾はまさに右より巡らむ、旣にして分れ巡りて「5ッ」相遇ひたまふ。陰神乃ち先づ唱へて曰く、妍哉、可愛少男を。陽神後に和へて曰く、妍哉、可愛少女を。遂に爲夫婦して、先づ蛭兒を生む。便ち葦船に載せて流ちやりき。次に淡洲を生む。此れ亦以て兒の數に充れず。故れ還へりて復た天に上り詣でゝ、具に其の狀を奏したまふ。時に天神太占を以て卜合ふ、乃ち敎へて曰く、婦人の辭、其れ已に先づ揚げたればか、宜更に還り去ね、乃ち時日を卜定て降りましき。故れ二神改めて復た柱を巡りたまふ。陽神は左よりし、陰神は右よりして、旣に遇ひたまひぬる時に、陽神先づ唱へて曰く、妍哉、可愛少女を。陰神後に和へて曰く、「6オ」妍哉、可愛少男を。然て後に同じ宮に共に住して兒を生む。大日本豐秋津洲と號づく。次に淡路洲。次に伊豫二名洲。次に筑紫洲。次に隱岐三子洲。次に佐渡洲。次に越洲。次に吉備子洲。此に由りて之を大八洲國と謂ふ。（瑞、此をミヅと云ふ。妍哉、此をアナニヱヤと云ふ。可愛、此をばヱと云ふ。太占、此をばフトマニと云ふ。）

一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉冉尊、二神天霧の中に立たして曰く、吾は國を得まく欲りすとのたまひて、乃ち天瓊矛を以て指垂して探りたまひしかば、「6ウ」磤馭盧嶋を得たまひき。則ち矛を拔きあげて喜びて曰く、善きかも國の在りけるを。

一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉冉尊、二神高天原に坐しまして曰く、まさに國あらむかとのたまひて、乃ち天瓊矛を以て磤馭慮嶋を畫り成す。

一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉冉尊二神、相謂りて曰く、物あり、浮膏の若し、其の中に盖し國有らむかとのたまひて、乃ち天瓊矛を以て一の嶋を探り成す、名けて磤馭慮嶋と曰ふ。

一書に曰く、陰神先づ唱へて曰く、美哉、善少男をと。時に陰神之を以ての故に、不祥と爲して、更に復た改め巡ふ。則ち陽神先づ唱へて曰く、美哉、善少女をと。遂に合交せむとするに、而かも其の術を知らず。時に鶺鴒あり、飛び來て其の首尾を搖す。二神見そなはして之に學ひて、即ち交の道を得たまひき。

一書に曰く、二神合爲夫婦して、先づ淡路洲、淡洲を以て胞と爲し、大日本豐秋津洲を生む。次に伊豫洲。次に筑紫洲。次に隱岐洲と佐度洲とを雙に生む。次に越洲。次に大洲。次に子洲。

一書に曰く、先づ淡路洲を生みたまひ、次に大日本豐秋津洲、次に伊豫二名洲。次に隱岐洲。次に佐度洲。次に筑紫洲。次に壹岐洲。次に對馬洲。

一書に曰く、磤馭慮嶋を以て胞と爲して淡路洲を生む。次に大日本豐秋津洲。次に伊豫二名洲。次に筑紫洲。次に吉備子洲。次に億岐洲と佐度洲とを雙に生む。次に越洲。

一書に曰く、淡路洲を以て胞と爲して、大日本豐秋津洲を生む。次に淡洲。次に伊豫二名洲。次に隱岐

の三子洲。次に佐度洲。次に筑紫洲。次に吉備子洲。次に大洲。8オ

一書に曰く、陰神先づ唱へて曰く、妍哉、可愛少男をと。便ち陽神の手を握りて、遂に爲夫婦して淡路洲を生む。次に蛭兒を生む。

次に海を生み、次に川を生み、次に山を生み、次に木祖句句廼馳を生み、次に草祖草野姫を生みたまひき。亦の名は野槌。既にして伊弉諾尊、伊弉冉尊、共に議りて曰く、吾は已に大八洲國及び山川草木を生めり、何ぞ天下の主たる者を生まざらむとのたまひ。是に共に日神を生みます、大日孁貴と號す。（大日孁貴、此をオホヒルメノムチと云ふ。孁、音は力丁の反。一書に云く、天照大神。一書に云く、天照大日孁尊。）此の子光華明彩、六合の內に照り徹らせり。故れ二神喜び8ウ曰く、吾が息多なれども、未だかく靈異しき兒はあらず、久しく此の國に留むべきにあらず、自らまさに早く天に送りて、授くるに天上の事を以てすべし。是の時天地相去ること未だ遠からず、故れ天柱を以て天上に擧げまつりたまひき。次に月神を生みたまひき。（一書に云く、月弓尊、月夜見尊、月讀尊。）其の光彩日に亞げり、以て日に配べて治すべしとのりたまひ、故れ亦天に送りたまふ。次に蛭兒を生みます。已に三歳になるまで、脚猶立たざりき。故れ之を天磐櫲樟船に載せて、順風放ち棄てたまひき。次に素戔嗚尊を生みたまひき。（一書に云く、神素戔嗚尊、速素戔嗚尊。）此の神勇悍、安忍にまして、且常に哭泣を以て行と爲したまふ。故れ國內の人民をして多に夭折しめ、復た青9オ山を枯山になす。故れ其の父母二神素戔嗚尊に勅りたまはく、汝は

甚と無道、以て宇宙に君臨たるべからず、固にまさに遠く根國に適ねとのたまひて、遂に逐らひたまひき。

一書に曰く、伊弉諾尊曰く、吾れ御宇の珍子を生まむとのたまひて、乃ち左の手を以て白銅鏡を持りたまふとき、則ち化出る神あり、是を大日孁尊と謂す、右の手に白銅鏡を持りたまふとき、則ち化出る神あり、是を月弓尊と謂す、又首を廻らしゝ顧眄之間に、則ち化る神あり、是を素戔嗚尊と謂す。即ち大日孁尊及び月弓尊は、並に是れ質性明麗し、故れ天地を照り臨ましめたまひき。素戔嗚尊は是れ性殘ひ害ることを好みたまふ、故れ下して根國を治させたまひき。（珍、此をウヅと云ふ。顧眄之間、此をミルマサカリニと云ふ。）

一書に曰く、日月既に生れたまひぬ。次に蛭兒を生みたまふ。此の兒年三歲に滿るまで、脚尙立たざりき。初め伊弉諾尊、伊弉冉尊、柱を巡りたまひし時、陰神先づ喜びの言を發ぐ、既に陰陽の理に違へり、所以、今蛭兒を生みたまふ、次に素戔嗚尊を生みたまふ。此の神性惡くて常に哭き恚くことを好む、國の民多に死に、青山は枯と爲す。故れ其の父母勅して曰く、假使汝此の國を治らば、必ず殘ひ傷る所多からむ、故れ汝は極めて遠き根國を馭すべしとのりたまひき。次に鳥磐橡樟船を生みたまふ、輙ち此の船を以て蛭兒を載せ、順流に放ち棄てたまひき。次に火神軻遇突智を生みたまふ、時に伊弉冉尊、軻遇突智の爲めに焦かれて終りましぬ。其の終りまさむとする間に、臥しながら土神埴山姬及び水神罔象女を生みましき。卽ち軻遇突智、埴山姬に娶ひて稚產靈を生みたまひぬ。此の神の頭の上に

蠶と桑と生り、臍の中に五穀生りき。(罔象、此をミツハと云ふ。)

一書に曰く、伊弉冉尊火產靈を產みたまふ時に、子の爲めに焦かれて[10]神退りましぬ。亦神避と云ふ。其の神退りまさむとする時に、則ち水神罔象女及び土神埴山姬を生み、又天吉葛を生みましき。(天吉葛、此をアマノヨサヅラと云ふ。一にヨソヅラと云ふ。)

一書に曰く、伊弉冉尊、火神軻遇突智を生まむとしたまふ時に、悶熱懊惱みませるに因て吐したまふ此れ神と化爲りましつ、名を金山彥といふ。次に小便したまふに神化爲りましつ、名を罔象女といふ。次に大便まりたまふに神化爲りましつ、名を埴山姬といふ。

一書に曰く、伊弉冉尊火神を生みます時に、灼かれて神退去りまし[11]ぬ。故れ紀伊國の熊野の有馬村に葬しまつりき。土俗此の神の魂を祭るに、花の時には、亦花を以て祭り、又鼓、吹、幡旗を用て歌ひ舞ひて祭れり。

一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉冉尊と共に大八洲國を生みたまひき。然て後に、伊弉諾尊曰く、我が生める國、唯朝霧のみありて、薫り滿てるかもとのりたまひて、乃ち吹撥ふ氣に化爲る神、號を級長戶邊命とまをす、亦は級長津彥命とまをす、是れ風神なり。又飢ゑませる時生みませる兒を倉稻魂命と號す。又海神等を生みたまひき、少童命と號す。山[11]神等を山祇と號す。水門神等を速秋津日命と號す。木神等を句句廼馳と號す。土神を埴安神と號す。然て後悉く萬づの物を生みましき。火軻遇突智

の生るゝに至りて、其の母伊弉冉尊焦かれて化去りましぬ。時に伊弉諾尊恨みて曰く、唯一兒を以て我が愛しき妹に替へつるかもとのたまひて、則ち頭邊に匍匐ひ、脚邊に匍匐ひ、哭泣ち流涕たまふ。其の涙墮ちて神となりき。是れ即ち畝丘の樹下にます神なり、啼澤女命と號す。遂に帶かせる十握劒を拔きて、軻遇突智を斬りて三段に爲したまひつ、此れ各神と化成りき。[12] 復た劒の刃より垂る血、是は天安河邊なる五百箇磐石となりき、即ち此れ經津主神の祖なり。復た劒の鐔より垂る血、激り越えて神となる、號を甕速日神とまをす。次に熯速日神。其の甕速日神は是れ武甕槌神の祖なり。亦甕速日命と曰す。次に熯速日命。次に武甕槌神。復た劒の鋒より垂る血、激り越えて神となる、號を磐裂神とまをす。次に根裂神。次に磐筒男命。一は磐筒男命及び磐筒女命と曰す。復た劒の頭より垂る血、激り越えて神となる、號を闇龗と曰す。次に闇山祇、次に闇罔象女。然て後、伊弉[12]諾尊、伊弉冉尊を追ひて、黄泉に入りまして及きて、共に語らひたまふ時、伊弉冉尊曰く、吾が夫君尊、何ぞも晩く來しつる、吾は已に湌泉之竈しつ、然れども吾れまさに寢息また、請ふな視ましそとまをしたまひき。伊弉諾尊聽きたまはず、陰に湯津爪櫛を取らして、其の雄柱を牽折き、以て秉炬と爲して見たまへば、則ち膿沸き虫流る。今世人夜一片之火とぼすことを忌む、又夜擲櫛を忌む、此れ其の緣なり。時に伊弉諾尊大く驚きて曰く、吾は意はずに、不須也凶目汚穢之國に到つとのたまひて、乃ち急く走り廻歸りましぬ。時に伊弉冉尊恨みて曰く、何ぞ[13]要りし言を用ゐたまはずして、吾れに耻辱みせ

たまひつとのたまひて、乃ち泉津醜女八人を遣はして（一は泉津日狹女と云ふ）追留めまつりき。故れ伊弉諾尊劒を拔きて背に揮きつゝ逃げたまふ。因て黑鬘を投げたまふ。此れ即ち蒲陶と化成る。醜女見て採り噉む、噉み了りて則ち更追ふ。伊弉諾尊、又湯津爪櫛を投げたまふ。此れ即ち筍と化成る。醜女亦以て拔き噉む、噉み了りて則ち更追ふ。後に則ち伊弉冉尊亦自ら追ひ來ましぬ。是の時伊弉諾尊已に泉津平坂に到りましき。一は云く、伊弉諾尊乃ち大樹に向ひて放屎したまふ。此れ即ち巨川に化成る。泉津日狹女、其の水を渡らむとする間に、伊弉諾」13ウ尊、已に泉津平坂に至りましき。故れ便ち千人所引の磐石を以て其の坂路を塞ぎ、伊弉冉尊と相向ひて立たし、遂に絕妻之誓を建つ。時に伊弉冉尊曰く、愛しき吾が夫君し、かく言はゞ、吾はまさに汝が治する國の民、日に千頭縊り殺さなとまをしたまひき。伊弉諾尊乃ち報へて曰く、愛しき吾が妹し、かく言はゞ、吾は則ちまさに日に千五百頭產まなとのりたまひき。因て曰く、此よりな過ぎましそとのりたまひて、即ち其の杖を投げたまふ、是を岐神と謂す。又其の帶を投げたまふ、是を長道磐神と謂す。又其の衣を投げたまふ、是を煩神と謂す。又其の褌を投げたまふ、是を開囓神と謂す。又其の履を投げたまふ、是を」14オ道敷神と謂す。其の泉津平坂に「或は所謂泉津平坂とは、復た別に處所あるにあらず、但死るに臨びて氣絕ゆる際、是を謂ふ歟。「〇或は以下注か」」塞れる磐石は、是を泉門に塞ります大神と謂す、亦の名は道返大神。伊弉諾尊既に還りたまひ、乃ち追ひて悔いて曰く、吾は前に不須也凶目汚穢之處に到り

き、故れまさに吾か身の濁穢を滌ひ去てむとのたまひて、則ち往まして筑紫の日向の小戸の橘の檍原に至りて祓除ひたまひき。遂に身の所汚を盪滌たまはむとして、乃ち興言して曰はく、上瀨は是れ太だ疾し、下瀨は是れ太だ弱しとのたまひて、便ち中瀨に濯ぎたまひき。因て生りませる神の14號は八十枉津日神とまをす。次に其の枉を矯さむとして生りませる神の號は神直日神とまをす。次に大直日神。又海底に沈み濯ぎたまふ。因て生りませる神の號を底津少童命とまをす。次に底筒男命。又潮の中に潜き濯ぎたまふ。因て生りませる神の號を表(〇衍カ)中津少童命とまをす。次に中筒男命。又潮の上に浮き濯ぎたまふ。因て生りませる神の號は表津少童命とまをす。次に表筒男命。凡て九神ます。其の底筒男命、中筒男命、表筒男命は、是れ即ち住吉大神なり。底津少童命、中津少童命、表津少童命は、是れ阿曇連等が祭る神なり。然て後、左の眼を洗ひたまふ。因て生りませる神の號は天照大神とまをす。復た右の眼を洗ひたまふ。因て生りませる神の號は月讀尊とまをす。復た鼻を洗ひたまふ。因て生りませる神の號は素戔嗚尊とまをす。凡て三神なりましき。已にして伊弉諾尊三子に勅任して曰はく、天照大神は以て高天原を治すべし、月讀尊は以て滄海原の潮の八百重を治すべし、素戔嗚尊は以て天下を治すべしとのりたまひき。是の時素戔嗚尊年已に長けたまひ、復た八握鬚髯生ひましき。然れども天下を治さずして、常に以て啼泣ち恚恨みたまふ。故れ伊弉諾尊問ひてし

15ウ 曰はく、汝何の故にか恒にかく啼くや。對へて曰はく、吾は母の根國に從はむと欲ひて、只泣

くのみとまをしたまひき。伊弉諾尊惡まして曰はく、任情に行ねとのたまひて、乃ち逐ひたまひき。

一書に曰く、伊弉諾尊劒を拔き軻遇突智を斬りて三段と爲したまひつ。其の一段は是れ雷神となり、一段は是れ大山祇神となり、一段ば是れ高龗となる。又曰く、軻遇突智を斬りたまふ時に、其の血激り越えて、天八十河中なる五百箇磐石に染む、因て神と化成る、號は磐裂神と曰す、次に根裂神、兒磐筒男神。次に磐[16オ]筒女神。兒經津主神。(倉稻魂、此をウカノミタマと云ふ。少童、此をワタツミと云ふ。頭邊、此をマクラベと云ふ。脚邊、此をアトベと云ふ。熯は火なり、音は而善の反。龗、此をオカミと云ふ、音は力丁の反。吾夫君、此をアガナセと云ふ。飡泉之竈、此をヨモツヘグヒと云ふ。秉炬、此をタビと云ふ。不須也凶目汚穢、此をイナシコメキタナキと云ふ。醜女、此をシコメと云ふ。背揮、此をシリヘテニフクと云ふ。泉津平坂、此をヨモツヒラサカと云ふ。[16ウ] 屎、此をユマリと云ふ、音は乃弔の反。絕妻之誓、此をコトドと云ふ。岐神、此をフナトノカミと云ふ。檍、此をアハキと云ふ。)

一書に曰く、伊弉諾尊、軻遇突智命を斬りて五段と爲したまひつ、此れ各五の山祇と化成る。一は則ち首、大山祇と化爲る、二は則ち身中、中山祇と化爲る、三は則ち手、麓山祇と化爲る、四は則ち腰、正勝山祇と化爲る、五は則ち足、䨄山祇と化爲る。是の時斬る血、激り灑ぎて石礫樹草に染めり。此れ草木沙石の自ら火を含める[17オ]緣なり。(麓山、此をハヤマと云ふ。正勝、此をマサカと云ふ、一に

マサカヅといふ。雖、此をシキといふ、音は烏含の反。）

一書に曰く、伊弉諾尊、其の妹を見まく欲して、乃ち殯斂（舊訓ソノヲ）の處に到ましき。是の時伊弉冉尊猶生平の如出迎へまして共に語らひたまひき。已にして伊弉諾尊に謂りて曰はく、吾が夫君尊請ふ吾をな視ましそとのたまふ。言訖りて忽然見えたまはず。時に闇かりき。伊弉諾尊乃ち一片之火を擧して視たまふ。時に伊弉冉尊脹滿太高まして、上に八色の雷公ありき。伊弉諾尊驚かして走り還りたまふ。是の時雷等皆起ちて追ひ來る、時に道の邊に大きなる桃樹あり、故れ伊弉諾尊其の樹の下に隱れまして、因て其の實を採りて以て雷に擲げたまひしかば、雷等皆退走きぬ。此れ桃を用て鬼を避くる緣なり。時に伊弉諾尊乃ち其の杖を投てて曰はく、此より以還、雷え來じとのたまひき。是を岐神と謂す。此の本の號をば來名戸の祖神と曰ふ。所謂八雷とは、首に在るを大雷と曰ひ、胸に在るを火雷と曰ひ、腹に在るを土雷と曰ひ、背に在るを稚雷と曰ひ、尻に在るを黑雷と曰ひ、手に在るを山雷と曰ひ、足の上に在るを野雷と曰ひ、陰の上に在るを裂雷と曰ふ。」18オ

一書に曰く、伊弉諾尊追ひて伊弉冉尊の在せる處に至りましき、便ち語りて曰はく、汝を悲しとおもふが故に來つ。答へて曰はく、族よ吾をな看ましそ。伊弉諾尊從ひたまはずして、猶看そなはす。故れ伊弉冉尊恥ぢ恨みて曰はく、汝已に我が情を見つ、我れ復た汝が情を見むと。時に伊弉諾尊亦慙ぢたまふ。因れ將に出でて返りなむとす。時に直に默し歸りたまはず、盟ひて曰はく、族離れなむ。又曰

く、族負けじと。乃ち唾はける神あり、號を速玉之男神と曰ふ。次に掃ふ神あり、號を泉津事解之男と曰ふ。凡て二神ます。其の妹と泉津平坂に相鬪ふに及びて、伊弉諾尊曰はく、始め族が爲めに悲しみ、し18及び思哀びけることは、是れ吾が怯なり。時に泉津守道といふもの白して云さく、言あり曰はく、吾れと汝と已に國を生みにき、奈何ぞ更に生まむことを求めんや、吾は則ちまさに此の國に留まるべし、共にな去りましそとまをしき。是の時菊理媛神亦白す事あり。伊弉諾尊聞しめして善めたまひ、乃ち散去ましぬ。但し親ら泉國を見たまひしこと、此れ既に不祥。故れ其の穢惡を濯ぎ除はんと欲して、乃ち往きて粟門及び速吸名門を見そなはす。然るに此の二つの門、潮既に太急、故れ橘の小門に還向りまして拂ひ濯ぎたまふ。時に水に入りて磐土命を吹生したまひ、水を出でて大直日神を吹生したまひ、又入りて底土命を吹生したまひ、出でゝし19大綾津日神を吹生したまひ、又入りて赤土命を吹生したまひ、出でゝ大地海原の諸の神を吹生したまひき。(不負於族、此をウガラマケジと云ふ。)

一書に曰く、伊弉諾尊三子に勅任して曰はく、天照太神は以て高天の原を御すべし、月夜見尊は以て日に配べて天上の事を知すべし、素戔嗚尊は以て滄海之原を御すべし。既にして天照大神天上にましまして曰はく、葦原の中國に保食神ありと聞く、宜しく爾月夜見尊就きて候せ。月夜見尊し19勅を受けて降ります。已にして保食神の許に到りたまふ。保食神乃ち首を廻らして國に嚮ひしかば、則ち口より飯出づ、又海に嚮ひしかば、則ち鰭の廣もの、鰭の狹もの、亦口より出づ、又山に嚮ひしかば、

則ち毛の麁もの、毛の柔もの、亦口より出づ。夫れ品物悉く備へて、百机に貯へて饗たてまつる。是の時に月夜見尊忿然作色して曰はく、穢らはしきかも、鄙しきかも、寧ろ口より吐れる物を以て敢て我れに養ふべけんやとのたまひて、廼ち劍を拔きて撃殺したまひき。然て後に復命して、具に其の事を言したまひき。時に天照大神怒りますこと甚だしくして曰はく、汝は是れ惡しき神なり、相見じとのたまひて、乃ち月夜見尊と一日一夜隔て離れて住みたまふ。是の後に天照大神復た天熊人を遣して往きて看せたまふ。是の時、保食神實に已に死れり、唯其の神の頂に牛馬化爲れり、顱の上に粟生れり、眉の上に蠒生れり。眼の中に稗生れり、腹の中に稻生れり、陰の中に麥及び大豆、小豆生れり。天熊人悉に取持ち去きて奉進りき。時に天照大神喜びて曰はく、是の物は則ち顯見蒼生の食ひて活くべきものなりとのたまひて、乃ち粟、稗、麥、豆を以て陸田種子と爲し、稻を以て水田種子と爲す。又因て天邑君を定めたまひき。即ち其の稻種を以て始めて天狹田及び長田に殖う。其の秋の垂穎、八握に莫莫然甚だ快し。又口の裏に蠒を含み、便ち絲を抽くことを得たり。此より始めて養蠶の道あり。(保食神、此をウケモチノカミと云ふ。顯見蒼生、此をウツシキアヲヒトクサと云ふ。)

是に素戔嗚尊請して曰さく、吾今教を奉はりて根國に就りなんとす、故れ暫く高天原に向でて姉と相見えて、而して後に永に退りなんと欲ふ。許すと勅ふ。乃ち天に昇り詣づ。是の後に伊弉諾尊神功

既に畢へたまひて、靈運當遷。是を以て幽宮を淡路の洲に構り、寂然長く隱れましき。亦曰く、伊弉諾尊功既に至たまひぬ、德亦大いなり。是に天に登りまして[21]報命したまひき、仍て日の少宮に留まり宅みましぬ。（少宮、此をワカミヤと云ふ）始め素戔嗚尊天に昇ります時に、溟渤鼓き盪ひ、山岳鳴り呴えき。此れ則ち神性雄健が然らしむるなり。天照大神素より其の神暴く惡しきことを知ろしめす、來詣る狀を聞しめすに至りて、乃ち勃然驚きたまひて曰はく、吾弟の來ること豈善き意を以てせんや、謂ふに、まさに國を奪はむとする志ありてか、夫れ父母の既に諸の子に任せたまひて、各其の境を有たしむ、如何ぞ就くべき國を棄て置きて、敢て此處を窺窬ふやとのたまひて、乃ち髮を結げて髻に爲し、裳を縛ひて袴に爲し、便ち八坂瓊の五百箇御統を以て（御統、此をミスマルと云ふ）其の髻鬘及び腕に纏ひ、又背に[21]千箭の靫と（千箭、此をチノリと云ふ）五百箭の靫とを負ひ、臂には稜威の高鞆を著き、（稜威、此をイツと云ふ）弓彇を振起て、劍柄を急握り、堅庭を蹈みて股に陷し、沫雪の若す蹴散かし、（蹴散、此をクエハラヽカスと云ふ）稜威の雄誥を奮はし、（雄誥、此をヲタケビと云ふ）稜威の嘖讓を發して（嘖讓、此をコロビと云ふ）徑に詰り問ひたまひき。素戔嗚尊對へて曰はく、吾は元より黑き心無し、但父母已に嚴しき勅して、永に根國に就りなむとす、如し姉と相見えずば、吾れ何ぞ能く敢て去らむ、是を以て雲霧を跋涉り、遠くより來參しを、意はえず、阿姉翻て嚴顏を起したまふと申しき。時に天照大神復た問ひて曰はく、若し然らば將に何を以て爾[22]が赤き心を明さむとす。對へて曰はく、請ふ姉と共に

誓はん、夫れ誓約の中に、(誓約之中、此をウケヒノミナカと云ふ)必ずまさに子を生むべし、如し吾が生めらむ是れ女ならば、則ち濁き心ありとしたまへ、若し是れ男ならば、則ち清き心ありとしたまへ」と。是に天照大神乃ち素盞嗚尊の十握劒を索ひ取らして、打折りて三段に爲し、天眞名井に濯ぎ、䜝然咀嚼、(䜝然咀嚼、此をサガミニカムと云ふ)吹棄つる氣噴の狹霧に(吹棄氣噴之狹霧、此をフキウツルイフキノサギリと云ふ)生りませる神の號は田心姫と曰す。次に湍津姫。次に市杵島姫。凡て三女まします。既にして素盞嗚尊天照大神の髻鬘、及び[22]腕に纏かせる八坂瓊の五百箇御統を乞ひ取らし、天眞名井に濯ぎ、䜝然咀嚼、吹棄つる氣噴の狹霧に生りませる神の號は正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊と申す。次に天穗日命。(是は出雲臣、土師連等が祖なり)次に天津彥根命。(是は凡河內直、山代直等が祖なり)次に活津彥根命。次に熊野櫲樟日命。凡て五男ます。是の時に天照大神勅して曰はく、其の物根を原ぬれば、則ち八坂瓊の五百箇御統は是れ吾が物なり、故れ彼の五男神は悉く是れ吾が兒ぞとのたまひて、乃ち取りて子養したまひき。又勅して曰はく、其の十握劒は是れ素盞嗚尊の物なり、故れ[23]此の三女神は悉くに是れ爾が兒ぞとのたまひて、便ち素盞嗚尊に授けたまふ。此れ即ち筑紫の胸肩君等が祭る神是れなり。

一書に曰く、日神本より素盞嗚尊の武健くまして物を陵ぐ意あることを知ろしめし、其の上り至せるに及びて便ち謂さく、弟の來ませる所以は、是れ善き意にあらじ、必ずまさに我が天原を奪はむとならむと、乃ち大夫の武き備を設けたまひ、躬に十握劒、九握劒、八握劒を帶かし、又背上に靫を負

ひ、又臂に稜威の高鞆を著き、手に弓箭を握らし、親ら迎へて防禦ぎたまふ。是の時に素戔嗚尊告して曰はく、吾れ元より惡き心無し、唯姉と相見えむと欲ふ、只だ暫く來つるのみ。是に日神素戔嗚尊と共に相對ひて立たして、誓ひて曰はく、若し汝が心明淨くして、陵ぎ奪はむ意あらずば、汝が生さむ兒必ずまさに男ならむと、言ひ訖へて、先づ帶かせる十握劍を食し、兒を生す、瀛津嶋姫と號けたまふ。又九握劍を食し、兒を生す、湍津姫と號けたまふ。又八握劍を食し、兒を生す、田心姫と號けたまふ。凡て三女神ます。已にして素戔嗚尊、其の頸に嬰げる五百箇御統の瓊を以て、天渟名井、亦の名は去來の眞名井に濯ぎて之を食す、乃ち兒を生す、正哉吾勝勝速日天忍骨尊と號す。次に天津彥根命。次に活津彥根命。次に天穗日命。次に熊野忍踏命。凡て五男神ます。故れ素戔嗚尊既に勝ちの驗を得たまひき。是に日神方に素戔嗚尊の固より惡しき意無きことを知ろしめし、乃ち日神の生れませる三女神を以て筑紫洲に降りまさしめ、因れ敎へて曰はく、汝三神宜しく道の中に降居して天孫を助け奉りて、天孫の爲めに祭れよとのりたまひき。

一書に曰く、素戔嗚尊天に昇りまさむとする時に、一神あり、號は羽明玉、此の神迎へ奉りて、瑞八坂瓊の曲玉を進る。故れ素戔嗚尊其の瓊玉を持て天上に到りましき。是の時に天照大神弟の惡しき心有らむと疑ひたまひ、兵を起して詰問たまふ。素戔嗚尊對へて曰はく、吾れ來る所以は、實に姉と相見えむと欲てなり、亦珍寶瑞八坂瓊の曲玉を獻らむと欲ふのみ、敢て別意あるにあらず。

時に天照大神復た問ひて曰はく、汝が言ふこと虚實を、將に何を以てか驗と爲むとのたまへば、對へて曰はく、請ふ吾れ姉と共に誓約を立てむと、誓約の間に、女を生さば黑き心ありと爲せ、男を生さば赤き心ありと爲せ。乃ち天眞名井を三處に掘りて相與に對き立ちたまふ。是の時天照大神、素戔嗚尊に謂りて曰はく、吾が帶ける劍を以て、今まさに汝に奉らむ、汝は汝が持たる八坂瓊の曲玉を以て[25]予に授けよとのりたまひき。かく約束りて共に相換へて取りたまふ。已にして天照大神、則ち八坂瓊の曲玉を以て、天眞名井に浮寄せて、瓊の端を囓ひ斷ちて、吹出づる氣噴の中に化生りませる神を市杵嶋姬命と號す、是は遠瀛にます者なり。又瓊の中を囓ひ斷ちて吹出づる氣噴の中に化生りませる神を田心姬命と號す、是は中瀛にます者なり。又瓊の尾を囓ひ斷ちて吹出づる氣噴の中に化生りませる神を湍津姬命と號す、是は海濱(○類聚國史近瀛ニ作ル)にます者なり。凡て三女神ます。是に素戔嗚尊持たる劍を以て天眞名井に浮寄せて、[27]劍の末を囓ひ斷ちて吹出づる氣噴の中に化生りませる神を天穗日命と號す。次に正哉吾勝勝速日天忍骨尊、次に天津彥根命。次に活津彥根命。次に熊野櫲樟日命。凡て五男神ますと云爾。

一書に曰く、日神素戔嗚尊と天安河を隔てゝ相對ひ、乃ち立たして誓約ひて曰はく、汝若し奸賊之心あらずば、汝が生めらむ子必ず男ならむ、如し男を生めらば、予れ以て子と爲して天原を治しめむ。是に日神、先づ其の十握劍を食しまして化生ませる兒、瀛津嶋[26]姬命、亦の名は市杵嶋姬命。又九

握劍を食しまして化生ませる兒、湍津姫命。又、八握劍を食しまして化生ませる兒、田霧姫命。已にして素戔嗚尊其の左の髻に纒かせる五百箇御統の瓊を含みて、左の手の掌中に著きて、便ち男を化生す、則ち稱して曰はく、正哉、吾れ勝ちぬ。故れ因りて名づけて勝速日天忍穗耳尊とまをす。復た右の髻の瓊を含みて、右の手の掌中に著きて、天穗日命を化生す。復た頸に嬰げる瓊を含みて、左の臂の中に著きて天津彦根命を化生す。又右の臂の中より活津彦根命を化生す。又左の足の26ウ中より熯之速日命を化生す。又右の足の中より熊野忍蹈命を化生す、亦の名は熊野忍隅命。其れ素戔嗚尊の生しませる兒皆已に男なり。故れ日神方に素戔嗚尊元より赤き心ありと知ろしめし、便ち其の六男を取りて、以て日神の子と爲して天原を治しむ、即ち日神の生しませる三女神を以て、葦原中國の宇佐嶋に降居さしむ。今海の北の道の中にます、號つけて道主貴とまをす。此れ筑紫の水沼君等が祭る神是れなり。(熯は干なり、此をヒと云ふ。)

是の後、素戔嗚尊の爲行甚だ無狀。何とならば、天照大27オ神天狹田長田を以て御田と爲したまふ。時に素戔嗚尊、春は則ち重播種子し、重播種子、此をシキマキと云ふ)且其の畔を毀つ、(毀、此をハナツと云ふ)秋は則ち天の斑駒を放ち、田の中に伏せしめ、復た天照大神當に新嘗きこしめす時を見て、則ち陰に新宮に放屎り、又天照大神、方に神衣を織りつゝ齋服殿に居しますを見て、則ち天の斑駒を剝ぎて、殿の甍を穿ちて投げ納る。是の時に天照大神驚動たまひて、梭を以て身を傷ひたまひき。此に由りて發慍ま

して、乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽居しぬ。故れ六合の内常闇にして、晝夜の相代るを知らず。時に八十萬の神、天安河邊に會合ひて、其の禱るべき方を計らふ。故れ思兼神深く謀り遠く慮りて、遂に常世の長鳴鳥を聚めて互に長鳴せしむ。亦手力雄神を以て磐戸の側に立たしめて、中臣連の遠祖天兒屋命、忌部の遠祖太玉命、天香山の五百箇眞坂樹を掘にこじて、上枝には八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝には八咫鏡を懸け、(一に眞經津鏡と云ふ)下枝には青和幣(和幣、此をニギテと云ふ)白和幣を懸て、相與に祈禱まをす。又猨女君の遠祖天鈿女命、則ち手に茅纒の矟を持ち、天石窟戸の前に立たして巧に俳優す。亦天香山の眞坂樹を以て鬘に爲し、└28オ 蘿を以て(蘿、此をヒカゲと云ふ)手繦に爲して、(手繦、此をタスキと云ふ)火處燒き、覆槽置せ、(覆槽(置)、此をウケ(フセ)と云ふ)顯神明之憑談す。(顯神明之憑談、此をカムガカリと云ふ)是の時、天照大神聞しめして曰く、吾れ比ろ石窟に閉居り、謂ふに、まさに豐葦原中國は必ず長夜ゆくらむ、云何ぞ天鈿女命かく噱樂するやとのたまひて、乃ち御手を以て磐戸を細めに開けて窺はす。時に手力雄神、則ち天照大神の手を承り奉りて引きて出し奉つりき。是に中臣神、忌部神、則ち端出之繩を界し、(亦左繩と云ふ、端出之繩、此をシリクメナハと云ふ)乃ち請して曰さく、復たな還幸ましそ。然して後、諸の神罪過を素戔嗚尊に歸せ、└28ウ 科するに千座置戸を以てし、遂に促め徵る、髮を拔かしむるまで其の罪を贖ふ。亦曰く、其の手足の爪を拔きて之を贖ふ。已にして竟に逐降ひき。

一書に曰く、是の後稚日女尊、齋服殿に坐して、神之御服を織りたまふ。素戔嗚尊見そなはして、則ち斑駒を逆剝ぎて、殿の內に投入る。稚日女尊乃ち驚きたまひて機より墮ち、持たる梭を以て體を傷らしめて神退りましぬ。故れ天照大神素戔嗚尊に謂りて曰はく、汝猶黑き心ありき、汝と相見じとのたまひて、乃ち天石窟に入りまして磐戸を閉着しつ。是に天下恒闇にして、復た晝夜の殊も無し。29オ故れ八十萬の神を天高市に會へて問はしむ。時に高皇產靈尊の息思兼神といふ者あり、思慮の智あり、乃ち思ひて白して曰さく、宜しく彼の神の象を圖し造りて招禱奉らむ。故れ卽ち石凝姥を以て冶工と爲し、天香山の金を採りて以て日矛を作らしむ。又眞名鹿の皮を全剝にはぎて、以て天羽鞴を作る。此を用て造り奉る神は、是れ卽ち紀伊國に坐せる日前神なり。(石凝姥、此をイシコリドメと云ふ。全剝、此をウツハギと云ふ)

一書に曰く、日神尊天垣田を以て御田と爲したまふ。時に素戔嗚29ウ尊、春は則ち渠を塡め毀畔、又秋は穀已に成りぬれば、則ち互すに絡繩を以てす。且日神織殿に居します時に、則ち斑駒を生剝にはぎて、其の殿の內に納る。凡て此の諸の事盡に是れ無狀。然れども日神恩親之意もて慍めたまはず恨みたまはず、皆平かなる心を以て容したまふ。日神新嘗きこしめす時に至るに及びて、素戔嗚尊則ち新宮の御席の下に、陰に自ら送糞る。日神知ろしめさずして、徑に席の上に坐たまふ。是に由て日神體擧りて不平みたまふ。故れ以て恚恨りまして、廼ち天石窟に居しまして、其の磐戸を

閉しぬ。時に諸神憂へて、乃ち鏡作部の遠祖天糠戸者をして鏡を造らしめ、忌部の遠L30祖太玉者に幣を造らしめ、玉作部の遠祖豐玉者に玉を造らしむ、又、山雷者には五百箇眞坂樹の八十玉籤を探らしむ、野槌者には五百箇野薦の八十玉籤を探らしむ。凡て此の諸の物皆來聚集ひぬ。時に中臣の遠祖天兒屋命、則ち以て神祝き祝きき。是に日神方に磐戸を開けて出でます。是の時鏡を以て其の石窟に入れしかば、戸に觸れて小し瑕つけり、其の瑕今に猶存し。此れ即ち伊勢に崇秘る大神なり。已にして罪を素戔嗚尊に科せて、其の祓具を責る。是を以て手端の吉棄物、足端の凶棄物あり、亦L30唾を以て白和幣と爲し、洟を以て靑和幣と爲す。此を用て解除竟へて、遂に神逐の理を以て逐ふ。（送糞、此をクソマルと云ふ。玉籤、此をタマグシと云ふ。祓具、此をハラヘツモノと云ふ。手端吉棄、此をタナスエノヨシキラヒと云ふ。神祝祝之、此をカムホサキホサキキと云ふ。遂之、此をヤラフと云ふ）

一書に曰く、是の後日神の田三處あり、號つけて天安田、天平田、天邑幷田と曰ふ、此れ皆良き田なり。霖旱に經ふと雖も、L31損傷はるゝ所無し。其の素戔嗚尊の田亦三處有り、號つけて天樴田、天川依田、天口鋭田と云ふ、此れ皆磽地なり、雨ふれば則ち流れ、旱れば則ち焦けぬ。故れ素戔嗚尊妬みて姉の田を害ふ、春は則ち廢渠槽、及た埋溝、毀畔、又重播種子す、秋は則ち捶籤、馬を伏す。凡て此の惡しき事、曾て息む時無し。然れども日神慍みたまはず、恒に平恕を以て相容したまふ云云。日神の天石窟に閉居すに至りて、諸の神たち中臣連の遠祖興台產靈の兒天兒屋命を遣して祈みま

をさしむ。是に天兒屋命天香山の眞31ウ坂木を堀にこじて、上枝には鏡作の遠祖天拔戸が兒、石凝戸邊が作れる八咫鏡を懸け、中枝には玉作の遠祖伊弉諾尊の兒、天明玉の作れる八坂瓊の曲玉を懸け、下枝には粟國の忌部の遠祖天日鷲の作れる木綿を懸でゝ、乃ち忌部首の遠祖太玉命に執取たしめて、廣く厚く稱辭祈啓さしむ。時に日神聞しめして曰さく、頃者、人多に請せども、未だかく言の麗美はあらず、乃ち磐戸を細めに開けて窺はす。是の時に天手力雄神磐戸の側に侍ひ、則ち引開けしかば、日神の光32オ六合に滿ちき。故れ諸の神たち大く喜びたまひて、即ち素戔嗚尊に千座置戸の解除を科せて、手の爪を以ては吉棄物と爲し、足の爪を以ては凶棄物と爲す。乃ち天兒屋命をして其の解除の太諄辭を掌りて宣らしむ。世人愼みて己が爪を收むるは、此れ其の緣なり。既にして諸の神たち素戔嗚尊を嘖めて曰はく、汝が所行甚だ無賴、故れ天上にな住みましそ、亦葦原中國にもな居みましそ、宜、急に底根の國に適ねといひて、乃ち共に逐降去りき。時に霖ふる。素戔嗚尊青草を結束ねて、以て笠蓑と爲して宿を衆神に乞ふ。衆神32ウ曰はく、汝は是れ躬の行濁惡しくして逐らひ謫めらるゝ者なり、如何ぞ宿を我に乞ふといひて、遂に同に距ぐ。是を以て風雨甚だしと雖も、留まり休むことを得ず、辛苦みつゝ降りき。それより以來、世に笠蓑を著、以て他人の屋內に入ることを諱む、又束草を負ひて以て他人の家內に入ることを諱む、此を犯すことある者をば、必ず解除を債す、此れ太古の遺れる法なり。是の後に素戔嗚尊の曰はく、諸の神たち我を逐らふ、我れ今まさに永に去りな

ん、如何にぞ我が姉と相見えまつらずして、擅に自ら徑に去らむやといひて、廼ち復た天を扇し國を扇して天に上り詣づ。時に天鈿女見て日神に告言す。日神曰はく、吾が弟[33]上來ます所以は、復た好き意にあらじ、必ず我が國を奪はむと欲ひてならむか、吾れ婦女なれども、何ぞ避らむやとのたまひて、乃ち身に武き備を裝ふ云云。是に素戔嗚尊誓ひて曰はく、吾れ若し不善を懷ひて復た上來らば、吾れ今玉を囓て生さむ兒、必ずまさに女なるべし、かゝらば則ち女を葦原中國に降したまへ、如し淸き心あらば、必ずまさに男を生さむ、かゝらば則ち男をして天上を御しめたまへ、且姉の生したまはむも亦此の誓に同じからむとまをしき。是に日神先づ十握劍を囓みたまふ云云。素戔嗚尊乃ち轠轤然に其の左の髻に纏かせる五百箇統の瓊の綸を解き、瓊[33]響瑲瑲天渟名井に濯ぎ浮け、其の瓊の端を囓みて、左の掌に置きて生せる兒、正哉吾勝勝速日天忍穗根尊。復た右の瓊を囓みて右の掌に置きて生せる兒、天穗日命。此れ出雲臣、武藏國造、土師連等が遠祖なり。次に天津彥根命。此は茨城國造、額田部連等が遠祖たり。次に活目(○目衍か)津彥根命。次に熯速日命。次に熊野大隅命。凡て六男ます。是に素戔嗚尊、日神に白して曰さく、吾れ更に昇來る所以は、衆神我を以て根國に處く、今まさに就去りなんとす、若し姉と[34]相見えまつらずば、終に離れまつることと能忍びず、故れ實に淸き心を以て復た上り來つらくのみ、今則ち奉觀已に訖んぬ、まさに衆神の意のまに〳〵、此より永に根國に歸りなむ、請ふ姉天國を照臨たまひて、自ら平

安ましませ、且吾れ淸き心を以て生せる兒等は、亦姊に奉る。已にして復た還り降りたまひき。(廢渠槽、此をヒハガツと云ふ。挿鏁、此をクシサシと云ふ。興台產靈、此をコゴトムスビと云ふ。太諄辭、此をフトノリトと云ふ。韆轤然、此をヲモクルヽニと云ふ。瑜瑜、此をヲヌナトモモユラニと云ふ。)」31ゥ

是の時素戔嗚尊天よりして出雲國の簸の川上に降到りましき。時に川上に啼哭く聲あるを聞きたまひ、故れ聲を尋ねて、覓ぎ往でましゝかば、一の老翁と老婆とありて、中間に一の少女を置ゑ、撫でゝ哭く。素戔嗚尊問ひて曰はく、汝等は誰ぞや、何爲ぞかく哭くやと。對へ曰さく、吾は是れ國神、號は脚摩乳、我が妻の號は手摩乳、此の童女は是れ吾が兒なり、號は奇稻田姬、哭く所以は、往時に吾が兒八箇の少女あり、年毎に八岐大蛇の爲めに呑まれ、今此の少女且呑まれなんとす、脫免るゝに由なし、故に哀傷なとまをしき。素戔嗚尊勅して曰はく、若し然らば、汝」35ォ まさに女を以て吾に奉らむや。對へて曰さく、勅のまにまに奉らむ。故れ素戔嗚尊立化に奇稻田姬を湯津爪櫛に爲して、御髻に挿したまひ、乃ち脚摩乳、手摩乳をして八醞の酒を釀み、幷せて假庪(假庪、此をサズキと云ふ)八間を作ひ、各一口の槽を置きて、酒を盛れ以て待ちたまふ。期に至りて果して太蛇あり、頭尾各八岐あり、眼は赤酸醬の如し、(赤酸醬、此をアカカガチと云ふ)松栢背上に生ひて、八丘八谷の間に蔓延り、酒を得るに及至りて、頭各一槽に飮み醉ひて睡る。時に素戔嗚尊乃ち帶かせる十握劍を拔きて、寸に其の蛇を斬りたまふ。尾に至りて劍の刃少しく缺けぬ。故れ其の尾を割裂きて」35ゥ 視そなはされば、中に一の劍あり、此れ所謂草薙劍なり。(草

薙劍、此をクサナギノツルギと云ふ、一書に曰く、本名は天叢雲劍、蓋し大蛇居る上に常に雲氣あり、故れ以て名づくるか、日本武皇子に至りて、名を改めて草薙劍と曰ふ）素戔嗚尊曰はく、是は神劍なり、吾れ何ぞ敢て私に安かんとのたまひて、乃ち天神のみもとに上獻たまふ、然て後行く〳〵婚せんとする處を覓て、遂に出雲の清地に到ります。（清地、此をスガと云ふ）乃ち言して曰はく、吾が心清清し。（此れ今此の地を呼びて清と曰ふ）彼處に宮を建つ。（或に云く、時に武素戔嗚尊歌よみて曰く、ヤクモタツ、イヅモヤヘガキ、ツマゴメニ、ヤヘガキツクル、ソノヤヘガキヲ）乃ち相與遘合して、兒大己貴神を生れます。因れ勅して曰はく、吾が兒の宮の首は即ち脚摩乳、手摩乳なり。故れ號を二神に賜ひて、稻田宮主神と曰ふ。已にして素戔嗚尊遂に根國に就ましぬ。

一書に曰く、素戔嗚尊天よりして出雲の簸の川上に降到ります。則ち稻田宮主簀狹之八箇耳の女子、號は稻田媛を見そなはして、乃ち奇御戸に起して兒を生む、清之湯山主三名狹漏彥八嶋篠と號づく、一は清之繫名坂輕彥八嶋手命と云ふ、又清之湯山主三名狹漏彥八嶋野と云ふ。此の神の五世の孫は即ち大國主神なり。（篠は小竹36なり、此をシヌと云ふ）

一書に曰く、是の時に素戔嗚尊安藝國の可愛の川上に下到ります。彼處に神あり、名は脚摩手摩と曰ふ。其の妻の名は稻田宮主簀狹之八箇耳と曰ふ。此の神正に在姙身、夫妻共に愁へて、乃ち素戔嗚尊に告して曰はく、我れ生める兒多なれ雖も、生む每に、輙ち八岐大蛇ありて來りて呑む、一も存けること

とを得ず、今吾れ産まんとす、恐らくは亦呑まれむ、是を以て哀傷むとまをしき。素戔嗚尊乃ち敎へて曰はく、汝衆菓を以て酒八甕を釀むべし、吾れまさに汝が爲めに蛇を殺さむとのたまひき。二神敎のまに／＼37酒を設く。産む時に至りて、必ず彼の大蛇戸に當り兒を呑まむとす。素戔嗚尊蛇に勅りて曰はく、汝は是れ可畏き神なり、敢て饗せざらむやとのたまひて、乃ち八甕の酒を以て口毎に沃入れたまふ。其の蛇酒を飮みて睡りき。素戔嗚尊劒を拔きて斬りたまふ。尾を斬る時に至りて、劒の刃少しく缺けぬ。割きて視せば、則ち劒尾の中に在り。是を草薙劒と號づく。此は今尾張國吾湯市村にます、卽ち熱田の祝部が掌りまつる神是れなり。其の蛇を斷りし劒をば、號つけて蛇の麁正と曰ふ。此は今石上に在す。是の後稻田宮主簀狹之八箇耳が生める兒、眞髮觸奇稻田37媛を以て、出雲國の簸の川上に遷し置ゑて長養しき。然て後素戔嗚尊妃としたまひて、生ませる兒の六世の孫、是を大己貴命とまをす。（大己貴、此をオホアナムチと云ふ）

一書に曰く、素戔嗚尊奇稻田媛を幸さんと欲して乞ひたまふ。脚摩乳手摩乳對へて曰さく、請ふ先づ彼の蛇を殺したまひて、然て後に幸さば宜けむ。彼の大蛇頭毎に各石松あり、兩脇に山あり、甚だ可畏し、將に何にしてか殺したまはむ。素戔嗚尊乃ち計らひて毒酒を釀みて飮ましむ。蛇醉ひて睡る。素戔嗚尊乃ち蛇の韓鋤の劒を以て頭を斬り、38腹を斬り、其の尾を斬りたまふ時、劒の刃少しき缺けぬ、故れ尾を裂きて看そなはすに、卽ち別に一劒あり、名づけて草薙劒と爲す。此の劒は昔素戔嗚尊

の許に在り、今尾張國に在り。其の素戔嗚尊の蛇を斷りたまへる劒は、今吉備の神部の許に在り。其の大蛇を斬りたまひし地は、則ち出雲の簸の川上の山是れなり。

一書に曰く、素戔嗚尊所行無狀。故れ諸の神たち科するに千座置戸を以てし、遂に逐らひたまひき。是の時に素戔嗚尊其の子五十猛神を帥ゐて、新羅國に降到りまし、曾尸茂梨の處に居しまして、乃ち38ウ興言して曰はく、此の地は吾れ居らまくほりせずとのたまひて、遂に埴土を以て舟を作り、乘らして東に渡りまして、出雲國の簸の川上に在る鳥上の峯に到りましき。時に彼處に人を呑む大蛇あり。素戔嗚尊乃ち天蠅斫の劒を以て彼の大蛇を斬りたまふ。時に蛇の尾を斬りて刃缺けぬ。即ち擘きて視そなはすれば、尾中に一の神劒あり。素戔嗚尊曰はく、此は吾が私に用ゐるべからずとのたまひて、乃ち五世の孫天之葺根神を遣して天に上奉き。此れ今所謂草薙劒なり。初め五十猛神天降ります時に、多に樹種をもて下りき。然れども韓地に殖ゑずして、盡く以持ち歸りて、遂に筑39オ紫より始めて、凡て大八洲國の内に播殖して青山に成さずといふことなし。所以、五十猛命を稱へて有功の神と爲す。即ち紀伊國に坐せる大神是れなり。

一書に曰く、素戔嗚尊の曰はく、韓郷の嶋は是れ金銀あり、若使吾が兒の御す國に浮寶あらずば、未是佳也とのたまひて、乃ち鬚髯を拔き散つ、即ち杉と成る、又胸の毛を拔き散つ、是れ檜と成る、尻の毛は是れ柀と成る、眉の毛は是れ櫲樟と成る。已にして其の用ふべきを定む。乃ち稱して曰はく、

杉及び櫲樟、此の兩樹は以て浮寶と爲すべし、檜は∟39ウ以て瑞宮を爲るべき材とすべし、柀は以て顯見蒼生の奧津棄戸に將臥さむ具に爲すべし、夫の噉ふべき八十木種、皆能く播き生しつ。時に素戔嗚尊の子、號を五十猛命とまをす、妹は大屋津姫命、次に抓津姫命、凡て此の三神亦能く木種を分布す。卽ち紀伊國に渡し奉る。然て後に素戔嗚尊熊成峯に居しまして、遂に根國に入りましき。（棄戸、此をスタヘと云ふ。柀、此をマキと云ふ）

一書に曰く、大國主神、亦の名は大物主神、亦は國作∟40オ大己貴命と號し、亦は葦原醜男とまをし、亦は八千戈神とまをし、亦は大國玉神とまをし、亦は顯國玉神とまをす。其子凡て一百八十一神ます。夫の大己貴命、少彦名命と力を戮せ心を一つにして天下を經營る。復た顯見蒼生及び畜產の爲めに、則ち其の病を療むる方を定め、又鳥、獸、昆虫の災異を攘はむ爲めに、則ち其の禁厭之法を定めたまふ。是を以て百姓今に至るまで咸恩頼を蒙ふれり。嘗、大己貴命少彦名命に謂りて曰はく、吾等が造れる國、豈善く成れりと謂へらむや。少彦名命對へて曰はく、或は成れる所もあり、或は成らざるところもありと。∟40ウ是の談は蓋し幽深き致あらむ。其の後、少彦名命行きて熊野の御碕に至りて、遂に常世鄕に適でましぬ。亦曰く、淡嶋に至りて粟莖に緣りしかば、則ち彈かれ渡りまして、常世鄕に至りましき。自後、國の中に未だ成らざる所をば、大己貴神獨り能く巡り造る。遂に出雲國に到りて、乃ち興言して曰はく、夫の葦原中國は本より荒亡びて、磐石草木に至及るまで、咸

能く强暴、然れども吾れ已に摧き伏せて和順はずといふことなし。遂に因て言はく、今此の國を理むるは、唯吾れ一身のみ、其れ吾と共に天下を理むべき者の蓋しあらめやとのりたまひき。時に神光海を照し、忽然に41ォ浮び來るものあり、曰く、如し吾れ在らずば、汝何ぞ能く此の國を平けまし、吾れ在るに由ての故に、汝其の大造之績を建つることを得つとまをしき。是の時に大己貴神問ひて曰はく、然らば汝は是れ誰ぞ。對へて曰はく、吾は是れ汝が幸魂奇魂なり。大己貴神の曰はく、唯然なり、廼ち知りぬ、汝は是れ吾が幸魂奇魂なりと、今何處にか住まむと欲ふや。對へて曰はく、吾れ日本國の三諸山に住まむと欲ふとまをしき。故れ即ち宮を彼處に營りて、就きて居しまさしむ。此れ大三輪の神なり。此の神の子、即ち甘茂君等、大三輪君等、又姫蹈鞴五十鈴姫命なり。又曰く、事代主神八尋の熊鰐に化爲り、三嶋溝樴姫に通ひたまひ、或は玉櫛姫と云ふ。兒姫蹈鞴五十鈴姫命を生む。是れ神日本磐余彦火火出見天皇の后と爲りましき。初め大己貴神の國平けしときに、出雲國五十狹狹の小汀に行到まして飮食せんとしたまひき。是の時に海の上に忽に人の聲あり。乃ち驚きて求むるに、都に見ゆる所なし。頃時ありて一箇の小男あり、白蘞の皮を以て舟に爲り、鷦鷯の羽を以て衣と爲し、潮水のまにまに浮び到つ。大己貴神即ち取りて掌中に置きて翫びたまひしかば、則ち跳りて其の頰を囓ふ。乃ち其の物色を怪しみて、使を遣して天神にまをす。時に高皇産靈尊聞しめして曰はく、吾が産める兒凡て一千五百座あり、其の中に一兒最惡くして、敎養に順はず、指間より漏墮ちに

しは必ず彼ならむ、宜愛みて養せ。此れ即ち少彦名命是れなり。顯、此をウツシと云ふ。踏鞴、此をタタラと云ふ。幸魂、此をサキミタマと云ふ。奇魂、此をクシミタマと云ふ。鷦鷯、此をササキと云ふ。

日本書紀卷第一

日本書紀卷第二

神代下

天照太神の子、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女栲幡千千姬を娶りて、天津彥彥火瓊瓊杵尊を生れます。故れ皇祖高皇產靈尊、特に憐愛を鍾きて以て崇て養したまふ。遂に皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊を立てて以て葦原中國の主と爲むと欲す。然れど彼の地多に螢火の光く神及び蠅聲す邪しき神あり、復た草木咸能く言語ふことあり。故れ高皇產靈尊八十諸神を召し集へて、問はして曰はく、吾れ葦原中國の邪鬼を撥ひ平けしめむと欲ふ、まさに誰を遣はさば宜けむ、惟はくは爾諸神知らむ所をな隱しましそ。僉曰さく、天穗日命是れ神の傑れたるなり、試みたまはざるべけむやと。是に於て俯して衆言に順ひて、卽ち天穗日命を以て往きて平けしむ。然れど此の神大己貴神に佞り媚びて、三年に比及、尙報聞さずき。故れ仍其の子大背飯三熊之大人（大人、此をウシと云ふ）を遣はす。亦の名は武三熊之大人。此れ亦還りて其の父に順り、遂に報聞さず。故れ高皇產靈尊更に諸の神たちを會へて、まさに遣はすべき者を問ひたまふ。僉曰さく、天國玉の子天稚彥、是れ壯士なり、試みたまへと。是に高皇產靈尊天稚彥に天鹿兒弓及び天羽羽矢を賜はりて以て遣はしき。此の神亦忠誠ならず、來到りて卽ち顯國玉の女子下照姬を娶りて、（亦の名は高姬、亦の名は稚國玉。）因て留り住みて曰く、吾れ亦葦原中國を馭めんと欲ふ。

遂に復命さずき。是の時に高皇産靈尊其の久しく來報さざるを恠みて、乃ち無名雉を遣して伺せたまふ。其の雉飛び降りて天稚彦が門の前に植てる（植、此をタテルと云ふ）湯津杜木の杪に止り。（杜木、此をカツラと云ふ）時に天探女（天探女、此をアマノサグメと云ふ）見て天稚彦に謂して曰く、奇しき鳥來て杜の杪に居りと。天稚彦乃ち高皇産靈尊の賜ひし天鹿兒弓、天羽羽矢を取りて、雉を射て斃しつ。其の矢雉の胸に洞達りて、高皇産靈尊の座の前に至る。時に高皇産靈尊其の矢を見そなはして曰はく、是の矢は則ち昔我が天稚彦に賜ひし矢なり、血其の矢に染けり、蓋し國神と相戰ひて然るかと。是に矢を取らし、還し投げ下したまふ。其の矢落ち下り、則ち天稚彦が胸上に中りぬ。時に天稚彦新嘗して休臥る時なり、矢に中りて立ところに死れぬ。此れ世人の所謂反矢畏むべしといふ縁なり。天稚彦の妻下照姫哭泣き悲哀ぶ聲天に達ゆ。是の時に天國玉其の哭ぶ聲を聞きて、則ちし2夫の天稚彦已に死れたることを知りて、乃ち疾風を遣りて尸を擧げ天に致さしむ。便ち喪屋を造りて殯す、即ち川鴈を以て持傾頭者及び持帚者と爲し、（一に云く、雞を以て持傾頭者と爲し、川鴈を以て持帚者と爲す。）又雀を以て舂女と爲し、（一に云く、乃ち川鴈を以て持傾頭者と爲し、亦持帚者と爲し、鴗を以て尸者と爲し、雀を以て舂女と爲し、鷦鷯を以て哭者と爲し、鵄を以て造綿者と爲し、烏を以て完人者と爲し、凡て衆の鳥を以て任事す。）而して八日八夜啼哭き悲み歌ぶ。是より先き天稚彦葦原中國に在りしときに、味耜高彦根神と友善し。（味耜、此をアヂスキと云ふ）故れ味耜高彦根神天に昇り喪を弔ふ。時に此の神の容貌、正に天稚彦が平生の儀に

頽たり。故れ天稚彦の親屬妻子皆謂はく、吾が君は猶在しけりといひて、則ち衣帶に攀ち牽り、且つ喜び且つ慟ふ。時に味耜高彦根神忿然作色して曰く、朋友の道、理宜しく相弔ふべし、故れ汚穢を憚からずして、遠くより赴哀ふ、何爲て我を亡者に誤つといひて、則ち其の帶劍大葉刈を拔きて、(刈、此をガリと云ふ、亦の名は神戸劍、)以て喪屋を斫り仆せぬ。此れ即ち落ちて山と爲る、今美濃國藍見川の上に在る喪山是れなり。世人生を以て死に誤つことを惡む、此れ其の緣なり。是の後高皇産靈尊更に諸神を會へて、まさに葦原中國に遣はすべき者を選びたまふ。僉曰く、磐裂(磐裂、此をイハサクと云ふ)根裂神の子、磐筒男磐筒女が生める子、經津(經津、此をフツと云ふ)主神是れ佳けむとまをしき。時に天石窟に住める神、稜威雄走神の子甕速日神、甕速日神の子熯速日神、熯速日神の子武甕槌神ます。此の神進みて曰さく、豈唯經津主神のみ獨丈夫にして、吾は丈夫にあらざらむや。其の辭氣慷慨。故れ以て即ち經津主神に配へて葦原中國を平けしむ。二神是に出雲國の五十田狹の小汀に降到まして、則ち十握劍を拔きて、倒しまに地に植てて、其の鋒端に踞げて、大己貴神に問ひて曰はく、高皇産靈尊皇孫を降しまつりて此の地を君臨しめむと欲す、故れ先づ我れ二神を遣はして駈除ひ平定けしむ、汝が意何如、避りまつらんや不やといふ。時に大己貴神對へて曰さく、まさに我が子に問ひて、然て後に報さむ。是の時に其の子事代主神遊行きて出雲國の三穂(三穂、此をミホと云ふ)の碕に在して、釣魚を以て樂と爲す。或に曰く、遊鳥を樂と爲すと。故れ熊野諸手船(亦の名は天鴿船)を以て使者稻背脛を載せ

遣はして、高皇産靈尊の勅を事代主神に致し、且は報さん辭を問ふ。時に事代主神使者に謂りて曰はく、今天神此の借問たまふ勅あり、我が父宜しく避り奉るべし、吾れ亦違ひまつらじ。因て海の中に八重蒼柴籬を造り、（柴、此をフシと云ふ）船枻を踏み（船枻、此をフナノヘと云ふ）避りし4ウたまひき。使者既に還りて報命す。故れ大己貴神則ち其の子の辭を以て二神に白して曰はく、我が怙めし子だにも既に避去りまつりぬ、故れ吾れ亦避りまつるべし、如し吾れ防禦か（舊訓ホセガ）ましかば、國內の諸の神たち必ずまさに同じく禦ぎてむ、今我れ避り奉らば、誰か復た敢て順はぬ者あらむといひて、乃ち平國けし時に杖けりし廣矛を以て、二神に授けて曰はく、吾れ此の矛を以て卒に功治せり。天孫若し此の矛を用て國を治めたまはば、必ず平安ましまさむ、今我れまさに百不足八十隈に隱去れなむ、（隈、此をクマデと云ふ）言ひ訖へて遂に隱りましぬ。是に二神諸の順はぬ鬼神等を誅ひて、（一に云く、二神遂に邪神及び草木石の類を誅ひて、皆已に平け了へぬ、其の服はぬ者、唯星の神香香背男のみ、故れまたし5ォ倭文神建葉槌命を遣はせば則ち服ひぬ。故れ二神天に登りき。（倭文神、此をばシヅリカミと云ふ）果に以て復命す。時に高皇産靈尊眞床追衾を以て皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊を覆ひて降りまさしむ。皇孫乃ち天磐座を離れ、（天磐座、此をアマノイハクラと云ふ）且天八重雲を排分けて、稜威の道別に道別きて、日向の襲の高千穗峯に天降りましき。既にして皇孫遊行ます狀は、則ち槵日二上の天浮橋より浮渚在平處に立たし、（立於浮渚在平處、此をウキジマリタヒラニタタシと云ふ）膂宍の空國、頓丘から國覓ぎ行去り、（頓丘、此

をヒタヲと云ふ、膂國、此をクニマギと云ふ、行去、此をトホルと云ふ)吾田長屋、笠狹の碕に到ります。其の地に一人あり、自ら事勝國勝長狹と號ふ。皇孫問ひて曰はく、國在りや不や。對へて曰さく、此に國あり、請ふ意の任に遊せとまをす。故れ皇孫就いて留住ります。時に彼の國に美人あり、名を鹿葦津姫と曰ふ。(亦の名は神吾田津姫、亦の名は木花開耶姫。)皇孫此の美人に問ひて曰はく、汝は誰が女子ぞや。對へて曰さく、妾は是れ天神の大山祇神に、娶ひて生める兒なり。皇孫因て幸したまひつ、卽ち一夜にして有娠みぬ。皇孫信ならじとおぼして曰はく、復た天神と雖とも、何ぞ能く一夜の間に人を有娠しめむや、汝が懷めるは必ず我が子にあらじか。故れ鹿葦津姫忿り恨みまつり、乃ち無戶室を作りて其の內に入り居りて誓ひて曰く、妾が娠めるところ、若し天孫の胤にあらずば必ずまさに焦け滅びなむ、如し實に天孫の胤ならば火も害ふこと能はじとまをして、卽ち火を放けて室を燒く。始めて起る烟の末より生り出づる兒を火闌降命と號す、(是れ隼人等が始祖なり。火闌降、此をばホノスソリと云ふ)次に熱を避りて居しますときに生り出づる兒を彥火火出見尊と號す。次に生り出づる兒を火明命と號す、(是は尾張連等が始祖なり)凡て三子ます。久しくましして天津彥彥火瓊瓊杵尊崩りましぬ。因て筑紫の日向の可愛(可愛、此をエと云ふ)の山陵に葬めまつる。

一書に曰く、天照大神天稚彥に勅して曰はく、豐葦原中國は、是れ吾が兒の王たるべき地なり。然るを慮ふに、殘賊强暴横惡之神者あり、故れ汝先づ往きて平けよとのたまひて、乃ち天鹿兒弓及び

天眞鹿兒矢を賜ひて遣はす。天稚彦勅を受りて、來降て、則ち多に國神の女子を娶りて、八年に經るまで報命さずき。故れ天照大神乃ち思兼神を召して其の來ざる狀を問ひたまふ。時に思兼神思ひて告して曰さく、宜しく且雉を遣りて問ひたまふべし。是に彼の神の謀に從ひて、乃ち雉をして往きて候しむ。其の雉飛び下りて天稚彦が門の前の湯津杜樹のL7オ杪に居て鳴きて曰く、天稚彦何の故に八年の間まで未だ復命さぬ。時に國神あり、天探女と號く、其の雉を見て曰く、鳴く聲惡しき鳥此の樹の上に在り、射たまふべし。天稚彦乃ち天神の賜ひし天鹿兒弓、天眞鹿兒矢を取りて便ち射つ。則ち矢、雉の胸より達りて、遂に天神の所處に至る。時に天神其の矢を見たまひて曰はく、此は昔我が天稚彦に賜ひし矢なり、今何の故に來つらむとのたまひて、乃ち矢を取らして、呪ひて曰はく、若し惡心を以て射ば、則ち天稚彦必ず禍害れなむ、若し平心を以て射ば、則ち恙なけむ。因て還し投げたまふ。即ち其の矢落ち下りてL7ウ天稚彦の高胸に中ちぬ、因て以て立どころに死ぬ。此れ世人の所謂返矢畏るべしとまをす緣なり。時に天稚彦の妻子ども天より降來りて、柩を將て上り去きて、天に喪屋を作りて殯し哭く。是より先き天稚彦と味耜高彦根神と友善し、故れ味耜高彦根神天に登りて喪を弔ひ、大く臨す。時に此の神形貌自ら天稚彦と恰然相似れり。故れ天稚彦の妻子等見て喜ひて曰く、吾が君は猶在しけりとて、則ち衣帶に攀持る、排離つべからず。時に味耜高彦根神忿りて曰く、朋友喪亡せたり、故れ吾は即ち來弔ひつれ、如何ぞ我を死人に誤つL8オやといひて、乃ち十

握劍を拔きて喪屋を斫り倒す。其の屋墮ちて山と成る。此れ則ち美濃國の喪山是れなり。世人死者を以て己に誤つことを惡む、此れ其の緣なり。時に味耜高彥根神、光儀華艶にして二丘二谷の間に映く。故れ喪に會へる者歌みして曰く、或は云く、味耜高彥根神の妹下照媛、衆人をして丘谷に映く者は是れ味耜高彥根神なりと知らしめんと欲ひてなり。故れ歌みして曰く。アメナルヤ、オトタナバタノ、ウナガセル、タマノミスマルノ、アナタマハヤ、ミタニフタワタラス、アヂスキタカヒコネ。又歌みして曰く、アマザカル、ヒナツメノ、イワタラスセト、イシカハカタフチ、カタフチニ、アミハリワタシ、メロヨシニヨシヨリコネ、イシカハカタフチ。此の兩首歌辭は今夷曲と號く。既にして天照大神、思兼神の妹萬幡豐秋津姫命を以て正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊に配せて妃と爲して、葦原中國に降らしむ。是の時に勝速日天忍穗耳尊天浮橋に立たして臨睨りて曰はく、彼の地は未平、不須也頗傾凶目杵之國かもとのたまひて、乃ち更に還り登りて、具に降りまさざる狀を陳しき。故れ天照大神復た武甕槌神及び經津主神を遣し、先づ行きて驅除はしむ。時に二神出雲に降到り、便ち大己貴神に問ひて曰はく、汝此の國を將て天神に奉らんや不や。對へて曰さく、吾が兒事代主、射鳥遨遊して三津の碕に在り、今まさに問ひて以て報さむ。乃ち使人を遣して訪ふ。對へて曰さく、天神の求ひたまふ所、何ぞ奉らざらんやとまをしき。故れ大己貴神其の子の辭を以て二神に報しき。二神乃ち天に昇りて復命をもて告して曰さく、葦原中國は皆已に平け竟へぬ。時に天照大神勅して曰

はく、若し然らば方に吾が兒を降しまつらんと。且つ降りまさむとする間に、皇孫已に生れましぬ。號を天津彥彥火瓊瓊杵尊とまをす。時に奏すことありて曰はく、此の皇孫を以て代へて降しまさんと欲ふと。故れ天照大神乃ち天津彥彥火瓊瓊杵尊に八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草薙劍、三種の寶物を賜ふ。又中臣の上祖天兒屋命、忌部の上祖太玉命、猨女の上祖天鈿女命、鏡作の上祖石凝姥命、玉作の上祖玉屋命、凡て五部神を以し配へ侍らしむ。」10オ 因て皇孫に勅して曰はく、葦原の千五百秋の瑞穗國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就いて治せ、行矣、寶祚の隆えまさんこと、まさに天壤と窮無かるべし。已にして降りまさんとする間に、先驅者還りて曰く、一神あり、天八達之衢に居り、其の鼻の長さ七咫、背の長さ七尺餘り、「まさに七尋といふべし、」且口尻明り耀れり、眼は八咫鏡の如くにして、絶然赤酸醬に似れり。即ち從の神を遣はして往きて問はしむ。時に八十萬神あり、皆目勝ちて相問ふことを得ず。故れ特に天鈿女に勅して曰はく、汝は是れ人に目勝つ者なり、宜しく往きて問ふべし。天」10ウ 鈿女乃ち其の胸乳を露し、裳帶を臍の下に抑垂れ、笑嚧ひて向ひ立つ。是の時に衢の神問ひて曰く、天鈿女、汝かく爲ることは何の故ぞや。對へて曰く、天照大神の子の幸す道路に、此の如くにして居ること有る者は誰ぞ、敢へて問ふ。衢の神對へて曰く、天照大神の子、今降行と聞きまつる、故れ迎へ奉りて相待つ、吾が名は是れ猨田彥大神なり。時に天鈿女復た問ひて曰く、汝將に我に先ちて行かむか、將抑我れ汝に先ちて行かんか。對へて曰く、吾れ先

ちて啓き行かむ。天鈿女復た問ひて曰く、汝は何處に到らむ、皇孫何處に到りまさん。對へて曰く、天神の子は則ちまさに筑紫の日向の高千穗の槵觸の峯に到りますべし、吾は則ち伊勢の狹長田の五十鈴の川上に到るべし。因て曰く、我を發顯しつるは汝なり、故れ汝以て我を送りて致るべし。天鈿女還りて詣で報狀しき。皇孫是に天磐座を脫離れ、天八重雲を排分け、稜威の道別に道別きて天降ります。果に先の期の如くに、皇孫即ち筑紫の日向の高千穗の槵觸の峯に到ります。其の猨田彥神は即ち伊勢の狹長田の五十鈴の川上に到ります。即ち天鈿女命猨田彥神の所乞のまにまに遂に以て侍送りき。時に皇孫天鈿女命に勅すらく、汝宜しく顯はしつる神の名を以て姓氏と爲すべしと。因て猨女君の號を賜ふ。故れ猨女君等の男女皆呼びて君（〔〕名の誤か）と爲す、此れ其の緣なり。（高胸、此をタカムナサカと云ふ。頗傾也、此をカプシと云ふ）

一書に曰く、天神、經津主神、武甕槌神を遣して葦原中國を平定けしむ。時に二神曰さく、天に惡神あり、名を天津甕星と曰ふ、亦の名は天香香背男、請ふ先づ此の神を誅ひて、然て後に下りて葦原中國を撥はむ。是の時に齋主神を齋之大人と號す、此の神今東國の檝取の地に在す。既にして二神出雲の五十田狹の小汀に降到りて、大己貴神に問ひて曰く、汝將に此の國を以て天神に奉らむや不や。對へて曰さく、疑ふ汝二神は是れ吾が處に來せるにあらざるか、故れ許すべからずといふ。是に經津主神則ち還り昇りて報告す。時に高皇產靈尊乃ち二神を還し遣はして、大己貴神に勅して曰はく、

今汝が言すことを聞くに、深く其の理あり、故れ更に條條にして勅してたまふ、夫れ汝が治せる顯露事、宜しく是れ吾孫治すべし、汝は則ち以て神の事を治すべし、又汝は天日隅宮に住むべし、今12ウ供造りまつらん、即ち千尋の栲繩を以て結ひて、百八十紐にせむ、其の宮を造る制は、柱は則ち高く太く、板は則ち廣く厚くせむ、又田供佃らむ、又汝が往來ひて海に遊ぶ具の爲に、高橋、浮橋、及び天鳥船亦供造らむ、又天安河にも亦打橋造らむ、又百八十縫の白楯供造らむ、又汝が祭祀を主らん者は天穗日命是れなり。是に大己貴神報へて曰さく、天神の勅教かく慇懃なり、敢て命に從はざらむや、吾が治せる顯露事は、皇孫まさに治したまふべし、吾は將に退きて幽事を治らさむ。乃ち岐神を二神に薦めて曰さく、是れまさに我に代り13オて從へ奉れ、吾れ將に此より避去りなむといひて、即ち躬に瑞の八坂瓊を披ひて長く隱りましき。故れ經津主神岐神を以て郷導と爲して周流つつ削平む、逆命者あれば即ち加斬戮し、歸順者をば仍りに加褒美む。是の時に歸順へる首渠は大物主神及び事代主神なり。乃ち八十萬神を天高市に合へて、帥ゐて以て天に昇り其の誠欵の至れるを陳す。時に高皇產靈尊大物主神に勅したまはく、汝若し國神を以て妻とせば、吾れ猶汝を疏き心ありと謂はむ、故れ今吾が女三穗津姬を以て汝に配せて妻とせむ、宜しく八十萬神を領ゐて永に13ウ皇孫の爲に護り奉れとのりたまひて、乃ち還り降したまひき。即ち紀伊國の忌部の遠祖手置帆負神を以て定めて作笠者と爲し、彥狹知神を作盾者と爲し、天目一箇神を作金者と爲し、天日鷲神を作木綿者と

爲し、櫛明玉神を作玉者と爲す。乃ち太玉命をして弱肩に太手繦を被け、代御手として此の神を祭るは始めて此より起れり。且天兒屋命神事を主る宗源なり。故れ太占の卜事を以て仕へ奉らしむ。高皇産靈尊因て勅して曰はく、吾は則ち天津神籬及び天津磐境を起し樹てて、まさに14ゥ皇孫の爲めに齋ひ奉らむ、汝天兒屋命、太玉命、宜しく天津神籬を持ちて、葦原中國に降り、亦吾孫の爲めに齋ひ奉れとのりましき。乃ち二神を使はして天忍穗耳尊に陪從へて以て降す。是の時に天照大神手に寶鏡を持たして、天忍穗耳尊に授けて祝ぎて曰はく、吾が兒此の寶鏡を視まさむこと、まさに吾を視るがごとくすべし、與に床を同じくし、殿を共にし、以て齋鏡と爲すべし。復た天兒屋命、太玉命に勅すらく、惟はくば爾二神亦同じく殿の內に侍ひて、善く防護ることを爲せ。又勅して曰はく、吾が高天原に御す齋庭の穗を以て亦吾が兒に御せまつる。則ち高皇産靈尊の女、號萬幡姬を以て天忍穗耳尊に配せて妃と爲して降したまひき。故れ時に虛天に居て兒を生れます、天津彥火瓊瓊杵尊と號す。因れ此の皇孫を以て親に代へて降しまつらむと欲す。故れ天兒屋命、太玉命及び諸部神等を以て悉く皆相授く、且服御の物、一に前に依って授く。然て後、天忍穗耳尊天に復還りたまひき。故れ天津彥火瓊瓊杵尊、日向の槵日高千穗の峯に降到りまして、而して膂宍の胸副國を頓丘から國覓ぎ行去りて、浮渚在平地に立たして、乃ち國の主事勝國勝長狹を召して訪ひたまふ。對へて「15ォ曰さく、是に國あり、取捨勅のまに〱。時に皇孫因て宮殿を立て、是に遊息みます。後に海濱に遊

幸して一の美人を見そなはす。皇孫問ひて曰はく、汝は是れ誰が子ぞ。對へて曰さく、妾は是れ大山祇神の子、名は神吾田鹿葦津姫、亦の名は木花開耶姫、因て白く、亦吾が姉磐長姫在り。皇孫曰はく、吾れ汝を以て妻とせんと欲ふ如之何。對へて曰さく、妾が父大山祇神在り、請ふ以て垂問ひたまへ、皇孫因て大山祇神に謂りて曰はく、吾れ汝が女子を見そなはし、以て妻とせむと欲ふ。是に大山祇神乃ち二の女をして百机飲食を持たして奉進る。時に皇孫姉は醜しと謂して御さずして罷けたまふ。妹は有國色とおぼして引して幸つ、則ち一夜にして有身みぬ。故れ磐長姫大く慙ぢて詛ひて曰く、假使天孫妾を斥けたまはで御さましかば、生めらむ兒永壽磐石如常存まさむ、今既に然らず、唯弟のみ獨り御せり、故れ其の生めらん兒、必ず木の華の如に移落ちなん。一は云く、磐長姫恥ぢ恨みて、唾泣ちて曰く、顯見蒼生は、木の華の如に、俄に遷轉ひて衰去へぬべし。此れ世人の短折き緣なり。此の後、神吾田鹿葦津姫皇孫を見たてまつりて曰さく、妾天孫の子を孕めり、私に以て生みまつるべからず。皇孫曰はく、復た天神の子と雖とも如何一夜に人をして娠ませんや、抑吾が兒にあらざるか。木華開耶姫甚だ以て慙恨て、乃ち無戸室を作りて誓ひて曰く、吾が娠める、是れ若し他神の子ならば必ず幸なけん、是れ實に天孫の子ならば必ずまさに全く生れまさむといひて、則ち其の室中に入りて、火を以て室を焚く。時に焰初めて起る時に共に兒生れます、火酢芹命と號す。次に火の盛りなる時に兒を生ます、火明命と號す。次に兒生ます、彥火火出見尊と號す、亦の號は

火折尊。（齋主、此をイハヒ（　）ヌシ歟か、主衍か）と云ふ。顯露、此をアラハニと云ふ。齋庭、此をユニハと云ふ。）16

一書に曰く、初め火熾明る時に生れませる兒は火明命。次に火炎盛なる時に生ませる兒火進命、又火酢芹命と曰す。次に火炎を避る時に生れませる兒火折彦火火出見尊。凡て此の三子火も害ふこと能はず、及び母も亦少しも損ふ所なし。時に竹刀を以て其の兒の臍を截る。其の棄てたる竹刀、終に竹林に成る。故れ彼の地を號けて竹屋と曰ふ。時に神吾田鹿葦津姫卜定田を以て號けて狹名田と曰ふ、其の田の稻を以て天甜酒を釀みて嘗へし、又渟浪田の稻を用て飯に爲して嘗へしたまふ。

一書に曰く、高皇産靈尊眞床覆衾を以て天津彦17國光彦、火瓊瓊杵尊に裹せまつり、則ち天磐戸を引開け、天八重雲を排分けて以て奉降しまつる。時に大伴連の遠祖天忍日命、來目部の遠祖天槵津大來目を帥ゐて、背には天磐靫を負ひ、臂には稜威の高鞆を著き、手には天梔弓、天羽羽矢を捉り、及び八目鳴鏑を副持し、又頭槌劒を帶きて、天孫の前に立ちて遊行き降來り、日向の襲の高千穗の槵日二上峯、天浮橋に到りて、浮渚在之平地に立たして、膂宍の空國を頓丘から國覓ぎ行去り、吾田長屋笠狹の御17碕に到ります。時に彼處に一神あり、名を事勝國勝長狹と曰ふ。故れ天孫其の神に問ひて曰はく、國在りや。對へて曰さく、在り。因て曰さく、勅のまにまに奉らむ。天孫彼處に留住りたまふ。其の事勝國勝神は是れ伊弉諾尊の子なり、亦の名は鹽土老翁。

一書に曰く、天孫大山祇神の女子吾田鹿葦津姫を幸す。則ち一夜に有身みぬ。遂に四子を生みたまひき。故れ吾田鹿葦津姫子を抱きて來進みて曰く、天神の子を寧ろ以て私に養しまつるべけんや。故れ狀を告して知聞えしむ。是の時に天孫其の子等を見そなはして嘲りて曰はく、姸 18オ 哉吾が皇子、聞喜くも生れませるかな。故れ吾田鹿葦津姫乃ち慍りて曰く、何爲ぞ妾を嘲りたまふ。天孫曰はく、心に疑はし、故れ嘲りつ、何ぞとなれば、則ち復た天神の子と雖とも、豈能く一夜の間に人をして有身ましめむや、固に我が子にあらじ。是を以て吾田鹿葦津姫益恨みて、無戸室を作りて其の内に入居て、誓ひて曰く、妾が娠める、若し天神の胤にあらずば必ず亡せなむ、是れ若し天神の胤ならば害はることと無けむと。則ち火を放けて室を焚く。其の火の初め明る時に蹈み誥びて出づる兒自ら言る、吾は是れ天神の子、名は火明命、吾が父何處にか在します。18ウ 次に火の盛んなる時に蹈み誥びて出づる兒亦言る、吾は是れ天神の子、名は火進命、吾が父及び兒何處にか在します。次に火炎衰る時に蹈み誥び出づる兒亦言る、吾は是れ天神の子、名は火折尊、吾が父及び兒等何處に在します。次に火熱を避る時に蹈み誥びて出づる兒亦言る、吾は是れ天神の子、名は彥火火出見尊、吾が父及び兒等何處に在します。然て後、母吾田鹿葦津姫、火燼の中より出來就きて稱して曰く、妾が生める兒及び妾が身、自ら火の難に當へども少しも損なはる所無し、天孫豈見そなはしつや。報へて曰はく、我れ 19オ 本より是れ吾が兒なりと知りぬ、但一夜にして有身めり、疑ふ者あらんと慮ひ、衆人を

して皆是れ吾が兒にして幷に亦天神能く一夜にして有娠ましむることを知らしめむと欲ひ、亦汝靈異しき威ありて、子等復た倫に超れたる氣あることを明さんと欲ふ、故に前日の嘲辭ありきとのたまひき。（梔、此をハシと云ふ。音は之移の反。頭槌、此をカブツチと云ふ。老翁、此をヲヂと云ふ）

一書に曰く、天忍穗根尊、高皇產靈尊の女子𣑥幡千千姬萬幡姬命を娶りて、亦云く、高皇產靈尊の兒火之戶幡姬兒千千姬命兒天火明命を生む。次に[19]天津彥根火瓊瓊杵根尊を生みまつる。其の天火明命の兒天香山命、是れ尾張連等が遠祖なり。皇孫火瓊瓊杵尊を葦原中國に降し奉るに至るに及びて、高皇產靈尊八十諸神に勅して曰はく、葦原中國は磐根、木株、草葉も猶能く言語ふ、夜は熛火の若に喧響ひ、晝は五月蠅如す沸騰ると云々、時に高皇產靈尊勅して曰はく、昔天稚彥を葦原中國に遣りて至今久しく來ざる所以は、蓋し是れ國神强禦ふ者ありてか。乃ち無名雉雄を遣して往きて候せたまふ。[20]此の雉降來りて、因て粟田豆田を見て、則ち留りて返らず。此れ世の所謂雉の頓使の緣なり。故れ復た無名雌雉を遣す。此の鳥下來て、天稚彥の爲に射られ、其の矢に中りて上りて報す云々。是の時に高皇產靈尊乃ち眞床覆衾を用て皇孫天津彥根火瓊瓊杵根尊に裹せまつり、天八重雲を排披けて以て降し奉らしむ。故れ此の神を稱りて天國饒石彥火瓊瓊杵尊と言をす。時に降到りましゝ處をば、日向の襲の高千穗の添山峯と呼曰ふ。其の遊行ます時に及びて云々。吾田笠狹[20]

の御碕に到ります。遂に長屋の竹嶋に登りまして、乃ち其の地を巡覽ませば、彼に人あり、名を事勝國勝長狹といふ。天孫因て問ひて曰はく、此は誰が國ぞ。對へて曰さく、是は長狹が住める國なり、然も今乃ち天孫に奉上らむ。天孫又問ひて曰はく、其の秀起てる浪の穗の上に八尋殿を起てゝ、手玉玲瓏に織紝る少女は、是れ誰が子女ぞや。答へて曰さく、大山祇神の女等、大を磐長姫と號ふ、少を木花開耶姫と號ふ、亦の號は豐吾田津姫云々。皇孫因て豐吾田津姫を幸す、則ち一夜にして有身めり、皇」21オ孫疑ひたまふ云々。遂に火酢芹命を生みます。次に火折尊を生みまつる、亦の號は彥火火出見尊。母の誓已に驗し、方に知りぬ實に是れ皇孫の胤なり。然るに豐吾田津姫皇孫を恨みて不與共言、皇孫憂へたまひて、乃ち爲歌して曰はく、オキツモハ、ヘニハヨレドモ、サネトコモ、アタハヌカモヨ、ハマツチドリヨ。(熛火、此をホヘと云ふ。喧響、此をオトナヒと云ふ。五月蠅、此をサバへと云ふ。磯山、此をソホリノヤマと云ふ。秀起、此をサキダツルと云ふ。)」21ウ

一書に曰く、高皇産靈尊の女、天萬栲幡千幡姫。

一に云く、高皇産靈尊の兒、萬幡姫の兒、玉依姫命。此の神天忍骨命の妃と爲りて、兒天之杵火火置瀨尊を生みまつる。

一に云く、勝速日命の兒天大耳尊。此の神丹舄姫を娶りて、兒火瓊瓊杵尊を生れます。

一に云く、神高皇産靈尊の女栲幡千幡姫、兒火瓊瓊杵尊を生れます。

一に云く、天杵瀬命吾田津姫を娶りて、兒火明命を生れます。次に」22火夜織命。次に彦火火出見尊。

一書に曰く、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇産靈尊の女天萬栲幡千幡姫を娶りて、妃と爲して兒を生ましむ、天照國照彦火明命と號す、是れ尾張連等が遠祖なり。次に天饒石國饒石天津彦火瓊瓊杵尊、此の神大山祇神の女子木花開耶姫命を娶りて妃と爲して兒を生ましむ。火酢芹命。次に彦火火出見尊と號す。

兄火闌降命自ら海幸まします〔幸、此をサチと云ふ〕弟彦火火出見」22命自ら山幸まします。始め兄弟二人相謂りて曰はく、試みに易幸せむと欲して、遂に相易へたまひしに、各其の利を得ず。兄悔いて乃ち弟の弓箭を還して己が鈎を乞ふ。弟時に既に兄の鈎を失ふ、訪ひ覓くに由無し、故れ別に新鈎を作りて、兄に與ふ。兄肯受ずして其の故の鈎を責る。弟患へて、即ち其の横刀を以て新鈎を鍛作して、一箕に盛りて與へたまふ。兄忿りて曰はく、我が故の鈎にあらずば、多なりと雖ども取らじといひて、益復た急責る。故れ彦火火出見尊憂苦ますこと甚深し、行きつゝ海畔に吟ふ。時に鹽土老翁に逢ふ。老翁問ひて曰さく、何の故に此に在しまして愁へたまふや。對ふるに事の本末を以てす。老翁の曰さく、復たな憂苦へましそ、吾れまさに」22汝の爲に計らむといひて、乃ち無目籠を作り、彦火火出見尊を籠の中に内れ海に沈む。即ち自然に可怜小汀あり〔可怜、此をウマシと云ふ。汀、此をハマと云ふ〕是に籠を棄てて遊行ます、忽に海神の宮に至りたまふ。其の宮雉堞整頓、臺宇玲瓏。門の前に一つの井あり、井

の上に一つの湯津杜樹あり、枝葉扶疏し。時に彦火火出見尊其の樹の下に就きて徒倚彷徨たまふ。良久しくして一の美人あり、闥を排きて出づ。遂に玉鋺を以ち來て、まにさ水を汲む、因て擧目視て、乃ち驚きて還り入りて、其の父母に白して曰く、一の希客者まします、門の前の樹の下に在す。海神是に八重席」23薦を鋪設けて以て延內れまつる。坐定りて、因て其の來意を問ふ。時に彦火火出見尊情之委曲を對へたまふ。海神乃ち大き小き魚どもを集へて逼め問ふ。僉曰く、識らず。唯し赤女〔赤女は鯛魚の名なり〕比口の疾ありて、來ず、固ひて召して其の口を探れば、果して失せたる鈎を得き。已にして彦火火出見尊因て海神の女豐玉姫を娶す。仍て海宮に留住ますこと已に三年に經りぬ。彼處も復た安らかに樂しと雖ども、猶鄕を憶ふ情ます、故れ時に復た太息ます、豐玉姫聞かして其の父に謂りて曰く、天孫悽然數歎きたまふ。蓋し土を懷びたまふ憂ありてか。海神乃ち彦火火出見尊を延きて從容語して曰く、天孫若し」24鄕に還らんと欲さば、吾れまさに送り奉るべし。便ち得る所の鈎を授る。因て誨へまつりて曰さく、此の鈎を以て汝の兄に與へたまふ時に、則ち陰に此の鈎を呼びて貧鈎と曰ひて、然て後に與へたまへ。復た潮滿瓊及び潮涸瓊を授りて誨まつりて曰さく、潮滿瓊を漬けば則ち潮忽に滿たん、此を以て汝の兄を沒溺らせたまへ、若し兄悔いて祈みまさば、還た潮涸瓊を漬たまへ、則ち潮自ら涸む、此を以て救ひたまへ、かく逼惱たまはゞ、則ち汝の兄自ら伏ひなんとまをしき。將に歸去まさむとするに及びて、豐玉姫天孫に謂りて曰さく、妾已に娠めり、まさに產まむこと久しからじ、妾必ず風濤急峻から

む日を以て海濱に出で到らむ、請ふ我が爲に産室を作りて相待ちたまへ。彦火火出見尊已に宮に還りまして、一に」4云く、海神の敎に遵ふ。時に兄火闌降命既に厄困まされて、乃ち自ら伏罪ひて曰さく、今より以後、吾は汝の俳優の民となりなむ、請ふ施恩活けよ。是に其の乞のまにまに遂に赦したまひき。其の火闌降命は、即ち吾田君小橋等が本祖なり。後に豐玉姫果して前の期の如く、其の女弟玉依姫を將ゐて、直に風波を冒して海邊に來到る。臨産時に逮んで請ひて曰さく、妾産む時に幸くはな看ましそと。天孫猶忍ふ能はずして、竊に往きて覘ひたまふ。豐玉姫方に産に龍に化爲りぬ。甚く慚ぢて曰く、如し我に辱みせざらましかば、則ち海陸相通はしめて、永く隔て絶つこと無からむと、今既に辱みつ、將に何を以て」25親昵之情を結ばむ。乃ち草を以て兒を裹み、海邊に棄てて、海途を閉ぢて徑に去りましき。故れ因て以て兒を名つけまつりて彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊とまをす。後久しくましくて彦火火出見尊崩りましぬ。日向の高屋山上陵に葬めまつる。

一書に曰く、兄火酢芹命能く海幸を得、弟彦火火出見尊能く山幸を得。時に兄弟互に其の幸を易へむと欲す。故れ兄、弟の幸弓を持ちて山に入り獸を覓ぐ、終に獸の乾迹だに見ず。弟兄の幸鉤を持たし海に入り魚を釣る、殊に獲る所無し、遂に其の鉤を失ふ。是」25時に兄、弟の弓矢を還して己が鉤を責る。弟患へて、乃ち帶かせる横刀を以て鉤を作りて、一箕に盛りて兄に與へたまふ。兄受けずして曰く、猶吾が幸鉤を得まく欲すと。是に彦火火出見尊求めむ所を知らず、但憂へ吟ひます。乃ち行

きつゝ海邊に至りて彷徨嗟歎きます。時に一の長老あり、忽然に至り、自ら鹽土老翁と稱る。乃ち問ひて曰さく、君は是れ誰者ぞ、何の故に此處に患へます。彦火火出見尊具に其の事を言ふ。老翁即ち嚢の中の玄櫛を取りて地に投げしかば、則ち五百箇竹林に化成りぬ。因て其の竹を取りて大目麁籠を作りて、火火出見尊を」26 籠の中に內れまつり、海に投れまつる。

一に云く、無目堅間を以て浮木に爲りて、細繩を以て火火出見尊を繋著けまつりて沈む。所謂堅間は是れ今の竹籠なり。時に海底に自らに可怜小汀あり、乃ち汀のまに〳〵進ます、忽に海神豐玉彦の宮に到ります。其の宮は城闕崇華、樓臺壯麗。門の外に井あり、井の傍に杜樹あり、乃ち樹の下に就きて立ちたまふ。良久しくして一の美人あり、容貌世に絶れたり、侍者郡從ふ、內よりして出で、將に玉壺を以て水を汲つゝ、仰いで火火出見尊を見つ、便ち驚き還り」26ウ て其の父神に白して曰さく、門の前の井の邊の樹の下に一の貴客あり、骨法常ならず、若し天より降らばまさに天垢あるべし、地より來れらばまさに地垢あるべし、實に是れ妙美の虛空彦といふ者か。

一に云く、豐玉姫の侍者玉瓶を以て水を汲む、終に滿つること能はず、俯して井の中を視れば、則ち倒に人の笑める顏映れり、因て以て仰ぎ觀れば、一の麗神まして杜樹に倚てり、故れ還り入りて其の王に白す。是に豐玉彦人を遣して問ひて曰さく、客は是れ誰ぞ、何の以に此に至ます。火火出見尊對へて曰はく、吾は是れ天神の孫なり、乃ち遂に來意を言ふ。時に海神」27オ 迎へ拜み延き

入れまつりて、慇懃に奉侍る、因て女豐玉姫を以て妻まつる。故れ海宮に留住たまへること已に三歳に經りぬ。是の後、火火出見尊數數歎息ますこと有り。豐玉姫問ひて曰さく、天孫豈故郷に還らむと欲すか。對へて曰はく、然り。豐玉姫即ち父神に白して曰さく、此に在します貴客、上國に還らむと意望欲せり。海神是に海の魚を總集へて其の鉤を覓き問ふ。一の魚あり、對へて曰く、赤女久しく口の疾あり、或は云ふ、赤鯛。疑はし、是が呑めるかと。故れ即ち赤女を召して、其の口を見れば、鉤猶口に在り、便ち之を得て、乃ち以て彥火火出見尊に授る。因て教へまつりて曰さく、鉤を以て汝の兄に與へたまはんむ[27]時に、即ち詛言したまふべし、貧窮の本、飢饉の始、困苦の根と。而して後に與へたまへ、又汝の兄海を渉らむ時に、吾れ必ず迅風洪濤を起てゝ、其をして沒溺し辛苦めむ。是に火火出見尊を大鰐に乘せまつりて、以て本郷に送致りまつる。是より先、別れむとする時に、豐玉姫從容語して曰さく、妾已に有身めり、まさに風濤壯からむ日を以て海邊に出て到らむ、請ふ我が爲に產屋を造り以て待ちたまへと。是の後豐玉姫果して其の言の如く來至る、火火出見尊に謂して曰さく、妾今夜產まむとす、請ふな臨ましそ。火火出見尊聽しめさずして、猶櫛を以て火を燃し視そなはす。時に豐玉姫八尋の大熊鰐に化爲りて匍匐逶蛇。遂に辱められたるを以て恨めしと爲して、即ち徑に海郷に歸りまし、其の女弟玉依姫を留めて兒を持養しまつらしむ。兒の名を彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊と稱す所以は、彼の海邊の產屋全く鸕鷀の羽を用ゐて草として葺けるとき、甍未

だふき合はせざる時に兒即ち生れませるを以て、故れ因て以て名づけたてまつる。(上國、此をウハツクニと云ふ)

一書に曰く、門の前に一の好井あり、井の上に百枝の杜樹あり。故れ彦火火出見尊其の樹に跳り昇りて立ちたまふ。時に海神(28)の女豐玉姫、手に玉鋺を持ちて來て將に水を汲まむとす、正に人影の井の中に在るを見て、乃ち仰ぎて視る、驚きて鋺を墜しつ、鋺既に破碎けぬれども顧みずして還り入りて、父母に謂りて曰く、妾一人井の邊の樹の上に在すを見つ、顏色甚だ美く、容貌且閑たり、殆と常人ならずとまをしき。時に父神聞きて奇しみ、乃ち八重席を設きて迎へ入れまつる、坐定りぬるとき、因て來意を問ふ。對ふるに情之委曲を以てす。時に海神便ち憐心を起して、盡くに鰭の廣もの鰭の狹ものを召して問はす。皆曰さく、知らず、但し赤女口の疾あり來ず、「亦云ふ、口女口の疾あり」、即ち急に召し至て其の口を探れば、(29)失へる鈎立どころに得つ。是に海神制めて曰く、儞口女今より以往呑餌ふこと得じ、又天孫の饌にな預かりそ。即ち口女魚を以て供御に進らざる所以は、此れ其の緣なり。彦火火出見尊歸りまさむとする時に及至り、海神白して曰さく、今天の神の孫辱く吾が處に臨ませり、中心の欣慶何れの日か忘れむ。乃ち思則潮溢之瓊、思則潮涸之瓊を以て、其の鈎に副へて奉進りて曰さく、皇孫八重の隈を隔つと雖ども、冀はくは時に復た相憶してな棄置てたまひそ。因て教へまつりて曰さく、此の鈎を以て汝の兄に與へたまはむ時に、則ち貧鈎、(29)

滅鉤、落薄鉤と稱へ、言ひ訖りて後手に投げ棄て與へたまへ、向ひてな授けたまひそ、若し兄忿怒を起して賊害之心あらば、即ち潮溢瓊を出して以て漂溺せ、若し已に危苦むにたりて愍みたまへと求はば、即ち潮涸瓊を出して以て救ひたまへ、かく逼惱さば自らに臣伏しなんとまをしき。時に彦火火出見尊彼の瓊と鉤とを受けて本宮に歸り來ます。一に海神の敎のまにまに先づ其の鉤を以て兄に與へたまふ。兄怒りて受けず。故れ弟潮溢瓊を出せば、即ち潮大たく溢ちて兄自ら沒溺る。因て請ひて曰さく、吾れまさに汝に事らまつり奴僕たらむ。願はくば救活けたまへ。弟潮涸瓊を出せば、則ち潮自ら涸て、兄還平∟30復きぬ。已にして兄前の言を改めて曰く、吾は是れ汝の兄なり、如何ぞ人の兄として弟に事へむや。弟時に潮溢瓊を出したまふ。兄見て高山に走げ登る、則ち潮亦山を沒る。兄高樹に縁る、則ち潮亦樹を沒る。兄既に窮途て逃去む所無し、乃ち伏罪ひて曰さく、吾れ已に過てり、今より以往、吾が子孫の八十連屬、恒にまさに汝の俳人たらむ、一に云く、狗人、請ふ哀びたまへ。弟還た涸瓊を出したまへば、則ち潮自ら息む。是に兄、弟の神德いますと知りて、遂に以て其の弟に伏事ふ。是を以て火酢芹命の苗裔諸の隼人等、今に至るまで天皇の宮墻の∟30傍を離れず、吠狗に代りて奉事る者なり。世人失せたる針を債らざるは、此れ其の緣なり。

一書に曰く、兄火酢命能く海幸を得たまふ、故れ海幸彦と號く。弟彦火火出見尊は能く山幸を得たまふ、故れ山幸彦と號す。兄は則ち風ふき雨ふる毎に、輙ち其の利を失ふ、弟は則ち風ふき雨ふると雖

ども、其の幸試はず。時に兄、弟に謂りて曰く、吾れ試みに汝と幸換へせむと欲ふと。弟許諾して因て易ふ。時に兄、弟の弓矢を取りて山に入りて獸を獵る、弟、兄の鈎を取りて海に入りて魚を釣る、俱に利を得ず、空手にして來歸る。兄即ち弟の」31弓矢を還して己が鈎を責る。時に弟已に鈎を海の中に失ひて訪ひ獲むるに因無し、故れ別に新しき鈎數千を作りて與へたまふ。兄怒りて受けたまはず、故の鈎を急責る云云。是の時に弟海濱に往きて、低佪愁吟。時に川鴈あり、羂に嬰りて困厄む。乃ち憐心を起して解きて放去りたまひき。須臾して鹽土老翁ありて來て乃ち無目堅間の小船を作りて、火火出見尊を載せまつり、海の中に推放つ、則ち自然に沈去る。忽に可怜御路あり、故れ路を尋めて往ますに、自ら海神の宮に至りたまふ。是の時に海神自ら迎へ延き入れまつり、乃ち海驢皮八重を鋪き設て其の上に坐ゑたてまつらしむ、兼ねて饌百」31机を設く、以て主人の禮を盡す。因て從容問ひて曰さく、天神の孫何の以にか辱く臨ましつる。

一に云く、頃、吾が兄來語りて曰く、天孫海濱に憂居すといへども、未だ虚實を審らず、蓋し有之乎。彦火火出見尊具に事の本末を申べたまふ、因て留り息みたまふ。海神則ち其の子豐玉姫を以て妻せまつる。遂に纏綿篤愛、已に三年に經りぬ。歸りたまはむとするに及至りて、海神乃ち鯛女を召して其の口を探りしかば、即ち鈎を得き。是に此の鈎を彦火火出見尊に進る。因て敎へ奉りて曰さく、此を以て汝の兄に與へたまはむ時に、乃ち稱」32はむは、大鈎、踉䠙鈎、貧鈎、癡騃鈎

と言ひ訖へなば、則ち以て後手に投賜ふべし。已にして鰐魚を召集へ問ひて曰く、天神の孫今まさに還去まさんとす、儞等幾日が内に送し奉らむ。時に諸の鰐魚各其の長短のまに〳〵其日數を定む。中に一尋鰐あり、自ら言く、一日の内に則ち致しまつるべし。故れ即ち一尋鰐魚を遣し、以て送り奉る。復た潮滿瓊、潮涸瓊、二種の寶物を進り、仍て瓊を用ゐる法を教へまつる。又教へまつりて曰さく、兄高田を作らば、汝洿田を作りませ、兄洿田を作らば、汝は高田を作りませ。海神誠を盡して助け奉ること此の如し。」32 時に彦火火出見尊既に歸來して、一に海神の教に遵ひて、依りて行ひたまふ。弟時に潮滿瓊を出したまへば、即ち兄手を擧げて溺れ困み、還た潮涸瓊を出したまへば、即ち休みて平復ぎぬ。其の後火酢芹命日に襤褸れて憂へて曰はく、吾れ已に貧し、乃ち弟に歸伏ふ。是より先に豐玉姫天孫に謂して曰さく、妾已に有娠めり、天孫の胤豈海中に產みまつるべけむや、故れ產まむ時に必ず君の處に就でむ。如し我が爲に產屋を海邊に造りて、以て相待ちたまへ、是れ所望なり。故れ彦火火出見尊已に鄕に還りて、即ち鸕鷀の羽を以て產屋葺爲に、屋蓋未だに33 及合はせぬに、豐玉姫自ら大龜に馭り、女弟玉依姫を將ゐ海を光らして來到りましぬ。時に孕月已に滿ちて、產期方に急りぬ。此に由りて葺合するを待たずして徑に入り居ましぬ。已にして從容天孫に謂して曰さく、妾方に產まむ、請ふな臨ましそ。天孫心に其の言を怪みて竊に覘ひたまふ、則ち八尋の大鰐に化爲りぬ。而も天孫視其私屛しみたまふことを知りて、深く慙恨み懷ふ。既に兒生まして後、天孫就きて問ひて

曰はく、兒の名は何に稱けば可けむ。對へて曰く、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と號けたまふべしと、言ひ訖りて乃ち海を渉りて徑に去りぬ。時に彦火火出見尊乃ち歌みして曰はく、オキ〻33ツトリ、カモツクシマニ、ワガイネシ、イモハワスラジ、ヨノコトゴトモ。亦云く、彦火火出見尊他婦人を取りて乳母、湯母及び飯嚼、湯坐と爲したまふ。凡て諸部備行り以て養し奉る。時に權に他姫婦を用りて以て皇子を乳養しまつる、此れ世乳母を取りて兒を養すの緣なり。是の後豐玉姫其の兒の端正を聞かして、心に甚た憐み重めて、復た歸り養さむと欲す。義に於て可からず。故れ女弟玉依姫を遣して以て來し養しまつる。時に豐玉姫命玉依姫に寄せて報歌奉りて曰く、アカダマノ、〻34ヒカリアリト、ヒトハイヘド、キミガヨソヒシ、タフトクアリケリ。凡て此の贈答の二首を號けて擧歌と曰ふ。(海驢、此をミチと云ふ。踉蹡鉤、此をススミヂと云ふ。凝騃鉤、此をウルケヂと云ふ。)

一書に曰く、兄火酢芹命山幸利を得、弟火折尊海幸利を得ます云々。弟愁吟ひて海邊に在す時に、鹽筒老翁に遇ひたまふ。老翁問ひて曰さく何の故ぞ此く愁へますや。火折尊對へて曰はく云々。老翁曰さく、復た憂へましそ、吾れ計らひまつるべし。計りて曰さく、海神の乘れる駿〻34馬は八尋鰐なり、是れ其の鰭背を竪てゝ橘の小戸に在り、吾れまさに彼者と共に策らむといひて、乃ち火折尊を將て共に往きて見ゆ。是の時に鰐魚策りて曰さく、吾は八日以後、方に天孫を海宮に致しまつらむ、唯だ我が王の駿馬一尋鰐魚、是れまさに一日の內に必ず致し奉らむ、故れ今我れ歸りて彼をし

て出で來さしめむ、宜彼に乘りて海に入りたまへ、海に入りたまはむ時に、海中に自ら可怜小汀あらん、其の汀のまに〳〵進まさば、必ず我が王の宮に至りまさん、宮の門の井の上に、まさに湯津杜樹あるべし、宜其の樹の上に就きて居しませと、言すこと訖りて即ち海に入りて去にき」35オ故れ天孫鰐の言へるまに〳〵、留居して相待つこと已に八日、久しくして方に一尋鰐ありて來つ、因て乘りて海に入る、每に前の鰐の敎に遵ふ。時に豐玉姬の侍者あり、玉鋺を持ちてまさに井の水を汲まむとするに、人影水底に在るを見て、酌取ることを得ず、因て以て仰ぎて天孫を見つ。即ち入りて其の王に告げて曰く、吾れ我が王獨り能く絕麗と謂ひしに、今一の客あり、彌復遠勝れり。海神聞きて曰く、試以察之といひて、乃ち三床を設けて請入つりき。是に天孫邊床に於ては則ち其の兩足を拭ひ、中床に於ては則ち其の兩手を據し、內床に於ては則ち眞床覆衾の上に寬坐たまひき。海」35ウ神見て乃ち是れ天神の孫といふことを知りて益加崇敬ふ云々。海神赤女口女を召して問ふ。時に口女口より鉤を出して以て奉る。「赤女は即ち赤鯛なり、口女は即ち鯔魚なり。」時に海神鉤を彥火火出見尊に授け、因て敎へまつりて曰さく、兄の鉤を還さん時に、天孫則言ひますべし、汝が生子の八十連屬裏、貧鉤、狹狹貧鉤と言ひ訖へて、三たび下唾きて與へたまへ、又兄海に入りて釣せむ時に、天孫宜海濱に在して以て風招を作したまへ、「風招は即ち嘯なり、」此くせば則ち吾れ瀛風邊風を起して、奔波を以て溺らし惱まさむ。火折尊歸り來まして具に海神の」36オ敎に遵ふ。兄釣する日に至及り、海濱に居

しまして嘯きたまふ時に、迅風忽に起る。兄則ち溺れ苦み、生かむ由無し。便ち遙かに弟に請はし曰さく、汝久しく海原に居して、必ず善術あらむ、願はくば以て救ひたまへ、若し我を活けたまはゞ、吾が生兒の八十連屬、汝の垣邊を離れずして、まさに俳優の民と爲らむ。是に弟嘯くこと已に停みて、風亦隨息りぬ。故れ兄弟の德を知りて、自ら伏事ひなむとするに、弟慍色して不與共言、是に兄犢鼻を著け、赭を以て掌に塗り面に塗りて、其の弟に告して曰さく、吾れ身を汚すこと此の如し、永に汝の俳優者たらむ。乃ち足を擧げ踏行みて其の溺れ苦める狀を學ふ。初め[36]潮足に漬く時には則ち足占を爲し、膝に至る時は則ち足を擧げ、股に至る時には則ち走り廻り、腰に至る時には則ち腰を捫ふ、腋に至る時には則ち手を胸に置く、頸に至る時には則ち手を擧げて飄掌す。爾より今に及るまで曾て廢絕無し。是より先に豐玉姬出で來まして、まさに產まむとする時に、皇孫に請して曰さく云々。皇孫從ひたまはず。豐玉姬大に恨みて曰さく、吾が言を用ゐたまはずして我に屈辱せたまひつ、故れ今より以往、妾が奴婢君の處に至らば復たな放還しましそ、君の奴婢妾が處に至らば亦復還さじとまをして遂に眞床覆衾及び草を以て其の兒を裹みて波瀲に置き、則ち海に入りて去りましぬ。此れ海陸相[37]通はざる緣なり。一に云く、兒を波瀲に置くは非じ、豐玉姬命自ら抱きて去く、やや久くして曰さく、天孫の胤此の海中に置きまつるべからずといひて、乃ち玉依姬をして抱かしめて送り出しまつる。初め豐玉姬別れ去く時に、恨言旣切なり。故れ火折尊其の復た會ふべからざる

ことを知ろしめして、乃ち瞻歌あり、已に上に見ゆ。(八十連屬、此をヤソツヅキと云ふ。飄掌、此をタビロカスと云ふ。)

彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、其の姨玉依姫を以て[87]妃と爲して、彥五瀨命を生れませり。次に稻飯命、次に三毛入野命、次に神日本磐余彥尊、凡て四の男を生ます。久しくましく／＼て彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊西洲の宮に崩りましぬ。因て日向の吾平山上陵に葬めまつる。

一書に曰く、先づ彥五瀨命を生ます、次に稻飯命、次に三毛入野命、次に狹野尊、亦神日本磐余彥尊と號す。狹野と稱せるは、是れ年少くまします時の號なり、後に天下を撥平けて八洲を奄有す、故れ復た號を加へて、神日本磐余彥尊と曰をす。[88]

一書に曰く、先づ彥五瀨命を生ます、次に三毛野命、次に稻飯命、次に磐余彥尊、亦神日本磐余彥火火出見尊と號す。

一書に曰く、先づ彥五瀨命を生ます、次に稻飯命、次に神日本磐余彥火火出見尊、次に稚三毛野尊。

一書に曰く、先づ彥五瀨命を生ます、次に磐余彥火火出見尊、次に彥稻飯命、次に三毛入野命。

日本書紀卷第二[89]

日本書紀卷第三

神日本磐余彦天皇　神武天皇

神日本磐余彦ノ天皇、諱は彦火火出見、彦波瀲武鸕鷀草葺不合ノ尊の第四子なり。母を玉依姫と曰す。海童の小女なり。天皇生れましながら明達く意確如くます。年十五にして立ちて太子と爲りたまふ。長たまひて日向ノ國ノ吾田邑ノ吾平津媛を娶りて妃と爲したまひて、手研耳ノ命を生みたまふ。年四十五歳に及びて諸の兄及び子等に謂りて曰く。昔我が天神、高皇產靈ノ尊、大日孁ノ尊、此の豐葦原」1の瑞穗ノ國を擧げて、我が天祖彦火瓊瓊杵ノ尊に授けたまへり。是に彦火瓊瓊杵ノ尊天關を闢き、雲路を披けて、驅仙蹕て戻止す。是時、運鴻荒に屬ひ、時草昧に鍾れり。故れ蒙くして以て正しきを養ひ、此の西偏を治す。皇祖皇考は乃ち神乃ち聖にましまして、慶びを積み暉りを重ねて多に年所を歷たり。天祖の降跡ましてより以逮于今に一百七十九萬二千四百七十餘歳。而れど遼邈なる地、猶ほ未だ王澤に霑はず。遂に邑に君有り、村に長有らしめ、各自ら彊を分ちて用て相凌躒ふ。抑又鹽土ノ老翁に聞しに、曰く、東に美き地有り、靑山四周れり。其の中に亦天ノ磐船に乘りて飛び」1降れる者有り。余謂ふに彼地は必ず天業を恢弘べて天下に光宅るに足りぬべし。蓋六合の中心か。厥の飛び降れるといふものは、謂ふに是れ饒速日か。何ぞも就て都つくらざらむと、諸の皇子對へて曰く。理り實に灼然なり。我れ亦恒に念ひと

爲つ。宜早かに行されね。是年や、大歳甲寅。其の年の冬十月ノ丁巳朔辛酉〔〇五日〕。天皇親ら諸の皇子たちと舟師を帥ゐて。東を征ちたまふ。速吸の門に至ります。時に一りの漁人有り、艇に乘りて至る。天皇招しよせて、因て問ひたまはく。汝は誰ぞや。對へて曰く。臣は是れ國ノ神なり、名を珍彥と曰す。曲浦に釣魚す。天ノ神の子來ますと聞り、故ノ即ち迎へ奉る。又問ひて曰く。汝能く我が爲に」。導きつかまつらむや。對へて曰さく。導きつかまつらむ。天皇勅して海人に椎檣の末を授して執らしめて皇舟に牽き納れ、以て海の導者と爲す。乃ち特に名を賜ひて椎根津彥と爲す（椎、此をシヒと云ふ）此れ即ち倭ノ直等が始祖なり。行て筑紫ノ國菟狹に至ります。（菟狹は地名なり。此をウサと云ふ）時に菟狹國造の祖有り。號を菟狹津彥、菟狹津媛と曰ふ。乃ち菟狹ノ川上に於て一柱騰宮を造りて饗奉る（一柱騰宮、此をアシヒトツアガリノミヤと云ふ）是時、勅して菟狹津媛を以て侍臣、天ノ種子ノ命に賜妻ふ。天ノ種子ノ命は是れ中臣ノ氏の遠つ祖なり。十有一月丙戌ノ朔甲午〔〇九日〕天皇」。筑紫ノ國崗の水門に至りたまふ。十有二月丙辰ノ朔壬午〔〇廿七日〕。安藝ノ國に至りまして埃ノ宮に居します。

乙卯ノ年春三月甲寅ノ朔己未〔〇六日〕。吉備ノ國に徙り入りまして行宮を起り以て居しましき。是を高嶋ノ宮と曰ふ。三年を積る間に舟檝を脩へ、兵食を蓄ふ。將に以て一擧げて天ノ下を平むと欲す。

戊午ノ年春二月丁酉ノ朔丁未〔〇十一日〕。皇師遂に東に行く。舳艫相接げり。方に難波ノ碕に到るとき、奔潮有りて太だ急きに會ひぬ。因りて以て名を浪速ノ國と爲す、亦浪華と曰ふ。今難波と謂ふは訛れるなり。

（訛、此をヨコナマルと云ふ）三月丁」3卯朔丙子（〇十日）。遡流而上て徑に河内ノ國草香邑の靑雲の白肩之津に至ります。夏四月丙申朔甲辰（〇九日）。皇師兵を勒へ、步より龍田に趣く。而るに其ノ路狹く嶮しくして人並み行くことを得ず。乃ち還りて更に東のかた膽駒山を踰へて中州に入らむと欲す。時に長髓彥聞きて曰く。夫れ天ッ神の子等の來ます所以は、必ず將に我が國を奪はむとすといひて、則ち盡に屬へる兵を起して孔舍衞（〇衞は衙の誤クサカとす集解下同シ）坂に徼りて、與に會ひ戰ふ。流矢有りて五瀨ノ命の肱脛に中れり。皇師進み戰ふこと能はず。天皇憂ひたまひ乃ち神策を沖衿に運めたまひて曰く。今我は是れ日ノ神の子孫にして、日に向ひて虜を征つは、此れ天ノ道に逆れり。」3退き還りて弱きを示し、神祇を禮ひ祭り、背に日ノ神の威を負ひて、影の隨に壓ひ躡まむには若じ。如此ば則ち曾て刃に血ぬらずして、虜必ず自に敗れなむ。僉曰さく、然り。於是軍中に令て曰はく。且く停れ、復な進みそ。乃ち軍を引て還りたまふ。虜も亦た敢て逼めまつらず。却て草香津に至り、盾を植て雄誥る。（雄誥、此をヲタケルと云ふ。）因りて改めて其津を號けて盾津と曰ふ。今蓼津と云ふは訛れるなり。初め孔舍衞の戰に人有り大樹に隱れて難を免かるゝことを得たり。仍て其樹を指して曰ふ、恩母の如しと。時の人因て其の地を號けて母木ノ邑と曰ふ。今飫悶酒奇と云ふは訛れるなり（〇今云々匠云以下古本ニ、母木、此をオモノキと云ふ。トアルニヨリテ改ム）五月丙寅朔癸酉（〇八日）軍茅渟の山城ノ水門に至る。（亦の名は山ノ井ノ水門。茅渟、」4此をチヌと云ふ。）時に五瀨ノ命の矢の瘡痛みますこと甚し。乃ち撫劍

て雄誥して曰はく。（撫劍、此をツルギノタカミトリシバルと云ふ。）慨哉大丈夫にして（慨哉、此をウレタキカヤと云ふ。）傷於虜手て將に報ずして死なむとのりたまふ。時の人因りて其の處を號けて雄ノ水門と曰ふ。進みて紀伊ノ國の竈山に到りて五瀬ノ命軍に薨ましぬ。因りて竈山に葬めまつる。六月乙未朔丁巳（〇二十三日）軍名草ノ邑に至りて則ち名草戸畔といふ者を誅ふ。（戸畔、此にトベと云ふ。）遂に狹野を越えて熊野の神邑に到る。且ち天ノ磐盾に登り仍て軍を引て漸に進む。海中にして卒かに暴風に遇ひ皇舟漂蕩ふ。時に稻飯ノ命乃ち歎きて曰く。嗟乎吾が祖は則ち天ッ神、母は則ち海神なり、如何ぞ我を陸に厄め、復た我を海に厄めたまふと。言ひ訖りて乃ち劍を拔て海に入りて、鋤持ノ神と化爲る。三毛入野ノ命も亦恨みて曰く。我が母及び姨は並に是れ海神なり、何爲ぞ波瀾を起して以て灌溺すといひて、則ち波秀を蹈みて常世ノ郷に往しぬ。天皇獨、皇子手研耳ノ命と軍を帥て進み、熊野の荒坂ノ津に至ります。（亦の名は丹敷ノ浦。）因て丹敷戸畔といふ者を誅ひたまふ。時に神毒ノ氣を吐き、人物咸瘁ぬ。是に由て皇軍復た振ること能はず。時に彼處に人有り、號を熊野ノ高倉下と曰ふ。忽に夜夢みらく、天照太神、武甕雷ノ神に謂りて曰はく。夫れ葦原ノ中國は猶ほ聞喧擾之響焉。（聞喧擾之響焉、是をサヤゲリナリと云ふ。）宜く汝更た往きて征て。武甕雷神對へて曰さく。予行らずと雖も予が平國し劍を下さば、則ち國將に自からに平らぎなむ。天照太神曰はく、諾なり。（諾、此をウメナリと云ふ。）時に、武甕雷ノ神登ち高倉下に謂りて曰はく。予が劍を號けて韴靈と曰ふ（韴靈、此をフツノミタマと云ふ。）今當に汝が庫裏に置くべし。宜く

取りて天孫に獻れ。高倉下唯唯と曰して寤めぬ。明る旦夢の中の教に依りて庫を開けて視れば、果して落たる劒有り。倒に庫の底板に立てり。即ち取りて以て進る。時に天皇適く寐ませり。忽然にして寤めて曰はく。予何ぞ若此長眠しつるゑと。尋で毒に中れる士卒ども悉に復醒めて起ぬ。既にして皇師中州に趣かむと欲す。而かも山中險絕して復た行く可き路無し。乃ち棲遑て其の跋涉かむ所を知らず。時に夜夢みたまはく。天照大神、天皇に訓へまつりて曰まはく。朕今頭八咫烏を遣す、宜べ以て鄕導者と爲したまへ。果して頭八咫烏有り、空より翔び降る。天皇の曰はく。此の鳥の來ること、自ら祥き夢に叶へり。大哉、赫矣。我が皇祖天照大神以て基業を助け成さむと欲せるか。是時大伴氏の遠祖、日ノ臣ノ命、大來目を帥ゐて元戎を督將として、山を蹈み、行を啓き、乃ち鳥の所向の尋仰ぎ視て追ふ。遂に菟田の下ツ縣に達る。因て其の至りまし處を號けて菟田ノ穿6邑と曰ふ。(穿邑此をウガチノムラと云ふ。)時に勅して日ノ臣ノ命を譽めて曰はく。汝忠くして且つ勇めり。加能く導の功有り。是を以て汝が名を改めて道ノ臣と爲よ。秋八月甲午朔乙未(〇二日)天皇、兄猾及び弟猾といふ者を徵さしむ。(猾、此をウカシと云ふ。)是の兩人は菟田縣の魁師者なり。(魁師、此をヒトゴノカミと云ふ。)時に兄猾來ず。弟猾即ち詣至り。因て軍門を拜みて告して曰く。臣兄、兄猾爲逆狀は、天孫且到むと聞て、即ち兵を起して襲ひまつらむとす。皇師の威を望見て敢敵まじきを懼て、乃ち潛に其兵を伏して權に新宮を作りて殿の內に機を施て、因て請饗らむとまをして以て作難む欲りす。願くば此の詐を知しめして、善く6備

へたまへ。天皇卽ち道臣命を遣して其の逆ふる狀を察せたまふ。時に道臣命審かに賊害ふ心有りと知りて、大に怒り詰び嘖びて曰く。虜爾が造れる屋には爾自ら居よといふ（爾、此をオレと云ふ。）因て按劒り、彎弓ひ、逼めて催入れしむ。兄猾罪を天に獲て事辭ぶる所無し。乃ち自機を蹈みて壓れ死ぬ。時に其の屍を陳して斬る。流るゝ血踝に沒る。故れ其の地を號けて菟田血原と曰ふ。已にして弟猾、大に牛酒を設け以て皇師を勞饗す。天皇其の酒宍を以て軍卒どもに班ち賜ふ。乃ち御謠して曰く。

（謠、此をウタヨミと云ふ）

菟田の、たかきに、鴫羂張る、我が待つや、鴫」7ォは障らず、いすくはし、鯨さやり、嫡が、魚乞はさば、たちそばの、みのなけくを、こきしひゑね、嫌が、魚乞はさば、いちさかき、みの多けくを、こきだひゑね。

是を來目歌と謂ふ。今樂府に此の歌を奏ふには猶手量の大き小さゝ及び音聲の巨細有り。此れ古への遺れる式なり。是の後、天皇吉野の地を省はさむと欲し、乃ち菟田の穿邑より親ら輕き兵を率ゐて巡幸す。吉野に至りたまふ時に人有り、井の中より出でたり、光りて尾有り。天皇問ひて曰はく。汝は何人ぞ。」7ゥ對へて曰さく。臣は是れ國神、名を井光と爲す。此れ則ち吉野首部の始祖なり。更少し進きたまふとき亦尾有りて磐石を披けて出づる者有り。天皇問ひて曰はく。汝は何人ぞ。對へて曰さく。臣は是れ磐排別子なり。（排別、此をオシワクと云ふ。）此れ則ち吉野の國樔部の始祖なり。水に縁ひて西に行

ますに及びて、亦梁を作ちて取魚者有り。（梁、此をヤナと云ふ。）天皇問ひたまへば、對へて曰さく。臣は是れ苞苴擔が子なり。（苞苴擔、此をニヘモツと云ふ。）此れ則ち阿太の養鸕部が始祖なり。九月甲子朔戊辰（○五日）、天皇彼の菟田の高倉山の巓に陟りまして、域の中を瞻望たまふ。時に國見ノ丘の上に則ち八十梟帥有り。（梟帥、此をタケルと云ふ。）又女坂に女軍を置き、男坂に男軍を置き、墨坂に焃炭を置けり。其の女坂、男坂、墨坂の號は此に由りて起れり。復た兄磯城ノ軍有り、磐余ノ邑に布滿めり。（磯、此をシと云ふ。）賊虜の據る所、皆是れ要害の地なり。故れ道路絶え塞がり、通るべき處無し。天皇惡みたまふ。是夜自ら祈ひて寢ませり。夢に天ノ神有り、訓へまつりて曰けらく。宜く天ノ香山の社の中の土を取り（香山、此をカグヤマと云ふ。）以て天ノ平瓮八十枚を造り、（平瓮、此をヒラカと云ふ。）并せて嚴瓮を造りて、天ツ神地ツ祇を敬ひ祭り、（嚴瓮、此をイツヘと云へり。）亦嚴呪詛を爲よ。如此せば則ち虜自ら平伏なむ。（嚴呪、此をイツノカジリと云ふ。）天皇祗て夢の訓を承り、依て以て將に行ひたまはむとす。時に弟猾又奏して曰さく。倭ノ國の磯城ノ邑に磯城ノ八十梟帥有り。又高尾張ノ邑に（或本云。葛城ノ邑なり）赤銅ノ八十梟帥有り。此の類皆天皇と距ぎ戰はんと欲りす。臣竊に天皇の爲に憂へまつる。宜く今當に天ノ香山の埴を取り、以て天ノ平瓮を造りて、天ツ社國ツ社の神を祭ひたまふべし。然して後に虜を擊ちたまはゞ則ち除ひ易けむとまをす。天皇既に夢の辭を以て吉き兆なりと爲したまふ。弟猾が言を聞しめすに及び、益懷に喜びたまひ、乃ち椎根津彥に弊衣服及び蓑笠を著せて老人の貌に爲り、又弟猾をして箕を被け

老嫗の貌に爲さしめて、勅して曰はく。宜べ汝二人、天香山に到きて潛に其の巓の土を取り[9]て來旋るべし。基業の成らむ否らじは、當に汝を以て占はむ。努力愼め。是の時に虜の兵路に滿て往還ふこと難し。時に椎根津彥乃ち祈て曰く。我が皇當に能く此の國を定めたまふべきならば、行かむ路自ら通れ。如し能はずば、賊必ず防禦む。言ひ訖りて徑に去く。時に羣虜二人を見て、大に咲ひて曰く。太醜乎、(太醜、此をアナミニクと云ふ。)老父老嫗と。則ち相與に道を闢て行かしむ。二人其山に至ることを得て、土を取りて來歸れり。於是天皇甚に悅びたまひて、乃ち此の埴を以て八十平瓮、天手抉、八十枚(手抉、此をタクジリと云ふ。)嚴瓮を造作りて、丹生の川上に陟りて、用て天神地祇を祭りたまふ。則ち彼の[9]菟田川の朝原にして、譬ば水沫の如く呪著る。天皇又因りて祈たまはく。吾今當に八十平瓮を以て水無にして飴を造らむ。飴成らば則ち吾れ必ず鋒刄の威を假らじ。坐ながら天下を平げむ。乃ち飴を造りたまふ。飴卽ち自ら成りぬ。又祈ひたまはく。吾今當に嚴瓮を以て丹生の川に沈めむ。如し魚、大きなる小さなると無く、悉く醉ひて流れむこと、譬へば柀葉の浮き流るゝがごとくは、(柀、此をマキと云ふ。)吾必ず能く此の國を定めてむ。如し其れ爾らずば、終て成る所無けむとのたまひて、乃ち嚴瓮を川に沈む。其の口下に向けり。頃ありて魚皆浮び出でゝ水の隨に噞喁ふ。時に椎根津彥、見て奏す。天皇大に喜びたまひて、乃ち丹生の川[10]上の五百箇眞賢木を拔取にして、以て諸神を祭りたまふ。此れより始めて嚴瓮の置有り。時に道臣命に勅りたまはく。今高皇產靈尊を以て朕親ら顯齋を作さむ。(顯齋、此をウツ

シイハヒと云ふ。）汝を用て齋主と爲し、授るに嚴媛の號を以てせむ。而して其の置ける埴瓮を名けて嚴瓮と爲す。又火の名をば嚴ノ香來雷と爲し、水の名をば嚴ノ罔象ノ女と爲し、（罔象女、此をミツハノメと云ふ。）粮の名をば嚴ノ稻魂ノ女と爲し（稻魂女、此をウカノメと云ふ。）薪の名をば嚴ノ山雷と爲し、草の名をば嚴ノ野椎と爲す。冬十月癸巳朔天皇其の嚴瓮の粮を嘗めたまひ、兵を勒へて出でたまふ。先づ八十梟帥を國見丘に撃ちて破り斬りたまひつ。是の役や、天皇└10 志 必ず克ちなむといふことを存したまへり。乃ち御謠したまはく。

神風の、伊勢の海の、大石にや、い延ひ廻ほる、細螺の、細螺の、吾子よ、吾子よ、細螺の、いはひもとほり、撃ちてし止まむ、撃ちてしやまむ。

謠の意は大石を以て其の國見ノ丘に喩ふるなり。旣にして餘の黨猶繁くして其の情測り難し。乃ち顧に道ノ臣ノ命に勅すらく、汝宜く大來目部を帥て大室を忍坂ノ邑に作りて盛りに宴饗を設けて虜を誘りて取れとのたまひき。道ノ臣ノ命是に密旨を奉り、窨を忍坂に掘りて、我が猛卒を選ひ、└11 虜と雜せ居ゑ、陰に期りて曰く。酒酣の後に、吾則ち起て歌はむ。汝等吾が歌の聲を聞きて、則ち一時に虜を刺せ。已にして坐定り酒を行。虜我に陰の謀有りと知らず、情に任せて徑醉ひぬ。時に道ノ臣ノ命、乃ち起ちて歌ひて曰く。

忍坂の、大室屋に、人多に、入り居りとも、人さはに、來入り居りとも、みつくし、來目の子等が、

くぶつゝい、石つゝい持ち、撃ちてし止まむ。

時に我が卒、歌を聞きて、倶に其の頭椎の劍を拔て一時に虜を殺し、復た噍類る者無し。皇軍大に悅びて、」11 天を仰ぎて咲ふ。因て歌ひて曰く。

いまはよ、いまはよ、あゝしやを、いまだにも、吾子よ、いまだにも、吾子よ。

今來目部が歌ひて後に大に哂ふは是れ其の緣なり。又歌ひて曰く。

えみしを、一人、百な人、人は云へども、手向もせず。

此れ皆密旨を承はりて歌ふ。敢て自ら專するには非ず。時に天皇の曰はく。戰勝ちて驕ること無きは良將の行なり。今魁きなる賊已に滅びて、同じく惡しかる者、匈々十數羣あり、其の情知るべからず。如何にして久しく一處に居て、以て變を制ること無けむとのりたまひて、乃ち營を別處に徙しぬ。十」12 有一月の癸亥朔己巳（○七日）皇師大に擧りて將に磯城彥を攻めむとす。先づ使者を遣て兄磯城を徵さしむ。兄磯城命を承けまつらず。更に頭八咫烏を遣て召す。時に烏其の營に到りて鳴きて曰く、天神子汝を召す、怡奘過、怡奘過、（過の音、倭）兄磯城忿りて曰く。天壓神至りますと聞きて吾が爲慨憤時に、奈何ぞ烏鳥の若此惡しく鳴くといひて（壓、此にオスといふ。）乃ち弓を彎ひて射る。烏即ち避去りぬ。次に弟磯城が宅に到りて鳴きて曰く、天神子汝を召す、イザワ、イザワ。時に弟磯城、慄然改容て曰く。臣天壓神の至りますを聞りて旦夕に畏懼る。善き乎、烏汝が鳴くことの」12 若此

ぞといひて、即ち葉盤八枚を作り、食を盛りて饗ふ。(葉盤、此をヒラテと云ふ。)因りて以て鳥の隨に詣で到りて告して曰さく。吾が兄、兄磯城、天神ノ子、來ますと聞りて、則ち八十梟帥を聚へ、兵甲を具へて將に與決戰むとす。早に圖りたまふ可しとまをす。天皇乃ち諸の將を會へて問ひて曰はく。今兄磯城果して逆賊ふ意有り、召にも亦來ず。之を爲むこと奈何とのりたまふ。諸の將の曰く。兄磯城は黠賊なり。宜しく先づ弟磯城を遣て曉喩しめ、并て兄倉下、弟倉下にも說さしめたまへ。如し遂に歸順はずば然して後に兵を擧げて臨みたまはむこと亦晩からじ。(倉下、此をクラジと云ふ。)乃ち弟磯城を使して利害を開示しむ。而に兄磯城等猶愚」13オ 謀を守りて肯て承伏はず。時に椎根津彥計て曰く。今宜く先づ我か女軍を遣して忍坂道より出でば、虜見て必ず銳を盡して赴かむ。吾は則ち勁卒を驅馳て直に墨坂を指て菟田川の水を取りて以て其炭火に灌ぎ、儵忽之間に其の不意に出でば、則ち破れむこと必し。天皇其の策を善めたまひ、乃ち女軍を出して以て臨たまへば、虜大兵已に至ると謂ひて、力を畢して相待つ。是れより先に皇軍攻ては必ず取り、戰ひては必ず勝てり。而るに介冑之士、疲弊ること無きにあらず。故れ聊に御謠を爲りて以て將卒の心を慰めたまふ。謠に曰く。

楯並めて、伊那瑳の山の、木の間ゆも、い行き候」13ウ らひ、戰へば、我れはやゑぬ、島つどり、鵜養がとも、今助に來ね。

果して男軍を以て墨坂を越えて後へ從り夾み擊ちて破り、其の梟帥兄磯城等を斬りつ。十有二月癸巳朔

丙申（○四日）皇師遂に長髄彦を撃つ、連りに戰ひて取勝能はず。時に忽然に天陰て雨氷ふる。乃ち金色の靈鵄有り、飛び來りて皇弓の弭に止まれり。其の鵄光曄煜て、状流電の如し。是に由りて長髄彦が軍卒ども皆迷眩て復た力戰はず。長髄は是れ邑の本の號なり。因て亦以て人の名と爲す。皇軍の鵄の瑞を得るに及びて、時の人仍りて14鵄邑と號づく。今鳥見と云ふは是れ訛れるなり。昔孔舍衞の戰に、五瀨命矢に中りて薨れましき。天皇銜ちたまひて常に憤懟ることを懷きたまふ。此の役に至りて意に窮誅さむと欲し、乃ち御謠して曰はく。

みつ〳〵し、來目の子等が、垣もとに、（○此句衍か）粟生には、か韮一本、そのがもと、そねめつなぎて、撃ちてしやまむ。

又謠ひて曰はく。

みつ〳〵し、來目の子等が、垣もとに、植ゑし薑、口ひゞく、我れは忘れず、撃ちてしやまむ。

因て復た兵を縱ちて忽に攻めたまふ。」14 凡て諸の御謠は皆來目歌と謂ふ。此は的て歌へる者を取りて名づくるなり。時に長髄彦、乃ち行人をして天皇に言して曰さく。嘗て天神の子有り、天磐船に乘りて天より降止ませり。號を櫛玉饒速日命と曰す（饒速日、此をニギハヤヒと云ふ。）是れ吾が妹、三炊屋媛を娶りて（亦の名は長髄媛、亦の名は鳥見屋媛。）遂に兒息有り。名を可美眞手命と曰ふ。（可美眞手、此をウマシマテと云ふ。）故れ吾れ饒速日命を以て君と爲て奉る。夫れ天神の子豈に兩種有さむや。奈何も更に

天ノ神ノ子と稱りて、以て人の地を奪ひたまはむ。吾心に推りみるに、未必爲信。天皇の曰はく。天ノ神ノ子も亦多にあれ、汝が君と爲る所、[15]是れ實に天ノ神ノ子ならば、必ず表物有らむ。相示よ。長髓彥即ち饒速日ノ命の天ノ羽羽矢一隻、及び步靫を取りて以て天皇に示せ奉る。天皇覽して曰はく。事不虛と。還りて所御天ノ羽羽矢一隻、及步靫を以て長髓彥に示せ賜へば、長髓彥其の天表を見て益踧踖を懷く。然ども凶器已に構て其の勢ひ中休むことを得ずして、猶ほ迷へる圖を守り、復た改意無し。饒速日ノ命本より天ノ神慇懃に唯だ天孫に是れ與たまふことを知れり。且、夫の長髓彥の稟性、愎佷り、教ふるに天人の際を以てすべからざることを見て、乃ち殺しつ。其の衆を帥ゐて歸順ひぬ。天皇[15]素より饒速日ノ命は是れ天より降りませりといふことを聞しめせり。今果して忠效を立つとおもほして、則ち褒めて寵みたまふ。此れ物部氏の遠ッ祖なり。己未年春二月壬辰朔辛亥(〇二十日)諸將に命て士卒を練ふ。是の時層富ノ縣の波哆ノ丘岬に新城戶畔といふ者有り。(丘岬、此をヲカザキと云ふ。)又和珥ノ坂下に居勢祝といふ者有り。(坂下、此をサカモトと云ふ。)臍見ノ長柄ノ丘岬に猪祝といへる者有り。此の三處の土蜘蛛、並に其の勇力ことを恃みて肯て來庭ず。天皇乃ち偏師を分ち遣はして皆誅さしめたまふ。又高尾張ノ邑に土蜘蛛有り、其の爲人、身は短くして手足は長く、侏儒と相類たり。皇軍葛の網を結きし[16]て掩襲ひ殺しつ。因て改めて其の邑の號を葛城と曰ふ。夫れ磐余の地、舊名は片居(片居、此をカタルと云ふ。)亦は片立と曰ふ。(片立、此をカタタチと云ふ。)我が皇師の虜を破ぶるに逮びて、大軍集ひて其の地に滿めり。

因て号を改めて磐余と爲す。或は曰く。天皇往に嚴瓮の粮を嘗めたまひ軍を出して征ちたまふ。是の時に磯城ノ八十梟帥、彼處に屯聚居たり（屯聚居、此をイハミヰと云ふ。）果て天皇と大に戰ひ遂に皇師の爲に滅されぬ。故れ名けて磐余ノ邑と曰ふ。又皇師立ち誥びし處、是を猛田と謂ふ。城を作る處の號を城田と曰ふ。又賊衆戰ひ死せて屍を僵し、臂を枕にせし處を呼びて頬枕田と爲す。天皇[16]前年の秋九月を以て潜に天ノ香山の埴土を取り、以て八十平瓮を造り、躬自齋戒して諸の神たちを祭り、遂に區宇を安定むることを得たまふ。故れ土を取りし處を號けて埴安と曰ふ。三月辛酉朔丁卯（〇七日）令を下して曰はく。我れ東を征ちしより茲に六年なり。皇天の威を頼りて凶徒就戮ぬ。邊土未だ清らず、餘の妖尚は梗と雖も、中州之地復た風塵無し。誠に宜く皇都を恢廓き大壯を規摹るべし。而を今運此の屯蒙きに屬ひ、民の心朴素たり。巣に棲み穴に住む、習俗惟れ常となれり。夫れ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ。苟も民に利有らば何ぞ聖の造に妨はむ。且當に山林を披き拂ひ、宮[17]室を經營りて、恭みて寶位に臨み以て元元を鎭め、上は則ち乾靈の國を授けたまひし德に答へ、下は則ち皇孫正しきを養ひたまひし心を弘めむ。然て後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可からずや。夫の畝傍山の（畝傍山、此をウネビヤマと云ふ。）東南橿原の地を觀れば、蓋し國の墺區か。可治るべし。此の月即ち有司に命せて帝宅を經り始む。庚申年秋八月癸丑朔戊辰（〇十六日）天皇當に正妃を立てたまはむとす。改めて廣く華冑を求めたまふ。時に人有り奏して曰さく。事代主ノ神、三嶋溝橛耳ノ神の女、玉櫛媛に共し

て生める兒の號を媛蹈鞴五十鈴媛ノ命と曰す。是れ國色之秀たる者なりとまをしき。」17 天皇悅びたまふ。

九月壬午朔乙巳〔〇廿四日〕媛蹈鞴五十鈴媛ノ命を納れて以て正妃と爲したまふ。辛酉年春正月庚辰朔、天皇橿原ノ宮に卽帝位す。是の歲を天皇の元年と爲す。正妃を尊みて皇后と爲したまふ。皇子神八井ノ命、神渟名川耳ノ尊を生みたまふ。故れ古語に稱へまをして、畝傍之橿原に底つ磐根に宮柱太立て、高天の原に搏風峻峙りて、始馭天下之天皇と曰す。號を神日本磐余彥火火出見ノ天皇と曰しき。初め天皇天基を草創めたまふ日、大伴氏の遠祖、道ノ臣ノ命、大來」18 目部を帥ゐて密策を奉承りて能く諷歌、倒語を以て妖氣を掃蕩り。倒語を用ゐたること始めて茲に起れり。

二年春二月甲辰朔乙巳〔〇二日〕。天皇功を定めて賞を行ひたまふ。道ノ臣ノ命に宅地を賜ひて築坂ノ邑に居らしめ、以て寵異たまふ。亦大來目を畝傍山の以西の川邊の地に居らしめたまふ。今來目邑と號へるは此れ其の緣なり。珍彥を以て倭の國ノ造と爲し〔珍彥、此をウヅヒコと云ふ。〕又弟猾に猛田ノ邑を給ふ。因て猛田ノ縣主と爲したまふ。是れ菟田ノ主水部の遠祖なり。弟磯城、名は黑速を磯城ノ縣主と爲したまふ。又劍根といふ者を以て葛城の」18 國ノ造と爲したまふ。又頭八咫烏も亦賞ノ列に入れたまふ。其の苗裔は卽ち葛野ノ主殿ノ縣主部是れなり。

四年春二月壬戌朔甲申〔〇二十三日〕ノ詔して曰く。我が皇祖の靈、天より降り鑒て、朕が躬を光助けたまへり。今諸の虜ども已に平け、海內事無なり。以て天神を郊祀りて用て大孝ふことを申ぶ可しと、乃ち

靈畤を鳥見の山中に立つ。其の地を號けて上ッ小野ノ榛原、下ッ小野ノ榛原と曰ふ。用て皇祖の天ッ神を祭りたまふ。

三十有一年夏四月乙酉朔、皇輿巡幸す、因て腋」19上の嗛間丘に登りまして國の狀を廻望たまひて曰はく。妍哉國之獲つ（妍哉、此をアナニヤと云ふ。）內木綿の眞迮國と雖ども、猶蜻蛉の臀呫せるが如し。是に由て始めて秋津洲の號有り。昔伊奘諾ノ尊此の國を目けて曰はく。日本は浦安國、細戈千足ノ國、磯輪上秀眞國と。（秀眞國、此をホツマクニと云ふ。）復大己貴ノ大神目けて曰はく。玉牆ノ內國と。饒速日ノ命天ノ磐船に乘りて大虛を翔行て是の鄉を睨て降りましたまふに及至て、故れ因て目けて虛空見日本國と曰ふ。

四十有二年春正月壬子朔甲寅（〇三日）皇子神渟名川耳ノ尊を立てゝ皇太子と爲したまふ。

七十有六年春三月甲午朔甲辰（〇十一日）天皇橿原宮に崩りましぬ。時に年一百二十七歲。明年秋九月乙卯朔丙寅（〇十二日）畝傍山の東北の陵に葬しまつる。」20オ

日本書紀卷第三　終

日本書紀卷第四

神渟名川耳天皇　綏靖天皇
磯城津彦玉手看天皇　安寧天皇
大日本彦耜友天皇　懿德天皇
觀松彦香殖天皇　孝昭天皇
日本足彦國押人天皇　孝安天皇
大日本根子彦太瓊天皇　孝靈天皇
大日本根子彦國牽天皇　孝元天皇
稚日本根子彦大日日天皇　開化天皇

神渟名川耳天皇　綏靖天皇

神渟名川耳天皇は、神日本磐余彥天皇の第三子なり。母は媛蹈鞴五十鈴媛命と曰す。事代主神の大女なり。天皇風姿岐嶷なり。少くして雄拔き氣有します。壯に及びて容貌魁偉、武藝人に過ぎたまひて志尙沈毅し。四十八歲に至りて神日本磐余彥天皇崩りましぬ。時に神渟名川耳尊、孝性純らに深し。悲慕こと已まず。特に心を喪葬の事に留めたまへり。其の庶兄手研耳命、行年已長て久しく朝機を歷たり。故れ亦事を委ねて親らなさしむ。然れども其の王、立操厝懷本より仁義に乖けり。遂に諒闇の際を以て、威福自由なり。禍心を苞藏て二弟を害はんと圖る。時に太歲己卯、冬十一月神渟名川耳尊、兄神八井耳命と陰かに其の志を知しめして、善く防ぎたまふ。山陵の事畢るに至りて、乃ち弓部稚彥をして弓を造らしめ、倭の鍛部、天津眞浦をして眞麛鏃を造らしめ、矢部をして箭を作らしめ、弓矢既に成りぬるに及びて、神渟名川耳尊以て手研耳命を射殺さむと欲す。手研耳命片丘の大窨の中に獨大牀に臥せるに會有ぬ。時に神渟名川耳尊、神八井耳命に謂りて曰はく。今適ま其の時なり。夫れ言は密を貴ぶ、事は宜しく愼しむべし。故れ我が陰謀は本より預る者無し。今日の事は、唯だ吾と爾と自ら行ひたまはくのみ。吾當に先づ窨の戶を開けむ、爾其れ射たまへ。因て相隨て進み入る。神渟名川耳尊其の戶を突き開く。神八井耳命則ち手脚戰慄て矢を放ること能はず。時に神渟名川耳尊、

其の兄の所持弓矢を掣取て手研耳ノ命を射たまふ。一發に胸に中て、再發に背に中て、遂に殺したまふ。是に神八井耳ノ命、慚然て自服ひぬ。神渟名川耳ノ尊に讓りて曰はく。吾は是れ乃兄なれども懦弱くて不能致果、今汝特挺れ神武くて自ら元惡を誅ひぬ。宜哉、汝天位に光」3オ臨みたまひ、以て皇祖の業を承けたまはむ。吾は當に汝の輔けと爲りて神祇を奉典む、是は即ち多ノ臣の始祖なり。

元年春正月壬申朔己卯〔○八日〕神渟名川耳ノ尊即天皇位、葛城に都づくる。是を高丘宮と謂ふ。皇后を尊みて皇大后と曰す。是年、太歳庚辰。

二年春正月五十鈴依媛を立てゝ皇后と爲す。〔一書に云く。磯城ノ縣主ノ女、川派媛。一書に云く。春日ノ縣主、大日諸が女、糸織媛なり。〕即ち天皇の姨なり。〔后磯城津彦玉手看ノ天皇を生む。」3ウ

四年夏四月神八井耳ノ命薨せぬ。即ち畝傍山の北に葬す。

二十五年春正月壬午朔戊子〔○七日〕皇子磯城津彦玉手看を立てゝ皇太子と爲したまふ。

三十三年夏五月、天皇不豫したまふ。癸酉〔○十日〕崩りましぬ。時に年八十四。

磯城津彦玉手看天皇　安寧天皇

磯城津彦玉手看ノ天皇は神渟名川耳ノ天皇の太子なり。母を五十鈴依媛ノ命と曰す。事代主ノ神の少女なり。天」4オ皇神渟名川耳ノ天皇の二十五年を以て皇太子と爲りたまふ。年二十一、三十三年夏五月、神渟名川耳ノ

天皇崩ましぬ。其の年の七月癸亥朔乙丑（〇三日）、皇太子即天皇位。

元年冬十月丙戌朔丙申（〇十一日）神渟名川耳天皇を倭の桃花鳥田の丘上陵に葬しまつる。皇后を尊みて皇太后と曰す。是年、太歲癸丑。

二年都を片鹽に遷す。是を浮孔宮と謂ふ。

三年春正月戊寅朔壬午（〇五日）、渟名底仲媛命を立てゝ（亦、渟名襲媛と曰ふ。）皇后と爲したまふ。（一書に云く。磯城縣主葉江が女、川津媛。一書に云く。大間宿禰の女、糸井媛。）是れより先に、后二の皇子を生みたまへり。第一を息石耳命と曰ひ、第二を大日本彦耜友天皇と曰す。（一に云く。三皇子を生みたまへり。第一を常津彥某兄と曰し、第二を大日本彦耜友天皇と曰し、第三を磯城津彥命と曰す。）

十一年春正月壬戌朔。大日本彦耜友尊を立てゝ皇太子と爲したまふ。弟磯城津彥命は是れ猪使連の始祖なり。

三十八年冬十二月庚戌朔乙卯（〇六日）、天皇崩しぬ。時に年五十七。（5）

大日本彦耜友天皇　懿德天皇

大日本彦耜友天皇は、磯城津彥玉手看天皇の第二子なり。母を渟名底仲媛命と曰す。事代主神の孫、鴨王の女なり。磯城津彥玉手看天皇の十一年春正月壬戌立て皇太子と爲りたまふ。年十六。三十

八年冬十二月、磯城津彦玉手看ノ天皇崩りましぬ。

元年春二月己酉朔壬子（〇四日）皇太子即天皇位。秋八月丙午朔、磯城津彦玉手看ノ天皇を畝傍に5ウ山の南、御陰井上ノ陵に葬しまつる。九月丙子朔己丑（〇十四日）皇后を尊みて皇太后と曰す。是年、太歳辛卯。

二年春正月甲戌朔戊寅（〇五日）都を輕ノ地に遷す。是を曲峽ノ宮と謂ふ。二月癸卯朔癸丑（〇十一日）天豐津媛ノ命を立てゝ皇后と爲したまふ。（一に云く。磯城ノ縣主、葉江ガ男、弟猪手ガ女泉媛。一に云く。磯城縣主、太眞稚彦ガ女、飯日媛なり）后觀松彦香殖稲ノ天皇を生みたまふ。（一に云く。天皇の母弟、武石彦奇友背ノ命。）

二十二年春二月丁未朔戊午（〇十二日）觀松彦香殖稲ノ尊を立てゝ皇太子と爲したまふ。年十八」6オ

三十四年秋九月甲子朔辛未（〇八日）天皇崩りましぬ。

觀松彦香殖稲天皇　孝昭天皇

觀松彦香殖稲ノ天皇は大日本彦耜友ノ天皇の太子なり。母の皇后を天豐津媛ノ命と曰す。息石耳ノ命の女なり。天皇、大日本彦耜友ノ天皇の二十二年春二月を以て立ちて皇太子と爲りたまふ。三十四年秋九月、大日本彦耜友ノ天皇崩りましぬ。明年冬十月戊午朔庚午（〇十三日）、大日本彦」6ウ耜友ノ天皇を畝傍山の南纖沙谿

の上ノ陵に葬しまつる。

元年春正月丙戌朔甲午（〇九日）皇太子即天皇位。夏四月乙卯朔己未（〇五日）皇后を尊みて皇太后と曰す。七月都を掖上に遷す。是を池心ノ宮と謂ふ。是年大歳丙寅。

二十九年春正月甲辰朔丙午（〇三日）世襲足媛を立てゝ皇后と爲したまふ。（一に云く。磯城ノ縣主、葉江ガ女、渟名城津媛。一に云く。倭ノ國ノ豐秋狹太媛ノ女、大井媛なり。）后天足彥國押人ノ命、日本足彥國押人ノ天皇を生みたまふ。

六十八年春正月丁亥朔庚子（〇十四日）日本足彥國押人ノ尊を立てゝ皇太子と爲したまふ。年二十。天足彥國押人ノ命は、此れ和珥ノ臣等が始祖なり。

八十三年秋八月丁巳朔辛酉（〇五日）天皇崩りましぬ。

日本足彥國押人天皇　孝安天皇

日本足彥國押人ノ天皇は觀松彥香殖稻ノ天皇の第二子たり。母を世襲足媛と曰す。尾張ノ連ノ遠祖、瀛津世襲の妹なり。天皇觀松彥香殖稻ノ天皇の六十八年春正月を以て立ちて皇太子と爲りたまふ。八十三年秋八月、觀松彥香殖稻天皇崩りましぬ。

元年春正月乙酉朔辛卯（〇七日）皇太子即天皇位。秋八月辛巳朔、皇后を尊みて皇太后と曰す。是年

太歲己丑。

二年冬十月、都を室地に遷す。是を秋津嶋ノ宮と謂ふ。

二十六年春二月己丑朔壬寅（〇十四日）。姪押媛を立てゝ皇后と爲したまふ。（一に云く。磯城ノ縣主、葉江ヵ女、長媛。一に云く。十市ノ縣主、五十坂彥ヵ女、五十坂媛なり。）后大日本根子彥太瓊ノ天皇を生みます。」8オ

三十八年秋八月丙子朔己丑（〇十四日）觀松彥香殖稻ノ天皇を掖上ノ博多の山ノ上ノ陵に葬しまつる。

七十六年春正月己巳朔癸酉（〇五日）大日本根子彥太瓊ノ尊を立てゝ皇太子と爲す。年二十六。

百二年春正月戊戌朔丙午（〇九日）天皇崩りましぬ。

大日本根子彥太瓊天皇　孝靈天皇

大日本根子彥太瓊ノ天皇は日本足彥國押人ノ天」8ウ 皇の太子なり。母を押媛と曰す。蓋天足彥國押人ノ命の女か（〇蓋以下は注か、攙入か）天皇日本足彥國押人ノ天皇の七十六年春正月を以て立ちて皇太子と爲りたまふ。百二年春正月、日本足彥國押人ノ天皇崩りましぬ。秋九月甲午朔丙午（〇十三日）日本足彥國押人ノ天皇を玉手の丘ノ上ノ陵に葬しまつる。冬十二月癸亥朔丙寅（〇四日）皇太子都を黑田に遷したまふ。是れを廬戶ノ宮と云ふ。

元年春正月壬辰朔癸卯皇太子卽天皇位。皇后を尊みて皇太后と曰す。是年太歲辛未。」9オ

二年春二月丙辰朔丙寅〔〇十一日〕細媛命を立てゝ皇后と爲したまふ。（一に云く。春日千乳早山香媛。一に云く。十市縣主等が祖の女、眞舌媛なり。）后大日本根子彦國牽天皇を生みたまふ。妃倭國香媛（亦の名は絙某姉。）倭迹迹日百襲姫命・彦五十狹芹彦命（亦の名は、吉備津彦命）倭迹迹稚屋姫命を生みます。亦の妃絙某弟、彦狹嶋命・稚武彦命を生みます。弟稚武彦命は是れ吉備臣の始祖なり。
三十六年春正月己亥朔、彦國牽尊を立てゝ皇太子と爲したまふ。」9ウ
七十六年春二月丙午朔癸丑〔〇八日〕天皇崩りましぬ。

大日本根子彦國牽天皇　孝元天皇

大日本根子彦國牽天皇は大日本根子彦太瓊天皇の太子なり。母を細媛命と曰す。磯城縣主大目の女なり。天皇大日本根子彦太瓊天皇の三十六年春正月を以て立てゝ皇太子と爲す。年十九。七十六年春二月、大日本根子彦太瓊天皇崩りましぬ。」10オ
元年春正月辛未朔甲申〔〇十四日〕（皇）太子卽天皇位。皇后を尊みて皇太后と曰す。是年太歲丁亥。
四年春三月甲申朔甲午〔〇十一日〕都を輕の地に遷します。是を境原宮と謂ふ。
六年秋九月戊戌朔癸卯〔〇六日〕大日本根子彦太瓊天皇を片丘の馬坂陵に葬しまつる。
七年春二月丙寅朔丁卯〔〇二日〕欝色謎命を立てゝ皇后と爲したまふ。后二男、一女を生みた

まふ。第一を大彦ノ命と曰ひ、第二を稚日本10ゥ根子彦大日日ノ天皇と申す。第三を倭迹迹姫ノ命と曰す。（一に云く。天皇の母弟、少彦男心ノ命なり。）妃伊香色謎ノ命、彦太忍信ノ命を生みます。次の妃河内青玉繋ノ女、埴安媛、武埴安彦ノ命を生みます。兄大彦ノ命は、是れ阿倍ノ臣、膳ノ臣、阿閉ノ臣、狹狹城山ノ君、筑紫ノ國造、越ノ國造、伊賀ノ臣、凡て七族の始祖なり。彦太忍信ノ命は是れ武内宿禰の祖父なり。

二十二年春正月己巳朔壬午（〇十四日）稚日本根子彦大日日ノ尊を立てゝ皇太子と爲したまふ。年十六。11ォ

五十七年秋九月壬申朔癸酉（〇二日）大日本根子彦國牽（〇大以下衍カ）天皇崩りましぬ。

稚日本根子彦大日日天皇　開化天皇

稚日本根子彦大日日ノ天皇は大日本根子彦國牽ノ天皇の第二子なり。母を欝色謎ノ命と曰す。穗積ノ臣の遠祖、欝色雄ノ命の妹也。天皇大日本根子彦國牽ノ天皇の二十二年春正月を以て立つて皇太子と爲りたまふ。年十六、五十七年秋九月大日本根子彦國牽ノ天皇崩りましぬ。冬11ゥ十一月辛未朔壬午（〇十二日）（皇）太子卽天皇位。

元年春正月庚午朔癸酉（〇四日）皇后を尊みて皇太后と曰す。冬十月丙申朔戊申（〇十三日）都を春日の地に遷します（春日、此をカスガと云ふ。）是を率川ノ宮と謂ふ（率川、此をイザカハと云ふ。）是年太歳甲申。

五年春二月丁未朔壬子（〇六日）大日本根子彦國牽ノ天皇を劍ノ池の嶋ノ上陵に葬しまつる。

六年春正月辛丑朔甲寅（〇十四日）伊香色謎命を立てゝ皇后と爲したまふ。（是れ庶母なり。）后御間城入彥五十瓊殖天皇を生みたまふ。是れより先、[12]天皇丹波の竹野媛を納れて妃と爲し、彥湯產隅命を生みたまふ。（亦の名は彥蔣簀命。）次の妃、和珥臣遠祖姥津命の妹、姥津媛、彥坐王を生みたまふ。

二十八年春正月癸巳朔丁酉（〇五日）御間城入彥尊を立てゝ皇太子と爲したまふ。年十九。

六十年夏四月丙辰朔甲子（〇九日）天皇崩りましぬ。冬十月癸丑朔乙卯（〇三日）春日の率川の坂本陵に葬しまつりぬ。（一に云く。坂上陵と。時に年百十五。）[12]

日本書紀卷第四　終

日本書紀卷第五

御間城入彥五十瓊殖天皇　崇神天皇

御間城入彥五十瓊殖ノ天皇は稚日本根子大日日ノ天皇の第二子なり。母を伊香色謎命と曰す。物部氏の遠ツ祖、大綜麻杵の女なり。天皇年十九歳にして立ちて皇太子と爲りたまふ。識性聰敏し。幼くましまして雄略ことを好みたまふ。既に壯にして寬博く諸愼みまして、神祇を崇重めたまふ。恒に天業を經綸とおもほすの心有り。六十年夏四月、稚日本根子彥大日日天皇崩りましぬ。」1オ

元年春正月壬午朔甲午（○十三日）皇太子卽天皇位。皇后を尊みて皇太后と曰す。二月辛亥朔丙寅（○十六日）御間城姬を立てゝ皇后と爲したまふ。是より先、后、活日入彥五十狹茅ノ天皇、彥五十狹茅ノ命、國方姬ノ命、千千衝倭姬ノ命、倭彥ノ命、五十日鶴彥ノ命を生みたまふ。又の妃、紀伊國の荒河戶畔の女、遠津年魚眼眼妙姬（一に云く。大海宿禰の女、八坂振天某邊）豐城入彥ノ命、豐鍬入姬ノ命を生みたまふ。次の妃尾張の大海媛、八坂入彥ノ命、渟名城入姬ノ命、十市瓊入姬ノ命を生みたまふ。是年太歲」1ウ甲申。

三年秋九月都を磯城に遷す。是れを瑞籬ノ宮と謂ふ。

四年冬十月庚申朔壬午（○廿三日）詔して曰く。惟れ我が皇祖、諸の天皇等、宸極を光臨すことは、豈に一身の爲ならむや。蓋し人神を司牧へて天の下を經綸めたまふゆゑなり。故れ能く世に玄功を聞き、

時に至德を流けい、今朕れ大運を奉承はり、黎元を愛育ふことい、何當か皇祖の跡に聿遵ひ、永く窮り無きの祚を保たむ。其れ群卿百僚、爾の忠貞ことを竭して、並に天の下を安らかにせむも亦可からずや。

五年國の內に疾疫多く、民死亡る者有り、且大半にすぎなむとす。」

六年百姓流離ぬ。或は背叛くもの有り、其の勢、德を以て治め難し。是を以て晨に興き夕までに惕りて神祇を請罪まをす。是れより先、天照大神、倭大國魂の二の神を天皇の大殿の內に並べ祭れり。然れども其の神の勢を畏みて、共に住みたまふに安からず、故れ天照大神を以て豐鍬入姫命に託けまつり、倭の笠縫邑に祭り、仍て磯堅城神籬を立つ。（神籬、此をヒモロキと云ふ。）亦日本大國魂神を以て渟名城入姫命に託けまつり祭らしむ。然るに渟名城入姫髮落ち體痩みて祭ること能はず。

七年春二月丁丑朔辛卯（〇十五日）詔して曰はく。昔我が皇祖、大に」鴻基を啓きたまひ、其の後聖業逾高く、王の風轉く盛なり。意はざりき、今朕が世に當りて數災害有らんことを。恐らくは朝に善しき政無くして咎を神祇に取るか。盍も神龜に命へて以て災を致す所由を極めざらむ。是に天皇乃ち神淺茅原に幸して、八十萬神たちを會へて以て卜問ひたまふ。是の時に倭迹迹日百襲姫命に神明憑りて曰はく。天皇何そ國の治らざることを憂ひたまはむ。若し能く我を敬ひ祭らば、必ず當自平ぎなむ。天皇問ひて曰はく。如此敎へたまふは誰れの神にましますぞ。答へて曰さく。我は是れ倭國の城內に居る神、名

は大物主ノ神と爲ふ。時に神の語を得たまひ教への隨に祭祀る。然れども事に於て驗し無し。天皇乃ち」3オ
沐浴齋戒して殿の內を潔淨めて、祈みて曰はく。朕れ神を禮ふこと尙未だ盡きざるか、何ぞ享けたま
はざることの甚しき。冀は亦た夢のうちに敎て以て神の恩を畢したまへ。是の夜夢に一りの貴人有り、
殿の戶に對ひ立ちて、大物主ノ神と自稱まして曰はく。天皇國の治らざることを勿復愁ひましそ、是れ吾
が意なり。若し吾が兒、大田田根子を以て吾を祭ら令めたまはゞ、則ち立ちどころに平ぎなむ。亦海の外
の國有りて自ら當に歸伏ひなむとまをしたまひき。秋八月癸卯朔己酉〔〇七日〕倭迹速神淺茅原目妙姬、
穗積ノ臣の遠祖大水口ノ宿禰、伊勢ノ麻績ノ君、三人共に同じ夢みて奏さく。昨夜夢みしに一の貴人有り、誨
へて曰はく、」3ウ 大田田根子ノ命を以て大物主ノ大神を祭る主と爲したまひ、亦市磯ノ長尾市を以て倭ノ
大國魂ノ神を祭る主と爲たまはゞ必ず天の下太平なむ。天皇夢の辭を得て益ミ心に歡びたまひ、布く天の
下に告ひて大田田根子を求めたまふ。卽ち茅渟ノ縣陶邑に大田田根子を得て貢る。天皇卽ち親ら神淺茅原
に臨して諸王卿及び八十諸部を會へて大田田根子に問ひ曰はく。汝は其れ誰が子ぞや。對へて曰
さく。父をば大物主の大神と曰し、母をば活玉依媛と曰し、陶津耳の女なり。亦た云く。奇日方、天日方、
武茅渟祇の女なり。天皇曰く。朕れ當に榮樂むとするかもと。」4オ 乃ち物部ノ連ノ祖、伊香色雄をして神の班
物者と爲むとトとふに吉し。又便りに他神を祭らむとトとふに吉からず。十一月壬申朔己卯〔〇八日〕伊
香色雄に命せて、物部ノ八十手が作れる祭神の物を以ちて、卽ち大田田根子を以ちて、大物主ノ大神を

祭るの主と爲したまふ。又長尾市を以ちて倭の大國魂の神を祭る主と爲したまふ。然して後に他神を祭らむとトとふに吉し。便ち別に八十萬の群神を祭りたまふ。仍りて天つ社、國つ社及び神地、神戸を定めたまふ。是に疫病始めて息み、國の内漸に謐りぬ。五つの穀既に成りて百姓饒ひぬ。

八年夏四月庚子朔乙卯（〇十六日）、高橋の邑の人活日を以て大神の掌酒と爲したまふ。（掌酒、此をサカビト云ふ）冬十二月丙申朔乙卯（〇二十日）。天皇大田田根子を以て大神を祭らしむ。是の日活日、自ら神酒を擧げて天皇に獻つる。仍て歌て曰く。

　此の御酒は、我が御酒ならず、やまとなる、大物主の、釀みし御酒、いくひさ、いくひさ。

如此歌ひて神宮に宴す。即ち宴竟へて、諸大夫等歌ひて曰く。

　味酒、三輪の殿の、朝戸にも、出でゝ行かな、三輪の殿戸を。

茲に天皇歌して曰はく。

　味酒、三輪の殿の、朝戸にも、押し開かね、三輪の殿戸を。

即ち神宮ノ門を開きて幸行す。所謂大田田根子は今の三輪の君等の始祖なり。

九年春三月甲子朔戊寅（〇十五日）。天皇の夢に神人有りて誨へて曰はく。赤盾八枚、赤矛八竿を以て墨坂の神を祠れ。亦黒盾八枚、黑矛八竿を以て大坂の神を祠れ。四月甲午朔己酉（〇十六日）。夢の教の依に墨坂の神、大坂の神を祭りたまふ。

十年秋七月丙戌朔己酉〔〇二十四日〕。群卿に詔して曰はく。民を導くの本は」5ウ敎化くるに在り。今既に神祇を禮ひ、災害皆耗ぬ。然に遠荒人等猶は正朔を受けず。是れ未だ王化けに習はざればか。其れ群卿を選びて四方に遣して朕が憲を知らしめよ。九月丙戌朔甲午〔〇九日〕。大彦ノ命を以つて北陸に遣はし、武渟名川別を東海に遣はし、吉備津彦を西ノ道に遣はし、丹波ノ道主ノ命を丹波に遣はしたまふ。因て以て詔して曰はく。若し敎を受けざる者有らば、乃ち兵を擧げて之を伐て。既にして共に印綬を授けたまひ將軍と爲したまふ。壬子〔〇廿七日〕。大彦ノ命和珥ノ坂上に到る。時に少女有りて歌ひて曰く。〔一に云く。大彦ノ命山背ノ平坂に到る。時に道の側に童女有り、歌ひて曰く。〕

御間城、入彦はや、己がを」6オと、死せむと、竊まく知らに、姫之遊すも。〔一に云く。おほきどより、うかゞひて、殺さむと、すらくを知らに、ひめなそびすも。〕

是に大彦ノ命異て童女に問ひて曰く。汝の言つるは何辭ぞ。對へ曰く。言ないひそ、唯だ歌をのみうたふのみ。乃ち重ね先の歌を詠ひて、忽ちに見えず。大彦ノ命乃ち還りて具に狀を以て奏す。是に天皇の姑、倭迹迹日百襲姫ノ命、聰明く叡智しく、能く未然のことを識りたまへり。乃ち其の歌の恠を知りて、天皇に言さく。是は武埴安彦が謀反むとする表ならむ。吾れ聞く、武埴安彦が妻、吾田媛密に來て倭の香山の土を取りて領巾頭に裹みて祈みけらく。是れ」6ウ倭ノ國の物實と。乃ち反る。〔物實、此をモノシロと云ふ。〕是を以て事有らむと知りぬ。早に圖るに非ずば必ず後れなむとまをしき。是に更に諸の將軍を留めて議り

たまふ。未だ幾時もあらずして、武埴安彦、妻吾田媛と謀反逆むとして、師を興して忽ちに至る。各道を分りて夫は山背より、婦は大坂より、共に入りて帝京を襲はむと欲す。時に天皇五十狹芹彦命を遣はして吾田媛の師を撃つ。即ち大坂に遮て皆大に破りて吾田媛を殺して悉に其の軍卒を斬りつ。復た大彦と和珥臣の遠祖、彦國葺とを遣して、山背に向き、埴安彦を撃つ。爰に忌瓮を以て、和珥の武鐰の坂上に鎭坐、則ち精兵を率ゐて進みて那羅山に登りて軍す。時に官軍屯聚て草木を蹢跙す。因れ以て其の山を號けて那羅山と曰ふ。（蹢跙、此をフミナラスと云ふ。）更那羅山を避けて進みて輪韓河に到りて埴安彦と河を挾みて屯て各相挑む。故れ時の人改めて其河を号けて挑河と曰ふ。今泉河と謂ふは訛れるなり。埴安彦望して彦國葺に問ひて曰く。何の由に汝師を興して來つるや。對へて曰く。汝は天に逆ひ無道、王室を傾けむと欲す。故れ義兵を擧げて汝が逆ふを討はむと欲す。是れ天皇の命なり。是に各先づ射むことを爭ふ。武埴安彦先づ彦國葺を射るに得中てず。後に彦國葺、埴安彦を射るに、胷に中て殺しつ。其の軍の衆ども脅え退く。則ち追ひて河の北に破りて首を斬ること半に過ぐ。屍骨多く溢れたり。故れ其の處を號けて羽振苑と曰ふ。亦た其の卒怖て走げ、屎褌より漏ちたり。乃ち甲を脫ぎて逃ぐ。得免れまじきを知りて叩頭て我が君と曰ふ。故れ時の人其甲を脫ぎし處を号けて伽和羅と曰ふ。褌より屎おちし處を屎褌と曰ふ。今樟葉と謂ふは訛れるなり。又叩頭し處を号けて我君と曰ふ（叩頭、此をノムと云ふ。）是の後倭迹迹日百襲姬命を大物主神の妻と爲したまふ。然るに其の神常に晝は見えたまはずして、夜の

み來ませり。倭迹迹姫命夫に語りて曰く。君常に晝は見えたまはねば、分明に其の尊顏を視ることを得ず、願は暫留りたまへ、明旦仰ぎて」8オ美麗き威儀を觀まつらむと欲す。大神對へて曰はく。言理灼然なり。吾れ明旦に汝の櫛笥に入りて居らむ。願は吾が形に無驚そ。爰に倭迹迹姫命、心の裏に密に異み、明くるを待ちて櫛笥を見れば、遂に美麗き小蛇有り、其の長さ大さ衣紐の如し。則ち驚きて叫啼びき。時に大神恥て忽ちに人の形に化りたまひ、其の妻に謂りて曰はく。汝忍びずて吾れに羞みせつ。吾れ還汝を羞しめむ。仍て大虚を踐みて御諸山に登りましき。爰に倭迹迹姫命、仰ぎ見て悔いて急居。（急居、此をツキウと云ふ。）則ち箸に陰を撞きて薨せぬ。乃ち大市に葬しまつる。故れ時の人其の墓の号を箸墓と謂ふ。是の墓は日は人作り、夜は神作る。」8ウ故れ大坂山の石を運ひて造る。則ち山より墓に至る、人民相踵ぎて以手遞傳にして運びぬ。時の人歌ひて曰く。

おほさかに、踵ぎのぼれる、石群を　手遞傳にこさば、こしがてむかも。

冬十月乙卯朔。群臣に詔して曰はく。今返りし者悉に誅に伏し、畿內に無事し。唯だ海外の荒俗ども騷動こと未だ止まず。其の四つの道の將軍等、今忽に發れ。丙子（〇廿二日）將軍等共に發路す。

十一年夏四月壬子朔己卯（〇廿八日）。四つの道の將軍、戎夷を平し狀を以て奏す。是歲異俗多く歸て國の內安寧かなり。」9オ

十二年春三月丁丑朔丁亥（〇十一日）。詔し曰はく。朕れ初めて天位を承けて宗廟を保つことを獲たり。明

も破る所有り、德を綏ること能はず。是を以て陰陽謬錯ひ、寒暑序を失ふ。疫病多に起りて百姓災を蒙る。然るに今罪を解へ過を改め、敦く神祇を禮ひ、亦敎を垂れて荒俗を綏くし、兵を擧して以て不服を討つ。是れを以て官に廢れたる事無く、下に逸民無し。敎化ること流行れ、衆庶業を樂ふ。異俗譯を重ねて來き、海外既に歸化きぬ。宜しく此の時に當て更に人民を校て長幼の次第及課役ふことの先後を知らしむべし。秋九月甲戌朔己丑(〇十六日)始めて人民を校て更に調役を科せて此を男の弭の調、女の手末の調と謂ふ。是を以て天神地祇共に和享て風雨時に順ひ、百の穀用て成り家給ぎ人足りて天の下大平なり。故れ稱めまつりて御肇國天皇と謂す。

十七年秋七月丙午朔、詔して曰はく。船は天の下の要用なり。今海邊の民、船無きに由りて以て甚に歩運に苦しめり。其れ諸國に令て船舶を造らしめよ。冬十月始めて船舶を造る。

四十八年春正月己卯朔戊子(〇十日)。天皇、豐城命、活目尊に勅して汝等二の子慈愛共に齊し、曷れを嗣と爲なを知らず。各宜しく夢みるべし。朕れ夢を以て占へむ。二の皇子、是に命を被り、淨浴して祈て寐ませり。各夢を得つ。會明に兄豐城命夢の辭を以て天皇に奏しまして曰はく。自ら御諸山に登りて東に向きて八廻弄槍し、八廻撃刀しぬ。弟活目尊夢の辭を以て奏して言さく。自ら御諸山の嶺に登りて繩を四方に絚へて粟を食む雀を逐るとまをす。則ち天皇相夢して二子に謂りて曰はく。兄は則ち一片に東に向きて當に東國を治すべし。弟は是れ悉く四方に臨みて宜しく朕が位を繼ぐべし。夏四月戊申朔

丙寅（〇十九日）活目尊を立てゝ皇太子と爲す。豐城命を以て東ノ國を治めしむ。是れ上毛野ノ君、下毛野ノ君の始祖なり。10ウ

六十年秋七月丙申朔己酉（〇十四日）。群臣に詔して曰はく。武日照ノ命（一に云く。武夷鳥、又云く、天夷鳥。）天より將來れる神寶、出雲大神ノ宮に藏さむ。是れ見ま欲し。則ち矢田部ノ造の遠ッ祖、武諸隅を遣して（一書に云く。一名は大母隅なり。）獻らしむ。是時に當て出雲ノ臣の遠ッ祖、出雲ノ振根、神寶を主れり。是に筑紫ノ國に往りて遇はず。其の弟飯入根、則ち皇命を被りて、神寶を以て弟甘美韓日狹と子鸕濡渟とに付けて貢上る。既にして出雲振根筑紫より還り來きて神寶を朝廷に獻りつと聞きて、其の弟飯入根を責めて曰く。數日は當待、何を11オ恐みてか輙く神寶を許せる。是を以て既に年月を經れども猶ほ恨忿ことを懷きて、是を殺せむの志有り。弟を欺きて曰く。頃者止屋淵に多に萎生ひたり、願は共に行きて見ま欲し。則ち兄に隨ひて往く。是より先に、兄竊に木刀を作る。形眞刀に似たり。當時自ら佩けり。弟眞刀を佩けり。共に淵の頭に到る。兄弟に謂て曰はく。淵の水清冷、願は共に游沐せむと欲ふ。弟兄の言に從ひて各ゝ佩せる刀を解き、淵ノ邊に置きて水の中に沐む。乃ち兄先つ陸に上りて弟の眞刀を取り自ら佩く。後に弟驚きて兄の木刀を取り、共に相擊つ。弟木刀を得拔かず。兄、弟飯入根を擊ちて殺つ。故れ時の人歌ひて曰はく。

やくも11ウたつ、出雲梟帥が、はけるたち、黑葛さはまき、さ身なしにあはれ。

是に甘美韓日狹、鸕濡渟、朝廷に參向て曲かに其の狀を奏す。則ち吉備津彥と武渟河別とを遣はして以て出雲振根を誅し。故れ出雲臣等是の事を畏みて大神を祭らずて有間り。時に丹波の氷上の人、名は氷香戸邊、皇太子活目尊に啓して曰さく、「己が子に小兒有りて、自然言さく、玉萎鎭石、出雲人祭れ、眞種の、甘美鏡、押羽振、甘美御神、底寶御寶主、山河の、水泳る御魂、靜め掛けよ。」甘美御神、底寶御寶主。(萎、此をモと云ふ。)是れ小兒の言に似らず、若しは託言もの有るか」と。是に皇太子天皇に奏したまふ。則ち勅して祭らしめたまふ。六十二年秋七月乙卯朔丙辰(二日)。詔りして曰はく「農は天の下の大なる本なり。民の恃みて以て生くる所なり。今河內の狹山の埴田の水少し。是を以て其の國の百姓、農の事を怠る。其れ多に池溝を開りて以て民の業を寬めよ」と。冬十月依網池を造る。十一月苅坂池、反折池を作る。(一に云く。天皇桑間宮に居まして、是の三つの池を造りたまふ。)」12ウ

六十五年秋七月、任那國蘇那曷叱知を遣して朝貢たてまつらしむ。任那は筑紫國を去ること二千餘里、北のかた海を阻てゝ以て鷄林の西南に在り。天皇踐祚して六十八年、冬十二月戊申朔壬子(五日)。崩ります。時に年百二十歲、明くる年秋八月甲辰朔甲寅(十一日)。山邊の道上陵に葬しまつりぬ。」13オ

日本書紀卷第五　終

日本書紀卷第六

活目入彦五十狹茅天皇　垂仁天皇

活目入彦五十狹茅ノ天皇は、御間城入彦五十瓊殖ノ天皇の第三子なり。母皇后を御間城姫と曰す。大彦ノ命の女なり。天皇御間城ノ天皇の二十九年、歳次壬子春正月己亥朔を以て瑞籬ノ宮に生れたまへり。生れまして岐嶷なる姿有り。壯に及びて倜儻大度いまし、率性任眞矯飾る所無し。天皇愛て左右に引置きたまふ。二十四歳にして夢ノ祥に因りて以て立ちて皇太子と爲りたまふ。」1オ 六十八年冬十二月、御間城入彦五十瓊殖天皇崩りましぬ。

元年春正月丁丑朔戊寅〔○二日〕皇太子卽天皇位。冬十月癸卯朔癸丑〔○十一日〕御間城ノ天皇を山ノ邊の道ノ上ノ陵に葬しまつる。十一月壬申朔癸酉〔○二日〕。皇后を尊みて皇太后と曰す。是年大歳壬辰。

二年春二月辛未朔己卯〔○九日〕狹穗姫を立てゝ皇后と爲したまふ。后譽津別ノ命を生みたまへり。生れまして天皇愛まして常に左右に在きたまへり。壯に及びて」1ウ 言とはず。冬十月更に纒向に都つくる、是を珠城ノ宮と謂ふ。是歳任那の人、蘇那曷叱智請さく。國に歸らなと欲ふ。蓋し先の皇の世に來朝て未だ還らざりしか。〔○蓋以下後人の注か〕故れ敦く蘇那曷叱智に賞す。仍て赤絹一百疋を賚せて任那王に賜ふ。然るに新羅人道に遮へて奪ひつ。其の二ツ國の怨、始めて是の時に起れり。〔一に云く。御間城ノ天皇の

世に額に角有たる人、一船に乘り、越國の笥飯浦に泊れり。故れ其の處を號けて角鹿と曰ふ。問ひて曰く。何れの國人ぞ。對へて曰く、意富加羅國王の子、名は都怒我阿羅斯等、亦の名は于斯岐阿利叱智干岐と曰ふ。傳へに日本國に聖皇有すと聞き以て歸化く。穴門に到る時に其の國に人有り、名は伊都都比古臣に謂て曰く。吾は則ち是の國の王なり、吾を除きて復た二の王は無し。故れ他處に勿往きそ。然れど臣究其の人となりを見るに、必ず王に非ずと知りぬ。即ち更た還りぬ。道路を知らず嶋浦を留連ひつゝ、北の海より廻りて出雲國を經て此間に至れり。是の時天皇の崩りますに遇へり。便ち留りて活目天皇に仕へまつりて三年に逮りぬ。天皇都怒我阿羅斯等に問ひて曰はく。汝は國に歸らむと欲ふや。對へて諮さく。甚望し。天皇阿羅斯等に詔して曰はく。汝道に迷はずして必ず速く詣なましかば、先皇に遇て仕へたらめ。是を以て汝の本國の名を改めて追て御間城天皇の御名を負りて、便ち汝が國の名と爲よと。仍れ赤織の絹を以て阿羅斯等に給ひて本土に返したまひき。故れ其の國を號けて彌摩那國と謂ふは其れ是の緣なり。是に阿羅斯等給へる赤絹を以て己が國の郡府に藏む。新羅人聞きて兵を起して至りて皆其の赤絹を奪ひつ。是れ二國の相怨の始めなり。一に云はく。初め都怒我阿羅斯等、國に有りし時、黃牛田の器を負ひて將に田舍に往かむとす。黃牛忽に失せぬ。則ち迹を尋めて覓く。跡一郡家中に留れり。時に一の老夫有りて曰はく。汝の求むる牛は此の郡家の中に入れり。然ども郡公等の曰はく、牛の負せたる物に由りて推しはかれば、必ず殺し食はむと設けたるなり。若し其の主、覓ぎ至らば、則ち物を以て償のは

むのみといひて即ち殺して食らひき。若し牛の直に何物を得むと欲ふと問はゞ、財物を莫望みそ。便ち郡内の祭神を得んと欲ふと云へといふ。俄くありて」2 郡公等到りて曰く。牛の直に何物を得むと欲ふ。對ふるに老父の教への如くいふ。其所に祭る神は是れ白石なり。白石を以て牛の主に授つ。因て以て將來て寢の中に置く。其神石美麗き童女に化りぬ。是に阿羅斯等大く歡ひて合せむと欲ふ。然れど阿羅斯等他處に去る間に、童女忽ち失せぬ。阿羅斯等大に驚きて己が婦に問ひて曰はく。童女は何處にか去し。對へて曰はく、東の方に向き。則ち尋て追ひ求く。遂に遠く海に浮みて以て日本國に入る。求くる童女は難波に詣りて比賣語曾ノ社ノ神と爲りまし、且豐國の國前郡に至りて復比賣語曾ノ社ノ神と爲りましぬ。並に二處に祭はれたまふ。

三年春三月新羅王の子、天ノ日槍來歸けり。將來る物は羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿赤石玉一箇、出石小刀一口、出石桙一枝、日鏡一面、熊神籬」3オ 一具、并せて七物あり。則ち但馬ノ國に藏めて常に神ノ物と爲す。(一に云く。初め天ノ日槍艇に乘りて播磨國に泊りて宍粟ノ邑に在り。時に天皇三輪ノ君の祖、大友主と倭ノ直の祖、長尾市とを播磨に遣して、天ノ日槍に問はしめて曰く。汝は誰人ぞ、且何れの國の人ぞ。天ノ日槍對へて曰く。僕は新羅ノ國の主の子なり。然るを日本ノ國に聖ノ皇有すと聞りて、則ち己が國を以て弟知古に授けて化歸けり。仍れ貢獻る物は、葉細珠、足高珠、鵜鹿鹿ノ赤石珠、出石ノ刀子、出石ノ槍、日ノ鏡、熊ノ神籬、膽狹淺ノ大刀、并せて八物あり。仍て天ノ日槍に詔して曰はく。播磨ノ國の出淺ノ邑、淡路ノ嶋

の宍粟邑（〇播磨國の宍粟邑、淡路嶋の出淺邑の誤か）是の二邑は汝意の任に居れ。時に天日槍啓して曰はく。臣住まむ處は、若し天の恩を垂れて臣が情に願はしき地を聽したまはゞ、臣親ら諸國を歷り視て、則ち臣が心に合へるを給はらむと欲ふ。乃ち聽したまふ。是に天日槍、菟道河より泝りて北のかた近江國吾名邑に入り、暫く住み、復た更に近江より若狹國を經て、西のかた但馬國に到り、則ち住處を定む。是を以て近江國鏡谷の陶人は則ち天日槍の從人なり。故れ天日槍、但馬の出嶋の人、太耳が女[3]麻多烏を娶て但馬諸助を生む。諸助、但馬日楢杵を生む。日楢杵清彦を生む。清彦、田道間守を生めり。

四年秋九月丙戌朔戊申（〇廿三日）皇后の母兄、狹穗彥王謀反けて社稷を危ぶめむと欲り、因れ皇后の燕居すを伺ひて、語て曰はく。汝兄と夫とは孰か愛き。是に皇后問はせる意趣を知めさずて、輙ち對へて曰はく。兄ぞ愛しとまをしたまひき。則ち皇后に誂へて曰はく。夫れ色を以て人に事るは、色衰へて寵緩む。今天の下に佳人多なり。各遞に進みて寵むことを求む。豈に永に色を恃むことを得むや。是を以て冀は吾れ鴻祚登さば、必ず汝と天の下に照臨みて、則ち枕を高くして永く百年を終へむ。亦快からずや。願は我が爲に天皇を弑せまつれ。仍て七[4]首を取りて皇后に授けて曰はく。是の七首をば衲中に佩びて、天皇の寢らむときに當り、廼ち頸を刺して殺せまつれ。皇后是に於て心の裏に兢戰て所如すべを知らず。然るに兄の王の志を視るに、便ち諫むることを得べからず。故れ其の七首を受りて獨無所

藏して、以て衣の中に著きつ。遂に兄を誅むるの情有るか〔○遂ニ以下後人攙入カ〕。

五年冬十月己卯朔。天皇來目に幸して高宮に居す。時に天皇、皇后の膝を枕にして晝寢したまへり。是に皇后既に事を成したまふこと無く、空しく思はく、兄の王の謀る所は適是時なり。卽ち眼涙流れて帝面に落つ。天皇則ち寤めまして、皇后に語りて曰はく。朕れ今日夢みらく、錦色なる小」4ウ蛇、朕が頸に繞る、復大雨狹穗より發り來て面を濡らす、是れ何の祥ならむ。皇后則ち謀を得匿したまふまじきを知りて、悚ぢ恐みて地に伏して曲かに兄の王の反狀を上す。因て以て奏て曰さく。妾、兄の王の志に違ふこと能はず。亦天皇の恩に背きまつることを得ず。告げ言さば則ち兄の王を亡したまはむ。言さずは則ち社稷を傾けてむ。是を以て一たびは則ち以て懼り、一たびは以て悲み、俯し仰ぎて喉咽び、進退て血泣ち、日夜懷悒りて、無訴言。唯だ今日、天皇妾が膝を枕て寢ませり。是に妾、一思へらく。若し狂婦有りて兄の志を成すものならば、適遇是時に勞はずして以て功を成げむ。茲の意未だ竟まざるに、眼涕自流る。」5オ則ち袖を擧げて涕を拭ふに、袖より溢りて帝面を沾しまつりぬ。故れ今日の夢、必ず是の事の應ならむ。錦色の小蛇は則ち妾に授くる匕首なり。大雨の忽かに發るは則ち妾が眼涙なり。天皇、皇后に謂りて曰はく。是れ汝の罪に非ず。卽ち近き縣の卒を發して、上毛野君の遠祖、八綱田に命せて狹穗彥を擊しめたまふ。時に狹穗彥、師を興して距ぐ。忽に稻を積みて城に作す。其の堅きこと破る可からず。此を稻城と謂ふ。月を踰ゆるまでに降はず。是に皇后悲みて曰はく。吾皇后と雖も既に兄の王を亡てば何の面目あ

りてか天の下に莅まむとのたまひて、則ち王子譽津別命を抱きて兄の王の稻城に入りましぬ。天皇更た軍衆を益して」5ノ悉に其の城を圍む。卽ち城の中に勅して曰さく。急に皇后と皇子とを出せ。然れど出でまさず。則ち將軍八綱田、火を放けて其の城を焚く。焉に皇后、皇子を懷抱かしめて城の上を踰えて出でたまひ、因て以て奏請して曰さく。妾始兄の城に逃げ入りし所以は、若し妾と子とに因りて兄の罪を免ることと有らむかとおもほしてなり。今免ることを得ず。乃ち妾が罪有ることを知りぬ。何ぞ面縛るゝことを得む、自經きて死からむのみ。唯だ妾が死るとも敢て天皇の恩を忘れじ。願は妾が掌りし后の宮のことは、宜しく好き仇に授けたまへ。丹波國に五婦人有り、志並に貞潔。是は丹波道主王の女なり。（道主王は、稚日本根子太日日天皇の子孫、彥坐王の子なり。一に云く。彥湯產隅王の」6オ子なり。）當に掖庭に納れて以て后宮の數に盈ひたまへ。天皇聽したまふ。時に火興り城崩れて軍衆ども悉く走る。狹穗彥妹と共に城の中に死りぬ。天皇是に將軍八綱田の功を美めたまひ、其の名を號けて（倭）日向武日向彥八綱田と謂ふ。

七年秋七月己巳朔乙亥（〇七日）、左右奏て言さく。當麻邑に勇悍士有り。當麻蹶速と曰ふ。其の爲人、力強く以て能く角を毀ぎ鉤を申ぶ。恆に衆中に語りて曰く。四方に求むとも豈に我が力に比ぶ者有らむや。何か強力者に遇ひて死生を期ず、頓ぶるに爭力せむことを得むといふ。天皇」6ウ聞しめして群臣に詔して曰はく。朕れ聞く當麻蹶速は天の下の力士なり。若し此に比ぶ人有らむや。一りの臣進みて言さく。

臣聞く、出雲ノ國に勇士有り、野見ノ宿禰と曰ふ、試みに是の人を召して蹶速に當せむと欲ふ。即日倭ノ直
祖、長尾市を遣して野見宿禰を喚ばしめたまふ。是に野見宿禰出雲より至れり。則ち當麻蹶速と野見宿
禰と捔力しむ。二人相對ひて立ちて各足を擧げて相蹶む。則ち當麻ノ蹶速が脇骨を蹶み折き。亦た其の
腰を踏み折きて殺しつ。故れ當麻ノ蹶速が地を奪りて悉に野見宿禰に賜ふ。是を以て其の邑に腰折田有るの
緣なり。野見ノ宿禰」7オ 禰は乃ち留り仕へまつる。

十五年春二月乙卯朔甲子〔〇十日〕。丹波ノ五女を喚して掖庭に納れたまふ。第一を日葉酢媛と曰ふ。
第二を渟葉田瓊入媛と曰ふ。第三を眞砥野媛と曰ふ。第四を薊瓊入媛と曰ふ。第五を竹野媛と曰ふ。秋八
月壬午朔、日葉酢媛ノ命を立てゝ皇后と爲し、皇后の弟の三女を以て妃と爲し、唯だ竹野媛は形姿醜に因
りて本土に返しつかはす。則ち其の返さるゝことを羞ぢて葛野に到り、自ら輿より墮ちて死りぬ。故れ其
の地を號けて墮國と謂ふ。今弟國と謂ふは訛れるなり。皇后日葉酢媛ノ命」7ウ 三男、二女を生みたま
ふ。第一を五十瓊敷入彥ノ命と曰ひ、第二を大足彥ノ尊と曰ひ、第三を大中ッ姫ノ命と曰ひ、第四を倭姫ノ命と
曰ひ、第五を稚城瓊入彥ノ命と曰ふ。妃渟葉田瓊入媛、鐸石別ノ命と膽香足姫ノ命とを生みます。次の妃薊瓊
入媛、池速別ノ命、稚淺津姫ノ命を生みます。

二十三年秋九月丙寅朔丁卯〔〇二日〕。群卿に詔して曰はく。譽津別ノ王は是れ生年既に三十、髯鬚八掬に
至るまで猶泣ること兒の如し。常に言はず、何の由ぞ。因りて有司に令せて議らしむ。冬十月乙丑朔壬申〔〇八

曰し」8オ天皇大殿の前に立ちたまへり。譽津別ノ皇子侍り。時に鳴鵠有り、大虚を度る。皇子仰ぎて鵠を觀て曰さく。是は何物ぞ。天皇則ち皇子鵠を見て得言ことを知りて喜びたまふ。左右に詔して曰く。誰れか能く是の鳥を捕て獻らむ。是に鳥取造の祖、天湯河板擧奏して言さく、臣必ず捕て獻らむ。即ち天皇湯河板擧に勅して（板擧、此をタナと云ふ）曰はく。汝是の鳥を獻らば必ず敦く賞せむ。時に湯河板擧、遠く鵠の飛び之し方を望み、追ひ尋めて出雲に詣りて捕り獲つ。或曰く。但馬國に得つと。十一月甲午朔乙未「〇二日」。湯河板擧鵠を獻る。譽津別命、是の鵠を弄て、遂に言」8ウ語を得き。是に由りて、敦く湯河板擧に賞す。則姓を賜ひて鳥取ノ造と曰ふ。因て亦鳥取部、鳥養部、譽津部を定む。

二十五年春二月「丁巳朔甲子「〇八日」。阿倍ノ臣の遠祖、武渟川別、和珥ノ臣の遠祖、彥國葺、中臣ノ連の遠祖大鹿嶋、物部ノ連の遠祖、十千根、大伴ノ連の遠祖、武日、五大夫に詔して曰はく　我先の皇、御間城入彥五十瓊殖ノ天皇、惟れ叡しくして聖に作すこと、欽明に聰達たまひ、深く謙損を執りて、志沖退くことを懷し、機衡を綢繆めたまひて、神祇を禮祭ひたまひ、己を剋めて躬を勤め、日に一日を愼みたまふ。是を以て人民富み」9オ足りて、天ノ下太平なり。今朕が世に當りて、神祇を祭祀ること、豈怠ること有ることを得んや。三月丁亥朔丙申「〇十日」。天照大神を豐耜入姬ノ命に離ちまつりて、倭姬ノ命に託けたまふ。爰に倭姬ノ命、大神を鎭坐せん處を求めて、菟田の筱幡に詣り、（筱、此をササと云ふ）更に還て、近江ノ國に入りて、東美濃を廻り、伊勢ノ國に到る。時に天照大神、倭姬ノ命に誨へて曰はく。是の神風

の伊勢ノ國は、則常世の浪、重浪歸る國なり。傍國の可怜國なり。是ノ國に居らまく欲すとのたまひき。故大神の教の隨、其祠を伊勢ノ國に立てたまふ。因れ齊宮を五十鈴ノ川上に興つ。是を磯宮と謂ふ。則ち天照大神の始て」9ッ天より降ります處なり。（一に云ふ。天皇、倭姫ノ命を以て、御杖と爲て天照大神に貢奉る。是を以て倭姫ノ命、天照太神を以て、磯城ノ嚴橿の本に鎭坐せて、祠りたまふ。然後神の誨の隨、丁巳ノ年冬十月甲子を取（〇以カ）て、伊勢ノ國、渡遇ノ宮に遷りたまふ。是時倭ノ大神、穗積ノ臣ノ遠祖、大水口宿禰に著りたまひて、誨へて曰はく、大初の時に、期りて曰く。天照大神は悉に天原を治したまひ、皇御孫ノ尊は、專ら葦原ノ中國の八十ノ魂神を治したまひ、我は親から大地ノ官を治らむ、と言已に訖りぬ。然るに先の皇、御間城ノ天皇、神祇を祭祀ると雖も、微細は其の源根を探りたまはず、以て粗に枝葉に留めたまへり。故其の天皇短命し。是を以て今汝御孫尊は先皇の不及を悔て愼み祭りたまはば、則ち汝尊の壽命延長て、復天ノ下も太平ならむ。時に天皇是の言を聞て、則ち中臣ノ連ノ祖、探湯主に仰せて卜はしめたまふ、誰人を以て大倭ノ大神を祭らしめむ、卽ち渟名城稚姫ノ命、卜に食へり。因て以て渟名城稚姫ノ命に命せて、神地を穴磯邑に定め、大市長岡ノ岬に祠らしむ。然るに是の渟名城稚姫ノ命、既に身體悉く痩弱く、以て祭ること能はず。是を以て、大倭ノ直ノ祖、長尾市ノ宿禰に命せて祭らしむ。）」10オ

二十六年、秋八月、戊寅朔庚辰（〇三日）。天皇物部ノ十千根ノ大連に勅して曰く。屢使者を出雲ノ國に遣して、其國の神寶を撿校しむと雖も分明しく申言す者無し。汝親から出雲に行りて、宜しく撿校へ定むべし、

則ち十千根大連、神寶を校定めて、分明しく奏言す、仍りて神寶を掌どらしめたまふ。

二十七年、秋八月、癸酉朔己卯(七日)、祠官に令ちて、兵器を神の幣と爲むとトはしむるに吉し。故れ弓矢及び横刀を諸の神の社に納めたまふ。仍ち更に(一〇)神地神戸を定めて、時を以て祠りたまふ。蓋し兵器をもて神祇を祭るは、始て是の時に興るなり。是の歲、屯倉を來目邑に興つ。(屯倉、此をミヤケと云ふ。)

二十八年、冬十月、丙寅朔庚午(五日)。天皇の母弟、倭彥命薨せぬ。十一月、丙申朔丁酉(二日)。倭彥命を身狹桃花鳥坂に葬る。是に近習者を集へて、悉く生けながら、陵の域に埋立つ。數日死なずて、晝夜泣吟ひ、遂に死にて爛臰りき。犬烏聚ひ噉む。天皇此の泣吟ふ聲を聞きたまひて、心に悲傷く有し、群卿に詔して曰く。夫生るときに愛みし所を以て、亡に殉はしむるは、是れ甚傷さわざなり。其れ古の風と雖も、良らずば(一一)何ぞ從はむ。今より以後、議りて殉しむるを止めよ。

三十年、春正月、己未朔甲子(六日)。天皇、五十瓊敷命、大足彥尊に詔して曰く。汝等各情願からむ物を言せ。兄王諮さく。弓矢を得むと欲す。弟王諮したまはく。皇位を得むと欲す。是に於て、天皇詔して曰く。各宜しく情の隨にすべしと、則ち弓矢を五十瓊敷命に賜ふ。仍りて大足彥尊に詔して曰く。汝は必ず朕が位を繼げ。

三十二年、秋七月、甲戌朔己卯(六日)。皇后、日葉酢媛命(一に云ふ。日葉酢根命なり。)薨せぬ。臨時とすること日有り。天皇、群卿に詔して曰く。(一一)死に從ふの道。前に可らずといふことを知れり。今此行

の葬、奈何せむ。是に於て、野見ノ宿禰、進みて曰く。夫れ君王ノ陵墓に生人を埋立るは、是れ不良し。豈に後ノ葉に傳ふることを得むや。願はくは今將に便なる事を議りて奏さむ。則ち使者を遣して出雲ノ國の土部、壹佰人を喚上げ、自から土部等を領ひて、埴を取りて以て、人馬、及び種種物ノ形を造作りて、天皇に獻りて曰く。今より以後、是の土物を以て生たる人に更易て、陵墓に樹て、後葉の法則と爲む。天皇是に於て、大に喜びて、野見ノ宿禰に詔して曰く。汝の便なる議、寔に朕が心に洽へり。則ち其の土物を、始て日葉酢媛ノ命の12オ墓に立つ、仍りて是の土物を號けて、埴輪と謂ふ。亦の名は立物なり。仍りて下令ちて曰く。今より以後。陵墓に必ず是の土物を樹て、人をな傷りそ。天皇厚く野見ノ宿禰の功を賞めたまふ。亦鍛地を賜ひ、即ち土部ノ職に任けたまふ。因て本ノ姓を改めて、土部ノ臣と謂ふ。是れ土部ノ連等、天皇の喪葬を主どるの緣なり。所謂野見ノ宿禰は、是れ土部ノ連等の始ノ祖なり。

三十四年、春三月、乙丑朔丙寅〔〇二日〕。天皇山背に幸す。時に左右奏して言さく。此の國に佳人有り、綺戸邊と曰ふ、姿形美麗し。山背の大國ノ不遲が女なり。天皇茲に矛を執らし、祈ひ曰はく。12ウ必ず其の佳人に遇はゞ、道路に瑞見えよ、行宮に至る比に、大龜河ノ中より出たり。天皇矛を擧げて龜を刺したまふ。忽に白石に化爲ぬ。左右に謂ひて曰く。此の物に因りて、推れば、必ず驗有らん。仍綺戸邊を喚びて、後宮に納れ、磐衝別ノ命を生せたまふ。是れ三尾ノ君の始ノ祖なり。是より先、山背の苅幡戸邊を娶りて三の男を生せたまふ。第一を祖別ノ命と曰ふ。第二を五十日足彥ノ命と曰ふ。第三を膽武別ノ命と曰

ふ。五十日足彦ノ命は是れ石田ノ君の始ノ祖なり。

三十五年、秋九月、五十瓊敷ノ命を河内ノ國に遣して、[13]高石池、茅渟池を作りたまふ。冬十月、倭ノ狹城池、及び迹見池を作りたまふ。是の歳、諸國に令ちて、多に池溝を開らしむること數八百、農を以て事と爲す。是に因て百姓富寛み、天ノ下太平なり。

三十七年、春正月、戊寅朔、大足彦ノ尊を立てゝ、皇太子と爲したまふ。

三十九年、冬十月、五十瓊敷ノ命、茅渟ノ菟砥川上ノ宮に居して、劔一千口を作ります。因て其の劔を名けて川上部と謂ふ。亦の名を裸伴と曰ふ。（裸伴、此をアカハダガトモと云ふ。）石上ノ神宮に藏む。是の後に[13]五十瓊敷ノ命に命せて、石上ノ神宮の神寶を主らしむ。（一に云く。五十瓊敷ノ皇子、茅渟ノ菟砥ノ河上に居して、鍛名は河上を喚ひて、大刀一千口を作ります。是の時、楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊橿部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、并て十箇の品部を、五十瓊敷ノ皇子に賜ひて、其の一千口ノ大刀は、忍坂ノ邑に藏む。然る後に忍坂より移して、石上ノ神宮に藏む。是の時神乞し言はく、春日ノ臣の族、名は市河をして治めしめよ。因て以て市河に命て治しめたまふ。是れ今の物部ノ首の始ノ祖なり。）

八十七年、春二月、丁亥朔辛卯（五日）、五十瓊敷ノ命、妹大中姫に謂て曰く、我老いぬ。神寶を掌どること能はず。今より以後、必ず汝主れ。大中姫ノ命辭びて曰く、吾は手弱女人なり。何ぞ能く[14]天の神庫

に登らむや。（神庫、此をホクラと云ふ）五十瓊敷ノ命曰く。神庫高しと雖も、我能ノ神庫の爲に梯を造てむ、豈庫に登るを煩はさむや。故諺に曰く。神の神庫も樹梯の隨と、此れ其の緣なり。然て遂に大中姬ノ命、物部ノ十千根ノ大連に授けて治さしむ。故物部ノ連等、今に至るまで石上ノ神寶を治す。是れ其の緣なり。昔丹波國、桑田ノ村に人有り。名を甕襲と曰ふ。則ち甕襲の家に犬あり。名を足往と曰ふ。是の犬、山獸、名は牟士那を咋ひて殺しつ。則ち獸の腹に八尺瓊勾玉あり。因て以て之を獻る。是の玉は今石上ノ神宮に有り。」14ッ

八十八年、秋七月、己酉朔戊午（○十日）。羣卿に詔して曰く。朕聞く。新羅王子、天ノ日槍、初めて來し時に、將來る寶物、今但馬に有り。元國人の爲め貴まれて、則ち神寶と爲りたり。朕其の寶ノ物を見まく欲りす。即日使者を遣はして、天日槍の曾孫、清彥に詔して獻らしめたまふ。是に於て、清彥勅を被りて、乃ち自ら神寶を捧げて獻る。羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿赤石玉一箇、日鏡一面、熊神籬一具。唯だ小刀一あり。名を出石と曰ふ。則ち清彥忽に刀子は獻らじと以爲ひて、仍て袍の中に匿めて、自ら佩り。天皇未だ小」15ォ 刀を匿めたる情を知しめさず、清彥を寵みたまはむと欲して、召して酒を御所に賜ふ。時に刀子袍の中より出て顯る。天皇見して、親ら清彥に問ひて曰く。爾が袍の中の刀子は何の刀子ぞ。爰に清彥刀子を得匿すまじきを知りて、呈言さく。獻れる神寶の類なり。則ち天皇清彥に謂りて曰はく。其の神寶、豈に類を離すことを得むや。乃ち出して獻る。皆神府に藏む。然して後寶府を開けて視す

に、小刀自ら失せたり。則ち清彦に問はしめて曰く。爾が獻りし刀子は、忽に失ぬ。若し汝が所に至れるか。清彦答へ曰く。昨夕刀子自然から臣が家に至れ、乃ち明旦失せぬ。天皇則ち惶みたまひ、」15ウ 且更覓めたまはず。是の後に、出石刀子、自然から淡路嶋に至れり。其の嶋人神なりと謂ひて、刀子の爲に祠を立つ。是れ今に祠らる。昔一人ありて、艇に乘りて但馬國に泊れり。因りて問ひて曰く。汝は何の國の人ぞ。對て曰く。新羅王子、名は天日槍と曰ふ。則ち但馬に留まりて、其の國の前津耳（一に云く。前津見。一に云く。太耳）女、麻拕能烏を娶りて、但馬諸助を生せたり。是れ清彦の祖父なり。

九十年、春二月、庚子朔、天皇田道間守に命せて、常世國に遣はして非時香菓求めさせたまふ。（香菓、此をカクノミと云ふ）今橘と謂ふ是なり。」16オ

九十九年、秋七月、（乙巳朔）戊午（〇十四日）。天皇纏向宮に崩じたまひぬ。時に年百四十歳。冬十二月、癸卯朔壬子（〇十日）。菅原の伏見陵に葬る。明年、春三月辛未朔壬午（〇十二日）。田道間守常世國より至れり。則ち齎る物、非時の香菓、八竿八縵、田道間守、是に於て泣悲歎きて曰く。命を天朝に受けたまはり、遠く絶域に往り、萬里浪を蹈みて、遙に弱水を度る。是の常世國は則ち神仙の秘區、俗の臻らむ所に非ず。是を以て、往來ふ間に、自ら十年を經たり。豈に期ひきや。獨り峻瀾を凌ぎて、更本土に向むとは。然るに聖帝の神靈に賴りて、僅に還來ることを得たり。今」16ウ 天皇既に崩りまして、復命すことを得ず。臣生けりと雖ども、亦何の益かあらむ。乃て天皇の陵に向りて、

叫哭きて自死りき。群臣聞きて皆流涙む。田道間守は是れ三宅連の始祖なり。」[17]

日本書紀卷第六　終

日本書紀卷第七

大足彥忍代別天皇　景行天皇
稚足彥天皇　成務天皇

大足彥忍代別天皇　景行天皇

大足彥忍代別ノ天皇は活目入彥五十狹茅ノ天皇の、第三子なり。母の皇后を日葉洲媛ノ命と曰ひ、丹波ノ道主ノ王の女なり。活目入彥五十狹茅天皇三十七年、立ちて皇太子と爲りたまふ（時に年廿一）。九十九年春二月、活目入彥五十狹茅ノ天皇崩りましぬ。

元年、秋七月、己巳朔己卯（十一日）。太子卽ノ皇位しめす。因りて以て改元とす。是の年、大歲辛未

二年、春三月丙寅朔戊辰（三日）。播磨の稻日ノ大郎姬を立てて（一に云く。稻日ノ稚郎姬。郎姬、此をイラツメと云ふ）皇后と爲したまふ。后二りの男を生みたまふ。第一を大碓ノ皇子と曰ひ、第二を小碓ノ尊と曰ふ。（一書に云く。皇后三男を生せたまふ。其の第三を稚倭根子ノ皇子と曰ふ。）其の大碓ノ皇子、小碓ノ尊、一日に同胞にして、雙生ませり。天皇異みて、則ち碓に誥びたまひき。故因て其の二ノ王を號けて、大碓、小碓と曰ふ。是の小碓ノ尊は亦の名は日本童男（童男、是をヲグナと云ふ。）亦は日本武尊

と曰ふ。幼くして雄略之氣ましし、壯に及びて容貌魁偉し、身長一丈、力能く鼎を扛げたまふ。

三年春二月、庚寅朔、紀伊ノ國に幸して、群神祇を祭祀りたまはむとトふに吉からず。乃ち車駕止みぬ。屋主忍男武雄心ノ命を遣して(一に云く。武猪心)祭らしめたまふ。爰に屋主忍男武雄心ノ命、詣りて」2オ阿備ノ柏原に居て、神祇を祭祀る。仍て住むこと九年あり。則ち紀ノ直の遠祖、菟道彦の女影媛を娶りて、武内ノ宿祢を生ましむ。

四年春二月、甲寅朔甲子(○十一日)。天皇美濃に幸したまふ。左右奏て言さく。茲の國に佳人はべり、弟媛と曰ふ。容姿端正し、八坂入彦ノ皇子の女なり。天皇得て妃に爲むと欲して、弟媛の家に幸したまふ。弟媛乘輿車駕すと聞きて、則ち竹林に隱れぬ。是に於て天皇弟媛を至らしめむと權りて、泳宮に居す。(泳宮、此をククリノミヤと云ふ。)鯉魚を池に浮ちて、朝夕に臨視して戲遊びたまふ。時に弟媛其の鯉魚の遊を見むと欲して、密に來て池に臨む。天」2ウ皇則ち留めて通しつ。

爰に弟媛以爲く、夫婦の道は、古今の達則なり。然るに吾に於て便もあらず。則ち天皇に請して曰く。妾性交接の道を欲せず。今皇命の威に勝へずて、暫く帷幕の中に納れり。然れども意に快ざる所なり。亦形姿穢陋し。久く掖庭に陪へまつるに堪へじ。唯だ妾が姉はべり。名を八坂入媛と曰ふ。容姿麗美し。志も亦貞潔し、宜く後宮に納ひたまへ。天皇聽したまふ。仍て八坂入媛を喚して妃と爲したまふ。七の男、六の女を生せたまふ。第一を稚足彦ノ天皇と曰す。第二を五百城入彦ノ皇子と曰す。第

二を忍之別ノ皇子と曰す。第四を稚倭根子ノ皇子と曰す。」3オ 第五を大酢別ノ皇子と曰す。第六を渟熨斗ノ皇女と曰す。第七を渟名城ノ皇女と曰す。第八を五百城入姫ノ皇女と曰す。第九を麛依姫ノ皇女と曰す。第十を五十狹城彦ノ皇子と曰す。第十一を吉備ノ兄彦ノ皇子と曰す。第十二を高城入姫ノ皇女と曰す。第十三を弟姫ノ皇女と曰す。又の妃三尾ノ氏の磐城別の妹、水齒郎媛、五百野ノ皇女を生みます。次の妃、五十河媛、神櫛ノ皇子と稻背入彦ノ皇子とを生みます。其の兄神櫛ノ皇子は、是れ讃岐ノ國ノ造の始祖なり。弟稻背入彦ノ皇子は、是れ播磨ノ別の始」3ウ 祖なり。次の妃、阿倍ノ氏の木事の女、高田媛、武國凝別ノ皇子を生みます。是れ伊豫ノ國の御村ノ別の始祖なり。次の妃、日向の髮長大田根、日向ノ襲津彦ノ皇子を生みます。是は阿牟ノ君の始祖なり。次の妃、襲武媛、國乳別ノ皇子と國背別ノ皇子（一に云く。宮道別ノ皇子。）、豐戸別ノ皇子とを生みます。其の兄、國乳別ノ皇子は、是れ水沼別の始祖なり。弟豐戸別ノ皇子は、是れ火ノ國ノ別の始祖なり。

夫れ天皇の男女、前後并せて、八十子まします。然るに日本武尊、稚足彦ノ天皇、五百城入彦ノ皇子を除きて、外」4オ 七十餘の子は、皆國郡に封して、各其の國に如く。故今時に當りて、諸國の別と謂へるは、即ち其の別王の苗裔なり。是の月天皇、美濃ノ國ノ造、名は神骨が女、兄の名は兄遠子、弟の名は弟遠子、並に有國色しと聞しめして、則ち大碓ノ命を遣して、其の婦女の容姿を察せしめたまふ。時に大碓命、便に密通て復命まをさず。是れに由りて、大碓ノ命を恨みたまふ。冬十一月庚辰朔、乘輿、美濃より還ります。則ち更に纒向に都したまふ。是を日代ノ宮と謂ふ。

十二年、秋七月、熊襲反きて朝貢らず。八月乙未朔」4ウ 己酉（〇十五日）。筑紫に幸したまふ。九月甲子朔戊辰、（〇五日）。周芳の娑麼に到りたまふ。時に、天皇、南を望して、羣卿に詔して曰く。南方に烟氣多に起つ。必ず賊在らむ。則ち留りて、多ノ臣ノ祖武諸木、國前ノ臣ノ祖菟名手、物部ノ君ノ祖夏花を遣して、其の狀を察せしめたまふ。爰に女人あり、神夏磯媛と曰ふ。其の徒衆甚多し。一國の魁帥なり。天皇の使者至ると聆きて、則ち磯津山の賢木を拔りて、以て上枝には八握劒を挂け、中枝には、八咫鏡を挂け、下枝には八尺瓊を挂く。亦素幡を船ノ舳に樹て、參向て啓之曰けらく。願は兵を無下しそ。我が屬類、必ず違きまつらじ。」5オ 今將に歸德ひなむ。唯だ殘賊者はべり。一を鼻垂と曰ふ。妄に名號を假りて、山谷に響ひ聚りて、菟狹ノ川上に屯結めり。二を耳垂と曰ふ。殘賊ひ貪婪りて、屢人民を略む。是れ御木（木、此をケと云ふ。）ノ川上に居り。三を麻剝と曰ふ。潜に徒黨を聚めて高羽川上に居り。四を土折猪折と曰ふ。緑野ノ川上に隱住みて、獨り山川の險を恃み、以て多に人民を掠む。是の四人や、其の據る所、並に要害の地なり。故れ各眷屬を領ひて、一處の長たり。皆曰ふ。皇命に從はじと、願は急に擊ちたまへ。な失ひたまひそ。是に於て武諸木等、先づ麻剝が徒を誘つる。仍て赤の衣褌、及び種種の」5ウ 奇物を賜ひ、兼て不服る四人を擕さしむ。乃ち己が衆を率て參來り。悉く捕へ誅しつ。天皇遂に筑紫に幸して豐前ノ國長峽ノ縣に到りて、行宮を興てゝ居き。故れ其の處の號を京と曰ふ。冬十月、碩田ノ國に到りたまふ。其の地形、廣く大きく亦た麗し。因て碩田と名く。（碩田、此をオホキダと云ふ。）速見ノ邑に到

りたまふ。女人はべり、速津媛と曰ふ。一處の長たり。其れ天皇車駕すと聞きて、自ら迎へ奉りて、諮言さく。茲の山に大きなる石窟有り。鼠の石窟と曰ふ。二の土蜘蛛はべりて、其の石窟に住めり。一を靑と曰ひ、二を白と曰ふ。又直入縣の禰疑野に三の土蜘蛛はべり。一を打猿と曰ひ、二を八田と曰ひ、」6オ 三を國摩侶と曰ふ。是の五人は、並に其の人となり、力強くして、亦た衆類多し。皆曰く。皇命に從はずと、若し強に喚さば、兵を興して距ぎまつらむ。天皇惡みたまひ、進行すことを得ず。即ち來田見ノ邑に留りて、權に宮室を興てゝ居す。仍て群臣と議りて曰く。今多に兵衆を動かし、以て土蜘蛛を討たば、若し其れ、我が兵の勢を畏み、將に山野に隱らば、必ず後の愁を爲さむ。則ち海石榴樹を採り、椎に作りて、兵に爲たまふ。因て猛卒を簡りて、兵の椎を授け、以て山を穿ち、草を排ひて石室の土蜘蛛を襲ひて、稻葉ノ川上に破りて、悉く其の黨を殺しつ。血流れて踝に至る、故時人其の海石榴椎を作りし處を海石榴市と曰ふ。亦」6ウ 血流れし處を血田と曰ふ。復打猿を討たむとして、徑に禰疑山を度る。時に賊虜の矢、横さまに山より射る。官軍の前に流ること雨の如し。天皇更に城原に返りまして、水上にトひ、便ち兵を勒へて、先づ八田を祢疑野に擊ちて破りつ。爰に打猿え勝つまじと謂ひて服はむと請す。然れども聽したまはず。皆自ら澗谷に投りて死ぬ。天皇、初め將に賊を討たむとして、柏峽ノ大野に次りたまふ。其の野に石あり。長さ六尺、廣さ三尺、厚さ一尺五寸、天皇祈之曰く。朕土蜘蛛を滅さむとならば、茲の石を蹶まむに、柏葉の如くして擧れとのたまふ。因て蹶しゝかば、則ち柏の如くに大虛に上る。故其の石を

号けて」7ォ踏石と曰ふ。是の時に禱りたまふ神は、則ち志我ノ神、直入物部ノ神、直入中臣ノ神の三神にます。十一月、日向ノ國に到りたまひて、行宮を起てゝ居しき。是れを高屋ノ宮と謂ふ。十二月癸巳朔丁酉〔○五日〕。熊襲を討むことを議りたまふ。是に於て、天皇群卿に詔して曰く。朕聞く。襲ノ國に、厚鹿文、迮鹿文といふ者あり。是の兩人は、熊襲の渠帥なり。衆類甚多し、是を熊襲の八十梟帥と謂ふ。其の鋒當るべからず。少く師を興さば、則ち賊を滅すに堪へじ。多に兵を動かさば、是れ百姓の害れなり。何して鋒刄の威を假らずて、坐ながらに其の國を平けまし。時に一ノ臣はべり。進みて曰く。熊襲梟帥に二の女あり。」7ゥ兄を市乾鹿文と曰ひ（乾、此をフと云ふ。）弟を市鹿文と曰ふ。容貌端正し。心且つ雄武し。宜く重き幣を示せ、以て麾下に撝納れ、因て以て其の消息を伺ひたまひて、不意の處を犯したまはゞ、則ち曾て刄を血ぬらさずして、賊必ず自敗れなとまをす。天皇可と詔りたまふ。是に於て幣を示せて其の二女を欺きて、幕下に納れ、天皇則ち市乾鹿文を通して、陽り寵みたまふ。時に市乾鹿文、天皇に奏して曰く。熊襲の服はぬを無愁へたまひそ。妾良き謀あり。即ち一二の兵を己に令從ふべしと。而して家に返りて、以て多に醇酒を設けて、己が父に飲ましむ、乃ち醉ひて寐ねたり。市乾鹿文、密に父の弦を斷つ。爰に從兵一人進みて、熊襲梟帥を殺しつ。天」8ォ皇則ち其の不孝ことの甚きことを惡みたまひて、市乾鹿文を誅したまふ。仍て弟市鹿文を以て火ノ國ノ造に賜ふ。十三年、夏五月、悉く襲ノ國を平けつ。因て以て、高屋ノ宮に居しゝこと已に六年なり。是に其の國に佳人はべり。御刀媛と曰ふ。（御刀、此をミ

ハカシと云ふ。)則ち召して妃と爲し、豐國別ノ皇子を生せたまふ。是れ日向ノ國ノ造の始祖なり。

十七年春三月戊戌朔己酉〔〇十二日〕。子湯ノ縣に幸して、丹裳ノ小野に遊びたまふ。時に東を望し、左右に謂ひて曰はく。是の國は直に日の出る方に向へり。故其の國を號けて日向と曰ふ。是の日、野中の大石に陟りまして」8ウ 京都を憶びたまひて歌ひ曰はく。

はしきよし、吾家のかたゆ、雲ゐ起來も、やまとは、國のまほらま、たゝなづく、青垣山、こもれる、やまとし、うるはし。命の、まそけむ人は、たゝみごも、平群の山の、白檀が枝を、うずに挿せ、この子。

是を思邦歌と謂ふ。

十八年春三月。天皇京に向さむとして、以て筑紫ノ國を巡狩す。始て夷守に到りたまふ。是の時に石瀨ノ河ノ邊に人衆聚集へり。是に天皇」9オ 遙に望みて、左右に詔して曰く。其の集へる者は何人ぞ、若し賊か。乃ち兄夷守、弟夷守、二人を遣して覩せたまふ。乃ち、弟夷守還り來て、諮之曰く。諸縣ノ君泉媛、大御食を獻らむとするに依りて、其の族會へり。夏四月、壬戌朔甲子〔〇三日〕。熊縣に到りたまふ。其處に熊津彥といふ兄弟二人あり。天皇先づ兄熊を徵さしむ。則ち使に從ひて詣りたり。因て弟熊を徵す。而に來ず。故れ兵を遣して誅ひつ。壬申〔〇十一日〕、海路より、葦北の小嶋に泊りて進食す。時に山部ノ阿弭古の祖、小左を召して、冷水を進らしむ。是の時に適りて、嶋の中に水無し。所爲を知らず。則ち仰て」9ウ 天神

地祇に祈みまをす。忽に寒泉崖の傍より涌出づ。乃ち酌みて、以て獻る。故れ其嶋の号を水嶋と曰ふ。其の泉、今猶水嶋の崖に在り。五月壬辰朔、葦北より發船して、火ノ國に到りたまふ。是に於て日沒れぬ。夜冥くして、岸に著くことを知らず。遙に火ノ光視ゆ。天皇挾杪者に詔して曰はく。直に火の處を指せ。因て火を指して往く。卽ち岸に著くことを得つ。天皇其の火光處を問ひて曰はく。何と謂ふ邑ぞ。國人對へて曰く。是れ八代ノ縣豐ノ村と。亦其の火を尋ひたまはく。是れ誰人の火ぞ、然るに主を得ず。茲に人の火に非ずと知りぬ。故れ其の國の名を火ノ國と曰ふ。六月辛酉朔癸亥〔○三日〕高來ノ縣より玉杵ノ名ノ邑に渡りたまふ。時に其處の土蜘蛛津頰を殺したまふ。丙子〔○十六日〕阿蘇ノ國に到りたまふ。其の國、郊原曠く遠く、人の居を見ず。天皇曰はく。是の國に人ありや。時に二ノ神はべり。阿蘇都彦、阿蘇都媛と曰す。忽に人と化り以て遊詣て曰さく。吾二人在り。何ぞ人無からむ。故れ其の國の号を阿蘇と曰ふ。秋七月辛卯朔甲午〔○四日〕筑紫ノ後國ノ御木に到りたまひて、高田ノ行宮に居す。時に僵樹あり。長さ九百七十丈、百寮其の樹を蹈みて往來ふ。時人歌て曰く。

朝霜の、御木のさを橋、まへつぎみ、い渡らすも、みけのさを橋。

爰に天皇問之曰く。是れ何の樹ぞ。一の老夫ありて曰く。是の樹は歴木なり。嘗未だ僵れざる先に、朝日の暉に當れば、杵嶋ノ山を隱し、夕日の暉に當れば、阿蘇山を覆ひき。天皇曰はく。是の樹は神木ぞ。故れ是の國を宜しく御木ノ國と号くべし。丁酉〔○七日〕八女ノ縣に到りたまふ。則ち前山を越えて以て南の

かた、粟岬を望けたまひ、詔して曰はく。其の山の峯岫重疊りて、且美麗之甚し。若し神、其の山にはべるか。時に水沼縣主、猿大海奏して言さく。女神有り、名を八女津媛と曰ふ。常に山中に居る。故れ八女國の名此れに由りて起れり。八月的邑に到りたまひて進食す。是の日に膳夫11等、盞を遺る。故れ時の人、其の盞を忘れし處を號けて浮羽と曰ふ。今的と謂ふは訛れるなり。昔筑紫の俗、盞の号を浮羽と曰へり。

十九年、秋九月、甲申朔癸卯（○廿日）。天皇日向より至りたまふ。

二十年、春二月、辛巳朔甲申（○四日）。五百野皇女を遣して、天照大神を祭はしむ。

二十五年、秋七月、庚辰朔壬午（○三日）、武内宿禰を遣して北陸及び東方の諸國の地形、且百姓の消息を察せしめたまふ。

二十七年、春二月、辛丑朔壬子（○十二日）。武內宿禰、東に11國より還きて奏言く、東の夷の中、日高見國あり。其の國人、男女並に推結げ、身を文け、爲人勇悍し。是を摠て蝦夷と曰ふ。亦土地沃壤て曠し。擊ちて取るべし。秋八月熊襲亦反きて邊境を侵して止まず。冬十月丁酉朔己酉（○十三日）。日本武尊を遣して熊襲を擊しめたまふ。時に年十六。是に日本武尊の曰はく、吾善く射む者を得りて、與に行らむと欲ります。其の何處にか善く射む者あらむ。或者啓して曰く。美濃國に善く射る者あり、弟彦公と曰ふ。是に於て、日本武尊葛城人宮戸彥を遣して弟彥公を喚す。故れ弟彥公便に石占橫12立、及び尾張

の田子の稍置、乳近の稍置を率ゐて來たり。則ち日本武尊に從ひて行く。十二月熊襲ノ國に到りたまひて、因て以て其の消息及び地形の嶮易を伺ひたまふ。時に熊襲に魁帥者あり。名は取石鹿文、亦川上梟帥と曰ふ。悉くに親族を集へて宴むと欲。是に於て、日本武ノ尊、髮を解きて童女の姿と作り、以て密に川上ノ梟帥の宴の時を伺ふ。仍りて劍を裀裏に佩きたまひ、川上ノ梟帥の宴室に入り、女人の中に居しぬ。川上梟帥其の童女の容姿を感でゝ、則ち手を携りて席を同じくし、杯を擧げて飮ましめつゝ戲れ弄る。時に更深け人闌ぎぬ。川上梟帥」[12] 且た被酒ぬ。是に於て、日本武ノ尊裀ノ中の劍を抽き川上梟帥の胸を刺したまふ。未だ死なぬに、川上梟帥叩頭て曰く。且待ちたまへ。吾有所言。時に日本武ノ尊劍を留めて待ちたまふ。川上梟帥啓しけらく。汝尊は誰人にますぞ。對へて曰く。吾は是れ、大足彥ノ天皇の子なり、名は日本童男とのたまひき。川上梟帥亦啓しけらく。吾は是れ國中の强力者なり。是以て、當時の諸人、我が威力に勝へずて、從はぬ者無し。吾多く武力に遇ひしかども、未だ皇子の若き者あらず。是れを以て賤しき賊の陋口以ら尊号を奉らむ。若し聽したまはむや。曰はく、聽すと、即ち啓て曰。」[13] 今より以後、皇子を号けて、日本武ノ皇子と稱すべしと。言し訖へて乃ち胸を通して殺しき。故れ今に至りて日本武ノ尊と稱曰す。是れ其の緣なり。然る後、弟彥等を遣して悉く其の黨類を斬り餘嘸無し。既にして、海路より倭に還りたまふとき、吉備に到りて以て穴海を渡る、其處に惡神あり。則ち殺しつ。亦難波に至る比に、柏濟の惡神を殺したまふ。（濟、此をワタリと云ふ。）

二十八年春二月乙丑朔、日本武尊、熊襲を平けし狀を奏して曰く。臣、天皇の神靈に賴りて、兵を以て一擧して頓に熊襲の魁帥者を誅ひて、悉く其の國を平けつ。是を以て西洲既に謐りて、百姓無事なり。」13唯だ吉備の穴濟神、及び難波の柏濟神、皆害心あり。以て毒氣を放ち、路人を苦しましむ。並に禍害の藪たり。故れ悉く其の惡神を殺し、並に水陸の徑を開きたりと。天皇是に於て、日本武尊の功を美めたまひて、異に愛みたまひき。

四十年夏六月、東夷多叛きて、邊境騷動む。秋七月、癸未朔戊戌(〇十六日)。天皇群卿に詔して曰く。今東國、安からずして暴神多に起れり。亦蝦夷悉くに叛きて、屢人民を略む。誰人を遣して以て其の亂を平けむ。羣臣皆誰を遣すといふことを知らず。日本武尊奏言く。臣は則ち先に西を征しに勞りき。是の役は必ず大碓皇子の事ならむ。時に大碓皇子愕然」14て草の中に逃げ隱れたり。則ち使者を遣して召し來でしむ。爰に天皇責めて曰はく。汝欲しからざらむを、豈強に遣はさめや。何ぞ未だ賊に對はざるに、以て豫懼ることの甚しき。此れに因りて、遂に美濃に封す。仍て封地に如く。是れ身毛津君、守君、二族の始祖なり。是に於て日本武尊、雄誥して曰く、熊襲既に平りて、未だ幾年も經ぬに、今更東夷叛きぬ。何れの日か太平なるに逮らむ。臣勞しと雖ども、頓に其の亂を平けむと申す。則ち天皇斧鉞を持り、以て日本武尊に授けて曰はく。朕聞く其の東夷は識性暴強く、凌犯を宗とす。村に長無し。邑に首勿し。各封堺を貪りて、並に相ひ盜略む。亦山に邪神有り。郊に」14姦鬼あり。衢に遮り、徑に

聚りて、多に人を苦しむ。其の東ノ夷の中に、蝦夷是れ尤も強し。男女交り居て、父と子と別なし。冬は則ち穴に宿、夏は則ち樔に住む。毛を衣き、血を飲みて、昆弟相ひ疑ひ、山に登ること飛禽の如く、草を行ること走獣の如し。恩を承けては、則ち忘れ、怨を見ては必ず報ゆ。是を以て箭を頭髻に藏め、刀を衣の中に佩けり。或は黨類を聚めて、邊界を犯し、或は農桑を伺ひ、以て人民を略む。撃てば則ち草に隱れ、追へば則ち山に入る。故往古より以來未だ王化に染はず。今朕汝の人と爲りを察るに、身體長大く、容姿端正し。力能く鼎を扛ぐ。猛きこと雷電の如く、向ふ所前なし。攻る所、必ず勝つ。即ち知りぬ、形は則ち我が[15]子にて、實は則ち神人なり。是れ寔に天の朕が叡なく、且國の不平たるを愍しみ、天業を經綸しめたまひ、宗廟を絶たざるか。亦是の天の下は、則ち汝の天下なり。是の位は則ち汝の位なり。願くは深く謀り、遠く慮りて、姦を探り、變を伺ひて、示すに威を以てし。懷るに德を以し。兵甲を煩はさずして、自らに臣順はしめよ。即ち言を巧みて暴神を調へ、武を振ひて以て姦鬼を攘へ。是に於て、日本武尊、乃ち斧鉞を受けたまはり、以て再拜たまひて奏之曰けらく。嘗西を征し年、皇靈の威を頼り、三尺劍を提げて、熊襲ノ國を擊つ。未だ浹辰も經ざるに賊首罪に伏しき。今亦神祇の靈に頼り、天皇の威を借りて、往きて其の境に臨みて、示すに德教を以てせむに、猶服はざる有ればし[1]即ち兵を擧げて擊たましとまをして、仍て重ねて再拜まつる。天皇則ち吉備武彦と大伴ノ武日ノ連とに命せて、日本武尊に從はしむ。亦七掬脛を以て膳夫と爲たまふ。冬十月壬子朔癸丑〔〇二日〕日本武ノ尊發路たまふ。戊午〔〇

七日」。枉道て伊勢ノ神宮を拜みまつる。仍て倭姫ノ命に辭したまひて曰く。今天皇の命を被はりて、東を征ち諸の叛者を誅はむとす。故れ辭す。是に於て、倭姫ノ命、草薙ノ劍を取りて、日本武尊に授けて曰く。愼莫怠りましそ。是の歳、日本武尊初めて、駿河に至りたまふ。其處の賊陽り從ひて欺きて曰く。是の野に麋鹿甚多なり。氣は朝霧の如く、足は茂林の如し、臨して狩りたまへ。日本」16オ武ノ尊其の言を信たまひて、野中に入りて覓獸たまふ。賊王を殺むといふ情ありて、（王は、日本武尊を謂ふなり。）火を放ちて其の野を燒く。王欺かれぬと知しめし、則ち燧を以て火を出し。向燒けて免るゝことを得たまふ。（一に云く。王の佩かせる劍、叢雲、自ら抽けて王の傍の草を薙攘ふ。是に因りて免るゝことを得たまふ。故れ其の劍の号を草薙と曰ふ。叢雲、此をムラクモと云ふ。）王の曰はく。殆に欺かれぬと。則ち悉に其の賊衆を焚きて滅しつ。故れ、其の處の号を燒津と曰ふ。亦相摸に進して、上總に往きたまはむと欲す。海を望りて高言曰たまはく。是れ小海のみ、立跳にも渡りつべし。乃ち海中に至りたまふ。暴風忽に起り、王船漂蕩ひて渡る可らず。時に王に從ひまつる妾有り。弟橘媛と曰ふ。穗積氏忍山ノ宿禰の女なり。王に啓して曰く。今風」16ウ起き浪泌く、王船沒まむと欲。是必ず海神の心なり。願くは、妾が身を以て王の命を贖ひて海に入らむと言訖へて、乃ち瀾を披けて入りぬ。暴風即ち止みて、船岸に著くことを得たり。故れ時ノ人其の海を号けて馳水と曰ふ。爰に日本武尊、則ち上總より轉りて陸奧ノ國に入りたまふ。時に大鏡を王船に懸けて、海路より葦ノ浦に廻り、横に玉ノ浦を渡りて蝦夷ノ境に至りたまふ。蝦夷

の賊首、嶋津神、國津神等、竹ノ水門に屯みて距がむと欲りす。然れども遙に王船を視て、豫め其の威勢に怖ぢて心の裏にえ勝ちまつるまじきことを知りて、悉に弓矢を捨て、望拜みて曰く。仰ぎて君の容を視れば、人倫に秀れたまへり。若しくは、神にませるか。」17オ 姓名を知らまく欲りすとまをす。王對て曰さく。吾は是れ現人神の子なり。是に於て蝦夷等悉く慄まりて、則ち裳を褰げて浪を披け、自ら王船を扶けて岸に着けまつる。仍りて面縛れて服罪ひぬ。故れ其の罪を免したまふ。因て以て其の首帥を俘にして從身まつらしむ。蝦夷既に平ぎぬ。日高見ノ國より還りまして、西南のかた、常陸を歷て、甲斐ノ國に至りて酒折ノ宮に居します。時に擧燭して進食す。是の夜、歌を以て侍ふ者どもに問ひて曰はく。

　にひばり、筑波を過ぎて、幾夜かねつる。

諸の侍者、答言まをさゞりき。時に秉燭者あり。王歌の末を續けて歌て曰く。

　かがなへて、夜には九の夜、」17ウ 日には十日を。

卽ち秉燭人の聰きを美めたまひて、敦く賞みたまふ。則ち是の宮に居て、靫部を以て、大伴ノ連の遠祖、武日に賜ふ。是に於て、日本武尊曰はく。蝦夷の凶首、咸其の辜に伏しぬ。唯だ信濃ノ國、越國、頗る未だ化に從はず。則ち甲斐より北、武藏、上野を轉歷て、西碓日ノ坂に逮ります。時に日本武ノ尊、毎に弟橘媛を顧びたまふの情有り。故れ碓日ノ嶺に登りて、東南を望りて三歎まして曰はく。吾嬬者耶と(嬬、此をツマと云ふ)故れ因て山の東の諸國の号を吾嬬ノ國と曰ふ。是に於て、道を分りて、吉備ノ

武彦を越ノ國に遣して、其の地形の嶮易乃び人民の」18オ順不を監察しめたまふ。則ち日本武ノ尊信濃に進入ましぬ。是の國は、山高く、谷幽く、翠嶺万重なり。人倚杖て升り難し。巖嶮く、磴紆て、長峯數千、馬頓轡て進かず。然れども日本武ノ尊、烟を披け、霧を凌ぎて、遙に大山を徑り。既に峯に逮りて飢れたまひ、山中に食す。山ノ神王を苦ました。以て白鹿に化りて、王の前に立つ。王異しみまして。一箇の蒜を以て、白鹿を彈きたまひ、則ち目に中て﹅殺しつ。爰に王忽に道を失ひて出でむ所を知りたまはず。時に白狗自ら來りて、王を導きまつるの狀有り。狗に隨ひて行まして、美濃に出ることを得たまひき。吉備武彦、越より出て遇ひぬ。是より先、信濃ノ坂を度る者、多に神ノ氣を得て」下ウ以て瘼臥せり。但し白鹿を殺したまひしより後、是の山を踰る者、蒜を嚼みて、人及び牛馬に塗る、自ら神ノ氣に中らず。日本武ノ尊更に尾張に還りまして、即ち尾張氏の女、宮簀媛を娶いて、淹しく留りて月を踰えぬ。是に於て近江の膽吹山に荒神有りと聞きたまひて、即ち劒を解きて、宮簀媛の家に置きて、徒より行まし、膽吹山に至りたまふ。山ノ神大蛇に化りて道に當れり。爰に日本武ノ尊、主神の蛇に化れりと知らずして謂りたまはく、是の大蛇は必ず荒神の使ならむ。既に主神を殺すことを得ては、其の使者、豈に求むるに足らむや。因て蛇を跨えて、猶行ます。時に山神、雲を興し、氷〔○水に據らはアメ〕を零しむ。峯霧ひ、谷曀くて、復た行べきの路なし。乃ち」19オ棲遑て其の跋渉所を知らず。然れども霧を凌ぎて強に行く。方に僅に出ることを得たれども、猶失意て醉るが如し。山下の泉の側に居て、乃ち其の水を飲して醒めましき。故れ

其の泉を號けて居醒ノ泉と曰ふ。日本武ノ尊是に於て始めて痛身たまふこと有り。然も稍に起ちて尾張に還りたまふ。爰に宮簀媛の家に入りまさずて、便に伊勢に移りて尾津に到りたまふ。昔に日本武尊、東に向しゝ歳、尾津の濱に停まりて進食す。是の時、一劍を解きて松ノ上に置き、遂に忘れて去しき。今此に至るに劍猶存ず。故れ歌ひて曰く。

尾張に、直に向へる、一つ松、あはれ、一つ松、人」19ゥにありせば、衣きせましを、太刀佩けましを。

能褒ノ野に逮りまして、痛みたまふこと甚し。則ち俘にせる蝦夷等を以て、神宮に獻る。因りて吉備武彦を遣して之を天皇に奏して曰く。臣命を天朝に受けて、遠く東の夷を征ち、則ち神の恩を被り、皇の威に頼りて、叛く者は、罪に伏し、荒ぶる神は自らに調ひぬ。是を以て甲を卷き戈を戢め、愷悌て還れり。冀しく、曷の日、曷の時、天朝に復命さむ。然るに天命忽に至りて、隙駟停め難し。是を以て獨り曠野に臥して誰にも語ること無し。豈に身の亡むことを惜まむや。唯だ不面なりぬるを愁む。既にして、能褒野に崩れましぬ。時に年三十。天皇聞こしめして、寢ますこと、席安からず。食しめしても」20オ味甘からず。晝夜喉咽まして、泣悲み、摽擗たまふ。因て以て大く歎かしたまはく、我が子、小碓ノ王、昔熊襲叛きし日、未だ捴角にも及ずて、久く征伐に煩ひ、既にして、恒に左右に在りて、朕が不及るを補く。然に東ノ夷騷動みて、討たしむる者なし。愛を忍びて、以て賊境に入らしむ。一日も顧びざる無し。是を以て、朝夕進退ひて、還らむ日を佇ち待つ。何の禍ぞも、何の罪ぞも。不意之間、倏に我子を亡

ふ。今より以後、誰人と鴻業を經綸めむ。即ち群卿に詔し、百寮に命せて、仍て伊勢ノ國の能褒野ノ陵に葬しまつりぬ。時に日本武ノ尊、白鳥に化りたまひ、陵より出て倭ノ國を指して飛びたり。群臣等、因て以て其の」20ウ棺槻を開きて視れば、明衣のみ空しく留りて、屍骨は無し。是に於て、使者を遣して、白鳥を追ひ尋ぬれば則ち倭の琴彈ノ原に停れり。仍りて其の處に陵を造る。白鳥更飛びて、河内に至れり。舊市ノ邑に留まる。亦其處に陵を作る。故れ、時ノ人是の三陵を號けて白鳥ノ陵と曰ふ。然るに遂に高く翔りて天に上りき。徒に衣冠を葬りぬ。因りて功名を錄へむと欲りして、即ち武部を定む。是の歳、天皇踐祚て四十三年なり。

五十一年春正月壬午朔戊子〔○七日〕。群卿を招して宴すこと數日ぬ。時に皇子、稚足彦ノ尊、武内ノ宿祢、宴」21オ庭に參赴す。天皇召して其の故を問ひたまふ。因りて以て奏して曰く。其れ宴樂の日には、群卿百寮、必ず情な戲遊に在きて、國家に存かず。若し狂生有りて墻閤の隙を伺はむか。故れ門下に侍ひて、非常に備ふ。時に天皇謂て曰はく。灼然なり。〔灼然、此をイヤチコと云ふ。〕則ち異に寵みたまふ。秋八月、己酉朔壬子〔○四日〕稚足彦ノ尊を立てゝ皇太子と爲したまふ。是の日、武内ノ宿禰に命ちて棟梁之臣と爲したまふ。初め日本武ノ尊、佩かせる草薙ノ横刀は、是れ今に尾張ノ國、年魚市郡、熱田ノ社に在り。是に於て神ノ宮に獻れる所の蝦夷等、晝夜喧譁ぎて、出入禮なし。時に倭姫ノ命の曰はく。是の蝦夷等は」21ウ神宮に近就くべからず。則ち朝庭に進上たまふ。仍りて御諸山の傍に安置らしむ。未だ幾時を經

ざるに、悉く神山の樹を伐りて、隣里に叫呼ひて人民を脅かす。天皇聞きて群卿に詔して曰く。其の神山の傍に置ける蝦夷は、是れ本より獸心有り。中國に住しめ難し。故れ其の情の願ひの隨に邦畿之外に班ちをらしめよ。是れ今の播磨、讃岐、伊勢、安藝、阿波、凡て五の國の佐伯部の祖なり。初め日本武ノ尊、兩道入姫ノ皇女を娶りて妃となしたまひ稻依別王を生ませたまふ。次に足仲彦天皇、次に布忍入姫ノ命、次に稚武ノ王、其の兄、稻依別ノ王は、是れ犬上ノ君、武部ノ君、凡て」22オ二族の始祖なり。又の妃、吉備武彦の女、吉備ノ穴戸武媛は、武卵ノ王と、十城別ノ王とを生みます。其の兄、武卵ノ王は是れ讃岐の綾君の始祖なり。弟十城別ノ王は是れ伊豫ノ別君の始祖なり。次の妃、穗積氏、忍山ノ宿禰の女、弟橘媛、稚武彦ノ王を生ませたまふ。

五十二年夏五月甲辰朔丁未（〇四日）。皇后播磨ノ太郎姫薨れましぬ。秋七月癸卯朔己酉（〇七日）。八坂入媛ノ命を立てゝ皇后と爲したまふ。」22ウ

五十三年秋八月丁卯朔、天皇羣卿に詔して曰く。朕愛子を顧ぶること何れの日か止まむや。冀は小碓王の所平けし國を巡狩むと欲りす。是の月、乘輿、伊勢に幸まして、轉りて東海に入ります。冬十月、上總國に至りて、海路より淡水門を渡りたまふ。是の時に覺賀鳥の聲聞こゆ。其の鳥の形を見そなはさむと欲りして尋めて海中に出ます。仍りて白蛤を得たまふ。是に於て膳臣の遠祖、名は磐鹿六鴈、蒲を以て手繦とし、白蛤を膾に爲りて進る。故れ六鴈臣の功を美めて、膳大伴部を賜ふ。十二月東ノ國より還りて、

伊勢に居す。是を綺宮と謂ふ。」23オ

五十四年秋九月辛卯朔己酉〔〇十九日〕。伊勢より倭に還りまして纒向宮に居ます。

五十五年春二月戊子朔壬辰〔〇五日〕。彦狹嶋王を以て、東山道、十五國都督に拜けたまふ。是れ豐城命の孫なり。然るに春日の穴咋邑に到りて、病み臥して薨りぬ。是の時、東國の百姓、其の王の至らぬを悲みて、竊に王の尸を盜みて、上野國に葬りぬ。

五十六年秋八月、御諸別王に詔して曰く。汝が父、彦狹嶋王、任所に向ることを得ずして早く薨れり。故れ汝專東國を領めよ。是を以て御」23ウ諸別王天皇の命を承けて、且父の業を成さむと欲りす。則ち行きて治めて早に善き政を得つ。時に蝦夷騷ぎ動む。卽ち兵を擧げて撃つ。時に蝦夷の首帥、足振邊、大羽振邊、遠津闇男邊等、叩頭て來、頓首みて罪を受ひて、盡に其の地を獻る。因りて以て降者を免して、服はぬを誅す。是を以て東のかた久しく事なし。是に由りて其の子孫、今に東國にあり。

五十七年秋九月坂手池を造る。卽ち竹を其の堤上に蒔う。冬十月諸國に令ちて、田部屯倉を興さしむ。

五十八年春二月辛丑朔辛亥〔〇十一日〕。近江國に幸したまふ。志」24オ賀に居すこと三歲。是を高穴穗宮と謂ふ。

六十年冬十一月乙酉朔辛卯〔〇七日〕。天皇高穴穗宮に崩りましぬ。時に年一百六歲。

稚足彥ノ天皇は、大足彥忍代別ノ天皇の第四子なり。母后を八坂入姬ノ命と曰す。八坂入彥ノ皇子の女なり。大足彥ノ天皇ノ四十六年に立て太子と爲りたまふ。年二十四。六十年」24ウ 冬十一月、大足彥ノ天皇、崩りましぬ。

元年春正月、甲申朔戊子〔〇五日〕。皇太子、卽位す。是の年太歲辛未。

二年、冬十一月、癸酉朔壬午〔〇十日〕。大足彥ノ天皇を倭ノ國の山邊ノ道ノ上ノ陵に葬しまつりぬ。皇后を尊びて皇太后と曰ふ。

三年春正月癸酉朔己卯〔〇七日〕。武內ノ宿禰を以て大臣と爲たまふ。初め天皇と武內宿禰とは同じ日に生れたまひき。故に異に寵むこと有り。

四年春二月丙寅朔詔して曰はく。我先の皇、大足彥ノ天」25オ 皇、聰明く、神武く、籙に膺り圖を受けたまへり。天を治め、人に順ひて、賊を撥ひ正に反りたまふ。德、覆燾に侔しく、道、造化に協ふ。是を以て普天率土、不王臣なく、稟氣懷靈、何れか得處らざらむ。今朕嗣ぎて、寶祚を踐り、夙に夜に兢惕る。然るに黎元蠢爾く、野心を悛めず。是れ國郡に君長無く、縣邑に首渠無ければなり。今より以後、國郡に長を立て、縣邑に首を置く。卽ち國に當れる幹了者を取りて、其の國郡の首長に任けよ。

是を中區の蕃屏と爲むとのたまふ。

五年秋九月諸國に令ちて以て、國郡に造長を立て、縣邑に稻[25]置を置き、並に楯矛を賜ひて以て表と爲したまふ。則ち山河を隔ひて、國縣を分ち、阡陌に隨ひて以て邑里を定めたまふ。因て東西を以て日の縱と爲し、南北を日の横と爲し。山の陽を影面と曰ひ、山の陰を背面と曰ふ。是を以て百姓居に安みして天ノ下事なし。

四十八年春三月庚辰朔、甥足仲彦を立てゝ皇太子と爲したまふ。

六十年夏六月己巳朔己卯(〇十一日)、天皇崩ましぬ。時に年一百七歲。[26]

日本書紀卷第七　終

日本書紀卷第八

足仲彦天皇　仲哀天皇

足仲彦ノ天皇は、日本武ノ尊第二子なり。母の皇后を兩道入姬ノ命と曰す。活目入彦五十狹茅ノ天皇の女なり。天皇容姿端正し。身長十尺。稚足彦ノ天皇ノ四十八年、立ちて太子と爲りたまふ。（時に年三十一）稚足彦天皇男なし。故に立てゝ嗣と爲たまふ。

六十年天皇崩ります。明年秋九月壬辰朔丁酉（〇六日）。倭ノ國の狹城ノ盾列ノ陵に葬しまつる。（盾列、此をタタナミと云ふ）」1オ

元年春正月庚寅朔庚子（〇十一日）。皇太子卽天皇位めす。秋九月丙戌朔、母の皇后を尊びて皇太后と曰す。冬十一月乙酉朔、群臣に詔して曰く。朕未だ弱冠に逮らずして父ノ王既に崩りぬ。乃ち神靈白鳥と化りて天に上りぬ。仰望まつる情一日も息む勿し。是を以て冀くは白鳥を獲て、之を陵ノ域の池に養はむ。因りて以て其の鳥を覩つゝ顧まつる情を慰めむと欲りす。則ち諸國に令ちて、白鳥を貢らしむ。閏ノ十一月、乙卯朔戊午（四日）。越ノ國白鳥四隻を貢る。是に於て鳥を送つる使人、菟道ノ河ノ邊に宿る、時に蘆髮蒲見別王、其の白鳥を視て問て曰く。何處に將」1ウ 去く白鳥ぞ。越人答へて曰く。天皇父王を戀たまひて、養ひ狎けむとしたまふ。故れ貢るなり。則ち蒲見別ノ王、越人に謂て曰く。白鳥と雖ども燒けば則ち黒鳥と爲る。仍

て強に白鳥を奪ひて將去ぬ。爰に越人參赴て請す。天皇是に於て蒲見別ノ王の先王に禮なきを惡みたまひ、乃ち兵卒を遣して誅さしむ。時人の曰く、父は是れ天なり。兄は亦君なり。其の天を慢り、君に違ふ、何ぞ誅に免ることを得む。是年大歳壬申。

二年春正月甲寅朔甲子〈〇十一日〉。氣長足姫ノ尊を立てゝ皇」2オ后と爲たまふ。是より先、叔父、彥人大兄の女、大中ノ姫を娶りて妃と爲たまふ。麛坂ノ皇子、忍熊ノ皇子を生せたまふ。次に來熊田造の祖、大酒主の女、弟媛を娶りて、譽屋別ノ皇子を生ませたまふ。二月癸未朔戊子〈〇六日〉。角鹿に幸し、即ち行宮を興て居ます。是を笥飯ノ宮と謂ふ。即月に淡路ノ屯倉を定む。三月癸丑朔丁卯〈〇十五日〉。天皇南國を巡狩はす。是に於て、皇后及び百寮を留めたまひて駕に從へる二三の卿大夫、及び官人ども數百にして、輕行ます。紀伊ノ國に至りて、德勒津ノ宮に居す。是の時に熊襲叛きて朝貢らず。天皇是に於て、熊襲ノ國を討たむとおもほし、則ち」2ウ德勒津より發たまひ、浮海て穴門に幸す。即日、使を角鹿に遣して皇后に勅して曰く。便ち其津より發ちて穴門に逢ひたまへ。夏六月辛巳朔庚寅〈〇十日〉。天皇豐浦ノ津に泊ります。且皇后は角鹿より發ちて行まし、渟田門に到りまして、船上に食す。時に海鯽魚多に船の傍に聚る。皇后酒を以て鯽魚に灑たまふ。鯽魚即ち醉ひて浮きぬ。時に海人多に其の魚を獲て歡びて曰く、聖王の賞へる魚なり。故れ其の處の魚、六月に至りて、常に傾浮ふこと醉るが如し。其れ是のことの緣なり。秋七月辛亥朔乙卯〈〇五日〉。皇后豐浦ノ津に泊ります。是の日皇后如意」3オ珠を海中に得たまふ。九月宮室を穴

門に興て入居ます。是を穴門豊浦宮と謂ふ。八年春正月己卯朔壬午（一）（四日）筑紫に幸す。時に罡ノ縣主ノ祖、熊鰐天皇車駕を聞はりて、豫（五）百枝賢木を抜取り、以て九尋の船の舳に立て、上枝には白銅鏡を掛け、中ッ枝には十握ノ劔を掛け、下枝には八尺瓊を掛けて、周芳の沙麼の浦に參迎へて、魚塩地を獻る。因りて以て奏して言く。穴門より向津野の大濟に至るを、東ノ門と爲し、名籠屋の大濟を以て西門とし、沒利ノ嶋、阿閉ノ嶋を限りて、御筥と爲し、」3ウ 柴嶋を割きて、御甂と爲し（御甂、此をミナペと云ふ）逆見ノ海を以て塩地と爲す。既にして海路を導きまつり、山鹿岬より廻りて崗浦に入りたまふ。水門に到りて、御船え進かず。則ち熊鰐に問て曰はく。朕聞く、汝熊鰐は、明心ありて以て參來り。何ど船の進かざる。熊鰐奏して曰はく、御船の得進かざる所以は臣が罪に非ず。是の浦の口に、男女二神ます。男神を大倉主と曰ひ、女神を菟夫羅媛と曰ふ。必ず是の神の心ならむ。天皇則ち禱祈たまひ、挾抄者、倭國の菟田の人、伊賀彦を以て、祝と爲て祭らしめたまふ。則ち船進くことを得き。皇后別船にして洞海より（洞、此をクキと云ふ。）入りたまふ。潮涸て、え」4オ 進かず。時に熊鰐更に還りて、洞より皇后を迎へ奉る。則ち御船の進かざるを見て、惶懼て、忽に魚沼、鳥池を作りて、悉く魚鳥を聚む。皇后是の魚鳥の遊を看はして、忿の心稍解けたまひ、潮の満つるに及びて、即ち崗津に泊まりたまふ。又筑紫の伊都ノ縣主の祖、五十迹手、天皇の行すと聞はりて、五百枝賢木を抜取りて、船の舳艫に立て、上枝には八尺瓊を掛け、中枝には白銅鏡を掛け、下枝には十握ノ劔を掛けて、穴門の引嶋に參迎へて獻る。因りて以て奏して言く。

臣敢て是の物を獻る所以は、天皇八尺瓊の勾が如くに、以て曲妙に御宇めせ。且白銅鏡の如くに、以て分明かに」4ウ山川海原を看行せ。乃ち是の十握劍を提げ、天下を平たまへ。天皇即ち五十迹手を美めたまひて、伊蘇志と曰まひき。故れ時人、五十迹手が本土を號けて、伊蘇國と曰ふ。今伊覩と謂は訛れるなり。己亥、儺縣に到りまして、因りて以て橿日宮に居します。秋九月乙亥朔己卯〔○五日〕。群臣に詔して以て、熊襲を討たむことを議らしめたまふ。時に神まして、皇后に託りて誨曰く、天皇何ぞ熊襲の服はざるを憂ひたまふ。是れ膂宍の空國ぞ。豈に兵を擧て伐に足らむや。茲の國に愈りて寶國あり。譬は美女の睩なす向津國有り〔睩、此をマヨビキと云ふ〕。眼炎く金銀彩色多に其の國に在り。是を栲衾新羅」5オ國と謂ふ。若し能く吾を祭りたまはゞ、則ち曾て刃に血らずて、其の國必ず自ら服ひなむ。復熊襲も服ひなむ。其の祭には、天皇の御船、及び穴門直踐立が獻れる、水田及び火田是等の物を以て爲幣へ。天皇神の言を聞めして、疑の情まし、便ち高き岳に登りて遙に望るに、大海のみ曠遠して國は見えず。

是に於て、天皇神に對へまつりて曰はく。朕周望すに、海のみ有りて、國なし。豈に大虚に國あらむや。誰の神ぞ徒に朕を誘きたまふ。復我が皇祖の諸天皇等、盡く神祇を祭ひたまふ。豈遺神まさむや。時に神亦皇后に託り曰はく。天津水影なす、押伏せ我が見る國を何ぞ國なしと謂ひて、以て」5ウ我が言を誹謗りたまふ。其れ、汝王の如此言ひて遂に信けたまはずば、汝は其の國を得じ。唯今皇后始めて有胎り。

其の子(ミコ)獲たまふこと有らむ。然ども天皇猶信(ウ)けたまはずて、以て強(アナガチ)に熊襲を撃ちたまふ。得勝(エカチ)たまはずて還(カヘ)ります。

九年春二月癸卯朔丁未（〇五日）。天皇忽に痛身(ナヤミ)たまふこと有りて、明日(アクルヒ)崩りたまふ。時に年五十二、即ち知りぬ、神の言を用ゐざるによりて早く崩りましぬと。一に云く。天皇親(ミヅカ)ら熊襲を伐ちて、賊の矢に中りて崩りたまふ）是に於て皇后及び大臣武内宿祢天皇の喪(ミモ)を匿(シノ)めて天ノ下に知らしめず。則ち皇后大臣及び中臣ノ烏賊(イカツ)津ノ連、大三輪大友主ノ君、物部膽咋(イクヒ)ノ連、大伴ノ武以(タケモチ)ノ連に詔して曰く。今天下未だ」6オ 天皇の崩りしことを知らず。若し百姓之を知らば懈怠(オコタリ)あらむか。則ち四(ヨタリノ)大夫(マチキミ)に命せて、百寮(ツカサヅカサ)を領(ヒキ)ゐて宮ノ中を守らしめ、竊に天皇の屍(ミカバネ)を収めて、武内宿祢に付(サヅ)け、以て海路より穴門に遷りて、豊浦宮に殯(モガリ)す。无火殯斂(ホナシアガリ)と爲す。（无火殯斂、此をホナシアガリと謂ふ）。甲子（〇廿二日）。大臣武内ノ宿祢、穴門より還りて、皇后に復奏(カヘリコトマウ)す。是の年新羅ノ役(エダチ)に由りて、以て天皇を葬りたまふことを得ず。」6ウ

日本書紀巻第八　終

日本書紀卷第九

氣長足姫尊　神功皇后

氣長足姫尊は、稚日本根子彦太日日ノ天皇の曾孫、氣長ノ宿祢ノ王の女なり。母を葛城ノ高額媛と曰す。足仲彦ノ天皇二年、立ちて皇后と爲したまふ。幼くして聰明く、叡智くいまし、貌容壯麗し。父王異みたまふ。九年春二月足仲彦ノ天皇、筑紫の橿日ノ宮に崩ります。時に皇后、天皇の神の教に從はずして早く崩しことを傷みたまひて、以爲く、祟る所の神を知りて、財寶國を求めむと欲りす。是を以て群臣及び百寮に命せ、以て罪を解へ過を改めて、更齋宮を小山田ノ邑に造りたまふ。三月壬申朔皇后吉日を選りて齋宮に入り、親神主と爲りたまふ。則ち武内ノ宿祢に命せて、琴を撫かしめ、中臣ノ烏賊津使主を喚して審神者と爲す。因りて千繒高繒を以て、琴頭尾に置きて請曰さく。先ノ日に天皇に教へたまひしは誰神ぞ、願は其の名を知らまく欲りす。七日七夜に逮りて、乃ち答曰たまはく。神風伊勢ノ國の百傳ふ度逢縣の、拆鈴五十鈴宮に居る神、名は撞賢木嚴之御魂、天疎ノ向津媛命なり。亦問たまはく。是の神を除きて、神ますや。答曰たまはく。幡荻穗に出し吾や、尾田ノ吾田節の淡郡に居しませり。問ふ、亦有りや。答曰けらく。天に事代、虚に事代、玉籤入彦、嚴の事代主ノ神ませり。問ふ、亦有りや。答曰たまはく。有無しはえ知らず。是に於て審神者の曰さく。今答へたまはずて、更後に言ふこと有らむや。則ち

對へ曰さく、日向國の橘の小門の水底に所居て水葉も稚く出居る神の名、表筒男、中筒男、底筒男の神ませり。問ふ、亦有りや。答曰たまはく、有無は知らず。遂に且神ますと言はず。時に神の語を得て教への隨に祭りたまふ。然る後に、吉備臣の祖、鴨別を遣して、熊襲國を擊たしむ。未だ」2オ浹辰も經ずして自らに服ひぬ。且荷持田村に（荷持、此をノトリと云ふ）羽白熊鷲といふ者有り。其の爲人强健く、亦身に翼あり、能く飛びて以て高く翔る。是を以て、皇命に從はず、每に人民を略盜む。戊子（〇十七日）皇后熊鷲を擊たむと欲りして、橿日宮より、松峽宮に遷りたまふ。時に飄風忽に起りて、御笠墮風れぬ。故れ時人其の處を號けて、御笠と曰ふ。辛卯（〇廿日）て層增岐野に至りまして、即ち兵を擧げて、羽白熊鷲を擊ちて滅しつ。左右に謂て曰く。熊鷲を取得て、我が心則ち安し。故れ其の處を號けて安と曰ふ。丙申（〇廿五日）轉りて山門縣に至りたまふ。則ち土蜘蛛田油津媛を誅ふ。時に田油津媛の兄、夏」2ウ羽軍を興して迎來、然るに其の妹の誅されしを聞きて逃げぬ。夏四月壬寅朔甲辰（〇三日）。北のかた火前國松浦縣に到りて、玉嶋里の小河の側に進食す。是に於て皇后針を勾げて、鉤を爲り、粒を取りて餌とし、裳の絲を抽取りて緡に爲たまひ、河中の石上に登りまして鉤を投げて祈之曰たまはく。朕西のかた、財國を求めむと欲りす。若し事成ること有らば、河の魚鉤飲へと。因りて以て竿を擧げて細鱗魚を獲たまひき。時に皇后曰はく。希見しき物なり（希見、此をメヅラシと云ふ）故れ時人、其の處を號けて梅豆羅國と曰ふ。今松浦と謂ふは訛れるなり。是を以て其の國の女人、四月の上旬に當る每に、鉤を以て河中に投げ

て年魚を捕ること」3オ今に絶えず。唯だ男夫は釣ると雖ども以て魚を獲る能はず。既にして皇后、則ち神の教の驗あることを識しめして、更に神祇を祭祀り、躬ら西を征ちたまはむと欲かす。爰に神田を定めて佃らせたまふ。時に儺河の水を引せて、神田に潤けむと欲ひて、溝を掘る、迹驚岡に及びて、大磐塞りて、溝を穿すことを得ず、皇后武内宿禰を召して、劍鏡を捧げて神祇を禱祈ましめて、溝を通すことを求めしむ。則ち當時、雷電霹靂して、其の磐を蹴裂きて水を通さしむ。故れ時人其の溝を號けて裂田溝と曰ふ。皇后還りて橿日浦に詣りまして、髮を解きて海に臨みて曰はく、「吾が神祇の教を被け、皇祖の靈を頼り、滄海を浮渉り、躬ら西を征たまく欲りす。是を以て今頭を」3ウ海水に濯ぐ。若し驗らば、髮自ら分れて兩に爲れ。即ち海に入りまして、洗ぎたまふに、髮自ら分れぬ。皇后便ち分髮を結たまひて髻に爲たまふ。因りて以て羣臣に謂ひて曰く。「夫れ師を興し衆を動かすは、國の大事なり。安危成敗は斯に在り。今征伐所有り、事を以て群臣に付く。若し事成らずば、罪羣臣に有らむ。是れ甚傷きことなり。吾婦女にして加以不肖し。然れば暫く、男貌を假りて、強に雄き略を起し。上は神祇の靈を蒙ふり。下は群臣の助に藉り、兵甲を振して嶮浪を度り、艫船を整へ、以て財土を求めむ。若し事就らば、羣臣共に功有り、事就らずば吾獨り罪有り。既に此の意有れば、其れ共に議らへ。羣」4オ臣皆曰く。「皇后天下の爲に、宗廟社稷を安くせむ所以を計りたまふ。且罪、臣下に及ぼしたまはじと。頓首み詔を奉れり。秋九月庚午朔己卯〔○十日〕。諸國に令せて船舶を集へ、兵甲を練ふ。時に軍卒集ひ難し。皇后の

曰はく。必ず神の心ならむとのたまひて、則ち大三輪ノ社を立てゝ以て刀矛を奉りたまふ。軍衆自ら聚ふ。是に於て吾瓮海人烏摩呂を使はし、西海に出でゝ、國ありやと察せたまふ。還りて曰さく。國も見へず。又磯鹿海人名草を遣はして視せしむ。日を數て還りて曰さく。西北のかたに山あり。帶雲横に絚れり。蓋し國有るか。爰に吉日をトへて臨發むとするに日有り。時に皇后親ら斧鉞を執りたまひ、三軍に令して曰はく。」4ウ金鼓節なく、旌旗錯亂れば、士卒整はじ。財を貪りて多欲、私を懷きて內に顧せば、必ず敵の爲に虜れなむ。其れ敵少くとも勿輕りそ。敵强くとも無屈ぢそ。即ち姧し暴かば勿聽しそ。自ら服はむをば勿殺しそ。遂に戰勝ば必ず賞あらむ。背走らば自ら罪あらむ。既にして神誨ること有りて曰く。和魂は玉身に服ひて壽命を守り、荒魂は先鋒と爲て師船を導かむ。(和魂、此をニギミタマと云ふ。荒魂、此をアラミタマと云ふ。)即ち神の敎を得て拜禮たまふ。因りて依網吾彥男垂見を以て祭神主と爲たまふ。時に適皇后の開胎に當れり。皇后則ち石を取し、腰に插みて祈ひて曰はく。事竟へて還へらむ日に、茲土に産ましめたまへ。其の石」5オ今伊都縣の道邊に在り。既にして則ち荒魂を撝ぎて軍の先鋒爲し、和魂を請ぎて王船の鎭と爲たまふ。冬十月己亥朔辛丑(〇三日)。和珥ノ津より發ちたまふ。時に飛廉風を起し、陽侯浪を擧げ、海中の大魚、悉く浮かびて船を挾む。則ち大風順に吹き、帆船波の隨、艣楫を勞まさずして、便ち新羅に到りたまふ。時に隨船潮浪、遠く國ノ中に逮ぬ。即ち知りぬ、天神地祇、悉に助けたまふか。新羅王、是に於て、戰戰栗栗、厝レ身無レ所に、則ち諸人を集へて曰く。新羅の國を建しよ

り以來、未だ嘗て海水の國に凌るを聞かず。若し天運盡きて、國海と爲るか。是の言未だ訖らざる間に、船師海に滿み、旌旗」5日に耀き、鼓吹聲を起し、山川悉に振ふ。新羅王遙に望みて以爲らく。非常の兵、己が國を滅さむ、讋ぢて、志失ひぬ。乃今醒めて曰く。吾聞く、東に神國有り、日本と謂ふ。亦聖王ます、天皇と謂ふ。必ず其の國の神兵ならむ。豈兵を擧げて以て距ぐべけむやといひて、即ち素旆あげて、自服ひぬ。素き組もて面縛はる。圖籍を封めて王船の前に降りて、因りて以て叩頭て曰く。今より以後、長く、乾坤の與、伏ひて飼部ひ爲らむ。其れ船柂を乾さずして、春秋馬梳及び馬鞭を獻らむ。復海の遠きを煩かずて、年毎に男女の調を貢らむ。則ち重ねて誓ひて曰く。東よりいづる日更に西より出で、且阿利那」6禮河の返りて以て逆に流れ、及び河の石の昇りて星辰に爲るに非ずして、殊に春秋の朝を闕ぎ、怠りて、梳鞭の貢を廢めば、天神地祇共に討へたまへとまをす。時に或るひとの曰く。新羅王を誅むと欲ふ。是に於て、皇后の曰はく。初め神の教を承りて、將に金銀の國を授かりたり。又三軍に號令ちて曰く。自服はむを勿殺しそとのたまふ。今既に財の國を獲つ。亦人自降服ひぬ。殺すは不祥しとのたまひて、乃ち其の縛を解きて、飼部と爲し。遂に其の國中に入りまして、重寶の府庫を封ひたまひ、圖籍の文書を收め、即ち皇后の杖きたまへる矛を以て、新羅王の門に樹てたまひ、後葉の印と爲たまふ。故れ其の矛、今猶新羅王の門に樹てり。爰に新羅王、波沙寐錦、即ち」6微叱己知波珍干岐を以て、質と爲て、仍ち金銀彩色、及び綾羅縑絹を齎し、八十艘船に載せて、官軍に從はしむ。是を以て新羅王常に八十船の調を以て

日本國に貢る。其れ是の緣なり。是に於て、高麗、百濟二ノ國の王、新羅の圖籍を收めて、日本ノ國に降ひぬと聞きて、密に其の軍勢を伺はしむ。則ち可勝つまじきを知りて、自ら營の外に來て、叩頭て款き曰さく。今より以後、永く西蕃と稱し。朝貢ことを絕たず。故れ因て以て內官家を定む。是を三ノ韓と所謂るなり。皇后新羅より還りたまふ。十二月、戊戌朔辛亥〔〇十四日〕。譽田ノ天皇を筑紫に生みたまふ。故れ」7オ時ノ人、其の產しゝ處を號けて、宇瀰と曰ふ。〔一に云く。足仲彥ノ天皇、筑紫の橿日ノ宮に居す。是に神有り、沙麼ノ縣主の祖、內避、高國避、高松屋種に託りて、以て天皇に誨へて、曰はく。御孫尊や、若し寶の國を得まく欲さば、將に現に授けまつらむ。便ち復曰はく。琴將來て、以て皇后に進れ。則ち神の言に隨ひて、皇后琴を撫たまふ。是に於て、神、皇后に託りて、以て誨へ曰はく。今御孫ノ尊の所望す國は、譬へば鹿の角なす、無實たる國なり。其れ今御孫尊の御したまへる船、及び穴戶直、踐立が貢れる水田、及び火田を幣と爲て、能く我を祭はゞ、則ち美女の睩如して、金銀多に眼炎く國を以て御孫尊に授けむ。時に天皇神に對ひ曰はく。其れ神と雖ども何ぞ謾語たまはむ。何處にか將に國有らむ。且朕が乘れる船を、既に神に奉らば、朕れ曷れの船に乘らむ。然て未だ誰れの神とも知らず、願ば其の名を知らまく欲りすとのたまふ。時に神其の名を稱し曰はく。表筒雄、中筒雄、底筒雄、如是三ノ神の名を稱りまして、且重て曰く。吾が名は向匱、男聞襲大歷、五御魂、速狹騰尊なり。時に天皇、皇后に謂て曰く。聞惡事言ひ坐す婦人なるかも。何ぞ速狹騰と言すゐ。是に於て神、天皇に謂りて曰く。汝

王如是信けたまはずば、必ず其の國を得たまはじ。唯だ」今皇后の懷姙せる子、蓋し獲たまはむ。是の夜天皇、忽に病發り以て崩りましぬ。然る後、皇后、神の教の隨に祭ひたまひ、則ち皇后男の束裝と爲りて、新羅を征ちたまふ。時に神之を導く。是に由りて、隨船浪の遠く新羅の國中に及ちぬ。是に於て新羅王、宇流助富利智干、參迎へ跪き、王船を取へて、即ち叩頭て曰く。臣今より以後、日本ノ國に所居す、神の御子に內官家と爲て、朝貢らむこと絕ること無けむ。一に云く。新羅王を虜獲て、海邊に詣り、王の臏肋を拔き、石の上に匍匐はしむ。俄にして之を斬りて、沙中に埋む。則ち一人を留め、新羅の宰と爲て還りたまふ。然る後、新羅王の妻、夫の屍を埋めし地を知らず。獨り宰を誘る情あり、乃ち宰に誂へて曰はく。汝當に王の屍を埋めし處を識らせば、必ず篤く報いてむ。且吾は汝が妻たらむ。是に於て、宰誘言を信け、密に屍を埋めし處を告ぐ。則ち王の妻、國人と共に謀り、宰を殺し、更に王の屍を出して、他處に葬る。時に宰の屍を取りて王の墓の土の底に埋め、以て王の櫬を擧げて、其の上に窆ゑて曰く。尊き卑き次第、固より當に如此べし。是に於て、天皇聞しめして、重く發震忿まして、大に軍衆を起し、頓に新羅を滅さむと欲す。是を以て軍船海に滿ちて詣る。是の時新羅ノ國人悉に懼れて不知所如、則ち相集ひて共に議りて王の妻を殺して以て、罪を謝ひにき。」是に於て、軍に從ふ神、表筒ノ男、中筒ノ男、底筒ノ男三神、皇后に誨へて曰はく。我が荒魂は穴門の山田ノ邑に祭はしめよ。時に穴門ノ直の祖、踐立、津守ノ連の祖、田裳見ノ宿禰、皇后に啓して曰く。神の居さまく欲す地を、必ず宜しく定め奉るべし。則ち

蹕立を以て、荒魂を祭る主と爲たまふ。仍て祠を穴門の山田ノ邑に立つ。爰に新羅を伐たまふの明年の春二月、皇后、群卿及び百寮を領ゐて、穴門の豊浦ノ宮に移りたまふ。即ち天皇の喪を收めて、海路より以て、京に向でます。時に麛坂ノ王、忍熊ノ王、天皇崩りたまひ、亦皇后西を征ち、并に皇子新に生れましぬと聞きて、密に」8ウ 謀りて曰く。今皇后、子まします、群臣皆從へり。必ず共に議りて幼主を立てむ。吾等何ぞ兄を以て弟に從むや。乃ち詳りて天皇の爲に陵を作るまねして、播磨に詣りて、山陵を赤石に興つ。仍りて船を編りて淡路ノ嶋に絚して、其の嶋の石を運びて造る。則ち人每に兵を取らしめて、皇后を待つ。是に於て、犬上ノ君の祖、倉見別と、吉師の祖、五十狹茅宿禰と共に麛坂ノ王に隸きぬ。因りて以て將軍と爲して東ノ國の兵を興さしむ。時に麛坂王、忍熊王、共に菟餓野に出でて、祈狩して曰く。（祈狩、此をウケヒガリと云ふ）若し事を成すこと有らば、必ず良き獸を獲む。二の王各假庪に居す。赤猪忽に」9オ 出て假庪に登りて麛坂ノ王を咋ひて殺しつ。軍士悉慄づ。忍熊ノ王、倉見別に謂ひて曰く。是の事大恠なり。此に於て敵を待つべからず。則ち軍を引きて、更に返りて住吉に屯はむ。時に皇后、忍熊ノ王師を起して以て待つと聞し、武内ノ宿祢に命して皇子を懷きて、横に南ノ海に出で紀伊の水門に泊まらしめ、皇后の船は直に難波を指したまふ。時に皇后の船、海中を廻りて以て進むこと能はず。更に務古の水門に還りまして、卜ふ。是に於て天照大神、誨之曰く。我が荒魂は皇居に近くべからず。當に御心廣田國に居すべし。即ち山背根子の女、葉山媛を以て祭はしむ。」9ウ 亦稚日女尊誨之曰く。吾れ活田の長峽國に居むと欲りす。

因て海上五十狹茅を以て祭はしむ。亦事代主神誨之曰く。吾を御心長田國に祠れ。則ち葉山媛の弟、長媛を以て祭はしむ。亦表筒男、中筒男、底筒男、三神誨之曰く。吾が和魂は宜しく大津の渟中倉の長峽に居しむべし。便ち因りて往來の船を看む。是に於て神の教の隨に以て鎭坐しむ。則ち平に海を度る事を得たまひき。忍熊王、復軍を引きて退き、菟道に到りて軍ちす。皇后南のかた、紀伊國に詣りまして、太子に日高に會ひたまひぬ。議を以て羣臣に及ぼし、遂に忍熊王を攻めまく欲りし、更に小竹宮に遷りたまふ。(小竹、「10」此をシヌと云ふ) 是の時に適りて、晝暗きこと夜の如くて、已に多の日を經ぬ。時人、常夜行くと曰ふ。皇后、紀直の祖、豐耳に問ひて曰はく。是の怪何の由ぞ。時に一の老父有りて曰く。傳聞く、如是怪をば、阿豆那比の罪と謂す。問ふ何の謂ぞ。對へて曰さく。二の社の祝者共に合せ葬るか。因りて以て、巷里に推問しむ。一の人有りて曰はく。小竹祝と天野祝と共に善しき友たり。小竹祝逢病て死にぬ。天野祝血泣て曰く。吾生りしときに交友爲りき。何ぞ死して穴を同じくすること無からむや。則ち屍の側に伏して、自死りぬ。仍りて合葬む。蓋し是なるむ。乃ち墓を開きて視るに實なり。故れ更に棺「10」櫬を改め、各處を異にして以て埋む。則ち日暉炳りて日夜別有り。三月、丙申朔庚子「〇五日」武內宿祢、和珥臣の祖武振熊に命して、數萬の衆を率ゐて、忍熊王を擊たしむ。爰に武內宿祢等、精兵を選りて、山背より出て、菟道に至りて、以て河の北に屯む。忍熊王營を出でゝ戰はむと欲す。時に熊之凝といふ者有りて、忍熊王の軍の先鋒爲り。(熊之凝者、葛野城首の祖なり。一に云く、多呉吉

師の遠祖なり。」則ち己が衆を勸めむと欲りし、因て以て高唱く歌曰く。

をちかたの、あらゝ松原、松原に、渡り行きて、槻弓に、まり」11オ 矢を副へ、貴人は、貴人どちや、いとこはも、いとこどち、いざ會はな、我は、」たまきはる、内の朝臣が、腹内は、砂石あれや、いざ會はな、我は、

時に武内ノ宿祢、三軍に令して、悉に椎結せしむ。因りて以て號令て曰く。各儲弦を髻の中に藏し、且木刀を佩け。既にして、皇后の命を擧げて、忍熊ノ王を誘りて曰く。吾は天ノ下を貪ず。唯幼王を懷きて、君王に從ふ。豈に距ぎ戰ふこと有らむや。願はくは、共に弦を絕ち、兵を捨てゝ、與に連和せむ。然らば則ち君王登天業して、以て席を安く、」11ウ 枕を高くして專に、萬機を制しめさしめむ。則ち顯に軍中に令して、悉く弦を斷ち、刀を解きて河水に投る。忍熊王其の誘言を信けたまひ、悉に軍衆に令して兵を解き、河水に投げて、弦を斷たしむ。爰に武内ノ宿祢、三軍に令して儲弦を出して更に張りて、以て眞刀を佩き、河を度りて進む。忍熊ノ王欺かれたるを知り、倉見別五十狹茅宿禰に謂ひて曰く。吾既に欺かれぬ。今儲の兵無し、豈に戰かふことを得べけむやといひて、兵を曳きて、稍に退く。武内ノ宿禰精兵を出して追ふ。適に逢坂に遇ひて以て破りつ。故れ其の處を號けて、逢坂と云ふ。軍衆走ぐ。狹狹浪の栗林に及きて多く斬つ。是に於て血流れて栗林に溢く。故れ是の事を惡み、」12オ 今に至りて、其の栗林の菓は御所に進らず。忍熊ノ王逃げて入る所なし。則ち五十狹茅ノ宿祢を喚びて歌之曰く。

いざあぎ、五十狹茅宿禰、たまきはる、内の朝臣が、頭槌の、痛手おはずは、にほとりの、潜せな。
則ち共に瀨田の濟に沈みて死にき。時に武內の宿禰歌之曰く。
淡海の海、瀨田の渡に、潜く鳥、目にし見えねば、憤ろしも。
是に於て、其の屍を探けども得ず。然る後數日て、菟道の河(河カ)に出でぬ。武」12ウ內ノ宿禰、亦歌曰く。
淡海の海、瀨田の渡に、潜く鳥、田上過ぎて、宇治に捕へつ。
冬十月癸亥朔甲子(〇二日)。群臣皇后を尊びて、皇太后と曰す。是の年大歲辛巳、即ち攝政元年と爲す。
二年、冬十一月丁亥朔甲午(〇八日)。天皇を河內の國、長野の陵に葬しまつる。
三年春正月丙戌朔戊子(〇三日)。譽田別皇子を立てゝ、皇太子と爲したまふ。因りて以て磐余に都る。
(是を若櫻の宮と謂ふ。)」13オ
五年、春三月癸卯朔己酉(〇七日)。新羅の王、汗禮斯伐、毛麻利叱智、富羅母智等を遣して、朝貢る。仍りて先の質、微叱許智伐旱を返すの情まします。是を以て、許智伐旱に誂へて紿きて曰く。使者、汗禮斯伐、毛麻利叱智等、臣に告げて曰く。我が王以て臣が久く還らざるに坐りて、悉に妻子を沒めて孥と爲す。冀は蹔く本土に還りて、虛實を知りて請むとまをさしむ。皇太后則ち聽したまふ。因りて以て葛城の襲津

彥を副へて遣す。共に對馬に到り、鉏海の水門に宿る。時に新羅の使者、毛麻利叱知等、竊に船及び水手を分ちて、微叱旱岐を載せて、」13ウ 新羅に逃れしむ。乃ち蒭靈を造り、微叱許智の床に置きて、詳りて病者を爲ねにして、襲津彥に告げて曰く。微叱許智忽に病みて將に死なむとす。襲津彥、人を使して、病看せしむ。即ち欺かるると知りて、新羅の使者三人を捉へ、檻の中に納めて、火を以て焚きて殺しつ。乃ち新羅に詣り、蹈鞴津に次り、草羅城を拔きて還へる。是の時の俘人等は、今桑原、佐糜、高宮、忍海、凡て四ノ邑の漢人等の始祖なり。

十三年春二月丁巳朔甲子（〇八日）。武内ノ宿祢に命して、太子に從ひて、角鹿の笥飯ノ大神を拜みまつらしむ。癸酉（〇十七日）。太子角鹿より至ります。是の」14オ 日、皇太后、太子に大殿に宴したまふ。皇太后觴を擧げて、以て太子に壽したまふ。因りて以て歌曰く。

此御酒は、吾御酒ならず、くしの神、常世にいます、岩たたす、すくな御神の、豊壽、壽ぎもとほし、神壽、壽ぎくるほし、祀り來し、御酒ぞ、淺ず飲せ、ささ。

武内ノ宿祢、太子の爲に、答し歌之曰く。

此御酒を、釀みけむ人は、そのつゞみ、臼に立てゝ、歌ひつゝ、釀みけめかも、此御酒」14ウ の、あやに、うたゝぬし、ささ。

三十九年。是年大歲己未。（魏志に云ふ。明帝景初三年六月、倭女王大夫難斗米等を遣して郡に詣り、天子

に詣りて朝獻らむことを求めしむ。太守鄧夏吏を遣して將送りて京都に詣る。

四十年（魏志に云ふ　正治九年、建忠校尉梯携等を遣して、詔書印綬を奉じて倭國に詣らしむ）

四十三年（魏志に云ふ。正始四年、倭王復た使大夫伊聲者掖耶約等八人を遣して上獻る）（○以上三年の記事は後人の加へしものならむ）

四十六年春三月乙亥朔、斯摩宿禰を卓淳國に遣したまふ。（斯麻宿禰者、何の姓の人といふことを知らず）是に於て卓淳王末錦旱岐、斯摩宿禰に告げて曰く。甲子年七月の中、百濟人久氐、彌州流、」15オ莫古の三人、我土に到りて曰く。百濟王東の方に貴國ありと聞きて、臣等を遣して其の貴國に朝でしむ。故れ道路を求めて以て斯の土に至りぬ。若し能く臣等を教へて道路を通はしめば、則ち我が王必ず深く君王を德せむ。時に久氐等に謂て曰く。本より東に貴國あるを聞けり、然れども未だ通ふこと有らねば其の道を知らず。唯だ海遠く、浪嶮し。則ち大船に乘りて、僅に通ふことを得べし。若し路津ありと雖ども、何を以て達ることを得む。是に於て久氐等曰く。然らば即ち當今通ふことを得じ。若ず更に還りて船舶を備ひて、後に通はむには。仍りて曰く。若し貴國の使人來ること有ば、必ず吾國に告げたまへ。如此といひて還る。爰に」15ウ斯摩宿禰、即ち傔人、爾波移と卓淳の人過古の二人を以て、百濟國に遣して其の王を慰勞はしむ。時に百濟の肖古王、深く歡喜びて、厚く遇ひつ。仍りて五色の綵絹各一疋、及び角の弓箭、并に鐵鋌四十枚を以て、爾波移に幣へ。便に復寶の藏を開きて、以て諸の珍異を示しめて曰く。吾國に多に是

の珍寶有り。其國に貢らむと欲へども、道路を知らず、志有りて從こと無し。然れば猶今使者に付けて、尋て貢獻らむ。是に於て爾波移事を奉けて還りて志摩ノ宿祢に告ぐ。便ち卓淳より還る。

四十七年、夏四月、百濟ノ王、久氐、弥州流、莫古をして、」16オ 朝貢らしむ。時に新羅ノ國の調ノ使、久氐と共に詣けり。是に於て、皇太后、太子譽田別ノ尊、大く歡喜びて曰く。先の王の所望しみたまひし國人今來朝り。痛しきかも、天皇に逮はざることよ。群臣皆流涕まざるはなし。仍りて二國の貢物を撿挍ふ。是に於て新羅の貢物は珍異甚多なり。百濟の貢物は少く賤しくて良からず。便ち久氐等に問て曰く。百濟の貢物は新羅に及ばざるは奈之何。對へて曰く。臣等道を失ひ、沙比に至る。則ち新羅の人臣等を捕へて囹圄に禁む。三月を經て殺さむと欲す。時に久氐等、天を向ぎて呪詛ふ。新羅人其の呪詛ふことを怖れ」16ウ て殺さず。則ち我が貢物を奪ひて、因りて以て己が國の貢物と爲し。新羅の賤物を以て相易へて臣が國の貢物と爲して臣等に謂ひて曰く。若し此の辭を誤たむには、還らむ日に及びて、當に汝等を殺すべしといふ。故れ、久氐等恐怖て從ふのみ、是を以て僅に天朝に達ることを得つ。時に皇太后、譽田別ノ尊、新羅の使者を責めたまふ。因りて以て天ノ神に祈みて曰はく。當に誰人を百濟に遣して、事の虚實を撿さむ。當に誰人を新羅に遣して其の罪を推問しめむ。便ち天ノ神誨之曰く。武内ノ宿祢をして議を行はしめよ。因りて千熊長彦を以て使者と爲さば、當に願ふ所の如くすべし。（千熊長彦は分明に其姓を知らざる人なり）（一に云く。千熊長彦は、武藏ノ國人なり。今の是れ額田」17オ 部ノ槻本ノ首等の始祖なり。百濟記に云く。職麻那那加比跪者、蓋是れか）是に於

て千熊長彦を新羅に遣して、責に百濟の獻物を濫しつといふを以てす。

四十九年春三月荒田別、鹿我別を以て、將軍と爲し、則ち久氐等と共に兵を勒へて度り、卓淳に至る。因りて新羅を襲はむとす。時に或の曰く、兵衆少し、新羅を破るべからず。更に後沙白蓋盧を奉上りて、軍士を增さむと請ふ。即ち木羅斤資、沙沙奴跪に命せて（是の二人、其の姓を知らざる人なり。但木羅斤資は百濟の將なり）精兵を領て、沙白蓋盧と共に遣しつ。但卓淳に集ひて、新羅を擊ちて破りつ。因りて以て比自17㶱、南の加羅、㖨の國、安羅、多羅、卓淳、加羅の七國を平定む。仍りて兵を移し西に廻りて、古奚津に至り、南蠻、忱彌多禮を屠り、以て百濟に賜ふ。是に於て其の王、肖古及び王子、貴須亦軍を領て、來會ふ。時に比利、辟中、布彌支、半古の四の邑、自然降服ひぬ。是を以て百濟の王父子、及び荒田別、木羅斤資等、共に意流村に會ひぬ。（今、州流須祇と云ふ。）相見て欣感ぶ、禮を厚くして送り遣はす。唯だ千熊長彦は百濟王と百濟の國にて辟支山に登りて盟ふ。復古沙山に登りて共に磐石の上に居れり。時に百濟王盟ひて曰はく。若し草を敷きて坐と爲ば、恐は18火に燒れむ。且木を取りて坐と爲ば、恐は水の爲に流されむ。故れ磐石に居りて盟ふことは長く遠く朽ぢじといふを示すなり。是を以て今より以後、千秋萬歳、絶ゆること無く、窮まること無く、常に西蕃と稱つゝ、春秋に朝貢む。則ち千熊長彦を將ゐて都下に至りて厚く禮遇を加へ、亦久氐等を副へて送く。

五十年春二月荒田別等還りぬ。夏五月、千熊長彦、久氐等百濟より至る。是に於て皇太后、歡びて久氐に

問ひて曰はく。海の西の諸の韓を、既に汝が國に賜ひつ。今何事ありてか以て頻りに復來る。久氏等奏して曰く。天朝の鴻澤、遠く弊邑に及ぶ。吾が王歡喜び、踊躍りて、」18ウ心に任へず。故れ還る使に因りて、以て至誠を致す。萬世に逮ぶ雖も、何れの年か朝へまつらざらむ。皇太后勅して云はく。善哉、汝が言。是れ朕が懷ことなり。多沙ノ城を增し賜ひて、往還路の驛と爲す。

五十一年、春三月百濟王亦久氏を遣して朝貢る。是に於て皇太后、太子及び武內ノ宿禰に語り曰く。朕が交親する所の百濟ノ國は、是れ天より致るなり。人に由りての故にあらず。玩好珍物先より未だ有らざる所、歲時を闕かず。常に來て貢獻る。朕れ此の款を省るに每に用て喜ぶ。朕が存らむ時の如く、敦く恩惠を加へよ。即年千熊長彥を以て久氏等に副へて」19オ百濟國に遣したまふ。因て以て大恩を垂れて曰く。朕れ神の驗したまへるに從ひて始めて道路を開き海の西を平定めて、以て百濟に賜ひき。今復厚く好を結びて、永く寵賞たまふ。是の時百濟ノ王父子、並に顙致地て啓曰く。貴き國の鴻恩は天地よりも重し。何れの日か何れの時か敢て忘るゝこと有らむや。聖ノ王上に在て、明なること日月の如し。今臣下に在りて、固きこと山岳の如し。永く西ノ蕃と爲りて、終に貳心無けむ。

五十二年秋九月丁卯朔丙子「○十日」。久氏等、千熊長彥に從ひて、詣けり。則ち七枝刀一口、七子鏡一面、及び種種の重寶を獻る。仍りて啓曰く。臣が國の以西に水源有り。谷那の鐵」19ウ山より出づ。其の邈きことと七日行きて及ばず。常に是の水を飲みて便ち是の山の鐵を取り、以て永く聖ノ朝に奉らむ。乃ち孫、枕

流王に謂ひて曰く。今我が通ふ海の東の貴き國は、是れ天の啓ふ所なり。是を以て天恩を垂れて、海の西を割きて我に賜へり。是に由りて、國の基永へに固し。汝當に善く和好を脩めて、土物を聚斂め、奉貢つること絶たずば、死すと雖、何の恨かあらむ。是より後に、年ごとに相續ぎて朝貢れ。

五十五年、百濟肖古王薨ぬ。

五十六年、百濟王子、貴須立ちて王と爲る。

六十二年、新羅朝ず。即年、襲津彦を遣して新羅を撃たしむ。（百濟」20ォ記に云く。壬午ノ年、新羅、貴國に奉らず。貴國沙至比跪を遣して討たしむ。新羅人をして美女二人を莊飾て、津に迎へ誘る。沙至比跪、其の美女を受けて、反りて加羅國を伐つ。加羅國の王己本旱岐及び兒百久至、阿首至、國〔〇闕カ〕沙利、伊羅麻酒、爾汶至等、其の人民を將て百濟に來奔く。百濟厚く遇ふ。加羅國王の妹、既殿至、大倭に向て啓云く。天皇、沙至比跪を遣して、以て新羅を討たしむ。而を新羅の美女を納れて、捨てゝ討たず。反りて我が國を滅ぼす。兄弟人民、皆爲流沈ぬ。憂思に不任びず。故れ以て來り啓す。天皇大に怒りて、即ち木羅斤資を遣して、兵衆を領ゐて來り、加羅に集ひて、其の社稷を復したまふ。一に云く。沙至比跪、天皇の怒を知りて、敢て公に還らずて、乃ち自ら竄伏る。其の妹、皇宮に幸るあり。比跪密に使人を遣して、天皇の怒解けぬや不やを問はしむ。妹乃ち夢に託けて言く。今夜夢に沙至比跪を見き。天皇大く怒りて云く。比跪何ぞ敢て來らむ。皇言を以て報す。比跪免れざるを知り、石穴に入りて死す。）

六十四年百濟國の貴須王薨せぬ。王子、枕流王、立ちて」20ゥ 王と爲る。

六十五年、百濟の枕流王薨せぬ。王子阿花年少くて、叔父、辰斯、奪ひ立て王と爲る。

六十九年夏四月辛酉朔丁丑（〇十七日）。皇太后、稚櫻宮に崩りましぬ。（時に年一百歳）冬十月、戊午朔壬申（〇十五日）。狭城の盾列陵に葬る。是の日、追て皇太后を尊びて、氣長足姫尊と曰す。是年也。大」21オ 歳己丑。」21ゥ

日本書紀卷第九　終

日本書紀卷第十

譽田天皇　應神天皇

譽田天皇は、足仲彦天皇の第四子なり。母を氣長足姫尊と曰す。天皇、皇后の新羅を討ちたまひし年。歳次庚辰の冬十二月を以て、筑紫の蚊田に生れたまへり。幼くて聰達いまし、玄に監すこと深く遠し。動容進止聖表異きこと有り。皇太后の攝政たまふ三年に、立ちて皇太子と爲りたまふ。（時に年三）初め天皇孕まれましゝ、天神地祇、三韓を授けたまへり。既に產れましゝとき、宍腕の上に生ひたり。其の形鞆の如し。是れ皇太后の雄しき裝を爲して鞆を負きたまへるに肖えたまへり。（肖、此をアエと云ふ）故れ其の名を稱へて、譽田天皇と謂す。（上古時俗、鞆を號ひてホムダと謂ふ。一に云く。初め天皇太子と爲りて越國に行して、角鹿の笥飯大神を拜み祭りたまふ。時に大神太子と名相易へたまふ。故れ大神の號を去來紗別神と曰し、太子をば譽田別尊と名づく）攝政六十九年夏四月皇太后崩りましぬ。（時に年百歲）。

元年春正月丁亥朔、皇太子即位す。是の年、太歲庚寅。

二年春三月、庚辰朔壬午（○三日）仲姫を立てゝ皇后と爲したまふ。后、荒田皇女、大鷦鷯天皇、根鳥皇子を生ませたまふ。是より先に、天皇皇后の姉高城入姫を以て妃と爲したまひ、額田大中彦皇子、

大山守ノ皇子、去來眞稚ノ皇子、大原ノ皇女、澇田ノ(〇澇來田カ)皇女を生ませたまふ。又の妃、皇后の弟弟姫、阿位ノ皇女、淡路ノ御原ノ皇女、紀之菟野ノ皇女を生ませたまふ。次の妃、和珥ノ臣の祖、日觸使主の女、宮主宅媛、菟道稚郎子ノ皇子、矢田ノ皇女、雌鳥ノ皇女を生ませたまふ。次の妃、宅媛の弟、小甂媛(小甂、此をヲナベと云ふ)菟道ノ稚郎姫ノ皇女を生ませたまふ。次の妃、河派仲ッ彦の女、弟媛、稚野毛二ノ派ノ皇子を生ませたまふ。(派、此をマタと云ふ)次の妃、櫻井田部ノ連、男鉏の妹、糸媛、隼総別ノ皇子を生ませたまふ。次の妃、日向ノ泉長媛、大葉枝ノ皇子、小葉枝ノ皇子を生ませたまふ。凡て是の天皇の男女、并せて二十王なり。根取ノ皇子は、是れ大田君の始祖なり。大山守ノ皇子は、是れ土形ノ君、榛原ノ君、凡て二族の始祖なり。去來ノ眞稚ノ皇子は、是れ深河別の始祖なり。

三年冬十月辛未朔癸酉(〇三日)。東の蝦夷悉く朝貢る。即ち蝦夷を役ひて、厩坂の道を作らしむ。十一月、處處の海人、訕哤きて」。命に從はず。(訕哤、此をサバメクと云ふ。)則ち阿曇連の祖、大濱ノ宿禰を遣して、其の訕哤を平めしむ。因りて海人の宰と爲す。故れ俗人諺に佐麼阿摩と曰ふは其れ是の緣なり。是の歳、百濟の辰斯王、貴國天皇に禮なし。故れ紀ノ角ノ宿禰、羽田ノ矢代ノ宿禰、石川ノ宿禰、木菟ノ宿禰を遣して、其の禮なき狀を嘖讓しむ。是に由りて、百濟ノ國辰斯王を殺して以て謝ひき。紀ノ角宿禰等、便ち阿花を立てゝ王と爲して歸れり。

五年秋八月庚寅朔壬寅(〇十三日)。諸國に令ちて、海人及び山守部を定む。冬十月伊豆ノ國に科せて船を造

らしむ。長さ十丈、船既に成りぬ。」試に海に浮ぶ。便ち輕く泛きて疾く行くこと馳するが如し。故れ其の船を名づけて枯野と曰ふ。

六年春二月天皇近江ノ國に幸し、菟道野の上に至りて、歌之曰く。

ちばの、葛野を見れば、もゝちだる、家庭も見ゆ、國の秀も見ゆ。

七年秋九月高麗人、百濟人、任那人、新羅人並に來朝り。時に武内ノ宿禰に命して、諸の韓人等を領ゐて池を作らしむ。因りて以て池を名けて韓人ノ池と號ふ。」

八年春三月百濟人來朝り。（百濟記に云く。阿花王立ちて、貴國に禮なし。故れ我が枕彌多禮、及び峴南、支侵、谷那、東韓の地を奪ふ。是を以て王子直支を天朝に遣して以て先王の好を脩む。）

九年夏四月武内ノ宿禰を筑紫に遣して、以て百姓を監察しむ。時に武内ノ宿禰の弟、甘美内宿禰、兄を廢てて即ち天皇に讒言さく。「武内ノ宿禰、常に天ノ下を望ふ情あり。今聞く、筑紫に在りて密に謀りて曰く。獨り筑紫を裂きて三ツノ韓を招き己に朝はしめ、遂に天ノ下を有たむとす。」是に於て天皇則ち使を遣して、以て武内ノ宿禰を殺さしめむとす。時に武内ノ宿禰歎きて曰く。「吾貳心なし、忠を以て君に事へまつる。今何の禍ぞも、罪無くて死なむや。」是に於て、壹伎直の祖、眞根子といふ者有り。其の人と爲り能く武内ノ宿禰の形に似り。獨り武内ノ宿禰の罪無くて空しく死なむことを惜みて、便ち武内ノ宿禰に語りて曰く。「今大臣忠を以て君に事ふ。既に黑心なきは天ノ下共に知れり。願はくは密に避けて、朝に參赴きて、親ら罪

なきを辨めて、後に死すとも晩からじ。且時ノ人毎に云く。僕形大臣に似り。故れ今我れ大臣に代りて死にて以て大臣の丹心を明めたまへといひて、則ち劔に伏りて自死にぬ。時に武内ノ宿禰獨り大く悲み、竊に筑紫を避けて、浮海して、以て南海より廻り、紀の水門に泊り、僅に朝に逮ることを得たり。乃ち罪なきを辨す。天[4]皇即ち武内ノ宿禰と甘美内ノ宿禰とを推問ふ。是に於て二人各堅く執りて爭ふ。是非決め難し。天皇勅りして神祇に請して探湯せしむ。是を以て武内ノ宿禰と甘美内ノ宿禰と共に磯城川の濱に出でゝ探湯す。武内ノ宿禰勝ちぬ。便ち横刀を執りて、以て甘美内ノ宿禰を毆仆し、遂に殺さむと欲りす。天皇勅して釋さしむ。仍りて紀伊ノ直等の祖に賜ふ。

十一年冬十月劔池、輕池、鹿垣池、厩坂池を作る。是歳人有りて奏之曰く。日向ノ國に孃子有り。名は髮長媛、即ち諸[5]縣君牛諸井の女なり。是れ國色之秀たり。天皇悦びたまひて、心の裏に覓さむと欲す。

十三年春三月天皇專使を遣して以て髮長媛を徴さしむ。秋九月中、髮長媛日向より至けり。便ち桑津ノ邑に安置しむ。爰に皇子大鷦鷯ノ尊、髮長媛を見るに及びて、其の形の美麗を感でゝ、常に戀情有り。是に於て天皇、大鷦鷯ノ尊の髮長媛を感ぬと知しめして、配せむと欲ほす。是を以て天皇後宮に宴きこしめすの日、始めて髮長媛を喚して、因りて以て宴の席に上坐しむ。時に大鷦鷯ノ尊を搗して、以て髮長媛を指して、乃ち歌之[5]曰く。

いざあぎ、野に蒜摘みに、蒜つみに、我が行く道に、香ぐはし、花橘、下枝等は、人皆採り、ほつ枝

は、鳥居枯らし、みつぐりの、中つ枝の、ふほごもり、あかれる孃子、率さかばえな。

是に於て、大鷦鷯尊、御歌を賜ひて、便ち髮長媛を賜ひぬと知りて、大く悅びて報歌曰く。

水たまる、依網の池に、蓴くり、延へけく知らに、堰杙築く、川また江の、菱」6 殼の、さしけく知らに、吾が心し、いや癡にして。

大鷦鷯尊、髮長媛と、既に得交て慇懃なり。獨り髮長媛に對ひて歌之曰く。

道の後、こはた孃子を、雷の如、きこえしかど、相まくらまく。

又歌之曰く。

道の後、こはた孃子、爭はず、ねしくをしぞ、愛はしみ思ふ。

(一に曰く。日向の諸縣の君牛、朝庭に仕へて、年既に老耄て、仕ふること能はず。仍ち致仕りて、本土に退き、則ち己が女、髮長媛を貢上る。始めて播磨に至る、時に天皇淡路嶋に幸して、遊獵たまふ。是に於て天皇西を望はすに、數十の麋鹿海に浮きて來り、便ち播磨の鹿子の水門に入る。」6ウ 天皇左右に謂て曰く。其れは何の麋鹿ぞ。巨海に泛きて多に來る。爰に左右共に視て奇しむ。則ち使を遣して察せしむ。使者至りて見るに皆人なり。唯角を著けたる鹿の皮を以て、衣服するのみ。問て曰く。誰人ぞや。對へて曰く。諸縣の君牛、是れ年耆いて、致仕ると雖ども、朝を忘れず。故れ己が女、髮長媛を以て貢上る。天皇悅びて、則ち喚して御船に從はしむ。是を以て、時の人、其の岸に著く處を號けて、鹿子の水門と曰ふ。凡て

水手を鹿子と曰ふは蓋し始めて是の時に起れるなり）

十四年春二月百濟ノ王、縫衣工女を貢る。眞毛津と曰ふ。是れ今の來目ノ衣縫の始祖なり。是の歲、弓月君、百濟より來歸り。因りて以て奏して曰く。臣己が國の人夫、百二十縣を領ゐて歸化。然るに新羅の人の拒に因りて皆加羅ノ國に留れり。爰に葛」7オ城ノ襲津彦を遣して弓月の人夫を加羅に召さしめたまふ。然るに三年を經るまで襲津彦來ず。

十五年秋八月、壬戌朔丁卯（〇六日）。百濟ノ王阿直岐を遣して、良馬二匹を貢る。即ち輕の坂上の廐に養ふ。因りて阿直岐を以て掌どり飼はしむ。故れ其の馬を養ひし處の號を廐坂と曰ふ。阿直岐亦能く經典を讀めり。即ち太子菟道稚郎子師としたまふ。是に於て天皇、阿直岐に問ひて曰く。如し汝に勝れる博士亦た有りや。對へて曰く。王仁といふ者有り、是れ秀れたり。時に上毛野ノ君の祖、荒田別、巫別を百」7ウ濟に遣して仍ち王仁を徵さしむ。其れ阿直岐は阿直岐ノ史の始祖なり。

十六年春二月王仁來り。則ち太子菟道ノ稚郎子、師として、諸の典籍を王仁に習ひたまふ。通達ざるはなし。故れ所謂る王仁は是れ書首等の始祖なり。是の歲、百濟の阿花王薨せぬ。天皇直支王を召して謂て曰く。汝國に返りて以て位を嗣げ。仍りて且東韓の地を賜ひて遣す。（東韓は、甘羅ノ城、高難ノ城、爾林ノ城、是なり）八月平群ノ木菟ノ宿禰、的戸田ノ宿禰を加羅に遣はす。仍りて精兵を授け、詔」8オして曰はく。襲津彦久く還りこず。必ず新羅ノ人の拒ぐに由りて滯れるならむ。汝等急に往りて、新羅を擊ち、

其の道路を披け、是に於て木菟宿禰等、精兵を進めて新羅の境に莅む。新羅ノ王慴て其の罪に服しぬ。乃ち弓月の人夫を率て襲津彦と共に來れり。

十九年冬十月戊戌朔、吉野ノ宮に幸したまふ。時に國樔人來朝けり。因りて醴酒を以て天皇に獻りて歌之曰く。

　橿の生に、横臼を作り、横臼に、釀める大御酒、美らに、聞しもち飮せ、我が父。

歌ふことに[illegible]既に訖りて、則ち口を打き以て仰きて咲ふ。今國樔土毛を獻るの日、歌ひ訖りて、即ち口を擊きて仰きて咲ふは、蓋し上古の遺れる則なり。其の國樔は、其の人と爲り甚淳朴なり。每に山の菓を取りて食ふ。亦蝦蟆を煮て上味と爲す。名けて毛瀰と曰ふ。其の土は京より東南の山を隔てゝ、吉野の河上に居り、峯嶮しく、谷深く、道路狹く巘し。故れ京より遠からずと雖ども、本より朝來ること希なり。然れども此より後、屢參赴て、以て土毛を獻る。其の土毛は栗菌、及び年魚の類なり。

二十年秋九月倭の漢ノ直の祖、阿知使主、其の子、都加ノ使主、並に己が黨類十七縣を率て來歸り。

二十二年春三月甲申朔戊子(○五日)。天皇難波に幸して大隅ノ宮に居します。丁酉高臺に登りて遠望たまふ。時に妃兄媛侍り、西を望みて以て大に歎す。(兄媛は、吉備ノ臣の祖、御友別の妹なり)是に於て、天皇兄媛に問ひて曰く。何とかも、爾が歎くことの甚き。對へて曰く。近日、妾父母を戀ふの情はべり。便ち西を望むに因りて自歎きぬ。冀は暫還りまかりて、親を省ふことを得てしか。爰に天皇兄媛の溫凊に篤きの

情を愛でたまひ。則ち謂りて曰く。爾二親を視ずて既に多年を經たり。還りて定省はむと欲ふこと、理に於て灼然なりと。則ち聽したまふ。仍りて 9ノ 淡路の御原の海人八十人を喚して、水手と爲て、吉備に送はす。夏四月兄媛、大津より發船して往く。天皇高臺に居して、兄媛の船を望はして、以て歌曰く。

淡路島、いや二並び、小豆島、いや二並び、よろしき島島、たかたされ、あらちし、吉備なる妹を、相見つるもの。

秋九月辛巳朔丙戌（〇六日）。天皇淡路ノ嶋に狩したまふ。是の嶋は海に横りて、難波の西に在り。峯巖紛錯しく、陵谷相續き、芳草薈蔚、長瀾潺湲る。亦麋鹿鳧鴈、10オ 多に其の嶋に在り。故れ乘輿屢遊びたまふ。天皇便に淡路より、轉りて以て吉備に幸して、小豆嶋に遊びたまふ。庚寅（〇十一日）亦葉田（葉田、此をハダと云ふ）の葦守宮に移居す。時に御友別參赴り。則ち其の兄弟子孫を以て膳夫と爲て、奉饗しむ。天皇、是に於て御友別が謹惶り、侍奉るの狀を看はして、悅びたまふ情有り。因りて以て吉備ノ國を割きて、其の子等に封さす。則ち川嶋ノ縣を分ちて、長子稻速別に封さしたまふ。是れ下ッ道ノ臣の始祖なり。次に上道ノ縣を以て中子仲彦に封さしたまふ。是れ上道ノ臣、香屋ノ臣の始祖なり。次に三野ノ縣を以て弟彦に封さしたまふ。是れ三野ノ臣の始 10ウ 祖なり。復波區藝ノ縣を以て御友別の弟鴨別に封さしたまふ。是れ笠ノ臣の始祖なり。即ち苑ノ縣を以て兄浦凝別に封さしたまふ。是れ苑ノ直の始祖なり。即ち織部縣を以て兄媛に賜ふ。是を以て其の子孫今に吉備ノ國に在り。是れ其の縁なり。

二十五年、百濟の直支王薨りぬ。即ち子久爾辛立ちて王と爲る。王年幼して大倭の木滿致、國の政を執る。王の母と相婬けて、多に無禮す。天皇聞しめして召したまふ。（百濟記に云く、木滿致は、是れ木羅斤資新羅を討ちし時に其の國の婦を娶りて生めるなり。其の父の功を以て、任那に專なり。來りて我國に入る。貴國に往還ひ制を天朝に承はりて、我が國の政を執る。權重世に當れり。然るに天皇L11其の暴きを聞しめして召したまふ）

二十八年秋九月高麗王使を遣して朝貢る。因りて以て表を上れり。其の表に曰く。高麗ノ王日本ノ國に教ふ。時に太子菟道稚郎子其の表を讀みて怒りて、高麗の使を責むるに、表狀の無禮を以てす。則ち其の表を破つ。

三十一年秋八月群卿に詔して曰く。官船の名枯野は、伊豆ノ國より貢れる船なり。是れ朽ちて用るに堪へず。然ども久く官用と爲りて功忘るべからず。何で其の船の名を絶ずして、後の葉に傳ることを得む。群卿L11便ち詔を被りて、以て有司に令せて其の船の材を取りて薪と爲して鹽を燒かしむ。是に於て五百籠の鹽を得つ。則ち施して周く諸國に賜ふ。因りて船を造らしむ。是を以て諸國一時に、五百の船を貢上る。悉く武庫の水門に集へしむ。是の時に當りて、新羅の調使、共に武庫に宿る。爰に新羅の停に於て忽に失火て、即ち引びて聚船に及びて多の船焚かれぬ。是に由りて新羅人を責む。新羅王聞きて讋然て大く驚きて、乃ち能匠者を貢る。是れ猪名部等の始祖なり。初め枯野の船を鹽の薪に爲して燒きし日、

餘燼あり。則ち其の燼えざるを奇みて獻る。天皇異しみたまひ、以て琴に作らしめたまふ。其の音鏗鏘」12オにして遠く聆ゆ。是の時、天皇歌之曰く。

枯野を、鹽に燒き、其が餘、琴に作り、搔き彈くや、由良の門の、門中の、海岩に、振立つ、浸漬の木の、さやさや。

三十七年春二月戊午朔、阿知ノ使主、都加ノ使主を吳に遣して縫工女を求めしむ。爰に阿知ノ使主等、高麗ノ國に渡りて吳に達らむと欲りす。則ち高麗に至り、更に道路を知らず。道を知れる者を高麗に乞ふ。高麗ノ王乃ち久禮波、久禮志、二人を副へて導者と爲す。」12ウ 是に由りて、吳に通ることを得たり。吳王是に於て工女、兄媛、弟媛、吳織、穴織、四婦女を與へぬ。

三十九年春二月、百濟直支王、其の妹新齊都媛を遣はして以て仕へしむ。爰に新齊都媛、七婦女を率て、來歸り。

四十年春正月辛丑朔戊申〔〇八日〕。天皇大山守ノ命、大鷦鷯ノ尊を召して問ひて曰く。汝等は子を愛しむや。對へて曰さく。甚愛し。亦問ひたまはく。長と少とは孰れか尤しき。大山守ノ命對へて言さく。長子に逮じ。是に於て、天皇悅びたまはぬ色有り。時に大鷦鷯ノ尊、預め」13オ 天皇の色を察て對へ言さく。長者は多に寒暑を經て、既に成人と爲りたり。更に悒なし。唯だ少子は未だ其の成不を知らず。是を以て少子は甚憐し。天皇、大に悅びたまひて曰はく。汝が言寔に朕が心に合へり。是の時に

天皇、常に菟道ノ稚郎子を立てゝ太子と爲したまはむとの情まします。然れども二皇子の意を和へたまはむと欲りす。故れ是の間を發したまふ。是を以て大山守ノ命の對言を悦ひたまはず。甲子（〇廿四日）菟道ノ稚郎子を立てゝ嗣と爲したまふ。即日に大山守ノ命に任して、山川林野を掌らしめたまひ、大鷦鷯ノ尊を以て太子の輔と爲して、國の事を知さしめたまふ。⌊13

四十一年春二月甲午朔戊申（〇十五日）。天皇明ノ宮に崩りましぬ。時に年一百一十歲。（一に云く。大隅ノ宮に崩りましぬ）是の月に、阿知ノ使主等、吳より筑紫に至りぬ。時に胷形ノ大神、工女等を乞はす。故れ兄媛を以て胸形ノ大神に奉る。是れ則ち今筑紫ノ國に在へる、御使君の祖なり。既にして其の三婦女を率て以て津ノ國に至りて武庫に及ぶ。天皇崩りまして、及はず。即ち大鷦鷯ノ尊に獻る。是の女人等の後は、今吳衣縫、蚊屋衣縫是なり。⌊14

日本書紀卷第十　終

日本書紀巻第十一

大鷦鷯天皇　　仁徳天皇

大鷦鷯ノ天皇は、譽田ノ天皇の第四子なり。母を仲姫ノ命と曰す。五百城入彦ノ皇子の孫なり。天皇幼くて、聰明く叡智くましまし、貌容美麗し。壯に及びて、仁寛慈惠みます。四十一年春二月、譽田ノ天皇崩りましぬ。時に太子菟道ノ稚郎子、位を大鷦鷯ノ尊に讓りまして、未帝位卽、仍りて大鷦鷯ノ尊に諮たまはく、夫れ天ノ下に君として、以萬民を治むるは、蓋ふこと天の如く、容ること地の如し。上驩べる心まして、以て百姓を使ひたまへば、百姓欣然て天ノ下安らかなり。今我は弟なり。且文獻足らず。何ぞ敢て嗣の位を繼ぎて天業に登らむとまをしたまひき。大王は風姿岐嶷にまし、仁孝たまふこと遠く聆え、齒且長けたまひ、天ノ下の君と爲りますに足れり。其れ先帝我を立てゝ太子と爲したまへるは、豈に能才有らむとならむや。唯だ愛みたまひしのみ。亦宗廟社稷を奉るは重き事なり。僕不佞して以て稱に足らず。夫れ昆は上にして、季は下、聖は君にして、愚は臣なるは、古今の常の典なり。願は王疑ひたまはず帝位しらしめせ。我は則ち臣と爲りて助けまつらまくのみとまをしたまふ。大鷦鷯ノ尊對言たまはく。先の皇の謂ひしく、皇位は一日も空くすべからず。故れ預め明德を選りて、立王爲貳、祚へし之たまふに嗣を以てし、授るに民を以す。其の寵章を崇めて國に聞えしむ。我れ不賢と雖ども、

豈に先の帝の命を棄て、輙く弟の王の願に從はむや。」と固く辭みて承けたまはずして、各相讓る。是の時額田大中彦皇子、倭の屯田及び屯倉を掌らむとして、其の屯田司、出雲臣の祖、淤宇宿禰に謂りて曰く。是の屯田は本より山守の地なり、是を以て今吾治めむと欲ふ。爾は掌るべからず。時に淤宇宿禰、皇太子に啓す。皇太子謂りて曰く。汝は便ち大鷦鷯尊に啓せ。是に於て淤宇宿禰、大鷦鷯尊に啓して曰く。臣が任れる屯田は大中彦皇子距きて治めしめず」と。大鷦鷯尊、倭直の祖麻呂に問ひて曰く。倭の屯田は元山守の地と謂ふ。是は如何。對言く。臣は知らず。唯臣が弟吾子籠知れりとまをしき。是の時に適りて、吾子籠は韓國に遣はされて未だ還らず。爰に大鷦鷯尊、淤宇に謂ひて曰はく。爾は躬ら韓國に往きて、以て吾子籠を喚せ。其れ日夜を兼て急に往れ。乃ち淡路の海人八十を差して水手と爲したまふ。爰に淤宇韓國に往りて、即ち吾子籠を率て來り。因りて倭の屯田を問ひたまふ。對言く。傳へ聞く、纒向の玉城宮に御宇しゝ天皇の世に、太子大足彦尊に科せ、倭の屯田を定めしむ。是の時に勅旨は、凡そ倭の」。屯田は御宇めす每に帝皇の屯田なり。其れ帝皇の子と雖ども御宇めすに非ずばえ掌らじ。是を山守の地と謂は非ず。時に大鷦鷯尊、吾子籠を額田大中彦皇子に遣して、状を知らしむ。大中彦皇子、更に如何ともするすべ無し。乃ち其の惡を知しめせども赦して罪せず。然る後、大山守皇子、每に先帝廢てゝ立てたまはざりしことを恨みしに、重て是の怨あり。則ち謀りて曰さく。我太子を殺して遂に帝位に登らむ。爰に大鷦鷯尊、預め其の謀を聞しめし、密に太子に告したまひ、兵を備へて守

ふしめたまふ。時に太子兵を設け待つ。大山守ノ皇子、其の兵を備へたまふを知らず、獨り數百の[3]兵士を領ゐ、夜半に發ちて行く。會明に菟道に詣り、河を渡らむとす。時に太子布袍を服たまひ、檝櫓を取りて密に度子に接り、以て大山守ノ皇子を載せて濟したまふ。河中に至りて度子に誂へて船を蹈みて傾けつ。是に於て大山守ノ皇子河に墮ちて沒み、更に浮き流れつゝ歌曰く。

ちはやびと、宇治の渡に、棹取りに、はやけむ人し、我もこに來む。

然して伏兵多に起り、岸に著く事を得ず。遂に沈みて死りぬ。其の屍を求めしむれば、考羅の濟に泛きたり。時に太子其の屍を視たまひて歌曰く。

ちはやひと、宇治の渡に、渡り[3]でに、立てる、梓弓、まゆみ、いきらむと、心は思へど、い取らむと、心は思へど、もとへは、君を思ひで、末へは、妹を思ひで、いらなけく、そこに思ひ、悲しけく、こゝに思ひ、射放ずぞ來る、梓弓、ま弓。

乃ち那羅山に葬る。既にして宮室を菟道に興りて居す。猶位を大鷦鷯ノ尊に讓るに由りて、以て久く不即皇位。爰に皇位空しく、既に三載に經りぬ。時に海人あり。鮮魚[4]の苞苴を齎て、菟道ノ宮に獻る。太子海人に令して曰く。我は天皇に非ずとのたまひて、乃ち返して、難波に進らしむ。大鷦鷯ノ尊亦返して以て菟道に獻らしむ。是に於て海人の苞苴、往還に餒れぬ。更に返りて他鮮魚を取りて獻る。讓りたまふこと前の日の如し。鮮魚亦餒れぬ。海人屢還を苦みて、乃ち鮮魚を棄てゝ哭く。故れ諺に曰く。

海人なれや、己が物から泣くとは。其れ是の縁なり。太子の曰く。我れ兄の王の志を奪ふべからざることを知れり。豈に久く生きて天ノ下を煩さむや。乃ち自ら死りたまひぬ。時に大鷦鷯ノ尊太子の薨ましぬと聞めして以て驚きて難波より馳せて菟道ノ宮に到りたまふ。爰に太子薨ましし[4]て三日に經りぬ。時に大鷦鷯ノ尊、摽擗て、叫哭きて、不知所如、乃ち髮を解き屍を跨りて、以て三たび呼びて曰く。我が弟の皇子と。乃ち時に應へて活きたまひ、自ら起きて居す。爰に大鷦鷯ノ尊太子に語りて曰く。悲きかも、惜きかも、何の所以にか自ら逝ます。若し死にたる者知あらば、先の帝我を何に謂さむ。乃ち太子、兄の王に啓して曰く。天命なり。誰か能く留めむ。若し天皇の御所に向ることあらば、具に兄王の聖にまして、且讓有ますことを奏さむ。然かも聖王我が死と聞こしめして遠路を急馳せり。豈に勞なきを得むや。乃ち同母の妹、八田ノ皇女を進りて曰く。納采ふに足らずと雖も僅に掖庭の數に充てたまへと。乃ち且棺に伏して[5]薨ましぬ。是に於て、大鷦鷯ノ尊、素服ひ、爲之發哀哭たまひて、甚く慟ひたまふ。仍りて菟道の山上に葬りたまふ。

元年春正月丁丑朔己卯(〇三日)。大鷦鷯ノ尊即天皇位。皇后を尊びて皇太后と曰ふ。難波に都したまふ。是を高津ノ宮と謂ふ。即ち宮垣室屋、堊色せず。桷梁柱楹藻飾らず。茅茨之蓋は、割齊へず。此れ私曲の故を以て耕織の時を留たまはざるなり。初め天皇生れます日、木菟産殿に入れ、明旦譽田ノ天皇、大臣武内ノ宿禰を喚して、語之曰く。是は何の瑞ぞ。大臣對て言く。吉し[5]祥たり。復昨日臣が妻産時に當りて

鷦鷯産屋に入る。是亦異しとまをす。爰に天皇曰く。今朕が子と、大臣の子と同日に共に産めり。幷に瑞あり。是れ天つ表なり。以爲に其の鳥の名を取りて各相易へて子に名つけて、後葉の契と爲さむ。則ち鷦鷯の名を取りて以て太子に名けて大鷦鷯ノ皇子と曰し。木菟の名を取りて大臣の子に號けて木菟ノ宿禰と曰す。是平群ノ臣の始祖なり。是年大歳癸酉。

二年春三月辛未朔戊寅〔〇八日〕。磐之媛命を立てゝ皇后と爲したまふ。后、大兄去來穗別天皇、住吉仲皇子、瑞齒別ノ」6オ 天皇、雄朝津間稚子ノ宿禰ノ天皇を生ませたまふ。又の妃、日向の髮長媛は、大草香ノ皇子、幡梭皇女を生ませたまふ。

四年春二月己未朔甲子〔〇六日〕。羣臣に詔して曰く。朕高臺に登りて以て遠く望くるに、烟氣域の中に起たず。以爲に百姓既に貧くて、家に炊ぐ者無きか。朕聞く。古の聖ノ王の世には、人人詠德之音を誦げて、家家康かなるかもといふ歌有り。今朕億兆に臨みて、於茲三年。頌音聆えず。炊烟轉疎なり。即ち五穀登らず、百姓窮乏からむと知りぬ。封畿之内すら尚給がざる者有り。況乎畿外諸國をや。

三月己丑」6ウ 朔己酉〔〇廿一日〕。詔して曰く。今より以後、三載に至るまで、悉く課役を除めて、百姓の苦を息しめよ。是日より始めて、黼衣鞋履、弊盡きざれば更に爲らせたまはず。溫飯煖羹、酸餧らざれば易へたまはず。心を削ぎ、志を約めて以て無爲に從事ます。是を以て宮垣崩るれども造りたまはず。茅茨壞るれども以て葺きたまはず。風雨隙に入りて衣被を沾し、星辰壞より漏りて床蓐を露は

せり。是の後風雨時に順ひて、五穀豊穣なり。三稔の間に、百姓富寛に、頌徳既に満ちて、炊烟亦繁し。

七年夏四月辛未朔、天皇臺上に居して、遠く望けたまふに、烟氣└7ォ 多に起つ。是の日皇后に語りて曰く。朕既に富めり。豈愁有らむや。皇后對へて諮く。何をか富めりと謂ふ。天皇曰く。烟氣國に満たり。百姓自ら富るか。皇后且言く。宮垣壞るれどもえ修めず。殿屋破れて衣被露るを、何か富めりと謂ふや。天皇曰く。其れ天の君を立つることは、是れ百姓の爲なり。然らば則ち君は百姓を以て本と爲す。是を以て古の聖ノ王は、一人も飢寒れば、顧みて身を責む。今百姓の貧きは則ち朕が貧なり。百姓の富は則ち朕が富なり。未だ百姓富みて君の貧しきは有らず。秋八月己巳朔丁丑(〇九日)。大兄ノ去來穂別ノ皇子の爲めに、壬生部を定め、亦皇└7ゥ 后の爲に葛城部を定めたまふ。九月、諸國悉く請して曰く。課役並び免したまひて、既に三年に經りぬ。此に因りて以て宮殿朽壞れて、府庫已に空し。今黔首富み饒ひて、遺ちたるを拾はず。是を以て里に鰥寡なし。家に餘りの儲有り。若し此の時に當りて、税調を貢め、以て宮室を修理ずば懼らくは其の罪を天に獲たまはむとまをしき。然れども猶忍びて聽したまはず。

十年冬十月、甫めて課役を科せて以て宮室を構造る。是に於て百姓の領さずして老を扶け、幼を携へて、材を運び、簀を負ひ、日夜を問はずして力を竭して爭ひ作る。是を以て幾時も經ずて宮室悉に成りぬ。故れ今に聖の└8ォ 帝と稱しき。

十一年夏四月戊寅朔甲午〔〇十七日〕。群臣に詔して曰く。今朕是の國を視れば、郊澤曠く遠くして、田圃少く乏し。且河の水横に逝れて、以て流末駃からず。聊霖雨に逢へば、海潮逆上りて、巷里船に乘る。道路亦泥あり。故れ羣臣共に視て、横に源を決りて、海に通はし。逆なる流を塞きて以て田宅を全くせよ。冬十月宮の北の郊原を掘りて南の水を引きて以て西の海に入る。因りて以て其の水を號けて堀江と曰ふ。又北の河の澇を防がむとして、以て茨田の堤を築く。是の時兩處の築有りて、乃ち壞れて塞ぎ難し。時にし8ウ 天皇夢に神ありて誨へて曰く。武藏の人、强頸、河內の人、茨田ノ連衫子、〔衫子、此をコロモノコと云ふ〕二人を以て河伯を祭はゞ、必ず塞ぐことを獲てむ。則ち二人を覓めて得たり。因て以て河の神を禱る。爰に强頸、泣悲みて水に沒りて死ぬ。乃ち其の堤成りぬ。唯だ衫子全匏兩箇を取りて塞ぎ難き水に臨みて乃ち兩箇の匏を取りて水の中に投れて請ひて曰く。河の神祟りて、吾を幣と爲むとす。是を以て今吾來れり。必ず我を得むと欲ば、是の匏を沉めてな泛ばせそ。則ち吾眞の神なりと知り、親ら水の中に入らむ。若匏をえ沈めずば、自ら僞の神と知らむ。何ぞ徒に吾身を亡さむ。是に於て飄風忽にし9オ起りて、匏を引きて水に沒む。匏浪上に轉ひつゝ沈まず。則ち潝潝汎つゝ、遠く流る。是を以て衫子死なずと雖ども、而も其の堤且成りぬ。是れ衫子の幹に因りて其の身亡びざるのみ。故れ時ノ人其の兩の處を號けて强頸の斷間、衫子の斷間と曰ふ。是の歲新羅人朝貢つれり。則ち是の役に勞ふ。

十二年秋七月辛未朔癸酉〔〇三日〕。高麗ノ國、鐵盾鐵的を貢る。八月庚子朔己酉〔〇十日〕。高麗の客

を朝に饗へたまふ。是の日群臣及び百寮を集へて、高麗の獻れる鐵の盾的を射はしむ。諸人的を得通さず。唯だ的臣の祖、盾人ノ宿禰鐵ノ的を射て通しき。時に高麗の└9ウ客等見て、其の射ることの勝巧を畏みて、共に起ちて拜朝す。明日盾人ノ宿禰を美めて名を賜ひて的戸田ノ宿禰と曰ふ。同日、小泊瀨ノ造の祖、宿禰ノ臣に、名を賜ひて賢遺（賢遺、此をサカシノコリと云ふ）臣と曰ふ。冬十月大溝を山背の栗隈ノ縣に掘りて以て田に潤く。是を以て其の百姓每に豐年。

十三年秋九月、始めて茨田の屯倉を立つ。因りて舂米部を定めたまふ。冬十月和珥ノ池を造る、是の月、橫野ノ堤を築く。

十四年冬十一月、猪甘津に橋渡す。即ち其處の號を└10オ小橋と曰ふ。是の歲大道を作りて京の中に置く。南の門より直に指して丹比邑に至る。又大溝を感玖に掘る。乃ち石河の水を引きて上ッ鈴鹿、下ッ鈴鹿、上ッ豐浦、下ッ豐浦の四處の郊原に潤け、以て墾りて四萬餘頃の田を得たり。故れ其處の百姓寬饒ひて、凶年患なし。

十六年秋七月戊寅朔、天皇宮人桑田ノ玖賀媛を以て、近習舍人等に示せて曰はく。朕是の婦女を愛まむと欲へども、皇后の妬に苦て、合すことを能ずて、多の年を經ぬ。何ぞ徒に其の盛年を棄げむやとのたまひて、即ち歌曰く。└10ウ

みなそこふ、臣の少女を、誰養はむ。

是に於て、播磨ノ國ノ造の祖、速待、獨り進みて歌曰く。

みかしほ、播磨速待、巖くだす、畏くとも、あれ養はむ。

卽日玖賀媛を以て速待に賜ふ。明日の夕、速待、玖賀媛が家に詣りぬ。而るに玖賀媛和はず。乃ち强に帷内に近づく。時に玖賀媛曰さく。妾は寡婦にして年を終へむ。何ぞ能く君が妻と爲らむや。是に天皇聞して速待が志を遂げむと欲して、玖賀媛を以て速待に副へて桑田に送り遣はしたまふ。則ち玖賀媛發病てL11道中に死りぬ。故れ今に玖賀媛の墓あり。

十七年新羅朝貢らず。秋九月、的臣の祖、砥田ノ宿禰、小泊瀨造の祖、賢遺ノ臣を遣はして闕貢之事を問はしむ。是に於て新羅人懼みて、乃ち調絹一千四百五十疋、及び種種雜物幷せて八十艘を貢獻る。

二十二年春正月、天皇皇后に語りて曰く。八田ノ皇女を納れて、妃と爲さむ。時に皇后聽たまはず。爰に天皇歌みて以て皇后に乞ひて曰はく。

貴人の、立つる言だて、儲弦、斷L11間つがむに、並べてもがも。

皇后答歌曰ふ。

衣こそ、二重も宜き、さよどこを、並べむ君は、恐きろかも。

天皇又歌曰く。

おしてる、難波の崎の、ならび濱、並べむとこそ、彼兒はありけめ。

皇后答歌曰く。

夏虫の、火虫の衣、二重着て、圍みやたりは、あによくもあらず。

天皇又歌曰く。

朝妻の、比我の小坂を、片泣に、道L12オ行く者も、偶ひてぞよき。

皇后遂に聽じと謂し、故れ默して亦答言したまはず。

三十年秋九月乙卯朔乙丑(〇十一日)。皇后紀ノ國に遊行して、熊野の岬に到りまして、即ち其處の御綱葉を取りて(葉、此をカシハと云ふ)還ります。是の日に天皇は皇后の在ざるを伺ひて、八田ノ皇女を娶りて宮の中に納れたまふ。時に皇后難波ノ濟に到りまして、天皇、八田ノ皇女を合しつと聞しめして、大く恨みたまひ、則ち其の採らせる御綱葉を海に投れて岸に著りたまはず。故れ時ノ人葉を散しゝ海の號を葉濟と曰ふ。爰に天皇、皇后の忿りてL12ウ岸に着たまはざるを知りたまはず、親ら大津に幸して皇后の船を待たしたまひて歌曰く。

難波人、鈴船執らせ、腰なづみ、其の船執らせ、大御舟執れ。

時に皇后、大津に泊たまはず、更に引きて江より泝り、山背より廻りて倭に向ます。明日天皇、舍人鳥山を遣して、皇后を還でしむ。乃ち歌之曰く。

山背に、い及鳥山、いしけしけ、吾が思ふ妻に、い及遇はむかも。

皇后還りたまはずて、猶行す。山背河に至りて歌ひて曰く。

つぎねふ、山背河を、河上り、L13オ 吾が上れば、河隈に、立榮る、百足らず、やそばの木は、大君ろかも。

即ち那羅山を越へて葛城を望けて歌ひ曰く。

つぎねふ、山背河を、宮のぼり、吾が上れば、あをによし、奈良を過ぎ、をだて、倭を過ぎ、吾が見がほし國は、葛城、高宮、吾家の邊。

更に山背に還りまして、宮室を筒城ノ岡の南に興てゝ居ます。冬十月甲申朔、的臣の祖、口持ノ臣を遣して皇后を喚したまふ。(一に云く。和珥ノL13ウ 臣の祖、口子ノ臣)。爰に口持ノ臣、筒城ノ宮に至りて、皇后に謁せども、默して答まをしたまはず。時に口持ノ臣、雪雨に沾れつゝ以て日夜を經て皇后の殿の前に伏して、避らず。是に於て口持ノ臣の妹、國依媛、皇后に仕へまつる。是の時に適りて皇后の側に侍り、其の兄の雨に沾るゝを見て流涕みて歌曰く。

山背の、筒城の宮に、物申す、吾が兄を見れば、涙ぐましも。

時に皇后國依媛に謂曰く。何ぞ爾は泣つる。對へ言く。今庭に伏して請謁すは妾が兄なり。雨に沾れつゝ避らず、猶伏して謁さむとす。是を以て泣悲とまをす。時に皇后謂りてL14オ 曰く。汝が兄に告けて、

速く還りませよ、吾は遂に返らじ。口持則ち返りて天皇に復奏しまつる。十一月甲寅朔庚申（〇七日）、天皇浮江山背に幸ます。時に桑の枝水に沿ひて流る。天皇桑の枝を覩して歌之曰く。

つぬさはふ、磐の媛が、おほろかに、きこさぬ、末桑の木、依るましじき、河の隈々、よろほひ行くかも、うら桑の木。

明日乘輿、筒城宮に詣りまして、皇后を喚したまへど、皇后參見ひたまはず。時に天皇歌曰く。

つぎねふ、山背女の、こ鍬以ち、打ちし大根、さわさわに、汝がいへせこそ、打渡す、やがはえなす、來入參來れ。

亦歌曰く。

つぎねふ、山背女の、こ鍬もち、うちし大根、根白の、白腕、まかず來ばこそ、知らずとも云はめ。

時に皇后奏さしめて言さく。陛下八田皇女を納れて、妃と爲たまふ。其の皇女に副ひて后と爲ることを欲りせじ、と遂に奉見たまはず。乃ち車駕宮に還りたまふ。天皇是に於て、皇后の大く忿れるを恨みたまへど猶戀思すこと有り。[15]

三十一年春正月癸丑朔丁卯（〇十五日）。大兄去來穗別尊を立てゝ皇太子と爲したまふ。

三十五年夏六月、皇后磐之媛命、筒城宮に薨せたまひぬ。

三十七年冬十一月甲戌朔乙酉（〇十二日）。皇后を那羅山に葬めまつる。

三十八年春正月癸酉朔戊寅〔〇六日〕。八田ノ皇女を立てゝ皇后と爲したまふ。秋七月天皇、皇后と高臺に居して避暑たまふ。時に每夜菟餓野より鹿の鳴聞ゆることあり、其の聲寥亮にして悲し。共に└15ゥ可憐之情を起したまふ。月盡に及ひて鹿の鳴聆えず。爰に天皇、皇后に語りて曰く。是夕に當りて鹿鳴かず。其は何の由ぞ。明日猪名ノ縣の佐伯部苞苴を獻る。天皇膳夫に令ちて以て問曰く。其の苞苴は何物ぞ。對言く。牡鹿なり。問ひたまはく。何處の鹿ぞ。曰く、菟餓野なり。時に天皇以爲く、是の苞苴は必ず其の鳴きし鹿なり。因りて皇后に謂て曰く。朕比懷抱ひつゝ、鹿の聲を聞きて慰りぬ。今佐伯部の獲れる鹿の、日夜及び山野を推るに、即ち鳴きし鹿に當れり。其の人朕が愛しゝことを知らずして以て適逢に獵獲たりと雖ども、猶已むことを得ずして恨有。故れ佐伯部をば、皇居に近づけむことを└16ォ欲りせじと。乃ち有司に令ちて安藝の渟田に移鄕す。此れ今の渟田の佐伯部の祖なり。俗に曰ふ。昔一ノ人有りて菟餓に往きて野中に宿れり。時に二鹿傍に臥せり。將に鷄鳴に及びて、牡鹿、牝鹿に謂ひて曰く。吾れ今夜夢らく、白霜多く降りて、吾が身を覆ふ。是れ何の祥ならむ。牝鹿答曰く。汝の出行むとき、必ず人の爲に射られて死なむ。即ち白鹽を以て、其の身に塗らむこと、霜の素が如きの應なり。時に宿れる人、心の裏に異しぶ。未だ昧爽に及ばざるに獵人有りて牡鹿を射て殺しつ。是を以て時ノ人の諺に曰く。鳴牡鹿も相夢の隨に。└16ゥ

四十年春二月、雌鳥ノ皇女を納れて妃と爲さむと欲して、隼別ノ皇子を以て媒と爲たまふ。時に隼別ノ皇子

密に親娶て、久しく復命さず。是に於て天皇夫の有りと知しめさずて、親ら雌鳥ノ皇女の殿に臨ます。時に皇女織縑たまふ。女人等歌ひて曰く。

ひさかたの、天金機、雌鳥が織る、金機、隼別の、御襲料。

爰に天皇、隼別ノ皇子の密に婚けたるを知しめして、恨みたまふ。然れども皇后の言を重り、亦干支の義を敦くして、忍びて、罪せず。俄にして隼別ノ皇子、皇女の膝を枕きて以て臥して語之曰く。L17 鷦鷯と隼とは孰捷き。曰く。隼捷し。乃ち皇子曰く。是れ吾が先つる所なり。天皇是の言を聞こしめして、更に亦恨を起したまふ。時に隼別ノ皇子の舍人等、歌曰く。

隼は、天に上り、飛び翔り、五十槻が上の、鷦鷯とらさね。

天皇是の歌を聞きて勃然大く怒りたまひて曰く。朕私の恨を以て親を失ふを欲りせざるは忍べるなり。何ぞ釁ひてか、私の事をもて社稷に及ばさむとするとのたまひて、則ち隼別ノ皇子を殺さまく欲りしたまふ。時に皇子雌鳥ノ皇女を率て伊勢ノ神宮に納らむと欲りして馳せつ。是に於て天皇、隼別ノ皇子逃走ぬと聞こしめして、即ち吉備の品遲部ノ L17 雄鯽、播磨の佐伯ノ直阿俄能胡を遣して曰く。追ひて逮む所に即ち殺せ。爰に皇后奏言く。雌鳥ノ皇女は、寔に重罪に當れり、然れども其の殺さむ日に、皇女の身を露さむことを欲りせず、乃ち因て雄鯽等に、勅すらく、皇女の賚たる足玉手玉を莫取りそ。雄鯽等追ひて菟田に至り、素珥山に迫る。時に草の中に隱れまして、僅に免るることを得、急く走りて山を越えたまふ。是に於て皇子歌曰

く。

はしだての、嶮しき山も、我妹子と、二人越ゆれば、安席かも。

爰に雄鯽等免るることを知りて、急に伊勢の蔣代野に追及て殺しき。時に雄鯽等、└18オ 皇女の玉を探り、裳の中より得つ。乃ち二王の屍を以て廬杵河の邊に埋めて復命す。皇后雄鯽等に問はしめて曰く。皇女の玉を見きや。對言く。見ず。是の歲、新嘗の月に當り、宴會の日を以て酒を內外の命婦等に賜ふ。是に於て近江ノ山の君、稚守山の妻と、采女磐坂媛との二の女の手に良き珠を纏けり。皇后其の珠を見そなはし、既に雌鳥ノ皇女の珠に似たりとおもほし、則ち疑ひたまひて、有司に命ちて、其の玉を得し由を問はしめたまふ。對言く。佐伯ノ直阿俄能胡が妻の玉なりとまをす。仍りて阿俄能胡を推鞫たまへば、對曰く。皇女を誅しゝ日、探りて取りき。即ち└18ウ 阿俄能胡を殺さむとしたまふ。是に於て、阿俄能胡乃ち己が私地を獻りて死を免がれむと請ふ。故れ其の地を納れて死罪を赦したまふ。是を以て其の地の号を玉代と曰ふ。

四十一年春三月、紀ノ角ノ宿禰を百濟に遣して始めて國郡の壃場を分け、具に鄉土の出す所を錄させたまふ。是の時百濟王の孫、酒ノ君禮なし。是に由りて、紀ノ角ノ宿禰、百濟ノ王を訶責き。百濟ノ王懼みて、鐵の鎖を以て酒ノ君を縛ひ、襲津彥に附けて進上る。爰に酒ノ君來て、則ち石川の錦織ノ首、許呂斯が家に逃隱れ、則ち撰りて曰く。天皇既に臣が罪を赦したまへり。故れ汝に寄きて活らはむ。久くして天皇遂に其└19オ 罪

を赦したまふ。

四十三年秋九月庚子朔、依網の屯倉の阿弭古、異しき鳥を捕へて天皇に獻りて曰く。「臣每に網を張りて鳥を捕ふるに、未だ曾て是の鳥の類を得ず。故れ奇しとおもひて獻る。」天皇酒ノ君を召して鳥を示せて曰く。「是何の鳥ぞ。」酒ノ君對へて言く。「此鳥の類多に百濟に在り。馴け得てば能く人に從ふ。亦捷く飛びて諸の鳥を掠む。百濟の俗、此の鳥の號を俱知と曰ふ。」〈是れ今の時の鷹なり。〉乃ち酒ノ君に授けて、養ひ馴けしめたまふ。幾時もへずして馴け得たり。酒ノ君、則ち韋の緡を以て其の足に著け小鈴を以て其の尾に著けて、腕の上に居ゑて天皇に獻る。[19]是の日、百舌鳥野に幸して遊獵したまふ。時に雌雉多く起つ、乃ち鷹を放ちて捕へしめたまふ。忽に數十の雉を獲つ。是の月に甫て鷹甘部を定めたまふ。故れ時ノ人其の鷹を養ひし處を號つけて鷹甘ノ邑と曰ふ。

五十年春三月壬辰朔丙申〈○五日〉。河内の人奏して言く。「茨田の堤に鴈産り。」即日使を遣して視せたまふ。曰く、「既に實なり。」天皇是に歌みて、以て武内ノ宿禰に問て曰く。

たまきはる、內の朝臣、汝こそは、世の遠人、汝こそは、國の長人、あきつしま、日本の國に、鴈[20]子産と、汝は聞かずや。

武內ノ宿禰答し歌曰く。

やすみしゝ、吾が大君は、うべなぐ、われを問はすな、あきつしま、日本の國に、鴈子産と、吾は

聞かず。

五十三年新羅朝貢らず。夏五月上毛野ノ君の祖、竹葉瀬を遣して、其の闕貢を問はしめき。是の道路の間に白鹿を獲て乃ち還りて天皇に獻り、更に日を改めて行く。俄且りて重て竹葉瀬が弟田道を遣して、則ち詔して曰く。若し新羅距がば兵を擧げて擊て。仍りてL20ウ精兵を授けたまふ。新羅兵を起して距ぐ。爰に新羅人、日日戰を挑む。田道塞を固めて出でず。時に新羅の軍卒一人、營の外に放たる有り。則ち掠俘て、因りて消息を問ふ。對へて曰く。強力者有り、百衝と曰ふ。輕く捷く、猛く幹し。每に軍の右の前鋒をす。故れ伺ひて左を擊たば則ち敗れなむ。時に新羅左を空しくして、右に備ふ。是に於て田道精騎を連れて其の左を擊つ。新羅の軍潰けぬ。因て兵を縱て乘て、數百の人を殺しぬ。即ち四邑の人民を虜へ以て歸りぬ。

五十五年蝦夷叛く。田道を遣して擊たしむ。則ち蝦夷の爲にL21オ敗られて以て伊寺の水門に死りぬ。時に從者あり、田道の手纏を取得て其の妻に與ふ。乃ち手纏を抱きて縊死ぬ。時ノ人聞きて流涕む。是の後蝦夷亦襲ひて人民を略め、因りて以て田道の墓を掘けば、則ち大蛇有りて目を發瞋し、墓より出でゝ、以て咋ふ。蝦夷悉に被蛇毒れて多に死亡ぬ。唯だ一二人免るることを得たるのみ。故れ時ノ人云く。田道既に亡にきと雖も、遂に讎を報ゆ。何ぞ死人の知なからむや。

五十八年夏五月、荒陵の松林の南の道に當りて、忽に兩の歷木生ひぬ。路を挾みて末合へり。冬十月吳ノ國、

高麗國並に朝貢す。└21

六十年冬十月、白鳥陵守等を差はして、役丁に充つ。時に天皇役の所に臨みたまふ。爰に陵守目杵、忽ち白鹿に化りて走ぐ。是に於て天皇詔して曰く、是の陵本より空し。故れ其の陵守を除かむと欲りして、甫めて役丁に差ふ。今是の怪を視るに甚だ懼し。陵守を無動しそ。則ち且土師連等に授く。

六十二年夏五月、遠江國の司表上言さく。大樹有り、大井河より流れて河曲に停れり。其の大さ十圍、本は一にして末は兩なり。時に倭直吾子籠を遣して船に造らしめたまひて、南海より運らして、└22 難波津に將來て以て御船に充つ。是の歲、額田大中彦皇子、闘鷄に獵りしたまふ。時に皇子山の上より望みて野中を瞻すに物あり。其の形廬の如し。仍りて使者を遣して視せたまふ。還來て曰く。窟なり。因りて闘鷄の稻置大山主を喚し、問ひて曰く。其の野中に在るは何の窟ぞ。啓之曰く、氷室なり。皇子の曰く。其の藏むること如何に、亦奚か用ふ。曰く、土を掘ること丈餘り、草を以て其の上に蓋ひ、敦く茅荻を敷きて、氷を取りて以て其の上に置く。既に夏月を經て泮えず。其の用は、即ち熱き月に當り、水酒に漬して以て用ふ。皇子則ち其の氷を將來て御所に獻る。天皇歡ひたまふ。是より└23 以後、季冬に當る每に、必ず氷を藏め、春分の始めに至りて氷を散る。

六十五年飛驒國に一人有り、宿儺と曰ふ。其の爲人壹體にして兩の面あり。面各相背けり、頂合ひて項無し。各手足あり、其の膝有りて、膕踵無し。力多くして以て輕く捷し。左右に劍を佩き、四の手

並に弓矢を用ふ。是を以て皇命に隨はず、人民を掠略めて樂とす。是に於て和珥ノ臣の祖、難波の根子武振熊を遣して誅さしむ。

六十七年冬十月庚辰朔甲申（○五日）。河内の石津ノ原に幸して、以て陵地を定めたまふ。丁酉（○十八日）始めて陵を築く。是の日鹿あり。忽に野中より起きて走りて 23オ 役民の中に入りて仆死る。時に其の忽に死にたるを異みて、其の痍を探むるに、即ち百舌鳥耳より出でゝ飛去りぬ。因りて耳の中を視るに悉く咋ひ割き剝り。故れ其の處を號けて百舌鳥の耳原と曰ふは、其れ是の緣なり。是の歲、吉備の中ノ國の、川嶋の河派に大虬ありて人を苦しむ。時に路人其處に觸りて行けば、必ず其の毒に被れて、多に死亡ぬ。是に於て笠ノ臣の祖、縣守、爲人勇悍して强力し。派淵に臨みて三の全瓠を以て水に投れて曰く。汝毒を吐きて路人を苦ましむ。余汝虬を殺さむに、汝是の瓠を沈めば、則ち余避らむ。え沈めずば仍ち汝が身を斬らむ。時に水虬鹿に化りて以て 23ウ 瓠を引入る。瓠沈まず。即ち劒を擧げ水に入りて虬を斬る。更に虬の黨類を求む。乃ち諸の虬の族、淵の底の岫穴に滿り。悉く之を斬る。河水血に變へりぬ。故れ其の水を號けて縣守ノ淵と曰ふ。此の時に當りて、妖氣稍動きて、叛く者一二始めて起る。是に於て天皇夙に興き、夜寐ねて、賦を輕くし、斂を薄くして、以て民萠を寛かにし。德を布き、惠を施して、以て困窮を振ひ、死を弔ひ、疾を問ひて、以て孤孀を養ひたまふ。是を以て政令流行れて、天ノ下太平ぎ、二十餘年事なし。

八十七年春正月戊子朔癸卯（〇十六日）。天皇崩りましぬ。冬十月癸未朔己丑（〇七日）。百舌鳥野の陵に葬しまつる。」24ｒ

日本書紀卷第十一　終

日本書紀卷第十二

去來穗別天皇　履中天皇
瑞齒別天皇　反正天皇

去來穗別天皇　履中天皇

去來穗別ノ天皇は、大鷦鷯ノ天皇ノ太子なり。（去來、此をイザと云ふ）母を磐之媛ノ命と曰す。葛城の襲津彦の女なり。大鷦鷯ノ天皇の三十一年春正月立ちて皇太子と爲りたまふ。（時に年十五）└1ォ 八十七年春正月、大鷦鷯ノ天皇崩りましぬ。皇太子諒闇より出でまして、未だ尊位に即きたまはざる間に、羽田の矢代ノ宿禰が女、黑媛を以て妃と爲むと欲す。納采既に訖りて、住ノ吉の仲ッ皇子を遣して吉日を告けしめたまふ。時に仲皇子、太子の名を冒へて、以て黑媛を姧しつ。是の夜仲ッ皇子手鈴を黑媛の家に忘れて歸れり。明日の夜、太子、仲ッ皇子の自ら姧せるを知しめさずして到ります。乃ち室に入り、帳を開けて玉床に居ます。時に床頭に鈴の音あり。太子異みて黑媛に問ひて曰く。何の鈴ぞ。對へて曰く。昨夜太子の賚たまへる鈴に非じか。何ぞ更に妾に問ひたまふ。太子自ら└1ゥ 仲ッ皇子、名を冒へて黑媛を姧しつと知しめし、則ち默して避りましぬ。爰に仲ッ皇子、事有らむことを畏ぢて、太子を殺せまつらむとし、密に兵を興し

て太子の宮を圍みぬ。時に平群の木菟宿禰、物部の大前宿禰、漢直の祖、阿知使主、三人太子に啓せど、太子信けたまはず。（一に云ふ。太子醉ひて以て起ちたまはず）。故れ三人太子を扶け、馬に乘せまつりて逃かしむ。（一に云く。大前宿禰、太子を抱きて馬に乘せまつれり）。仲皇子、太子の在しまさゞるを知らずて、太子の宮を焚く。通夜火滅えず。太子河内國埴生坂に到りまして醒めたまひ、難波を顧望み、火の光を見たまひて大く驚かせたまひ、則ち急に馳せて大坂より倭に向き、飛鳥山に至りまして、少女に山の口に遇ひたまひ、問ひて曰く、此の山に人有りや。對曰く、兵を執れる者、多に山の中に滿めり。宜廻りて、當摩徑より踰えたまへ。太子是に於て以爲く。少女の言を聆きて難を免かれ得つと。則ち歌之曰く。

　大坂に、遇ふや少女を、路とへば、たゞには告らず、當摩徑をのる。

則ち更に還りたまひて、當の縣の兵を發して、身に從つらしめて、龍田山より踰えたまふ。時に數十人兵を執りて追來る者あり。太子遙に望はして曰く、其れ彼に來者は誰人ぞ。何ぞ歩行ことの急き。若し賊人か。因りて山中に隱れて待ちたまふ。近くとき、一人を遣して問ひて曰く。曷人ぞ、且何處にしか往く。對へて曰く。淡路の野嶋の海人なり。阿曇連濱子といふ。（一に云く、阿曇連里友）。仲皇子の爲に太子を追はしむ。是に於て伏せる兵を出し、圍みて悉く捕へ得つ。是の時に當りて倭直吾子籠、素より仲皇子に好し。預其の謀を知りて、密に精兵數百を攪食栗林に聚めて、仲皇子の爲に太子を拒きまつらむと

す。時に太子兵の衆ることを知しめさずて、山より出で數里行ますとき、兵衆多く塞て進行くことを得ず。乃ち使者を遣して問ひて曰く。誰人ぞ。對へて曰く。倭ノ直吾子籠なり。便ち還りて使者に問ひて曰く、誰が使ぞ。曰く、皇太子の使なり。時に吾子籠、其の軍衆の多在るを憚ぢて、乃ち使者に謂りて曰く、傳に」3オ聞く、皇太子非常之事有りと、將に助けまつらむとして、以て兵を備へて待ちたてまつる。然るに太子其の心を疑ひて殺したまはむとす。則ち吾子籠愕ぢて、己が妹日之媛を獻りて、仍て死罪を赦さむことを請す。乃ち免したまふ。其の倭ノ直等が采女を貢ること、蓋し此の時に始まるか。太子便ち石上の振ノ神宮に居ます。是に於て瑞歯別ノ皇子、太子の在しまさぬを知りて尋めて追詣たまふ。然れど太子弟の王の心を疑ひて喚れだまはず。時に瑞歯別ノ皇子、謂さしめて曰く。僕黑心なし。唯だ太子の在しまさぬを愁ひて參赴つるのみ。爰に太子傳へて弟の王に告さしめ曰く。我れ仲ッ皇子の逆なるを畏れて、獨り避けて此に至れり。何ぞ且汝を疑はざらむや。其れ」3ウ仲ッ皇子在るは、獨猶我が病と爲る。遂に除はむと欲す。故れ汝寔に黑心なくば、更に難波に返りて仲ッ皇子を殺せ。然る後乃ち見む。瑞歯別ノ皇子、太子に啓して曰く。大人何ぞ憂へますこと甚き。今仲ッ皇子無道くして、群臣及び百姓共に惡み怨む。復た其の門下の人も、皆叛きて賊と爲る。獨居て誰と與に議こと無し。臣其の逆なるを知ると雖も、未だ太子の命を受けず。故れ獨り慷慨くのみ。今既に命を被りつ、豈に仲ッ皇子を殺すを難らむや。唯だ獨の懼るるは、既に仲ッ皇子を殺すとも、猶且臣を疑ひたまはむか。冀はくは見しく忠直者を得て、臣が不欺

なるを明さむと欲りす。太子則ち木菟ノ宿禰を副へてし遣したまひき。爰に瑞齒別ノ皇子、歎きて曰く。今太子と仲ッ皇子とは並ひに兄なり。誰れにか從ひ、誰れにか乖かむ。然れども道無きを亡して、道有るに就かば、其れ誰か我を疑はむ。則ち難波に詣りまして、仲ッ皇子の消息を伺ひたまふ。仲ッ皇子は太子已に逃亡たりと思して備へ無し。時に近習ふ隼人有り、刺領巾と曰ふ。瑞齒別ノ皇子陰に刺領巾を喚して誂之曰く。我が爲に皇子を殺せ、吾必ず敦く汝に報いむ。乃ち錦の衣褌を脫ぎて與ふ。刺領巾其の誂言を恃みて、獨り矛を執りて以て仲ッ皇子の廁に入るを伺ひて刺し殺し、即ち瑞齒別ノ皇子に隷きぬ。是に於て木菟ノ宿禰、瑞齒別ノ皇子に啓してし曰く、刺領巾人と爲り己が君を殺まつる。其れ我が爲に大きなる功有れども、己が君に慈なきこと甚し。豈に生ることを得むや。乃ち刺領巾を殺しつ。即日倭に向ふ。夜半に石ノ上に臻でて復命す。是に於て弟王を喚して、以て敦く寵みたまひ、仍りて村合の屯倉を賜ひぬ。是の日阿曇ノ連濱子を捉ふ。

元年春二月壬午朔、皇太子、磐余の稚櫻ノ宮に即位しめす。夏四月辛巳朔丁酉(〇十七日)。阿曇ノ連濱子を召して、詔して曰く。汝は仲ッ皇子と共に逆を謀りて、將に國家を傾けむとせり。罪死に當る。然るに大なる恩を垂して、死を免し墨を科す。即日黥しむ。此に因りて、時ノ人阿曇しふ目と曰ふ。亦濱子に從へる野嶋の海人等の罪を免して倭の蔣代の屯倉に役ふ。秋七月己酉朔壬子(〇四日)。葦田ノ宿禰の女黑媛を立てゝ皇妃と爲したまふ。妃、磐坂の市邊の押羽皇子、御馬ノ皇子、青海皇女(一に曰く、飯

鷺ノ皇女）を生ませたまふ。次の妃幡梭ノ皇女は中磯皇女を生ませたまふ。是年太歲庚子。

二年春正月、丙午朔己酉（〇四日）。瑞齒別ノ皇子を立てゝ、儲の君と爲したまふ。冬十月磐余に都したまふ。是の時に當りて、平群の木菟ノ宿禰、蘇賀の滿智ノ宿禰、物部の伊莒佛ノ大連、圓（圓、此をツブラと云ふ）大使[5]主、共に國の事を執れり。十一月磐余ノ池を作る。

三年冬十一月丙寅朔辛未（〇六日）。天皇、兩枝船を磐余の市磯ノ池に泛べて、皇妃と各分れ乘りまして遊宴たまふ。膳ノ臣余磯、酒獻る、時に櫻花御盞に落れり。天皇異みまして、則ち物部の長眞膽ノ連を召して、詔して曰く。是の花は、非時に來れり。其れ何處の花ぞ。汝自ら求むべし。是に於て長眞膽連、獨り花を尋めて掖上の室山に獲て獻る。天皇其の希有きを歡びて、卽ち宮の名と爲たまふ。故れ磐余の稚櫻ノ宮と謂ふは、其れ此の緣なり。是の日長眞膽ノ連の本ノ[6]姓を改めて稚櫻部ノ造と曰ふ。又膳ノ臣余磯を號けて稚櫻部臣と曰ふ。

四年秋八月、辛卯朔戊戌（〇八日）。始めて諸國に國史を置き、言事を記して四方の志を達せり。冬十月石上ノ溝を堀る。

五年春三月戊午朔、筑紫に居します三の神、宮の中に見れまして言りたまはく、何ぞ我が民を奪ひたまふ。吾今汝に慚みせむ。是に於て禱りて祠らず。秋九月乙酉朔壬寅（〇十八日）。天皇淡路ノ嶋に狩したまふ。是の日河内の飼部等、從駕り轡を執れり。是より先飼部の黥、皆未だ差えず。時に嶋に居します伊

祥諸神、祝に託りて曰く。血の臭きに堪へじ。因て以て卜ふに兆にしら、云く、飼部等の黥の氣を惡みたまふ。故れ是より後頓絶に、飼部を黥かずて止みぬ。癸卯〔〇十九日〕風なす聲あり、大虛に呼ひて曰く。「劍刀太子王也」亦呼びて曰く、

鳥往來ふ、羽田の汝妹は、羽狹丹葬り立往、(汝妹、此をナニモといふ)亦曰く、

「狹名來田の、蔣津の命、羽狹丹葬り立往也。」俄にして使者忽に來りて曰く。皇妃薨りましぬ。天皇大く驚きたまひて便ち命　駕りて歸りたまふ。丙午〔〇廿二日〕淡路より至りましぬ。冬十月甲寅朔甲子〔〇十一日〕皇妃を葬りたまひぬ。既にして天皇神の祟を治めたまはずて、皇妃を亡ひしことを悔いたまひ、更に其の咎を求む。或者の曰く、車持君、筑紫國に行りて、悉に車持部を校り、兼ねて充神者を取れり。必ず是の罪ならむ。天皇則ち車持君を喚し、以て推問ひたまふ。事既に實なり。因りて以て數めて曰く。爾車持君と雖も、縱に天子の百姓を撿校れり。罪一なり。既に神に分寄てたるを車持部、兼ねて奪取れり。罪二なり。則ち惡解除、善解除を負ひて長渚崎に出でゝ祓へ禊がしむ。既にして詔して曰く、今より以後、筑紫の車持部を掌ることを得ざれ。乃ち悉に收めて以て更に分りて三の神に奉りたまふ。

六年春正月癸未朔戊子〔〇六日〕草香の幡梭の皇女を立てゝ、皇后と爲したまふ。辛卯〔〇九日〕。始めて藏職を建つ、因りて藏部を定めたまふ。二月癸丑朔、鯽魚磯別王の女、太姬郎姬、高鶴郎姬を喚して、後宮に納れて並に嬪と爲たまふ。是に於て二の嬪恒に歎きて曰く。悲きかも吾兄の王、何處にか去

にけむ。天皇其の歎を聞こして問ひて曰く。汝何ぞか歎息く。對曰く。妾が兄、鷲住ノ王、爲レ人强レ力く輕捷し、是に由りて、獨り八尋屋を馳越へて遊行き。既に多くの日を經て面言ことを得ず、故れ歎くとまをしき。天皇其の强力ことを悅びて、以て喚したまへど參來ず。亦使を重ねて召せど猶參來ず。恒に住吉ノ邑に居す。是より以後、廢みて求めたまはず。是れ讚岐ノL8ォ國ノ造、阿波ノ國の脚咋別、凡て二族の始祖なり。三月壬午朔丙申（〇十五日）。天皇玉體不念たまひて、水土不調ひ、稚櫻ノ宮に崩りましぬ。（時に年七十）冬十月己酉朔壬子（〇四日）。百舌鳥の耳原ノ陵に葬りぬ。

瑞齒別天皇　反正天皇

瑞齒別ノ天皇は、去來穗別ノ天皇の同母の弟なり。去來穗別天皇の二年に立ちて皇太子と爲りたまふ。天皇初め淡路ノ宮に生まれたまふ。生れましながら齒一骨の如く、容姿美麗し。是に井有り、瑞井と曰ふ。則ち汲みて太子に洗しまつる。時に多遲の花落りて井の中にあり。因りてL8ゥ太子の名と爲したまひき。多遲の花は、今の虎杖花なり。故れ稱へて多遲比ノ瑞齒別ノ天皇と謂す。六年の春三月、去來穗別ノ天皇崩りましぬ。

元年春正月丁丑朔戊寅（〇二日）。儲君天皇位しらしめしたまふ。秋八月甲辰朔己酉（〇六日）。大宅ノ臣の祖、木事の女、津野媛を立てゝ皇夫人と爲し、香火姬ノ皇女、圓ノ皇女を生ませたまふ。又夫人の弟、弟媛

を納して、財皇女と高部皇子とを生ませたまふ。冬十月、河内の丹比に都したまふ。是を柴籬宮と謂す。是の時に當りて、風雨時に順ひて五穀成熟り、」9ォ 人民富饒ひ、天下太平なり。是年太歳丙午。

六年春正月甲申朔丙午〔○校云、集解作、五年春正月戊申朔丙子〕〔○廿九日〕天皇正寢に崩ましぬ。」9ゥ

日本書紀卷第十二　終

日本書紀卷第十三

雄朝津間稚子宿禰天皇　　允恭天皇

穴穗天皇　　安康天皇

雄朝津間稚子宿禰天皇

雄朝津間稚子ノ宿禰ノ天皇は、瑞齒別ノ天皇の同母の弟なり。天皇岐嶷より總角に至りて、仁惠儉下たまへり。壯に及びて篤病く、容止不更らず。六年（〇五年カ）春正月に瑞齒別ノ天皇崩りましぬ。爰に群卿議して曰く。方に今大鷦鷯ノ天皇の子は、雄朝津間稚子ノ宿禰ノ皇子と、大草香ノ皇子となり。然して雄朝津間稚子ノ宿禰ノ皇子は、長にして仁み孝ひたまひぬ。即ち吉日を選びて跪きて天皇の璽を上つる。雄朝津間稚子ノ宿禰ノ皇子、謝曰く、我が不天きこと久く篤疾に離り、歩行あたはず。且我既に病を除めむと欲ひて、獨り奏言ずして、密に身を破りて病を治むれども、猶差るなし。是に由りて、先の皇責めて曰く。汝患病て縱に身を破り不孝こと、孰れか玆より甚しからむ。其れ長生へぬとも、遂に繼業すことを得じ。亦我が兄の二の天皇、我を愚なりとして輕りたまひしこと、群卿共に

知れる所なり。夫れ天ノ下にㇾ大なる器なり。帝位は鴻業なり。且民の父母は斯れ則ち聖賢の職、豈に下愚の任へむや。更に賢王を選りて宜しく立つべし。寡人敢へて當らじ。群臣再拜み請く、夫れ帝位は以て久く曠くすべからず。天命は以て謙り距ぐべからず。今大王時を留め、衆に逆ひて號と位とを正しくしたまはずば、臣等百姓の望み絶えむことを恐る。願はくは大王勞しと雖も、猶天皇の位に即きたまへ。雄朝津間稚子ノ宿禰ノ皇子曰く。宗廟社稷を奉るは重き事なり。寡人篤疾みて、以て稱ふに足らず。猶辭びて聽しめさず。是に於て群臣皆固く請して曰く。臣伏して計るに、大王の皇祖の宗廟を奉けたまふは最も宜稱ひ。天ノ下のㇾ萬民と雖も、皆以て宜なりとす。願はくは大王聽したまへ。

元年冬十有二月、妃忍坂ノ大中姫ノ命、群臣の憂吟ふを苦しみて親ら洗手水を執り、皇子の前に進め、仍りて啓して曰く、大王辭みたまひて位に即きたまはず。位空しく既に年月を經ぬ。群臣百寮愁ひて所爲を知らず。願はくは大王群望に從ひたまひて、強に帝の位に即きたまへ。然れども皇子聽したまふことを欲りしたまはずて、背居まして、言たまはず。是に於て大中ノ姫ノ命、惶りて退かむことを知らずて侍ひ、四五剋を經ぬ。此の時に當りて、季冬の節に、風亦烈しく寒く、大中ノ姫の捧ぐる鋺の水、溢れて腕に凝り、寒に堪へずしてㇾ死なむとしたまふ。皇子顧みて驚きたまひ、則ち扶け起して、謂て曰く、嗣位は重事なり。輙く就ことを得ず。是を以て今に從はず。然れども今群臣の請ふ事理灼然なり。何ぞ遂に謝まむや。爰に大中姫ノ命、仰ぎ歡びて、則ち群卿に謂ひて曰く。皇子將に群臣の請を聽したまはむとす。今

當に天皇の璽符を上つれ。是に於て羣臣大く喜びて、即日天皇の璽符を捧げ、再拜みて上る。皇子の曰く、群卿共に天ノ下の爲に寡人に請ふ。寡人何ぞ敢へて遂に辭まむとのたまひて、乃ち帝位に即きたまふ。是の年太歲壬子。

二年春二月丙申朔己酉（〇十四日）、忍坂ノ大中姫を立てゝ皇」3オ后と爲したまふ。是の日皇后の爲に刑部を定めたまふ。皇后は、木梨輕ノ皇子、名形大娘ノ皇女、境ノ黑彥ノ皇子、穴穗ノ天皇、輕ノ大娘ノ皇女、八釣ノ白彥ノ皇子、大泊瀨稚武ノ天皇、但馬ノ橘ノ大娘ノ皇女、酒見ノ皇女を生ませたまふ。初め皇后、母に隨ひて家に在しき。獨り苑の中に遊びたまふ。時に鬪雞ノ國ノ造、傍の徑より行き、馬に乘りて籬に莅みて皇后に謂ひて嘲りて曰く、能く園を作る、汝者（汝、此をナビトと云ふ）且曰く、いでとじ、其の蘭一莖を。（壓乞、此をイデと云ふ、戶母、此をトジと云ふ）。皇后則ち一根の蘭を採りて、馬に乘れる者に與ふ。因りて以て問ひて曰く、何に用ゐむとて蘭を求むるや。馬に乘れる」3ウ者對へて曰く、山を行き蠛を撥はむ。（蠛、此をマグナキと云ふ）時に皇后、意裏に馬に乘れる者の辭の无禮きを結びて、即ち謂ひて曰く、首よ、余忘れじ。是の後皇后、登祚の年、馬に乘りて蘭を乞ひし者を覓めて、昔日の罪を數めて以て殺さむと欲。爰に蘭を乞ひし者、顙を地に搶きて、叩頭て曰く、臣が罪、實に當萬死れり。然れども其の日に當りては、貴者にまさむと知らず。是に於て、皇后死刑を赦したまひて、其の姓を貶して稻置と謂ふ。

三年春正月辛酉朔、使を遣して良醫を新羅に求めしむ。秋八月、醫新羅より至れり。則ち天皇の病を

治さしむ。未だ幾時も經ざるに、病已に差えぬ。天皇歡びたまひ、厚く醫に賞して、國に歸したまふ。

四年秋九月辛巳朔己丑(〇九日)。詔し曰く。上古の治、人民所を得て、姓名錯はず。今朕踐祚めして、玆に四年、上下相爭ひて、百姓安からず。或は誤りて己が姓を失ひ、或は故に高氏を認む。其の治に至らざるは、蓋し是に由りてなり。朕不賢と雖も、豈に其の錯るを正さざらむや。羣臣議定めて奏せ。群臣皆言さく。陛下失を擧げ、枉れるを正して氏姓を定めば、臣等冒死と奏せば可れぬ。戊申(〇廿八日)詔して曰く。羣卿百寮及諸國の造等皆各言さく。或は帝皇の裔、或は異く天降れりと、然も三才顯分て以來、多に萬歲を歷たり。是を以て一氏蕃息れて、更に萬の姓と爲れり。其の實を知り難し。故れ諸氏姓の人等、沐浴み、齋戒りて、各盟神探湯せよ。則ち味橿丘の、辭禍戸岬に探湯瓮を坐ゑて、諸人を引きて赴かしめて曰く、實を得は則ち全し、僞れる者は必ず害れなむ。(盟神探湯、此をクガダチと云ふ。或は泥を釜に納れて煮沸して手を攘げて、湯の泥を探り、或は斧を火の色に燒きて掌に置く。)是に於て諸人、各木綿手繦を著けて、釜に赴きて探湯す。則ち實を得る者は自ら全く。實を得ざる者は皆傷れぬ。是を以て故に詐る者は、愕然き、豫め退きて進むこと無し。是より後、氏姓自ら定りて、更に詐人無し。

五年秋七月丙子朔己丑(〇十四日)。地震る。是より先、葛城の襲津彥の孫、玉田宿禰に命せて、瑞齒別天皇の殯を主らしむ。則ち地震る夕に當りて、尾張連吾襲を遣して殯宮の消息を察せしむ。時に諸

人悉く聚ひて闕なし。唯だ玉田ノ宿禰無。吾襲奏て言さく。殯宮の大夫、玉田ノ宿禰殯ノ所に見えず。則ち亦吾襲を葛城に遣して玉田ノ宿禰を視せしめたまふ。是の日玉田ノ宿禰、方に男女を集へて酒のみ宴す。吾襲狀を擧げて具に玉田ノ宿禰に告ぐ。宿禰則ち事あらむことを畏みて、馬一匹を以て吾襲に授けて禮幣と爲す。乃ち密びて吾襲を遮りて└5ゥ道路に殺し、因りて以て武内ノ宿禰の墓域に逃隱りぬ。天皇聞しめして、玉田ノ宿禰を喚したまふ。宿禰疑ひて、甲を襖の中に服て參赴り。甲の端衣の中より出でたり。天皇分明に、其の狀を知しめさむと欲りたまひて、乃ち小墾田ノ采女をして酒を玉田ノ宿禰に賜はしむ。爰に采女分明に衣の中に鎧有るを睹て、具に天皇に奏す。天皇兵を設けて將に玉田ノ宿禰を殺さむとす。乃ち密に逃出でゝ家に匿くる。天皇更に卒を發して玉田が家を圍みて捕へて乃ち誅さしむ。冬十有一月、甲戌朔甲申〔〇十一日〕。瑞齒別ノ天皇を耳原ノ陵に葬りましぬ。└6オ

七年冬十二月壬戌朔、新室に讌したまふ。天皇親琴撫きたまふ。皇后起ちて儛ひたまふ。儛既に終りて禮事を言したまはず。當時の風俗、宴會に儛者、儛ひ終りて則ち自ら座長に對ひて曰く。娘子を奉る。時に天皇、皇后に謂して曰く。何ぞ常の禮を失へる。皇后惶まり復た起ちて儛ひ、儛竟てゝ言く、娘子を奉らむと。天皇即ち皇后に問ひて曰く、所奉とする娘子は誰れぞ。姓字を知らまく欲りすと。皇后已むをえずて奏し言く。妾が弟名は弟姬なりとまをす。弟姬は容姿絕妙れて比なし。其の艷色衣より徹りて晃る。是を以て時ノ人、号を衣通郎姬と曰ふ。天皇の志、衣通ノ└6ゥ郎姬に存けたまへり。故に皇后を

强ひて進らしむ。皇后知めして、輙く禮言を言さず。爰に天皇歡喜まして、則ち明日使者を遣して弟姬を喚したまふ。時に弟姬母に隨ひて近江の坂田に在り。弟姬皇后の情を畏みて、參向ず。又重ねて七たび喚せど、猶固辭て至らず。是に於て天皇悅びたまはずて、復一舍人、中臣烏賊津使主に勅して曰く、皇后の進れる娘子弟姬は、喚せども來らず。汝自ら往りて弟姬を召將て來ば、必ず敦く賞せむとのりたまふ。爰に烏賊津使主、命を承りて退り、糒を裾の中に裹みて、坂田に到り、弟姬が庭中に伏して言さく。天皇の命以て召す、弟姬對へて曰く、豈に天皇の命を懼まざらむや。唯だ皇后の志を傷らむことを欲りせざるのみ。妾身亡ふとも參赴ずとまをす。時に烏賊津使主對へて言く、臣既に天皇の命を被たまはりしに、必ず召將て來よ。若し將來ずば、必ず罪むとのたまひき。故れ返りて極刑れむよりは、寧庭に伏して死なまくのみ。仍りて七日まで庭中に伏せり。飲食を與ふれども湌はず。密に懷の中の糒を食ふ。是に於て弟姬以爲く、妾皇后の嫉に因りて、既に天皇の命を拒み、且つ君の忠臣を亡はむ。是亦妾が罪なりと、則ち烏賊津使主に從ひて來く。倭の春日に到りて櫟井の上に食ふ。弟姬親ら酒を使主に賜ひて其の意を慰む。使主即日京に至て、弟姬を倭直吾子籠の家に留めて、天皇に復命しき。天皇大く歡びたまひて、烏賊津使主を美めて敦く寵みたまふ。然れども皇后の色平からず。是れを以て宮中に近づくること勿く、則ち別に殿屋を藤原に構りて居らしむ。大泊瀨天皇を產れます夕に適りて、天皇始めて藤原宮に幸す。皇后聞こしめして恨みて曰く、妾が初め結髮しより後宮に陪ること既に多の年を經

ぬ。甚きかも、天皇。今妾産みて死生相半なり。何の故に今夕に當りてしも藤原に幸すといひて、乃ち自ら出でゝ産殿を燒きて死なむとす。天皇聞しめして大く驚きて曰く。朕過ちなりと、因りて皇后の意を慰喩へたまふ。└8ォ

八年春二月藤原に幸し、密に衣通姫の消息を察たまふ。是の夕、衣通郎姫天皇を戀ひまつりて、獨り居り。其の天皇の臨を知らずして歌曰く、

我夫子が、來べき夜なり、さゝがにの、蜘の行、今夜しるしも。

天皇是の歌を聆しめし、則ち感情おはしまして歌て曰く。

小形文、錦の紐を、解き放けて、數多はねずに、唯一夜のみ。

明旦に天皇井の傍の櫻の華を見まして歌て曰く。

花ぐはし、櫻の愛、ことめでば、早└8ウくは愛でず、吾めづる兒ら。

皇后聞こしめして且た大く恨みたまふ。是に於て衣通郎姫奏し言さく。妾常に王宮に近きて、晝夜相續ぎて陛下の威儀を視まく欲りす。然れども、皇后は則ち妾の姉なり。妾に因りて以て恒に陛下を恨みたまふ。亦妾が爲に苦します。是を以て冀くは王宮を離りて遠く居むと欲りす。若しは皇后の嫉意少しく息なかと。天皇則ち更に宮室を河内の茅渟に興造て衣通郎姫を居らしむ。此に因りて以て屢、日根野に遊獵したまふ。

九年春二月茅渟宮に幸したまふ。秋八月、茅渟に幸す。冬十月、[9]茅渟に幸す。

十年春正月、茅渟に幸したまふ。是に於て皇后奏言さく、妾、毫毛ばかりも、弟姫を嫉むに非ず。然れども恐くは、陛下屢ば茅渟に幸ますこと、是れ百姓の苦みならむ。仰願くは車駕の數を除めたまへ。是の後希に幸しつ。

十一年春三月癸卯朔丙午（○四日）。茅渟宮に幸したまふ。衣通郎姫歌ひて曰く。

　常しへに、君も遇へやも、いさなとり、海の濱藻の、寄る時々を。

時に天皇衣通郎姫に謂りて曰く、是の歌は他人に聆かしむべからず。皇后[9]聞かば、必ず大く恨まむ。故れ時人濱藻を號けて、奈能利曾毛と謂ふ。是より先衣通郎姫、藤原宮に居ます。時に天皇、大伴室屋連に詔して曰く、朕頃美麗き孃子を得たり。是は皇后の母弟なり。朕心に異に愛へり。冀くは其の名を後葉に傳へむと欲ふ、奈何に。室屋連勅に依りて奏すに可れぬ。則ち諸國造等に科せて衣通郎姫の爲に藤原部を定めたまふ。

十四年秋九月癸丑朔甲子（○十二日）。天皇淡路嶋に獵したまふ。時に麋鹿猿猪、莫莫紛紛、山谷に盈つ。焱のごと起ち、蠅のごと散く、然れども終日に以て一の獸も獲ず。是に於て、獵を止めて、更に卜ふ、嶋の神祟りし[10]て曰く、獸を得ざるは、是れ我が心なり。赤石の海の底に眞珠あり。其の珠を我に祠らば、則ち悉く當に獸を得べし。爰に更に處處の白水郎を集へて以て赤石の海の底を探かしむ。海深くして底に

至ること能はず。唯だ一の海人あり、男狹磯と曰ふ。是れ阿波ノ國の長邑の海人なり。諸の海人に勝れたり。好く深きところを探る。是の腰に繩を繋けて海底に入り、差須臾して出でゝ曰く、海の底に大蝮あり。其處光れり。諸人皆曰く、嶋ノ神の請せる珠は、殆是の蝮の腹に有るか。亦入りて探く。爰に男狹磯、大蝮を抱きて泛き出でたり。乃ち息絕えて以て浪の上に死ぬ。既にして繩を下して海の底を測るに、六十尋なり。L10ウ 則ち蝮を割けば實に眞珠腹中にあり。其の大さ桃子の如し。乃ち嶋ノ神を祠りて獵したまふ。多に獸を獲つ。唯だ男狹磯が海に入りて死にしことを悲しみ、則ち墓を作りて厚く葬る。其の墓猶今に存ず。

二十三年春三月甲午朔庚子〔〇七日〕。木梨ノ輕ノ皇子を立てゝ太子と爲したまふ。容姿佳麗し。見る者自に感づ。同母の妹、輕ノ大娘ノ皇女、亦艶妙し。太子恒に大娘ノ皇女に合せむと念ほす。罪あることを畏みて默せり。然れども感たまふ情既に盛りにましまして、殆死に至らむとす。爰に以爲さく、徒に死なむよりは、罪ありと雖も、何ぞ忍び得むやと。遂に竊に通けて、乃ち悒懷少か息む。因りて以て歌ひL11オて曰く。

あしひきの、山田を作り、山高み、下樋をわしせ、下なきに、吾が泣く妻、片泣きに、吾が泣く妻、
こぞ〳〵、易くはだふれ。

二十四年夏六月、御膳の羹汁凝以作氷り。天皇異みまして、其の所由をトへしむ。卜者曰く、内の亂あり。

蓋し親親相奸たるか。時に人ありて曰く、木梨輕太子、同母の妹、輕大娘皇女に奸けたまへり。因りて以て推問ふに、辭既に實なり。太子は是れ儲君たり。罪することを得ず。則ち∟11輕大娘皇女を伊豫に流す。是の時太子歌ひて曰く、

王を、嶋に放り、舟あまり、い歸りこむぞ、わがたゝみゆめ。ことをこそ、疊といはめ、我妻をゆめ。

又歌ひて曰く、

天飛む、輕處女、いたなかば、人知りぬべみ、はさの山の、鳩の、した泣きに泣く。

四十二年春正月乙亥朔戊子（〇十四日）天皇崩りましぬ。時に年若干、是に於て新羅王、天皇既に崩りましぬと聞きて、驚愁ひて、調船∟12八十艘、及び種種の樂人八十を貢き上る。是れ對馬に泊りて大に哭す、筑紫に到りて亦大に哭す、難波津に泊てて、則ち皆素服て悉に御調を捧げ、且つ種種の樂器を張り、難波より京に至りて、或は哭泣ち或は歌儛ひ、遂に殯宮に參會ふ。冬十月庚午朔己卯（〇十日）天皇を河内の長野原陵に葬る。冬十一月、新羅の弔使等喪禮既に闋へて還る。爰に新羅人、恒に京城の傍の、耳成山、畝傍山を愛み、則ち琴引坂に到り顧みて曰く、宇泥咩巴椰、弥弥巴椰、是れ未だ風俗の言語に習らはず。故に畝傍山を訛りて宇泥咩と謂ひ、耳成山を訛りて瀰瀰と謂ふ。時に倭の飼部、新羅の人に從ひて∟12是の辭を聞きて疑ひて以爲るは、新羅人采女に通けたり。乃ち返りて大泊瀬皇子に啓す。皇

子則ち悉く新羅使者を禁固へて推問ひたまふ。時に新羅ノ使者啓して曰く。釆女を犯すこと無し、唯だ京の傍の兩ノ山を愛でて言しのみ。則ち虚言を知しめして、皆原したまふ。是に於て新羅人大に恨みて更に貢上る物の色、及び船數を減す。冬十月庚午朔己卯(〇十日)。天皇を河內の長野ノ原の陵に葬しまつる。L13ォ

穴穗天皇　　安康天皇

穴穗天皇は、雄朝津間稚子ノ宿禰ノ天皇の第二子なり。(一に云く、第三子なり) 母は忍坂ノ大中ッ姫ノ命と曰す。稚渟毛二岐ノ皇子の女なり。四十二年春正月天皇崩りましぬ。冬十月葬禮畢る。是の時に、太子暴虐行たまひて、婦女に淫け、國人謗りまつり、群臣從へまつらず。悉く穴穗ノ皇子に隷きぬ。爰に太子、穴穗ノ皇子を襲むと欲りして、密に兵を設く。穴穗ノ皇子、復兵を興して戰はむとす。故れ穴穗の括箭、輕の括箭、始めて此時に起れり。時に太子羣臣の從はず、百L13ゥ姓の乖き違ふを知りて、乃ち出でゝ物部ノ大前宿禰の家に匿れたまふ。穴穗ノ皇子聞きて則ち圍む。大前宿禰門に出でゝ迎へまつる。穴穗皇子歌ひて曰く、

大前、小前宿禰が、金門かげ、かく立寄らね、雨立ち止めむ。

大前ノ宿禰答歌して曰く。

宮人の、足結の小鈴、落ちにきと、宮人とよむ、里人もゆめ。

乃ち皇子に啓して曰く、願くは太子を勿害ひたまひそ。臣將に諫むとす。是に由りて太子、自ら大前ノ宿禰の家に死にたまひぬ。(一に云く、伊豫國に流すと)十二月己巳朔壬L14 午(十四日)。穴穗ノ皇子天皇ノ位に即きたまふ。皇后を尊とびて皇太后と曰す、則ち都を石上に遷したまふ。是を穴穗ノ宮と謂ふ。是の時に當りて、大泊瀨ノ皇子は瑞齒別ノ天皇の女等を聘へたまはむと欲りす。(女の名諸記に見えず)。是に於て皇女等對へて曰く、君王恒に暴く強くまします。儵忽に忿起たまへば、則ち朝に見ゆる者は、夕に殺され、夕に見ゆる者は朝に殺さる。今妾等顏色秀れず。加以情性拙し。若し威儀、言語、毫毛ばかりも王の意に似はずば、豈に親しみたまはむや。是を以て命を能不はずとまをして、遂に遁れて聽けず。

元年春二月戊辰朔、天皇、大泊瀨ノ皇子の爲にL14 大草香ノ皇子の妹、幡梭ノ皇女を聘へむと欲す。則ち坂本ノ臣の祖、根ノ使主を遣して大草香ノ皇子に請はして曰く、願は幡梭ノ皇女を得て以て大泊瀨ノ皇子に配せむとす。爰に大草香皇子對へて言く、僕頃患重病り愈えず。譬へば、物を船に積みて潮を待つが如し。然れども死は命なり、何ぞ惜むに足らむ。但だ妹幡梭ノ皇女の孤なるを以てえ易く死なざらくのみ。今陛下、其の醜を嫌ひたまはずて、荇菜の數に滿てたまはば、是れ甚く大きなる恩なり。何ぞ命の辱きを辭みまつらむ。故れ丹心を呈はさむと欲りて私の寶、名は押木の珠縵を捧げて(一に云く、立縵、又云く、磐木ノ縵)使せる臣根使主に附けて敢へて奉獻る。願は物L15 輕賤しと雖ども、納めて信契と爲す。是に於て根ノ使主、押木ノ珠縵を見て、其の麗美きを感でゝ、盜みて己が寶と爲さむ。以僞し、則ち許りて天皇

に奏して曰く。大草香皇子は命を奉らず。乃ち臣に謂ひて曰く、其れ同族と雖ども、豈に吾妹を以て妻と爲ふを得むや。既にして縵を留めて己に入れて獻らず。是に於て天皇根使主の讒言を信けたまひ、則ち大く怒りまして、兵を起し、大草香皇子の家を圍みて殺しつ。是の時に難波の吉師、日香蛟父子、並に大草香皇子に仕ふ。共に其の君の罪なくて死するを傷みて、則ち父は王の頸を抱き、二子は各王の足を執りて唱ひて曰く、吾が君罪無くて以て死にたまふ。L15ウ 悲しきかも。我が父子三人、生きますとき事へ死にますとき殉はずば、是れ臣ならず。即ち自ら刎ねて皇子の尸の側に死ぬ。軍衆悉に流涕む。爰に大草香皇子の妻、中蒂姫を取りて宮中に納れ、因りて妃と爲たまふ。復た遂に幡梭皇女を喚して大泊瀬王子に配せたまふ。是の年太歳甲午。

二年春正月癸巳朔己酉（〇十七日）。中蒂姫命を立てゝ皇后と爲したまふ。甚く寵みたまふ。初め中蒂姫命、眉輪王を草香皇子に生ませたまふ。乃ち母に依りて以て罪を免がることを得たり。常に宮中に養す。

三年秋八月甲申朔壬辰（〇九日）。天皇眉輪王の爲に殺せまつられたまふ。L16オ（辭具に、大泊瀬天皇記に在り）。三年の後に、乃ち菅原の伏見陵に葬めまつる。L16ウ

日本書紀卷第十三　終

日本書紀卷第十四

大泊瀬幼武天皇

雄略天皇

大泊瀬幼武ノ天皇は、雄朝津間稚子ノ宿禰ノ天皇の第五子なり。天皇産れまして、神光殿に滿てり。長りて伉健くましますこと人に過ぎたり。三年八月穴穗ノ天皇沐浴たまはむと意して山ノ宮に幸ます。遂に樓に登りまして遊目けたまひ、因りて酒を命して肆宴しめす。爾乃情盤て樂極り、間ふるに言談したまふと、顧に皇后に謂りて、去來穗別ノ天皇の女を中蒂姫ノ皇女、更名を長田大娘皇女と曰す。大鷦鷯ノ天皇の子、大草香ノ皇子、長田ノ皇女を娶りて、眉輪ノ王を生みたり。後に穴穗ノ天皇、根ノ臣の讒を用ひて大草香ノ皇子を殺して、中蒂姫ノ皇女を立て、皇后と爲したまふ。語は穴穗天皇ノ紀に在り）曰く。吾妹（妻を稱して妹と爲すは古の俗か）汝と親昵と雖も、朕眉輪ノ王を畏る。眉輪ノ王幼年して樓の下に遊戲れて、悉に談を聞きつ。既にして穴穗ノ天皇皇后の膝を枕きて晝醉て眠臥まひき。是に於て眉輪ノ王其の熟睡せるを伺ひて刺弑せまつる。是の日大舍人、（姓字を闕せり）驟せて天皇に言して曰く。穴穗ノ天皇、眉輪王の爲に弑せられたまひぬ。天皇大く驚きたまひ、即ち兄等を猜ひ、甲を被ひ刀を帶きて、兵を率て自將となりたまひ、八釣ノ白彥ノ皇子を逼問ひたまふ。皇子其の害られむと見て默坐して語まはず。天皇乃ち刀を拔きて斬りたまひ、更坂合ノ黑彥ノ皇子を逼問ひたまふ。皇子亦害はれむと知り、默し

坐して語まはず。天皇の忿怒彌盛りなり。乃ち復并て眉輪ノ王を殺さむと欲すが爲に所由を案劾たまふ。眉輪ノ王の曰く、「臣元より天位を求めず。唯だ父の仇を報ゆるのみ。坂合ノ黒彦ノ皇子、深く疑はるゝを恐れて、竊に眉輪ノ王に語り、遂に共に間を得て、出て圓ノ大臣の宅に逃れ入りぬ。天皇使を使して乞はしめたまふ。大臣使を以て報曰く。「蓋聞く、人の臣、事あるときは逃れて王室に入る、未だ君王の臣の舍に隱匿るを見ず。方に今坂合ノ黒彦ノ皇子と眉輪ノ王と深く臣が心を恃みて臣が舍に來れり。詎(箇による)忍びて送りまつらむや。」是に由りて天皇復益兵を興して大臣の宅を圍みたまふ。大臣庭に出立して脚帶を索ふ。時に大臣の妻└2オ 脚帶を持來て愴み、傷懷れて歌曰く。

　臣の子は、たへの袴を、七重をし、庭に立して、脚帶なだすも。

大臣裝束已に畢りて、軍門に進みて、跪拜み曰く。臣被戮る雖も、敢て命を聽まつること莫けむ。古ノ人云へること有り。匹夫の志も奪ふ可きこと難し。方に臣に屬れり。伏して願は大王、臣が女韓媛と、葛城ノ宅七區とを奉獻り以て罪を贖はむことを請ひまをす。天皇許したまはず。火を縱け宅を燔きたまふ。是に於て大臣は黒彦ノ皇子、眉輪ノ王と倶に燔死されぬ。時に坂合部ノ連贄ノ宿禰、皇子の屍を抱きて燔死されぬ。其の舍人等(名字を闕げり)└2ウ 燒ける所を收め取れど、遂に骨を擇ること難し。之を一ッ棺に盛れて新漢ノ擬本の南ノ丘に合せ葬れり。(擬字未だ詳かならず。蓋し之れ槻か)冬十月癸未朔、天皇、穴穗ノ天皇の曾市邊ノ押磐ノ皇子を以て國を傳へて遂に後の事を付嘱けむと欲しを恨みまして乃ち人を市邊ノ押磐ノ

皇子に使はして、陽りて狡獵せむと期り、郊野の遊せむとすゝめて曰く。近江の狹狹城山君韓俗言く、今近江の來田綿の蚊屋野に於て、猪鹿多に有り。其の戴ける角は枯樹の末に類たり。其の聚へる脚は弱木林の如し。呼吸く氣息は、朝霧に似たり。願は皇子と、孟冬の作陰き月の寒風の肅然なる晨に、將に郊野に逍遙び、聊娯情みてL3ォ騁せ射む。市邊押磐皇子、乃ち隨ひて馳せ獵す。是に於て大泊瀬天皇弓彎ひ、馬を驟せて、陽り呼ひて、猪有りと曰ひて即ち市邊押磐皇子を射殺しつ。皇子の帳內佐伯部賣輪（更の名は仲ッ子）。屍を抱きて駭惋て、所出しらに、反側ひ呼號びて、頭脚に往還ふ。天皇尙誅しつ。是の月御馬皇子、曾て三輪君身狹と善しかりしを以て、故に慮を遣らむと思欲して、往ます。不意き道に邀軍に三輪の磐井の側に逢ひて、逆戰ふ。久しからずして、捉はれ刑るゝ臨に、井を指して詛ひて曰く。此の水は百姓唯だ飲むことを得む。王は獨り飲むこと能はじ。十一月壬子朔甲子（〇十三日）。天皇有L3ゥ司に命せて、壇を泊瀬の朝倉に設けて、既天皇位即。遂に宮を定めます。平群臣眞鳥を以て大臣と爲し、大伴連室屋、物部連目を以て大連と爲たまふ。

元年春三月庚戌朔壬子（〇三日）。草香幡梭姫皇女を立てゝ皇后と爲したまふ。（更の名は橘姫）是の月に三の妃を立てたまふ。元の妃葛城圓大臣の女を韓媛と曰ふ。白髮武廣國押稚日本根子天皇と、稚足姫皇女（更の名、栲幡娘姫皇女）とを生ませたまひぬ。是の皇女、伊勢大神の祠に侍へり。次に吉備の上道臣の女、稚媛、一本に云く、吉備の窪屋臣の女）有り。二男を生ませたまふ。L4ォ長を磐城皇

子と曰ひ、少を星川稚宮ノ皇子と曰ふ。(下の文に見ゆ)。次に春日の和珥ノ臣深目が女有り、童女君と曰す。春日ノ大娘ノ皇女(更の名、高橋ノ皇女)を生ませたまふ。童女君は、本是れ采女なり。天皇一夜與して娠り。遂に女子を生めり。天皇疑ひて養したまはず。女子が行歩に及びて、天皇大殿に御します。物部ノ目ノ大連侍ひぬ。女子庭を過る。目ノ大連顧みて群臣に謂りて曰く、麗きかも、女子。古の人云へること有り、娜毗騰耶皤麼珥(此の古語未だ詳かならず)、淸庭を徐歩く者は誰が女子ぞと言ふ。天皇曰く、何故に問ふや。目ノ大連對へて曰く、臣女子の行歩を觀るに、容儀能く天[4]皇に似れり。天皇曰く、此を見る者成言卿が導る如し。然れども朕が一宵與して娠み、女を產むこと殊常し。是に由りて生疑し。大連の曰く、然らば則ち一宵に幾廻喚しきや。天皇の曰く、七廻喚しき。大連の曰く、此の娘子淸身意を以て、一宵與したまふを奉れり。安ぞ輙く生疑まして、他の潔く有るを嫌ひたまへる。臣聞るに易產腹者は、褌を以て體に觸るからに、即便懷娠ぬ。況終宵與して妄に生疑ひたまふをや。天皇大連に命して、女子を以て皇女と爲し、母を以て妃と爲したまふ。是の年大歳丁酉。

二年秋七月百濟ノ池津媛、天皇の幸さむとしたまふに違ひまつりて、石[5]河ノ楯に婬けぬ。舊本に云く、石河ノ股合ノ首の祖楯)天皇大く怒りたまひて、大伴ノ室屋大連に詔して來目部を使して夫婦の四支を木に張りて假庪の上に置き火を以て燒死しつ。(百濟新撰に云く。己巳の年、蓋鹵王立つ。天皇阿禮奴跪を遣して、來りて女郞を索しむ。百濟慕尼夫人の女を莊飾ひ、適稽女郞と曰ひて、天皇に貢進る)。冬十月辛未朔癸酉

〔〇三日〕吉野ノ宮に幸します。丙子、御馬瀨に幸したまひ、虞人に命せて、縱まゝに獵り、重巘に凌り長莽に赴く、移影かざるに、什か七ッ八ッを獮つ。獵する每に大に獲、鳥獸將に盡むとす。遂に旋りて林泉に憩ひて藪澤に相羊び、行夫を息めて車馬を展ふ。羣臣に問ひて曰く、獵の場の樂は、膳夫をして鮮を割らしむると、自ら割ると何與れぞ。羣臣忽に能く對ること莫し。」5是に於て天皇大に怒りまして刀を拔きて御者、大津の馬飼を斬りたまふ。是の日に車駕吉野ノ宮より至ります。國内の居民咸皆振怖ふ。是に由りて皇太后と皇后とは聞こしめして大に懼れたまひ、倭ノ采女日媛をして酒を擧げて迎へ進めまつる。天皇采女の面貌の端麗しく、形容温雅なるを見たまひて、乃ち和顏悅色たまひて曰く、朕豈に汝が妍咲を覩まく欲りせざらむや。乃ち相携手て後宮に入まし、(皇)太后に語り曰く。今日の遊獵に大に禽獸を獲たり。羣臣と鮮を割りて野饗せむと欲りし、羣臣に歷問ふに、能く有對すこと莫し。故れ朕嗔りつ。皇太后斯の詔の情を知りて天皇を慰め奉らむとして曰く。群臣陛下の遊獵場に因りて」6宍人部を置きたまはむとて群臣に降問ふことを悟らずして、羣臣の嘿然はべりたることは理り且た對すこと難けむ。今貢ること未だ晚からじ。我を以て初むることを爲む。膳臣長野能く宍膾を作る。願は此を以て貢らむ。天皇跪禮て受ひたまひて曰く。善きかも、鄙人の云ふ所、心を相知るを貴ぶとは、此の謂なり。皇太后天皇の悅ひたまふを視そなはして、歡喜盈懷まし。更に人を貢りたまはむと欲して曰く。我が厨人、菟田ノ御戸部、眞鋒田高天、此の二人を以て請ひて、加へ貢りて宍人部と爲むとす。茲れより以後、大倭の國造、

吾子籠ノ宿禰、狹穗子鳥別を貢りて宍人部と爲す。臣連伴ノ造、國ノ造も又隨ひて續ぎて貢る。是月史戸ノ河上ノ舍人部を置きたまふ。天皇」6ウ心を以て師と爲たまふ。誤りて人を殺したまふこと衆し。天下誹謗りて言く、大く惡き天皇なり。唯だ愛寵たまふ所は、史部身狹ノ村主青、檜隈の民使博徳等なり。

三年夏四月、阿閉ノ臣國見（更の名は、磯特牛ノ、栲幡ノ皇女と湯人ノ廬城部ノ連武彦とを譖ぢて曰く、武彦皇女を汗しまつりて、任身ましめたり。（湯人、此をユヱと云ふ）武彦の父枳莒喩、此の流言を聞きて、禍の身に及ばむことを恐れ、武彦を廬城河に誘率て、僞使鸕鷀沒水捕魚因其不意打殺しつ。天皇聞こして使者を遣し皇女を案問しめたまふ。皇女對へて言く。妾識らず。俄にして皇女神鏡を賫持ちて五」7オ十鈴の河上に詣まして、人の行かぬを伺ひて鏡を埋め經死ぬ。天皇皇女の在さぬを疑ひたまひ、恒に闇夜に東西に求覓め使めたまふ。乃ち河上に於て虹の見ゆること蛇の如く、四五丈の者あり。虹の起つ處を掘りて神鏡を獲たり。移行の遠からざるに、皇女の屍を得たり。割きて、觀れば腹中に物ありて水の如し、水の中に石あり。枳莒喩、斯れに由りて子の罪を雪ることを得。還りて子を殺すを悔いて國見を報殺むとすれば石上ノ神宮に逃れ匿る。

四年春二月天皇葛城山に射獵したまふ。忽ち長人を見たまふ。來りて丹谷に望めり。面貌容儀天皇に相似り。天皇是れ神なりと知しめせども、猶故に」7ウ問ひて曰く、何處の公ぞ。長人對へて曰く、現人之神ぞ。先づ王の諱を稱りませ。然して後に導はむ。天皇答曰く、朕は是れ幼武尊なり。長人次に稱曰

く、僕は是れ一事主神なり。遂に與に遊田を盤み一鹿を駈逐て、相辭りて、箭を發なち轡を並べて馳騁せ、言詞恭恪しく、仙に逢へるが若きこと有り。是に日晩れて田罷みぬ。神、天皇を侍送りて、來目水に至る。是の時百姓咸言さく、德ます天皇なり。秋八月辛卯朔戊申（〇十八日）。吉野ノ宮に行幸ます。庚戌（〇二十日）。河上の小野に幸し、虞人に命して獸を駈しめ、躬から射むと欲して待ちたまふ。虻疾く飛び來りて天皇の臂を噆ふ。是に於て蜻蛉忽然に飛來りて虻を齧ひ將ち去ぬ。天皇厥の心有ることを嘉びまして群臣に詔して曰く。朕が爲に蜻蛉を讃めて歌賦めとのりたまふ。群臣能く敢へて賦む者なし。天皇乃ち口號曰く。

倭の、小牟漏の岳に、しゝ伏すと、誰か此の事、大前に申す。（一本、大前に申すを以て大君に申すに易ふ。）大君は、其を聞かして、玉纏の、胡床に立し、（一本、タ、シを以てイマシに易ふ）、倭文纏の、胡床に立たし、しゝ待つと、朕がいませば、さ猪待つと、朕が立たせば、手腓に、虻かき著きつ、其の虻を、蜻蛉速咋ひ、昆虫も、大君にまつらふ、汝が形は置かむ、秋津島倭。（一本、ハフムシモ以下を以てカクノゴト、ナニオハムト、ソラミツ、ヤマトノクニヲ、アキツシマトイフに易ふ）。

因りて蜻蛉を讃めて、此の地を名けて蜻蛉野と爲す。

五年春二月、天皇、葛城山に狡獵したまふ。靈鳥忽に來る。其の大さ雀の如く、尾長く地に曳けり。而て且つ鳴きて努力努力と曰ふ。俄にして逐はるゝ嗔猪、草の中より暴に出でゝ人を逐ふ。獵徒樹に緣り

大く懼る。天皇L9ァ舎人に詔して曰く。猛しき獸人に逢へば則ち止む。宜しく逆へ射て且た刺めよとのりたまふ。舎人性懦弱く。樹に緣りて色を失ひ、五情無主なり。嗔猪直に來て、天皇を噬ひまつらむと欲す。天皇弓を用て刺止め、脚を擧げて踏殺しつ。是に於て田罷みて、舎人を斬らむと欲したまふ。舎人刑るゝに臨みて歌を作みて曰く。

やすみしゝ、我が大君の、あそばしゝ、猪のうたき、畏み、我が逃げ登りし、在丘の上の、榛が枝、吾兄を。

皇后聞し悲みて、感を興し止めたまふ。詔して曰く、皇后、天皇に與したまはずて舎人を顧みたまふと。對へて曰く。國人皆謂く、陛下安野して、L9ゥ獸を好みたまふ。無乃可らざるか。今陛下嗔猪の故を以て、舎人を斬りたまはゞ、陛下譬へば豺狼に異なること無けむ。天皇乃ち皇后と車に上りて歸りたまふ。萬歳と呼びて曰く、樂きかも、人皆禽獸を獵る、朕は善言を獵得て歸る。夏四月百濟の加須利君（蓋鹵王なり）池津媛の燔殺れたるを飛聞きて、籌議りて曰く、昔女人を貢りて采女と爲す。而既に禮無しとして我が國の名を失へり。今より以後、女を貢るべからず。乃ち其の弟軍君（昆支君なり）に告りて曰く、汝宜く日本に往でゝ、以て天皇に事へまつれ。軍君對へて曰く、上君の命は違ひ奉るべからず。願は君の婦を賜りて、後に遣し奉へ。加須利L10ォ君、則ち孕婦を以て既に軍君に嫁與せて曰く。我が孕婦既に產月に當れり、若し路に產まば、冀は一船に載せて、隨ひて何處に至りとも、速に國に送らしめよ。遂に

與に辭訣れて朝に奉遣る。六月丙戌朔、孕婦果して加須利君の言の如く、筑紫の各羅ノ嶋に於て兒を産めり。仍りて此の兒を名けて嶋君と曰ふ。是に於て軍君即ち一船を以て嶋君を國に送ふ。是を武寧王と爲す。百濟人此の嶋を呼びて主嶋と曰ふ。秋七月、軍君京に入る。既にして五子有り。（百濟新撰に云く、辛丑ノ年、蓋鹵王、弟琨支君を遣して大倭に向で、天皇に侍へまつらしめ、以て先の王の好を脩めしむ）。└10ウ

六年春二月壬子朔乙卯（〇四日）。天皇泊瀬小野に遊びたまふ。山野の體勢を觀はして、慨然きて感を興し歌曰く、

こもりくの、泊瀬の山は、出立の、宜しき山、走出の、宜しき山の、こもりくの、泊瀬の山は、あやに、うらぐはし、あやに、うらぐはし。

是に於て小野を名けて道の小野と曰ふ。三月辛巳朔丁亥（〇七日）。天皇后妃をして親桑こきて以て蠶事を勸めしめむと欲す。爰に蜾蠃に命して（蜾蠃は人の名なり。此をスガルと云ふ）國內の蚕を聚めしめたまふ。是に於て蜾蠃誤りて嬰兒を聚めて└11オ 天皇に奉獻る。天皇大く咲みまして、嬰兒を蜾蠃に賜ひて曰く、汝宜く自ら養せ。蜾蠃即ち嬰兒を宮墻の下に養ふ。仍りて姓を賜ひて少子部ノ連と爲す。夏四月、吳ノ國使を遣して貢獻る。

七年秋七月甲戌朔丙子（〇三日）。天皇少子部ノ連蜾蠃に詔して曰く。朕三諸岳の神の形を見むと欲ふ。（或は云く、此山の神をば、大物主ノ神と爲す。或は云く、菟田の墨坂ノ神なり）汝膂力人に過ぎたり。自ら行

さて捉へ來。蜾蠃答へて曰く、試に往りて捉へむ。乃ち三諸ノ岳に登りて大なる虵を捉取へて天皇に奉示る。天皇齋戒たまはず。其の雷虺虺き、目精赫赫く。天皇畏みて目を蔽ひて見たまはず。L11ウ殿中に劫入れたまひ、岳に放たしめたまひき。仍りて改めて名を賜ひて雷と爲す。八月官者、吉備の弓削部ノ虚空、取急に家に歸る。吉備の下ッ道の臣、前津屋（或本に云く、國ノ造吉備ノ臣山）留めて、虚空をして月を經るまであへて京都に上ることを肯聽はざらしむ。天皇身毛ノ君大夫を遣して召さしむ。虚空召されて來で言く、前津屋小女を以て天皇の人と爲し、大女を以て己が人と爲し、競ひて相鬪はしめ、幼女の勝を見れば、即ち刀を拔きて殺しつ。復小き雄雞を以て呼びて天皇の雞と爲して、毛を拔き翼を剪り、大きなる雄雞を以て呼びて己が雞と爲して、鈴と金の距を著け、競ひて鬪はしむ。禿なる雞の勝を見て、亦刀を拔きて殺すとまをす。天皇是の語を聞して、物部の兵士三L12オ十人を遣して前津屋并に族七十人を誅殺しむ。是の歲、吉備の上道の臣田狹、殿の側に侍りて盛に稚媛を朋友に稱りて曰く、天ノ下の麗人は、吾が婦に若く莫し。茂かに、綽かに、諸の好備はれり。曄かに、溫かに、種の相足れり。鉛花弗御、蘭澤無加。曠世に儔罕れにして、當時に獨り秀れたりといふ。天皇耳を傾けて遙に聽しめして、心に悅びたまひ、便ち自ら稚媛を求めて女御と爲したまはむと欲ほし、田狹を拜して任那ノ國司に爲けたまひ、俄にして天皇稚媛を幸しつ。（田狹ノ臣、稚媛を娶りて兄君弟君を生めり。別本に云く、田狹ノ臣が婦、名は毛媛といへるは、葛城ノ襲津彦の子、玉田ノ宿禰の女なり。天皇體貌閑麗しと聞きて、夫を殺

して自ら幸したまひつ）。田狹既に└12ウ任所に之きて、天皇の其が婦を幸したまふと聞き、援を求めて新羅に入むと思欲ふ。時に新羅中國に事へまつらず。天皇田狹臣の子、弟君と吉備海部直赤尾とに詔して曰く、汝宜く往きて新羅を罰て。是に於て西漢の才伎、歡因知利側に在り、乃ち進みて奏曰く、奴より巧みなる者、多に韓國に在り、召して使ひたまふ可し。天皇群臣に詔して曰く、然らば則ち宜く歡因知利を以て弟君等に副へて、道を百濟に取り、并に勅書を下ひ、巧者を獻らしめよ。是に於て弟君命を銜たまはり、衆を率て行きて百濟に到りて其の國に入る。國神老女に化爲りて、忽然に路に逢へり。弟君就きて國の遠き近きを訪ふ。老└13オ女報へて言く、復行きて一日（〇月カ）にして後に到る可し。弟君自ら路の遠きを思ひて伐たずして還り、百濟の貢れる今來才伎を大嶋の中に集聚へて、風候ふと託稱ちて、淹留まり數月ぬ。任那の國司、田狹臣、乃ち弟君が伐たずして還るを喜びて、密に人を百濟に使りて弟君を戒めて曰く、汝の領項、何の牢錮有りてか人を伐つや。傳に聞く、天皇吾が婦を幸したまひて、遂に兒息ます。（兒息已に上文に見ゆ）今恐くは禍の身に及ばむこと足を蹻てゝ待つべし。吾が兒汝は百濟に跨據りて、日本に勿使通ひそ。吾は任那に據り有ちて亦日本に通はじ。弟君の婦樟媛は、國家の情深く、君臣の義切に、└13ウ忠白日に踰ふ。節は青松に冠ぎたり。斯の謀叛ことを惡みて、盜に其の夫を殺して室の内に隱埋め、乃ち海部直赤尾と與に百濟の獻れる手末才伎を將て大嶋に在り。天皇弟君不在ことを聞しめして、日鷹吉士、堅磐固安錢を遣し（堅磐、此をカタシハと云ふ。）共に復命ま

をさしめたまふ。遂に即ち倭國吾礪ノ廣津邑に安置しめたまふ。而るに病死る者衆し。(廣津、此をヒロキツと云ふ)。是に由りて、天皇、大伴ノ大連室屋に詔して、東ノ漢ノ直掬に命して、新漢ノ陶部ノ高貴、鞍部ノ堅貴、畫部因斯羅我、錦部ノ定安那錦、譯語ノ卯安那等を以て上桃原、下桃原、眞神原の三所に遷し居らしむ。L14オ(或本に云く、吉備ノ臣弟君、百濟より還り漢ノ手人部、衣縫部、宍人部を獻る。)

八年春二月、身狹ノ村主青、檜隈ノ民使博德を遣して、吳ノ國に使はす。天皇位に即きましゝより、是の歲に至るまで、新羅國背き誕りて、苞苴入らざること、今に八年。而を大に中國の心を懼れて好を高麗に脩む。是に因りて高麗ノ王、精兵一百人を遣りて、新羅を守らしむ。頃く有りて高麗の軍士一人、取レ假に國に歸れり。時に新羅人を以て典馬と爲して(典馬、此をウマカヒと云ふ)顧に謂ひて曰く。汝の國は吾が國の爲めに破られむこと久しきに非じ。(一本に云く、汝國は果して吾が土と成ること久しきに非じ)。其の典馬聞きて、陽りて其の腹を患まねし、退きてL14ウ後れ在りき。遂に國に逃れ入り、其の所語を說きぬ。是に於て新羅王、乃ち高麗の僞り守ることを知りて、使を遣し馳せて國人に告して曰く、人家ノ內に養なふ鷄の雄者を殺せ。國人意を知りて盡く國ノ內に有る高麗人を殺す。惟に遺れる高麗一人あり。間に乘じて脫るることを得て其の國に逃入りて皆具に爲說ふ。高麗王即ち軍兵を發して筑足流ノ城に屯聚む。(或本に都久斯岐ノ城と云ふ)遂に歌舞して樂を興す。是に於て新羅王、夜高麗軍の四面に歌ひ舞を聞きて賊の盡く新羅の地に入ると知り、乃ち人を任那ノ王に使りて曰く。高麗ノ王我が國を征伐つ。此の時に當りて、綴れ

る旒の若し。然して國の危きこと殆累卵たるより過ぐ。└15オ命の脩短大だ計られざるなり。伏して救を日本府の行軍の元帥等に請ふ。是に由りて任那王、膳ノ臣班鳩（班鳩、此をイカルガと云ふ）吉備ノ臣小梨、難波ノ吉士赤目子を勸め、往きて新羅を救はしむ。膳ノ臣等未だ營に至らざるに止まりぬ。高麗の諸將、未だ膳ノ臣等と相戰はざるに皆怖る。膳ノ臣等乃ち自力て、軍を勞ひ、軍中に令ちて、促に攻具を爲して、急く進み攻つ。高麗と相守ること十餘日、乃ち夜險を鑿ちて地道と爲て、悉に輜車を過りて奇兵を設けたり。會明に高麗謂へらく、膳ノ臣等遁れむと爲なり。軍を悉して來り追ふ。乃ち奇兵を縱ちて、歩騎夾み攻めて大く破りつ。二國の怨此によりて└15ウ生る。（二國を言ふは、高麗新羅なり）膳ノ臣等新羅に謂りて曰く。汝至りて弱きを以て至りて強きに當れり。官軍救はざらましかば、必ず爲に乘れなまし。將に人の地と成りたらむ、殆此の役に。今より以後、豈に天朝を背きまつらむや。

九年春二月甲子朔。凡河内ノ直香賜と釆女とを遣して、胸方ノ神を祠しめたまふ。香賜と釆女と既に壇所に至りて（香賜、此をカタブと云ふ）、事を行はむとするに及び、其の釆女を姧す。天皇聞しめして曰く。神を祠りて福を祈る、ことは愼まざるべけむや。乃ち難波の日鷹ノ吉士を遣りて誅さむとす。時に香賜即ち逃亡げて在らず。天皇復弓削ノ連豐穗を遣りて、普く國郡の縣に求む。遂に└16オ三嶋ノ郡の藍ノ原に執へて斬りつ。

三月、天皇親ら新羅を伐むと欲す。神天皇に戒めて曰く。無往しそ。天皇是に由りて果して行さず。紀ノ小弓ノ宿禰、蘇我ノ韓子ノ宿禰、大伴ノ談ノ連（談、此をカタリと云ふ）、小鹿火ノ宿禰等に勅して曰く。新羅西ノ

土に居りし白り葉を累ねて稱レ臣へり。朝聘ること違ふこと無し。貢職允に濟れり。朕の天ノ下に王たるに逮びて、身を對馬の外に投きて、跡を匝羅の表に竄し、高麗の貢を阻ぎ、百濟の城を呑む。況むや後朝聘ること既に闕ぎ、貢職脩むること莫し、狼子の野心ありて、飽きて飛り、飢ゑて附く、汝四の卿を拜さして大將とす。宜く王師を以て薄伐ちて、天罰あるを襲行なへ。L16ウ 是に於て紀ノ小弓ノ宿禰、大伴ノ室屋ノ大連を使て天皇に憂へ陳して曰く、臣拙弱しと雖も、敬みて勅を奉たまはる。但し今臣が婦命過りたるの際なり。能く臣を視養ふ者なし。公冀は此の事を將て具に天皇に陳せ。是に於て大伴ノ室屋ノ大連具に陳すことを爲す。天皇聞しめし悲頽歎たまひ、吉備ノ上道ノ采女大海を以て紀ノ小弓ノ宿禰に賜ひて、身に隨へて視養ふことを爲せと、遂に推轂けて以て遣はす。紀ノ小弓ノ宿禰等、卽ち新羅に入りて、行く傍の郡を屠りとる。（行屠は、並行き並撃つ）新羅王、夜官軍四面に鼓聲を聞きて盡に喙ノ地を得ぬと知りて、數百の騎馬軍と亂ひ走ぐ。是を以て大に敗れ、小弓ノ宿禰L17オ 追ひて敵將を陣中に斬る。喙ノ地悉く定まりて、遺の衆下はず。紀ノ小弓ノ宿禰亦兵を收めて、大伴ノ談ノ連等と會ふ。兵復大に振ふ。遺の衆と戰ふ。是の夕大伴ノ談ノ連、及び紀ノ崗前ノ來目ノ連皆力鬪ひて死にぬ。談ノ連の從人、同姓津麻呂、後に軍ノ中に入りて、其の主を尋覓む。從軍覓め出でゝ問ひて曰く、吾が主大伴ノ公、何處に在す。人告げて曰く、汝の主等は果て敵の手の爲に殺されきといひて屍の處を指示す。津麻呂聞き踏叱びて曰く、主既已に陷にたり、何を用てか獨り全らむ。因りて復敵に赴き同時に殞命ぬ。頃く有りて遺の衆自ら退り、官軍亦隨ひて却

く、大將軍紀」17ォ小弓宿禰、値病して薨せぬ。是の五月、紀大磐宿禰、父既に薨ぬと聞きて、乃ち新羅に向きて、小鹿火宿禰の掌どれる兵馬の船の官、及び諸の小官を執りて、專用威命ぬ。是に於て小鹿火宿禰、深く大磐宿禰を怨む。乃ち韓子宿禰に詐告げて曰く、大磐宿禰僕に謂りて曰く、我當に復韓子宿禰の掌れる官を執ること久しからじ。願は固く守れ。是に由りて韓子宿禰と、大磐宿禰と隙有り。是に百濟王、日本の諸將小事に緣りて、隙ありと聞き、乃ち人を韓子宿禰等に使はして曰く、國の堺を觀せまつらむと欲ふ。請ふ垂降臨へ。是を以て韓子宿」18ォ禰等、轡を並めて往く。河に至るに及びて、大磐宿禰馬に河に飲ふ。是の時韓子宿禰、後より大磐宿禰の鞍瓦の後橋を射る。大磐宿禰愕然き、反視みて韓子宿禰を中流に射墮して死なしめき。是の三臣、由前相競ひ、行く道に亂り、百濟王宮に及はずして却還りぬ。是に采女大海、小弓宿禰の喪に從ひて日本に到來り。遂に大伴室屋大連に憂ひ諮して曰く、妾葬めむ所を知らず。願は良地を占めたまへ。大連即ち爲に奏しまつる。天皇大連に勅して曰く。大將軍紀小弓宿禰、龍のごと驤り、虎のごと視て、旁く八維を眺、逆節を掩討ち、」18ゥ四海を折衝く。然して則ち身萬里に勞きて、命を三韓に墜しぬ。宜しく哀矜を致して視喪者に宛てよ。又汝大伴卿、紀卿等とは同じ國近き隣の人にして、由來こと尙し。是に於て大連勅を奉はり、土師連小島を使て冢墓を田身輪邑に作きて葬らしむ。是に由りて大海欣悅びて自默すこと能はず。韓奴室、兄麻呂、弟麻呂、御倉、小倉、針六口を以て大連に送りぬ。吉備上道蚊嶋田邑家人部是れなり。別に小

鹿火宿禰、紀小弓宿禰の喪に從ひて來りぬ。時に獨り角國に留り、倭子連をして（連、何姓の人なること未だ詳にせず）八咫鏡を大伴大連に奉らしめて、祈み請してL19曰く、僕紀卿と共に天朝に奉事るに堪へじ。故れ角國に留住らむと請ふ。是を以て大連爲に天皇に奏して、角國に留居らしむ。是れ角臣の初め角國に居りて角臣と名けらるゝは此より始れり。秋七月壬辰朔、河內國言さく。飛鳥戸郡の人、田邊史伯孫が女は、古市郡の人、書首加龍の妻なり。伯孫女兒產むと聞きて、往きて聟の家を賀ぎて、月夜に蓬蔂丘の譽田陵の下に還る。（蓬蔂、此をイチヒコと云ふ）赤駿に騎れる者に逢ふ。其の馬時に濩略にして、龍のごと翥び、欻に聳く擢けて、鴻のごと驚き、異しき體蓬く生りて、殊る相逸れて發り。伯孫就き視て、心に欲す。乃ちL19乘れる驄馬に鞭ちて、頭を齊く轡を並ぶ。爾乃に赤駿超え攄びて、絶於埃塵にみゆ、驅騖こと迅於滅沒ぬ。是に於て驄馬後れて、怠足て、復追ふ可らず。其の駿に乘れる者、伯孫が欲りするを知りて、仍りて停りて馬を換へて相辭り取別はべりぬ。伯孫駿を得て甚歡び、驟して厩に入り、鞍を解し、馬に秣ひて眠ぬ。其の明旦に、赤駿變りて、土馬に爲れり。伯孫心に異みて、還りて譽田陵に覓むるに、乃ち驄馬の土馬の間に在るを、取りて代へて換へし所の土馬を置けり。

十年秋九月乙酉朔戊子（○四日）。身狹村主靑（等）、吳の獻つれる二の鵝を將て、筑紫に到る。是の鵝水間君の犬の爲めに囓はれて死ぬ。（別本にL20云く、是の鵝は筑紫の嶺縣主泥麻呂の犬の爲に囓れて死

ぬ）是に由りて水間君恐怖みて、自ら默すこと能はず。鴻十隻と養鳥人とを獻りて罪を贖はむと請まをす。天皇許したまふ。冬十月乙卯朔辛酉（〇七日）、水間君の獻れる養鳥人等を以て輕村磐余村二所に安置しむ。

十一年夏五月辛亥朔。近江國栗本郡言く。白鸕鷀谷上濱に居ると、因りて詔して、川瀨舍人を置かしめたまふ。秋七月、百濟國より逃げ化來る者あり。自ら稱名て貴信と曰ふ。又稱ふ貴信は呉の國の人なりと。磐余の呉の琴彈、壃手の屋形麻呂等は是れ其の後L20なり。冬十月、鳥官の禽、菟田人の狗の爲に齧はれて死す。天皇瞋りて面を黥みて鳥養部と爲す。是に於て信濃國の直丁と、武藏國の直丁と侍宿せり。相謂りて曰く、嗟乎我國に積みおける鳥の高さ、小墓に同じ。旦暮に食へども、尚其の餘有り。今天皇一の鳥の故に由りて、人の面を黥みたまふ。太だ道理無し惡行之主なりとまをしき。天皇聞しめして聚め積しめたまふ。直丁等忽ちに備ふること能はず。仍りて詔して鳥養部と爲したまふ。

十二年夏四月丙子朔己卯（〇四日）。身狹村主靑と、檜隈民使博德とを出して呉に使はす。冬十月癸酉朔壬午（〇十日）、天L21皇木工鬪鷄御田に命せて（一本に云く、猪名部御田は蓋し誤れるなり）始めて樓閣を起らしむ。是に於て御田樓に登りて、疾く四方に走ること飛び行くが若きこと有り。時に伊勢采女有り、仰ぎて樓の上を觀て彼の疾行くを恠みて庭に顛仆して擎ぐる所の饌を覆しつ。（饌は、御膳之物なり。）天皇便ち御田、其の采女を姧せりと疑ひたまひて、自ら刑さむと念して、物部に付けたまふ。時に

秦ノ酒ノ公侍坐り、琴の聲を以て天皇に悟らしめまつらむと欲りして、琴を横へて彈きて曰く、

神風の、伊勢の、伊勢の野の、榮を、いほふるかきて、其が作る迄に、大君に、堅く仕へまつらむと、吾L21ウが命も、長くもがと、いひし匠はや、あたら匠はや。

是に於て天皇、琴の聲を悟りまして、其の罪を赦したまふ。

十三年春三月、狹穗彦の玄孫、齒田根ノ命、竊に采女山ノ邊ノ小嶋子を姧せり。天皇聞しめし、齒田根ノ命を以て、物部ノ目ノ大連に收付て責讓しめたまふ。齒田根ノ命、馬八匹大刀八口を以て罪過を祓除ひ。既にして歌ひて曰く、

山の邊の、小島子ゆゑに、人衒ふ、馬の八匹は、惜しL22オけくもなし。

目ノ大連聞きて奏す。天皇齒田根ノ命を使して、資財を露に餌香ノ市邊の橘〔○橋カ〕本の土に置かしめたまひ、遂に餌香の長野ノ邑を以て物部ノ目ノ大連に賜ふ。秋八月、播磨ノ國の、御井隈ノ人、文石ノ小麻呂、力有りて心強く、肆まゝに暴虐行す。路中に抄劫めて、行を通はしめず。又商客の艖艄を斷へて、悉に以て奪ひ取り、兼ねて國ノ法に違ひ、租賦を輸らず。是に於て天皇、春日ノ小野ノ臣大樹を遣して、敢死士一百を領て、並に火炬を持て、宅を圍みて燒く。時に火炎の中より、白狗暴に出でゝ、大樹ノ臣を逐ふ。其の大さ馬の如し。大樹ノ臣神色變らずして、L22ウ刀を拔きて斬りつ。即ち文石ノ小麻呂に化爲ぬ。

秋九月、木工猪名部ノ眞根、石を以て質と爲し、斧を揮りて材を斲るに、終日斲れども、誤りて刃を傷ら

ず。天皇其の所に遊詣して、怪み問ひて曰く、恒に誤ちて石に中てずや。眞根答へて曰く、竟に誤らずとまをす。是に於て眞根暫く停めて、仰ぎ視て斷る。覺えず手誤ちて、刃を傷りつ。天皇因りて嘖讓て曰く、何處にありし奴ぞ、朕を畏れず、不貞心を用て安く輙しく答ふとのりたまひ、仍りて物部に付けて野に刑さしめたまふ。爰に同伴巧者有りて眞根を歎惜しみて、歌を作りて曰く、

可惜しき、猪名部L23の匠、かけし墨繩、其が無けば、誰かかけむよ、あたら墨繩。

天皇是の歌を聞こし、反りて生ら悔惜みて、喟然頽歎たまひて曰く、幾に人を失ひつる哉と、乃ち赦使を以て甲斐の黑駒に乘せて馳せて刑所に詣らしめ、止めて赦したまひ、用て徽纆を解かしめき。復作歌曰く、

ぬばたまの、甲斐の黑駒、鞍被せば、命死なまし、甲斐の黑駒。（一本、イノチシナマシを換へて、イシカズアラマシと云ふ）。

十四年春正月丙寅朔戊寅（○十三日）。身狹村主青等、L23ウ 吳の國の使と共に、吳の獻れる手末才伎、漢織、吳織、及び衣縫兄媛、弟媛等を將て、住吉津に泊つ。是の月、吳の客の道を爲りて、磯齒津路に通ふ。吳坂と名く。三月、臣連に命して吳の使を迎へて、即ち吳人を檜隈野に安置らしむ。因りて吳原と名く。衣縫兄媛を以て大三輪神に奉り、弟媛を以て漢衣縫部と爲させたまふ。漢織、吳織、衣縫は、是

れ飛鳥の衣縫部、伊勢の衣縫が先なり。夏四月甲午朔。天皇呉人に設へたまはむと欲して、群臣に歴問ひて曰く、其の共食者誰が好けむ。群臣僉曰く、根ノ使主可けむ。天皇即ち根ノ使主に命せて共食者と爲したまふ。⌊24オ遂に石ノ上の高拔原に於て呉人に饗へたまふ。時に密に舍人を遣して裝餝を視察せしめたまふ。舍人復命して曰く、根ノ使者著る玉縵、大貴に最好し。又衆人の云く、前に使を迎へし時も又亦著けり。是に於て天皇自ら見たまはむと欲して、臣連に命せて裝しむること饗へせし時の如くして、殿前に引見たまふ。皇后天を仰ぎ歔欷き、啼泣ち傷哀みたまふ。天皇問ひて曰く、（何に由りて）泣るや。皇后床を避けて對へて曰く、此の玉縵は、昔妾が兄大草香ノ皇子、穴穗ノ天皇の勅を奉り、妾を陛下に進る時に、妾が爲に獻れる物なり。故に疑を根ノ使主に致して不覺に涕垂り哀泣つとまをしき。天皇聞き驚き大く怒り、深く根ノ使⌊24ウ主を責めたまふ。根ノ使主對へて言く、死罪死罪、實に臣の愆なり。詔して曰く、根ノ使主は今より以後、生子孫孫八十聯綿、群臣の例に莫預らしめそ。乃ち將に斬らむとしたまふ。根ノ使主逃匿れて日根に至りて稻城を造りて待戰ふ。遂に官軍の爲に殺されぬ。天皇有司に命して子孫を二つに分け、一分をば大草香部の民と爲て、皇后に封し。一分をば茅渟ノ縣主に賜ひ負囊者と爲したまふ。即ち難波ノ吉士日香香の子孫を求めて、姓を賜ひて大草香部ノ吉士と爲したまふ。其日香香等が語は、穴穗ノ天皇ノ紀に在り。事平ぎし後に、小根ノ使主（小根ノ使主は、根ノ使主の子なり）夜臥して人に謂りて曰く、天皇の城は⌊25オ堅からず。我が父の城は堅し。天皇傳に是の語を聞こして、人をして根ノ使主の

宅を見せしめしに實に其の言の如し。故れ收へて殺しつ。根使主の後は坂本臣と爲ること是より始れり。

十五年、秦民分散て、臣連等各欲の隨に駈使ひて、秦造に委せず。是に由りて秦造酒甚以て憂と爲して天皇に仕へまつる。天皇愛しく寵みたまひ、秦民を聚りて、秦酒公に賜ふ。公仍りて百八十種の勝(部)を領率て庸調絹縑を奉獻り、朝庭に充積む。因りて姓を賜ひて禹豆麻佐と曰ふ。(一にウヅモリマサと云ふ。皆盈て積るの貌たり)L25ウ

十六年秋七月、詔して桑に宜しき國縣に桑を殖ゑしむ。又秦民を散遷して、庸調を獻らしむ。冬十月、詔して漢部を聚めて、其の伴造者を定め姓を賜ひて直と曰ふ。(一本に云く、漢使主等に姓を賜ひて直と曰ふ)

十七年春三月丁丑朔戊寅(〇二日)。土師連等に詔して朝夕の御膳を盛るべき清き器を進らしむ。是に於て土師連の祖、吾笥、仍ち攝津國の來狹狹村、山背國の內村、俯見村、伊勢國の藤形村、及び丹波、但馬、因幡の私民部を進る。名けて贄土師部と曰ふ。L26オ

十八年秋八月己亥朔戊申(〇十日)。物部菟代宿禰、物部目連を遣して、以て伊勢の朝日郎を伐たしめたまふ。朝日郎官軍至ると聞きて、卽ち伊賀の青墓に逆戰ひて、自ら能く射と矜りて、官軍に謂りて曰く、朝日郎が手に誰れの人か中る可き。其の發てる箭は、二重の甲を穿す。官軍皆懼づ。菟代宿禰敢へて進み擊たず。相持る二日一夜。是に於て物部目連自ら大刀を執りて、筑紫の聞の物部大斧手

をして楯を執りて、軍の中に叱しめ、倶に進しむ。朝日ノ郎乃ち遥に見て、大斧手が楯二重甲を射穿ち、并て身の肉に入ること一寸。大斧手楯を以て物部ノ└26ウ目ノ連を翳す。目ノ連即ち朝日ノ郎を獲へて斬しつ。是に由りて莵代ノ宿禰克たざるを羞愧ぢて、七日まで復命さず。天皇侍臣に問ひて曰く、莵代ノ宿禰何ど復命さざる。爰に讃岐の田虫別といふひと有り、進みて奏曰く。莵代ノ宿禰怯し。二日一夜の間に、朝日ノ郎を擒執ること能はずて、物部ノ目ノ連、筑紫の聞の物部ノ大斧手を率て朝日ノ郎を獲へ斬しつ。天皇聞しめして、怒り輙ち莵代ノ宿禰の有てる猪名部を奪ひて物部ノ目ノ連に賜ふ。

十九年春三月丙寅朔戊寅（〇十三日）。詔して穴穂部を置きたまふ。└27オ

二十年冬、高麗王大に軍兵を發して、伐ちて百濟を盡す。爰に少許の遺りの衆有り、倉下に聚居り、兵粮既に盡きて、憂泣ること茲に深し。是に於て高麗の諸將王に言ひて曰く、百濟の心許非常し。臣毎に見るに、不覺自失ふことを、恐くは更蔓生なむか。請ふ遂に除はむと。王曰く、可くもあらず。寡人聞く。百濟ノ國は日本ノ國の官家として、由來こと遠久し。又王入りて天皇に仕ふること、四隣の共に識る所なり。遂に止みき。（百濟記に云く、蓋鹵王乙卯年の冬、狛の大軍來りて大城を攻ること七日七夜、王城降り陷る。遂に尉禮國を失ひ、王及び大后王子等皆敵の手に沒しぬ）

二十一年春三月、天皇百濟の高麗の爲めに破られぬと聞しめして、└27ウ久麻那利を以て汝洲王に賜ひ、其の國を救ひ興さしむ。時ノ人皆云く、百濟ノ國屬既に亡び、倉下に聚み憂ふと雖も、實に天皇の頼り

て、更に其の國を造す。（汶洲王は蓋鹵王の母弟なり。日本舊記に云く、久麻那利を以て末多王に賜ふ。蓋し是れ誤なり。久麻那利は任那ノ國の下哆呼利縣の別の邑なり。）

二十二年春正月己酉朔、白髮ノ皇子を以て皇太子と爲したまふ。秋七月、丹波ノ國、餘社ノ郡、管川ノ人、水ノ江の浦嶋ノ子、舟に乘りて釣す。遂に大龜を得たり。便ち女と化爲る。是に於て浦嶋ノ子、感りて婦と爲し、相逐ひて海に入り、蓬萊山に到り仙衆を歷觀る。語は別∟28卷に在り。

二十三年夏四月、百濟文斤王薨せぬ。天皇は昆支王の五ノ子の中、第二末多王の幼年て聰明を以て、勅して內裏に喚し、親ら頭面を撫で誡勅の慇懃にして、其の國に王と使たまふ。仍りて兵器を賜ひ、并せて筑紫ノ國の軍士五百人を遣して國に衞送らしむ。是を東城王と爲す。是の歲百濟の調賦常の例より益れり。筑紫の安致ノ臣、馬飼ノ臣等船師を率て高麗を擊つ。秋七月辛丑朔。天皇寢疾不預たまふ。詔して賞罰支度の事、巨き細きと無く、並に皇太子に付ねたまふ。八月庚午∟28朔丙子（○七日）。天皇疾彌甚し。百寮と辭訣れ、手を握りて歔欷たまふ。大殿に崩りましぬ。大伴ノ室屋ノ大連と東漢ノ掬ノ直とに遺詔したまひて曰く。方今區宇一家、烟火萬里し。百姓艾安く、四夷賓服まつる。此れ又天意なり。區夏を寧にせむと欲す。所以に心を小め己を勵まして、日に一日を愼む。蓋し百姓の爲の故なり。臣連伴造、每日に朝參す。國ノ司郡ノ司時に隨ひて朝集ば、何ぞ心府を罄竭して、誡勅を慇懃にせざらむ。義は乃ち君臣、情は父子を兼ぬ。庶は臣連の智力に藉り內外の心を歡しめ、普天の下をして永く安樂

を保たしめむと欲りき。謂はず遘疾彌留れて、大漸に至るといふことを。此れ乃ち𠃊29オ人生の常の分。何ぞ言及に足らむ。但朝野の衣冠、未だ鮮麗なるを得ず、教化政刑猶未だ善を盡さず。言を興けて此を念ふに、唯だ以て恨を留む。今年若干に踰えぬ。復た天と稱はじ。筋力精神、一時に勞竭きぬ。此の如き事は本より爲るに非らず。止百姓を安養めむと欲りす。此を致すの所以は生子孫誰れか念を屬けざらむ。既に天下の爲めに事の情を割す須し。今星川ノ王、心に悖惡を懷き、行ひ友于を闕げり。古人言へる有り。臣を知るは君に若くは莫し。子を知るは父に若くは莫し。縱使星川志を得て、共に家國を治むるも、必ず當に戮辱臣連に遍かるべし。酷毒民庶に流りなむ。夫れ惡しき子孫は、已に百姓の爲に憚られ、好き子𠃊29ウ孫は大業を負荷つに足れり。此れ朕が家事と雖ども、理隱す容らず。大連等民部、廣大にして國に充盈てり。皇太子の地上嗣に居れり。仁孝著れ聞えたり。以ふに其の行業朕が志を成すに堪へたり。此を以て共に天ノ下を治めば、朕瞑目るとも何ぞ復恨むべき。(一本に云く、星川ノ王腹惡しく心麁く、天ノ下に著れ聞えたり。不幸て朕崩なむの後、當に皇太子を害るべし。汝等民部甚多なり。努力相助けよ。勿侮慢しめそ。)是の時に新羅を征つ將軍、吉備ノ臣尾代、行きて吉備ノ國に至り、家を過る。後に所率たる五百ノ蝦夷等、天皇崩りますと聞きて、乃ち相謂りて曰く、吾が國を領制めたまふ天皇既に崩りましぬ。時失ふべからず。乃ち相聚結て傍の郡を侵し寇ふ。是に於て尾代家より來りて、𠃊30オ蝦夷に娑婆ノ水門に會ひて、合戰ひて蝦夷等を射る。或は踊り、或は伏し、能く箭を避脫けて、終に射ることあ

たはず。是を以て尾代空く弓弦を海濱の上に彈し、踊り伏す者二隊を射死し、二嚢の箭既に盡きぬ。即ち船人を喚ひ箭を索ふ。船人恐ぢて自退りぬ。尾代乃ち弓を立て末を執りて歌ひて曰く、

道に會ふや、尾代の子、母にこそ、聞えずあらめ、國には、聞えてな。

唱ひ訖へて自ら數人を斬り、更に追ひて丹波國、浦掛水門に至り、盡く逼め殺しつ。（一本に云く、追ひて浦掛に至りて人を遣して盡く殺さしめつ）L30

日本書紀卷第十四　終

日本書紀卷第十五

白髮武廣國押稚日本根子天皇　清寧天皇
弘計天皇　顯宗天皇
億計天皇　仁賢天皇

白髮武廣國押稚日本根子天皇　（清寧天皇）

白髮武廣國、押稚日本根子ノ天皇は、大泊瀬幼武ノ天皇の第三子なり。母を葛城ノ韓媛と曰ふ。天皇生ましながら白髮く、」1長りて民を愛みたまふ。大泊瀬ノ天皇、諸の子の中に特に靈異みたまふ所なり。二十二年立ちて皇太子と爲りたまふ。二十三年八月、大泊瀬ノ天皇崩りましぬ。吉備ノ稚媛、陰に幼子星川ノ皇子に謂りて曰く。天下之位登さむとならば、先づ大藏の官を取れ。長子磐城ノ皇子、母夫人の、其の幼子に教ふるの語を聞きて曰く。皇太子は是れ我弟なりと雖ども、安ぞ欺く可けむや、不可爲。星川ノ皇子聽かずして、輙ち母夫人の意に隨ひ、遂に大藏官を取り、外の門を鏁閉め、式て難に備ふ。權勢自由に、官物を費用す。是に於て大伴ノ室屋ノ」1大連、東漢ノ掬直に言ひて曰く。大泊瀬ノ天皇の遺詔、今將に至らむとす。宜く遺詔に從ひて皇太子に奉るべし。乃ち軍士を發して大藏を圍繞む。外より拒ぎ閇

めて、火を縱けて燔殺す。是の時吉備ノ稚媛、磐城ノ皇子、異父の兄、兄君、城ノ丘前ノ來目（名を闕せり）、星川ノ皇子に隨ひて燔殺されぬ。惟だ河內ノ三野ノ縣主小根、慄然振怖き、火を避けて逃れ出で、草香部ノ吉士漢彥が脚を抱きて、因りて大伴ノ室屋ノ大連に生かむことを祈みまをさしめて曰く。奴縣主小根が星川ノ皇子に事へしは信なり。而し皇太子を背きまつること有ること無し。乞ふ洪恩を降れて、他命を救ひ賜へ。漢彥乚。乃ち具に爲に大伴ノ大連に啓して刑類に入らじと。小根仍りて漢彥を使て大連に啓して曰く。大伴ノ大連ノ我君、大なる慈愍を降して、促短る命既に續延長りて、日の色を觀ること獲たり。輒ち難波の來目ノ邑、大井戶の田十町を以て大連に送り、又田地を以て漢彥に與へて、以て其の恩に報ゆ。是の月、吉備の上道ノ臣等、朝に亂作りと聞きて、其の腹に生れませる星川ノ皇子を救はむと思ひて、船師四十艘を率て海に來浮ぶ。既にして燔殺されぬと聞きて、海よりして歸れり。天皇即ち使を遣して上道ノ臣等を嘖讓めて、其の領むる山部を奪ひたまふ。冬十月己巳朔壬申（〇四日）。大乚。伴ノ室屋ノ大連、臣連等を率て璽を皇太子に奉る。

元年春正月戊戌朔壬子（〇十五日）。有司に命せて壇場を磐余の甕栗に設けて、天皇位陟しめす。遂に宮を定めたまふ。葛城ノ韓媛を尊びて皇太夫人と爲させたまふ。大伴ノ室屋ノ大連を以て大連とし、平群ノ眞鳥ノ大臣を大臣と爲すこと、並に故の如し。臣連伴ノ造等、各職位まゝに依る。冬十月癸巳朔辛丑（〇九日）。大泊瀨ノ天皇を丹比ノ高鷲ノ原の陵に葬りまつる。時に隼人晝夜陵の側に哀號ぶ。食を與へども喫はず。七

日にして死にき。有司蕤を陵の北に造り、禮を以て葬りぬ。是の年大歳庚∟3ォ申。
二年春二月。天皇子無きを恨みたまひて、乃ち大伴ノ室屋ノ大連を諸國に遣して、白髮部ノ舍人、白髮部ノ膳夫、白髮部ノ靱負を置き。冀くは遺跡を垂れて後に觀せしめむと。冬十一月に、大嘗供奉の料に依り、播磨に遣して、國ノ司山部ノ連の先祖、伊與の來目部ノ小楯・赤石ノ郡の縮見の屯倉ノ首、忍海部ノ造細目が新室に於て市邊ノ押磐ノ皇子の子、億計、弘計を見たてまつり、畏敬兼抱きたてまつり、君と爲て奉らむと思ひて、養し奉ること甚謹み、私を以て供給る。便ち柴垣ノ宮を起て、權に安∟3ゥ置せ奉り、驛に乘り馳せて奏しき。天皇愕然き、驚歎きたまひて良久しく、以て愴懷して曰く、懿哉、悅命。天博愛を垂りて、賜ふに兩の兒を以ちてす。是の月、小楯を使して節を持ち左右ノ舍人を將て赤石に至たり迎へ奉らしむ。語は弘計天皇ノ紀に在り。
三年春正月丙辰ノ朔、小楯等億計、弘計のみこを奉り、攝津ノ國に到り、臣連をして節を持ちて王青蓋車を以て宮ノ中に迎入れたまふ。夏四月乙酉朔辛卯〔〇七日〕。億計ノ王を以て皇太子と爲させたまひ、弘計ノ王を以て皇子と爲させたまふ。秋七月、飯豐ノ皇女、角刺ノ宮にて與夫初交たまひ、人に謂りて曰く、一女の道を知りぬ。又安ぞ異なる可けむ。終に交於男を願したまはず。（此に∟4オ夫有りと曰ふ。未だ詳ならず）
九月壬子朔癸丑〔〇二日〕。臣連を遣して風俗を巡省せしむ。冬十月壬午朔乙酉〔〇四日〕。詔く、犬馬器翫を獻上ることを得ず。十一月、辛亥朔戊辰〔〇十八日〕。臣連に大庭に宴したまふ。綿帛を賜ひて皆

其の自ら取るを任せたまへば、力の盡りにして出づ。是の月海表の諸蕃、並に使を遣して調進る。四年春正月庚戌朔丙辰（〇七日）。海表の諸蕃の使者を朝堂に宴したまふ。物を賜ふに各差あり。夏閏ノ五月、大に酺する五日。秋八月丁未朔癸丑（〇七日）。天皇親ら囚徒を錄ひたまふ。是の日蝦夷隼人、並に内附ふ。九月丙子朔、天皇射殿に御して、百寮及び海表の乚使者に詔して射しめ、物を賜ふに各差有り。五年春正月甲戌朔己丑（〇十六日）。天皇宮に崩りましぬ。時に年若干。冬十一月庚午朔戊寅（〇九日）。河内の坂門ノ原の陵に葬りまつりぬ。

顯宗天皇

弘計天皇

弘計ノ天皇（更名は、來目ノ稚子）は、大兄去來穗別ノ天皇の孫なり。市邊ノ押磐ノ皇子の子なり。母は荑媛と曰ふ。（荑、此をハエと云ふ。譜第に曰く、市邊ノ押磐ノ皇子、蟻ノ臣の女荑媛を娶りて、遂に三男二女を生ませたまふ。其の一を居夏姫と曰ふ。其の二を億計ノ王と曰ふ。更ノ名は嶋ノ稚子、更ノ名は大石ノ尊。其の三を乚　弘計ノ王と曰ふ。更ノ名は來目ノ稚子。其の四を飯豐女王と曰ふ。亦名は忍海部ノ女王。其の五を橘ノ王と曰ふ。一本に飯豐女王を以て億計王の上に列叙たり。蟻ノ臣は葦田ノ宿禰の子なり）天皇久く邊裔に居して、悉く百姓の憂苦を知しめせり。恒に枉屈たるを見て四體を溝隍に納るゝ若し。德を布きて惠を施して、政令流行れ、貧を卹み孀を養ひて、天ノ下親附く。穴穗ノ天皇の三年十月。天皇

の父市邊ノ押磐ノ皇子、及び帳内佐伯部ノ仲子、蚊屋野に於て大泊瀬ノ天皇の爲に殺されたまひ、因りて同穴に埋む。是に於て天皇、億計ノ王と父の射られたまふことを聞きて、恐懼ちて皆逃亡げて自ら匿れぬ。帳内日下部ノ連使主（使主は、日下」5部ノ連の名なり。使主、此をオミと云ふ）、其の子吾田彦と竊に天皇と億計ノ王とを奉り、難を丹波ノ國の余社ノ郡に避く。使主遂に名字を改めて田疾來と曰ふ。尚ほ誅されむことを恐れて、茲より播磨ノ國、縮見山の石室に逃入りて自經ぎて死ぬ。天皇尚ほ使主の之ける所を識りたまはず。兄億計ノ王を勸めて、播磨國赤石郡に向ふ。倶に字を改めて丹波ノ小子と曰し、縮見の屯倉ノ首に就任ふ。吾田彦此に至り離れまつらず。固く執臣禮る。白髮ノ天皇二年、冬十一月、播磨ノ國ノ司山部ノ連の先」6祖、伊與の來目部ノ小楯、赤石郡に於て親ら新嘗の供物を辨ふ。（一に云く、郡縣を巡行りて田租を收斂む。）適縮見ノ屯倉ノ首、縱賞新室して、夜を以て晝に繼ぐに會へり。爾乃に天皇兄億計ノ王に謂ひて曰く、亂を斯に避けて、年數紀を踰ねぬ。名を顯し、貴を著すは、方に今宵に屬れり。億計ノ王惻然み歎曰く。其れ自ら導揚げて害されむと、身を全くして厄を免れむとは孰れぞや。天皇の曰く、吾は是れ去來穗別ノ天皇の孫なり。而して人に困事へて、牛馬を飼牧ふ。豈に名を顯して害されむに若かむや。遂に億計ノ王と相抱へて涕泣自ら禁ること能はず。億計ノ王曰く、然らば則ち弟に非ずて誰か能く大節を激揚げて、」6以て顯著す可けむ。天皇固辭まして曰く、僕才なし。豈に敢へて德業を宣揚げむや。億計ノ王曰く、弟は英才賢德ましますこと、爰に過る人無し。如是相讓りたまへること

再三にして、果して天皇をして自ら許して稱述げしめ、俱に室の外に就きて下風に居り。屯倉ノ首 令せ、竈の傍左右に居ゑて、燭を秉さしむ。夜深け酒酣にして、次第に儛訖りぬ。屯倉ノ首、小楯に謂ひて曰く、僕此の秉燭者を見れば、人を貴びて己を賤しみ、人を先にして己を後にし、恭敬ひ節に樽きて、退讓りて禮を明にせり。（樽は猶趁のごとし、相從ふなり。止まるなり）。君子と謂ふ可し。是に於て小楯、絃撫きて、秉燭者に命せて曰く、起ちて儛へ。是に於て兄弟相讓りて、久くして起たず。小楯嘖めて曰く、何爲ぞ太だL7遲き。速に起ちて儛へ。億計ノ王起ちて儛ひ既了りぬ。天皇次に起ちて、自ら衣帶を整ひて、室壽して曰く。築立る稚室葛根。築立る柱は、此の家長の御心の鎭なり。取擧ぐる棟梁は、此の家長の御心の林なり。取置る椽橑は、此の家長の御心の齊なり。取置ける蘆萑は、此の家長の御心の平なり。（蘆萑、此をエツリと云ふ。萑は音之潤反）取結へる縄葛は、此の家長の御壽の堅めなり。取葺ける草葉は、此の家長の御富の餘なり。出雲は新墾、新墾の十握稻の穗、淺甕に釀酒を、美飮喫哉。（美飮喫哉、此をウマラニヲヤラフルカネと云ふなり）吾L7子等。（子は男子の通稱なり）あしひきの此の傍山の牡鹿の角。（牡鹿、此をサヲシカと云ふ。）擧げて吾儛はば、旨酒餌香の市に、直もて買はず。手掌も憀亮に。（手掌憀亮、此をタナソコモ、ナ（〇ヤとある本もあり）ララニと云ふ。）拍上げ賜へ。吾常世等。

壽ぎ畢へて、乃ち起り節にあはせて歌ひ曰く。

いなむしろ、川ぞひ柳、水行けば、靡き起き立ち、其の根は失せず。

小楯謂りて曰く、可怜し、願くは復た聞かむ。天皇遂に殊儛を作したまふ。（殊儛、古に之を立出儛と謂ふ。立出、之をタツ丶と云ふ。儛ふ狀は起ち仰ら居仰らにして儛ふ）誥び曰く。倭は、彼彼の茅原、淺茅原、弟日僕是なり。小楯是に由りて、深く奇し8異み、更に唱はしめき。天皇誥ひ曰く。石上、振の神榲（榲、此をスギと云ふ）。本伐り、末截ひ、（伐本截末、此をモトキリ、スヱオシハラヒと云ふ。）市邊ノ宮に、天の下治しゝ、天萬國萬、押磐ノ尊の、御裔、僕是なり。小楯大く驚き、席を離れ悵然み、再拜み、承事へ供給りて、屬を率ゐて欽み伏る。是に於て悉に郡ノ民を發して宮を造る、不日して權に安置さしめ奉る。乃ち京都に詣でゝ二王を迎へむことを求めき。白髮ノ天皇聞しめし憙び咨歎き曰く。朕子なし。以ちて嗣と爲べし。大臣大連と策を禁中に定めたまひて、仍りて播磨ノ國ノ司來目ノ小楯を使して節を持たしめ、左右の舍人を將て赤石に至りて迎へ奉らしむ。白髮ノ天し8皇三年春正月、天皇億計王に隨ひて攝津ノ國に到り、臣連を使して節を持ちて王の靑蓋車を以ちて宮ノ中に迎入れまつる。夏四月、億計ノ王を立てゝ皇太子と爲させたまひ、天皇を立てゝ皇子と爲したまふ。五年春正月。白髮ノ天皇崩りたまふ。是の月、皇太子億計ノ王、天皇と位を讓りたまふ。久くして處たまはず。是に由りて、天皇の姉、（○標註姑に改む）飯豐靑ノ皇女、忍海の角刺ノ宮に於て臨朝秉政ちたまひ、自忍海ノ飯豐靑ノ尊と稱りたまふ。當世詞人歌曰く、

倭邊に、見がほしものは、忍海の、この高城なる、角刺の宮。

冬十一月、飯」9ォ豐靑尊崩りたまふ。葛城の埴口丘の陵に葬りまつりぬ。十二月百官大に會へり。皇太子億計、天皇の璽を取りて、之を天皇の坐に置きて再拜みて、諸臣の位に從きたまひて曰く。此れ天皇の位は、功ます者、以て處りたまふ可きなり。貴を著し迎へられたまひしは、皆た弟の謀なり。天下を以て天皇に讓りたまふ。天皇顧み讓りたまふに弟たるを以てし、敢へて位に即きたまふこと莫し。又白髮天皇、先に兄に傳へむと欲し、皇太子に立てたまふを奉り、前にも後にも固辭びまして曰く。日月出でぬ。爝火息まず。其の光に於て難らざればなり。時雨降りて、猶浸灌く。亦勞はしからずや。人の弟たるを貴まふ所は、兄に奉へて難を逃脱れむことを謀り、德を照し紛るゝを解きて」9ゥ處こと無きものなり。即ち處有らむは、弟恭しき義に非じ。弘計は處るに忍びず。兄友しみ弟恭ふは、不易の典、諸を古老に聞くに、安ぞ自獨輕せむ。皇太子億計の曰く。白髮天皇は吾れ兄の故を以て天下の事を擧げて、先づ我に屬けたまひき。我れ其れ之を羞づ。惟るに大王は首利遁るゝを建て、聞之者歎息く。帝の孫を彰顯し。見之者殞涕み憫憫ひて、搢紳は天を戴くの慶を荷ふを忻び、哀哀黔首は地を履むの恩に逢ふを悅ぶ。是を以て克く四維を固めて、永く萬葉を隆にしたまふ。功造物に隣くして、淸き猷世に映れり。超きかも、邈なるかも、粤に得て稱ること無し。是れ兄と曰ふと雖も、豈に先に處らむや。功に非ずして據るときは、咎悔」10ォ必ず至りなむ。吾聞く天皇は以て久く曠す可らず。天

命は以て謙損ぐ可らず。大王は社稷を以て計と爲し、百姓を心と爲たまへり。言を發げ慷慨みて、流涕なに至ります。天皇是に於て終に處らざることを知しめせども、兄の意に逆はず。乃ち聽してぬ御坐に即きたまはず。世其の能く實を以て讓りたまふを嘉して曰く、宜哉、兄弟怡怡み、天ノ下德に歸る。親族に篤ければ則ち民仁を興す。

元年春正月己巳朔、大臣大連等奏して言く、皇太子億計のみこ、聖ノ德明かに茂にして、天ノ下を讓り奉る。陛下正統にまします。當に鴻緒を奉け、郊廟の主と爲りて、祖の窮無きの烈を承續ぎたまはゞ、上は天の心に當り、下は民の└10 望を厭ぎたまふべし。而るを踐祚を不肯たまふ。遂に金銀の蕃國の群僚をして、遠き近き望を失はずといふこと莫からしむ。天の命屬あり。皇太子推讓りたまふ。聖の德彌盛にして、福祚孔章かなるは、孺とき勤め謙恭ひ慈順ひたまへり。宜べ兄の命を奉けて大業を承統たまふ。制めて曰く。可し。乃ち公卿百僚を近ッ飛鳥の八釣ノ宮に召して、即天皇位しめす。百官陪位者は、皆な忻忻ぬ。(或本に云く、弘計ノ天皇の宮は、二所有り。一宮は少郊に、二宮は池野に。又或本に云く、甕栗に宮る)是の月、皇后、難波の小野ノ王を立てたまひ、天ノ下赦したまふ。(難波の小野ノ王は雄朝津間稚子宿禰ノ天皇の曾孫、磐城王の孫、丘ノ稚子ノ王の女なり)二月戊戌朔壬寅(○五日)。詔して曰く、先王多難に遭離まして、荒野に殞命たまへり。朕└11 幼年に在りて、亡逃けて自竄り、猥て求め迎へらるゝに遇ひて、升りて大業を纂ぎ、廣く御骨を求れども、能く知りまつる者莫し。詔

畢りて、皇太子億計と泣哭き憤惋みまして、自勝ること能はず。是の月、耆宿を召聚へて、天皇親ら歴問たまふ。一の老嫗有り、進みて曰く、置目御骨の埋處を知れり。請ふ以て示せ奉らむ。（置目は老嫗の名なり。近江國狹狹城山君の祖、倭帒宿禰の妹、名を置目と曰ふ。下文に見ゆ）是に於て天皇、皇太子億計と老嫗婦を將て、近江國來田綿の蚊屋野の中に幸して、掘出して見せば、果して婦の語の如し。穴に臨みて、哀號びたまひ、言深ろに更慟ふ。古より以來、如斯酷なし。仲子の尸、御骨に交横りて、能く別く者莫し。爰にL11磐坂皇子の乳母有り、奏して曰く、仲子は、上の齒墮落たりき。斯を以て別つ可し。是に於て乳母に由りて髑髏を相別つと雖ども、而も竟に四支諸骨を別つこと難し。是に由りて仍蚊屋野の中に雙陵を造起て、相似せて一の如くし、葬儀異る無し。老嫗置目に詔して宮の傍の近處に居らしめ、優崇め賜卹たまひて、乏少こと無からしめたまふ。是の月、詔して曰く、老嫗伶俜へ羸弱れて、行步に不便らず。宜く繩を張りて引絚し、扶りて出入づべし。繩の端に鐸を懸け、謁すに勞無し。入らは則ち鳴せ。朕汝が到を知らむ。是に於て老嫗詔を奉りて、鐸を鳴して進む。天皇遙に鐸の聲を聞しめし歌曰く。

淺茅原、小何根をL12過ぎ、百傳ふ、鐸ゆらぐもよ、置目來らしも。

三月上巳、後苑に幸して、曲水の宴きこしめす。夏四月丁酉朔丁未（〇十一日）。詔して曰く。凡て人主の民を勸むる所以は、惟だ官を授けたまふなり。國の興る所以は、惟だ功を賞るなり。夫れ前の

播磨ノ國ノ司、來目部ノ小楯（更の名は磐楯）求め迎へて朕を擧げたり。厥ノ功茂し。志願からむ所をば、勿難言そ。小楯謝みて曰く、山ノ官宿より願ふ所なり。乃ち山ノ官に拜けたまひ、改めて姓を山部ノ連の氏と賜ふ。吉備ノ臣を以て副と爲し、山守部を以て民と爲す。善を褒めて功を顯し、恩を酬いて厚に答へ、寵愛殊絶れ、富能く儔ふこと莫し。五月狹狹城[12]山ノ君韓帒ノ宿禰、事皇子押磐を謀り殺すに連〻、誅らるゝに臨み頭を叩きて言詞極めて哀し。天皇加戮るに忍びたまはずて陵戸に充て、兼ねて山を守らしめ、籍帳を削除りて山部ノ連に隸けたまふ。惟に倭帒ノ宿禰、妹置目が功に因りて、仍りて本の姓狹狹城山ノ君氏を賜ふ。六月避暑殿に幸して奏樂きこしめす。羣臣を會へ設ふに酒食を以てす。是の年大歲乙丑。

二年春三月、上巳。後苑に幸して、曲水の宴あり。是の時喜に公卿大夫、臣連、國ノ造、伴ノ造を集へて宴したまふ。羣臣頻に萬歲と稱す。秋八月、己未朔、天皇、皇太子億計に謂りて曰く、吾が父の先王[13]罪無し。而を大泊瀨ノ天皇、射殺し骨を郊野に棄てたまひ、今に至りて未だ獲ず。憤歎懷に盈ち、臥しつゝ泣き行く〳〵號び、讎の恥を雪めむと志ふ。吾れ聞く、父の讎は、與共に天を戴かず。兄弟の讎は兵を反さず。交遊の讎は國を同じくせず。夫れ匹夫の子だにも、父母の讎に居て、苫に寢干を枕にして國を與共にせず。諸市朝に遇ふとも、兵を反さずて便ち鬪ふ。況や吾立ちて天子爲ること今に二年なり。願は其の陵を壞ちて骨を摧き投散さむ。今此を以て報いば亦孝はずや。皇太子億計のみこ、歔欷きて答へたまふこと能はず。乃ち諫めて曰く、可らず。大泊瀨ノ天皇は萬ノ機を正統ねて天ノ下に臨照みたまひ、華

夷欣仰ぎまつりし天皇の[13]身なり。吾が父の先王は是れ天皇の子と雖も、迍邅に遭遇ひて天位に登らず。此を以て之を觀れば、尊卑惟れ別り。而るを忍びて陵墓を壞たば、誰をか人主として天の靈に奉らむ。其の毀つべからざる一つなり。又天皇と億計とは、曾に白髮天皇の厚寵殊恩に蒙遇ざらましかば、豈に寶位に臨むや。大泊瀨天皇は白髮天皇の父なり。億計諸を老賢に聞く。老賢の曰く、言として酬いざる無く、德として報へざる無し。恩有りて報いざるは敗俗の深き者なり。陛下國を饗けて、德行廣く天下に聞ゆ。而るに陵を毀ち翻りて華裔に見せしめば、億計恐くは其の以ちて國に莅み民を子ふべからず。其れ毀つべからざる二つ[14]なり。天皇の曰く、善哉、役を罷めしめよ。九月置目老い困みて還らむと乞して曰く。氣力衰へ邁ぎ、老耄れ虚け弱れたり。綱に扶ることを要假れども、進歩能はず。願は桑梓に歸りまかりて、以て厥の終を送らむ。天皇聞しめし惻痛みたまひて、物千段を賜ふ。逆め岐路を傷みて、重ねて期ひ難きを感きたまふ。乃りて歌を賜ひて曰く。

置目もよ、淡海の置目、明日よりは、み山隱りて、見えずかもあらむ。

冬十月戊午朔癸亥(〇六日)。羣臣を宴す。是の時天下安平にして、民徭役なし。歲比りに登稔あり。百姓殷に富めり。稻斛に銀の錢一文にかふ。牛馬野に被れり。[14]

三年春二月丁巳朔、阿閉臣事代、命を銜けて出で、任那に使ひす。是に於て月神人に著りて謂りて曰く、我が祖高皇産靈、天地を預鎔造たまふの功有り。宜く民地を以て奉るべし。我は月神なり。

若し請の依に我に獻らば當に福慶あらむ、事代是に由りて、京に還りて具に奏す。奉るに歌の荒樔田（歌ノ荒樔田は山背ノ國の葛野ノ郡に在り）を以てし。壹伎ノ縣主の先祖、押見ノ宿禰祠に侍る。三月上巳、後苑に幸して曲水の宴きこしめす。夏四月丙辰朔庚申（〇五日）。日ノ神人に著りて阿閉ノ臣事代に謂りて曰く、磐余の田を以て我が祖高皇産靈に獻れ。事代便ち奏して、神の乞の依に、四十四町を獻り、對馬ノL15オ下縣ノ直祠に侍る。戊辰（〇十三日）。福草部を置きたまふ。庚辰（〇廿五日）。天皇八釣ノ宮に崩りましぬ。是の歲、紀ノ生磐ノ宿禰、任那に跨據りて高麗に交通ふ。將に西、三ノ韓の王として官府を整脩め、自ら神聖と稱る。任那の左魯那奇、他甲背（〇釋訓背）等が計を用て百濟の適莫爾解を爾林（爾林、高麗の地なり）に殺し、帶山城を築きて、東ノ道を距ぎ守り、粮を運ぶ津を斷ちて、軍をして飢困ましむ。百濟ノ王大く怒りて領軍古爾解、內頭莫古解等を遣し、衆を率て帶山に趣き攻めしめたまふ。是に於て生磐ノ宿禰軍を進めて逆に擊ち、膽氣益壯りに、向ふ所皆破ぶる。一を以て百に當つ。俄にして兵盡き、力竭き、事のL15ウ濟らざるを知りて、任那より歸へる。是に由りて百濟ノ國、佐魯那奇、他甲背等三百餘人を殺しぬ。

億計天皇　仁賢天皇

億計ノ天皇、諱は大脚（更の名は大爲）、字は嶋郞。弘計ノ天皇の同母の兄なり。幼くまします、聰く頴れ、才敏く、多に識りたまへり。壯にして仁惠み、謙恕り、溫ぎ慈みます。穴穗ノ天皇崩ります。

に及びて、難を丹波ノ國余社ノ郡に避けたまひき。白髮ノ天皇元年冬十一月。播└16ォ磨ノ國ノ司、山部ノ連小楯、京に詣でゝ迎を求む。白髮ノ天皇尋て小楯を遣して節を持ち、左右の舍人を將て赤石に至り迎へ奉る。二(〇二二)年夏四月、遂に億計ノ天皇を立てゝ皇太子と爲す。(事は弘計ノ天皇ノ紀に具なり)五年白髮ノ天皇崩りたまふ。天皇天ノ下を以て弘計ノ天皇に讓りたまひ、皇太子と爲りたまふこと故の如し。(事は弘計ノ天皇ノ紀に具なり)三年夏四月、弘計ノ天皇崩りたまひぬ。

元年春正月、辛巳朔乙酉(〇五日)。皇太子、石上廣高ノ宮に即二天皇位一。(或本に云く。億計ノ天皇の宮、二所有り。一ノ宮は川村に、二ノ宮は縮見の高野に。其の殿の柱は今に至りて未だ朽ちず)二月、辛亥ノ朔壬子(〇二日)。前の妃、春日ノ大娘ノ皇└16ゥ女を立てゝ皇后と爲したまふ。(春日ノ大娘ノ皇女は、大泊瀨ノ天皇、和珥ノ臣深目が女、童女君を娶りて生む所なり)遂に一男六女を產みましぬ。其の一を高橋ノ大娘皇女と曰ふ。其の二を朝嬬ノ皇女と曰ふ。其の三を手白香ノ皇女と曰ふ。其の四を樟氷ノ皇女と曰ふ。其の五を橘ノ皇女と曰ふ。其の六を小泊瀨稚鷦鷯ノ天皇と曰ふ。天ノ下を有つに及びて泊瀨列城に都りしたまふ。其の七を眞稚ノ皇女と曰ふ。(一本に、樟氷ノ皇女以て第三に列ね、手白香ノ皇女を以て第四に列なるを異と爲す)。次に和珥ノ臣日爪が女、糠君ノ娘、一女を生めり。是を春日ノ山田ノ皇女と爲す。(一本に云く、和珥ノ臣日觸が女、大糠ノ娘一女を生めり。是を山田ノ大娘ノ皇女と爲す。更の名は赤見ノ皇女、文稍異りと雖も其の實は一なり。)└17ォ冬十月丁未朔己酉(〇三日)。弘計ノ天皇を傍丘の磐杯ノ丘ノ陵に葬りまつりぬ。是の歲也

大歲戊辰。

二年秋九月、難波の小野ノ皇后、禮敬なかりしを恐みて自ら死ぬ。（弘計ノ天皇の時に、皇太子億計、宴に侍りき。瓜を取りて喫はむとするに刀子無し。弘計ノ天皇親ら刀子を執りて、其の夫人小野に命して傳へ進めしむ。夫人前に就ちて刀子を瓜盤に立置く。是の日更に酒を酌み、立ちて皇太子を喚す。斯の不敬に緣りて誅を恐みて自ら死ぬ。）

三年春二月己巳朔、石上部ノ舍人を置きたまふ。

四年夏五月、的ノ臣蚊嶋、穗瓮ノ君（瓮、此をベと云ふ）罪有りて皆獄に下りて死ぬ。L17ゥ

五年春二月丁亥朔辛卯〔〇五日〕。普く國郡に散亡げたる佐伯部を求めたまひ、佐伯部ノ仲子の後を以て佐伯ノ造と爲す。（佐伯部ノ仲子の事、弘計天皇紀に見ゆ）

六年秋九月己酉朔壬子〔〇四日〕。日鷹ノ吉士を遣して、高麗に使ひして巧手者を召す。是の秋、日鷹ノ吉士、遣はされし後、女人有り難波ノ御津に居て哭きて曰く、母に亦兄、吾に亦兄、弱草吾が夫何怜。（於母亦兄、於吾亦兄、此をオモニモセ、アレニモセと云ふ。吾夫何怜矣。此をアガツマハヤと云ふ。弱草と言ふは、古へ弱草を以て夫婦に喩ふ故に弱草を以て夫となす。）哭聲甚哀く。L18ォ 人をして腸を斷たしむ。菱城ノ邑の人鹿父（鹿父は人の名なり。俗、父を呼びてカゾと爲す）聞きて前に向みて曰く。何ぞ哭くことの哀しきこと甚此の若き。女人答へて曰く、秋葱の轉雙（雙は重なり）納を思惟ふ可し。鹿父が曰く。諾なり。即ち

言ふ所を知れり。同伴者有り、其の意を悟らずして問曰く、何を以て知れるや。答曰く、難波の玉作部の鯽魚女（鯽魚女、此をフナメと云ふ）韓白水郎暵に嫁ぎて（韓白水郎暵、此をカラマノハタエ（〇ケか）と云ふ。暵は麥を耕る田なり。）哭女を生めり。哭女（哭女、此をナクメと云ふ）住道の人山寸に嫁ぎて飽田女を生めり。韓白水郎暵、其の女哭女と曾に既に倶に死ぬ。住道の人、山寸、玉作部の L18 鯽魚女に上姧けて麁寸を生めり。麁寸飽田女を娶る。是に以て麁寸、日鷹吉士に從ひて高麗に發向く。是に由りて、其の妻、飽田女、徘徊れ顧戀ひて、失緒傷心ひ、哭聲尤切くして人をして腸を斷たしむ。（玉作部の鯽魚女、韓白水郎暵と夫婦と爲り。哭女を生めり。住道の人山寸、哭女を娶り、飽田女を生めり。山寸の妻の父、韓白水郎暵、其の子哭女と曾に既に倶に死ぬ。住道の人、山寸、妻の母玉作部の鯽魚女に上姧けて麁寸を生めり。麁寸飽田女を娶る。或本に云く、玉作部の鯽魚女、前の夫、韓白水郎暵に共ひて、哭女を生めり。更後の夫、住道の人山寸に共ひて麁寸を生めり。則ち哭女と麁寸とは異父兄弟の故に、哭女の女、飽田女、麁寸を呼びて、母に亦兄と曰へるなり。哭女、山寸に嫁ぎ飽田女を生めり。山寸、又鯽魚女に淫けて麁寸を生めり。則ち飽田女と麁寸とは、異母兄弟の故に、飽田女、夫麁寸を呼びて、吾に亦兄と曰へるなり。古者は兄弟長幼を言はず、女は男を以て兄と稱ひ、男は L19 女を以て妹と稱ふ。故れ母に亦兄、吾に亦兄と云ひしのみ。）是の歳、日鷹吉士、高麗より還りて工匠須流枳、奴流枳等を獻る。今倭の國の山邊郡の額田邑熟皮高麗は、是れ其の後なり。

七年春正月丁未朔己酉〔〇三日〕。小泊瀨稚鷦鷯ノ尊を立てゝ皇太子と爲したまふ。

八年冬十月百姓言さく。是の時に國中事無し。吏其の官に稱ひ、海內仁に歸き。民其の業を安くす。是の歲、五穀登衍にして、蠶麥善く收り、遠近淸平ぎ、戶口滋殖る。└19ウ

十一年秋八月庚戌朔丁巳〔〇八日〕。天皇正寢に崩りたまふ。冬十月己酉朔癸丑〔〇五日〕。埴生の坂本ノ陵に葬りまつりぬ。└20オ

日本書紀卷第十五　終

日本書紀卷第十六

小泊瀨稚鷦鷯天皇　　武烈天皇

小泊瀨稚鷦鷯天皇は、億計天皇の太子なり。母を春日大娘皇后と曰ふ。億計天皇の七年、立ちて皇太子と爲りたまふ。長りて刑理を好みたまふ。法令に分明しく、日晏つまで坐朝しめし、幽枉を必達めし、斷獄ることに情を得たまふ。又頻に諸惡を造たまひて、一の善きことをも脩めたまはず。凡諸の酷刑、親ら覽はさずといふこと無し。國内の居人、咸皆震怖づ。十一年、八月、億計天皇崩りましぬ。大臣平群眞鳥臣、專ら國の政を擅にして、日本に王たらむと欲す。陽りて太子の爲に」1オ(宮)を營り了りて即ち自ら居む。觸事に驕慢りて、都て臣の節無し。是に於て太子、物部麁鹿火大連の女影媛を聘さむと思欲して、媒人を遣して影媛が宅に向し期會らしむ。影媛曾眞鳥大臣の男鮪に姧されたり。(鮪、此をシビと云ふ)太子の所期りたまふに違へるを恐れて、報へて曰く、妾望くは、海柘榴市の巷に待ち奉らむ。是に由りて、太子期りし處に往まさむと欲し、近く侍ふ舍人を遣はして、平群大臣の宅に就しめて、太子の命を奉けて官馬を求索しむ。大臣戯言に陽り進みて曰く、官馬は誰が爲めに飼ひ養はむ。命の隨にといひて、久に進つらず。太子懷恨を忍びて顏に發したまはず。果て期りし所に之して、歌場の衆に立して、(歌場、此をウタガキと云ふ)影媛が袖を執へて、躑躅從し1ウ

容ませり。俄くありて鮪ノ臣來りて、太子と影媛との間を排けて立ちぬ。是に由りて太子影媛が袖を放し
て、移り廻きたまひ、向前み立ちて、直に鮪に當りて歌ひ曰く、

潮瀬の、波折を見れば、遊び來る、鮪が鰭袖に、妻立てり見ゆ。（一本に、シホセをミナトに易ふ）

鮪答し歌ひ曰く、

臣の子の、八重や（〇のカ）唐垣、許せとや皇子。

太子歌ひ曰く、

大太刀を、たれ佩き立ちて、拔かずとも、末果しても、逢はむとぞ思ふ。

鮪ノ臣答し歌ひ曰く、

大君の　八重の組垣、」のⅢ　かゝめども、儺鳴阿摩之耳彌、かゝぬ組垣。

太子歌ひ曰く、

臣の子の、八節の柴垣、下とよみ、地震が震り來ば、破れむ柴垣。（一本にヤフノシバカキをヤヘカラカキに易ふ。）

太子影媛に歌を贈りて曰く、

琴頭に、來居る影媛、玉ならば、我が欲る玉の、鰒白玉。

鮪ノ臣影媛の爲に答歌して曰く、

大君の、御帯の、倭文織、結び垂れ、誰やし人も、相思はなくに。

太子、甫て鮪が曾影媛を得たりしことを知りまし、悉に父子の無敬の狀を覺りたまひ、赫然して大く怒ります。此の夜速に大伴金村連の宅に向きたまひ、兵を會へ計策りたまふ。大伴連、數千の兵を將て路に傲へて鮪臣を乃樂山に戮しつ。（一本に云く、鮪影媛の舍に宿り、即夜戮さる。）是の時に影媛、戮るゝ處に逐行きて、是の戮し已へぬるを見て、驚き惶て失所して、悲の涙目に盈つ。遂に歌を作みて曰く。

石の上、布留を過ぎて、薦枕、高橋過ぎ、物多に、大宅過ぎ、はる日の、春日を過ぎ、つま籠る、少佐保を過ぎ、玉笥には、飯さへ盛り、玉盌に、水さへ盛り、泣沾ち行くも、影媛、あはれ。

是に於て影媛、收埋ること既に畢りて、家に還らむと欲りするに臨みて悲鯁びて言さく、苦しきかも、今日我が愛夫を失ひつ。即便ち灑涕ち愴み、心に纏れて歌ひて曰く、

あをによし、奈良の谷に、しゝじもの、水づくへ隱り、水灌ぐ、鮪の壯子を、求り出な猪子。

冬十一月戊寅朔戊子（〇十一日）、大伴金村連、太子に謂して曰く。眞鳥賊擊つべし。請ふ討ちたまへ。太子曰く、天下亂りなむとす。希世なる雄に非ずは、濟すこと能はじ。能く之を安せむは其れ連に在らむか。即ち與に謀を定む。是に於て大伴大連、兵を率ゐて自ら將として、大臣の宅を圍み、火を縱ちて燔く。撝く所雲のごとく靡く。眞鳥大臣、事の濟らざるを恨み、身の免れ難きを知り、計窮まり、望

絶ゆ。廣く鹽を指して詛ふ。遂に殺戮されぬ。其の子弟さへに及べり。詛ふ時に唯だ角鹿の海の鹽を忘れて、以て詛はず。是れに由りて角鹿の鹽は天皇の所食と爲したまふ。餘海の鹽、天皇の爲に忌みます。十一月大伴ノ金村ノ連、賊を平定け訖りて、政を太子に反しまつり。尊號を上らむと請して曰く、今億計ノ天皇の子、唯だ陛下のみ有す。億兆攸歸る、曾に與二無し。又賴二皇天翼戴一て」4オ凶黨を滌除ひ、英略雄斷、以て天威天祿を盛にせり。日本に必ず主ます。日本に主ますは陛下に非ずして誰ぞ。伏願は陛下仰せて靈祇に答したまひ、弘く景命を宣へ、日本に光宅ませ。誕に銀の鄉を受けたまへ。是に於て太子、有司に命して壇場を泊瀬の列城に設けしめて、陟天皇位。遂に都を定めたまふ。是の日、大伴ノ金村ノ連を以て大連と爲す。

元年春三月丁丑朔戊寅（〇二日）。春日ノ娘子を立てゝ皇后と爲したまふ。是年也太歲己卯。

二年秋九月、孕婦の腹を刳きて其の胎を觀たまふ。」4ウ

三年多十月、人の指甲を解きて署預を掘らしむ。十一月大伴ノ室屋ノ大連に詔して信濃ノ國の男丁を發して城を水派ノ邑に作れとのたまふ。仍りて城上と曰ふなり。是の月、百濟の意多郞卒せて、高田丘の上に葬る。

四年夏四月、人の頭髮を拔きて樹の巓に昇らしめ、樹の本を斮倒し、昇れる者を落死し快と爲したまふ。是の歲、百濟の末多王、無道くて百姓に暴虐す。國人遂に除てゝ嶋王を立つ。是を武寧王と爲す。（百濟新撰に云く。末多王無道して百姓を暴虐す。國人共に除てゝ、武寧王立つ。諱は斯麻王、是れ混支王の子の子

なり。則ち末多王が異母兄なり。混支倭に向る時、⌐5ォ 筑紫の嶋に至りて斯麻王を生めり。嶋より還し送りて、京に至らずして、嶋に產めり。故れ因りて島と名く。今各羅の海中に主嶋有り。王の產まれし嶋なり。故れ百濟人號けて主嶋と爲す)

五年夏六月。人をして塘械に伏入れて、外に流れ出るを、三双の矛を持ちて刺殺して快と爲したまふ。

六年秋九月、乙巳朔、詔して曰く。國を傳ふるの機は、子を立てゝ貴と爲す。朕繼嗣無し。何を以てか名を傳へむ。且天皇の舊例に依りて、小泊瀨舍人を置きて代ゝ號と爲て萬歲まで忘れ難からしめよとのたまへり。冬十月百濟國麻那君を遣して調を進る。天皇以爲さく、百濟年を歷て貢職を脩らず、⌐5ゥ 留めて放しつかはされず。

七年春二月、人をして樹に昇せて弓を以て射墮して咲ひたまふ。夏四月、百濟王、斯我君を遣して調を進らしむ。別に表して曰く。前に調を進れる使麻那は、百濟國主の骨族に非ざるなり。故れ謹みて斯我を遣して朝に事へ奉らしむ。遂に子有り、法師君と曰ふ。是れ倭君の祖なり。

八年春三月、女をして裸形にして、平板の上に坐ゑて、馬を牽きて前に就して、遊牝せしむ。女の不淨を觀るとき、沾濕者は殺し、不濕者をば沒めて官婢と爲し、此を以て樂と爲したまふ。是の時に及びて、池を穿り、苑を起りて、以て禽獸を盛て、田獵を好みて ⌐6ォ 狗を走し馬を試べ、出入ること時ならず。大風甚雨を避けたまはず。衣溫にして百姓の寒るを忘れ、美を食して天下の飢を忘れたまふ。大に侏儒倡

倡を進めて、爛熳しき樂を爲し、奇偉しき戲を設けて、靡靡き聲を縱にし。日夜常に宮人と酒に沈湎れて、錦繍を以て席と爲し。衣するに綾紈を以てする者衆し。冬十二月壬辰ノ朔己亥、〇八日、天皇列城宮に崩ます。」6ウ

日本書紀卷第十六　終

日本書紀卷第十六

日本書紀卷第十七

男大迹天皇　繼體天皇

男大迹天皇（更の名は、彦太尊）は譽田天皇の五世の孫、彦主人王の子なり。母を振媛と曰ふ。振媛は活目天皇の七世の孫なり。天皇の父、振媛顏容姝妙しく、甚く媺色有りと、近江國の高嶋郡三尾の別業より使を遣して三國の坂中井に聘し（中、此をナと云ふ）納れて妃と爲たまふ。遂に天皇を産みたまひぬ。天皇幼年まして父王薨ましぬ。振媛迺ち歎きて曰く、妾今遠く桑梓を離り、安ぞ能く膝養ることを得む。余高向に歸寧ひがてら（高向は、越前國の邑の名）天皇を養し奉らむ。天皇壯大にして士を愛み、賢を禮ひたまひ、意豁に如す。天皇年五十七歲、八年冬十二月己亥（〇八日）小泊瀨天皇崩ります。元より男女無くて、繼嗣絕ゆ可し。壬子（〇廿一日）。大伴金村大連議りて曰く。方今絕えて繼嗣無し。天下何所にか心を繫けむ。古より今に迄で、禍斯に由りて起る。今足仲彥天皇の五世の孫、倭彥王、丹波國の桑田郡に在せり。請ふ試に兵仗を設けて乘輿を夾衞りて、就きて迎へ奉り、立てゝ人主と爲まつらむ。大臣大連等、一に皆隨ひて迎へ奉ること計の如し。是に於て倭彥王、遙に迎の兵を望り、懼然れて色を失へり。仍りて山壑に遁りて詣にけむ所を知らず。

元年春正月辛酉朔甲子（〇四日）。大伴金村大連、更籌議りて曰く、男大迹王、性慈仁ありて、孝

順ふ。天緒を承へつべし。冀は殷懃に勸進めて、帝業を紹隆しめよ。物部ノ麁鹿火ノ大連、許勢ノ男人ノ大臣等僉曰く、枝孫の賢者を妙簡ぶに、唯だ男大迹ノ王なり。丙寅(〇六日)。臣連等を遣して、節を持たして、以ちて法駕を備へ三國に迎へ奉り、兵仗を夾衛り、容儀を肅整へ、前駈を警蹕て、奄然して至る。是に於て、男大迹ノ天皇晏然に自若くして、胡床に踞坐す。陪臣を齊列ねて、既に帝の」2オ坐すが如し。節を持てる使等是に由りて敬憚りて、心を傾け命を委せて、忠誠を盡さむことを冀ふ。然るに天皇の意の裏に、尚疑ありて久くして就きたまはず。適河内の馬飼ノ首荒籠を知しめし、密に使を遣し奉りて、具に大臣大連等が迎へ奉る所以の本意を述べしむ。留ること二日三夜にして、遂に發ちたまふ。乃ち喟然而歎て曰く、懿哉、馬飼ノ首、汝若し使を遣して來り告ること無らましかば、殆天ノ下に取笑れなまし。世の云ふ貴賤を論ふこと勿れ。但其の心を重くすべしといふは、蓋し荒籠が謂か。踐祚しめすに至るに及びて厚く荒籠に寵待ことを加へたまふ。甲申(〇廿四日)。天皇樟葉ノ宮に行至りたまふ。二月辛卯朔甲午(〇四日)。大伴ノ金村ノ大連、乃ち跪きて天子の鏡劒璽符を上りて再拜まつる」2ウ男大迹ノ天皇謝び曰く、民を子とし國を治すは重き事なり。寡人不才し、以て稱ふに足らず。願請ふ、慮を廻して賢者を擇べ。寡人は敢て當らじ。大伴ノ大連地に伏して固く請ふ。男大迹ノ天皇、西に向きて讓りたまふこと三たび、南に向きて讓りたまふこと再び。大伴ノ大連等皆曰く、臣伏して計りみしに、大王民を子とし國を治したまふは最も稱ふべし。臣等宗廟社稷の爲に計りみるに、敢て忽にせず。幸に」4オ衆

願に憑りて乞ふ、垂聴納たまへ。男大迹天皇の曰く、大臣大連將相諸臣、咸く寡人を推す。寡人敢へて乖かじとのたまひて、乃ち璽符を受けたまふ。是の日即天皇位。大伴金村大連を以て大連と爲し、許勢男人大臣を大臣と爲し、物部麁鹿火大連を大連と爲したまふこと、並に故の如し。是を以て大臣大連等、各職位の依にす。庚子〔〇十日〕。大伴大連奏し請ひて曰く、臣聞く、前の王の世を宰むるは、維城の固に非ざれば、以て其の乾坤を鎮むること無し。掖官の親に非れば以て其の趺蕚を繼ぐこと無し、是の故に、白髪天皇嗣無かりしかば、臣が祖父（大伴）大連室屋を遣して州毎に三種の」4ウ白髪部を安置き、（三種と言ふは、一は白髪部舍人、二は白髪部供膳、三は白髪部靫負。）以て後世の名を留む。嗟夫れ愴まざるべけむや。請ひて手白香皇女を立て、納して皇后と爲たまひ、神祇の伯等を遣して神祇を敬祭りて、天皇の息を求めて、允に民の望に答へむ。天皇曰く可し。三月、庚申、詔して曰く、神祇に主乏しかるべからず。宇宙に君無かるべからず。天黎庶を生して、樹るに元首を以て、助け養ふことを司らしめて各性命を全からしむ。大連朕が息無きを憂ひ、誠款を披き、國家を以て世世忠を盡す。豈に唯朕が日のみならむや。宜ベ禮儀を備へて手白香皇女を迎へ奉るべし。甲子〔〇五日〕。皇后手白香皇女を立て、內に脩教せしむ。遂に一りの男を生みます。」5オ是を天國排開廣庭尊と爲す。（開、此をハラキ〔〇底本「爾」と有れど[illegible]「企」に作るによる〕と云ふ。）是れ嫡子にませり。而ども幼年、二りの兄治りまして後に、其の天下を有しめしき。（二の兄は廣國排武金日尊と武小廣國押盾

尊となり。下文に見ゆ）戊辰（〇九日）。詔して曰く。朕れ聞く、士當年にして耕らざること有れば則ち天ノ下其の飢を受くること或り。女當年にして績まざること有れば、天ノ下其の寒を受くること或らむ。故れ帝王躬ら耕りて農業を勸め、后妃親ら蚕ひて桑序を勉めたまふ。況して厥の百寮より萬族に暨るまで、農績を廢棄て、殷富に至らむや。有司普く天ノ下に告ちて朕が懷を識しめよ。癸酉（〇十四日）。八妃を納る。元妃は尾張連草香の女を目子媛と曰す。（更の名は色部）二ノ子を生みたまふ。皆天ノ下有す。其の一を勾ノ大兄ノ皇子と曰す、是を廣國排武金日ノ尊と爲す。其の二を檜隈高田ノ皇子と曰す。是を武小廣國排盾ノ尊と爲す。次妃は三尾ノ角折ノ君の妹を稚子媛と曰す。大郎ノ皇子と出雲ノ皇女とを生めり。次に坂田ノ大跨ノ王の女を廣媛と曰す。三女を生めり。長を神前ノ皇女と曰ひ、仲を茨田ノ皇女と曰ひ、少を馬來田ノ皇女と曰す。次に息長眞手ノ王の女を麻績ノ娘子と曰す。荳角ノ皇女を生めり。（荳角、此をサヽゲと云ふ）是れ伊勢ノ大神の祠に侍り。次に茨田ノ連小望の女（或は妹と云ふ）を關媛と曰す。三女を生めり。長を茨田ノ大娘ノ皇女と曰ひ、仲を白坂活日姫ノ皇女と曰ひ、少を小野ノ稚郎ノ皇女と曰す（更の名は長石姫）次に三尾ノ君堅械が女を倭媛と曰す。二男二女を生めり。其の一を大娘子ノ皇女と申し、其の二を椀子ノ皇子と曰す。是れ三國公の先なり。其の三を耳ノ皇子と曰し、其の四を赤姫ノ皇女と曰す。次に和珥ノ臣河内の女を荑媛と曰す。一男二女を生めり。其の一を稚綾姫ノ皇女と曰し、其の二を圓ノ娘ノ皇女と曰し、其の三を厚ノ皇子と曰す。次に根ノ王の女を廣媛と曰す。二男を生めり。長を菟ノ皇子と曰す、是れ酒人ノ公の先な

り。少を中皇子と曰す。是れ坂田ノ公の先なり。是年也大歳丁亥。

二年冬十月辛亥朔癸丑(〇三日)、小泊瀬ノ稚鷦鷯ノ天皇を傍丘の磐杯ノ丘ノ陵に葬りまつる。十二月、南海中の耽羅の人、始めて」5ウ百濟ノ國に通ふ。

三年春二月、使を百濟に遣して、(百濟本記に云く。久羅麻致支彌、日本より來る)任那の日本ノ縣邑に在る百濟の百姓の浮逃げて、貫を絶えて三四世者を括出て、並に百濟に遷して貫に附けたまふ。

五年冬十月。都を山背の筒城に遷したまふ。

六年夏四月辛酉朔丙寅(〇六日)。穗積ノ臣押山を遣して百濟に使したまふ。仍りて筑紫ノ國の馬四十匹を賜ふ。冬十二月。百濟使を遣して貢調たてまつる。別表に任那ノ國、上哆唎、下哆唎、娑陀、牟」6オ婁の四の縣を謂ふ。哆唎國ノ守、穗積ノ臣押山奏して曰く、此の四縣は近く百濟に連き、遠く日本を隔たれり。旦暮通ひ易くして、鷄犬別れ難し。今百濟に賜ひて合せて同國と爲ば、固存策以て此に過ぐる無けむ。然ども縱して賜ひ國を合せて、後の世に猶危ふからむ。況や異場と爲ては、幾年に能く守らむや。大伴ノ大連ノ金村、具に是の言を得て謨を同くして奏す。迺ち物部ノ大連麁鹿火を以て、宣勅使に充つ。物部ノ大連、方に難波ノ館に發向ひ、百濟の客に宣勅らむと欲りす。其の妻固く要めて曰く。夫れ住吉ノ神、初め海表の金銀の國、高麗、百濟、新羅、任那等を以て胎中す譽田ノ天皇に授記まつれり。」6ウ故れ大后氣長足姫ノ尊、大臣武內ノ宿禰と、國毎に初めて官家を置き、海表の蕃屛と爲して、其の來ること尙し。抑由有

り。縦割きて他に賜はゞ、本の區域に違ひなむ。綿世の刺、詎ぞ口に離れむ。大連報曰く、教示理に合へども、恐は天勅に背きまつらむ。其の妻切く諫みて曰く。疾と稱してみことをな宣りいでそ。大連諫に依ひぬ。是に由りて使を改めて宣勅す。賜物并に制旨を付けて、表に依りて任那の四ノ縣を賜ふ。大兄皇子前に事に縁る有りて、國を賜ふといふを聞かず。晩く宣勅を知り、驚き悔て令を改めたまはむと欲て曰く、胎中之帝より官家の國を置けり。輕く蕃の乞の隨、輙く示し賜はむや。乃ち日鷹ノ吉士を遣して、改めて∟7オ百濟の客に宣す。使者答へて啓さく、父の天皇便宜を圖計りて、勅賜ふこと既に畢りぬ。子とある皇子豈に帝の勅に違ひて妄に改めて令はやむ。必ず是れ虚ならむ。縦是れ實ならば、杖の大きなる頭を持りて打つと、杖の小き頭を持りて打つと孰ぞ痛きといひて、遂に罷りぬ。是に於て或流言有りて曰く、大伴ノ大連と哆唎國ノ守、穗積ノ臣押山とは百濟の賂を受けり。

七年夏六月。百濟姐彌文貴將軍、洲利即爾將軍を遣して穗積ノ臣押山に副へ〔百濟本記に云く、意斯移麻岐彌に委ね〕、五經博士、段楊爾を貢る。別に奏して云く。伴跛ノ國、臣が國ノ己汶の地を略め奪ふ。∟7ウ伏して請ふ天恩もて判り本つ屬に還したまへ。秋八月癸未朔戊申〔○廿六日〕。百濟太子淳陀薨せぬ。九月勾ノ大兄皇子親ら春日ノ皇女を聘す。是に於て月夜すがら淸談して、不覺天曉けぬ。斐然の藻、忽ち言に形る。乃ち口唱ひて曰く、

八島國、妻覓ぎかねて、春日の、春日の國に、妙女を、在りと聞きて、好女を、在りと聞きて、まき

さく、檜の板戶を、押開き、吾れ入りまし、あととり、つまとりして、まくらとり、つまとりし〔8オ〕て、妹が手を、我れにまかしめ、吾が手をば、妹にまかしめ、まさき葛、たゝきあざはり、繁釧、熟眠寢し時に、庭つ鳥、鷄は鳴くなり、野つ鳥、雉は響む、はしけくも、未いはずて、明けにけり、吾妹。

妃和唱して曰く、

こもりくの、泊瀨の川ゆ、流れくる、竹の、いくみ竹、節竹、本方をば、箏に造り、末方をば、笛に〔8ウ〕造り、吹き鳴す、御諸が上に、登り立ち、吾が見せば、つぬさはふ、磐余の池の、水下ふ、魚も、上に出ゝ、歎く、やすみしゝ、吾が大君の、帶ばせる、細紋の御帶の、結び垂れ、誰やし人も、上に出て歎く。

冬十一月辛亥朔乙卯〔○五日〕。朝庭に百濟の姐彌文貴將軍、斯羅の汶得至、安羅の辛已奚、及び賁巴委佐、伴跛既殿奚、及び竹汶至等を引列ね、〔9オ〕恩勅を奉る。己汶、帶沙を以て百濟國に賜ふ。是の月、伴跛國、戢支を遣して珍寶を獻りて、己汶の地を乞ふ。而れども終に國を賜はず。十二月辛巳朔戊子〔○八日〕。詔して曰く、朕天緖を承けて宗廟を保つことを獲て、兢兢業業む。間者天下安く靜かに、海內淸み平かに、屢豐年を致して、頻に國を饒ましむ。懿哉、摩呂古、朕が心を八方に示す。盛なる哉、勾大兄、吾が風を萬國に光す。日本の邕邕ぎて、名天下に擅なり。秋津赫赫りて、譽王畿に重し。寶と

する所は惟賢、善を爲すを最も樂とす。聖の化茲に馮りて遠く扇ぎ、玄なる功此に藉りて長く懸れり。寔に汝が力、宜く春宮に處て朕を助け仁を施し、吾を翼けて[9]闕を補ふべし。

八年春正月太子の妃春日皇女、晨朝に晏く出でゝ常に異る有り。太子恠み問ひて曰く、今旦涕泣こと何の恨か有る。妃の曰く、餘事に非ず。唯妾が悲む所は、飛天之鳥も兒を愛み養はむが爲に、樹の巓に巣作ふことは、其の愛深きなり。伏地之虫も子を護り衛めむが爲に、土中に窟を作る。其の護厚きなり。乃ち人に至りて、豈に慮無きことを得むや。嗣無きの恨、方に太子に鍾りたまへり。妾が名も隨ひて絶えむ。是に於て太子感痛みたまひて、天皇に奏したまふ。詔して[10]曰く、朕が子麻呂古、汝が妃の詞、深く理に稱へり。安ぞ空爾として答慰無きことを得む。宜く匝布屯倉を賜ひて妃の名を萬代に表はすべし。三月伴跛、城を子吞帶沙に築きて滿奚に連ねて、烽候邸閣を置き、以て日本に備ふ。復城を爾列比、麻須比に築きて、麻且奚、推封に絙す。士卒兵器を聚へて、以て新羅に逼り、子女を駈略へて、村邑を剝ぎ掠む。凶勢の加はる所、遺類有ること罕れなり。暴虐奢侈、惱害侵凌、誅へ殺すこと尤多く、詳に載す可らず。

九年春二月甲戌朔丁丑(〇四日)。百濟の使者文貴將軍[10]等罷らむと請ふ。仍りて勅して物部連(名を闕ぐ)を副へて遣罷歸之(百濟本記に云く。物部至至連)是の月沙都嶋に到りて、傳へ聞く、伴跛の人

恨を懷き、毒を銜み、強を恃みて虐を縱にす。故れ物部連舟師五百を率ゐて直に帶沙江に詣る。文貴將軍新羅より去る。夏四月、物部連帶沙江に停住る。六月、伴跛師を興して往きて伐つ。衣裳を逼め脱ぎ、資を所るを劫め掠ひ、盡く帷幕を燒く。物部連等怖畏れて逃遁げ、僅に身命を在きて汶慕羅に泊る。（汶慕羅は嶋の名なり）

十年夏五月、百濟、前部木刕不麻甲背を遣して、11オ 物部連等を己汶に迎勞ひて、引導て國に入る。群臣各衣裳斧鐵帛布を出して國物に助加へて、朝廷に積置く。慰問ふこと殷懃に、賞祿節に優なり。秋九月、百濟州利即次將軍を遣して、物部連に副へて來りて己汶の地を賜ふことを謝す。別に五經博士、漢安茂を貢り、博士段楊爾に代むと請ふ。請す依に代へたまふ。戊寅（〇十四日）。百濟灼莫古將軍、日本の斯那奴阿比多を遣し、高麗の使安定等に副へて來朝て好を結ぶ。

十二年春三月丙辰朔甲子（〇九日）。都を弟國に遷したまふ。11ウ

十七年夏五月、百濟國王武寧薨せぬ。

十八年春正月、百濟の太子明位に即く。

二十年秋九月丁酉朔己酉（〇十三日）。都を磐余の玉穗に遷したまふ（一本に云く、七年なり。）

二十一年夏六月壬辰朔甲午（〇三日）。近江の毛野臣、衆六萬を率ゐて、任那に往きて爲に新羅に破られたる南加羅、㖨己呑を復興建て、任那に合せむと欲りす。是に於て筑紫國の造磐井、陰に叛逆を

誤り、猶豫し、年を經て、事の成り難きを恐れて、恒に間隙を伺ふ。新羅是を知りて密に L12オ 貨賂を磐井が所に行りて、毛野ノ臣の軍を防ぎ遏へよと勸む。是に於て磐井火豐の二國を掩據りて、使修職しめず。外は海路を邀へて高麗、百濟、新羅、任那等の國の年ごとに貢織船を誘致りし、內は任那に遣す毛野ノ臣の軍を遮り、亂語して揚言して曰く、今の使たる者は、昔吾が伴として肩を摩り、肘を觸りつゝ、共器して同食ひき、安ぞ卒爾に使と爲して余をして爾が前に自伏はしむることを得む。遂に戰ひて受けず、驕りて自ら矜ぶ。是を以て毛野ノ臣、乃ち中途に防ぎ遏へられ、淹滯る。天皇大伴ノ大連金村、物部ノ大連麁鹿火、許勢ノ大臣男人等に詔して曰く、筑紫の磐井、反きて西ノ L12ウ 戎の地を掩ひて有つ。今誰か將者たる可き。大伴ノ大連等僉曰く、正直く仁み勇みて、兵事に通へる、今麁鹿火の右に出ること無し。天皇の曰く、可し。秋八月辛卯朔、詔して曰く、咨大連、惟茲に磐井率はず。汝徂きて征て」物部ノ麁鹿火ノ大連再拜みて言く、嗟夫磐井は西の戎の奸猾なり。川の阻を負みて、庭らず。山の峻に憑りて亂を稱ぐ。德を敗りて道に反き、侮り慢りて自ら賢とおもへり。在昔道ノ臣より爰に室屋に及びて、帝を助りて罰ち、民を塗炭に拯ふこと彼も此も一時なり。唯だ天の贊の所に、臣が恒に重みする所なり。能く恭みて伐たざらむや。詔して曰く、良將の軍なり。恩を施して惠を推し、己を恕りて人を治めば、攻ること河の L13オ 決が如く、戰ふこと風の發が如からむ。重詔して曰く、大將は民の司命なり。社稷の存亡、是に於てか在る。勗哉。恭みて天罰を行へ。天皇親ら斧鉞を操りて大連に授けたまひて曰く、

長門より東は、朕之を制らむ。筑紫より西は、汝之を制れ。賞罰を專ら行ひ頻に奏すことを勿煩ひそ。

二十二年冬十一月甲寅朔甲子（○十一日）。大將軍物部大連麁鹿火、親ら賊帥磐井と筑紫の御井郡に交戰ひ、旗鼓相望みて、埃塵相接けり。機を兩の陣の間に決めて、萬死の地を避けず。遂に磐井を斬りて、果して疆場を定む。十二月筑紫君葛子[13]、父のつみに坐りて誅せられむことを恐みて、糟屋屯倉を獻り死罪を贖ふことを求す。

二十三年春三月、百濟王、下哆唎國守、穗積押山臣に謂ひて曰く、夫の朝貢の使者、恒に嶋曲を避ることに、（海中の嶋曲の崎岸を謂ふなり。俗にミサキと云ふ）毎に風波に苦しむ。茲に因りて賷る所を濕し、全く壞ひて無色し。請ふ加羅の多沙津を以て臣が朝貢の津路と爲さむ。是を以て押山臣爲に請ひ聞奏す。是の月、物部伊勢連父根、吉士老等を遣して津を以て百濟王に賜ふ。是に於て加羅王勅使に謂りて云く、此の津は官家を置かれしより以來、臣が朝貢の津渉と爲せり。安ぞ輙く改めて隣國に賜ひ、元所[14]封ひし限の地に違ふを得む。勅使父根等斯に因りて以て、面賜ひ難く、大嶋に却還り、別に錄史を遣して果して扶余に賜ふ。是に由りて加羅、儻を新羅に結びて、怨を日本に生す。加羅王、新羅王の女を娶りて、遂に兒息有り。新羅初め女を送る時に、并せて百人を遣し、女の從と爲さしむ。受けて諸の縣に散ち置きて新羅の衣冠を著せしむ。阿利斯等其の服を變へたるを嗔りて、使を遣して徵に還す。新羅大に羞ぢて、飜りて女を還さむと欲ひて曰く。前に汝の聘を承けて吾便ち許し婚せてき。今既に斯の若

くば請ふ王の女を還せ。加羅の己富利知伽（未だ詳ならず）報へて云く。夫婦に配合せて、安ぞ更離ることを得む。亦息兒有り。之を棄てゝ何にか往かむ。遂に經る所に於て刀∟15伽、古跛、布那牟羅の三ノ城を抜り、亦北の境の五ノ城を抜る。是の月近江の毛野ノ臣を遣して、安羅に使はしめ、勅して新羅を勸めて、更に南ノ加羅、喙、己呑を建つ。百濟將軍君尹貴、麻那甲背麻鹵等を遣して、安羅に往赴き式て詔勅を聽かしむ。新羅蕃國の官家を破りしを恐れて、大人を遣はさずして、夫智奈麻禮、奚奈麻禮等を遣して、安羅に往赴き、式て詔勅を聽しむ。是に於て安羅新に高堂を起りて勅使を引昇る。國ノ主後に隨ちて階を昇れば、國内の大人堂に昇ス預る者一り二り。百濟の使將軍ノ君等、堂の下に在ること、凡そ數月、再び三び、堂の上に謨謀る。將∟15軍君等庭に在るを恨む。夏四月壬午朔戊子（〇七日）。任那ノ王、己能末多干岐來朝り、（己能末多と言ふは、蓋し阿利斯等なり）。大伴ノ大連金村に啓して曰く。夫れ海表の諸蕃は、胎中ノ天皇内ッ官家を置きたまひしより、本土を棄てたまはずて、其の地を封せること、良に以あり。今新羅の元より封し賜へる限に違ひて、數境を越へて以て來り侵す。請ふ、天皇に奏して臣が國を救助ひたまへ、大伴ノ大連乞の依に奏聞す。是の月使を遣して、己能末多干岐を送り、并せて任那に在る近江の毛野ノ臣に詔すらく、奏す所を推問ひて、相疑ふことを和解。是に於て毛野ノ臣熊川に次り、（一本に云く、任那の久斯牟羅に次り。）新羅∟15百濟二國の王を召集ふ。新羅ノ王佐利遲、久遲布禮を遣し、（一本に云く、久禮爾師知于奈師磨里）百濟恩率彌騰利を遣し毛野ノ臣の所に赴集ひ、二の王自ら來參ず。毛野ノ臣大きに怒りて

二の國の使を責問ひて曰く、小を以て大に事ふるは天の道なり。（一本に云く、大木の端には大木を以て續ぎ、小木の端には小木を以て續ぐと。）何の故ぞ二國の王躬ら來集ひて天皇の勅を受けずして、輕く使を遣せるや。今縱汝が王自ら來りて勅を聞くとも、吾勅を肯て汝に聞せじ。必ず追ひ逐退けむ。久遲布禮、恩率彌騰利、心に怖畏を懷きて、各歸りて王を召ぶ。是に由りて新羅改めて其の上臣、伊叱夫禮智干岐を遣して、（新羅大 L16 臣を以て上臣となす。一本に云く、伊叱夫禮知奈末）衆三千を率て來りて勅を聽かむと請す。毛野臣遙に兵仗の圍繞、衆數千人あるを見て、熊川より任那の己叱己利城に入る。伊叱夫禮智干岐、多多羅原に次り、敢へて歸ず。待つこと三月、頻に勅を聞かむと請す。終に不肯宣。伊叱夫禮智が將る所の士卒等、聚落に食を乞ふ。毛野臣の傔人、河内の馬飼首御狩に相遇れり。御狩他の門に入り隱れて、乞者の過るを待ちて、手を捲りて遙に擊す。乞者見て云く、謹みて三月を待ちて、勅の旨を聞かむと佇めども、尙不宣肯。勅を聽く使を惱ます。乃ち欺誑きて上臣を誅戮むといふを知れり。乃ち所見を以て具に L16ゥ 上臣に渉す。上臣四の村を抄掠む。（金官、背伐、安多、委陀、是を四村と爲す。一本に云く、多多羅、須那羅、和多、費智を四村と爲すなり）盡く人物を將て、其の本國に入りぬ。或曰く、多多羅等四村の掠めらるゝは、毛野臣の過なり。秋九月巨勢男人大臣薨せぬ。

二十四年春二月丁未朔。詔して曰く、磐余彥の帝、水間城の王より、皆博物之臣、明哲之佐に賴り。故れ道臣謨を陳べて、神日本以て盛に、大彥略を申べて、膽瓊殖用て隆くましき。繼體之君に及びて中興

の功を立てむと欲りするときは、曷が嘗より賢└17オ哲の謨謀に頼らざらむや。爰に小泊瀬ノ天皇の天下に王たるに降びて、幸に前の聖を承けて隆たること日久し。俗漸敝して寤めず。政浸衰へて改らず。但其の人を須つ。各類を以て進む。大略有る者は、其の短ぬ所を問はず。高才有る者は其の失つ所を非らず。故れ宗廟を獲奉ち、社稷を危くせず。是に由りて之を觀れば、豈明佐に非ずや。朕れ帝業を承ること今に二十四年。天ノ下清泰にして、内外虞無し。土脉膏腴て、穀稼實れり。竊に恐るるは元元斯に由りて俗を生し。此に藉りて驕を成す。故れ人をして廉節を擧げ大きなる道を宣揚げて鴻化を流通はさむ。能官する事、古より難しと爲す。爰に朕が身に暨びて豈に└17ウ愼まざらむや。

秋九月任那の使奏して云く、毛野ノ臣遂に久斯牟羅に舍宅を起造りて淹留むこと二歳。政を聽く懶す。爰を以て日本の人任那の人と頻に兒息を以て諍訟ふこと決め難し。元め能判無し。毛野ノ臣樂みて誓湯置きて曰く、實ならむは爛れじ。虚む者は必ず爛れむ。是を以て湯に投れて爛れ死する者衆し。又吉備ノ韓子、那多利斯布利を殺す。(凡そ日本の人、蕃女を娶りて生めるを韓子とす)恒に人民を惱して終に和解無し。是に於て天皇其の行狀を聞しめして、人を遣して徵入れたまふ。而るに肯へて來ず。竊に河内の母樹の馬飼ノ首御狩を以て京に奉詣しめて奏して曰く、└18オ臣未だ勅ノ旨を成さざるに京郷に還入ば、勞へられて往き虚く歸る。慙恧安措ならむ。伏して願は陛下國命を成すを待ちたまへ。朝に入でゝ謝罪ひまをさむ。使を奉て後、更に自ら謨りて曰く、其の調ノ吉士は亦是れ皇華の使なり。若し吾より先ち取歸りて、實ある依に奏聞せ

ば、吾が罪過必ず重らむものぞ。乃ち調吉士を遣して衆を率て伊斯枳牟羅城を守らしむ。是に於て阿利斯等、其の細碎しきことを知り事と爲て期りし所を務めず。頻に歸朝でねと勸れども、尙ほ還るを聽さず。是に由りて悉に行迹を知りて心に攜背を生しぬ。乃ち久禮斯己母を遣して、新羅に使して兵を請ひ、奴須久利百濟に使して兵を請ふ。毛野臣百濟の兵來ると聞きて、迎へて[18]背評に討つ。（背評は地名なり。亦能備己富里）傷れ死る者半なり。百濟則ち奴須久利を捉へて、杻械枷鎖して新羅と共に城を圍み、阿利斯等を責め罵りて曰く、毛野臣を出すべし。毛野臣城に嬰りて自ら固む。勢擒にすべからず、是に於て二國便の地を圖度りて淹留こと弦晦に經ぬ。城を築きて還る。號けて久禮牟羅城と曰ふ。還る時に觸路に騰利枳牟羅、布那牟羅、牟雌枳牟羅、阿夫羅、久知波多枳の五城を拔く。冬十月調吉士任那より至りて奏して言く、毛野臣爲人、傲很して、治體に閑はず、竟に和解無く。加羅を擾亂しつ。又倜儻に意の任にして、思ひて[19]患を防かず。故れ目頰子を遣して徵召す。（目頰子、未だ詳ならず）是の歲、毛野臣召されて對馬に到り、疾に逢ひて死ぬ。送葬るとき河を尋めて近江に入る。其の妻歌ひて曰く、

　枚方ゆ、笛吹き上る、近江のや、愷那能倭倶古伊、笛吹き上る。

目頰子初め任那に到れる時、彼に在る鄕家等、歌を贈りて曰く、

　から國を、いかに云事ぞ、目頰子來る、むかさくる、壹岐の渡を、目頰子來る。

二十五年春二月、天皇病(オホミヤマヒ)甚(オモ)し。丁未(〇七日)。天皇磐」9ォ余の玉穗宮に崩りましぬ。時に年(ミトシ)八十二。冬十二月丙申朔庚子(〇五日)。藍野陵に葬りましぬ。(或本に云く、天皇の二十八年、歳次甲寅のとし崩りましぬ。而を此に二十五年歳次辛亥のとし崩りますと云ふは百濟本記を取りて文と爲すなり。其の文に云く。大歳辛亥、三月師進みて安羅に至りて乞乇城(コトクノサシ)を營(ツク)る。是の月、高麗其の王安を弑す。又聞く、日本の天皇及び太子皇子倶に崩り薨りぬと。此に由りて言へば、辛亥の年は二十五年に當れり。後の勘校(カムカヘ)者(ヒト)之を知らむ。)」20ォ

日本書紀卷第十七　終

日本書紀卷第十八

廣國押武金日天皇　　安閑天皇
武小廣國押盾天皇　　宣化天皇

廣國押武金日天皇　　安閑天皇

勾大兄廣國押武金日ノ天皇は、男大迹ノ天皇の長子なり。母を目ノ子媛と曰す。是の天皇爲人、墻宇凝峻くして、窺ことを得べからず。桓桓寬に大きに、人君の量有す。二十五年春二月辛⌞1オ丑朔丁未(〇七日)。男大迹ノ天皇、大兄を立てゝ天皇と爲したまふ。即日男大迹ノ天皇崩ります。是の月大伴ノ大連、物部ノ麁鹿火ノ大連を以て大連と爲ること並に故の如し。元年春正月、都を大倭ノ國の勾ノ金橋に遷す。因りて宮の號と爲たまふ。三月癸未朔戊子(〇六日)。有司天皇の爲に億計ノ天皇の女、春日ノ山田ノ皇女を納采へて皇后と爲したまふ。(更の名は山田ノ赤見ノ皇女)別に三の妃を立てたまふ。許勢ノ男人ノ大臣の女、紗手媛、紗手媛が弟香香有媛、物部ノ木蓮子(木蓮子、此をイタビと云ふ)大連の女宅媛立つ。夏四月⌞1ウ癸丑朔、内膳卿膳臣大麻呂、勅を奉けて使を遣して珠を伊甚に求めしむ。伊甚ノ國造等、京に詣ること遲晩して、時を踰へても進らず。膳ノ臣大麻呂大く怒りて、國ノ造等を收へ縛れ、所由を推問ふ。國ノ造

稚子ノ直等、恐懼りて後宮の內寢に逃匿る。春日ノ皇后直に入るを知りたまはず、驚駭て顚れたまひ、慚愧たまふこと已むこと無し。稚子ノ直等、兼て闌入る罪に坐りて、科重きに當る。謹みて專ら皇后の爲に伊甚ノ屯倉を獻りて闌入の罪を贖はむと請す。因りて伊甚ノ屯倉を定めたまふ。今分けて郡と爲して、上總ノ國に屬く。五月、百濟下部脩德嫡德孫、上部都德己州己婁等を遣して來て、常ノ調を貢り、別に表を上れり。秋七月辛巳朔、詔して曰く。皇后體天子に同じと雖ども、而も內外の名殊に隔れり。亦以て屯倉の地を充て、式て椒庭を樹て、後の代に迹を遺すべし。迺ち勅使を差して良田を簡擇ぶ。勅使勅を奉りて大河內ノ直味張（更の名は黑梭）に宣ちて曰く、今汝宜く膏腴たる雌雉田を奉進るべし。味張忽然に悋惜みて、勅使を欺誑きて曰く、此の田は天旱するに漑せ難く、水潦に浸し易し。功を費すこと極めて多く、收穫甚少しとまをす。勅使言の依に服命して隱すこと無し。冬十月庚戌朔甲子（〇十五日）。天皇大伴ノ大連金村に勅して曰く。朕四の妻を納れて、今に至るまで嗣無し。萬歲の後に、朕が名絕えむ。大伴の伯父、今何の計を作む。玆を念ふ每に憂慮ること何ぞ已まむ。大伴ノ大連金村奏して曰く。亦臣が憂ひまをす所なり。夫れ我が國家の天ノ下に王とましますは、嗣有り嗣無きを論はず、要須物に因りて名を爲す。請ふ皇后次妃の爲に屯倉の地を建立て、後の代に留めしめて、前の迹を顯さしめむ。詔して曰く、可し。宜く早に安置けとのたまふ。大伴ノ大連金村、奏稱して、宜く小墾田ノ屯倉と、每國の田部とを以ては紗手媛に給ひ、櫻井ノ屯倉（一本に云く、茅渟山ノ屯倉を加へ賜ふ）と每國の田部とを以て、香香有媛に給賜

ひ、難波ノ屯倉と每郡の钁丁とを以て宅媛に給貺へ。以てレ3後に示して、式て昔を觀せしめよ。詔して曰く、奏の依に施行へ。閏十二月、己卯朔壬午〔〇四日〕。三嶋に行幸す。大伴ノ大連金村從へまつれり。天皇大伴ノ大連を使して良田を縣主飯粒に問ひたまふ。縣主飯粒、慶悅限り無し。謹敬ひ誠を盡して、仍りて上ノ御野下ノ御野、上ノ桑原下ノ桑原、并に竹村の地、凡合て肆拾町を奉獻る。大伴ノ大連勅を奉けて宣曰く、率土之上王封に匪ざるなく、普天之下王城に匪ざる莫し。故れ先の天皇、顯號を建て、鴻名を垂れ、廣く大きなること乾坤に配ひ、光り華しきこと日月に象れり。長く駕き、遠く撫で丶都の外に横逸で、區域を瑩き鏡して、レ3垠り無きに充ち塞り、上は九垓に冠しめ、八表に旁く、禮を制めて以て成功を告し、樂を作りて以て治定を彰す。福の應允に致して、祥慶は往歲に符合り。今汝味張は、率土の幽微き百姓、忽諸に王地を惜み奉り、輕く使に宣旨に背けり。味張今より以後、郡司に勿預りそ。是に於て縣主飯粒、喜懼懷に交り。迺ち其の子鳥樹を以て大連に獻り僮竪と爲す。是に於て大河內ノ直味張、恐畏り永悔みて、地に伏して汗流ひ、大連に啓して曰く、愚蒙き百姓、罪萬死に當れり。伏して願くは每郡に钁丁を以て春の時に五百丁、秋の時に五百丁、天皇に奉獻りて、子孫に絕えじ。レ3此に籍りて、生ることを祈み、永く鑒戒と爲さむ。別に狹井田六町を以て大伴ノ大連に賂ふ。蓋し三嶋の竹村屯倉は河內縣の部曲を以て田部と爲すの元は是に起れり。是の月、廬城部ノ連、枳莒喩の女幡媛、物部大連尾輿が瓔珞を偸取りて春日ノ皇后に獻る。事發覺るるに至りて、枳莒喩女の幡媛を

以て采女ノ丁に獻る。(是れ春日部の采女なり)并に安藝ノ國ノ過戸の廬城部ノ屯倉を獻りて以て女の罪を贖ふ。物部ノ大連尾輿、事の己に由るを恐れて自ら安ことを得ず。乃ち十市部伊勢ノ國の來狹狹、登伊(來狹狹登伊は二邑の名なり)贄土師部、筑紫ノ國の」4ウ膽狹山部を獻る。武藏ノ國ノ造、笠原ノ直使主と同族小杵と國造を相爭ひて年を經て決め難し。小杵性阻め逆ふあり。心高く順ふこと無し。密に就きて援を上毛野ノ君小熊に求めて使主を殺さむと謀る。使主覺りて走出でて京に詣で、狀を朝庭に言す。臨斷めたまひて使主を以て國ノ造と爲して小杵を誅したまふ。國ノ造使主悚憙懷に交ちて默し已むこと能はず。謹みて國家の爲に横渟、橘花、多氷、倉樔四處ノ屯倉を置き奉る。是年也太歲甲寅。

二年春正月戊申朔壬子(〇五日)。詔して曰く、間者連年に登穀り。」5オ境を接へ虞無し。元元蒼生稼穡を樂み、業業黔首饑饉に免る。仁風宇宙に暢び、美聲乾坤に塞り。內外淸通り、國家殷ひ富り。朕れ甚く欣びぬ。大きに酺ることを可したまふこと五日、天ノ下の歡を爲す。夏四月丁丑朔。勾ノ舍人部、勾ノ靫部を置きたまふ。五月丙午朔甲寅(〇九日)。筑紫の穗波ノ屯倉、鎌ノ屯倉、豐國の滕碕ノ屯倉、桑原ノ屯倉、肝等ノ屯倉。(音讀を取る)大拔屯倉、我鹿ノ屯倉(我鹿、此をアカと云ふ)、火ノ國、春日部ノ屯倉、播磨ノ國、越部ノ屯倉、牛鹿ノ屯倉、備ノ後ノ國、後城ノ屯倉、多禰ノ屯倉、來履ノ屯」5ウ倉、葉稚ノ屯倉、河音ノ屯倉、婀娜ノ國の膽殖ノ屯倉、膽年部ノ屯倉、阿波ノ國の春日部ノ屯倉、紀ノ國の經湍ノ屯倉(經、此をフと云ふ)、河邊屯倉、丹波ノ國、蘇斯岐ノ屯倉(皆音を取る)、近江ノ國、葦浦ノ屯倉、尾張ノ國、間敷ノ屯倉、入鹿ノ

屯倉、上毛野國、綠野屯倉、駿河國、稚贄屯倉を置きたまふ。秋八月乙亥朔。國國に犬養部を置きたまふ。九月甲辰朔丙午(〇三日)、櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等に詔して、屯倉の税を主掌らしむ。丙辰(〇十三日)。別に大連に勅して云く。宜しく牛を難波大隅嶋と、媛嶋松原とに放つべし。冀くは名を後に垂れむ。冬十二月癸酉朔己丑(〇十七日)、天皇勾の金橋宮に崩りましぬ。時に年七十。是の月天皇を河內舊市の高屋丘陵に葬り、皇后春日山田皇女、及び天皇の妹、神前皇女を以て是の陵に合せ葬りぬ。

武小廣國押盾天皇　宣化天皇

武小廣國押盾天皇は、男大迹天皇の第二にあたる子なり。勾大兄廣國押武金日天皇の同母の弟なり。二年十二月、勾大兄廣國押武金日天皇崩りまして嗣無し。群臣劒鏡を武小廣國押盾尊に奏上りて、使即天皇之位。是の天皇爲人、器宇淸く通りて、神襟朗に邁ぎたまへり。才地を以て人を矜りて王たらず。君子の服ふ所なり。

元年春正月、都を檜隈の廬入野に遷したまふ。因りて宮の號と爲したまふ。二月壬申朔、大伴金村大連を以て大連と爲したまひ、物部麁鹿火大連を大連と爲したまふ。並に故の如し。又蘇我稻目宿禰を以て大臣と爲したまひ、阿倍火(〇大イ)麻呂臣を大夫と爲したまふ。三月壬寅朔。有司皇后を立

てむことを謂す。己酉〔〇八日〕。詔して曰く。前の正妃億計ノ天皇の女、橘ノ仲皇女を立てゝ皇后と爲したまふ。是れ一男三女を生みたまふ。長を石姫ノ皇女と曰し、次を小石姫ノ皇女と曰し、次を倉ノ稚綾姫ノ皇女と曰し、次を上殖葉ノ皇子と曰す。亦の名は椀子、是れ丹比ノ公、偉那ノ公、凡二姓の先なり。前の庶妃は、大河內ノ稚子媛、一男を生り。是を火焰ノ皇子と曰す、是れ椎田ノ君の先なり。夏五月辛丑朔詔して曰く、食は天ノ下の本なり。黃金は萬貫ありとも、飢を療すべからず。白玉千箱ありとも、何ぞ能く冷を救はむ。夫筑紫ノ國は、遐邇の朝届る所、去」7ウ來の關門にする所、是を以て海表の國、海水を候ひて來賓、天雲を望みて貢を奉る。胎中の帝より朕が身に洎び、穀稼を收藏めて儲の粮に蓄積みて、遙に凶年に設け、厚く良客を饗す。國を安くするの方、更に此れに過ぐるは無し。故れ朕阿蘇仍君を遣して、河內ノ國茨田ノ郡の屯倉の穀を加運む。蘇我ノ大臣稻目ノ宿禰、宜しく尾張ノ連を遣して尾張ノ國の屯倉の穀を運ばしむべし。物部ノ大連麁鹿火は、宜しく新家ノ連を遣して新家ノ屯倉の穀を運ばしむべし。阿倍ノ臣は、宜く伊賀ノ臣を遣して伊賀ノ國の屯倉の穀を運ばしむべし。官家を那津の口に脩造れ。又た其れ筑」8オ紫肥豐、三國の屯倉、散けて縣隔に在り。運び輸さむこと遙に阻り、儻如須要るんとせば以て卒に備へ難し。亦宜く諸郡に課せて分ち移して那津の口に聚建てゝ、以て非常に備へて、永く民の命と爲べし。早く郡縣に下して朕が心を知らしめよ。秋七月、物部ノ麁鹿火ノ大連薨せぬ。是年也大歲丙辰。

二年冬十月壬辰朔、天皇新羅の任那に寇ふを以て、大伴ノ金村ノ大連に詔して、其の子磐と狹手彥とを遣し

て以て任那を助けしむ。是の時磐、筑紫に留りて其の國の政を執りて、以て三韓に備ふ。狹手彦往きて任那を鎭め加百濟を救ふ。⌐8ウ

四年春二月、乙酉朔甲午〔○十日〕。天皇檜隈の廬入野の宮に崩りましぬ。時に年七十三。冬十一月庚戌朔丙寅〔○十七日〕。天皇を大倭の國、身狹の桃花鳥坂の上の陵に葬めまつる。皇后橘の皇女及び其の孺子を以て是の陵に合葬る。〔皇后の崩年、傳記載するふみ無し。孺子は蓋し未だ成人とならずして薨せませるか〕⌐9オ

日本書紀卷第十八　終

日本書紀卷第十九

天國排開廣庭天皇　欽明天皇

天國排開廣庭天皇は、男大迹天皇の嫡子なり。母をば手白香皇后と曰す。天皇愛みたまひて常に左右に置きたまふ。天皇幼き時夢みたまはく、人有りて云さく、天皇秦大津父といふ者を寵愛みたまはば、壯大に及びて必ず天下を有らさむと。寐驚たまひて使を遣りて普く求めたまふに、山背國紀伊郡深草里より得つ。姓名果して所夢ししが如し。是に於て忻喜びたまふこと身に遍て、未曾しき夢と歎めまして、乃ち告て曰はく、汝に何事か有りしとのたまふ。答へて云さく、無し。但臣伊勢に向りて商價ひて來還るとき、山に二の狼の相鬪ひて血に汚れたるに逢へりき。乃ち馬より下りて口手を洗嗽ぎて祈請て曰く、汝は是貴き神にして、麁き行を樂む。儻獵士に逢はば禽られむこと尤速けむと云ひて。乃ち相鬪ふことを抑止めて、血毛を拭洗いて、遂に遣放して、倶に命いけてきとまをす。天皇曰はく、必ず此の報ならむと。乃ち近侍に令めて優寵みたまふこと日に新なり。大に饒富を致し、踐祚に至るに及んで、大藏省に拜けたまふ。四年の冬十月に、武小廣國押盾天皇崩りましぬ。皇子天國排開廣庭天皇群臣に令して曰はく、余幼年くして識淺く未だ政事を閑はず。山田皇后明に百揆に閑ひたまへり。請ふ就でて決めよ。山田皇后怖謝りて曰したまはく、妾恩寵を蒙ること、山も海も誰と同じからむ。萬の機の難き、婦女安ぞ預らむ。今

皇子は老を敬ひ少を慈みて、賢者に禮下たまふ。日中までに食ず、以て士を待ちたまふ。加以て幼くして穎れ脱けて、早く嘉聲を擅し、性是寬和まして、務めて矜宥在す。請ふ諸の臣等、早く位に臨登りて天の下に光臨令めたまへ。冬十二月庚辰朔甲申(○五日)、天國排開廣庭皇子、天皇位卽しめす。皇后を尊びて皇太后と曰す。大伴金村大連、物部尾輿大連を大連と爲し、及び蘇我稻目宿禰大臣を大臣と爲すこと、並に故の如し。

元年春正月庚戌朔甲子(○十五日)、有司皇后を立むと請す。詔て曰はく、」[2オ] 正妃武小廣國押盾天皇の女、石姬を立てて皇后と爲むとのたまふ。是二男一女を生れます。長を箭田珠勝大兄皇子と曰ひ、仲を譯語田渟中倉太珠敷尊と曰ひ、少を笠縫皇女と曰ふ。(更の名は狹田毛皇女)二月、百濟人己知部投化けり。倭國の添上郡の山村に置む。今の山村の己知部の先なり。三月、蝦夷隼人並に衆を率て歸附ふ。秋七月丙子朔己丑(○十四日)、都を倭國の磯城郡の磯城嶋に遷す。仍て號けて磯城嶋金刺宮と爲。八月、高麗、百濟、新羅、任那、並に使を遣して貢職獻並脩ふ。秦人、漢人」[2ウ]等諸蕃投化者を召し集へて、國郡に安置しめ戸籍に編貫く。秦人の戸數、惣て七千五十三戸。大藏掾を以て秦伴造と爲す。九月乙亥朔己卯(○五日)、難波祝津宮に幸す。大伴大連金村、許勢臣稻持、物部大連尾輿等從る。天皇諸臣に問ひて曰はく、幾許の軍卒をもちて新羅を伐ち得む。物部大連尾輿等奏して曰く、少許の軍卒をもちて易く征つ可からず。曩者、男大迹天皇の六年に、百濟使を遣して任那の上哆唎、下哆唎、娑陀、

牟婁四縣を表請す。大伴大連金村輙く表請の依に求むる所を許し賜ひき。是に由りて新羅 L3オ 怨曠積年し。輕爾くして、伐つ可からず。是に大伴金村住吉の宅に居り、疾と稱して朝らず。天皇青海夫人勾子を遣して、慰問慇懃なり。大連怖謝りて曰く、臣疾む所は餘事に非ず。今諸臣等臣が任那を滅ぼせりと謂す。故恐怖りて朝へざる耳。乃ち鞍馬を以て使に贈りて、厚く相資敬にす。青海夫人依實に顯し奏す。詔りて曰はく、久しく忠誠を竭せり。衆口を恤る莫れと。遂に罪と爲さず。優寵彌深し。是年也太歲庚申。

二年の春三月、五の妃を納る。元妃は皇后の弟、稚綾姫皇女と曰ふ。是れ石上皇子を生む。次に皇后の弟有す。日影皇女と曰ふ。L3ウ 是れ倉皇子を生む。次に蘇我大臣稻目宿禰の女を堅鹽媛と曰ふ（堅鹽此を岐拖志と云ふ）。七男六女を生む。其の一を大兄皇子と曰ふ。是を橘豐日尊と爲す。其の二を磐隈皇女と曰ふ。（更名は夢皇女。）初め伊勢大神に侍祀り、後皇子茨城に奸くるに坐りて解けぬ。其の三を臘鳥皇子と曰ふ。其の四を豐御食炊屋姫尊と曰ふ。其の五を椀子皇子と曰ふ。其の六を大宅皇女と曰ふ。其の七を石上部皇子と曰ふ。其の八を山背皇子と曰ふ。其の九を大伴皇女と曰ふ。其の十を櫻井皇 L4オ 子と曰ふ。其の十一を肩野皇女と曰ふ。其の十二を橘本稚皇子と曰ふ。其の十三を舍人皇女と曰ふ。次に堅鹽媛の同母弟を小姉君と曰ふ。四男一女を生む。其の一を茨城皇子と曰ふ。其の二を葛城皇子と曰ふ。其の三を泥部穴穗部皇女と曰ふ。其の四を泥部穴穗部皇子と曰ふ。（更の名は天香子皇子。一書に云ふ、更の名は住迹皇子。）其の五を泊瀨部皇子と曰ふ。（一書に云はく、其の一を茨城皇子と曰ふ。其の二を泥部穴穗部皇

女と曰ふ。其の三を泥部穴穗部皇子と曰ふ。更の名は住迹ノ皇子。其の四を葛城ノ皇子と曰ふ。其の五を泊瀨部皇子と曰ふ。一書に云はく、其の一を茨城ノ皇子と曰ふ。其の二を住迹ノ皇子と曰ふ。其の三を埿部穴穗部皇女と曰ふ。其の四を泥部穴穗部皇子と曰ふ。更の名は天香子。其の五を泊瀨部ノ皇子と曰ふ。帝王本紀に多に古字ども有り。撰び集むる人屢遷易を經たり。後の人習ひ讀むとき、意を以て刊り改む。傳へ寫すこと旣に多なり。遂に舛ひ雜ふことを致せり。前後次を失ひて、兄弟參差ひなり。今則ち古今を考覈りて其の眞正に歸す。一往識り難きは且一に依りて撰びて、其の異なることを注詳す。他皆此に效へ。）次に春日ノ日抓ノ臣の女を糠子と曰ふ。春日ノ山田ノ皇女と、橘麻呂ノ皇子とを生む。夏四月、安羅の次旱岐、夷呑奚、大不孫、久取柔利、加羅の上首位古殿奚、卒麻の旱岐、散半奚の旱岐の兒、多羅の下旱岐夷他、斯二岐旱岐の兒、子他の旱岐等、任那の日本ノ府吉備ノ臣（名字を闕せり。）と百濟に往赴きて俱に詔書を聽る。百濟の聖明王、任那の旱岐等に謂りて言はく、日本の天皇の詔ふ所は全ら任那を復建てよと云ふを以てす。今何の策を用て、任那を起し建てむ。盍ぞ各忠を盡して聖の懷を展べ奉らざる。任那の旱岐等對へて曰く、前に再び三廻新羅と議れども、而も圖る所の旨を嘗へ報すこと無し。更に新羅に告ぐれども尙報すこと無し。今宜しく俱に使を遣して往きて天皇に奏せむ。夫れ任那を建つることは、爰に大王の意に在り。祇み承けて教旨を奉はむ。誰か敢て間言せむ。然るに、任那の境新羅に接はる。恐らくは卓淳等が禍を致さむ。（等と云ふは喙己呑加羅を謂ふ。言は卓淳等が國敗亡の禍有らむとなり。）聖明王曰く、昔我が先祖

速古王貴首王の世に、安羅加羅卓淳の旱岐等、初て使を遣して相通して、厚く親好を結べり。以て子弟と爲。」5 恒に隆ゆ可きことを冀ふ。而るを今新羅に誑かれて、天皇をして忿怒りまさしめて、任那をして憤恨あらしむるは、寡人が過なり。我深く懲り悔みて下部中佐平麻鹵、城方甲背昧奴等を遣して加羅に赴きて、任那の日本府に會へ相盟ひき。以後念を繋け、相續ぎて任那を建てむと圖ること、旦夕に忘るること無し。今天皇詔りして稱はく、速かに任那を建てよ。是に由りて爾が曹と共に謀計りて、任那の國を樹立てむと欲ふ。宜善く圖れ。又任那の境に於て新羅を徴召して聽むや不やを問はむ。乃ち倶に使を遣して天皇に奏聞さしめて、恭みて示教を承らむ。儻如使人未だ還らざる際に、新羅隙を候ひて任那を侵し逼めば、我當に往きて救ふべし。」6 憂ひと爲すに足らず。然れども善く守り備へて謹警みて忘るることなかれ。別に汝の導ふ所は、恐らくは卓淳等の禍を致さむ。新羅の自ら強きが故に能く爲す所に非じ。其の㖨己呑は、加羅と新羅との境際に居て、連年に攻め敗られたり。任那能く救援ふこと無し。是に由りて亡ぼされき。其の南の加羅は、蕞爾く狹小きにして、卒に備ふること能はず、託く所を知らず。是に由りて亡ぼされき。其の卓淳は上下携貳あり、新羅に自ら附ひ内應せむと欲りするに至る。是に由りて亡ぼされき。斯に因りて三國の敗を觀るに、良に以有り。昔は新羅援を高麗に請ひて、任那と百濟とを攻め撃てども、尙克たず。新羅安ぞ獨り任那を滅ぼさむや。今寡人汝と力を戮せ」8 心を幷せて、翳賴天皇、任那は必ず起らむ。因つて物を贈ること各差有り。忻忻びて還る。秋七月、百濟、安羅の日本府と新羅と計を通すを

聞きて、前部奈率鼻利、莫古奈率宣文、中部奈率木劦眯淳、紀臣奈率彌麻沙等を遣して、（紀臣奈率は、蓋し是紀臣韓の婦を娶りて生む所、因りて百濟に留りて奈率と爲る者也。未だ其の父を詳かにせず。他皆此に效へ。）安羅に使して新羅任那の執事を召し到らせ、任那を建つることを謨る。別に安羅の日本府河内直、計を新羅に通はすを以て、深く之を責め罵る。（百濟本紀に云く、加不至費直阿賢移那斯、佐魯麻都等と。未だ詳かならず。）乃ち任那に謂ひて曰く、昔我が先祖速古王、貴首王、故」7ォ旱岐等と始めて和親を約ぶ。式て兄弟と爲る。是に於きて我は汝を以て子弟と爲し、汝は我を以て父兄と爲す。共に天皇に事へて、倶に強き敵を距ぎ、國を安くし家を全くして今日に至れり。言、先祖の舊旱岐と、和親の詞を念へば皎日の如きもの有り。茲より以降、勤に隣の好を修めて、遂に與國に敦し。恩骨肉に踰え、始に善しく終り有ることを、寡人恒に願ふ所なり。未審、何に縁りてか輕く浮辭を用て、數歳の間に慨然志を失はむ。古き人の云へらく、追ひて悔ゆとも及ぶこと無しといふは、此を謂ふなり。上は雲際に達り、下は泉中に及ぶまで、神を今に誓ひて、咎を昔に改めむ。一隱れ匿ぶこと無くして、爲す所を發露はさむ。精誠靈に通ひて、深く自ら克く責なること、亦宜く取るべき所なり。」7ゥ蓋し聞く、人の後爲る者は、能く先軌を負荷ひ、克く堂構を昌りにして、以つて勳業を成すことを貴ぶ。故今追ひて先の世の和親ぶる好を崇て、敬て天皇の詔勅の詞に順ひて、新羅の折れる國、南の加羅、喙己呑等を抜取りて、本貫に還し屬け、任那に遷し實てて、求て父兄と作りて、恒に日本に朝らむ。此寡人が食へども味を甘せず、寢ぬれども席を安み

せざる所なり。往を悔い今を戒めて勞想しとする所なり。夫れ新羅の甘く言ひて詐くを希むことは、天下の知る所なり。汝等妄に信けて、既に人の權に墮ちき。方今任那の境新羅に接れり。宜しく常に備へを設くべし。豈能く柝を弛べむや。爰に恐らくは誣ひ欺ける網穽に陷羅りて、國を喪ひ家を亡ぼして、L8オ人の繫虜と爲らむことを。寡人茲を念ひて、勞想しくて自ら安すること能はず。竊に聞く、任那と新羅と策を席の際に運びて、蜂蛇の怪を現す、亦衆の知る所なり。且夫れ妖祥は行を戒むる所以なり。災異は人を悟しむる所以なり。當に是れ明天の先の靈に告げ戒むる徵表なり。禍ひ至りて追ひ悔い、滅びて後に興らむと思ふとも、孰れか云に及ばむ。今汝余に遵ひて、天皇の勅を聽りて任那を立つ可きなり。何ぞ成らざることを患へむ。若し長く本の土を存ち永く舊の民を御めむと欲りせば、其の謨茲に在り、愼まざる可けむや。聖明王更に任那の日本ノ府に謂ひて曰く、天皇の詔りて稱はく、任那若し滅びば、汝即ち資無からむ。任那若し興らば、汝即ち援有らむ。今宜しく任那を興し建てて、L8ウ舊日の如くならしめ、以て汝が助けと爲て、黎民を撫で養ふべしと。謹みて詔勅を承りて悚懼ること胷に塡つ。誓ひて丹誠に効り、冀は任那を隆えしめて、永く天皇に事ふること、猶往日の如けむ。先づ未然を慮りて、然る後康く樂まむ。今日本ノ府復た能く詔の依に任那を救助はば、是天皇の爲めに必ず褒讃げられむ。汝の身當祿せられむ。又日本の卿等、久しく任那の國に住み、近く新羅の境に接れり。新羅の情狀は亦是知れる所なり。任那を毒害ひて日本を防かむと謀ること、其の來ること尙し。唯今年のみに匪ず。而るを敢へて動かざるは、近くは百

消を塞ぎ、遠く天皇に違ひまつれり。翻りて朝廷に事へ、偽りて任那に和ぐ。斯く任那の日本府を感激すことは、未だ[9]任那を取らざるの間を以て、偽りて伏従ふ状を示す。願くは今其の間隙を候ひ、其の備へざるを估りて、一兵を擧げて之を取らむ。天皇詔勅して南の加羅喙己呑を立てよと勸めたまふこと、但に數十年のみに非ず。而るを新羅一命を聽かざること、亦卿が知れる所なり。且つ夫れ天皇を信敬みて、任那を立つることを爲せば、豈是に若かむや。恐らくは卿等輙く甘言を信けて輕く謾語を被け、任那國を滅して、天皇を辱め奉らむことを。卿其れ戒みて他に欺かれそ。」〔〇三年脱カ〕秋七月、百濟紀臣奈率彌麻沙、中部奈率己連を遣して、來りて下韓・任那の政を奏す。幷せて表を上る。」

四年夏四月、百濟の紀臣奈率彌麻沙等罷る。秋九月、百濟の聖明王、前部奈率眞牟貴文、護徳己州己婁と、物部施徳麻奇牟等とを遣して、來りて扶南の財物と奴二口とを獻らしむ。冬十一月丁亥朔甲午〔〇八日〕、津守連を遣して、百濟に詔りて曰はく、「任那の下韓に在る百濟の郡令・城主、宜しく日本府に附くべし。」幷に詔書を持して宣して曰はく、「爾屢表を抗げて、任那を建つべしと稱ふこと十餘年なり。表奏此れども、尚未だ成らず。且つ夫れ任那は爾の國の棟梁爲り。如し棟梁を折らば、誰か屋宇を成らむ。朕が念ふこと茲に在り。爾須らく早く[10]建つべし。汝若し早く任那を建てなば、河内直等は自ら當に止退くべし。豈云ふに足らむや。」是の日、聖明王宣勅を聞ること已りて、三の佐平、内頭及び諸臣に歷問めて曰く、「詔勅是の如し。當に復何如すべき。」三の佐平等答へて曰く、「下韓に在る我が郡令・城主は出す可からず。國を建

つるの事は宜しく早く聖勅を聴くべしと。十二月、百濟の聖明王、復前詔を以て普く群臣に示せて曰く、天皇の詔勅是の如し。當に復何如にすべき。上佐平沙宅己婁、中佐平木刕麻那、下佐平木尹貴、德率鼻利、莫古德率東城道天、德率木刕眯└10ゥ淳、德率國雖多、奈率燕比善那等同議りて曰く、臣等禀性愚かに闇くて、都て智略無し。任那を建てよと詔らす。早く勅を奉るべし。今宜しく任那の執事、國國の旱岐等を召して、倶に謀り同じく計りて、表を抗て志を述ぶべし。又河內ノ直、移那斯麻都等猶安羅に住らば、任那恐らくは建て難からむ。故亦并せて表りて乞ひて本の處に移したまへ。聖明王曰く、群臣の議る所甚に寡人が心に稱へり。是の月、乃ち施德高分を遣して、任那の執事と日本府の執事とを召す。倶に答へて言はく、正旦を過して往でて聽たまはらむ。

五年春正月、百濟ノ國使を遣して任那の執事と日本府の執事とを召す。└11オ 倶に答へて言さく、神を祭る時到りぬ。祭り了りて往む。是の月、百濟復使を遣して任那の執事と日本府の執事とを召す。日本府任那、倶に執事を遣さずして、微者を遣れり。是に由りて百濟倶に任那ノ國を謀り建つることを得ず。二月、百濟施德馬武、施德高分屋、施德斯那奴次酒等を遣りて、任那に使して日本府と任那の旱岐等とに謂ひて曰く、我ガ紀臣奈率彌麻沙、奈率己連、物部連奈率用歌多を遣して、天皇に朝謁しむ。彌麻沙等日本より還りて、詔書を以て宣いて曰く、汝等宜しく彼に在る日本ノ府と共に早く良き圖を建て、└11ウ 朕が所望に副へしめよ。爾其れ戒めよ。他にな誑かれそ。又津守ノ連、日本より來り、（百濟本紀に云く、津守ノ連己麻奴跪と。而ね語

詐りて正からずして未だ詳ならず。）詔勅を宣ひて任那の政を問ふ。故れ將に日本府任那の執事と共に任那の政を議り定めて、天皇に奏し奉らむと欲す。三廻遣召せども尙ほ來到ず。是に由りて、共に任那の政を論圖計りて天皇に奏し奉ることを得ず。今津守連を請し留めて、別に疾使を以て具に情狀を申べて天皇に遣奏さむと欲す。當に三月十日を以て使を日本に發遣すべし。此の使便ち到らば、天皇必ず汝に問ひたまふべし。汝日本府の卿、任那の旱岐等、各宜く使を發てて我が使人と共にL12オ往きて天皇の宣ふ所の詔を聽はるべし。別に河內直に謂ひて曰く、（百濟本紀に云く、河內直、移那斯、麻都。而して語訛りて未だ其の正を詳にせず。）昔より今に迄に唯汝が惡きことを聞く。汝が先祖等（百濟本記に云く、汝が先に那干陀甲背、加臘直岐甲背。亦云く、那歌陀甲背、鷹歌岐彌。語訛りて未だ詳ならず。）俱に譎僞を懷きて爲歌可君を誘り說く。（百濟本記に云く、爲歌岐彌、名は有非岐。）專ら其の言を信けて國の難を憂へず。吾が心に乖背きて暴虐を縱肆にす。是に由りて逐らはる。汝等來りて任那に往きて、恒に不善を行ふ。任那の日に損はるること、職として汝の由なり。汝是れ微しと雖も、譬へば小火の山野を燒き焚きて村邑に連延るがごとし。汝が行惡に由りて、當に任那を敗る、遂に海の西の諸國のL12ウ官家をして、長く天皇の闕に奉ることを得ざらしむ。今天皇に遣奏して、汝等を乞移して其の本處に還へさむと。汝亦往で聞れと云ふ。又日本府の卿任那の旱岐等に謂りて曰く、夫れ任那の國を建つること、天皇の威靈を假らずば、誰か能く建てむ。故我天皇に就て、將士を請して任那の國を助けむと思欲す。將士の糧は我當に運ばむ。將士の數未だ

若干に限らず。粮を運ぶの處亦自ら決め難し。願くは一處に居て倶に可不を論ひて其の善きを擇び從ひて、天皇に奏さむとす。故頻りに召しに遣せども、汝猶來らざれば、議ることを得じといふ。日本府答へて曰く、任那の執事召に赴かざることは、是れ吾の遣せざるに由りて往ることを得ざるなり。└13オ吾天皇に遣奏すに、還使宣ひて曰く、朕當に印歌臣を以して新羅に遣し、津守連を以して百濟に遣すべし。汝勅を聞きまはらむ際を待て自勞りて新羅百濟にな往きそ。宣勅是の如し。會、印歌臣の新羅に使するを聞く。乃ち追ひて天皇の宣詔りしたまふ所を問はしむ。曰く、日本の臣と任那の執事と、應に新羅に就きて天皇の勅を聽くるべし。而して百濟に就きて命を聽れと宣はず。後に津守連遂に來り、此に過りて謂ひて曰く、今余百濟に遣さるるは、下韓に在る百濟の郡令城主を出さむとなり。唯此の說を聞く。任那と日本府と、百濟に會ひて天皇の勅を聽れといふことを聞かず。故れ└13ウ往かざるは、任那の意に非ず。是に任那の旱岐等曰く、使の來り召すに由りて便ち往參むと欲す。日本府の卿發遣を肯ぜず。故れ往ず。大王任那を建むが爲めに、觸情曉示す。玆を覩て忻喜ぶこと、具に申ぶ可きこと難し。三月、百濟奈率阿乇(〇乇カ)得文、許勢奈率歌麻、物部奈率歌非等を遣して表を上りて曰く、奈率彌麻沙、奈率己連等、臣が蕃に至りて、詔書を奉げて曰く、爾等宜く彼に在る日本府と共に、同じく謀り善く計りて、早く任那を建つべし。爾其れ戒め。他にな誑かれそ。又津守連等、臣が蕃に至りて、勅書を奉げて任那を建つることを問ふ。恭みて來りて勅を承り、敢て時を停ずして、└14オ爲めに共に謀ることを欲ふ。乃ち使を遣して日本府と(百濟本記に云く、爲胡跛臣

を遣召しむ。蓋し是的臣なり。」任那とを召ぶ。倶に對へて言ふ、新しき年既に至りぬ。願くは過ぎて往でむと。久しくありて就ず。復使を遣して召すに、倶に對へて言ふ、祭時既に至りぬ。願くは過ぎて往むと。久しくありて就でず。復使を遣して召す、而るに微者を遣すに由りて、同じく計ることを得ず。夫れ任那の召に赴ぬは其の意に非ざりけり。是れ阿賢移那斯、佐魯麻都が姧佞へるが作る所なり。夫れ任那は安羅を以て兄と爲て、唯其の意に從ふ。安羅の人は日本府を以て天と爲し、唯其の意に從ふ。（百濟本記に云く、安羅を以て父と爲し、日本府を以て本と爲す。）今的臣、吉備臣、河内直等、咸移那斯、麻都が指撝くに從ふのみ。移那斯、麻都是れ小家の微者と雖も、專日本府の政を擅にす。又任那を制へ、障へて遣ことを勿し、是に由りて同じく計りて天皇に奏答すことを得ず。故れ己麻奴跪（蓋し是は津守連なり。）を留めて、別に使の迅きこと飛ぶ鳥の如きものを遣して天皇に奉奏さしむ。假二人をして安羅に在らしめば、多く姧佞を行ひて、任那建ち難く、海の西の諸國は必ず事へまつることを獲ず。伏して請ふ、此の二人を移して其の本處に還し。勅して日本府と任那とに喩して、任那を建つることを圖りたまへ。故臣奈率彌麻沙、奈率己連等を遣して、己麻奴跪を副へて表を上りて以聞ゆ。」是に於て詔して曰く、的臣等の新羅に往來ひしこと朕が心に非ず。曩者印支彌と阿鹵旱岐と在りし時に、新羅の爲めに逼められて耕種することを得ず。百濟路迥くして急を救ふ能はず。的臣等の新羅に往來ふに由りて、方に耕種を得たるは、朕が曾より聞きし所なり。若し已に任那を建てば、移那斯、麻都、自然却退きなむ。豈に云ふに足らむや。伏して此の詔を承りて、

喜び懼み懷に兼ぬ。而して新羅の朝を詐くをば、天勅に匪ざることを知りぬ。新羅春喙淳を取る。仍りて我が久禮山の戍を擯出て、遂に之を有つ。安羅に近き處は安羅耕種す。久禮山に近き處は新羅耕種す。各自ら耕しし15ゥ相侵し奪はず。而るを移那斯、麻都、過て他の界を耕し、六月にして印支彌に逃げ去きぬ。後に許勢臣が來りし時に(百濟本記に云く、我が印支彌を留むるの後に、既洒臣至る時。新羅復他の境を侵し逼ること無し。安羅新羅の爲めに逼められて耕種することを得ざることを言さず。臣甞つて聞く、新羅春秋毎に多に兵甲を聚めて、安羅と荷山とを襲はむと欲すと。或ひは聞く、當に加羅を襲ふべしと。頃ろ書信を得て、便に將士を遣して任那を擁き守ること懈息ること無し。頻りに鋭兵を發して時に應て往きて救ふ。是を以て任那序に隨ひて耕種し、新羅敢へて侵し逼らず。而るを奏す百濟路迥くて急を救ふこと能はずと。的臣等の新羅に往來ふに由りて方に耕種することを得ること、是れL16オ上は天朝を欺きて轉奸佞を成せるなり。曉然に是くあることすらも尚天朝を欺きまつる。自餘の虚妄は必ず多に有らむ。的臣等猶安羅に住らば、任那の國恐くは建立つること難けむ。宜く早く退却けたまへ。臣深く懼る。佐魯麻都は是れ韓の腹なりと雖も、位大連に居り、日本の執事の間に廁りて、榮班貴盛之列に入る。而るに今反て新羅の奈麻禮の冠を著く。即ち身心の歸附ふことは、他に照し易し。熟作る所を觀るに、都て怖畏るること無し。故前に惡行を奏し、具に錄して聞訖。今も猶他の服を著て、日に新羅の域に赴く。公私往還ふに都て憚る所無し。夫れ喙國の滅びしこと他に由るに匪じ。喙國の函跛旱L16ゥ岐加羅國に貳心有りて、新羅に内應

し、加羅外に自り合ひ戰ふ。是に由りて滅びたり。若し函跛旱岐をして內應を爲ざらしめば、喙國小しと雖も、未だ必ずしも亡びざるなり。卓淳に至りても、亦復然なり。假し卓淳國の主をして新羅に內應し寇を招くことを爲さざらしめば豈滅ぶるに至らむや。諸國の敗亡びし禍を歷觀るに、皆內應貳心の人に由りてなり。今麻都等新羅に腹心にして、遂に其の服を着て往還ひて、旦夕に陰に奸心を搆ふ。乃ち恐くは任那の茲に由りて永に滅びむ。任那若し滅びば、臣が國孤り危し。朝らむと思欲ふとも豈復得むや。伏して願くは、天皇玄に遠く察して、速かに本の處に移して、以て任那を安めたまへ。冬十月、└17オ 百濟の使人奈率得文、奈率歌麻等罷り歸る。（百濟本記に云く、冬十月、奈率得文、奈率歌麻等日本より還りて曰く、奏す所の河內直、移那斯、麻都等の事、報勅無し。）十一月、百濟使を遣して日本府の臣、任那の執事を召して曰く、天皇に遣朝す奈率得文、許勢奈率奇麻、物部奈率奇非等日本より還る。今日本府の臣及び任那國の執事、宜しく來りて勅を聽けて同じく任那を議るべし。日本の吉備臣、新（安）羅の下旱岐大不孫、久取柔利、加羅の上首位古殿奚、卒麻君、斯二岐君、散半奚君の兒、多羅の二首位訖乾智、子他旱岐、└17ウ 久嵯旱岐、仍に百濟に赴く。是に、百濟王聖明、略詔の書を以て示せて曰く、吾奈率彌麻佐、奈率己連、奈率用哥多等を遣して、日本に朝しむ。詔して曰く、早く任那を建てよ。又津守連勅を奉けて任那を成しつやと問ふ。故に召ばしむ。當に復如何してか能く任那を建つべき。請ふ各謀を陳べよ。吉備臣、任那旱岐等曰く、夫れ任那國を建むこと、唯大王に在り。冀くは王に遵ひて俱に奏して勅を聽けたまはらむと欲りす。聖明王

謂ひて曰く、任那ノ國吾が百濟と、古より以來、子弟爲らむことを約べり 今日本府の印岐彌（任那に在る日本の臣の名を謂ふ。）既に新羅に計りて更將に我を伐たむとす。又L18オ 新羅の虛誕謾語を聽くを樂む。夫れ印支彌を任那に遣すは、本より其の國を侵し害ふには非じ。往古來今新羅道无く、食言りて信に違ひて卓淳の股肱の國を滅す、快く悔を返さむと欲ふ。故召び到らしむ。倶に恩詔を承け、欲冀くは任那國を興し繼ぎて、猶舊日の如くし、永く兄弟と爲らむことを。竊かに聞く、新羅安羅の兩國の境に、大きなる江水有り、要害の地なり。吾此に據りて六の城を脩め繕むと欲ふ。謹みて天皇の三千の兵士を請ひて、城毎に充るに五百を以てし、我が兵士に并せて作田をせしむること勿くして逼惱さば、久禮山の五の城、庶くば自ら兵を投てて降首ひなむ。卓淳國、亦復當にL18ウ 興るべし。請ふ所の兵士に吾衣と粮を給へ、天皇に奏さむと欲ふ。其の策一なり。猶南の韓に於きて、郡令城主を置かば、豈天皇に違背きまつり貢調の路を遮斷らむと欲むや。唯庶くは克く多の難を濟ひて強敵を殲撲さむとなり。凡そ厥の凶黨誰か附くことを謀らざらむ。北敵強く大きにして、我が國微く弱し。若し南の韓に郡領城主を置きて修理め防護らずば、以て此の強敵を禦ぐ可からず。亦以て新羅を制ぐ可からず。故猶之を置きて新羅を攻逼めて、任那を撫存たしめむ。若し爾らずば、恐らくは滅亡されて朝聘ることを得じ。天皇に奏さむと欲ふ。其の策の二なり。又吉備ノ臣、河内ノ直、移那斯、麻都、猶任那の國に在らば、天皇L19オ 詔りたまふと雖も、任那を建成ることを得可からず。請ふ、此の四人を移して、各其の本の邑に遣還さむ。天皇に奏さむ。其の策の三なり。宜しく日本の臣、任那

の旱岐等と、倶に使を奉遣して、同じく天皇に奏して、恩詔を聽らむと乞す。是に於て、吉備臣、旱岐等曰く、大王の遣ぶる所の三の策、亦愚情に協へるのみ。今願はくは歸りて以て敬みて日本の大臣（任那に在る日本府の大臣を謂ふ。）安羅王、加羅王に諮り、倶に使を遣して同じく天皇に奏さむ。此れ誠に千載に一會ふの期、深く思ひて熟く計らざる可けむや。十二月、越國言さく、佐渡嶋の北の御名部の碕岸に肅愼の人有り、一の船艄に乘りて淹L19留れり。春夏魚を捕りて食に充つ。彼の嶋の人、人に非ずと言ひ、亦鬼魅なりと言ひて、敢へて近づかず。嶋の東の禹武邑人椎子を採拾ひて熟し喫まむと爲欲に、灰の裏に著きて炮りつ。其の皮甲二の人と化成りて、火の上に飛び騰ること一尺餘許、時を經て相鬪ふ。邑の人深く異しと以爲ひて、庭に取り置く。亦前の如く飛ひて相鬪ふこと已まず。人有り、占へて云はく、是の邑の人必ず鬼魅の爲めに迷惑はされむ。久しくあらずして言の如くに其に抄掠めらる。是に肅愼の人瀬河の浦に移就く。浦の神嚴忌し、人敢へて近づかず。渴ゑて其の水を飲みて、死ぬる者且に半なり。骨巖岫に積みたり。俗肅愼の隈と呼ぶ。L20。

六年春三月、膳臣巴提便を遣して百濟に使せしむ。夏五月、百濟、奈卒其㥄、奈卒用歇多、施德次酒等を遣して表を上つる。秋九月、百濟、中部護德菩提等を遣して、任那に使せしむ。吳の財を日本府の臣及び諸の旱岐に贈ること各差有り。是の月、百濟丈六佛像を造る。願文を製りて曰く、蓋し聞く、丈六佛を造る、功德甚大なり。今敬ひて造りぬ。此の功德を以て願はくは天皇勝善之德を獲たまひ。天皇の所用す彌移居

國、倶に福祐を蒙らむ。又願はくは普天の下一切衆生皆解脱を蒙らむ。故造りまるつ。冬十一月、膳臣巴[20]提便百濟より還りて言さく、臣使に遣されしとき、妻子相逐ひて去る。百濟の濱（濱は海濱なり。）に行至りて、日晩れて宿停る。小兒忽亡せて之く所を知らず。其の夜大雪ふる。天曉けて始めて求むるに、虎の連ける跡有り。臣乃ち刀を帶き甲を擐て、尋めて巖岫に至る。刀を拔いて曰く、敬みて絲綸を受けて陸海に劬勞み、風に櫛り雨に沐して、草を藉し荊を班とすることは、其の子を愛みて父の業を紹がしめむが爲めなり。惟ふに汝威神、子を愛むこと一なり。今夜兒亡せたり。蹤を追ひて覓ぎ至る。命を亡ぼさむを畏れずして、報いむと欲りするが故に來つといふ。既にして其の虎前に進みて口を開きて噬はむと欲す。巴提便忽ちに左の手を申べて、其の虎の舌を執りて、右の手をもて刺し殺して、皮を剝ぎ取りて還る。是の歲、高麗大きに[21]亂れて誅殺さるる者衆し。（百濟本記に云く、十二月甲午、高麗國細羣麁羣と宮門に戰ふ。鼓を伐ちて戰鬪ふ。細羣敗れて兵を解かざること三日。盡くに細羣の子孫を捕へて誅しつ。戊戌、狛の鵠香岡上王薨せぬ。）

七年春正月甲辰朔丙午（〇三日）、百濟の使人中部奈率己連等罷り歸る。仍て賜ふに良き馬七十匹、船一十隻を以てす。夏六月壬申朔癸未（〇十二日）、百濟中部奈率掠葉禮等を遣して調獻る。秋七月、倭國の今來郡言す、五年の春に、川原民直宮、樓に登りて騁望る。乃ち良き駒を見つ。紀伊國の漁者の贄を負せる草馬が子なり。影を睨て高く鳴き、輕く母の脊を超ゆ。就きて買ひ取れ、襲養こと年を兼ぬ。壯に及びて鴻の

ことく[21]驚き鶩のごとくに飜りて、翠に羽し雛に翔ゆ。暇に御隨心に、馳驟合度れり。大内丘の壑を超渡ゆること、十八丈。川原民直宮は檜隈邑の人なり。是の歳、高麗大きに亂れ、凡そ闘ひ死ぬる者二千餘。（百濟本記に云ふ、高麗正月丙午を以て、中夫人の子を立てて王と爲す、年八歳。狛王三の夫人有り。正夫人は子無し。中夫人世子を生む。其の舅氏は麁群なり。小夫人子を生む。其の舅氏は細群なり。狛王疾篤るに及びて、細群・麁群各其の夫人の子を立てむと欲す。故に細群死ぬる者二千餘人なり。）

八年夏四月、百濟、前部德率眞慕宣文、奈率奇麻等を遣して救ひの軍を乞ふ。仍りて下部東城子言を貢りて、德率汶[22]休麻那に代ふ。

九年春正月癸巳朔乙未（〇三日）、百濟の使人、前部德率眞慕宣文等罷らむと請ふ。因りて詔して曰く、乞ふ所の救ひの軍必ず當に救を遣すべし。宜しく速かに王に報せとのたまふ。夏四月壬戌朔甲子（〇三日）、百濟中部杆率掠葉禮等を遣して、奏して曰く、德率宣文等勅を奉けて臣が蕃に至りて曰く、乞ふ所の救ひの兵、時に應りて遣り送すとのりたまふ。祇みて恩詔を承けて、嘉慶ぶこと限り無し。然れども馬津城の役に（正月辛丑、高麗衆を率ゐて馬津城を圍む。）虜謂ひて曰く、安羅國と日本府と招き來て勸め罰たしむるに由ると。事を以て准況ふれば、寔に當に相似たり。然れども三[23]猶其の言を審かにせむと欲ひて遣し召せども、並に來らず。故に深く勞へ念ふ。伏して願はくは、可畏き天皇（西蕃皆日本の天皇を稱して可畏天皇と爲す。）先づ勘當へたまへ。暫く乞ふ所の救ひの兵を停めたまひて臣が遣報を待ちたまへ。詔

して曰く。式ちて呈せる奏を聞きて、爰に憂ふる所を覿れば、日本府と安羅と隣の難を救はざること、亦朕が疾む所なり。又復密に高麗に使する者は信く可からず。朕命せば即ち自らに遣さむ。命せずて何容ぞほしきまにまにせむ。願はくは王襟を開き帶を緩へて、恬然に自ら安くし、深く疑ひ懼ること勿れ。宜しく任那と共に前の勅の依力を戮せて倶に北の敵を防ぎて、各封す所を守れ。朕當に若干の人を送り遣して、安羅の逃げ亡せたる空地に充實てむ。六月辛酉朔壬戌〔〇二日〕、L23使を遣して百濟に詔して曰く、德率宣文取歸りて以後、當に復何如。朕聞く、汝の國狛の賊の爲めに害らるると。宜しく任那と共に策り勵みて、謀を同くし前の如く防距ぐべし。閏の七月庚申朔辛未〔〇十二日〕、百濟使人、掠葉禮等罷り歸る。冬十月、三百七十人を百濟に遣して、城を得爾辛に助け築かしむ。

十年夏六月乙酉ノ朔辛卯〔〇七日〕、將德文貴、固德馬次文等罷り歸らむと請ふ。因りて詔して曰く。延那斯、麻都、陰私に使を高麗に遣すは、朕當に虚實を問はしむべし。乞ふ所の軍は願ひに依りて停むと。L23

十一年春二月辛巳朔庚寅〔〇十日〕、使を遣して百濟に詔りして、（百濟本記に云く、三月の十二日辛酉、日本の使人阿比多三舟を率ゐ、來りて都下に至る。）曰く、朕將德久貴、固德馬進文等が上れる所の表意に依るに、一一教へ示すこと掌中を視るが如し。情を具さにせむと思欲ふ。冀くは將に抱ひを盡さむことを。大市頭歸りて後、常の如く異ること無し。今但に報辭を審かにせむと欲ひて、故使を遣す。又復朕聞く、奈率馬武は是れ王の股肱の臣なり。上に納れ下に傳ふこと、甚に王の心に協ひて、王の佐爲り。若し國家事無く、

長く官家と作りて、永に天皇に奉へまつらむと欲ふには、宜しく馬武を以て大使と爲し、朝に遣さむのみ。重ねて詔して曰く、朕聞く、北の敵強暴しと。故に└24オ矢三十具を賜ふ。庶くは一處を防げ。夏四月庚辰朔、百濟に在る日本の王人、方に還らむと欲す。（百濟本記に云く、四月一日庚辰、日本の阿比多還る。）百濟の王聖明、王人に謂ひて曰く、任那の事は、勅を奉けて堅く守る。延那斯、麻都の事は、問ひたまふと問ひたまはずとも、唯勅のまにまにならむ。因りて高麗の奴六口を獻る。別に王人に奴一口を贈る。（皆、爾林を攻めて擒れる奴なり。）乙未（の十六日）、百濟中部奈率皮久斤、下部施徳灼干那等を遣して、狛の虜十口を獻る。

十二年春三月、麥種一千斛を以て百濟の王に賜ふ。是の歳、└24ウ百濟の聖明王、親ら衆及び二の國の兵を率ゐて、（二國は新羅任那を謂ふ。）往きて高麗を伐ちて、漢城の地を獲つ。又軍を進めて平壤を討つ。凡て六の郡の地を故地を復す。

十三年夏四月、箭田珠勝大兄皇子薨せぬ。五月戊辰朔乙亥（の八日）、百濟、加羅、安羅、中部德率木刕今敦、河内部阿斯比多等を遣して、奏して曰て、高麗と新羅と、通和ひて勢ひを并せて、臣が國と任那とを滅さむと謀る。故謹みて救ひの兵を求請り、先づ不意を攻めむ。軍の多き少きは天皇の勅の隨とまをす。詔して曰く、今百濟の王、安羅の王、└25オ加羅の王、日本府の臣等と、倶に使を遣して奏る状聞しめし。亦宜しく任那と共に心を并せ力を一にすべし。猶尚し、必ず上天の擁き護るの福を蒙らむ。亦畏き天皇の靈に頼らむ。冬十月、百濟の聖明王（更の名は聖王。）西部姫氏達率怒唎斯致契等を遣して、釋

迦佛の金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻る。別に表して流通し禮拜む功德を讃めて云く、是の法は諸の法の中に於きて、最も殊勝れて爲ます。解り難く入り難し。周公孔子も尙は知ること能はず。此の法能く量り無く邊り無き福德果報を生し、乃至無上菩提を成し辨ふ。譬へば人の意に隨ふL25ウ寶を懷きて、用ゐる所に逐ひて、盡く情の依なるが如し。此の妙法の寶も亦復然なり。祈願こと情の依に、乏しき所無し。且つ夫れ遠くは天竺より、爰に三の韓に洎ぶ。敎の依に奉持ちて、尊び敬はざるは無し。是に由りて百濟の王臣明、謹みて陪臣怒唎斯致を遣して、帝國に傳へ奉り、畿內に流通したまはゞ、佛の記ふ所の我が法は東に流へむといふことを果すなり。是の日、天皇聞しめし已りて歡喜び踊躍りたまひて、使者に詔りて云く、朕昔より來、未だ曾つて是の如き微妙き法を聞くことを得ざりき。然れども朕自らえ決むまじ。乃ち群臣に歷問て曰く、西の蕃の獻れる佛の相貌端嚴し。全ら未だ曾つて看ず。禮ふ可きや不や。蘇我ノ大臣稻目ノ宿禰奏して曰く、西の蕃の諸國一に皆禮ふ。L26オ豐秋日本豈に獨り背かむや。物部ノ大連尾輿、中臣ノ連鎌子同じく奏して曰く、我か國家の天下に王たるは、恆に天地社稷の百八十神を以て、春夏秋冬、祭ひ拜むことを事とす。方に今改めて蕃神を拜みたまはゞ、恐らくは國つ神の怒を致したまはむ。天皇の曰く、宜しく情願ふ人稻目ノ宿禰に付けて、試みに禮ひ拜ましめむ。大臣跪きて受けて忻悅び、小墾田の家に安置る。懃に世に出でむ業を脩めて因と爲す。向原の家を淨め捨ひて寺と爲す。後に國に疫氣行りて民天殘ぬることを致す。久しくして愈多く、治療むること能はず。物部ノ大連尾輿、中臣ノ連鎌子、同じ

く奏して曰く、昔日臣が計を須ひたまはずして斯のL26ウ病み死ぬることを致せり。今遠からずして復らば、必ず當に憂ひ有るべし。宜しく早く投げ棄てて、懃ろに後の福を求めたまへ。天皇の曰はく、奏す依にせよ。有司乃ち佛像を以て難波の堀江に流し棄つ。復火を伽藍に縱く。燒き燼きて更餘り無し。是に、天に風雲無くして忽ち大殿に火あり。是の歲、百濟漢城と平壤とを棄つ。新羅此に因りて入りて漢城に居る。今新羅の牛頭方、尼彌方なり。

十四年春正月甲子朔乙亥(〇十二日)、百濟上部德率科野次酒、杆率禮塞敦等を遣して軍兵を乞ふ。戊寅(〇十五日)、百濟の使人、中部杆率木劦今敦、河內部阿斯比多等罷りL27オ歸る。夏五月戊辰朔、河內の國言す、泉郡茅渟海の中に梵音有り、震響雷の聲の若し。光彩しく晃り曜くこと日の色の如し。天皇心に異みたまひて、溝邊直を遣して、海に入りて求訪めしむ。是の月、溝邊直海に入りて果して樟木の海に浮びて玲瓏くを見つ。遂に取りて獻る。天皇畫工に命せて佛の像二軀を造らしむ。今吉野の寺に光を放つ樟の像なり。

六月、內臣(名を闕く。)を遣して、百濟に使ひせしむ。仍て良馬二疋、同船二隻、弓五十張、箭五十具を賜ふ。勅りして云く、請ふ所の軍は王の隨に須ひむ。別に勅りすらく、醫博士、易博士、曆博士等、宜しく番にL27ウ上下るに依るべし。今上の件の色の人は、正に相代らむ。年月にて宜しく還る使に付けて相代るべし。又卜書、曆本、種種の藥物を付送れ。秋七月辛酉朔甲子(〇四日)、樟勾宮に幸す。蘇我大臣稻目宿禰、勅を奉けて王辰爾を遣して船の賦を數へ錄す。即ち王辰爾を以て船の長と爲す。因りて姓を賜

びて船史と爲す。今の船連の先なり。　八月辛卯朔丁酉（〇七日）、百濟上部奈率科野新羅、下部固德汶休帶山等を遣して、表を上りて曰く、　去年臣等議を同にして、內臣德率次酒、任那の大夫等を遣して、海の表の諸の彌移居の事を奏す。　伏して恩詔を待つこと春の草の甘き雨を仰ぐが如し。今年忽ちに聞く、新羅狛國と謀を通はして云く、百濟と任那と頻りに日本に詣づ。意謂ふに是は軍兵を乞して我が國を伐つか。事若し實ならば、國の敗れ亡びむこと企踵にして待つ可し。庶はくは先づ日本の兵未だ發たざる間にして、安羅を伐ち取りて、日本の路を絕たむと。其の謀若是ば、臣等茲を聞きて深く危懼を懷く。　即ち疾使輕舟を遣して、表を馳せて以て聞ゆ。伏して願はくは、天慈び速かに前の軍、後の軍を遣して、切續きて來り救ひたまへ。秋の節に逮びて以て海の表の彌移居を固めむ。　若し遲晚くならば、臍を噬ふとも及ぶこと無からむ。遣さるる軍衆、臣が國に來到らば、衣糧の費は、臣當に充給つべし、任那に來到らむも亦復是の如し。若し給ふに堪へたまはずば、臣必ず助け充てて乏少ぬといふこと無からしめむ。　別に的臣敬みて天勅を受けて、來りて臣が蕃を撫め、夙き夜、乾乾みて庶の務めを勤修む。是に由りて海の表の諸の蕃、皆其の善を稱め、謂く當に萬歲海の表を肅め淸しつべしと。不幸くして云に亡せぬ。深く用ゐて追ひて痛む。今任那の事誰か修治む可き。伏して願はくは、天慈をもて速に其の代りを遣して、以て任那を鎭めたまへ。又復海の表の諸の國甚く弓馬に乏し。古より今に迄るまで、天皇に受りて以て强き敵を禦ぐ。伏して願はくは、天慈をもて多く弓馬を賜はしめよ。冬十月庚寅朔己酉（〇二十日）、百濟の王の子餘昌（明王ノ子、

威德王なり）悉に國の中の兵を發して、高麗國に向ひて、百合野の塞を築きて、L29オ 軍士を眠食しむ。是の夕に觀覽せば、鉅野墳腴え、平原瀰迤、人の跡罕に見え、犬の聲聞ゆる蔑し。俄にして儵忽之際に、鼓吹の聲を聞く。餘昌乃ち大いに驚きて鼓を打ちて相應ふ。通夜固く守り、凌晨に起きて見れば、曠野の中、覆へること青山の如く旌旗充滿めり。會明に頸の鎧を着ける者一騎、鐃を插せる者二騎、豹尾を珥せる者二騎、幷せて五騎有り、轡を連ね到來りて問ひて曰く、小兒等の言ふ、吾が野中に客人有在す、何ぞ迎へ禮せざるを得む。今早く知らむと欲はば、吾と禮を以て姓名年位を問ひ答ふ可し。餘昌對へて曰く、姓は是同じ姓、位は是杆率、年は二十L29ウ 九。百濟反して問ふ。亦前の法の如くして對答ふ。遂に乃ち標を立てて合ひ戰ふ。是に於て、百濟鉾を以て、高麗の勇士を馬より刺し墮して首を斬る。仍りて頭を鉾の末に刺し擧げて、還り入りて衆に示す。高麗の軍將、憤り怒ること益甚し。是の時、百濟の歡び叫ばふ聲、天地をも裂きぬ可し。復其の偏將、鼓を打ちて疾く鬪ひ、高麗の王を東聖山の上に追ひ却く。

十五年春正月戊子朔甲午（七日）、皇子淳中倉太珠敷尊を立てて皇太子と爲す。丙申（九日）、百濟中部木劦施德文次、前部施德曰佐分屋等を筑紫に遣して、內臣佐L30オ 伯連等に諮りて曰く、德率次酒、杆率塞敦等去年の閏の月四日を以て到來りて云ふ、臣等（臣等とは內臣を謂ふ。）今年の正月を以て到ると。如此導へども未審、來らむや不や。又軍の數幾何ならむ。願はくは若干を聞きて預め營壁を治らしめむ。別に諸さく、方に聞く可畏天皇の詔を奉りて筑紫に來詣て賜ふ軍を看送へ。聞きて歡喜ぶこと比ひなし。此の年

の役甚前より危し。願はくは瑒ふ軍を遣して正月に逮ばしめたまへ。是に內臣勅を奉けて答報して曰く、即ち助けの軍の數一千、馬一百疋、船四十隻を遣らしめむ。二月、百濟下部杆率將軍三貴、上部奈率物L20ゥ部烏等を遣し、救ひの兵を乞ふ。仍りて德率東城子莫古を貢り、前の番の奈率東城子言に代ふ。五經博士王柳貴を固德馬丁安に代へ、僧曇慧等九人を僧道深等七人に代ふ。別に勅を奉けて易博士施德王道良、曆博士固德王保孫、醫博士奈率王有悛陀、採藥師施德潘量豐、固德丁有施、樂人施德三斤、季德己麻次、季德進奴、對德進陀を貢る。皆請に依りて之を代らしむ。三月丁亥朔、百濟の使人中部木劦施德文次等罷り歸る。夏五月丙戌朔戊子(三日)、內臣L31ォ 臣舟師を率ゐて百濟に詣る。冬十二月、百濟下部杆率汶斯干奴を遣して表を上りて曰く、百濟の王臣明、及び安羅に在る諸の倭の臣等、任那の諸の國の旱岐等奏す、以れば斯羅無道。天皇を畏ずして、狛と心を同くし、海の北の彌移居を殘滅はむと欲りす。臣等共に議りて有至臣等を遣して仰ぎて軍士を乞して、斯羅を征伐つ。而るを天皇有至臣を遣して軍を帥ゐ六月を以て至來り。臣等深く用ちて歡喜ぶ。十二月九日を以て遣はして斯羅を攻む。臣先に東方の領物部莫哥武連を遣して、其の方の軍士を領て函山城を攻めしむ。有至臣が將ゐ來る所の民、筑L31ゥ 紫の物部莫奇委沙奇、能く火の箭を射る。天皇の威靈を蒙りて、月の九日の酉時を以て城を焚きて之を拔きとりつ。故れ單使を遣し、船を馳せて奏聞す。別に奏さく、若し但斯羅のみは、有至臣の將ゐる所の軍士をもても亦足る可し。今狛と斯羅と心を同くし力を戮せて、功を成す可きこと難し。伏して願はくは、速かに竹斯嶋の上の

諸の軍士を遣して、臣が國を來り助けたまへ。又任那を助けたまはば、則ち事成りぬ可し。又奏す。臣別に軍士萬人を遣して任那を助けむ。幷せて以て奏聞す。今事方に急なり。單船をもて奏し遣す。但好錦二疋、毾㲪一領、斧三百口、及び獲たる城の民男二女五を奉る。輕薄けれど追て用て慚るなと。餘昌L2新羅を伐たむことを謀る。耆老諫めて曰く、天未だ與せず、懼くは禍の及ばむことを。餘昌の曰く、老何ぞ怯き。我大國に事へまつる、何の懼るることか有らむ。遂に新羅の國に入りて久陀牟羅塞を築く。其の父明王憂慮ふ。餘昌の長く行陣に苦みて、久しく眠食を廢め、父の慈み多く闕け、子の孝成ること希なり。乃ち自ら往き迎へて慰勞ふ。新羅明王の親ら來ることを聞きて、悉く國中の兵を發して、道を斷ちて擊ち破りつ。是の時、新羅、佐知村飼馬奴苦都（更の名は谷智。）に謂ひて曰く、苦都は賤しき奴なり。明王は名ある主なり。今賤しき奴をして名ある主を殺さしむ、冀はくは後の世に傳りて口に忘るること莫からむ。己卯〔二十七日〕（但し已而の誤か）苦都乃ち明王を獲て、再拜みて曰く、請ふ王の首を斬らむ。明L32王對へて曰く、王の頭は奴の手に受く合からじ。苦都が曰く、我が國の法は盟ふ所に違背けば、國の王と曰ふと雖も當に奴の手に受くべし。（一本に云く、明王胡床に乘踞けて、佩ける刀を谷知に解き授けて斬ら令む。）明王天を仰ぎて大く息き涕泣ち、許諾して曰く、寡人念ふ毎に、常に痛骨髓に入る。顧て計るに苟に活く可からず。乃ち首を延べて斬らる。苦都首を斬りて殺し、坎を掘りて埋む。（一本に云く、新羅、明王の頭骨を留り埋め、禮を以て餘骨を百濟に送る。今新羅の王、明王の骨を北廳の階の下に埋む。此の廳を名けて都堂と曰

ふ。）餘昌遂に圍繞まれて出でむと欲へども得ず。士卒遑駭てて所圖を知らず。能く射る人筑紫國造有り。進みて弓を彎きて占擬て、新羅の騎卒の最も勇壯き者を射落す。箭を發つの利きことL33乘れる鞍の前後橋を通して、其の被たる甲の領會に及ぶ。復續きて箭を發つこと雨の如し。彌よ厲みて懈らず。圍の軍を射却く。是に由りて、餘昌及び諸の將等間道より逃げ歸ることを得たり。餘昌國造の圍の軍を射却けしことを讃め、尊びて名づけて鞍橋君（鞍橋此をば矩羅賦と云ふ）と曰ふ。是に於いて、新羅の將等具に百濟の疲れ盡きたるを知りて、遂に謀り滅して餘り無からむことを欲す。一の將有りて云く、可らず、日本の天皇任那の事を以て、屢吾が國を責めたまふ。況むや復百濟の官家を滅さむと謀らば、必ず後の患を招かむ。故れ止む。

十六年春二月、百濟の王子餘昌、王子惠（王子惠は、L33 威德王の弟なり。）を遣して奏して曰く、聖明王賊の爲めに殺さる。天皇聞きて傷恨みたまふ。廼ち使者を遣して津に迎へて慰問ふ。是に許勢臣、王子惠に問ひて曰く、爲當此間に留らむと欲すや、爲當本つ鄕に向なむと欲すやと。惠答へて曰く、天皇の德に依憑りて、冀はくは考の王の讎を報いむ。若し哀憐みを垂れて、多に兵革を賜はば、垢を雪ぎ讎を復へさむこと、臣が願ひなり。臣の去ると留るとは唯命是れに從はざらむや。俄くして蘇我臣問訊ひて曰く、聖王妙に天の道地の理を達りて、名四表八方に流けり。意謂ひき、永に安寧きこと保ち、海の西の蕃の國を統べ領めて、千年萬歲天皇に事へ奉らむと。豈圖らむや、一旦に眇然に昇L34遐れ、水と與に歸ること無くして、即ち玄室に安みまさむとは。何ぞ痛むことの酷き、何ぞ悲むことの哀き。凡そ在含情るもの、誰か傷悼まざら

む、當に復何の咎ありてか茲の禍ひを致せる。今復何の術を用ちてか國家を鎭めむ。惠報答へて曰く、臣稟性愚蒙くて、大きなる計りを知らず。何ぞ况むや禍福の倚る所、國家の存ち亡びむことをや。蘇我卿曰く昔在天皇大泊瀬の世に、汝の國高麗の爲めに逼められて、危きこと累れる卵よりも甚し。是に於いて天皇神祇伯に命して、敬ひて策を神祇に受けたまふ。祝者迺ち神語に託けて報して曰く、邦を建てし神を屈み請して、往きて亡びなむとする主を救はば、必ず當に國家謐靖りて、人物乂安からむ。是に由りて神を請ひて往きて救はしめたまふ。所以社稷安寧なり。原夫は邦を建てし神と云ふは、天地割判れし代、草木言語し時に、天より降來りまして國家を造り立てし神なり。頃聞く、汝が國輟てて祀らずと。方今前の過を悛め悔いて、神の宮を修理めて、神の靈を祭り奉らば、國昌盛えぬ可し。汝當に忘るることなかれ。秋七月己卯朔壬午(〇四日)、蘇我大臣稻目宿禰、穗積磐弓臣等を遣して、吉備の五の郡に白猪の屯倉を置かしむ。八月、百濟の餘昌、臣等に謂ひて曰く、少子今願はくは考の王の奉爲に出家して道を修ひなむ。諸臣百姓報へて言さく、今君王出家して道を修ふことを得まく欲りせば、且く教へを奉はらむ。嗟夫れ前の慮り定まらずて、後に大きなる患有るは誰の過ちぞや。夫れ百濟國は、高麗新羅の爭ひて滅ぼさむとする所、始めて國を開きしより是の歲に迄る。今此の國の宗將に何れの國にか授けむとする。要道理分明に應に教へたまふべし。縱使能く耆老の言を用ゐなば、豈此に至らむや。請ふ、前の過ちを悛めて出俗したまひそ。如し願ひを果さむと欲はば、國民を度しめよ。餘昌對へて曰く、諸なり。即ち就きて臣下に圖る。臣

下遂に用ちて相讓り、爲に百人を度しめて、多に幡蓋を造る。種種の功德云云。

十七年春正月、百濟の王子惠罷らむと請ふ。仍りて兵仗良馬を賜ふこと甚多なり。亦頻りに賞祿す。衆の欽み歎むる所なり。是に、阿倍ノ臣、佐伯ノ連、播磨ノ直を遣して筑紫ノ國の舟師を率て、衛り送りて國に達る。別に筑紫ノ大（〇火ノ）君（百濟本記に云く、筑紫ノ君の兒、火中ノ君の弟。）を遣して勇士一千を率て彌氐（彌氐は津の名。）に衛り送らしむ。因りて津路の要害の地を守らしむ。秋七月甲戌朔己卯（〇六日）、蘇我ノ大臣稻目ノ宿禰等を備前の兒嶋郡に遣して、屯倉を置かしむ。葛城ノ山田ノ直瑞子を以て田令（田令、此をタヅカヒと云ふ）と爲す。冬十月、蘇我ノ大臣稻目ノ宿禰等を倭ノ國高市ノ郡に遣して、韓人ノ大身狹ノ屯倉、高麗人ノ小身狹屯倉を置き、紀ノ國に海部ノ屯倉を置かしむ。（一本に云く、處處の韓人を以て、大身狹ノ屯倉└36オ の田部と爲す。高麗人を小身狹の屯倉の田部と爲す。是即ち韓人高麗人を以て田部と爲すなり。故因りて屯倉の號と爲す。）

十八年春三月庚子朔、百濟の王子餘昌嗣ぎて立つ。是を威德王と爲す。

二十一年秋九月、新羅彌至己知奈末を遣して、調賦を獻る。饗賜ふこと常より邁ぎたり。奈末喜歡びて罷りて曰く、調賦の使者は國家の貴び重る所にして、私の議の輕賤むる所なり。行李は百姓の命を懸くる所にして選り用ゐるの卑下むる所なり。王の政の弊未だ必ず此に由らずむばあらず。請て良家の子を差して使者と爲し。卑賤を以て使と爲す可からざるなり。└35ウ

二十二年、新羅久禮叱及伐干を遣して調賦を貢る。司賓の饗遇へたまふ禮の數常より減れり。及伐干忿り恨みて罷る。是の歲、復奴氐大舍を遣して前の調賦を獻る。難波の大郡に於きて諸の蕃を次序つるとき、掌客額田部連、葛城直等、百濟の下に列めしめて引き導く。大舍怒り還りて、館舍に入らず。船に乘りて穴門に歸り至る。是に穴門の館を修治ふ。大舍問ひて曰く、誰客の爲めに造るぞ。工匠河内馬飼首押勝欺給りて曰く、西方の禮無きを問はしめに遣せる使者の停宿る處なり。大舍國に還りて其の言ふ所を告ぐ。故れ新羅、城を阿羅波L37オ斯山に築きて、以て日本に備ふ。

二十三年春正月、新羅、任那の官家を打ち滅ぼしつ。(一本に云く、二十一年に任那滅ぶ。惣ては任那と言ひ、別ちては加羅國、安羅國、斯二岐國、多羅國、卒麻國、古嵯國、子他國、散半下國、乞飡國、稔禮國と言ふ。合せて十國なり。)夏六月、詔して曰く、新羅は西の羌の小醜なり。天に逆ひて無狀。我が恩義に違ひて、我が官家を破る。我が黎民を毒害ひ、我が郡縣を誅殘し。我が氣長足姫尊靈聖に聰く明かにして、天の下を周り行す。群庶を劬勞り、萬民を饗育ひたまひき。新羅の所窮り見歸るを哀みて、新羅の王の將たれむ首を全くし、新羅に要害の地を授け、新羅に非次る榮えを崇てたまひき。L37ウ 我が氣長足姫尊新羅に何か薄しとしてか、我が百姓新羅に於いて何の怨みかあらむ。而るを新羅長き戟強き弩もて任那を凌蹙め、鉅き牙鉤れる爪ありて含靈を殘虐ひ、肝を刳き趾を斬りて其の快きに厭はず。骨を曝し屍を焚きて其の酷きを謂はず。任那の族姓百姓以還、刀を窮め俎を極め、旣に屠り且つ膾につくる。豈に率土の

賓、王の臣と爲らむと謂ひ、乍ち人の禾を食ひ、人の水を飲む、孰そ此を忍び聞きて心に悼まざるものの有らむや。況むや太子・大臣趺萼の親しきに處て、血に泣き寃を銜むの酷あり。藩屏の任に當りて、頂を摩で踵に至るの恩あり。世前の朝の德を受けて、身後の代の位に當るをや。而るを膽を甞み腸を抽きて、共に」38オ 姧逆を誅して、天地の痛酷を雪め、君父の仇讎を報ゆること能はず。則ち死すとも臣子の道の成らざることを恨むること有らむ。是の月、或馬飼首歌依を讒つこと有り曰く、歌依の妻、逢臣讚岐、鞍韉異なること有り。熟而熟視れば皇后の御鞍なり。即ち廷尉に收して、鞫め問ふこと極切し。馬飼首歌依乃ち揚言して誓ひて曰く、虚りなり、實に非じ。若し是實ならば必ず天の災を被らむ。遂に苦問に因りて地に伏して死ぬ。死にて未だ時を經ざるに、急に殿に災あり。廷尉其の子守石と中瀨氷とを收縛へて將に火の中に投げいれむとして、咒りて曰く、吾が手をもちて投げいるるに非ずと。咒り訖りて火に投げいれむとす。守石が母祈み」38ウ 請して曰く、兒を火の裏に投げいるれば、大災果して臻らむ。請ふ祝人に付けて神の奴と作ら使めよと。乃ち母の請ひに依りて許して神の奴と沒す。秋七月己巳朔、新羅使を遣して調賦を獻る。其の使人新羅任那を滅ぼすと知り、國の恩に背くことを恥ぢ、敢へて罷らむと請さず。遂に留りて本つ土に歸らず。例國家の百姓に同じ。今河內國の更荒郡の鸕鷀野邑新羅人の先なり。是の月、大將軍紀男麻呂宿禰を遣して兵を將ゐて哆唎より出で、副將の河邊臣瓊缶、居曾山より出でて、新羅の任那を攻むる狀を問はむと欲す。遂に任那に到りて薦集部首登弭を以て百濟に遣して軍の計を約束しむ。登弭」39オ 仍りて妻の家

に宿る。印の書り箭を路に落しつ。新羅具さに軍の計を知り、卒かに大兵を起して、尋ぎて敗亡に屬きぬ。降歸附はむと乞ふ。紀男麻呂宿禰勝を取り師を旋らして百濟の營に入り、軍中に令りて曰く、夫れ勝ちても敗らるることを忘れず、安けれども必ず危きことを慮るとは、古の善き教なり。今疆畔に處る、豺狼交接れり。而るを輕しく忽れて變難を思はざる可けむや。況むや復平安き世にも、刀劍身を離たず。蓋し君子の武備は以て已む可からず。宜しく深く警み戒め務めて斯の令を崇めよ。士卒皆心を委ねて服事ふ。河邊臣瓊缶獨り進みて轉闘ひ、向ふ所皆拔きとりつ。新羅更に白旗を擧げて兵を投げすてて降首ふ。河邊臣瓊缶L39元より兵を曉らずして、對へて白旗を擧げて空に獨り進む。新羅の闘將の曰く、將軍河邊臣今降ひなむと。乃ち軍を進めて逆へ戰ひ、鋭を盡して遄攻めて、前鋒を破り傷ふ所甚だ衆し。倭國造手彦自ら救ひ難きことを知りて、軍を棄てて遁逃る。新羅の闘將手に鈎戟を持ちて、追ひて城の洫に至りて、戟を運らして撃つ。手彦駿馬に騎るに因りて、城の洫を超え渡りて、僅かに身を以て免る。闘將城の洫に臨みて歎きて曰く、久須尼自利。是に於きて、河邊臣遂に兵を引きて、退きて急かに野に營りす。是に於きて、士卒盡に相蚩蔑して、遵ひ承ることなし。闘將自ら營の中に就きて悉に河邊臣瓊缶等及びL40其の隨へる婦を生虜にす。時に父子夫婦相恤ふこと能はず。闘將河邊臣に問ひて曰く、汝の命と婦と孰與か尤だ愛しき。答へて曰く、何ぞ一の女を愛みて以て禍ひを取らむや。如何いへども命に過ぎむや。遂に許して妾と爲す。闘將遂に露なる地に於きて、其の婦女を姧す。婦女後ち還る。河邊臣就きて談らむと欲。婦人甚だ以

て慚お恨みて隨はずして曰く、昔に君輕しく、妾の身を賣りき。今何の面目ありてか相遇はむ。遂に肯へて言らず。是の婦人は坂本ノ臣の女、甘美媛と曰ふ。同じ時に虜にせられたる調ノ吉士伊企儺、人と爲り勇烈くして、遂に降服はず。新羅の鬪將刀を拔きて斬らむと欲りし、逼めて褌を脫がしめて、追ひて尻臀を以てL40ウ日本に向ひ、大きに號叫ばしめて曰く、日本の將、我が臗脽を囓へと。即ち號叫びて曰く、新羅の王我が臗脽を啗へと。苦め逼まると雖も、尙ほ前の如く叫ぶ。是に由りて殺されぬ。其の子舅子亦其の父を抱きて死ぬ。伊企儺の辭の旨奪ひ難きこと皆此くの如し。此に由りて特り諸の將帥の爲めに痛み惜まる。其の妻大葉子亦並びに禽にせらる。愴然て歌ひて曰く、韓國の、城のへに立ちて、大葉子は、領布振らすも、やまとへ向きて。或 和して曰く、韓國の、城のへに立たし、大葉子は、領布振らす見ゆ、難波へL41オ 向きて。

八月、天皇大將軍大伴ノ連狹手彥を遣して、兵數萬を領て高麗を伐たしむ。狹手彥乃ち百濟の計を用ゐて、高麗を打ち破りつ。其の王墻を踰えて逃ぐ。狹手彥遂に勝に乘りて宮に入りて、盡く珍寶賄賂七織帳鐵屋を得て還來り。(舊本に云ふ。鐵屋は高麗の西の高樓の上に在り。織帳は高麗の王の內寢に張れり。)七織の帳を以て、天皇に奉獻る。甲二領、金飾の刀二口、銅の鏤鍾二口、五色の幡二竿、美女媛幷せて其の從女吾田子を以て、蘇我ノ稻目ノ宿禰ノ大臣に送る。是に於きて大臣遂に二女を納れて以て妻と爲て輕の曲殿に居る。(鐵屋は長安寺に在り。L41ウ 是の寺何の國に在るを知らず。一本に云く、十一年、大伴ノ狹手彥ノ連・百濟ノ國と共に高麗の王陽香を比津留都に駈却く。)冬十一月、新羅使を遣して獻り幷せて調賦を貢る。

使人悉に國家の、新羅の任那を滅ぼすを憤りたまふを知り、敢へて罷らむと請さず。恐は刑戮に致されむとて本つ土に歸らず。例ね百姓に同じ。今の攝津國の三嶋郡埴廬は新羅の人の先祖なり。

二十六年夏五月、高麗人頭霧唎耶陛等筑紫に投化て、山背國に置る。今の畝原、奈羅、山村の高麗人の先祖なり。

二十八年、郡國大きに水いでて、飢う。或は人相食む。傍の郡の穀を轉びて以て相救へり。

三十年春正月辛卯朔、詔して曰く、田部を量り置てこと、其の來ること尚し。年甫めて十餘にして籍に脫りて課を免るる者衆し。宜しく膽津（膽津は王辰爾の甥なり。）を遣して白猪の田部の丁の籍を檢定む。夏四月、膽津白猪の田部の丁者を檢り閲て、詔の依に籍を定む。果して田の戸を成す。天皇膽津が籍を定めし功を嘉みし、姓を賜ひて白猪史と爲し、尋ぎて田令に拜けたまひ、瑞子が副と爲したまふ。」12ウ

三十一年春三月甲申朔、蘇我大臣稻目宿禰薨せぬ。夏四月甲申朔乙酉（二日）、泊瀨柴籬宮に幸したまふ。越人江渟臣裙代京に詣でて奏して曰く、高麗の使人風浪に辛苦み、迷ひて浦津を失へり。水の任に漂流ひ、忽ちに到り岸に着けり。郡司隱匿す。故臣顯し奏す。詔して曰く、朕帝業を承けて若干年、高麗路に迷ひ始めて越の岸に到れり。漂ひ溺るるに苦しむと雖も、尙ほ性命を全くす。豈に徽猷の廣く被り、至德の魏魏く、仁化傍く通ひて、洪恩の蕩蕩き者に非ずや。有司宜しく山城國の相樂郡に於きて、館を起て淨め治ひて、厚く相資け養へ。是の月、乘輿泊瀨柴」43籬宮より至ります。東漢氏直糠

兒、葛城ノ直難波を遣して、高麗の使人を迎へ召さしむ。是の月、膳ノ臣傾子を越に遣して、高麗の使に饗へたまふ（傾子此をカタブコと云ふ）。大使審に膳ノ臣は是皇華の使なることを知りぬ。乃ち道ノ君に謂ひて曰く、汝天皇に非ず。果して我が疑ひつるが如し。汝既に膳ノ臣を伏して拜む。倍復百姓といふことを知るに足れり。而を前に余を詐りて調を取りて己に入れたり。宜しく速かに還せ。な煩しく飾り語ひそ。膳ノ臣聞きて人をして其の調を探り索めて、具さにかへし與ふ。京に還でて復命す。秋七月壬子朔、高麗の使近江に到る。是の月許勢ノ臣猿と吉士ノ赤鳩とを遣して、難波ノ津より發て、船を狹狹波ノ山に控引して船を裝飾りて、乃ち近江の北の山に往きて迎ふ。遂に山背の高槭館に引入る。即ち東漢ノ坂上ノ直子麻呂、錦部ノ首大石を遣して、以て守護と爲し、更に高麗の使者に相樂ノ館に饗へたまふ。

三十二年春三月戊申朔壬子（〇五日）、坂田ノ耳子ノ郎君を遣して、新羅に使して任那の滅びし由を問はしむ。是の月、高麗、物幷に表を獻り未だ呈げ奏すことを得ず。數旬を經歷て、良き日を占待つ。夏四月戊寅朔壬辰（〇十五日）、天皇寢疾して不豫。皇太子外に向きて在さず。驛馬はせて召し到り、臥内に引き入れ、其の手を執りて詔して曰く、朕疾甚し。後の事を以て汝に屬く。汝須らく新羅を打ち、任那を封建し、更夫婦造ること惟舊日の如くならしめば、死るとも恨むこと無し。是の日、天皇遂に内寢に崩ます。時に年若干。五月、河内の古市に殯す。秋八月丙子朔、新羅弔使未叱子失消等を遣して殯に奉哀る。是の月、未叱子失消等罷る。九月、檜隈ノ坂合ノ陵に葬りまつる。

日本書紀卷第十九

日本書紀卷第十九　終

日本書紀卷第二十

渟中倉太珠敷天皇　敏達天皇

渟中倉太珠敷天皇は、天國排開廣庭天皇の第二子なり。母を石姫皇后と曰す。天皇佛法を信けたまはずして文史を愛たまふ。二十九年立ちて皇太子と爲りたまふ。三十二年四月、天國排開廣庭天皇崩りたまふ。

元年夏四月壬申朔甲戌(○三日)、皇太子天皇位しろしめす。皇后を尊みて皇太后と曰す。是の月、百濟の大井に宮つくる。物部弓削守屋大連を以て、大連と爲すこと故の如し。蘇我馬子宿禰を以て大臣と爲す。五月壬寅朔、天皇、皇子と大臣とに問ひて曰はく、高麗の使人今何にか在る。大臣奉對して曰く、相樂館に在り。天皇聞しめして、傷惻みたまふこと極めて甚なり。愀然きて歎きて曰はく、悲しき哉、此使人等、名既に先考天皇に奏聞えたり。乃ち群臣を相樂館に遣して、獻れる所の調物を撿へ錄して、京師に送ら令む。丙辰(○十五日)、天皇、高麗の表疏を執りたまひて大臣に授け、諸の史を召し聚へて讀み解か令めたまふ。是の時に諸の史三日の內に皆讀むこと能はず。爰に船史の祖王辰爾有りて、能く讀み釋き奉れり。是に由りて天皇、大臣と倶に爲讚美めて曰はく、勤きかも辰爾、懿きかも辰爾。汝若し學ぶることを愛まざらましかば、誰か能く讀み解かまし。宜しく今より始めて殿の中に近侍れ。既にして東西の諸の史に詔して曰はく、汝等習ふ所の業何の故にか就らざる。汝等衆しと雖も、辰爾に及かず。又高麗の上れる

表跡、鳥の羽に書けり。字羽の隨に黑し。既に識る者無し。辰爾乃ち羽を飯の氣に蒸して、帛を以て羽に印して、悉に其の字を寫す。朝庭悉に異みたまふ。六月、高麗の大使、副使等に謂ひて曰く、磯城嶋天皇の時、汝等吾が議る所に違ひて、他に欺かれて、妄りに國の調を分けて、輙く微き者に與ふ。豈汝等が過ちに非ずや。其れ若しL2 我が國の王聞かば、必ず汝等を誅はむと。副使等自ら相謂ひて曰く、若し吾等國に至る時、大使吾が過を顯し導はば、是不祥き事なり。偸かに殺して其の口を斷たむと思欲ふ。是の夕に謀泄りぬ。大使之を知りて衣帶を裝束ひして獨り自ら潛れ行く。館の中庭に立ちて所計を知らず。時に賊一人有りて、杖を以て出で來りて、大使の頭を打ちて退く。次に賊一人有りて、直に大使に向ひて、頭と手とを打ちて退く。大使尚默然て地に立ちて面の血を拭ふ。更に賊一人有りて、刀を執りて急に來て、大使が腹を刺して退く。是の時大使恐れて地に伏して拜む。後に賊一人有りて、既に殺して去ぬ。明旦に領客東漢L 坂上直子麻呂等其の由を推へ問ふ。副使等乃ち矯詐を作りて曰く、天皇、妻を大使に賜ふ。大使勅に違ひて受けず。無禮こと茲れ甚し。是を以て臣等、天皇の爲に殺すと。有司禮を以て收め葬る。秋七月、高麗の使人罷り歸りぬ。是の年也太歲壬辰。

二年夏五月丙寅朔戊辰〔〇三日〕、高麗の使人、越の海の岸に泊る。船破れて溺れ死ぬる者衆し。朝廷、頻りに路に迷ふことを猜ひたまひて、饗へたまはずして放還す。仍て吉備海部直難波に勅して高麗の使を送りたまふ。秋七月乙丑朔、越の海の岸に於て、難波と高麗の使等と相議りて、送使難L3 波船人大嶋首磐日、

狹丘首間狹を以て、高麗の使の船に乘ら令め、高麗の二人を以て送使の船に乘ら令む。此くの如く互に乘りて、以て姧き志に備ふ。倶時に發船ちして數里許に至る。送使難波、乃ち波浪を恐畏れて、高麗の二人を執へて海に擲げ入る。八月甲午朔丁未(〇十四日)、送使難波還り來て復命して曰く、海の裏に鯨魚大に有りて、船と檝櫂とを遮囓ふ。難波等魚の船を呑まむことを恐れて、海を入るを得ず。天皇聞きたまひて、其の謾語を識しめし、官に駈使ひて國に放還したまはず。

三年夏五月庚申朔甲子(〇五日)、高麗の使人越の海の└3ウ岸に泊れり。秋七月己未朔戊寅(〇廿日)、高麗の使人京に入りて奏して曰く、臣等去年送使に相逐ひて國に罷り歸る、臣等先づ臣が蕃に至る。臣が蕃即ち使人の禮に准へ、大嶋首磐日等を禮ひ饗へす。高麗國の王、別に禮を厚くして禮ふ。既にして送使の船今に至るまで未だ到らず。故更に謹みて使人幷に磐日等を遣して、臣使の來らざる意を請問はる。天皇聞こして、即ち難波が罪を數めて曰はく、朝庭を欺き誑すこと、一なり。隣の使を溺らし殺したること、二なり。玆の大きなる罪を以ては、放し還す合らず。以て其の罪を斷む。冬十月戊子朔丙申(〇九日)、蘇我馬子大臣を吉備國に遣して、└4オ白猪屯倉と田部とを增益さしむ。即ち田部の名籍を以て、白猪史膽津に授けたまふ。戊戌に(〇十一日)、船史王辰尔が弟牛に詔りして、姓を賜ひて津史と爲す。十一月、新羅使を遣して調進る。

四年春正月丙辰朔甲子(〇九日)、息長眞手王の女廣姫を立てて、皇后と爲したまふ。是一の男二の女を生れ

ませり。其の一を押坂彦人大兄皇子と曰す。（更の名は麻呂古皇子。）其の二を逆登皇女と曰す。其の三を菟道磯津貝皇女と曰す。是の月、一の夫人春日臣仲君の女を立つ。老女子夫人と曰す。（更の名は藥君娘。）三の男一の女を生れます。其の一を難[4]波皇子と曰す。其の二を春日皇子と曰す。其の三を桑田皇女と曰す。其の四を大派皇子と曰す。次に采女伊勢大鹿首小熊の女を、菟名子夫人と曰ふ。太姫皇女（更の名は櫻井皇女。）と糠手姫皇女（更の名は田村皇女。）とを生れます。二月壬辰朔、馬子宿禰大臣京師に還り、屯倉の事を復命す。乙丑（〇三月十一日）、百濟、使を遣し調を進る。多なること恒の歳より益れり。天皇新羅の未だ任那を建てざるを以て、皇子と大臣とに詔りて曰はく、任那の事にな懈りそ。夏四月乙酉朔庚寅（〇六日）、吉士金子を遣して新羅に使せしめ、吉士木蓮子を任那に使せしめ、吉士譯[5]語彦を百濟に使せしむ。六月、新羅使を遣して調を進る。多なること恒の例より益れり。幷せて多多羅、須奈羅、和陀、發鬼、四邑の調を進る。是の歳、卜者に命せて海部王の家地と絲井王の家地とを占ふ。卜るに便く襲吉し。遂に宮を譯語田に營りたまふ。是を幸玉ノ宮と謂ふ。冬十一月、皇后廣姫薨りましぬ。

五年春三月己卯朔戊子（〇十日）、有司、皇后を立てたまはむことを請ふ。詔して豐御食炊屋姫尊を立てて皇后と爲たまふ。是二の男五の女を生れます。其の一を菟道貝鮹皇女と曰す。（更の名は菟道磯津貝皇女なり。）是東宮聖[6]徳に嫁ぬ。其の二を竹田皇子と曰す。其の三を小墾田皇女と曰す。是彦人大兄皇子に嫁ぎたまふ。其の四を鸕鷀守皇女と曰す。（更の名は輕守皇女。）其の五を尾張皇子と曰す。其の六を田眼皇

女と曰す。是は息長足日廣額天皇に嫁ひぬ。其の七を櫻井弓張皇女と曰す。

六年春二月甲辰朔、詔して日祀部、私部を置きたまふ。夏五月癸酉朔丁丑(〇五日)、大別王と小黑吉士とを遣して、百濟國に宰たらしむ。冬十一月庚午朔、百濟國の王、還使大別王等に付けて、經論若干卷、幷に律師、禪師、比丘尼、咒禁師、造佛工、造寺工六人を獻る。遂に難波の大別王の寺に安置む。L6オ

七年春三月戊辰朔壬申(〇五日)、菟道皇女を以て伊勢祠に侍らしむ。即ち池邊皇子に姧されぬ。事顯れて解けぬ。

八年冬十月、新羅枳叱政奈末を遣して調を進る。幷に佛の像を送る。

九年夏六月、新羅安刀奈末、失消奈末を遣して調を進る。納めずして還しつかはす。L6ウ

十年春潤二月、蝦夷數千邊境に寇ふ。是に由りて其の魁帥綾糟等(魁師は大毛人なり。)を召して詔して曰く、惟に儞蝦夷をば、大足彥天皇の世に、殺す合き者は斬し、原す應き者は赦しき。今朕彼の前の例に遵ひて、元惡を誅さむと欲ふ。是に於きて綾糟等懼然恐懼りて、乃ち泊瀨の中流に下りゐて、三諸岳に面ひて漱水ぎて盟ひて曰く、臣等蝦夷、今自り以後子子孫孫、(古語に云ふ、生兒の八十綿連。)淸み明かなる心を用て天闕に事へ奉らむ。臣等若し盟ひに違はば、天地の諸の神及び天皇の靈、臣が種を絕滅ぼせ。L7オ

十一年冬十月、新羅安刀奈末、失消奈末を遣して、調を進る。納めずして還しつかはす。

十二年秋七月丁酉朔、詔して曰く、我が先考天皇の世に屬りて、新羅內官家の國を滅ぼす。(天國排開廣

庭ノ天皇の二十三年、任那、新羅の爲めに滅ぼさる。故、新羅我が內官家を滅ぼすと云ふ。）先考の天皇任那を復さむことを謀りたまへり。果さずして崩りまして、其の志を成げたまはず。是を以て朕當に神謀を助け奉りて、任那を復興む。今百濟に在る火葦北國造阿利斯登が子、達率日羅賢くして勇有り。故朕其の人と相計らむと欲ふ。乃ち紀國造押勝と吉備海部直羽嶋とを遣して、百濟に喚したまふ。冬十月、紀國造押勝等百濟より還り、朝に復命して曰く、百濟國の主、日羅を奉惜みて肯へて聽し上らず。是の歳復吉備海部羽嶋を遣して日羅を百濟に召す。羽嶋既に百濟に之きて、先づ私に日羅を見むと欲ひて、獨り自ら家の門底に向ふ。俄くありて家の裏より來る韓婦有り。韓語を用て言ふ。汝が根を以て、我が根の內に入れよ。即ち家に入りて去ぬ。羽嶋便ち其の意を覺りて後に隨ちて入る。是に於いて日羅迎へ來りて、手を把りて座に座ら使む。密かに告げて曰く、僕竊かに聞く。百濟國の主天朝を疑ひ奉り、臣を奉遣して、後留めて還したまはじと。所以に奉惜みて肯へて奉進らず。宜しく勅を宣る時に嚴しく猛き色を現せ、催し急に召すべし。羽嶋乃ち其の計に依りて日羅を召す。是に百濟國の主、天朝を怖畏みて敢へて勅に違かず。日羅に隨へる恩率德爾、余怒、奇奴知、參官、柂師、德率次干德、水手等若干人あり。日羅等吉備兒嶋ノ屯倉に行き到る。朝廷大伴糠手子連を遣して慰め勞ひたまふ。復大夫等を難波ノ館に遣して日羅を訪はしむ。是の時、日羅甲を被、馬に乘りて門の底下に到る。乃ち廳の前に進み、進み退き跪拜み歎き恨みて曰く、檜隈ノ宮御寓天皇の世に、我が君大伴ノ金村ノ大連、國家の奉爲めに、海表に使しし火ノ葦

北國造刑部靫部阿利斯登が子、臣達率日羅、天皇の召したまふと聞き、恐畏みて來朝けり。乃ち其の甲を解きて天皇に奉る。乃ち館を阿斗桑市に營り日羅を住ら使めて、供給隨欲。復阿倍臣、物部贄子連、大伴糠手子連を遣して、國の政を日羅に問はしめたまふ。日羅對へて言く、天皇の天下の政を治めたまふ所以は、要須黎民を護り養ひたまへ。何ぞ遽かに兵を興し、翻りて失ひ滅びなむとする。故今議者して、朝列に仕へ奉らしめ、臣連二の造より、下百姓に及ぶまで、悉に皆饒富にして」乏所無から令めよ。此くすること三年にして、食を足し、兵を足し、悅びを以て民を使はば、水火を憚らず、同じく國の難を恤へむ。然る後に多に船舶を造りて、津毎に列ね置き、客人に觀せ使め、恐懼を生さしめよ。爾して乃能き使を以て百濟に使せしめ、其の國の王を召さむ。若し來らずば、其の太佐平王子等を召さむ。來らば即ち自然心欽み伏ふことを生さむ。後に應に罪を問ふべし。又奏して言さく、百濟の人謀りて言はむ、船三百有り、筑紫に請らむと欲。若し其れ實に請はば、宜しく陽りて賜予へ。然らば則ち百濟新たに國を造らむと欲はば、必ず先づ女人小子を以て船に載せて至らむ。國家此の時に望みて、壹岐對馬に多に伏兵を置きて、至るを候ひて殺したまへ。翻りてな詐かれたまひそ。」要害の所毎に、堅く壘塞を築きたまへ。是に於きて、恩率參官國に罷る時に臨みて、竊かに德爾等に語りて言く、吾筑紫を過ぎゆく許を計りて、汝等偸かに日羅を殺さば、吾具に王に白して、當に高爵を賜ふべし。身及び妻子、榮を後に垂れむ。德爾、余奴、皆聽許しつ。參官等遂に血鹿に發途ぬ。是に日羅桑市村より難波館に遷る。德爾等晝夜相計りて將

に殺さむと欲す。時に日羅身の光り火焰の如き有り、是に由りて德爾等恐れて殺さず。遂に十二月晦に、光りを失ふを候ひて殺しつ。日羅更に蘇生りて曰く、此は是れ我が駈使奴等が爲る所なり。新羅に非ず。と言ひ畢りて死ぬ。天皇贄子大連、糠手子連に詔して、小郡の西の畔丘の前に收め葬ら令め、其の妻子水手等を以て石川に居らしめたまふ。是に大伴糠手子連議りて曰く、一處に聚み居らば、恐くは其の變を生さむ。乃ち妻子を以て石川の百濟村に居き、水手等を石川の大伴村に居く。德爾等を收縛へて、下百濟阿田村に置く。數大夫を遣して其の事を推問ふ。德爾等罪に伏して言さく、信なり、是れ恩率參官が教へて爲さ使むるなり。僕等人の下と爲て、敢へて違はず。是に由りて獄に下して朝庭に復命す。乃ち使を葦北に遣して、悉に日羅の眷屬を召して、德爾等を賜ひ、情の任に決罪なら。是の時、葦北君等受けて皆殺して彌賣嶋に投つ。日羅を以て葦北に移し葬る。後に海の畔の者言ふ、恩率が船は風に被ひて海に沒りにき。參官が船は津嶋に漂泊ひて、乃ち始めて歸ることを得たり。

十三年春二月癸巳朔庚子(八日)、難波吉士木蓮子を遣して、新羅に使せしむ。遂に任那に之く。秋九月、百濟より來る鹿深臣、彌勒の石像一軀を有てり。佐伯連、佛像一軀を有てり。是の歲、蘇我馬子宿禰其の佛像二軀を請ひて、乃ち鞍部村主司馬達等、池邊直氷田を遣して、四方に使して、修行者を訪ひ覓めしむ。是に唯播磨國に於て僧の還俗者名は高麗惠便を得つ。大臣乃ち以て師と爲て司馬達等の女嶋を度せ令む、善信尼と曰ふ。(年十一歲)又善信尼の弟子二人を度しむ。其の一は漢人夜菩が女豐女、名を禪

藏ノ尼と曰ふ。其の二は錦織ノ壼の女石女、名をは惠善ノ尼と曰ふ。（壼、此に都符と云ふ。）馬子獨り佛の法に依りて、三の尼を崇敬ぶ。乃ち三の尼を以て氷田直と達等とに付けて、衣食を供ら令む。佛の殿を宅の東の方に經營りて、彌勒の石ノ像を安置る。三の尼を屈請せて、大L11ウ 會の設齋す。此の時に達等佛の舍利を齋食の上に得たり。即ち舍利を以て馬子ノ宿禰に獻る。馬子ノ宿禰試に舍利を以て鐵の質の中に置き、鐵の鎚を振ひて打つ。其の質鎚と悉に摧き壞れて、舍利をば摧き毀つ可からず。又舍利を水に投る。舍利心の願ふ所の隨に水に浮き沈む。是に由りて、馬子ノ宿禰、池邊ノ氷田、司馬達等、深く佛の法を信けて、修行ふこと懈らず。馬子ノ宿禰亦石川ノ宅に於きて、佛の殿を脩治る。佛の法の初めて、茲より作れり。

十四年春二月戊子朔壬寅（〇十五日）、蘇我ノ大臣馬子ノ宿L12オ 禰、塔を大野丘の北に起てて大會の設齋す。即ち達等が前に獲る所の舍利を以て塔の柱頭に藏む。辛亥（〇廿四日）、蘇我ノ大臣患疾す。卜者に問ふ。卜者對へて言ふ、父の時に祭ひし佛神の心に祟れり。大臣即ち子弟を遣して其の占狀を奏す。詔して曰く、宜しく卜者の言に依りて、父の神を祭祠れ。大臣詔を奉けて、石の像を禮び拜みて、壽命を延べむと乞ふ。是の時國に疫疾行りて、民死ぬる者衆し。三月丁巳朔、物部ノ弓削ノ守屋ノ大連、中臣ノ勝海大夫と奏して曰く、何の故にか肯へて臣が言を用ゐたまはざる。考ノ天皇より陛下に及び、疫疾流行りて、國ノ民絶えつ可し。豈に專にL12ウ 蘇我ノ臣の佛の法を興し行ふに由るに非ずや。詔りて曰く、灼然なり。宜しく佛の法を斷めよ。丙戌（〇三十日）、物部ノ弓削ノ守屋ノ大連、自ら寺に詣りて、胡床に踞坐り。其の塔を斫り倒して、火を縱け

て燒く。并せて佛殿を燒く。既にして燒く所の餘の佛像を取りて、難波の堀江に棄て令む。是の日雲無くして風ふき雨ふる。大連被雨衣きたり。馬子宿禰と、從ひて法を行へる侶とを詞責めて、毀り辱むる心を生さ令む。乃ち佐伯造御室（更の名は於閭礙といふ）を遣して、馬子宿禰の供る所の善信等の尼を喚す。是に由りて、馬子宿禰敢へて命に違はず、惻み愴き啼泣ちつつ、尼等を喚し出して御室に付く。有司便ち尼等の三衣を奪ひて、L13ォ 海石榴市の亭に禁錮、楚撻ちき。天皇任那を建てむことを思ほして、坂田耳子王を差して使と爲したまふ。此の時に當りて、天皇と大連と卒に瘡患みたまふ。故遣すことを果さず。橘豐日皇子に詔して曰く、考天皇の勅に違背く可からず。任那の政を勤め修む可し。又瘡を發して死ぬる者國に充盈てり。其の瘡を患む者言く、身燒かれ打たれ摧かるるが如し。と。啼泣きつつ死ぬ。老も少も竊に相謂ひて曰く、是れ佛像を燒きつる罪か。夏六月、馬子宿禰奏して曰く、臣が疾病今に至るまで未だ癒えず。三寶の力を蒙らずば、救ひ治む可きこと難し。是に於きて馬子宿禰に詔して曰く、汝獨り佛法を行ふ可し。宜しくL13ゥ 餘し人をば斷めよ。乃ち三尼を以て馬子宿禰に還し付く。馬子宿禰受けて歡悦ぶ。未曾有なりと嘆きて三の尼を頂禮む。新に精舍を營り、迎へ入れて供ひ養ふ。（或本に云ふ、物部弓削守屋大連、大三輪逆君、中臣磐余連、俱に謀りて佛法を滅して、寺塔を燒き、并に佛像を棄てむと欲ふ。馬子宿禰諍ひて從はず。）秋八月乙酉朔己亥（十五日）、天皇病彌留りて大殿に崩りましぬ。是の時に、殯の宮を廣瀬に起つ。馬子宿禰大臣刀を佩きて誄ひたてまつる。物部弓削守屋大連听然而咲ひて曰く、獵箭中へる

雀鳥の如し。次に弓削ノ守屋ノ大連手脚搖ひ震きて誄たてまつる。馬子ノ宿禰ノ大臣咲ひて曰く、鈴を懸く可し。是に由りて└14オ二の臣微くに怨恨を生す。三輪ノ君逆、隼人を使て殯の庭に相距はしむ。穴穗部ノ皇子天下を取らむと欲ひ、發憤りて稱げして曰く、何の故にか死ぎたまひし王の庭に事へまつりて、生す王の所に事へ弗る。└14ウ

日本書紀卷第二十　終

日本書紀卷第二十一

橘豐日天皇　用明天皇

泊瀬部天皇　崇峻天皇

橘豐日天皇　用明天皇

橘豐日天皇は、天國排開廣庭天皇の第四子なり。母を堅鹽媛と曰す。天皇佛の法を信けたまひ、神の道を尊ひたまふ。十四年秋八月、渟中倉太珠敷天皇崩ります。九月甲寅朔戊午(○五日)、天皇即天皇位しろしめす。磐余に宮つくる。名つけて池邊雙槻宮と曰ふ。蘇我馬子宿禰を以て大臣と爲し、物部弓削守屋連を大連と爲すこと、並びに故の如し。壬申、詔して曰く、云云。酢香手姫皇女を以て伊勢神宮に拜して日神の祀に奉らしむ。(是の皇女は、此の天皇の時より、炊屋姫天皇の世に逮ぶまで。日神の祀に奉り、自ら葛城に退きて薨せましぬ。炊屋姫天皇の紀に見ゆ。或る本に云く、三十七年の間、日神の祀に奉り自ら退きて薨せましぬ。)

元年春正月壬子朔、穴穗部間人皇女を立てて皇后と爲したまふ。是四の男を生れましき。其の一を廐戸皇子と曰す。(更の名は豐耳聰聖德。或ひは豐聰耳法大王と名つく。或ひは法主王。)是の皇子、初め上宮に居しましき。後に斑鳩に移りたまふ。豐└1 御食炊屋姫天皇の世に位居東宮。萬機を總ね攝りて、天皇の事を行たまふ。語は豐御食炊屋姫天皇の紀に見ゆ。其の二を來目皇子と曰す。其の三を殖栗皇子と曰す。其の四を茨田皇子と曰す。蘇我大臣稻目宿禰の女石寸名を立て嬪と爲す。是田目皇子を生む。(更の名は豐浦皇子。)葛城直磐村が女廣子、一の男一の女を生む。男を麻呂子皇子と曰す、此れ當麻公の先なり。女を酢香手姫皇女と曰す、三の代を歷て日神に奉る。夏五月、穴穗部皇子炊屋姫皇后を姧さむと欲て、自強て殯宮に入る。寵臣三輪└2 君逆、乃ち兵衞を喚して、宮門を重し塞めて、拒ぎて入れ勿。穴穗部皇子問ひて曰く、何人か此に在る。兵衞答へて曰く、三輪君逆在り。七たび門を開けと呼べど、遂に聽し入れず。是に穴穗部皇子、大臣と大連とに謂ひて曰く、逆頻りに禮無し。殯庭に誄して曰て、朝庭を荒さず、淨めまつること鏡の面の如くに、臣治め平け奉仕らむ、といふ。卽ち是れ禮無し。方に今天皇の子弟多に在り。兩の大臣侍り。誰か恣情に專に奉仕らむと言ふことを得む。又余殯内を觀むとおもへども、拒ぎて聽し入れず。自ら門を開けと呼ばへども、七廻應へず。願はくは之を斬らむと欲ふ。兩の大臣曰く、命の隨にせむ。是に穴穗部皇子、陰かに天の下に王たらむ事を謀りて、└ 口に詐りて逆君を殺さむといふことを在てり。遂に物部守屋大連と、兵を率ゐて磐余の池邊を圍繞む。逆君知りて三諸の岳に隱れぬ。

是の日夜半に、潛かに山より出で、後宮に隱れぬ。(炊屋姫ノ皇后の別業を謂ふ。是を海石榴市ノ宮と名つく。)逆の同姓白堤と横山と、逆ノ君が在り處を言げさなす。穴穗部ノ皇子卽ち守屋ノ大連を遣して(或る本に云ふ、穴穗部ノ皇子、泊瀨部ノ皇子と相計りて守屋ノ大連を遣すと。)曰く、汝應に往きて逆ノ君幷せて其の二の子を討すべし。大連遂に兵を率ゐて去く。蘇我ノ馬子ノ宿禰外にて斯の計を聞きて、皇子の所に詣り、卽ち門底に逢ひぬ。將に大連の所に之かむとす。時に諫めて曰く、王たる者刑人を近づけず。」自ら往く可からず。皇子聽かずして行きたまふ。馬子ノ宿禰卽便隨ひて去ぬ。磐余に到りて、切に諫む。皇子乃ち諫めに從ひて止みぬ。仍りて此の處に胡床に踞坐けて大連を待つ。大連良久しくして至る。衆を率ゐて報命して曰く、逆等を斬り訖りぬ。(或ノ本に云ふ、穴穗部ノ皇子自ら行きて射殺すと。)是に馬子ノ宿禰惻然頽歎きて曰く、天の下の亂は久しからじ。大連聞きて答へて曰く、汝小臣が識らざる所なり。(此の三輪ノ君逆は、譯語田ノ天皇の寵愛みたまひて、悉く內外の事を委ねたまふ。是に由りて炊屋姫ノ皇后馬子ノ宿禰と俱に穴穗部ノ皇子を發恨む。)是の年也太歲丙午。」

二年夏四月乙巳朔丙子(〇丙午の誤卽ち二日)、磐余の河上に御新嘗めす。是の日、天皇得病ひたまひて宮に還入します。群臣侍り。天皇群臣に詔して曰く、朕三寶に歸らむと思欲ふ。卿等議れ。群臣朝に入りて議る。物部ノ守屋ノ大連と中臣ノ勝海ノ連と、詔に違ひ議りて曰す、何にぞ國神を背きて他神を敬はむ。由來斯くの如き事を識らず。蘇我ノ馬子ノ宿禰ノ大臣曰す、詔に隨ひて助け奉る可し。詎か異なる計を生さむ。是に皇

弟の皇子豐國法師を引て、内裏に入る。物部守屋ノ大連耶睨みて大きに怒る。是の時押坂└4ィ部史毛屎、急て來りて、密かに大連に語りて曰く、今群臣卿を圖る。復た將に路を斷ちてむ。大連聞きて、即ち阿都に退きて、人を集聚む。中臣ノ勝海ノ連家に衆を集めて、大連を隨ひ助く。遂に太子彥人ノ皇子の像と竹田皇子の像とを作りて厭ふ。俄くありて事の濟し難きことを知りて、彥人ノ皇子に水派宮（水派、此をミマタと云ふ）に歸附く。舍人迹見赤檮、勝海連の彥人皇子の所より退るを伺ひて刀を拔きて殺しつ。（赤檮、此をイチヒと云ふ。）大連、阿都の家より、物部ノ八坂、太市ノ造小坂、漆部造兄を使はして、馬子ノ大臣に謂りて曰く、吾└4ゥ聞く、群臣我を謀る、と。我故に退く。馬子ノ大臣乃ち土師ノ八嶋ノ連を大伴ノ毗羅夫連の所に使して、具に大連の語を述ぶ。是に由りて毗羅夫ノ連、手に弓箭皮楯を執りて、槻曲の家に就きて、晝夜を離れず、大臣を守護る。天皇の瘡轉盛りなり。將に終せたまひなむと欲し時に鞍部多須奈進みて奏して曰く、臣天皇の奉爲めに出家して道を脩はむ。又丈六の佛像及び寺を造り奉らむ。天皇爲めに悲しび慟ひたまふ。今南淵の坂田寺の、木の丈六の佛像挾侍菩薩是なり。癸丑（〇九日）、天皇大殿に崩りたまふ。秋七月甲戌朔甲午（〇廿一日）、磐余ノ└5ォ池ノ上ノ陵に葬めまつる。

泊瀬部天皇　崇峻天皇

泊瀬部天皇は、天國排開廣庭ノ天皇の第十二子なり。母を小姉君と曰ふ。二年夏四月、橘ノ豐日ノ天皇崩りたま

ふ。五月、物部大連の軍衆、三度驚駭む。大連元は餘し皇子等を去てて、穴穗部皇子を立てて天皇と爲むと欲りす。今に至るに及び、遊獵するに因りて替へ立つることを謀らむと望ひて、密かに人を穴穗部皇子に使にして[5]。曰く、願はくは皇子と將に淡路に馳獵せむとすと云ふ。謀泄れぬ。六月甲辰朔庚戌(七日)、蘇我馬子宿禰等、炊屋姫尊を奉けて、佐伯連丹經手、土師連磐村、的臣眞嚙に詔して曰く、汝等兵を嚴ひて、速かに往きて穴穗部皇子と宅部皇子とを誅せ。是の日の夜半に、佐伯連丹經手等、穴穗部皇子の宮を圍む。是に衞士先づ樓の上に登りて、穴穗部皇子の肩を擊つ。皇子樓の下に落ちて、偏なる室に走入る。衞士等燭ともして誅す。辛亥(八日)、宅部皇子を誅す。(宅部皇子は檜隈天皇の子、上女王の父なり。未だ詳かならず。)甲子(廿一日)[5]。善信阿尼等大臣に謂りて曰く、出家の途は戒を以て本と爲す。願はくは百濟に向きて戒の法を學び受けむ。是の月、百濟の調使來朝けり。大臣使人に謂りて曰く、此の尼等を率ゐて、將に汝が國に渡りて、戒の法を學ばしめよ。了りなむ時に發遣せ。使人答へて曰く、臣等蕃に歸りて先づ國の王に導はむ。而して後に發遣むとも、又遲からじ。秋七月、蘇我馬子宿禰大臣、諸の皇子と群臣とに勸めて、物部守屋大連を滅さむことを謀る。泊瀨部皇子、竹田皇子、廐戶皇子、難波皇子、春日皇子、蘇我馬子宿禰大臣、紀男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、膳臣[6]、賀拖夫、葛城臣烏那羅、俱に軍旅を率ゐて進みて大連を討つ。大伴連嚙、阿部臣人、平群臣神手、坂本臣糠手、春日臣、(名字を闕せり。)俱に軍兵を率ゐて、志紀郡より澁河の家に到る。

大連親ら子弟と奴軍とを率ゐて、稻城を築きて戰ふ。是に大連衣摺の朴の枝間に昇りて、臨み射ること雨の如し。其の軍強く盛りにして家に塡ち野に溢れたり。皇子等の軍と群臣の衆と、怯弱ち恐怖れて、三廻却還く。是の時、厩戸皇子束髮於額て、（古き俗年少き兒年十五六の間は、束髮於額にす。十七八の間は、分ちて角子と爲す。今も亦然り。）軍の後に隨ひ、自ら忖度りて曰く、將敗らるること無からむや。願に非ずば成り難からむ。乃ちL7オ 白膠木を斮り取りて、疾く四天王ノ像を作りて、頂髮に置きて、誓言を發てたまはく、（白膠木、此をヌリデと云ふ）今若し我をして敵に勝たしめば、必ず當に護世四天王の奉爲めに寺塔を起立てむ。蘇我ノ馬子ノ大臣、又誓言を發つ。凡そ諸の天王大神王等、我を助け衞りて、利益を獲使めば、願はくは當に諸天と大神王との奉爲に、寺塔を起立て三寶を流通へむ。誓已りて種種の兵を嚴しくして進みて討伐つ。爰に迹見首赤檮有り。大連を枝の下に射墮して、大連幷びに其の子等を誅す。是に由りて、大連の軍忽然に自ら敗れ、軍を合りて悉に皂衣を被て、廣瀨の勾原に馳獵するまねして散けぬ。是の役に、大L7ウ連の兒息と眷屬と、或ひは葦原に逃げ匿れて、姓を改め名を換ふる者有り。或ひは逃げ亡せて向にけむ所を知らざる者有り。時の人相謂りて曰く、蘇我ノ大臣の妻は、是れ物部ノ守屋ノ大連の妹なり。大臣妄に妻の計を用ゐて大連を殺すと。亂を平けて後、攝津國に四天王寺を造り、大連の奴半と宅とを分けて、大寺の奴田莊と爲す。田一萬頃を以て迹見ノ首赤檮に賜ふ。蘇我ノ大臣亦本願の依に、飛鳥の地に於きて、法興寺を起つ。物部ノ守屋ノ大連の資人捕鳥部萬一百の人を將ゐて難波の宅を守る。而して大連滅びぬと聞きて、馬に騎り

て夜逃げて茅渟[8]縣有眞香邑に向く。仍りて婦の宅を過りて遂に山に匿る。朝庭議りて曰く、万逆心を懷きて、故此の山の中に隱る。早く族を滅す須し、可不怠歟。万の衣裳弊れ垢つき、形色憔悴け、弓を持ち劒を帶びて、獨り自ら出で來れり。有司、數百の衞士を遣して萬を圍む。萬即ち篁叢に驚き匿る。繩を以て竹に繫けて引き動かして、他をして己が入る所を惑はしむ。衞士等詐かれて、搖く竹を指して馳せて言ふ、萬此に在りと。万即ち箭を發ち、一として中らざること無し。衞士等恐れて敢へて近づかず。万便ち弓を弛し腋に挾みて、山に向ひて走げ去く。衞士等即ち河を夾みて追ひ射る。皆中ること能はず。是に一の衞士有り、疾く馳せて万に先だちぬ。而して河の側に伏して擬ひて射て[8]膝に中つ。萬即ち箭を拔き、弓を張りて箭を發ち、地に伏して號ひて曰く、萬は天皇の楯と爲りて、其の勇を效さむとすれども推問ひたまはず、翻りて逼迫るることを致し、此に窮れり。共に語る可き者は來れ。願はくは殺し虜ふることの際を聞かむ。衞士等競ひ馳せて万を射る。万便ち飛ぶ矢を拂ひ捍ぎて、三十餘の人を殺す。仍て持たる劒を以て三に其の弓を截る。還其の劒を屈げて河水の裏に投げいる。別に刀子を以て頸を刺して死ぬ。河內國司萬が死ぬる狀を以て朝廷に牒し上る。朝庭符を下したまひて偁く、之を八段に斬りて八國に散し梟せ。河內國司、即ち符旨に依りて、斬り梟す時に臨みて、雷鳴り大雨ふる。爰に万が養へる白き犬有り、俯し仰ぎて其の屍の側を廻り吠ゆ。[9] 遂に囓みて頭を擧げて、古冢に收め置き、横に枕の側に臥して前に飢ゑ死ぬ。河內國司其の犬を尤め異みて、朝庭に牒し上る。朝庭哀不忍聽したまひて、符を下して稱めて曰く、此の犬世に希しき所

なり、後に觀す可し。須しく万が族をして墓を作りて葬かしむべし。是に由りて万が族墓を有眞香ノ邑に雙べ起りて、万と犬とを葬りぬ。河内ノ國司言さく、餌香ノ川原に斬られたる人有り、計るに將に數百あり。頭身既に爛れて、姓字知れ難し。但衣の色を以て其の身を收め取る。爰に櫻井ノ田部ノ連膽渟が養へる犬有り。身頭を嚙み續けて側に伏して固く守る。收め使むること已に至りて、乃ち起き行きぬ。八月癸卯朔甲辰(〇二日)、炊⌞9ウ屋姫ノ尊、群臣と、天皇を勸進めたてまつりて、天皇之位しろしめさしむ。蘇我ノ馬子ノ宿禰を以て大臣と爲すこと故の如し。卿大夫の位亦故の如し。是の月、倉梯に宮つくる。

元年春三月、大伴ノ糠手ノ連の女、小手子を立てて妃と爲したまふ。是れ蜂子ノ皇子と錦代皇女とを生れます。是の歲、百濟國、使并びに僧惠摠、令斤、惠寔等を遣して、佛舍利を獻る。百濟國、恩率首信、德率蓋文、那率福富味身等を遣して進調、并びに佛舍利、僧聆照、律師令威、惠衆、惠宿、道嚴、令開等、⌞10オ寺工太良未太、文賈古子、鑪盤ノ博士將德白昧淳、瓦博士麻奈文奴、陽貴文、陵貴文、昔麻帝彌、畫工白加を獻る。蘇我ノ馬子ノ宿禰、百濟僧等を請ひて、戒を受くる法を問ふ。善信尼等を以て百濟國の使恩率首信等に付けて、學問に發遣たしむ。飛鳥ノ衣縫ノ造が祖、樹葉が家を壞ちて、始めて法興寺を作る。此の地を飛鳥の眞神ノ原と名つく。亦の名は飛鳥の苫田。是の年也太歲戊申。

二年秋七月壬辰朔、近江ノ臣滿を東山道に遣して、⌞11オ蝦夷の國の境を觀しむ。完人臣鴈を東海道に遣して、東の方海に濱へる諸國の境を觀しむ。阿倍ノ臣を北陸道に遣して、越等の諸の國の境を觀しむ。

三年春三月、學問の尼善信等、百濟より還りて、櫻井寺に住む。冬十月、山に入りて寺の材を取る。是の歳、度せる尼、大伴狛夫人、新羅媛善妙、百濟媛妙光、又漢人善聰、善通、妙德、法定照、善智聰、善智惠、善光等。鞍部司馬達等の子、多須奈、同じ時出家す、名づけて」11オ德齊法師と曰ふ。

四年夏四月壬子朔甲子(〇十三日)、譯語田天皇を磯長陵に葬りまつりぬ。是其の妣の皇后を葬りまつれる陵なり。秋八月庚戌朔、天皇群臣に詔して曰く、朕任那を建てむと思欲ふ、卿等如何。群臣奏して言く、任那の官家を建つ可きこと、皆陛下の詔したまふ所に同じ。冬十一月己卯朔壬午(〇四日)、紀男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、狹臣、大伴囓連、葛城烏奈良臣を差して、大將軍と爲て、氏氏の臣連を率ゐて、裨將、部隊と爲て、二万餘りの軍を領て、出でて筑紫に居る。」11ウ吉士金を新羅に遣し、吉士木蓮子を任那に遣して、任那の事を問はしむ。

五年冬十月癸酉朔丙子(〇四日)、山猪を獻るもの有り、天皇猪を指して詔して曰く、何れの時にか、此の猪の頸を斷るが如く、朕が嫌しとおもふ所の人を斷らむ、と。多に兵仗を設けたまふことと、常に異なることと有り。壬午(〇十日)、蘇我馬子宿禰、天皇の詔ふ所を聞きて、己を嫌みたまはむことを恐れ、儻者を招き聚めて、天皇を弑せまつらむことを謀る。是の月、大法興寺の佛堂と歩廊とを起つ。十一月癸卯朔乙巳(〇三日)、馬子宿禰群臣を詐りて曰く、今日東國の調を進らむ、と。乃ち東漢直駒をして天皇を殺し

まつら使む。(或る本に云く、東漢直駒は、東漢直磐井が子なり。) 是の日、天皇を倉梯岡陵に葬りまつる。(或る本に云く、大伴嬪小手子、寵みの衰へたるを恨み、人を蘇我馬子宿禰のもとに使りて曰く、頃者山猪を獻る有り。天皇猪を指して詔して曰く、猪の頸を斷る如く、何れの時か朕が思へる人を斷らむ。且つ内裏に於きて大きに兵仗を作る、と。是に馬子宿禰聽きて驚く。) 丁未(〇五日)、驛使を筑紫の將軍の所に遣して曰く、内の亂に依りて、外の事をな怠りそ。是の月、東漢直駒、蘇我の娘嬪河上娘を偸み隱して妻と爲す。馬子宿禰忽ちに河上娘の駒に偸まれしを知らずて、死にきと謂ふ。駒の嬪を奸せる事顯れて、大臣に殺されぬ。

日本書紀卷第二十一　終 12ウ

日本書紀卷第二十二

豐御食炊屋姬天皇　推古天皇

豐御食炊屋姬天皇は、天國排開廣庭天皇の中女なり。橘ノ豐日ノ天皇の同母妹なり。幼くましますとき額田部皇女と曰す。姿色端麗しく、進止軌制し。年十八歲にして、立ちて渟中倉太玉敷ノ天皇の皇后と爲りたまふ。三十四歲にして渟中倉太珠敷ノ天皇崩りたまふ。三十九歲泊瀨部ノ天皇の五年の十一月に當りて、天皇、大臣馬子ノ宿禰の爲めに殺せられたまひぬ。嗣位既に空し。群臣渟中倉太珠敷ノ天皇の皇后額田部ノ皇女に請して、以て將に踐祚らしめさしめむとす。皇后辭讓びたまふ。百寮表上りて勸進むること三に至る。乃ち從ひたまふ。因りて天皇の璽印を奉る。冬十二月壬申朔己卯(○八日)、皇后豐浦ノ宮に天皇位しらしめす。

元年春正月壬寅朔丙辰(○十五日)、佛舍利を以て法興寺の刹の柱の礎の中に置く。丁巳(○十六日)、刹の柱を建つ。夏四月庚午朔己卯(○十日)、厩戶豐聰耳ノ皇子を立てて皇太子と爲したまふ。仍て錄攝政。萬機を以て悉に委ぬ。橘ノ豐日ノ天皇の第二子なり。母の皇后を穴ノ穗部ノ間人ノ皇女と曰す。皇后懷妊開胎さむとする日、禁中を巡り行ます、諸司を監察たまふ。馬官に至りて、乃ち厩戶に當りて、勞みたまはずして忽ちに產みたまふ。生れましながら能く言ひて聖智有り。壯に及びて一たびに十人の訴を聞き

て失能辨たまはず。兼ねて未然のことを知りたまふ。且つ内教を高麗の僧惠慈に習ひ、外典を博士覺哿に學び、並びに悉に達りたまひぬ。父の天皇愛でて宮の南の上殿に居ら令めたまふ。故其の名を稱へて、上宮廐戸豐聰耳太子と謂ふ。秋九月、橘ノ豐日ノ天皇を河内の磯長陵に改め葬りまつる。是の歲、始めて四天王寺を難波の荒陵に造りたまふ。是の年也太歲癸丑。└2オ

二年春二月丙寅朔、皇太子及大臣に詔りして、三寶を興隆さしめたまふ。是の時に、諸臣連等各君親の恩の爲めに、競ひて佛の舍を造る。即ち是を寺と謂ふ。

三年夏四月、沈水淡路ノ嶋に漂着れり。其大さ一圍。嶋の人沈水を知らずして、以て薪に交てて竈に燒く。其の烟氣遠く薰る。則ち異なりとして之を獻る。五月戊午朔丁卯(〇十日)、高麗の僧惠慈歸化く。則ち皇太子ノ師としたまふ。是の歲、百濟の僧慧聰來く。此の兩の僧は、弘く佛の教を演べて、並びに三寶の棟梁と爲る。秋七月、將軍等筑└紫より至る。

四年冬十一月、法興寺造り竟る。則ち大臣の男善德ノ臣を以て寺の司に拜す。是の月、惠慈慧聰の二の僧、始めて法興寺に住り。

五年夏四月丁丑朔、百濟ノ王、王子阿佐を遣して朝貢る。冬十一月癸酉朔甲午(〇二十二日)、吉士磐金を新羅に遣す。

六年夏四月、難波ノ吉士磐金、新羅より至りて、鵲二隻を獻る。乃ち難波の杜に養はしむ。因りて枝に

巣くひて産めり。秋八月己亥朔、新羅孔雀一隻を貢る。冬十月戊戌朔丁未(十日)、越國白鹿一頭を獻る。

七年夏四月乙未朔辛酉(二十七日)、地動りて、舍屋悉に破れぬ。則ち四方に令して地震神を祭らしむ。秋九月癸亥朔、百濟駱駝一疋、驢一疋、羊二頭、白雉一隻を貢る。

八年春二月、新羅と任那と相攻む。天皇任那を救はむと欲す。是の歳、境部臣に命せて大將軍と爲し、穗積臣を以て副將軍と爲たまふ。(並に名を闕らせり)則ち萬餘の衆を將ゐて、任那の爲めに新羅を撃つ。是に於きて、直ちに新羅を指して泛海に往く。乃ち新羅に到りて、五の城を攻めて拔つ。是に於きて、新羅の王惶みて、白旗を擧げて將軍の麾の下に到りて、立つ。多多羅、素奈羅、弗知鬼、委陀、南加羅、阿羅々の六城を割きて以て服はむと請ふ。時に將軍共に議りて曰く、新羅罪を知りて服ふ。強ちに撃つはよくもあらず。則ち奏し上る。爰に天皇更に難波吉師神を新羅に遣し、復難波吉士木蓮子を任那に遣して、並びに事の狀を檢校へしめたまふ。爰に新羅任那二國の王、使を遣して調を貢る。仍りて奏表たてまつりて曰く、天上に神有り、地に天皇有り。是の二神を除きては、何ぞ亦畏きこと有らむや。今より以後、相攻むること有らじ。且つ船柁乾さずて、歳毎に必ず朝む。則ち使を遣して以て將軍を召し還す。將軍等新羅より至る。即ち新羅又任那を侵す。

九年春二月、皇太子、初めて宮室を斑鳩に興りたまふ。三月甲申朔戊子(五日)、大伴連囓を高麗に遣し、

坂本ノ臣糠手を百濟に遣して、以て詔して曰く、急に任那を救へ。夏五月、天皇耳梨ノ行宮に居します。是の時大雨ふり河水漂蕩ひて、宮庭に滿めり。秋九月辛巳朔戊子〔〇八日〕、新羅の間諜者迦摩多對馬に到れり。∟4ウ 則ち捕へて以て貢る。上野に流す。多十一月庚辰朔甲申〔〇五日〕、新羅を攻めむことを議る。

十年春二月己酉朔、來目ノ皇子を、新羅を擊つ將軍と爲し、諸の神部、及び國造、伴ノ造等、幷て軍衆二万五千人を授く。夏四月戊申朔、將軍來目ノ皇子、筑紫に到り、乃ち進みて嶋ノ郡に屯みて船舶を聚め、軍の粮を運ぶ。六月丁未朔己酉〔〇三日〕、大伴ノ連囓、坂本ノ臣糠手、共に百濟より至る。是の時、來目ノ皇子病に臥して征討を果さず。多十月、百濟の僧觀勒來く。∟5オ 仍りて曆の本、及び天文地理の書、幷びに遁甲方術の書を貢る。是の時書生三四人を選びて、以て觀勒に學び習はしむ。陽胡史の祖玉陳曆法を習ひ、大友ノ村主高聰天文遁甲を學び、山背ノ臣日並立方術を學ぶ。皆學びて以て業を成す。閏十月乙亥朔己丑〔〇十五日〕、高麗の僧僧隆、雲聰、共に來歸けり。

十一年春二月癸酉朔丙子〔〇四日〕、來目ノ皇子、筑紫に薨せましぬ。仍て驛使して奏し上ぐ。爰に天皇聞きて大きに驚きたまひ、則ち皇太子、蘇我ノ大臣を召して、謂て曰く、新羅を征つ大將軍來目ノ皇子∟5ウ 薨せぬ。其れ大きなる事に臨みて遂げずなりぬ。甚悲し。仍て周芳の娑婆に殯りす。乃ち土師ノ連猪手を遣して殯の事を掌ら令む。故猪手ノ連が孫を娑婆ノ連と曰ふ、其れ是の緣なり。後に河內の埴生ノ山の岡の上に葬りぬ。夏四月壬申朔、更に來目ノ皇子の兄當麻ノ皇子を以て、新羅を征つ將軍と爲す。秋七月辛丑朔癸卯〔〇三日〕、當麻ノ

皇子難波より發船つ。丙午〔○六日〕、當摩皇子播磨に到る。時に從へる妻舍人姫王、赤石に薨す。仍りて赤石の檜笠の岡の上に葬りぬ。乃ち當麻皇子返りて、遂に征討たず。冬十月己巳朔壬申〔○四日〕、小墾田宮に遷りたまふ。十一月己亥朔、皇太子、諸の大夫に謂ひて曰く、我尊き佛の像を有てり、誰か是の像を得て恭ひ拜まむ。時に秦造河勝進みて曰く、臣拜みまつらむ。便ち佛像を受けて、因りて以て蜂岡寺を造る。是の月、皇太子天皇に請して、以て大楯及び靫（靫、此をユキと云ふ。）を作りたまふ。又旗幟に繪く。十二月戊辰朔壬申〔○五日〕、始めて冠位を行ふ。大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、幷せて十二階。並びに當色の絁を以て縫へり。頂は撮り總べて嚢の如くして、縁を著けたり。唯元日には髻華（髻華、此をばウズと云ふ。）を著ぬ。

十二年春正月戊戌朔、始めて冠位を諸臣に賜ふ。各差有り。夏四月丙寅朔戊辰〔○三日〕、皇太子親ら肇めて憲法十七條を作りたまふ。一に曰く、和を以て貴しと爲し、忤ふこと無きを宗と爲す。人皆黨有りて、亦達る者少し。是を以て或は君父に順はずして、乍隣里に違ふ。然れども上和ぎ下睦びて、事を論ふに諧ひぬるときには、則ち事理自らに通ふ、何事か成らざらむ。二に曰く、篤く三寶を敬へ。三寶は佛法僧なり。則ち四の生の終りの歸りどころ、万の國の極の宗なり。何の世か何の人か是の法を貴ばざる。人尤だ惡きもの鮮し。能く教ふるをもて從ひぬ。其れ三寶に歸りまつらざれば、何を以てか枉れるを直さむ。三に曰く、詔を承けては必ず謹め。君をば天とす。臣をば地とす。天覆ひ地載す。四の時順り行き、万の氣通

ふことを得。地天を覆はむと欲するときは、則ち壞るることを致すらくのみ。是を以て君言ふときは臣承る。上行へば下靡く。故詔を承けては必ず愼め。謹まずば自らに敗れなむ。四に曰く、群卿百寮、禮を以て本と爲よ。其れ民を治むる本は、要ず禮に在り。上禮不きときは下齊らず。下禮無きときは必ず罪有り。是を以て、群臣禮有るときは、位の次亂れず。百姓禮有るときは國家自ら治まる。五に曰く、饕を絶ち、欲を棄てて、明かに訴訟を辨へよ。其れ百姓の訟は、一日に千事あり。一日すら尚爾り、況むや歳を累ねてをや。頃訟を治むべき者、利を得て常と爲す。賄を見ては讞を聽く。便ち財有るものの訟は、石をもて水に投るが如し。乏しき者の訴は、水をもて石に投るに似たり。是を以て貧しき民は則ち所由を知らず。臣の道亦焉に闕けぬ。六に曰く、惡を懲し善を勸むるは、古の良き典なり。是を以て人の善を匿さず。惡を見ては必ず匡せ。其れ諂ひ詐く者は、則國家を覆すの利器爲り、人民を絶つの鋒れたる劍爲り。亦佞しく媚ぶる者は、上に對ひては則ち好みて下の過を說き、下に逢ひては則ち上の失を誹謗る。其れ如此の人は、皆君に忠無く、民に仁無し。是大きなる亂れの本なり。七に曰く、人各任し有り。掌ること宜しく濫れざるべし。其れ賢哲官に任すときは、頌る音則ち起り、姧しき者官を有つときは、禍亂則ち繁し。世に生れながら知ること少なけれども、尅く念ひて聖と作る。事大少と無く人を得て必ず治む。時急し緩と無く、賢に遇ひて自ら寛かなり。此に因りて國家永久、社稷危きこと勿し。故古の聖の王、官の爲めに以て人を求む、人の爲めに官を求めたまはず。八に曰く、群卿百寮、早く朝り晏く退

でよ。公事監靡し、終日にも盡し難し。是を以て遲く朝るときは急に逮ばず、早く退るときは必ず事盡さず。九に曰く、信は是義の本なり。事毎に信有れ。其れ善さ惡さ成り敗、要ず信に在り。君臣共に信あるときは、何事か成らざらむ。君臣信無ければ、万の事悉に敗る。十に曰く、忿を絶ち、瞋を棄て、人の違ふを怒らず。人皆心有り、心各執ること有り。彼是みすれば則ち我は非みす。我是みすれば則ち彼非みす。我必ずしも聖に非ず、彼必ずしも愚かに非ず。共に是凡夫のみ。是み非みする理、詎か能く定む可き。相共に賢く愚かなること、鐶の端无きが如し。是を以て彼の人は瞋ると雖も、還て我が失ちを恐れよ。我獨り得たりと雖も、衆に從ひて同じく擧へ。十一に曰く、功過を明察にして、賞罰必ず當てよ。日者賞功に在きてせず、罰は罪に在きてせず。事を執る群卿、宜しく賞罰を明かにすべし。十二に曰く、國司國造、百姓に斂めとること勿れ。國に二の君非し、民に兩の主無し。率土の兆民、王を以て主と爲す。任せる官司は、皆是れ王の臣なり。何そ敢へて公と百姓に賦斂らむ。十三に曰く、諸の任せる官者、同じく職掌を知れ。或は病ひし、或は使ひして、事を闕ること有らむ。然れども知ることを得るの日には、和ふこと曾より識れるが如くせよ。其れ與り聞くこと非しといふを以て、公務をな防げそ。十四に曰く、群臣百寮、嫉み妬むこと有ること無かれ。我既に人を嫉めば、人亦我を嫉む。嫉み妬むことの患、其の極を知らず。所以に智己に勝るとならば則ち悅ばず、才己に優るとならば則ち嫉妬む。是を以て五百〔原文に「歲」及「後」を補ひしは今除く〕乃今賢に遇ふ。千載にしても以て一の聖を待つこと難し。其れ賢

理を得ざるときは、何を以てか國を治めむ。十五に曰く、私を背きて公に向くは、是れ臣の道なり。凡そ人私有れば必ず恨み有り、憾み有るときは必ず同ほらず、同ほらざれば則ち私を以て公を妨ぐ。憾み起るときは則ち制に違ひ法を害ふ。故に初めの章に云へらく、上下和ひ諧ほれと、其れ亦是の情なるかな。十六に曰く、民を使ふに時を以てするは、古の良き典たり。故冬の月には閒有り、以て民を使ふ可し。春より秋に至りては、農、桑の節なり、民を使ふ可からず。其れ」9ウ農せずば何をか食はむ、桑とらずば何をか服む。十七に曰く、大きなる事をば獨り斷む可からず、必ず衆と與に宜しく論らふべし。少の事は是れ輕し、必ずしも衆とす可からず。唯大きなる事を論ふに逮びては、若し失ち有らむことを疑ふ。故に衆と相辨ふるときは、辭則ち理を得。秋九月、朝の禮を改む。因りて以て詔りして曰く、凡そ宮門を出で入らむときは、兩の手を以て地を押し、兩の脚して跪き、梱を越えて則ち立ちて行け。是の月、始めて黄書の畫師、山背の畫師を定む。

十三年夏四月辛酉朔、天皇、皇太子大臣及び諸王諸臣に詔して、共に同しく誓願を發てて、以て始めて銅繡の丈六の佛像」10オ各一軀を造りたまふ。乃ち鞍作ノ鳥に命せて佛を造る工と爲す。是の時に、高麗ノ國大興王、日本ノ國の天皇の佛像を造りたまふと聞きて、黄金三百兩を貢ぎ上る。閏七月己未朔、皇太子、諸王諸臣に命して褶を著俾む。冬十月、皇太子、斑鳩ノ宮に居ます。

十四年夏四月乙酉朔壬辰〔〇八日〕、銅繡の丈六の佛像並びに造り竟りぬ。是の日也、丈六の銅の像を元興寺

の金堂に坐う。時に佛像、金堂の戸よりも高くて、以て堂に納るることを得ず。是に、諸の工人等議りて曰く、堂の戸を破ちて納れむ。然るに鞍作鳥は秀れたる工なり、以て戸を壞たずして、L10ウ堂に入るることを得たり。即の日設齋す。是に會集へる人衆、勝げて數ふ可からず。是の年より、初めて寺毎に、四月八日、七月十五日、設齋す。五月甲寅朔戊午（〇五日）、鞍作鳥に勅りして曰く、朕、內典を興隆と欲ふ。方に佛の刹を建てむとす。肇めて舍利を求めし時に、汝が祖父司馬達等、便ち舍利を獻りき。又國に僧尼無し、是に於て、汝が父多須那、橘豐日天皇の爲めに出家して、佛法を恭み敬ふ。又汝が姨嶋女、初めて出家して、諸の尼の導者と爲て、以て釋の教へを修行ふ。今朕丈六の佛を造りまつらむが爲に、以て好き佛像を求む。汝が獻れる佛の本、則ち朕が心に合へり。又佛像を造ること既に訖りて、L11オ堂に入るることを得ず。諸の工人計ること能はずて、將に堂の戸を破たむとす。然るに汝戸を破たずして入るることを得たり。此れ皆汝が功なり。即ち大仁の位を賜ふ。因りて以て、近江國坂田郡の水田二十町を給ふ。鳥此の田を以て、天皇の爲めに金剛寺を作る。是今南淵の坂田尼寺と謂ふ。秋七月、天皇、皇太子を請きて、勝鬘經を講かしめたまふ。三日にして說き竟りぬ。是の歲、皇太子亦法華經を岡本宮に講きたまふ。天皇大きに喜びて、播磨國の水田百町を皇太子に施りたまふ。因りて以て斑鳩寺に納れたまふ。

十五年春二月庚辰朔、壬生部を定む。戊子（〇九日）、詔して曰く、朕L11ウ聞く、曩者、我が皇祖天皇等世を宰めたまへるや、天に跼り、地に蹐して、敦く神祇を禮ひたまひ、周く山川を祠りて、幽に乾坤に

通はす。是を以て陰陽開け和ぎて、造化ること共に調ふ。今朕が世に當りて、神祇を祭祀ふこと、豈怠ることと有らむや。故、羣臣共に爲めに心を竭して宜しく神祇を拜みまつるべし。甲午(〇十五日)、皇太子及び大臣、百寮を率ゐて以て神祇を祭拜みまつる。秋七月戊申朔庚戌(〇三日)、大禮小野ノ臣妹子を大唐に遣し、鞍作ノ福利を以て通事と爲す。是の歳の冬、倭ノ國に高市ノ池、藤原ノ池、肩岡ノ池、菅原ノ池を作る。山背ノ國に大溝を栗隈に掘る。且つ河内ノ國に、戸苅ノ池、依網ノ池を作る。亦L12オ 國毎に屯倉を置く。

十六年夏四月、小野ノ臣妹子、大唐より至る。唐國妹子ノ臣を號けて蘇因高と曰ふ。即ち大唐の使人裴世清、下客十二人、妹子ノ臣に從ひて筑紫に至る。難波ノ吉師雄成を遣して、大唐の客裴世清等を召す。唐の客の爲めに、更に新しき館を難波の高麗館の上りに造りたまふ。六月壬寅朔丙辰(〇十五日)、客等難波ノ津に泊れり。是の日、餝り船三十艘を以て、客等を江口に迎へて新しき館に安置らしむ。是に、中臣ノ宮地ノ連烏摩呂、大河内直糠手、船ノ史L12ウ 王平を以て、掌客と爲す。爰に妹子ノ臣奏して曰く、臣、參還る時、唐の帝書を以て臣に授く。然に百濟ノ國を經過る日、百濟人探りて掠め取りぬ。是を以て上ることを得ず と。是に羣臣議りて曰く、夫れ使人は、死すと雖も旨を失はず、是れ使たり。何ぞ怠りて大國の書を失ふや。則ち流刑に坐す。時に天皇勅して曰く、妹子書を失へるの罪有りと雖も、輙く罪す可からず。其れ大國の客等聞くこと亦不良。乃ち赦して坐したまはず。秋八月辛丑朔癸卯(〇三日)、唐客京に入る。是の日、餝騎七十五疋を遣して、唐客を海石榴市の衢に迎ふ。額田部ノ連L13オ 比羅夫以て禮の辭を告す。壬子、唐客を朝庭に召

して使の旨を奏さしむ。時に阿倍鳥臣、物部依網連抱、二人を客の導者と爲て、是に大唐の國信物を庭中に置く。時に使の主裴世清、親ら書を持ちて、兩度再拜みて、使の旨を言し上げて立つ。其の書に曰く、皇帝、倭の皇を問ふ。使人長吏大禮蘇因高等至りて懷を具さにす。朕欽みて寶命を承けて、區宇を臨仰す。德化を弘めて含靈に覃し被らしめむと思ふ。愛み育ふ情、遐く邇きに隔て無し。皇、海の表に介り居て、民庶を撫で寧みして、境内安樂にして、風俗融り和ぐといふことを知りぬ。深き氣、至誠にして、遠く朝貢を脩す。丹款の美、朕嘉みすること有り。稍暄かなり、比常の如くなり。故、鴻臚寺の掌客裴世清等を遣して、往の意を稍宣ぶ。幷せて物を送ること別の如し。時に阿部臣出でて進み、以て其の書を受けて進み行く。大伴囓連、迎へ出でて、書を承けて大門の前の机の上に置きて奏す。事畢りて退く。是の時、皇子諸王諸臣、悉に金の髻華を以て著頭り。亦衣服は皆錦紫繡織及び五色の綾羅を用ふ。（一に云ふ、服の色は皆冠の色を用ふ。）丙辰（〇十六日）、唐客等を朝に饗す。九月辛未朔乙亥（〇五日）客等を難波の大郡に饗す。辛巳（〇十一日）、唐客裴世清罷り歸る。則ち復小野妹子臣を以て大使と爲、吉士雄成を小使と爲、福利を通事と爲て、唐客に副へて遣す。爰に天皇、唐の帝を聘ひたまふ。其の辭に曰く、東の天皇、敬みて西の皇帝に白す。使人鴻臚寺の掌客裴世清等至りて、久しく憶ふ方に解けぬ。季秋薄く冷し、尊何如に。想ふに淸悆たらむ。此にも即ち常の如し。今大禮蘇因高、大禮乎那利等を遣して、往でしむ。謹みて白すこと具さならず。是の時に唐國に遣せる學生、倭漢直福因、奈羅譯語惠明、高向漢文

玄理、新漢人大國、學問僧新漢人日文、南淵漢人請安、志賀漢人慧隱、新漢人廣齊等、幷せて八人なり。」14ゥ 是の歳、新羅人多に化來けり。

十七年夏四月丁酉朔庚子〔〇四日〕、筑紫の大宰奏上して言く、百濟の僧道欣、惠彌を首として一十人、俗人七十五人、肥後國の葦北津に泊る。是の時に難波吉士德摩呂、船史龍を遣して以て問ひて曰く、何ど來し。對へて曰く、百濟の王命せて吳國に遣す。其の國に亂ありて入ることを得ず。更に本鄕に返る。忽に暴風に逢ひて海の中に漂蕩ひぬ。然るに大きなる幸ありて、聖帝の邊境に泊れり。以て歡喜しむ。五月丁卯朔壬午〔〇十六日〕、德摩呂等復奏す。則ち」15オ 德摩呂龍二人を返して、百濟人等に副へて本國に送る。對馬に至りて、道人等十一皆請ひて留まらむと欲ふを以て、乃ち表上りて留む。因りて元興寺に住ましむ。秋九月、小野臣妹子、大唐より至る、唯通事福利來らず。

十八年春三月、高麗王、僧曇徵、法定を貢上る。曇徵五經を知れり、且つ能く彩色及び紙墨を作る。幷せて碾磑を造る。蓋し碾磑を造るは是の時に始まるか。秋七月、新羅の使人沙㖨部奈末竹世士、任那の使人㖨部大舍首智買と筑」15ウ 紫に到る。九月、使を遣して新羅任那の使人を召す。冬十月己丑朔丙申〔〇八日〕、新羅任那の使人、京に臻る。是の日、額田部連比羅夫に命せて、新羅の客を迎ふる莊馬の長と爲す。膳臣大伴を以て任那の客を迎ふる莊馬の長と爲す。即ち阿斗の河邊の館に安置らしむ。丁酉〔〇九日〕、客等朝廷を拜む。是に秦造河勝、土部連菟に命せて新羅の導者と爲す。間人連鹽蓋、阿閉臣大籠を以て任那の導者と爲

す。共に引きて以て南の門より入りて庭中に立つ。時に大伴咋連、蘇我豐浦蝦夷臣、坂本糠手臣、阿部鳥子臣、共に位より起ちて進みて庭に伏す。是に、兩國の客等各再拜みて、使の旨を奏す。乃ち四の大夫起ち進みて大臣に啓す。時に大臣位より起ち、廳の前に立ちて聽く。既にして諸の客に賜祿すること、各差有り。乙巳(○十七日)、使人等に朝に饗たまふ。河内漢直贄を以て、新羅の共食者と爲し、錦織首久僧を任那の共食者と爲す。辛亥(○廿三日)、客等禮畢りて歸る。

十九年夏五月五日、菟田野に藥獵す。鷄鳴時を取ちて藤原池の上に集り、會明を以て乃ち往く。粟田細目臣を前部領と爲し、額田部比羅夫連を後部領と爲す。是の日に、諸臣L16服の色皆冠の色に隨ひ、各髻華を著せり。則ち大德小德並びに金を用ひ、大仁小仁は豹の尾を用ゐ、大禮より以下は鳥の尾を用ふ。秋八月、新羅沙喙部奈末北叱智を遣し、任那習部大舍親智、周智を遣して共に朝貢る。

二十年春正月辛巳朔丁亥(○七日)、置酒して群卿に宴す。是の日大臣、壽上りて歌ひて曰く、やすみしし、我が大君の、隱ります、天の八十蔭、出で立たす、み空を見れば、万世に、かくしもがも、千L17世にも、かくしもがも、畏みて、仕へまつらむ、拜みて、仕へまつらむ、うたづきまつる。天皇和へて曰はく、眞蘇我よ、蘇我の子等は、馬ならば、日向の駒、太刀ならば、呉のまさび、うべしかも、蘇我の子等を、大君の、使はすらしき。二月辛亥朔庚午(○二十日)、皇太夫人堅鹽媛を檜隈大陵に改め葬りまつる。是の日に、輕の街に誄たてまつる。第一に、阿倍内臣L17鳥、天皇の命を誄たてまつる。則ち靈に

明器、明衣の類、万五千種を奠る。第二に諸皇子等次第を以て各誄たてまつる。第三に中臣ノ宮地ノ連烏摩侶、大臣の辭を誄たてまつる。第四に大臣、八腹ノ臣等を引率ゐて、便ち境部ノ臣摩理勢を以て、氏姓の本を誄たてまつらしむ。時の人云ふ、摩理勢、烏摩侶二人能く誄たてまつる。唯烏ノ臣誄たてまつること能はず。

夏五月五日、藥獵す。羽田に集りて以て相連ぎて朝に參趣る。其の裝束、菟田の獵の如し。是の歳、百濟國より化來者有り。其の面身皆斑に白し。若しは白癩有る者か。其の人に異ることを惡みて└18オ 海中の嶋に棄てむと欲。然るに其の人の曰く、若し臣の斑なる皮を惡まば、白斑なる牛馬、國の中に畜ふ可からず。亦臣、小なる才有り、能く山岳の形を構る。其れ臣を留めて用ゐたまはば、則ち國の爲めに利有らむ。何ぞ空しく海嶋に棄てむや。是に其の辭を聽きて弃てず。仍て須彌山の形及び呉橋を南庭に構らしむ。時の人其の人を號けて路子ノ工と曰ふ。亦芝耆摩呂と名く。又百濟人味摩之歸化きて曰く、呉に學びて伎樂儛を得たり。則ち櫻井に安置らしめて、少年を集めて伎樂儛を習はしむ。是に眞野ノ首弟子、新漢濟文二人、習ひて其の儛を傳ふ。此れ今の大市首、辟田首等の祖なり。└18ウ

二十一年冬十一月、掖上ノ池、畝傍ノ池、和珥ノ池を作る。又難波より京に至るまで大道を置く。十二月庚午朔、皇太子片岡に遊行す。時に飢ゑたる者道の垂りに臥せり。仍て姓名を問ふ、而を言さず。皇太子視て飮食を與ふ。即ち衣裳を脱ぎて飢ゑたる者に覆ひて言く、安く臥せれ。則ち歌ひて曰く、しなてる、片岡山に、飯に飢て、臥せる、その旅人、あはれ。親無しに、なれなりけめや、刺竹の、君はやなき。飯に飢て、

臥せる、その旅人、あはれ。辛未〔〇二日〕、皇太子、使を遣して飢ゑたる者を視しめたまふ。使者還り來て曰く、飢ゑたる者既に死ぬ。爰に皇太子大きに悲しみ、則ち因りて以て當の處に葬り埋めしむ、墓固封む。數日之後、皇太子、近習る者を召して謂ひて曰く、先の日に道に臥し飢ゑたる者は、其れ凡人に非じ。必ず眞人ならむとのたまひて、使を遣して視せしめたまふ。是に使者還り來て曰く、墓所に到りて視れば、封め埋めるところ動かず。乃ち開きて以て見れば屍骨既に空しくなりたり。唯衣服疊みて棺の上に置きたり。是に皇太子復た使者を返して其の衣を取らしめ、常の如く且服たまふ。時の人大く異みて曰く、聖の聖を知ること其れ實なる哉、と。逾惶る。13ウ

二十二年夏五月五日、藥獵す。六月丁卯朔己卯〔〇十三日〕、犬上君御田鍬、矢田部造〔〇闕名〕を大唐に遣す。秋八月、大臣病臥す。大臣の爲に、男女并せて一千人出家む。

二十三年秋九月、犬上君御田鍬、矢田部造〔〇闕名〕、大唐より至る。百濟の使則ち犬上君に從ひて來朝り。十一月己丑朔庚寅〔〇二日〕、百濟の客に饗へたまふ。癸卯〔〇十五日〕、高麗の僧慧慈、國に歸る。

二十四年春正月、桃李實れり。三月、掖玖の人三口、20オ歸化けり。夏五月、夜句の人七口來る。秋七月、亦掖玖の人二十口來る。先後并せて三十人、皆朴井に安置しむ。未だ還るに及ばずして、皆死ぬ。秋七月、新羅、奈末竹世士を遣して佛像を貢る。

二十五年夏六月、出雲國言す、神戸郡に瓜有り、大さ缶の如し、と。是の歲、五穀登れり。

二十六年秋八月癸酉朔、高麗使を遣して方物を貢る。因て言す、隋の煬帝、三十萬の衆を興して我を攻む。返りて我が爲に破られぬ。ㇾ20ウ 故、俘虜貞公普通二人、及び鼓吹弩抛石の類十物、幷せて土物駱駝一疋を貢獻る。是の年、河邊ノ臣（名を闕り。）を安藝國に遣して、舶を造らしむ。山に至りて舶材を覓く。便ち好き材を得て以て將に伐らむとす。時に人有りて曰く、霹靂の木なり、伐る可からず。河邊ノ臣の曰く、其れ雷神なりと雖も、豈に皇命に逆きまつらむやと云ひて、多に幣帛を祭りて、人夫を遣して伐らしむ。則ち大雨ふりて雷なり電す。爰に河邊ノ臣、劍を案りて曰く、雷神人夫をな犯しそ。當に我が身を傷れ。といひて、仰ぎて待つ。十餘霹靂すと雖も、河邊ノ臣を犯すことを得ず。即ち少さき魚に化りて以て樹の枝に挾まれり。即ち魚を取りて焚く。遂に其の舶を脩理りつ。

二十七年夏四月己亥朔壬寅（〇四日）、近江國言す、蒲生河に物有り、其の形人の如し。秋七月、攝津國に漁父有り。罟を堀江に沈けり。物有りて罟に入る。其の形兒の如し。魚にも非ず、人にも非ず。名つけむ所を知らず。

二十八年秋八月、掖玖人二口、伊豆嶋に流れ來る。冬十月、砂礫を以て檜隈ノ陵の上に葺く。則ち域外に土を積みて山を成し、仍りて氏毎に科せて大柱を土山の上に建つ。時に倭ノ漢坂上直が樹てたる柱勝れて大だ高し。故時の人號けて大柱直と曰ふ。十二ㇾ21ウ 月庚寅朔、天に赤き氣有り、長さ一丈餘　〇形雉の尾に似たり。是の歲、皇太子、嶋ノ大臣共に議りて天皇記、及國記、臣連伴造國造百八十部、幷びに公民等の本

記を録す。

二十九年春二月己丑朔癸巳（○五日）、半夜に厩戸豐聰耳皇子命、斑鳩宮に薨りましぬ。是の時諸王諸臣及び天下の百姓悉に、長老は愛き兒を失へるが如く、鹽酢之味口に在れども嘗めず。少幼者は慈の父母を亡へるが如く、哭き泣つる聲、行路に滿てり。乃ち耕夫は耜を止め、舂女は杵せず。皆曰く、日月輝を失ひて、天地既に崩れぬべし。自今以後、誰をか恃まむや。是の月に、上宮太子を磯長陵に葬りまつる。是の時に當りて、高麗の僧慧慈、上宮皇太子薨りましぬと聞きて、以て大きに悲しむ。皇太子の爲めに僧を請せて設齋す。仍て親ら經を說くの日、誓願ひて曰く、日本國に聖人有します、上宮豐聰耳皇子と曰す。固に天に縱されたり。玄聖の德を以て、日本の國に生れませり。三統を苞ね貫きて、先聖の宏猷を纂ぎ、三寶を恭み敬ひて、黎元の厄を救ひたまふ。是れ實に大聖なり。今太子既に薨かましぬ。我異國と雖も、心は斷金に在り。其獨り生けりとも、何の益か有らむ。我來年の二月五日を以て必ず死なむ。因りて以て上宮太子に淨土に遇ひ奉り、以て共に衆生を化さむ。是に慧慈期りし日に當りて死ぬ。是を以て、時の人彼も此も共に言ふ、其れ獨り上宮太子の聖にますのみに非ざりけり、慧慈も亦聖なりと。是の歲、新羅、奈末伊彌買を遣して朝貢る。仍りて表書を以て使の旨を奏す。凡そ新羅の表を上つる、蓋し此の時に始めて起るか。

三十年秋七月、新羅、大使の奈末智洗爾を遣し、任那、達率奈末智を遣して並びに來朝り。仍て佛像一具、

及び金の塔幷せて舍利、且つ大灌頂の幡一具、小幡十二條を貢る。即ち佛 23オ 像を葛野の秦ノ寺に居せしむ。餘の舍利、金塔、灌頂幡等を以て、皆四天王寺に納む。是の時、大唐の學問者僧惠齊、惠光、及び醫惠日、福因等並びに智洗爾等に從ひて來。是に惠日等共に奏聞して曰く、唐國に留まり學ぶ者、皆學びて以て業を成せり。應に喚すべし。且つ其れ大唐國は法式備はり定まる珍しき國なり。常に須らく達ふべし。是の歲、新羅、任那を伐つ。任那新羅に附く。是に天皇將に新羅を討たむとして、謀を大臣に及ぼし群卿に詢ひたまふ。田中ノ臣對へて曰く、急かに討つ可からず。先づ狀を察みて以て逆を知りて、後に擊つとも晚からじ。請ふ試みに使を遣して其の 23ウ 消息を覩しめよ。中臣ノ連國曰く、任那は是元我が內官家なり。今新羅人伐ちて之を有つ。請ふ戎旅を戒めて、新羅を征伐ちて、以て任那を取り百濟に附けば、寧ろ新羅を有るに益非ずや。田中ノ臣曰く、然らず。百濟は是反覆多き國なり。道路の間も尙ほ詐る。凡そ彼の請す所皆非。故、百濟に附く可からず。則ち征を果さず。爰に吉士磐金を新羅に遣し、吉士倉下を任那に遣して、任那の事を問はしむ。時に新羅國の主、八大夫を遣して、新羅ノ國の事を磐金に啓し、且つ任那ノ國の事を倉下に啓す。因りて約りて曰く、任那は小しき國なれども、天皇の附庸なり。 24オ 何ぞ新羅輙く有たむ。常の隨に內官家を定め、願はくは煩はすこと無けむ。則奈末智洗遲を遣して、吉士磐金に副へ、復任那人達率奈末遲を以て、吉士倉下に副へ、仍て兩國の調を貢る。然れども磐金等未だ還るに及ばずて、即年、大德境部ノ臣雄摩侶、小德中臣ノ連國を以て、大將軍と爲し、小德河邊ノ臣禰受、小德物部依網ノ連乙等、小德波多ノ臣廣庭、小

德近江脚身臣飯蓋、小德平群臣宇志、小德大伴連、（名を闕せり）小德大宅臣軍を以て副將軍と爲し、數万の衆を率ゐて以て新羅を征討つ。[4] 時に磐金等共に津に會ひて、將に發船せむとして、以て風波を候ふ。是に船師海に滿ちて多く至る。兩國の使人望瞻りて愕然り、乃ち還り留る。更に堪遲大舍を代へて、任那の調使と爲て貢上る。是に磐金等相謂ひて曰く、是の軍の起ること既に前の期に違へり。是を以て任那の事今亦成らず、と。則ち船を發して渡りぬ。唯將軍等始めて任那に至りて、議りて新羅を襲はむと欲。是に新羅國の主、軍多に至ると聞きて、豫め懼ぢて服はむと請ふ。時に將軍等共に議りて以て表上る。天皇聽したまふ。冬十一月、磐金・倉下等新羅より至る。時に[5] 大臣其の狀を問ふ。對へて曰く、新羅命を奉けて以て驚き懼る。則ち並びに專使を差して、因りて以て兩國の調を貢る。然るに船師至るを見て、朝貢の使人更に還れるのみ。但調をば猶貢上る。爰に大臣曰く、悔しきかも早く師を遣すこと。時の人の曰く、是の軍事は、境部臣・阿曇連、先に多に新羅の幣物を得たるが故に、又大臣に勸む。是を以て未だ使の旨を待たずして早く征伐たまふのみ。初め磐金等、新羅に渡るの日、津に及ぶ比ひ、莊船一艘海の浦に迎ふ。磐金問ひて曰く、是の船は何れの國の迎船ぞ。對へて曰く、新羅の船なり。磐金亦曰く、曷ぞ任那の迎船無けむ。即時に更に任那の爲めに一船を加ふ。其れ新羅迎船二艘を以てすること、是の時に始まるか。春より秋に至るまで、霖雨ふり大きに水あり。五穀登らず。

三十一年夏四月丙午朔戊申〔〇三日〕、一の僧有り、斧を執りて祖父を毆つ。時に天皇聞しめして大臣を召し

て詔して曰く、夫れ出家せる者は頼るに三寶に歸りて、具さに戒の法を懷つ。何ぞ懺ひ忌むこと無くて輙ち惡逆を犯す。今朕聞く、僧有りて祖父を毆つ、と。故に悉に諸の寺の僧尼を聚めて、以て推へ問へ。若し事實ならば重く罪せむ。是に諸の僧尼を集めて推ふ。則ち惡逆せる僧及び諸の尼、並びに將に罪せられむとす。是に百濟の觀勒僧、表上りて以て言さく」26オ 夫れ佛の法は西の國より漢に至りて、三百歳を經たり。乃ち傳はりて百濟國に至りて、僅かに一百年になりぬ。然るに我が王、日本天皇の賢哲くましますことを聞きて、佛像及び內典を貢上りしより、未だ百歳に滿たず。故今の時に當りて、僧尼未だ法律に習はず。輙ち惡逆を犯せり。是を以て、諸の僧尼惶れ懼ぢて所如を知らず。仰ぎ願はくは、其の惡逆の者を除きて、以外僧尼をば、悉に赦してな罪したまひそ。是れ大きなる功德ならむ。天皇乃ち聽したまふ。戊午(〇十三日)、詔り曰はく、夫れ道人も尙ほ法を犯す、何を以てか俗人を誨へむ。故今より已後、僧正僧都を任し、仍て應に僧尼を檢校ふべし。壬戌(〇十七日)、觀勒僧を以て僧正と爲し、鞍」26ウ部德積を以て、僧都と爲す。即日、阿曇連(名を闕く)を以て、法頭と爲す。秋九月甲戌朔丙子(〇三日)、寺及び僧尼を校へて、具に其の寺の造らるる緣、亦僧尼の入道の緣、及び度せし年月日を錄す。是の時に當りて、寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、幷せて一千三百八十五人有り。冬十月癸卯朔、大臣、阿曇連(名を闕く)阿部臣摩侶二の臣を遣して、天皇に奏さしめて曰く、葛城縣は、元臣の本居なり。故其の縣に因りて姓名を爲す。是を以て冀くは、常に其の縣を得りて、以て臣の封せる縣と爲さむと欲ふ。是に、天皇」27オ 詔して曰はく、今朕卽ち蘇

我より出でたり。大臣亦朕が舅たり。故、大臣の言をば、夜に言さば夜も明さず、日に言さば日も晩さず、何辭か用ひざらむ。然れども、今朕が世に當りて、頓に是の縣を失ひては、後の君の曰はく、愚癡なる婦人、天の下に臨みて、以て頓に其の縣を亡へりと。豈に獨り朕が不賢きのみならむや。大臣も亦不忠からむ。是れ後の葉の惡き名ならむとのたまひて。則ち聽しめさず。

三十二年春正月壬申朔戊寅(〇七日)、高麗王、僧惠灌を貢る。仍て僧正に任す。

三十三年春正月、桃李華けり。三月に、寒くして霜降れり。夏 27ゥ 五月戊子朔丁未(〇廿日)、大臣薨せぬ。仍て桃原墓に葬る。大臣は則ち稻目宿禰の子なり、性、武略有り、亦辨才有り。以て三寶を恭へ敬ふ。飛鳥河の傍に家あり。乃ち庭中に小き池を開れり。仍て小き嶋を池の中に興す。故時の人嶋大臣と曰ふ。六月に雪ふれり。是の歲、三月より七月に至り霖雨ふる。天の下大いに飢う。老いたる者は草の根を噉ひて道の垂りに死に、幼き者は乳を含みて、母子共に死ぬ。又強盜竊盜並びに大きに起りて止む可からず。

三十五年春二月、陸奧國に狢有り、人に化りて歌ふ。夏五月、蠅有り聚り集る。其の凝り累ること十丈ばかり、虛に浮びて以て信濃坂を越ゆ。鳴る音雷の如し。則ち東のかた上野國に至りて自らに散る。

三十六年春二月戊寅朔甲辰(〇廿七日)、天皇臥病たまふ。三月丁未朔戊申(〇二日)、日蝕え盡きたること有り。壬子(〇六日)、天皇病甚くて諱ゆべからず。則ち田村皇子を召して謂ひて曰く、天位に昇りて鴻基を經綸め、萬機を馭りて以て黎元を亭育ふこと、本より輙く言ふに非ず。恒に重みする所なり。故、汝愼み

て以て祭よ。輙く言ふ可からず。即日山背ノ大兄を召して敎して曰く、汝肝稚し、若し心に望ふと雖も、而ゐな諠言ぎそ。必ず羣の言を待ちて以て從ふべし。癸丑(〇七日)、天皇崩りましぬ。(時に年七十五。)即ち南庭に殯す。夏四月壬午朔辛卯(〇十日)、雹零る、大きさ桃子の如し。壬辰(〇十一日)、雹零る、大きさ李子の如し。春より夏に至るまで旱す。秋九月己巳朔戊子(〇なし日定めがたし)、始めて天皇の喪禮を起す。是の時羣臣各殯宮に誄まをす。是より先、天皇、群臣に遺詔して曰く、比年五穀登らず、百姓大きに飢ゆ。其れ朕が爲めに陵を興して以て厚く葬ること勿れ。便ち宜しく竹田ノ皇子の陵に葬るべし。壬辰(〇なし、日定めがたし)、竹田皇子の陵に葬りまつる。

日本書紀卷第二十二　終

日本書紀卷第二十三

息長足日廣額天皇　舒明天皇

息長足日廣額天皇は、渟中倉太珠敷天皇の孫、彦人大兄皇子の子なり。母を糠手姫皇女と曰す。豐御食炊屋姫天皇の二十九年に、皇太子豐聰耳尊薨りましぬ。而して未だ皇太子を立てたまはず。三十六年三月を以て天皇崩りましぬ。九月に、葬禮畢りぬ。嗣位未だ定らず。是の時に當りて、蘇我蝦夷臣大臣と爲り、獨り嗣の位を定めむと欲ふ。群臣の從はざらむことを畏りて、則ち阿倍麻呂臣と」1オ議りて、群臣を聚へて大臣の家に饗す。食訖りて將に散らけなむとす。大臣、阿倍臣に令して群臣に語らしめて曰く、今天皇既に崩りまして嗣無し。若し急に計らずば、畏くは乱れ有らむか。今詎の王を以て嗣と爲べき。天皇の臥病たまひし日に、田村皇子に詔して曰く、天の下は大きなる任なり、本より輙く言ふに非ず。爾、田村皇子愼みて以て察せよ、緩る可からず。次に山背大兄王に詔して曰く、汝獨り莫諠譁きそ。必ず群の言に從ひて、愼みて違ふこと勿れ、と。則ち是れ天皇の遺言なり。今誰をか天皇と爲すべき。時に群臣默して答無し。亦問ふ、答へず。強ひて且問ふ。是に於きて大伴鯨連進みて曰く、既に天皇の遺命の從にせむ、更に」1ウ羣の言を待つ可からず。阿倍臣則ち問ひて曰く、何の謂ひぞ、其の意を開け。對へて曰く、天皇曷に思ほしてかけ、田村皇子に詔て曰まひけむ。天の下は大きなる任なり、緩る可からずと。此に因りて言さば、皇の

位は既に定りぬ。誰人か異き言せむ。時に采女臣摩禮志、高向臣宇摩、中臣連彌氣、難波吉士身刺、四の臣曰く、大伴連の言の隨に、更に異きこと無し。許勢臣大麻呂、佐伯連東人、紀臣塩手、三人進みて曰く、山背大兄王、是宜しく天皇と爲すべし。唯蘇我倉摩呂臣（更の名は雄當。）獨り曰く、臣は當時便く言すことを得ず、更に思ひて後に啓さむ。爰に大臣、群臣の和はずて、」2オ 事を成すこと能はざるを知りて退きぬ。是より先きに、大臣獨り境部摩理勢臣に問ひて曰く、今天皇崩りまして嗣なし。誰をか天皇と爲すべき。對へて曰く、山背大兄を擧げて天皇と爲む。是の時に、山背大兄、斑鳩宮に居しまして是の議を漏れ聆きつ。即ち三國王、櫻井臣和慈古二人を遣して、密に大臣に謂ひて曰く、傳に聞く、叔父どもは田村皇子を以て、天皇と爲さむと欲と。我此の言を聞きて、立ちて思ひ、居て思へども、未だ其の理を得ず。願はくば分明に叔父の意を知らむと欲ふ。是に大臣、山背大兄の告を得て、獨り對ふること能はず。則ち阿倍臣、中臣連、紀臣、河邊臣、高向臣、采女臣、」2ウ 大伴連、許勢臣等を喚びて、仍りて曲さに山背大兄の語を擧ぐ。既にして便ち且た大夫等に謂ひて曰く、汝大夫等、共に斑鳩宮に詣て、當に山背大兄王に啓して曰さまく、賤臣何ぞ獨り輙く嗣の位を定めむ。唯天皇の遺詔を擧げて、以て群臣に告ぐるのみ。群臣並びに言く、遺言の如くば、田村皇子自ら當に位を嗣ぐべし。更に誰か異なることをせむと言ふ、と。是は羣卿の言なり、特り臣が心に非ず。但し臣が私の意有りと雖も、而も惶りて傳啓ことを得ず。乃ち面はむ日に親ら啓さむ、といふ。爰に群大夫等、大臣の言を受けて、共に斑鳩宮に詣りて、三國

下、櫻井臣をして、大臣の辭を以て、山背大兄王に啓さしむ。時に大兄王、羣大夫等に傳へ問はしめて曰く、天皇の遺詔奈之何。對へて曰く、臣等其の深きことを知らず。唯大臣の語ふ状を得るに、稱らく、天皇の臥病たまふの日に、田村皇子に詔して曰く、輕しく輙く來の國の政を言ふものには非じ。是を以て爾田村皇子、愼みて以て言へ、緩る可からず。次に大兄王に詔して曰く、汝、肝稚くして勿諠き言ひそ、必ず宜しく群の言に從へ。是れ乃ち近侍へまつる諸の女王、及び采女等悉に知れり。且つ大王の察かにする所なり、と。是に大兄王且た問はしめて曰く、是の遺詔をば、專誰人か聆きし。答へて曰く、臣等其の密を知らず。既にして更に亦羣大夫等に告げしめて曰く、愛しき叔父、勞しく思ひて、一介之使のみに非ず、重臣等を遣して教へ覺す。是れ大きなる恩なり。然るに今群卿の導ふ所の天皇の遺命は、小小我が聆きし所に違へり。吾、天皇の臥病たまふと聞り、馳上りて門の下に侍り。時に中臣連彌氣、禁省より出でて曰く、天皇の命を以て喚したまふ。と、則ち參み進みて閤門に向づ。亦栗隈采女黑女、庭中に迎へて大殿に引て入る。是に、近習る者栗下女王を首と爲て、女孺鮪女等八人、幷せて數十人、天皇の側に侍り。且た田村皇子在します。時に天皇沈病りて我を覩すること能はず、乃ち栗下女王奏して曰く、喚しつる山背大兄王參赴けり。即ち天皇起臨きたまひて詔して曰く、朕寡薄を以て久しく大業を勞れり。今暦運將に終きなむとす。病諱すべからず。故、汝本より朕が心腹爲り、愛み寵むる情比ひを爲す可からず。其れ國家の大きなる基は、是れ朕の世のみに非ず。本より務めよ。汝肝稚しと雖

も、愼みて言へ、と。乃ち當時に侍りて近習れる者も、悉に知れり。故、我是の大きなる恩を蒙りて、一は則ち以て懼れ、一は則ち以て悲み、踊躍り歡喜びて、所如を知らず。仍りて以爲らく、社稷宗廟は重き事なり。我眇少くして不賢、何ぞ敢へて當らむ。是の時に當りて、叔父及び羣卿等に語らむと思欲ふ。然るに未だ導ふ可き時有らず、」4ウ 今までに言は非らくのみ。吾曾將に叔父の病を訊はむとして、京に向きて豐浦寺に居り。是の日、天皇、八口ノ釆女鮪女を遣して詔して曰く、汝が叔父爲る大臣、常に汝が爲めに愁ひて言す。百歲の後には嗣の位、汝に當れるに非ずや。故愼みて以て自愛めよ。既に分明しく是の事有り、何をか疑はむ。然れども我豈に天の下を養らむや。唯聆きし事を顯さくのみ。則ち天神地祇共に證りたまへ。是を以て、冀はくは正に天皇の遺勅を知らむと欲。亦大臣の遣せる群卿は、從來嚴矛（嚴矛、此をイカシホコと云ふ）の中取りもつ事の如く奏請す人等なり。故能く宜しく叔父に白すべし。既にして泊瀨ノ仲ノ王、別に中臣ノ連、河」5オ 邊ノ臣を喚して謂ひて曰く、我等が父子並びに蘇我より出でたり。天下の知れる所なり。是を以て高山の如くに恃む。願ふ、嗣の位は勿輙く言ひそ。則ち三國ノ王、櫻井ノ臣に令せて、羣卿に副へて遣りて曰く、還り言を聞かむと欲ふ。時に大臣、紀ノ臣、大伴ノ連を遣りて、三國ノ王、櫻井ノ臣に謂はしめて曰く、先の日に言ひ訖りぬ。更に異なること無し。然れども臣敢へて誰の王を輕ぜむ。誰の王を重ぜむや。是に數日之後、山背ノ大兄、亦櫻井ノ臣を遣して大臣に告げて曰く、先の日の事は、聞きしことを陳ぶるのみ、寧ぞ叔父に違はむや。是の日、大臣病動りて以て櫻井ノ臣に面言ふこと能はず。明日、大臣、櫻井ノ臣を喚し

して、即ち阿倍臣、中臣連、河邊臣、小墾田臣、大伴連を遣して、山背大兄に啓して言く、磯城嶋宮御宇天皇の世より、近世に及ふまでに、群卿皆賢哲し。唯今臣不賢にして遇かに人に乏しき時に當りて、誤りて群臣の上に居らくのみ。是を以て基を定むることを得す。然に是の事は重し。傳へ導ふこと能はず。故老臣勞ると雖も、面に啓さむ。其れ唯遺勅をば誤らじ。臣が私の意には非ず。既にして大臣、阿倍臣、中臣連に傳へて、更に境部臣に問はしめて曰く、誰の王をか天皇と爲さむ。對へて曰く、是より先きに、大臣親ら問へる日、僕啓すこと既に訖りぬ。今何ぞ更に亦傳へて以て告さむや。乃ち大きに忿りて起ちて行めぬ。是の時に適りて、蘇我氏の諸族等悉に集ひて、嶋大臣の爲めに墓を造りて墓所に次れり。爰に摩理勢臣墓所の廬を壞ちて、蘇我の田家に退りて仕へず。時に大臣慍りて、身狹君勝牛、錦織首赤猪を遣りて誨へて曰く、吾れ汝が言の非ことを知れども、干支の義を以て害ふことを得ず、唯、他非くして汝是くば、我必ず他に忤ひて汝に從はむ。若し他是くて汝非くば、我當に汝に乖きて他に從はむ。是を以て汝遂に從はざることし有らば、我汝と瑕有らむ。則ち國亦亂れむ。然して乃ち後の生の言さく、吾二人國を破れり、と。是れ後の葉の惡き名なり。汝愼みて以て逆へたる心を起すこと勿れ。然れども猶し從はずて、遂に斑鳩に赴きて、泊瀨王の宮に住まる。是に於きて、大臣益怒りて、乃ち群卿を遣して山背大兄に請して曰く、頃者、摩理勢臣に違ひて、泊瀨王の宮に匿れたり。願ふ、摩理勢を得りて、其の所由を推へむと欲ふ。爰に大兄王答へて曰く、摩理勢は素より聖の皇の好したまふ所なり。而して暫らく來れるの

み。豈叔父の情に違はむや。願はくはな戢めましそ。則ち摩理勢に謂ひて曰く、汝、先の王の恩を忘れずて來ること、甚だ愛し。然れども其れ汝一人に因りて、天下應に亂るべし。亦先の王沒せたまはむとせしときに、諸皇子等に謂ひて曰く、諸の惡はな作そ、諸の善は奉行へ、と。余斯の言を承りて以て永き戒めと爲す。是を以て私の情有りと雖も、忍びて以て[7]怨むこと無し。復我、叔父に違ふこと能はず。願はくは今より後、意を改むるに勿憚ばかりそ。群に從ひて、退くこと无れ。是の時に、大夫等且摩理勢ノ臣に誨へて曰く、大兄ノ王の命に違ふ可からず。是に、摩理勢ノ臣進みて歸らむ所無く、乃ち泣哭ちて更に還りて、家に居ること十餘日。泊瀨ノ王忽ちに病發りて薨せましぬ。爰に摩理勢ノ臣の曰く、我生けりとも誰をか恃まむ。大臣將に境部ノ臣を殺さむとして、兵を興して遣す。境部ノ臣、軍至ると聞きて、仲子阿椰を率ゐて門に出で、胡床に坐りて待つ。時に軍至りて、乃ち來目ノ物部ノ伊區比に令ちて以て絞らしむ。父子共に死ぬ。乃ち同じ處に埋む。唯兄子たる毛津、[7]尼寺の瓦舍に逃げ匿る、即ち一二の尼を姧しつ。是に一の尼、嫉みて顯さしむ。寺を圍みて將に捕へむとす。乃ち出でて畝傍山に入る。因りて以て山を探る。毛津走げて入る所無し。頸を刺して山の中に死ぬ。時の人歌ひて曰く、

畝傍山、木立うすけど、憑みけむ、毛津のわくごの、籠らせりけむ

元年春正月癸卯朔丙午(四日)、大臣及び羣卿共に天皇の璽印を以て、田村ノ皇子に獻る。則ち辭びて曰く、宗廟は重き事たり。寡人不賢、何ぞ敢へて當らむ。群臣伏して固く請して曰く、大王は先の[8]朝の鍾愛

とおもほして、幽も顯も心を屬けり。宜しく皇綜を纂ぎたまひ、億兆に光し臨みたまへ。卽日、天皇位卽しめす。夏四月辛未朔、田部連（名を闕く）を掖玖に遣す。是の年也太歳己丑。

二年春正月丁卯朔戊寅（〇十二日）、寶皇女を立てて皇后と爲したまふ。后二の男、一の女を生みませり。一を葛城皇子と曰す。（近江大津宮御宇天皇。）二を間人皇女と曰す。三を大海皇子と曰す。（淨御原宮御宇天皇。）夫人蘇我嶋大臣の女法提郎媛、古人皇子（更の名は大兄皇子）を生みませり。又吉備國の蚊屋采女を娶りて、蚊屋皇子を生みます。三月丙寅朔、高⌞8ウ麗の大使宴子拔、小使若德、百濟の大使恩率素子、小使德率武德、共に朝貢たてまつる。秋八月癸巳朔丁酉（〇五日）、大仁犬上君三田耜、大仁藥師惠日を以て、大唐に遣す。庚子（〇八日）、高麗百濟の客を朝に饗たまふ。九月癸亥朔丙寅（〇四日）、高麗百濟の客國に歸る。是の月、田部連等、掖玖より至る。冬十月壬辰朔癸卯（〇十二日）、天皇、飛鳥岡の傍りに遷りたまふ。是を岡本宮と謂ふ。是の歲、改めて難波の大郡の三韓の館を修理る。

三年春二月辛卯朔庚子（〇十日）、掖玖人歸化けり。三月庚⌞9オ申朔百濟王義慈、王子豐章を入れまつりて質と爲す。秋九月丁巳朔乙亥（〇十九日）、攝津國有間溫湯に幸したまふ。冬十二月丙戌朔戊戌（〇十三日）、天皇溫湯より至ります。

四年秋八月、大唐、高表仁を遣して三田耜を送る。共に對馬に泊れり。是の時學問僧靈雲、僧旻、及び勝鳥養、新羅の送使等從へり。冬十月辛亥朔甲寅（〇四日）、唐國の使人高表仁等、難波津に到る。則ち大

伴連馬養を遣して江口に迎へしむ。船卅二艘、及び鼓吹、旗幟、皆具に整餝へり。便ち高表仁[9]等に告げて曰く、天子の命のたまへる使、天皇の朝に到れりと聞きて迎へしむ。時に高表仁對へて曰く、風寒しき日に、船艘を餝整ひ、以て迎へを賜ふこと、歡び愧る。是に於きて難波吉士小槻、大河內直矢伏をして、導者と爲し、館の前に到らしむ。乃ち伊岐史乙等、難波吉士八牛を遣して、客等を引きて館に入らしむ。即日神酒を給ふ。

五年春正月己卯朔甲辰（〇廿六日）、大唐の客高表仁等國に歸る。送使吉士雄摩呂、黑摩呂等、對馬に到りて還りぬ。

六年秋八月、長き星、南の方に見ゆ。時の人彗星と曰ふ。[10]

七年春正月、彗星廻りて東に見ゆ。夏六月乙丑朔甲戌（〇十日）、百濟、達率柔等を遣して朝貢たてまつる。秋七月乙未朔辛丑（〇七日）、百濟の客を朝に饗す。是の月、瑞蓮、劍池に生ひたり。一莖に二の花あり。

八年春正月壬辰朔、日蝕えたり。三月、悉に采女を姧せる者を劾へて皆罪す。是の時に、三輪君小鷦鷯、其の推鞫に苦みて、頸を刺て死ぬ。夏五月、霖雨ふり大水あり。六月、岡本宮に災けり。天皇遷りて田中宮に居します。秋七月己丑朔、大派王、豐浦大臣に謂ひて曰く、群卿及百寮朝參りすること已に懈れり。今より後、卯の始めに朝りて、巳の[10]後に退れ。因りて鍾を以て節と爲よ。然るに大臣從はず。是の歲大きに旱して、天下飢う。

九年春二月丙辰朔戊寅〔○廿三日〕、大きなる星東より西に流る。便ち音有り、雷に似たり。時の人の曰く、流星の音なり。亦地雷なり、と曰ふ。是に僧旻僧曰く、流星に非ず、是れ天狗なり。其の吠ゆる聲雷に似たるのみ。三月乙酉朔丙戌〔○二日〕、日蝕えたり。是の歳、蝦夷叛きて以て朝でず。即ち大仁上毛野君形名を拜して、將軍と爲て討たしむ。還りて蝦夷の爲めに敗られて走げて壘に入る。遂に賊の爲めに圍まる。軍衆悉に漏けて城空し。將軍〔11〕迷ひて所如を知らず。時に日暮れぬ、垣を踰えて逃げむと欲す。爰に方名君の妻歎きて曰く、慷きかな、蝦夷の爲めに殺されなむとすること、と。則ち夫に謂りて曰く、汝の祖等、蒼海を渡り、万里を跨びて、水表の政を平けて、威武を以て後の葉に傳へたり。今汝、頓に先祖の名を屈かば、必ず後の世の爲に嗤はれなむ。乃ち酒を酌みて強ひて夫に飲ましめ、而して親ら夫が劒を佩きて、十の弓を張りて、女人數十に令りて弦を鳴らさしむ。既にして夫更に起ちて仗を取りて進む。蝦夷以爲らく、軍衆猶多なり、と。而して稍に引きて退く。是に散卒更に聚り。亦振旅。蝦夷を撃ちて、大きに敗りて、以て悉に虜とす〔11〕。

十年秋七月丁未朔乙丑〔○十九日〕、大きに風ふきて、木を折り、屋を發つ。九月、霖雨ふり、桃李華さけり。

冬十月、有間温湯宮に幸します。是の歳、百濟新羅任那並びに朝貢る。

十一年春正月乙巳朔壬子〔○八日〕、車駕温湯より還ります。乙卯〔○十一日〕、新嘗す。蓋し有間に幸したまへるに因りて、新嘗を闕けるか。丙辰〔○十二日〕、雲無くして雷なる。丙寅〔○廿二日〕、大きに風ふき

て雨ふる。己巳〔〇廿五日〕、長星、西北に見ゆ。時に旻師曰く、彗星なり、見れば則ち飢ゑす。秋七月、詔して曰く、今年、大宮及び大寺を造作らむ。則ち百濟川の側を以て宮處と爲す。是を以て西の民は宮を造り、⌊12オ 東の民は寺を作る。便ち書直縣を以て大匠と爲す。秋九月、大唐の學問僧惠隱、惠雲、新羅の送使に從ひて京に入る。冬十一月庚子朔、新羅の客を朝に饗たまふ。因りて冠位一級を給ふ。十二月己巳朔壬午〔〇十四日〕、伊豫の溫湯ノ宮に幸したまふ。是の月、百濟川ノ側に、九重塔を建つ。

十二年春二月戊辰朔甲戌〔〇七日〕、星、月に入る。夏四月丁卯朔壬午〔〇十六日〕、天皇伊豫より至りおはします。便ち廐坂宮に居します。五月丁酉朔辛丑〔〇五日〕、大きに設齋す。因りて以て惠隱僧を請せて、无量壽⌊12ウ 經を說かしむ。冬十月乙丑朔乙亥〔〇十一日〕、大唐の學問僧淸安、學生高向漢人玄理、新羅より傳りて至る。仍りて百濟新羅の朝貢の使、共に從ひて來り。則ち各爵一級を賜ふ。是の月、百濟ノ宮に徙りたまふ。

十三年冬十月己丑朔丁酉〔〇九日〕、天皇、百濟ノ宮に崩りたまふ。丙午〔〇十八日〕、宮の北に殯りす。是を百濟の大殯と謂ふ。是の時に、東宮開別皇子年十六にして誄したまふ。

日本書紀卷第二十三　終 ⌊13オ

日本書紀卷第二十四

天豐財重日足姬天皇　皇極天皇

天豐財重日（重日、此をイカシヒと云ふ）足姬天皇は、渟中倉太珠敷天皇の曾孫、押坂彥人大兄皇子の孫、茅渟王の女なり。母をば吉備姬王と曰す。天皇、古の道に順考て政を爲めたまふ。息長足日廣額天皇の二年、立ちて皇后と爲りたまふ。十三年十月、息長足日廣額天皇崩りましぬ。

元年春正月丁巳朔辛未（〇十五日）、皇后天皇位に即しめす。蘇我臣蝦夷を以て大臣と爲すこと故の如し。大臣の兒、入鹿（更の名は鞍作）自ら國の政を執りて、威父に勝れり。是に由りて、盜賊恐ぢ懾け、路に遺を拾はず。乙酉（〇廿九日）、百濟の使人、大仁阿曇連比羅夫、筑紫國より驛馬に乘り來て言さく、百濟國に、天皇の崩りましぬと聞きて、弔使を奉遣せり。臣、弔使に隨ひて共に筑紫に到る。而るに臣、葬に仕へ奉らむと望み、故先ちて獨り來り。然れども其の國は今大きに亂れたり。二月丁亥朔戊子（〇二日）、阿曇山背連比良夫、草壁吉士磐金、倭漢書直縣を百濟の弔使の所に遣して、彼の消息を問はしむ。弔使報りごとして言さく、百濟國の主、臣に謂ひて言く、塞上恒に惡を作す、還使に付けたまはむと請す。天朝許したまはず。百濟の弔使の傔人等言く、去年十一月、大佐平智積卒りぬ。又百濟の使人、崑崙の使を海の裏に擲げたり。今年正月に、國の主の母薨せぬ。又弟王子の兒翹岐、及び其の母妹の女子四人、內

佐平岐味、高き名有る人卌餘、嶋に放たる、と。壬辰（〇六日）、高麗の使人難波ノ津に泊れり。丁未（〇廿一日）、諸の大夫を難波郡に遣して、高麗ノ國の貢れる金銀等并て其の獻り物を撿へしむ。使人貢獻ること既に訖りて諮して云ふ、去年の六月に、弟王子薨せぬ。秋九月、大臣伊梨柯須彌、大王を殺し、」2オ 并せて伊梨渠世斯等百八十餘人を殺せり。仍りて弟王子の兒を以て王と爲し、己が同姓都須流金流を以て大臣と爲す。戊申（〇廿二日）、高麗百濟の客を難波ノ郡に饗へたまふ。大臣に詔して曰く、津守ノ連大海を以て高麗に使す可し。國勝ノ吉士水鷄を以て百濟に使す可し。（水鷄、此をクヒナと云ふ）草壁ノ吉士眞跡を以て新羅に使す可し。坂本ノ吉士長兄を以て任那に使す可し。庚戌（〇廿四日）、翹岐を召して、安曇ノ山背ノ連の家に安置らしむ。辛亥（〇廿五日）、高麗百濟の客を饗へたまふ。癸丑（〇廿七日）、高麗の使人、百濟の使人、並びに罷り歸りぬ。三月丙辰朔戊午（〇三日）、雲無くして」2ウ 雨ふる。辛酉（〇六日）、新羅賀騰極使と弔喪使とを遣す。庚午（〇十五日）、新羅の使人罷り歸りぬ。是の月に、霖雨ふる。夏四月丙戌朔癸巳（〇八日）、太使翹岐、其の從者を將ゐて拜朝す。乙未（〇十日）、蘇我ノ大臣、畝傍の家に百濟の翹岐等を喚びて、親ら對て語話す。仍りて良き馬一疋、鐵二十鋌を賜ふ。唯塞上を喚ばず。是の月に霖雨ふる。五月乙卯朔己未（〇五日）、河內ノ國の依網屯倉の前に於きて、翹岐等を召びて、射獵を觀しむ。庚午（〇十六日）、百濟ノ國の調使の船、吉士の船と具に、難波ノ津に泊れり。（蓋し吉士前に使を百濟に奉けたるか）壬申（〇十八日）、百濟の使人調を進る。吉士服命まをす。乙亥（〇廿一日）、翹岐の從」3オ 者一人死去りぬ。丙子（〇廿一日）、翹岐の兒

死去りぬ。是の時、翹岐と妻と、兒の死にたるを畏ぢ忌みて、果へて喪に臨まず。凡そ百濟新羅の風俗、死亡者有れば、父母兄弟夫婦姉妹と雖も、永に自ら看ず。此を以て觀れば、慈み無きことの甚きこと、豈に禽獸に別ならむや。丁丑（〇廿三日）、熟める稻、始めて見ゆ。戊寅（〇廿四日）、翹岐其の妻子を將て、百濟の大井の家に移る。乃ち人を遣りて兒を石川に葬らしむ。六月乙酉朔庚子（〇十六日）、微雨ふる。是の月に、大きに旱す。秋七月甲寅朔壬戌（〇九日）、客星月に入れり。乙亥（〇廿二日）、百濟の使人大佐平智積等に朝に饗へたまふ。（或る本に云ふ、百濟の使人、大佐平智積及び兒達率、名を闕く、恩率軍善。）乃ち健 3ウ 兒に命せて、翹岐が前に相撲らしむ。智積等、宴畢りて、退りいでて翹岐が門に拜す。丙子（〇廿三日）、蘇我臣入鹿の豎者白き雀の子を獲つ。是の日、同じ時に人有り、白き雀を以て、籠に納れて蘇我大臣に送る。戊寅（〇廿五日）、群臣相語りて曰く、村村の祝部の所教の隨に、或は牛馬を殺して諸の社の神を祭ふ。或は頻りに市を移し、或ひは河の伯に禱る。既に所効無し。蘇我大臣報へて曰く、寺寺に於きて大乘經典を轉讀むべし、過を悔ゆること、佛の說きたまへるが如くして、敬ひて雨を祈はむ。庚辰（〇廿七日）、大寺の南の庭に於きて、佛菩薩の像と四天王の像とを嚴ひて、衆の僧を屈み請せて、大乘經等を讀ましむ。時に蘇我大臣、手に香鑪を執りて、香を燒きて發願ふ。辛巳（〇廿八日）、微雨ふる。壬午（〇廿九日）、雨を祈ふこと能はず、故に經を讀むことを停む。八月甲申朔、天皇、南淵の河上に幸して、跪きて四方を拜み、天を仰ぎて祈ひたまふ。即ち雷なり大雨ふる。遂に雨ふること五日、天の下に溥く潤ひつ。（或る本に云ふ、五

日連雨ふりて、九穀登り熟む）是に天の下の百姓、倶に万歳を稱へ、至德天皇と曰す。己丑（〇六日）、百濟の使參官等罷り歸りぬ。仍りて大舶と同船三艘（同船は母慮紀舟。）とを賜ふ。是の日、夜半に雷西南の角に鳴りて風ふき雨ふる。參官等の乘れる船舶、岸に觸れて破れぬ。丙申（〇十三日）、小德を以て百濟の質達率長福に授け、中客以下に位一級を授く。物を賜ふこと各差有り。戊戌（〇十五日）、船を以て百濟の參官等に賜ひて發遣す。己亥（〇十六日）、高麗の使人罷り歸りぬ。己酉（〇廿六日）、百濟新羅の使人罷り歸りぬ。九月癸丑朔乙卯（〇三日）、天皇、大臣に詔して曰く、朕、大寺を起し造らむと思欲ふ。宜しく近江と越との丁を發すべし（百濟の大寺）。復諸國に課せて船舶を造らしむ。辛未（〇十九日）、天皇、大臣に詔して曰く、是の月より起りて十二月より以來を限りて、宮室を營らむと欲ふ。國國に殿屋の材を取らしむ可し。然して東は遠江を限り、西は安藝を限りて、宮を造る丁を發す。癸酉（〇廿一日）、越の邊の蝦蛦數千内附く。

冬十月癸未朔庚寅（〇八日）、地震りて雨ふる。辛卯（〇九日）、地震る。是の夜、地震りて風ふく。甲午（〇十二日）」5ォ 蝦蛦に朝に饗へたまふ。丁酉（〇十五日）、蘇我大臣、蝦蛦に家に設へす。而して躬ら慰め問ふ。是の日、新羅の弔使の船と、賀騰極使の船と、壹岐嶋に泊れり。丙午（〇廿四日）、夜中に地震る。是の月に、夏の令を行ふ。雲無くして雨ふる。十一月壬子朔癸丑（〇二日）、大雨ふりて雷なる。丙辰（〇五日）、夜半に雷一たび西北の角に鳴る。己未（〇八日）、雷五たび西北の角に鳴る。庚申（〇九日）、天暖かなること春の氣の如し。辛酉（〇十日）、雨下る。壬戌（〇十一日）、天暖かなること春の氣の如し。甲子（〇十三日）、雷一

たび北方に鳴りて風發る。丁卯〔〇十六日〕、天皇新嘗御しめす。是の日に、皇太子大臣各自ら新嘗しき。十二月壬午朔、天暖かなること春の氣の如し。甲申〔〇三日〕、雷五たび」5ッ晝に鳴り、二たび夜に鳴る。甲午〔〇十三日〕、初めて息長足日廣額天皇の喪を發す。是の日に、小德巨勢ノ臣德太、大派皇子に代りて誄たてまつる。次に小德粟田ノ臣細目、輕ノ皇子に代りて誄たてまつる。次に小德大伴ノ連馬飼、大臣に代りて誄たてまつる。乙未〔〇十四日〕、息長ノ山田ノ公、日嗣を誄び奉る。辛丑〔〇二十日〕、雷三たび東北の角に鳴る。寅庚〔〇九日〕、雷二たび東に鳴りて、風ふき雨ふる。壬寅〔〇廿一日〕、息長足日廣額天皇を滑谷岡に葬りまつる。是の日に、天皇、小墾田ノ宮に遷移りたまふ。（或る本に云ふ、東宮の南庭の權宮に遷りたまふ。）甲辰〔〇廿三日〕、雷一たび夜鳴る。其の聲裂くるが若し。辛亥〔〇卅日〕、天暖かなること春の氣の如し。是の歲、蘇」6ャ我ノ大臣蝦夷、己が祖の廟を葛城の高宮に立てて、八佾の儛を爲す。遂に歌を作りて曰く、

大和の、忍の廣瀨を、渡らむと、脚帶たつくり、腰つくらふも。又盡に擧國の民幷せて百八十の部曲を發して、預め雙墓を今來に造る。一を大陵と曰ひ、大臣の墓と爲す。一を小陵と曰ひ、入鹿ノ臣の墓と爲す。望むらくは死にたる後、人を勞ら使むること勿けむ。更に悉に上宮の乳部の民、（乳部、此をミフと云ふ）を聚め、營兆所に役使ふ。是に、上宮の大娘姬王發憤りて歎きて曰く、蘇我ノ臣專國の政を擅にして、多に禮無きわざを行す。天に二の日無く、國に」6ッ二の王無し。何に由りてか意の任に悉に封せる民を役はむ。茲より恨みを結びて、遂に俱に亡ぼされぬ。是の年也太歲壬寅、

二年春正月壬子朔の旦に、五色の大きなる雲、天に滿み覆へり。而して寅のところ闕けたり。一色の靑霧、地に周り起りぬ。辛酉〔〇十日〕、大風ふく。二月辛巳朔庚子〔〇廿日〕、桃の華始めて見ゆ。乙巳〔〇廿五日〕、雹ふりて草木の華葉を傷れり。是の月、風ふき雷なり雨氷ふる。多の令を行ふ。三月辛亥朔癸亥〔〇十三日〕、難波の「7オ」百濟の客館堂と民の家室とに災けり。乙亥〔〇廿五日〕、霜ふりて草木の華葉を傷せり。是の月、風ふき雷なり氷雨ふる、多の令を行ふ。夏四月庚辰朔丙戌〔〇七日〕、大きに風ふきて雨ふる。丁亥〔〇八日〕、風起りて天寒し。己亥〔〇二十日〕、西の風ふきて雹ふる。天寒くして人綿袍三領を著る。庚子〔〇二十一日〕、筑紫の大宰馳驛して奏して曰く、百濟國の主の兒翹岐弟王子、調の使と共に來けり。丁未〔〇二十八日〕、權宮より移りて飛鳥ノ板蓋の新宮に幸したまふ。甲辰〔〇二十五日〕、近江國言す、雹下りて、其大さ徑一寸。五月庚戌朔乙丑〔〇十六日〕、月蝕えたること有り。六月己卯朔辛卯〔〇十三日〕、筑紫大宰、馳驛して奏して曰く、高麗使を遣して來朝り。群卿聞きて「7ウ」謂りて曰く、高麗、己亥〔〇舒明十一年〕の年より朝ず、而るを今年朝けり。辛丑〔〇廿三日〕、百濟の進調ノ船難波ノ津に泊れり。秋七月己酉朔辛亥〔〇三日〕、數大夫を難波ノ郡に遣して百濟國の調と、獻れる物とを撿へしむ。是に、大夫、調使に問ひて曰く、進れる國の調、前の例より欠少。大臣に送る物は、去年還せる色を改めず、群卿に送る物亦全ら將て來ず。前の例に背違ひたり。其の狀何にと、大使達率自斯、副使恩率軍善、倶に答へ諮して曰く、即ち今備ふ可し。自斯は質達率武子が子なり。是の月に、茨田ノ池の水大きに臭りて、小さき虫水に覆へり。其の虫は口黑くして身

は」8。白し。八月戊申朔壬戌(○十五日)、茨田池の水變りて、藍の汁の如し。死にたる虫水に覆へり。溝瀆の流も亦復凝結れり。厚さ三四寸ばかり。大き小き魚の臭れること、夏爛れ死にたるが如し。是に由りて喫ふに中らず。九月丁丑朔壬午(○六日)、息長足日廣額天皇を押坂陵に葬りまつる。(或る本に云ふ、廣額天皇を呼して、高市天皇と爲す。)丁亥(○十一日)、吉備嶋皇祖母命薨りましぬ。癸巳(○十七日)、土師娑婆連猪手に詔して、皇祖母命の喪を視しめたまふ。天皇、皇祖母命の臥病したまひしより、發喪に及至るまで、床側を避りたまはず、視養めたまふこと倦むこと無し。乙未(○十九日)、皇祖母命を檀弓崗に葬りまつる。是の日、大雨ふりて雹ふる。丙午(○三十日)」8。皇祖母命の墓を造る役を罷む。仍りて臣連伴造に帛布を賜ふこと各差有り。是の月、茨田池の水漸に變りて白き色に成りぬ。亦臭き氣無し。冬十月丁未朔己酉(○三日)、群臣伴造に朝堂の庭に饗へ賜ふ。而して位を授けたまはむ事を議りたまふ。遂に國司に詔したまふ。前の勅せるが如く、更に改換ふること無し。宜しく厥の任けたまへるところに之りて、爾の治むる所を愼め。壬子(○六日)、蘇我大臣蝦夷、病に縁りて朝せず。私に紫の冠を子入鹿に授けて、大臣の位に擬ふ。復其の弟を呼びて物部大臣と曰ふ。大臣の祖母は、物部弓削大連の妹なり。故、母が財に因りて威を世に取れり。戊午(○十二日)、蘇我臣入鹿獨り、上宮王」9。等を廢てて、古人大兄を立てて天皇と爲さむとすることを謀る。時に童謠有り、曰く、

岩の上に、小猿米燒く、こめだにも、多げて通らせ、山羊のをぢ。(蘇我臣入鹿、深く上宮王等の威名

天の下に振ふを忌みて、獨り僭び立たむことを謀る）是の月に、茨田池の水還りて淸めり。十一月丙子朔、蘇我臣入鹿、小德巨勢德太臣、大仁土師娑婆連を遣して、山背大兄王等を斑鳩に掩はしむ。（或る本に云ふ、巨勢德太臣、倭馬飼首を以て將軍と爲す。）是に奴三成、數十の舍人と出でて拒ぎ戰ふ。土師娑婆連箭に中りて死ぬ。軍衆恐れて退く。軍の中の人相謂りて曰く、」9ゥ一人も千に當るといふは三成を謂ふか。山背大兄仍りて馬の骨を取りて內寢に投げ置き、遂に其の妃幷せて子弟等を率ゐて、間を得て逃げ出で、膽駒山に隱る。三輪文屋君、舍人田目連、及び其の女菟田諸石、伊勢阿部堅經從にはべり。巨勢德太臣等、斑鳩宮を燒く。灰の中に骨を見て、誤りて王死せましぬと謂ひて、圍を解きて退去りぬ。是に由りて山背大兄王等、四五日の間山に淹留みたまひて、不得喫飮。三輪文屋君進みて勸めまつりて曰く、請ふ、深草屯倉に移向きて、茲より馬に乘り、東の國に詣りて、乳部を以て本と爲して、師を興して還り戰はば其の勝たむこと必じ。山背大」10オ兄王等對へて曰く、卿が導ふ所の如くば、其の勝たむこと必ず然らむ。但し吾が情に、冀くは、十年百姓を役はじ。一身の故を以て豈に萬民を煩しく勞らしめむや。又後の世に於きて、民の吾が故に由りて己が父母を喪ぼせりと言はむことを欲せじ。豈に其れ戰勝ちて後に、方に大夫と言はむや。夫れ身を捐てて國を固くせむは、亦大夫者ならずや。人有り、遙かに上宮王等を山中に見て、還りて蘇我臣入鹿に導ふ。入鹿聞きて大きに懼ぢて、速かに軍旅を發して、王の在します所を高向臣國押に語ひて曰く、速かに山に向きて彼の王を求捉可し。國押報へて曰く、僕は天皇の宮を守りて、敢へて

外に出でし。入鹿即ち將に自ら往かむとす。時に古人大兄皇」11子、喘息けて來て素して問はく、何處にか向く、と。入鹿具さに所由を說く。古人皇子曰く、鼠は穴に伏して生き、穴を失ひて死ぬ、と。入鹿是に由りて行くを止む。軍の將等を遣して膽駒に求む。竟に覓めうること能はず。是に、山背大兄王等、山より還りて斑鳩寺に入ります。軍の將等即ち兵を以て寺を圍む。是に山背大兄王、三輪文屋君をして軍將等に謂らひて曰く、吾兵を起して入鹿を伐たば、其の勝たむこと定し。然に一身の故に由りて百姓を傷り殘はむことを欲せず。是を以て、吾が一身をば入鹿に賜ふ、と。終に子弟妃妾と一時に自經きて倶に死ぬ。時に、五の色の幡蓋、種種の伎樂、」11空に照り灼りて寺に臨垂れり。衆人仰ぎ觀て稱嘆めぬ。遂に入鹿に指示す。其の幡蓋等、變りて黑雲に爲りたり。是に由りて入鹿見ること能はず。蘇我大臣蝦夷、山背大兄王等總て入鹿に亡はされぬと聞きて、嗔り罵りて曰く、噫、入鹿極めて甚愚癡に、專暴き惡を行ふ。爾が身命亦殆からずや。時の人、前の謠の應を說きて曰く、いはのへに、といふを以ては上宮に喩へ、こさるといふを以ては林臣（林臣は入鹿なり。）に喩へ、こめやくといふを以ては上宮を燒くに喩へ、こめだにも、たげてとほらせ、かまししのをぢといふを以ては、山背王の頭髮斑雜毛にして山羊に似たまへるに喩へたり。又曰く、其の宮を棄捨てて深山に隱るる相なり、と。是の歲、百濟の太子餘豐、蜜蜂の房四枚を以て三輪山に放ち養ふ。而るを終に蕃息らず。

三年春正月乙亥朔、中臣鎌子連を以て、神祇伯に拜す。再三に固辭びて就らず。疾と稱して退きて三

嶋に居り。時に輕ノ皇子患脚して朝りたまはず。中臣ノ鎌子ノ連、曾より輕ノ皇子と善し。故、彼の宮に詣でて宿に侍らむとす。輕ノ皇子深く中臣鎌子ノ連の意氣の高く逸れて容止犯し難きことを識りて、乃ち寵妃阿倍ノ氏をして、別殿を淸め掃ひ、高く└12オ 新しき蓐を舖かしめたまふ。具に給がずといふこと靡く、敬ひ重めたまふこと特に異なり。中臣鎌子ノ連、便ち遇まるるに感けて、舍人に語りて曰く、殊に恩澤を奉けたまはること、前より望みし所に過ぎたり。誰か能く天の下に王とましまさしめざらむや。（舍人を宛てて駈使と爲せるを謂ふ。）舍人便ち語る所を以て皇子に陳ぶ。皇子大きに悅びたまふ。中臣鎌子ノ連、人と爲り忠正しくて、匡し濟ふ心有り。乃ち蘇我ノ臣入鹿が、君臣長ひたる幼き序を失ひ、社稷を闚闟ふの權を挾むを憤ひて、王宗の中に歷試接りて、功名を立つ可き哲しき主を求む。便ち心を中ノ大兄に附く。疏然て未だ其の幽き抱を展ることを獲ず。偶かに中ノ大兄に法興寺の槻ノ樹の下にして打毬の侶に預りて、皮鞋の毬の隨に└12ウ 脫け落つるを候りて、掌中に取り置ちて、前み跪きて恭みて奉る。中ノ大兄對へて跪きて敬ひ執りたまふ。玆より相善びて、倶に懷ふ所を述ぶ。既に匿す所無し。復、他の、頻りに接ふことを嫌むことを恐れて、倶に手に黃卷を把りて、自ら周孔の敎を南淵先生の所に學ぶ。遂に路上往還ふ間に、肩を並べて潛かに圖りたまへり。相協はずといふこと無し。是に、中臣ノ鎌子ノ連議りて曰く、大きなる事を謀るには輔け有るには如かず。請ふ、蘇我ノ倉山田ノ麻呂が長女を納れて妃と爲して、婚姻の眤を成さむ。然る後に陳べ說きて、與に事を計らむと欲す。功を成すの路、玆より近きは莫し。中ノ大兄、聞きて大きに悅び、曲

かに議る所に從ひたまふ。中臣鎌子連、即ち自ら往きて媒要むること訖りぬ。」13オ　而るに長女、期りし夜族に偸まれぬ。(族は身狹臣を謂ふ。)是に由りて、倉山田臣憂ひ惶り、仰ぎ臥して所爲を知らず。少女父の憂ひ惶るを怪みて、就きて問ひて曰く、憂ひ惶ることは何ぞや。父其の由を陳ぶ。少女が曰く、願ふ、な憂ひたまひそ。我を以て奉進りたまふこと、亦復晩からじ。父便ち大きに悦びて、遂に其の女を進る。奉るに赤き心を以て、更に忌む所無からむ。中臣鎌子連、佐伯連子麻呂、葛木稚犬養連網田を中大兄に擧めて曰く、云云。三月、休留(休留は茅鴟なり)、豐浦大臣の大津の宅の倉に産子めり。倭國言す、頃者菟田郡の人押坂直(名を闕らせり。)、一の童子を將ゐて雪の上に欣遊び、」3ウ　菟田山に登りて、即ち紫の菌雪より挺でて生ひたるを見るに、高六寸餘、四町許りに滿てり。乃ち童子をして採取りて還りて隣りの家に示す。總て知らずと言ふ。且つ毒き物なりと疑へり。是に押坂直、童子と煮て食ふ。大きに氣しき味有り。明くる日、往きて見るに都て不在。押坂直、童子と菌の羹を喫へるに因りて、病無くして壽し。或る人の言ふ、蓋し俗芝草といふことを知らずして、妄りに菌と言へるか。夏六月癸卯朔、大伴馬飼連、百合の華を獻る。其の莖の長さ八尺、其の本異にして末連へり。乙巳(○三日)、志紀上郡言さく、人有りて、三輪山に於きて猿の晝睡るを見る。竊に其の臂を執へて其の身を害はず。猿猶」11オ　合眼きて歌ひて曰く、

向つ丘に、立るせらが、にこ爾こそ、我手を取らめ、誰がさきで、さきでぞもや、我手取らすもや。其の人猿の歌を驚き怪みて、放捨てて去りぬ、と。此は是數の年を經歷て、上宮王等の蘇我鞍作が爲めに、

膽駒山に圍まれたまふ兆なり。戊申〔八〇六日〕、劍池の蓮の中に、一の莖二の萼あるもの有り。豐浦大臣妄りに推へて曰く、是れ蘇我臣が將に榮えむとする瑞なり。即ち金の墨を以て書きて、大法興寺の丈六の佛に獻る。是の月に、國の内の巫覡等枝葉を折り取りて、木綿を懸掛で、大臣の橋を度る時を伺ひて、爭ひて⌞14ウ 神語の入微なる說を陳す。其の巫甚多なり。具さに聽く可からず。老人等曰く、移風の兆なり。

時に謠歌三首有り、其の一に曰く、

遙遙に、琴ぞ聞ゆる、島の藪原。其の二に曰く、

をちかたの、栗野の雉、とよもさず、我は寢しかど、人ぞとよもす。其の三に曰く、

小林に、我を引きれて、せし人の、面も知らず、家も知ずも。秋七月、東の國不盡河の邊の人大生部多、虫を祭ることを⌞15オ 村里の人に勸めて曰く、此は常世の神なり。此の神を祭る者は富と壽とを致す。巫覡等遂に詐きて神語に託けて曰く、常世の神を祭る者は、貧しき人は富を致し、老人は少きに還る。是に由りて、加勸めて、民の家の財寶を捨てて、酒菜六の畜を路の側に陳ねて、呼ばしめて曰く、新しき富入來れり。都鄙の人、常世の虫を取りて淸座に置き、歌ひ儛ひて福を求む、珍財を棄捨つ。都て益る所無くして、損り費ゆること極めて甚し。是に、葛野秦造河勝、民の惑はさるるを惡みて、大生部多を打つ。其の巫覡等恐れて其の勸め祭ることを休む。時の人便ち歌を作りて曰く、

太秦は、神とも神と、聞え來る⌞15ウ る、常世の神を、打ちきたますも。此の虫は常に橘の樹に生れ、或

ひは穿椒（穿椒、此をホソキと云ふ）に生る。其の長さ四寸餘り、其の大さ頭指許の如し。其の色綠にして黑點なり。其の殼全く蓁蔽に似たり。冬十一月、蘇我大臣蝦夷が兒、入鹿臣、家を甘檮岡に雙べ起つ。大臣の家を稱びては宮門と曰ひ、入鹿の家を谷宮門（谷、此をハサマと云ふ）と曰ふ。男女を稱びては王子と曰ふ。家の外に城柵を作り、門の傍に、兵庫を作る。門每に水を盛るる舟一つ、木鉤數十を置きて、以て火の災に備ふ。恒に力人をして兵を持ちて家を守らしむ。大臣、長直をして大丹穗山に、桙」16オ削寺を造らしむ。更に家を畝傍山の東に起て、池を穿りて城に爲し、庫を起てて箭を儲む。恒に五十の兵士を將ゐて身に繞して出入りす、健人を名けて東方儐從者と曰ふ。氏氏の人等入りて其の門に侍る、名けて祖子孺者と曰ふ。漢直等全ら二の門に侍る。

四年春正月、或は阜嶺に於きて、或は河の邊に於きて、或は宮寺の間に於きて、遙かに見るに物有りて猿の吟聽ゆ。或は一十許、或は二十許。就きて視れば、物便ち見えずして、尙鳴き嘯く響を聞く。其の身を獲覩ること能はず。（舊き本に云ふ、是の歲京を難波に移す。而して板蓋宮墟と爲る兆なり）時の人曰く、此は是、伊勢大」16ウ神の使なり。夏四月戊戌朔、高麗の學問僧等言さく、同學鞍作得志、虎を以て友と爲て、其の術を學び取れり。或は枯山を變へて、靑山に爲らしめ、或は黃地を變へて、白水に爲らしむ。種種の奇術殫し究む可からず。又虎其の針を授けて曰く、愼矣人に知ら令むること勿れ。此を以て治めば、病も愈えざること無し。果して言ふ所の如く、治むるに差えざること無し。得志恒に其の針を以て柱の中に隱

し置けり。後に、虎其の柱を折りて針を取りて走げ去りぬ。高麗國、得志が歸らむと欲るの意を知りて、毒を與へて殺しぬ。六月丁酉朔甲辰〔〇八日〕、中ノ大兄密かに倉山田ノ麻呂ノ臣に謂ひて曰く、三の韓の調を進る日、└17オ 必ず將に卿をして其の表を讀み唱げしめむとす。遂に入鹿を斬らむと欲するの謀を陳べたまふ。麻呂ノ臣許し奉りぬ。戊申〔〇十二日〕、天皇、大極殿に御します。古人ノ大兄侍べり。中臣ノ鎌子ノ連、蘇我入鹿ノ臣が人と爲り疑ひ多くて、晝夜劍を持けることを知りて、俳優に教へて方便て解かしむ。入鹿ノ臣咲ひて劍を解き、入りて座に侍ふ。倉山田麻呂ノ臣、進みて三の韓の表文を讀み唱ぐ。是に中ノ大兄、衞門府に戒めて、一時に倶に十二通門を鏁めて勿使往來。衞門府を一所に召し聚へて、將に祿を給はむとす。時に中ノ大兄即ち自ら長槍を執りて殿の側に隱す。中臣ノ鎌子ノ連等弓矢を持ちて└17ウ 爲助衞。海犬養ノ連勝麻呂をして、箱の中の兩の劍を佐伯ノ連子麻呂と葛城稚犬養ノ連網田とに授けて曰く、努力努力、急に須應に斬るべし。子麻呂等、水を以て飯を送くに、恐れて反吐つ。中臣鎌子ノ連嘖めて勵ましむ。倉山田麻呂ノ臣、表文を唱みあぐること將に盡きなむとするに、子麻呂等の來らざるを恐れて、流づる汗、身に浹ひて、聲亂れ手動く。鞍作ノ臣怪みて問ひて曰く、何故か掉ひ戰く。山田麻呂對へて曰く、天皇に近くはべることを恐み、不覺にも汗を流す。中大兄、子麻呂等が入鹿が威に畏れて便旋ひて進まざるを見て、咄嗟と曰ひて、即ち子麻呂等と共に其の不意に出でて、劍を以て└18オ 入鹿が頭肩を傷り割く。入鹿驚き起つ。子麻呂手を運らし劍を揮きて其の一脚を傷く。入鹿、御座に轉び就きて叩頭て曰く、當に嗣の位に居しますべきは、天の

子なり。臣、罪を知らず、乞ふ垂審察。天皇大きに驚き、中大兄に詔して曰く、作す所を知らず、何の事か有る。中大兄地に伏して奏して曰く、鞍作、盡に天宗を滅ぼして、將に日位を傾けむとす。豈に天孫を以て鞍作に代へむや。(蘇我臣入鹿、更の名は鞍作。)天皇即ち起ちて殿の中に入りたまふ。佐伯連子麻呂、稚犬養連網田、入鹿臣を斬る。是の日雨下りて、潦水庭に溢めり。席障子を以て鞍作が屍を覆ふ。古人大兄見て私の宮に走り入りて、[18ウ]人に謂りて曰く、韓人鞍作臣を殺す。(韓の政に因りて誅すを謂ふ。)吾が心痛し、と。即ち臥の内に入り、門を杜して出でず。中大兄即ち法興寺に入りて城と爲して備へたまふ。凡て諸の皇子、諸の王、諸卿大夫、臣連、伴造、國造、悉に皆隨に侍る。人をして鞍作臣が屍を、大臣蝦蛦に賜らしむ。是に、漢直等、眷屬を摠べ聚め、甲を擐、兵を持ちて、將に大臣を助けむとして、軍陣を設く。中大兄、將軍巨勢德陀臣をして、天地開闢けしときより君臣が始めて有ることを以て、賊黨に說かしめて、赴く所を知らしめたまふ。是に、高向臣國押、漢直等に謂りて曰く、吾等、君大郎に由りて應當に戮せ被れぬべし。大臣亦今日明日に於きて[19オ]立ちどころに其の誅を俟むこと決し。然らば則ち誰が爲めに空しく戰ひて、盡に刑せ被れむやと。言ひ畢りて劍を解きて、弓を投げて此を捨てて去る。賊の徒亦隨ひて散り走ぐ。己酉(○十三日)、蘇我臣蝦蛦等誅せられむとして、悉に天皇の記、國の記、珍寶を燒く。船史惠尺即ち疾く燒かるる國記を取りて、中大兄に奉る。是の日、蘇我臣蝦蛦及び鞍作が屍を墓に葬ることを許し、復哭泣することを許す。是に或る人、第一の謠歌を說きて曰く、其の歌に所謂、はろばろに、こ

とぞきこゆる、しまのやぶはら。といふは、此れ即ち宮殿を嶋ノ大臣の家に接せ起て、而して中ノ大兄と中臣鎌子ノ連と、密に大義を圖り、⌞19ウ 入鹿を誅戮さむとするの兆なり。第二の謠歌を說きて曰く、其の歌に所謂、をちかたの、あはぬのきぎし、とよもさず、われはねしかど、ひとぞとよもす。といふは、此れ即ち上宮ノ王等、性順くて都て罪有ること無し。而るに入鹿が爲めに害はれ、自ら報いずと雖も、天、人をして誅さしむるの兆なり。第三の謠歌を說きて曰く、其の歌に所謂、をばやしに、われをひきいれて、せしひとの、おもてもしらず、いへもしらずも。といふは、此れ則ち入鹿ノ臣が、忽ちに宮の中に於きて、佐伯ノ連子麻呂、稚犬養ノ連綱田が爲めに斬らるるの ⌞20オ 兆なり。庚戌(〇十四日)、位を輕皇子に讓り、中ノ大兄を立てて皇太子と爲したまふ。

日本書紀卷第二十四　終 ⌞20ウ

日本書紀卷第二十五

天萬豐日天皇　孝德天皇

天萬豐日天皇は、天豐財重日足姫天皇の同母弟なり。佛法を尊び、神道を輕りたまふ。（生國魂社の樹を斮りたまふの類、是なり。）人と爲り、柔仁にして儒を好みたまふ。貴き賤しきを擇ばず、頻りに恩勅を降したまふ。天豐財重日足姫天皇の四年の六月の庚戌、天豐財重日足姫天皇、位を中大兄に傳へたまはむと思欲はして、詔して曰く、云云。中大兄退きて中臣鎌子連に語りたまふ。中臣鎌子連議りて曰く、古人大兄は、殿下の兄なり。輕皇子は殿下の舅なり。方今古人大兄在します。而るを殿下、天皇位に陟さば、便ち人の弟の恭み遜ふ心に違ひ、且舅を立て以て民の望みに答はば、亦可からずや。是に中大兄深く厥の議かことを嘉みしたまふ。密に以て奏聞したまふ。天豐財重日足姫天皇、璽綬を授ひて位を禪りたまふ。策に曰く、咨爾輕皇子云云。輕皇子再三に固辭びて、轉古人大兄（更の名は古人大市皇子。）に讓りて曰く、大兄命は是れ昔の天皇の所生なり。而も又年長けたり。斯の二の理を以て、天位に居ます可し。是に古人大兄、座を避けて逡巡きて、手を拱きて辭びて曰く、天皇の聖旨を奉り順はむ。何ぞ勞はしく臣に推讓らむ。臣は願ふ、出家して吉野に入りなむ。佛の道を勤め修ひて、天皇を祐け奉らむ。辭び訖りて、佩ける刀を解きて地に投げ擲つ、亦帳內に命せて皆刀を解かしむ。即日法興

寺の佛殿と塔との間に踞して、髯髮を剔除りて袈裟を披著つ。是に由りて、輕ノ皇子固辭ぶることを得ずて、壇に升りて即祚す。時に、大伴ノ長德ノ(字は馬飼)連、金の靫を帶びて壇の右に立つ。犬上ノ健部君、金の靫を帶びて壇の左に立つ。百官臣連國ノ造伴ノ造百八十部、羅列り匝りて拜む。是の日、号を豐財ノ天皇に奉りて皇祖母尊と曰す。中ノ大兄を以て皇太子と爲したまふ。阿倍ノ内麻呂ノ臣を以て左ノ大臣と爲し、蘇我倉山田ノ石川麻呂ノ臣を右ノ大臣と爲したまふ。大錦冠を以て、中臣ノ鎌子ノ連に授け、内ッ臣と爲し、封若干戸を增したまふ云云。中臣ノ鎌子ノ連、至忠き誠を懷き、宰臣の勢に據りて、官司の上に處る。故進め退け廢め置くこと、計りごと從はれ事立つ云々。沙門旻法師、高向ノ史玄理を以て、國の博士と爲す。辛亥(〇十五日)、金の策を以て、阿部ノ倉梯麻呂ノ大臣と蘇我ノ山田ノ石川麻呂ノ大臣とに賜ふ。(或本に云ふ、練金を賜ふ。)乙卯(〇十九日)、天皇、皇祖母ノ尊、皇太子、大槻の樹の下に於きて、羣臣を召集めて盟はしめたまふ。天神地祇に告して曰く、天は覆ひ地は載せて、帝の道唯一つなり。而るに末の代澆薄ぎて、君臣序を失へり。皇天手を我に假し、暴逆を誅し殄り。今共に心の血を瀝つ。而して今より以後、君は二の政無く、臣は朝に貳くこと無し。若し此の盟に貳かば、天災し地妖し、鬼誅し人伐ち、皎きこと日月の如し。天豐財重日足姬天皇の四年を改めて、大化ノ元年と爲したまふ。

大化ノ元ノ年秋七月丁卯朔戊辰(〇二日)、息長足日廣額ノ天皇の女間人ノ皇女を立てて皇后と爲したまふ。二の妃を立てたまふ。元の妃は阿部ノ倉梯麻呂ノ大臣の女小足媛と曰す。有間ノ皇子を生みます。次の妃蘇我ノ山

田ノ石川麻呂大臣の女を乳娘と曰す。丙子(〇十日)、高麗、百濟、新羅、並びに使を遣して調を進る。百濟の調使、任那の使を兼ね領り、」3 任那の調を進る。唯百濟の大使佐平緣福遇病して、津ノ館に留りて京に入らず。巨勢德太ノ臣、高麗の使に詔して曰く、明神御宇日本天皇詔旨らまとのたまふ。天皇の遣したまふ使と、高麗神の子の奉遣せる使と、既往短くて將來長からむ、是の故に溫和なる心を以て相繼ぎて往來ふ可きのみ。又百濟の使に詔して曰く、明神御宇日本天皇詔旨らまとのたまふ、始め我が遠つ皇祖の世に、百濟ノ國を以て內つ官家と爲したまふ。譬へば三絞の綱の如し。中間任那國を以て百濟に屬け賜ふ。後に三輪ノ栗隈君東人を遣して、任那ノ國の堺を觀察しめたまふ。是の故に」3 百濟の王、勅の隨に悉に其の堺を示す。而して調闕くること有り。是に由りて其の調を却還したまふ。任那の出せる物は、天皇の明かに覽す所なり。夫れ今より以後、具に國と出す調とを題す可し。汝佐平等、不易面來。早く須く明かに報りごとまをせ。今重ねて三輪ノ君東人、馬飼ノ造(名を闕く)を遣す。又勅したまふ、鬼部達率意斯が妻子等を送り遣す可し。戊寅(〇十二日)天皇、阿倍倉梯萬侶ノ大臣、蘇我石川萬侶大臣に詔して曰く、當に上古の聖ノ王の跡に遵ひて、天の下を治むべし。復當に信を有ちて天の下を治む可し。己卯(〇十三日)、天皇、阿倍倉梯麻呂ノ大臣、蘇我石川萬侶大」4 臣に詔して曰く、大夫と百の伴造等とに、悅を以て民を使ふの路を歷問ふ可し。庚辰(〇十四日)、蘇我ノ石川麻呂大臣奏して曰く、先づ以て神祇を祭ひ鎭めて、然して後に應に政事を議る可し。是の日、倭漢ノ直比羅夫を尾張國に、忌部首子麻呂を美濃

に遣して、神に供る幣を課す。八月丙申朔庚子（○五日）、東國等の國司を拜す。仍りて國司等に詔して曰く、天神のうけ寄せたまへる隨に、方に今、始めて將に万國を修めむとす。凡そ國家に有りとある公民、大に小に領れる人衆を、汝等任に之でて、皆戸籍を作り、及び田畝を校へ。其の薗池水陸の利は、百姓と俱にせよ。又國司等、L4ウ國に在りて罪を判ることを得ず。他の貨賂を取りて、民を貧苦に致さ令むることを得じ。京に上らむ時には、多に百姓を己に從ふことを得ず、唯國ノ造郡ノ領を從は使むることを得む。但公事を以て往來はむ時には、部内の馬に騎ることを得、部内の飯を飡ふことを得。介より以上、法を奉らば、必ず須く褒賞すべし、法に違はば當に爵ノ位を降さむ。判官より以下・他の貨賂を取らば、二倍して徵らむ。遂に輕さ重さを以て罪を科せむ。其の長官の從者は九人、次官の從者は七人、主典の從者は五人。若し限りに違ぎて外に將たらむ者は、主と從ならむ人と、並びに當に罪を科せむ。若し名を求むる人有りて、元より國ノ造伴ノ造縣稻置に非ずして、輙く詐り訴へてL5オ言く、我が祖の時より、此の官家を領りて、是の郡縣を治むと。汝等國司、詐りの隨に便く朝に牒すことを得ず、審かに實の狀を得て後に申す可し。又閑曠なる所に於きて、兵庫を起造りて、國郡の刀甲弓矢を收め聚めよ。邊の國の近く蝦夷と境を接へし處には、盡に其の兵を數集めて猶本の主に假ふ可し。其の倭ノ國の六の縣に使者を遣されて、宜しく戸籍を造り、幷せて田畝を校ふべし。（墾田頃畝及び民の戸口の年紀を撿覈るを謂ふ。）汝等國司、明かに聽きて退く可し。即ち帛布を賜ふこと、各差有り。是の日に、鍾匱を朝に設けて詔して曰く、若し憂ひ訴ふる

人、伴ノ造者有らば其の伴造先づ勘當へて奏せ。尊長者有らば其の尊└5 長先づ勘當へて奏せ。若し其の伴ノ造尊長、訴ふる所を審かにせずして、牒を收めて匱に納れば、其の罪を以て罪せむ。其の牒を收る者は、昧旦、牒を執りて內裏に奏せ。朕年月を題して便ち群卿に示さむ。或は懈怠りて理らず、或は阿黨ひて曲ぐること有らば、訴ふる者以て鍾を撞く可し。是に由りて朝に鍾懸け匱を置く。天の下の民咸朕が意を知れ。又男女の法は、良男良女共に生めらむ所の子は、其の父に配けよ。若し良男婢を娶りて生めらむ所の子は、其の母に配けよ。若し良女奴に嫁ぎて生めらむ所の子は、其の父に配けよ。若し兩の家の奴婢の生めらむ所の子は、其の母に配けよ。若し寺家の仕丁の子は、良人の法の如くし、若し別に奴婢に入れらば、└6 奴婢の法の如くせよ。今克く人に見はして制の始めとす。癸卯〔○八日〕、使を大寺に遣して、僧尼を喚し聚めて詔して曰く、磯城嶋宮に御宇天皇の十三年の中に、百濟の明王、佛の法を我が大倭に傳へ奉れり。是の時、群臣倶に傳へまく欲せず、而るを蘇我ノ稻目ノ宿禰獨り其の法を信けたり。天皇乃ち稻目ノ宿禰に詔して其の法を奉めしめたまふ。譯語田宮に御宇天皇の世に、蘇我ノ馬子ノ宿禰考父の風を追ひ遵ひて、猶能仁の教を重む。而して餘臣は信けずして、此の典亡びなむとす。天皇、馬子ノ宿禰に詔して、其の法を奉めしめたまふ。小墾田ノ宮に御宇天皇の世に、馬└ 子ノ宿禰、天皇の爲めに丈六の繡の像、丈六の銅の像を造り奉り。佛の教を顯し揚げて、僧尼を恭み敬ふ。朕更に復正教を崇て大きなる猷を光し啓かむことを思ふ。故沙門狛ノ大法師福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、寺主僧旻、道登、惠隣、惠妙を

以て十の師と爲し、別に惠妙法師を以て百濟寺の寺主と爲す。此の十師等、宜しく能く衆僧を敎へ導きて、釋敎を脩行ふこと、要に法の如くならしむべし。凡そ天皇より伴ノ造の造れる寺に至るまで、營ること能はざる者は、朕皆助け作らむ。寺司等と寺主とを拜さしめ、諸の寺を巡り行きて、僧尼奴婢田畝の實を驗へて盡に顯し奏せ。即ち來目ノ臣└7オ（名を闕く。）、三輪ノ色夫ノ君、額田部ノ連甥を以て法頭と爲したまふ。

九月丙寅朔、使者を諸國に遣して兵を治む。（或る本に云ふ、六月より九月に至るまで、使者を四方の國に遣して、種種の兵器を集む。）戊辰（〇三日）、古人ノ皇子、蘇我ノ田口ノ臣川掘、物部朴井連椎子、吉備ノ笠ノ臣垂、倭ノ漢ノ文ノ直麻呂、朴市秦ノ造田來津と謀反る。（或る本に云ふ、古人ノ大子。或る本に云ふ、古人ノ大兄。此の皇子吉野山に入る。故或は吉野ノ太子と云ふ。垂、此をシタルと云ふ）丁丑（〇十二日）、吉備ノ笠ノ臣垂、中ノ大兄に自首して曰く、吉野古人ノ皇子、蘇我ノ田口ノ臣川掘等と謀反る。臣其の徒に預れり。（或る本に云ふ、吉備ノ笠ノ臣垂、阿倍ノ大臣と蘇我ノ大臣とに言ひて曰く、臣吉野ノ皇子の謀反の└7ウ徒に預れり、故今自首す。）中ノ大兄即ち菟田朴室古、高麗宮知を使して、兵若干を將ゐて古人ノ大市ノ皇子等を討たしめたまふ。（或る本に云ふ、十一月甲午三十日、中ノ大兄、阿倍ノ渠曾倍ノ臣、佐伯部ノ子麻呂の二人をして、兵三十人を將ゐて古人ノ大兄を攻めしめたまひ、古人ノ大兄と子とを斬る。其の妃妾自ら經ぎて死ぬ。或る本に云ふ、十一月に、吉野ノ大兄王謀反る、事覺れて伏誅。）甲申（〇十九日）、使者を諸國に遣して、民の元數を錄す。仍りて詔して曰く、古より以降、天皇の時毎に、代の民を置標して、名を後に垂る。其の臣連

等伴ノ造國造、各己が民を置きて、恣情に駈使ふ。又國縣の山海林野池田を割きとりて、以て己が財と爲て、爭ひ戰ふこと已まず。或は數萬頃の田を兼ね幷せ、或は全く容針少の[illegible]。地も無し。調賦を進る時に及びては、其の臣連伴ノ造等、先づ自ら收め斂めて、然る後に分ち進め、宮殿を脩治め、園陵を築造る。各己が民を率ゐて事に隨ひて作る。易に曰く、上を損じ下を益す。節ふに制度を以てし、財を傷らず民を害はず、と。方に今百姓猶乏し。而るを勢有る者水陸を分け割きて以て私の地と爲し、百姓に賣り與へて、年に其の價を索ふ。今より以後、地を賣ふことを得ず、妄りに主と作りて劣弱れたるを兼ね幷すこと勿れ。百姓大きに悅ぶ。冬十二月乙未朔癸卯〔〇九日〕、天皇都を難波の長柄豐碕に遷す。老人等相謂りて曰く、春より夏に至り、鼠の難波に向きしは、都を遷すの兆なりと。戊午〔〇廿四日〕、越ノ國言す、海の畔に枯[illegible]査東に向きて移り去りぬ。沙の上に跡有り、耕田る狀の如し。是の年也太歲乙巳。

二年春正月甲子朔、賀正禮畢へて、即ち新しきに改むるの詔を宣ふ曰く。其の一に曰く、昔在の天皇等の立てたまへる子代の民、處處の屯倉、及び別の臣連伴ノ造國造村首の有てる部曲の民、處處の田莊を罷め、仍りて食封を大夫以上に賜ふこと、各差降有り。布帛を以て官人百姓に賜ふこと差有り。又曰く、大夫は民を治めしむる所なり。能く其の治を盡すときは、則ち民賴む。故、其の祿を重くすることは、民の爲めにする所以なり。其の二に曰く、初めて京師を脩め、畿內ノ國ノ司郡ノ司、關塞斥候防人、驛馬傳馬を置け。及び鈴契を造り、山河を定めよ。凡そ京には、坊毎に長一人を置き、四の坊に令一人を置き、戶

口を按へ撿め、姧しく非しきを督察すことを掌れ。其の坊の令には坊內に明廉強直しくて時の務に堪へたる者を取りて宛てよ。里坊の長には、並びに里坊の百姓の淸正く强幹しき者を取りて宛てよ。若し當の里坊に人無くば、比びの里坊に簡び用ゆることを聽す。凡そ畿內は、東は名墾の横河より以來、南は紀伊の兄山より以來、（兄、此をセと云ふ）西は赤石の櫛淵より以來、北は近江の狹狹波の合坂山より以來を、畿內の國と爲す。凡そ郡は、四十L9里を以て大郡と爲し、三十里以下四里以上を中郡と爲し、三里を小郡と爲す。其の郡ノ司には、並びに國ノ造の性識淸廉くて時の務に堪ふる者を取りて、大領少領と爲む。强幹しく聰敏くて書き筭るに工みなる者を、主政、主帳と爲む。凡そ驛馬傳馬を給ふことは、皆鈴傳の符の剋の數に依れ。凡そ數國及び關には、鈴契を給ふ。並びに長官執れ。無くば次官執れ。其の三に曰く、初めて戶籍、計帳、班田收め授くる法を造る。凡そ五十戶を里と爲し、里每に長一人を置き。戶口を按へ撿め、農桑を課せ殖え、非違へるを禁察め、賦役を催駈すことを掌れ。若し山谷阻險しくて、地遠く人稀れなる處には、便りに隨ひて量りて置け。凡そ田は、長さ三十步、廣さ十二步を段と爲し、十段を町と爲す、段ごとにL10租の稻二束二把、町ごとに租の稻二十二束とす。其の四に曰く、舊の賦役を罷めて田の調を行へ。凡そ絹絁絲綿は並びに鄕土の出す所に隨へ。田一町に絹一丈、四町にて疋を成す。長さ四丈、廣さ二尺半。絁二丈、二町にて疋を成す。長さ廣さ絹に同じ。布は四丈。長さ廣さ絹絁に同じ。一町にて端を成す。（絲綿の絇屯は諸の處に見えず。）別に戶別の調を收れ。一戶に貲布一丈二尺。凡そ調の副物鹽

と贄と、亦郷土の出す所に隨へ。凡そ官馬は、中馬は一百戸毎に一疋を輸す。若し細き馬ならば二百戸毎に一疋を輸せ。其のL10ゥ馬を買はむ直は、一戸に布一丈二尺とす。凡そ兵は、人の身ごとに刀甲弓矢幡鼓を輸せ。凡そ仕丁は、舊の三十戸毎に一人せしを改めて、（一人を以て廁に充つ。）五十戸毎に一人を（一人を以て廁に充つ。）以て諸司に充てよ。五十戸を以て仕丁一人の粮に充てよ。一戸に庸布一丈二尺、庸米五斗とす。凡そ采女は郡の少領以上の姉妹及び子女の形容端正しき者を貢れ。（從丁一人、從女二人。）一百戸を以て采女一人の粮に充てよ。庸布、庸米、皆仕丁に准へよ。是の月天皇、子代離宮に御ます。使者を遣して、郡國に詔して、兵庫を脩營らしめたまふ。蝦蛦親附ふ。（或る本に云ふ、難波の狭屋L11オ部邑子代屯倉を壞ちて行宮を起る。）二月甲午朔戊申（〇十五日）、天皇宮の東の門に幸したまひて、蘇我右大臣をして詔して曰く、明神御宇日本倭根子天皇、集はり侍る卿等臣連、國造、伴造、及び諸の百姓に詔すらく、朕聞く、明哲の民を御むるは、鐘を門に懸けて百姓の憂ひを觀る。屋を衢に作りて路行きびとの謗りを聽く。芻蕘の說と雖も親ら問ひて師と爲たまふ。と。是に由りて、朕前に詔を下して曰く、古の天の下を治むること、朝に善を進むるの旌、誹謗の木有り。治道を通して諫むる者を來す所以なり。皆廣く下に詢ふ所以なり。管子に曰く、黃帝、明堂の議を立つるは、上L11ゥ賢しきに觀るなり。堯、衢室の問ひ有るは、下民に聽くなり。舜善を告ぐるの旌有りて、主蔽れず。禹、建鼓を朝に立てて、訊ひ望むに備ふ。湯、總術の廷有り、以て民の非を觀る。武王、靈臺の囿有りて、賢者進む。此の故に、聖の帝明王の有

ちて失ふこと勿く、得て亡ぶこと勿き所以なり。所以に鐘を懸け匱を設け、表を收る人を拜す。憂ひ諫むる人をして表を匱に納れしめて、表を收むる人に詔して、旦毎に奏請さしむ。朕奏請を得て、仍て又群卿に示せて、便ち勘當へしむ。庶はくは留滞ること無からむことを。如し群卿等、或は懈怠りて懃ろならず、或は阿黨け比周ひせば、朕復た諫めを聽くことを肯ぜずば、憂へ訴ふる人、當にL12オ 鍾を撞く可し。詔已に此の如し。既にして民の明直しき心に國士の風を懷ひて切に諫めて疏を陳す有らば設けの匱に納れよ。故に今集はり在る黎民に顯示す。其の表に稱く、國の政に奉るに縁りて京に到れる民をば、官 官留めて雜 役に使ふと云云。朕猶之を以て傷惻む。民豈に復此に至ると思はむや。然るに都を遷して未だ久しからず。還りて 賓に似たり。是に由りて使はざることを得ずして、強ひて役ふ。斯を念ふ毎に、未だ嘗てより安寢せず。朕此の表を觀て、嘉みし歎むること休み難し。故諫むる言に隨ひて、處處の雜の役を罷めむ。昔に詔して曰く、諫むる者は名を題せ、と。而るを詔命に隨はざるは、自ら利を求むるに非ずして、將に國を助けたとするか。題し不るを言はず、朕が廢忘を諫めよ。又L12ウ 詔りたまはく、集はり在る國の民、訴ふる所多に在り。今將に 理 を解かむとす。諦かに宣ふ所を聽け。其の疑ひを決めむと欲ひて、京に入り朝集はる者は、且く退り散ること莫く、朝に聚り侍れ。高麗百濟任那新羅、並びに使を遣して調賦を貢獻る。乙卯〔○廿二日〕、天皇、子代ノ離宮より還りたまふ。三月癸亥朔甲子〔○二日〕、東ノ國の國司等に詔して曰く、集侍る群卿大夫、及び臣連國 造伴 造、幷せて諸の百姓等、咸聽く可し。夫れ天地の間に君として万の民を宰

なることは、獨り制む可からず。要ず臣の翼けを須ひ。是に由りて、代代の我が皇祖等、卿が祖考と共に倶に治めたまひき。朕復神の護力を蒙りて卿等と共に治めむと思欲ほす。故前に⌊13 良き家の大夫を以て東方の八の道を治めしむ。既にして國司任けどころに之きて、六人は法を奉り、二人は令に違へり。毀り譽れ各聞ゆ。朕便ち法を奉れるを美めて、斯の令に違へるを疾む。凡そ治めむとする者、若しくは君若しくは臣、先づ當に己を正しくして後に他を正すべし。如し自ら正しくせずば、何ぞ能く人を正さむ。是を以て、自ら正しくせざる者は、君と臣とを擇ばず、乃ち殃ひを受く可し。豈に愼まざらむや。汝率ひて正しくせば、孰か敢へて正しからざらむ。今、前の勅に隨ひて處ひ斷めよ。辛巳（の十九日）、東國の朝集使等に詔して曰く、集侍へる群卿大夫、及び國造伴造、幷せて諸の百姓等、咸聽る可し。去年の八月を以て、朕親ら誨曰しく、官の勢ひに因りて公私の物を取ること莫れ。⌊13 部內の食を喫ふ可し、部內の馬に騎る可し。若し誨ふる所に違はば、次官以上をば其の爵位を降し、主典以下をば其の笞杖を決む。己に物を入れむ者は、倍して徵れ。詔既に斯の如し。今朝集使及び諸國造等に問ふらく、國司任けどころに至りて誨ふる所を奉るや不や。是に朝集使等具さに其の狀を陳す。穗積臣咋が犯す所は、百姓の中に於きて戶每に求め索ふ。仍りて悔いて物を還す。而るを盡に與へず。其の介富制臣（名を闕く。）巨勢臣紫檀二人の過ちは、其の上を正さずと云云。凡そ以下の官人咸に過ち有り。其の巨勢德禰臣が犯す所は、百姓の中に於きて戶每に求め索ふ。仍りて⌊14 悔いて物を還す。而るを盡に與へず。復田部の馬を取れり。其の

介朴井ノ連、押坂ノ連（並びに名を闕く。）二人は、其の上の失てノ所を正さずして、翻りて共に己が利を求む。復國ノ造が馬を取れり。臺直須彌、初めは上を諫むと雖も、而も遂に俱に濁る。凡そ以下の官人咸に過ち有り。其の紀ノ麻利耆拕臣が犯す所は、人を朝倉君、井上ノ君二人の所に使りて、爲めに其の馬を牽き來りて視る。復朝倉ノ君をして刀を作らしめ、復朝倉ノ君が弓布を得たり。復國造の送れる兵代の物を以て、明かに主に還さずして、妄りに國ノ造に傳ふ。復任けたまふ國に於きて他に刀を偸まれぬ。復倭ノ國に於きてL14ウ 他に刀を偸まれぬ。是は、其の紀ノ臣、其の介三輪ノ君大口、河邊ノ臣百依等が過ちなり。其以下の官人河邊ノ臣磯泊、丹比深目、百舌鳥長兄、葛城ノ福草、難波ノ癬龜（クヒカメ）犬養ノ五十君、伊岐ノ史麻呂、丹比ノ大眼、凡て是の八人等咸に過ち有り。其の阿曇連（名を闕く。）が犯す所は、德ノ史が患ふる所有りし時に、國ノ造に言ひて官の物を送らしめ、復湯部の馬を取る。其の介膳部ノ臣百依が犯す所は、草代の物を家に收め置き、復國ノ造の馬を取りて、他の馬に換へて來る。河邊ノ臣磐管、湯麻呂、兄弟二人、亦L15オ 過ち有り。大市連（名を闕く。）が犯す所は、前の詔に違へり。前の詔に曰く、國ノ司等、任所に於きて自ら民の訴ふる所を斷ること莫かれ。輙ち斯の詔に違ひて自ら菟礪人の訴ふる所、及び中臣ノ德が奴の事を判れり。中臣ノ德亦是れ同じき罪なり。涯田臣（名を闕く。）の過ちは、倭ノ國に在りて官の刀を偸まれぬ。是れ謹まざればなり。小綠ノ臣、丹波ノ臣、是れ拙けれども犯すこと無し。（並びに名を闕く。）忌部ノ木菓、中臣ノ連正月、二人亦過ち有り。羽田ノ臣、田口ノ臣二人、並びに過ち無し。（名を闕く。）平群ノ臣（名を闕く。）の犯す

所は、三國の人の訴ふる所有れども未だ問はず。此を以て觀れば、紀ノ麻利耆拕臣、巨勢ノ德」15ウ禰ノ臣、穗積ノ咋ノ臣、汝等三人は怠り拙き所なり。斯の詔に違ふことを念ふに、豈に情に勞まざらむや。夫れ君臣と爲りて以て民を牧ふ者は、自ら率ゐて正しくせば、孰か敢へて直からざらむ。若しくは君、或は臣、心を正しくせずば、當に其の罪を受くべし。追ひて悔ゆとも何ぞ及ばむ。是を以て、凡そ諸國ノ司、過ちの輕さ重さに隨ひて、考へて罰せむ。又諸の國ノ造、詔に違ひて財を己の國司に送りて、遂に倶に利を求め、恒に穢惡しきを懷けり。治めざる可からず。念ふことは是の若しと雖も、始めて新しき宮に處りて、將に諸の神に幣たてまつらむとすること、今歲に屬れり。又農月に民を使ふ合からざれども、新宮を造るに緣りて、固に已むことを獲ず。深く二の途に感け、大きに天の下に赦す。今より以後、國ノ司郡ノ司、勉め勗めよ。」16放逸くことを勿爲そ。宜しく使者を遣して諸ノ國の流人及び獄の中の囚、一に皆放捨せ。別に塩屋ノ鯯魚（鯯魚、此をコノシロと云ふ）神社ノ福草、朝倉ノ君、椀子ノ連、三河ノ大伴ノ直、蘆尾ノ直、（四人並びに名を闕く。）此の六人は天皇に順ひ奉る。朕深く厥の心を讃美む。宜しく官司の處處の屯田、及び吉備島の皇祖母の處處の貸稻を罷むべし。其の屯田を以ては群臣及び伴ノ造等に班ち賜ふ。又籍に脫りたる寺に、田と山とを入れよ。壬午（二十日）、皇太子、使を使して奏請さしめて曰く、昔在、天皇等の世に、天の下を混し齊へて治めたまふ。今に及逮びて、分れ離れて業を失ふ。天皇我が皇、万民を牧ひたまふ可きの運に屬りて、」16ウ天も人も合應へて、厥の政惟れ新たなり。是の故に、慶び尊びて、頂に戴きて伏り奏す。現爲明神御八嶋國

天皇、臣に問ひて曰く、其れ群の臣連及び伴造國造が有てる、昔在天皇の日に置かせる子代入部、皇子等私に有てる御名入部、皇祖大兄の御名入部、及び其の屯倉、猶古代の如くして置かむや不や。臣即ち恭みて詔る所を承りて、答へ奉りて曰く、天に雙の日無く、國に二の王無し。是の故に天の下を兼ね幷せて、万民を使ひたまふ可きは、唯天皇耳。別に、入部及び封せる民を以て、仕丁に簡び宛てむこと、前の處分に從はむ。自餘以外は、恐くは私に駈役はむことを。故L17オ 入部五百二十四口、屯倉一百八十一所を獻る。甲申〔〇廿二日〕、詔して曰く、朕聞く、西土の君、其の民を戒めて曰く、古の葬は、高きに因りて墓と爲す。封かず樹ゑず。棺槨は以て骨を朽すに足り、衣衿は以て宍を朽すに足るのみ。故吾此の丘墟て不食なる地を營りて、代を易へむ後に其の所を知らざらしめむと欲ふ。金銀銅鐵を藏むる無く。一に瓦の器を以て古の塗車蒭靈の義に合へ。棺は際會に漆ぬり、奠は三たび食を過けよ。含むるに珠玉を以てすること無く。珠の襦玉の柙を施くこと無れ。諸の愚俗の爲る所なり。又曰く、葬は藏すなり。人の見ることを得ざらむことを欲りす。迺者、我が民の貧絶しきこと、専墓を營るに由る。爰にL17ウ 其の制を陳べて尊さ卑さ別たしむ。夫れ王より以上の墓は、其の內の長さ九尺、濶さ五尺。其の外の域は方九尋、高さ五尋。役一千人、七日に訖へ使めよ。其の葬らむ時の帷帳等には白布を用ゐよ。轜車有れ。上臣の墓は、其の內の長さ濶さ及び高さは皆上に准ふ。其の外の域は、方七尋、高さ三尋。役五百人、五日に訖へしめよ。其の葬らむ時の帷帳等には白布を用ゐよ。擔ひて行け。下臣の墓は、其の內の長さ濶さ及び高

さ皆上に准ふ。其の外の域は方五尋、高さ二尋半。役二百五十人、三日に訖へしめよ。其の葬らむ時の帷帳等には白L18布を用ふること、亦上に准へ。大仁小仁の墓は、其の内の長さ九尺、高さ濶さ各四尺、封かずして平ならしめよ。役一百人、一日に訖へしめよ。大禮以下小智以上の墓は、皆大仁に准へ。役五十人、一日に訖へしめよ。凡王以下小智以上の墓は、宜しく小石を用ゐよ。其の帷帳等には宜しく白布を用ゐよ。庶民亡なむ時には、地に收埋め、其の帷帳等には麁き布を用ふ可し。一日も停むること莫れ。凡王以下庶民に及至るまで、殯を營ることを得ず。凡そ畿内より諸國等に及ぶまで、宜しく一所に定めて收埋めしめよ。汙穢はしく處處に散し埋むることを得ず。凡そ人死亡ぬる時に、若しくはL18、經ぎて自ら殉ひ、或は人を絞ぎて殉はしめ、及び強に亡にたる人の馬を殉へ、或は亡にたる人の爲めに、寶を墓に藏め、或は亡にたる人の爲めに髪を斷り股を刺して誄びごとす。如此舊き俗、一に皆悉に斷めよ。(或る本に云ふ、金銀錦綾五綵を藏むること無れ。又曰く、凡そ諸臣より民に及至るまで、金銀を用ふることを得ず。)縱し詔に違ひて禁むる所を犯す者有らば、必ず其の族を罪せむ。復有り見て見ずと言ひ、見ずして見たりと言ひ、聞きて聞かずと言ひ、聞かずして聞きたりと言ふ。都て正しく語り正しく見ること無くて巧に詐る者有ること多し。奴婢有り、主の貧困を欺き、自ら勢家に託きて活を求め、勢家仍りて強に留め買ひて本の主に送らざる者多し。復妻妾有り、夫の爲めに放てらるゝの日、年を經て後に、他に適ぐは恒の理なり。而るを此の前の夫、三四年の後に、L19後の夫の財物を貪り求めて、己が利と爲す者甚衆し。復勢を恃む男有り、浪

に他の女を要び、而して未だ納へざる際に、女自ら人に適げり。其の浪に要びし者嗔りて兩の家の財物を求めて、己が利と爲す者甚衆し。復夫を亡へる婦有り、若しくは十年及び二十年を經て、人に適ぎて婦と爲り、并せて未だ嫁がざる女、始めて人に適ぐ時に、是に斯の夫婦を妬みて祓除へしむること多し。復妻と爲り嫌はれ離たれたる者有り、特り愧懟ぢ惱まさるるに由りて、强に事瑕の婢（事瑕、此をコトサカと云ふ）と爲る。復屢己が婦他に姧りと嫌ひ、好みて官司に向きて决を請ふこと有り。假使明かなる三の證を得るも、而も倶に顯し陳して、然る後に諮す可し。詎にぞ浪りに訴ふることを生さむ。復邊畔に役はるる民有り、」19ウ事了りて鄕に還る日、忽然疾して、路の頭に臥死ぬ。是に、路の頭の家、乃ち謂りて曰く、何の故か人を余が路に死なしむる、と。因りて死にたる者の友伴を留め、强ちに祓除せしむ。是に由りて、兄路に臥死ぬと雖も、其の弟收めざる者多し。復百姓河に溺れ死ぬる有り逢へる者乃ち謂ひて曰く、何の故か我に溺るる人を遇はしむ。因りて溺者の友伴を留めて、强ちに祓除せしむ。是に由りて兄河に溺れ死ぬと雖も、其の弟救はざるもの衆し。復役はるる民有り、路の頭に炊ぎ飯む。是に路の頭の家乃ち謂ひて曰く、何の故にか情の任に飯を余が路に炊ぐ、と。强ちに祓除せしむ。復百姓有り他に就きて甑を借りて飯炊ぐ。」20オ其の甑物に觸れて覆る。是に甑の主乃ち祓除せしむ。是の如き等類、愚俗の染へる所なり。今悉に除斷めて復爲しむることなかれ。復百姓有りて、京に向る日に臨みて、乘る所の馬の疲れ瘦せて行かざらむことを恐れて、布二尋麻二束を以て、參河尾張兩國の人に送りて雇ひて養飼はしめ、乃ち京に入りぬ。鄕に還る日

に、鍬一口を送へ。而して參河人等養飼ふこと能はずして翻りて痩せ死なしむ。是の若くして細き馬は即ち貪愛むことを生して、工みに謾語を作りて、偸失まれたりと言ひ、是の若にして牝馬己が家に孕めば、便ち祓除せしめて遂に其の馬を奪ふ。飛に聞くこと是の如し。故今制を立つ。凡そ馬を路の傍の國に養ふ者は、雇はれし人を將て、審かに[20]村首（首は長なり。）に告けて、方に酬物を授けよ。其の郷に還る日に、更に報ふことを須ひず。如し疲損へることを致さば、物を得合からず。縱し斯の詔に違はば、將に重き罪を科せむ。市司、要路、津濟、渡子の調賦を罷めて、田地を給與へ。凡そ畿內より始めて四方の國に及ぶまで、農作の月に當りては、早に田を營ることを勸め、美き物と酒とを喫はしむ合からず。宜しく清廉き使者を差して畿內に告へ。其の四方の諸國の國造等、宜しく善き使を擇びて詔の依に催し勸めよ。秋八月庚申朔癸酉（〇十四日）、詔して曰く、原ぬれば夫れ天地陰陽にして四の時相亂れしめず。惟ば此の天地、萬物を生す。萬物の內に、人是最も靈あり。最も靈ある間に、聖人[21]主爲り。是を以て聖主天皇、天に則り御寓しめし。人の所を獲むことを思ほして、暫くも胸に廢てず。而して王の名名より始めて、臣連伴造國造、其の品部を分けて彼の名名に別く。復其の民の品部を以て交雜りて國縣に居らしむ。遂に父子姓を易へ、兄弟宗を異にし、夫婦更る互ひに名を殊にせしめ、一家五に分れ六に割く。是に由りて爭ひ競ふ訟へ、國に盈ち朝に充つ。終に治まるを見ずして、相亂ること彌盛りなり。粤以に今の御寓天皇より始めて臣連等に及ぶまで、有てる品部は宜しく悉に皆罷めて、國家の民と爲せ。其の王の名を假借

りて伴ノ造と爲し、其の祖の名に憑據りて臣連と爲す。斯等は深く情に悟らず、忽ちに若是└21ゥ宣ふ所を聞きて、當に思へらく、祖の名も借れるも滅えぬと。是に由りて、預め宣べて、朕が懷ふ所を聽き知らしむ。王者の兒相續ぎて御寓しめすは、信に時の帝と祖皇の名とを知りて、世に忘れらる可からず。而るを王の名を以て輕く川野に掛けて名を百姓に呼ぶ、誠に可畏。凡そ王者の號は、將に日月に隨ひて遠く流れ、祖子の名は、天地の共長へに往く可し。如是思ふが故に宣ふ。祖子より始めて奉仕る卿大夫臣連伴ノ造氏氏の人等、(或る本に云ふ、名名の王民。)咸聽聞く可し。今汝等を以て仕へしむる狀は、舊き職を改め去りて、新たに百官を設け、及び位の階を著して、官位を以て叙でたまはむ。今發て遣はす國ノ司幷せて彼の國ノ造、以て奉聞る可し。└22ォ 去年朝に集はるに付けし政は、前の處分の隨、收めたる數の田を以て、均しく民に給へ。彼我を生すこと勿れ。凡そ田を給はらむことは、其の百姓の家、近く田に接けむことは。必ず近きを先きとせよ。此の如くに宣たまふことを奉れ。凡そ調賦は男の身の調を收む可し。凡そ仕丁は、五十戸毎に一人。宜しく國國の堺を觀て、或は書にしるし或は圖をかき、持ち來りて示せ奉れ。國縣の名は來む時に將に定めむ。國國の堤を築く可き地、溝を穿る可き所、田を墾る可き間は、均しく給ひて造らしめよ。當に此の宣ふ所を聞り解るべし。九月、小德高向ノ博士黑麻呂を新羅に遣して質を貢らしむ。遂に任那の調を罷む。(黑麻呂、更の名は玄理。)是の月、天皇、└22ゥ 蝦蟇行宮(或る本に云ふ、離宮。)に御します。是の歲、越ノ國の鼠、晝夜相連りて、東に向ひて移り去く。

三年春正月戊子朔壬寅（〇十五日）、朝庭に射ふ。是の日、高麗新羅並びに使を遣して調賦を貢獻る。夏四月丁巳朔壬午（〇廿六日）、詔して曰く、惟神も（惟神とは、神の道に隨ひて亦自ら神の道有るを謂ふ。）我が子應治と故寄しき。是を以て、天地の初めより、君臨す國なり。始治國皇祖の時より、天の下大同して都て彼此といふこと無し。既にして頃者、神の名天皇の名名より始めて、或は別れて臣連の氏と爲り、或は別れて造等の色と爲れり。」23 是に由りて、率土の民の心、固く彼此を執へ、深く我汝を生して、各名名を守る。又拙く弱き臣連、伴造國造、彼が姓と爲る神の名王の名を以て、自ら心の歸る所に遂ひて、妄りに前前處處（前前は人人と謂ふが猶し。）に付く。爰に神の名王の名を以て人の賂物と爲すの故に、他の奴婢に入れて淸き名を穢汙す。遂に則ち民の心整はずして、國の政治まり難し。是の故に、今は隨在天神、治平む可きの運に屬りて、斯等を悟らしめて、國を治め民を治むること、是を先きにし是を後にす。今日明日、次ぎて續ぎて詔せむ。然れども素より天皇の聖化に賴りて、舊き俗に習へるの民、未だ詔せざるの間に、必ず當に待ち難かるべし。故皇子群臣より始めて」23 諸の百姓に及ぶまで、將に庸調を賜はむとす。是の歲、小郡を壞ちて宮を營る。天皇小郡ノ宮に處しまして禮法を定めたまふ。其の制に曰く、凡そ位有ノ者は、要ず寅の時に於きて、南の門の外に左右に羅列り、日の初めて出るを候ひて、庭に就て再拜みて、乃ち聽に侍れ。若し晩く參ば、入りて侍ることを得ず。臨みて午の時に到りて、鐘を聽きて罷れ。其の鐘を擊く吏者は赤の巾を前に垂れよ。其の鐘の臺者は中庭に起てよ。工人大山位倭漢直荒田井ノ比羅夫、誤りて溝瀆

を穿りて難波に控引きて、改め穿りて百姓を疲勞れしむ。爰に疏を上りて切に諫むる者有り。天皇詔して曰く、妾に比羅夫が詐る所を聽きて、空しく瀆を穿れるは、朕の過なり。L24オ 即日に役を罷む。冬十月甲寅朔甲子（〇十一日）、天皇、有間の溫湯に幸したまふ。左右の大臣羣卿大夫從へり。十二月晦、天皇、溫湯より還りまして、武庫行宮に停りたまふ。是の日、皇太子の宮に災けり。時の人大きに驚き怪む。是の歲、七の色の一十三階の冠を制る。一に曰く、織の冠、大小二階有り。織を以て爲れり、繡を以て冠の緣に裁ちいれたり。服の色は並びに深き紫を用ふ。二に曰く、繡の冠、大小二階有り。繡を以て爲れり、其の冠の緣、服の色は並びに織の冠に同じ。三に曰く、紫の冠、大小二階有り。紫を以て爲れり、織を以て冠の緣に裁ちいれたり。服の色は淺き紫を用ふ。L24ウ 四に曰く、錦の冠、大小二階有り。其の大錦の冠には、大伯仙の錦を以て爲れり、織を以て冠の緣に裁ちいれたり。其の小錦の冠には、小伯仙の錦を以て爲れり、大伯仙の錦を以て冠の緣に裁ちいれたり。服の色は並びに眞緋を用ふ。五に曰く、青の冠、青絹を以て爲れり。大小二階有り、其の大青冠には、大伯仙の錦を以て冠の緣に裁ちいれ、其の小青冠には、小伯仙の錦を以て冠の緣に裁ちいれたり、服の色は並びに紺を用ふ。六に曰く、黑の冠、大小二階有り、其の大黑冠には、車形の錦を以て冠の緣に裁ちいれ、其の小黑冠には、菱形の錦を以て冠の緣に裁ちいれたり。服の色は並びに緑を用ふ。七に曰く、建武、（初位、又は立身と名く）黑絹をもてL25オ 爲れり。紺を以て冠の緣に裁ちいれたり。別に鐙冠有り、黑絹を以て爲れり。其の冠の背には漆羅を張り、緣と鈿とを以て、其の高

さ短さを異にす。形、鄣に似たり。小錦の冠以上の鈿は、金銀を雑へて爲れり。大小青冠の鈿は、銀を以て爲れり。大小黒冠の鈿は、銅を以て爲れり。建武の冠は鈿無し。此の冠は、大會、饗客、四月七月の齋の時に、着る所なり。新羅、上臣大阿飡金春秋等を遣して、博士小徳高向黒麻呂、小山中中臣連押熊を送りて、來りて孔雀一隻、鸚鵡一隻を獻る。仍て春秋を以て質と爲す。春秋、姿顔美くして談咲を善む。L25ウ 淳足柵を造りて柵戸を置く。老人等相謂りて曰く、數年、鼠の東に向ひて行きしは、此れ柵を造るの兆か。

四年春正月壬午朔、賀正す。是の夕、天皇、難波の豐碕宮に幸したまふ。二月壬子朔、三韓に學問僧を遣す。己未〔〇八日〕、阿倍大臣、四衆を四天王寺に請ふ。佛像四軀を迎へて、塔の内に坐せしむ。靈鷲山の像を造る。鼓を累積ねて爲る。夏四月辛亥朔、古冠を罷む。左右の大臣は猶古冠を著る。是の歳、新羅使を遣して調を貢る。磐舟柵を治めて以て蝦夷に備ふ。遂に越と信濃との民を選びて、L26オ 始めて柵戸を置く。

五年春正月丙午朔、賀正す。二月、冠十九階を制りたまふ。一に曰く、大織。二に曰く、小織。三に曰く、大繡。四に曰く、小繡。五に曰く、大紫。六に曰く、小紫。七に曰く、大華上。八に曰く、大華下。九に曰く、小華上。十に曰く、小華下。十一に曰く、大山上。十二に曰く、大山下。十三に曰く、小山上。十四に曰く、小山下。十五に曰く、大乙上。十六に曰く、大乙下。十七に曰く、小乙上。十八に曰く、小乙下。十

九に曰く、立身。是の月、博士高向ノ玄理と釋⌞26ウ僧旻とに詔して、八省百官を置かしめたまふ。三月乙巳朔辛酉〔〇十七日〕、阿部ノ大臣薨せたり。天皇、朱雀門に幸して擧哀み慟ひたまふ。皇祖母尊、皇太子等、及び諸公卿悉に隨ひて哀哭まつる。戊辰〔〇廿四日〕、蘇我ノ臣日向〔日向、字は身刺〕倉山田ノ大臣を皇太子に譖ちて曰く、僕の異母の兄麻呂、皇太子の海濱に遊びたまふを伺ひて將に害はむとす。反きまつらむこと其れ久しからじ。皇太子信けたまふ。天皇、大伴ノ狛ノ連、三國ノ麻呂ノ公、穗積ノ噛ノ臣を蘇我ノ倉山田麻呂ノ大臣の所に使して、反くことの虚實を問はしめたまふ。大臣答へて曰く、問はるることの報りごとは、僕面當に天皇之所に陳さむ。⌞27オ天皇更に三國ノ麻呂ノ公、穗積ノ噛ノ臣を遣して、其の反く狀を審かにせしめたまふ。麻呂ノ大臣亦前の如くに答へまをす。天皇乃ち將に軍を興して大臣の宅を圍まむとしたまふ。大臣乃ち二の子法師と赤狛〔更の名は秦。〕とを將て、茅渟道より逃げて倭ノ國の境に向く。大臣の長子興志、是より先き倭に在り。〔山田の家に在るを謂ふ〕其の寺を營造る。今忽ち父の逃げ來れる事を聞きて、今來の大槻の近に迎へて、就前行て寺に入る。顧みて大臣に謂ひて曰く、興志請ふ、自ら直に進みて來る軍を逆へ拒がむ。大臣許さず。是の夜、興志意に宮を燒かむと欲ひ、猶士卒を聚む。〔宮は小墾田ノ宮を謂ふ。〕己巳〔〇廿五日〕、大臣、長子興志に謂りて曰く、汝身を愛むや。⌞27ウ興志對へて曰く、愛まず。大臣仍りて山田寺の衆僧及び長子興志と數十人とに陳說らひて曰く、夫れ人の臣爲る者、安ぞ逆ふことを君に構へむ、何ぞ孝ふことを父に失はむや。凡そ此の伽藍は元より自身の故に造れるに非ず。天皇の奉爲めに誓ひて作れる

なり。今我、身刺に讒ぢられ、恐は横に誅されむことを。聊かに望むらくは、黄泉に倘は忠しきことを懐きて退らむ。寺に來つる所以は、終らむ時を易からしめむとなり。言ひ畢りて佛殿の戸を開きて、仰ぎて誓ひを發てて曰く、願はくは我生生世世に君王を怨へず。と誓ひ訖りて自ら縊きて死れり。妻子の死に殉ふ者八人。是の日、大伴狛連と蘇我日向臣とを以て、將と爲して衆を領ゐて大臣を追はしむ。將軍大伴└28オ連等、黑山に到るに及びて、土師連身、采女臣使主麻呂、山田寺より馳せ來りて告げて曰く、蘇我大臣既に三男一女と倶に自ら縊ぎて死にき。是に由りて將軍等丹比坂より歸りぬ。庚午（〇廿六日）、山田大臣の妻子及び隨身者亦自ら縊ぎて死ぬる者衆し。穗積臣嚙、大臣の伴黨田口臣筑紫等を捉聚めて、枷を著け反に縛れり。是の夕、木臣麻呂、蘇我臣日向、穗積臣嚙軍を以て寺を圍む。物部二田造塩を喚びて、大臣の頭を斬らしむ。是に二田造塩仍りて大刀を拔き、其の宍を刺し擧げて叱咤び啼叫びて始し斬りつ。

甲戌（〇三十日）、蘇└28ウ我山田大臣に坐りて戮さるる者、田口臣筑紫、耳梨道德、高田醜（此をシコと云ふ。）雄、額田部湯坐連（名を闕く）、秦吾寺等凡て十四人。絞らるる者九人、流さるる者十五人。

是の月、使者を遣して山田大臣の資財を收めしむ。資財の中、好き書の上に皇太子の書と題し、重き寶の上に皇太子の物と題せり。使者還りて收むる所の狀を申す。皇太子始大臣の心の猶貞淨きことを知り、追ひて悔い恥づることを生して、哀み歎きたまふことを休み難して、即ち日向臣を筑紫の大宰帥に拜したまふ。世人相謂りて曰く、是隱び流しか。皇太子の妃蘇我造媛、父大臣の└29オ塩の爲めに斬らるると聞き

て、心を傷り痛み惋び、塩の名を聞くことを惡む。所以に造媛に近侍る者、塩の名を稱ふことを忌みて、改めて堅塩と曰ふ。造媛遂に心を傷るに因りて死ぬるに致る。皇太子造媛の徂逝ぬと聞き、愴然傷怛みたまひて、哀泣ちたまふこと極めて甚し。是に野中ノ川原ノ史滿進みて歌を奉る。歌ひて曰く、

山川に、鴛鴦二つ居て、たぐひよく、たぐへる妹を、誰か率にけむ。（其の一。）

本毎に、花は咲けども、何とかも、愛し妹が、また咲きで來ぬ。（其の二。）皇太子慨然頽歎きたまひ褒美めて曰く、善きかも、└29ゥ 悲しきかも。乃ち御琴を授けて唱はしめたまふ。絹四疋、布二十端、綿二嚢を賜ふ。夏四月乙亥朔甲午（〇廿日）、小紫巨勢ノ徳陀古臣に大紫のくらゐを授けて左ノ大臣と爲し、小紫大伴ノ長徳ノ連（字は馬飼。）に大紫のくらゐを授けて右ノ大臣と爲す。五月癸卯朔、小華下三輪ノ君色夫、大山上掃部ノ連角麻呂等を新羅に遣す。是の歳、新羅王、沙喙部沙飡金多遂を遣して質と爲す。從者三十七人。（僧一人、侍郎二人、丞一人、達官郎一人、中客五人、才伎十人、譯語一人、雜傔人十六人、幷せて三十七人なり。）└30オ

白雉元年、春正月辛丑朔、車駕、味經宮に幸して賀正禮を觀そなはす。（味經、此をアヂフと云ふ。）是の日、車駕宮に還りたまふ。二月庚午朔戊寅（〇九日）、穴戸國の司草壁ノ連醜經、白雉を獻りて曰く、國造首の同族贄、正月九日、麻山に於て獲たり。是に諸を百濟ノ君に問ふ。百濟ノ君曰く、後漢の明帝の永平十一年に、白雉在る所に見ゆ。と云云。又沙門等に問ふ、沙門等對へて曰く、耳に未だ聞かざる所、目に未だ覩

ざる所なり。宜しく天の下に赦して民の心を悦ばしめよ。道登法師曰く、昔高麗伽藍を營らむと欲ひて、地として覽ずと云ふこと無し。便ち一所に白鹿徐に行けり。遂に此の地に於きてL38伽藍を營造る、白鹿薗寺と名く。佛の法を住持つ。又白雀一寺の田莊に見ゆ。國人僉曰く、休き祥なり。又大唐に遣せし使者、死にたる三足の烏を持て來れり。國人亦曰く　休き祥なり。斯等微しと雖も、尚祥物と謂へり。況むや復白雉をや。僧旻法師曰く、此れ休き祥と謂ひて、希しき物と爲すに足れり。伏して聞く、王者四表に旁流く、則ち白雉見ゆ。又王者の祭祀相踰らず、宴食衣服節有るときは則ち至る。又王者淸素なるときは則ち山に白雉を出だす。又王者仁聖にましますときに則ち見ゆ。周の成王の時、越裳氏來りて白雉を獻りて曰く、吾、國の黄耇に聞く、曰く、久しきかも、烈しき風淫雨無くして、江海L31波溢げざること茲に三年。意はく中國に聖人有すらむ。盍ぞ往きて朝へざる。故に三の譯を重ねて至ると。又晉の武帝咸寧元年に、松滋に見えたり。是則ち休き祥なり、天の下に赦す可し。是に白雉を以て園に放たしむ。甲申(〇十五日)、朝庭の隊仗、元會儀の如く。左右の大臣、百官の人等、四列を紫門の外に爲り、粟田ノ臣飯虫等四人を以て雉の輿を執らしめて、在前て去く。左右の大臣乃ち百官及び百濟君豐璋、其の弟塞城、忠勝、高麗の侍醫毛治、新羅の侍學士等を率ゐて、中庭に至る。三國ノ公麻呂、猪名ノ公高見、三輪ノ君L31甕穗、紀ノ臣乎麻呂岐太四人をして、代りて雉の輿を執りて殿の前に進ましむ。時に左右の大臣、輿の前頭を執り、伊勢ノ王、三國ノ公麻呂、倉臣小屎、輿の後頭を執りて御座の前に置く。天皇即ち皇太子を召して共に執りて觀そ

なはす。皇太子退きて再拜み、巨勢ノ大臣をして賀奉らしめて曰く、公卿百官の人等賀奉らく、陛下淸平なる德を以て天の下を治しめすが故に、爰に白雉有り、西の方より出づ。乃ち是れ陛下千秋萬歳に及至るまで、淨く四方の大八嶋を治めたまひ、公卿百官及び諸百姓等、冀はくは忠誠を罄して勤め事らむ、と。奉賀訖りて再拜みまつる。詔して曰く、L32オ 聖王世に出でて天の下を治す時に、天則ち應へて、其の祥瑞を示す。曩者西の土の君、周の成王の世と漢の明帝の時とに、白雉爰に見ゆ。我が日本國の譽田ノ天皇の世に、白烏宮に樔ふ。大鷦鷯ノ帝の時に、龍馬西に見ゆ。是を以て古より今に迄るまでに、祥瑞時に見れて、以て有德に應ふること、其の類多し。所謂鳳凰麒麟白雉白烏、斯くの若き鳥獸、草木に及るまで、符應有るは、皆是れ天地の生す所の休き祥、嘉き瑞なり。夫れ明聖の君斯の祥瑞を獲たまふこと、適に其れ宜なり。朕は惟虛薄し。何を以て斯を享けむ。蓋し此れ專扶翼の公卿臣連伴ノ造國ノL32ウ 造等、各丹誠を盡して制度に奉遵ふに由りて致す所なり。是の故に公卿より始めて百官等に及ぶまで、淸白けき意を以て神祇を敬ひ奉り、並びに休き祥を受けて、天の下を榮えしめむ。又詔して曰く、四方の諸國郡等、天の委ね付くるに由りての故に、朕摠臨ねて御寓す。今我が親神祖の知らす、穴戸ノ國の中に、此の嘉き瑞有り。所以に大きに天の下に赦し、元を白雉と改む。仍りて鷹を穴戸の境に放つことを禁め、公卿大夫以下令史に至るまでに賜ふこと各差有り。是に、國ノ司草壁ノ連醜經を褒美めて大山を授け、幷せて大きに祿を給ふ。穴戸の三年の調役を復す。夏四月、新羅使を遣して調貢る。L33オ (或る本に云ふ、是の天皇の世、高麗百濟新羅の

三國、年毎に使を遣して貢獻る）冬十月、宮の地に入る爲めに、壞られたる丘墓及び遷されたる人には、物を賜ふこと各差有り。即ち將作大匠荒田井直比羅夫を遣して宮の堺の標を立つ。是の月、始めて丈六の繡の像俠侍八部等四十六の像を造る。是の歳、漢山口直大口、詔を奉けて千佛の像を刻る。倭漢直縣、白髮部連鐙、難波吉士胡床を安藝國に遣して、百濟の船二隻を造らしむ。

二年春三月甲午朔丁未（〇十四日）、丈六の繡の像等成る。戊申（〇十五日）、皇祖母尊、十師等を請せて設齋す。六月、百濟新羅使を遣してL33調を貢り物を獻る。冬十二月晦、味經宮に於きて二千一百餘の僧尼を請せて、一切經を讀ましむ。是の夕、二千七百餘りの燈を朝の庭内に燃して、安宅土側等の經を讀ましむ。是に天皇大郡より遷りて新宮に居します。號けて難波長柄豐碕宮と曰ふ。是の歳、新羅の貢調使知万沙飡等、唐國の服を著て筑紫に泊れり。朝庭、恣に俗を移すことを惡みて、訶嘖めて追ひ還へしたまふ。時に巨勢大臣奏請して曰く、方今新羅を伐たまはずば、後に必ず當に悔い有らむ。其の伐つの狀は擧力む須からず。難波津より筑紫海の裏に至るまで、相接ぎて艫舳を浮け盈てて、L34新羅を召して其の罪を問はば、得易かる可し。

三年春正月己未朔、元日の禮訖りて、車駕大郡宮に幸したまふ。正月より是の月に至りて田を班つこと既に訖りぬ。凡そ田の長さは三十歩を段と爲し、十段を町と爲す。段ごとに租稻一束半。町に租稻十五束。三月戊午朔丙寅（〇九日）、車駕宮に還りたまふ。夏四月戊子朔壬寅（〇十五日）、沙門惠隱を內裏に請せて無

壽經を講かしむ。沙門惠資を以て論議者と爲し、沙門一千を以て作聽衆と爲す。丁未（〇廿日）、講くことを罷む。此の日より初めて連に雨水ふる。九日に至りて、宅屋を損壞り田の苗を傷害ふ。人及牛馬の溺れし 34ゥ 死ぬもの衆し。是の月に戶籍を造る。凡そ五十戶を里と爲し、里每に長一人。凡そ戶主には皆家の長を以て爲せ。凡そ戶は皆五家相保る。一人を長と爲し、以て相撿察しむ。新羅百濟使を遣して調を貢り物を獻る。秋九月、宮を造ること已に訖る。其の宮殿の狀は殫くに論ふ可からず。冬十二月晦、天の下の僧尼を內裏に請せて、設齋し大捨て燃燈す。

四年夏五月辛亥朔壬戌（〇十二日）、大唐に大使小山上吉士ノ長丹、副使小乙上吉士ノ駒、（駒、更の名は糸）學問僧道嚴、道通、道光、惠施、覺勝、弁正、惠照、僧忍、知聰、」35ォ 道昭、定惠、（定惠は、內大臣の長子なり）安達（安達は中臣ノ渠每ノ連の子）道觀、（道觀は春日ノ粟田ノ臣百濟の子）學生巨勢ノ臣藥、（藥は豐足ノ臣の子）氷ノ連老人、（老人は眞玉の子。或る本に、學問僧知辨、義德、學生坂合部ノ連磐積を以て增へり。）幷せて一百二十一人を發遣せり。俱に一船に乘り、室原ノ首御田を以て送使と爲す。又大使大山下、高田ノ首根麻呂、（更の名は八掬脛）副使小乙上掃守ノ連小麻呂、學問僧道福、義向、幷せて一百二十人、俱に一船に乘り、土師ノ連八手を以て送使と爲す。是の月、天皇、僧旻法師の房に幸して、其の疾を問ひたまふ。遂に口づから恩命を勅したまふ。（或る本に、五年七月に云ふ、僧旻」33ゥ 法師、病みて阿曇寺に臥す。是に天皇幸して問ひたまふ。仍りて其の手を執りて曰く、若し法師今日亡なば、朕從ひて明日亡なむ。）六月、百

濟新羅、使を遣して調を貢り物を獻る。處處の大道を脩治る。天皇、旻法師の命終ると聞きて、使を遣して弔ひ、幷せて送贈多なり。皇祖母尊及び皇太子等、皆使を遣して旻法師の喪を弔ひたまふ。遂に法師の爲めに畫工狛堅部子麻呂、鯽魚戸直等に命せて、多く佛菩薩の像を造り川原寺に安置ます。（或る本に云ふ、山田寺に在りと）秋七月、大唐に遣さるる使人高田根麻呂等、薩麻之曲、竹嶋之間に於きて船を合りて沒いり死ぬ。唯五人有りて、胸に一板を繫ぎて竹嶋に流れ遇れり。L35 所計を知らず。五人の中に、門部金、竹を採りて筏に爲りて、神嶋に泊れり。凡そ此の五人、六日六夜を經て、全ら食飯はず。是に、金を褒美めて位を進め祿を給ふ。是の歲、皇太子奏請して曰く、冀くは倭京に遷らむと欲ふ。天皇許したまはず。皇太子乃ち皇祖母尊、間人皇后を奉り、幷せて皇弟等を率べて、往きて倭の飛鳥河邊行宮に居ます。時に公卿大夫百官人等皆隨ひて遷る。是に由りて、天皇恨みて國位を捨りたまはむと欲ひて、宮を山碕に造らしめたまふ。乃ち歌を間人皇后に送りて曰く、

かなきつけ、あが飼ふ駒は、引きでせず、あがL36 かふこまを、人見つらむか。

五年春正月戊申朔の夜、鼠倭の都に向きて遷る。壬子（〇五日）、紫冠を以て中臣鎌足連に授く。封を增すこと若干戶。二月、大唐に遣さるる押使大錦上高向史玄理、（或る本に云ふ、夏五月、遣大唐押使大華下高向玄理）大使小錦下河邊臣麻呂、副使大山下藥師惠日、判官大乙上書直麻呂、宮首阿彌陀、（或る本に云ふ、判官小山下書直麻呂）小乙上岡君宜、置始連大伯、小乙下中臣間人連老（老、此をオユと云ふ）田

邊ノ史鳥等、二の船に分れ乗り、L37オ 留連ふこと數月。新羅の道を取りて萊州に泊れり。遂に京に到りて天子に覲え奉る。是に東宮ノ監門郭丈擧、悉に日本ノ國の地里及び國の初めの神の名を問ふ。皆問ふに隨ひて答ふ。押使高向ノ玄理、大唐に卒せぬ。（伊吉ノ博得言ふ、學問僧惠妙唐に於きて死ぬ。知聰海に於きて死ぬ。智國海に於きて死ぬ。智宗庚寅の年〔○持統天皇四年〕を以て、新羅の船に付きて歸る。覺勝唐に於きて死ぬ。義通海に於きて死ぬ。定惠乙丑の年〔○天智天皇四年〕を以て劉德高等が船に付きて歸る。妙位、法勝、學生氷ノ連老人、高黃金、幷せて十二人、別に倭種韓智興、趙元寶、今年使人と共に歸る）夏四月、吐火羅國の男二人女二人、舍衛の女一人、風に被ひて日向に流れ來れり。秋七月甲戌朔丁酉〔○廿四日〕、西海の使吉士長丹等、L37ウ 百濟新羅の送使と共に筑紫に泊れり。是の月、西海の使等が、唐國の天子に奉對ひて多く文書寶物を得たるを褒美めて、小山上大使吉士長丹に授くるに小華下を以てす、封二百戸を賜ひ、姓を賜ひて吳氏と爲す。小乙下副使吉士ノ駒に授くるに小山上を以てす。冬十月癸卯朔、皇太子、天皇病疾たまふと聞きて、乃ち皇祖母ノ尊間人ノ皇后を奉り、幷せて皇弟公卿等を率て、難波ノ宮に赴きたまふ。壬子〔○十日〕、天皇正寢に崩りたまふ。仍りて殯を南庭に起つ。小山上百舌鳥土師連土德を以て、殯宮の事を主らしむ。十二月壬寅朔己酉〔○八日〕、L38オ 大坂磯長陵に葬りまつる。是の日、皇太子、皇祖母ノ尊を奉りて、還りて倭ノ河邊ノ行宮に居ます。老者語りて曰く、鼠倭の都に向きしは、都を遷すの兆なりきと。是の歲、高麗百濟新羅使を遣して弔ひ奉る。

日本書紀卷第二十五　終

L 39.

日本書紀卷第二十六

天豐財重日足姬天皇　齊明天皇

天豐財重日足姬天皇は、初に橘豐日天皇の孫、高向王に適ひて、漢皇子を生みませり。後に息長足日廣額天皇に適ひまして、二男一女を生れます。二年に立ちて皇后と爲りたまふ。息長足日廣額天皇の紀に見えたり。十三年冬十月、息長足日廣額天皇崩りたまふ。明くる年正月、皇后天皇位即しめす。元を改む。四年の六月、位を天萬豐日天皇に讓りたまふ。天豐財重日足姬」1オ天皇を稱して、皇祖母尊と曰ふ。天萬豐日天皇、後の五年の十月崩りたまふ。

元年春正月壬申朔甲戌(〇三日)、皇祖母尊飛鳥板蓋宮に天皇位即しめす。夏五月庚午朔、空の中に龍に乘れる者有り。貌唐人に似たり。青き油笠を著て、葛城嶺より馳せて膽駒山に隱る。午の時に及至りて、住吉の松嶺の上より、西に向ひて馳せ去ぬ。秋七月己巳朔己卯(〇十一日)、難波朝に於きて北蝦夷九十九人、東蝦夷九十五人に饗へたまふ。幷せて百濟の調使一百」1ウ五十人に設へたまふ。仍りて柵養の蝦夷九人、津刈の蝦蛦六人に、冠各二階授く。八月戊戌朔、河邊臣麻呂等大唐より還りぬ。冬十月丁酉朔己酉(〇十三日)、小墾田に於きて宮闕を造り起てて瓦覆に擬むとす。又深山廣谷に於きて、宮殿に擬造らむとする材、朽ち爛るるもの多し。遂に止めて作らず。是の冬、飛鳥板蓋宮に災けり。故飛鳥川原宮に

遷居します。是の歲、高麗百濟新羅並びに使を遣して調進る。百濟の大使西部達率余宜受、副使東部恩率調信仁、凡て一百餘人。蝦夷隼人、衆を率ゐて內屬ふ。闕に詣でて朝獻る。新羅別に及飡彌武を以て質と爲す。十二人を以て┗2才伎者と爲す。彌武遇疾て死ぬ。是の年也太歲乙卯。

二年秋八月癸巳朔庚子(○八日)、高麗、達沙等を遣して調を進る。(大使達沙、副使伊利之、摠べて八十一人。)九月、遣高麗大使膳臣葉積、副使坂合部連磐鍬、大判官犬上君白麻呂、中判官河內書首(名を闕く。)小判官大藏衣縫造麻呂。是の歲、飛鳥岡本に於きて更に宮地を定む。時に高麗百濟新羅、並びに使を遣して調を進る。爲めに紺の幕を此の宮地に張りて饗へたまふ。遂に宮室を起る。天皇乃ち遷りたまふ。號けて後飛鳥岡本宮と曰ふ。田身嶺に冠らしむるに┗3周れる垣を以てす。(田身は山の名、此をタムと云ふ。)復嶺の上兩の槻の樹の邊に於きて觀を起つ。號けて兩槻宮と爲す。亦天宮と曰ふ。時に興しつくる事を好む。迺ち水工をして渠を穿らしむ。香山の西より石上山に至る。舟二百隻を以て石上山の石を載みて流の順に宮の東の山に控引く。石を累ねて垣と爲す。時の人謗りて曰く、狂れ心の渠、功夫を損し費すこと三萬餘り、垣を造る功夫を費し損すこと七万餘り。宮の材爛れ、山の椒埋れり。又謗りて曰く、石の山の丘を作るも、作らむ隨に自らに破れむ。又吉野宮を作る。西海の使佐伯連栲繩(位階級を闕らせり。)小山下難波吉士國勝等、百濟より還りて┗3鸚鵡一隻を獻る。岡本宮に火けり。

三年秋七月丁亥朔己丑(○三日)、覩貨邏國の男二人女四人、筑紫に漂ひ泊れり。言さく、臣等初めて海見

嶋に漂ひ泊れり。乃ち驛を以て召す。辛丑（○十五日）、須彌ノ山の像を飛鳥ノ寺の西に作る。且つ盂蘭瓮會を設く。暮に覩貨邏ノ人に饗へたまふ。（或る本に云ふ、墮羅人。）九月、有間皇子性黠し。陽り狂れて云云。牟婁温湯に往きて病を療むる偽して、　來りて國の體勢を讃めて曰く、纔彼の地を觀るに、病自らに蠲消りぬ。云云。天皇聞しめして悅びたまひて、往しまして觀そなはさむと思欲ほす。是の歳、使を新羅に使して曰く、沙門智達、間人[3]連御廐、依網連稚子等を將ゐて、汝が國の使に付け、大唐に送り到らしめむと欲ふ。新羅聽り送ることを肯ず。是に由りて沙門智達等還歸る。西ノ海ノ使小華下阿曇ノ連頰垂、小山下津ノ臣傴僂（傴僂、此をクツマと云ふ）百濟より還りて、駱駝一箇、驢二箇を獻る。石見ノ國言す。白狐見る、と。

四年春正月甲申朔丙申（○十三日）、左ノ大臣巨勢ノ德大ノ臣薨せぬ。夏四月、阿陪ノ臣（名を闕く。）船師一百八十艘を率ゐて蝦夷を伐つ。齶田渟代二郡の蝦夷望り怖ぢて降はむと乞ふ。是に軍を勒へて[4]船を齶田ノ浦に陳ぬ。齶田の蝦夷恩荷進みて誓ひて曰く、官軍の爲めの故に弓矢を持らず。但奴等、性肉を食ふが故に持り。若し官軍の爲めに弓矢を儲けたらば、齶田ノ浦の神知りまさむ。淸き白かなる心を將て朝に仕官らむ。仍りて恩荷に授くるに小乙上を以てす。渟代津輕二郡の郡ノ領を定む。遂に有間ノ濱に於きて渡ノ嶋の蝦夷等を召し聚めて、大きに饗へて歸す。五月、皇孫建王八歳にして薨せましぬ。今城谷の上に殯を起して收む。天皇本皇孫の順有るを以て、器に重めたまふ。故哀みに忍びず、傷み慟ひたまふこと極めて甚し。群臣に詔して曰く、萬歳千秋の後には、要ず朕が陵に合せ葬れと。輒ち歌を作みたまひて曰く、[4]今木な

る、小山が上に、雲だにも、しるくし立たば、何か歎かむ（其一）射ゆししを、繋ぐ河邊の、若草の、稚く有りきと、我が思はなくに（其二）飛鳥川、みなぎらひつつ、行く水の、あひだも無くも、思ほゆるかも（其三）天皇時時に唱ひたまひて悲哭す。秋七月辛巳朔甲申（四日）、蝦夷二百餘、闕に詣て朝獻る。饗賜ひて贍へ給ふこと常よりも加れること有り。仍りて柵養の蝦夷二人に位一階、渟代郡の大領└5 沙尼具那に小乙下、（或る本に云ふ、位二階を授け戸口を撿へしむ）少領宇婆左に建武、勇健者二人に位一階を授く。別に、沙尼具那等に鮹旗二十頭、鼓二面、弓矢二具、鎧二領を賜ふ。津輕郡の大領馬武に大乙上、少領青蒜に小乙下、勇健者二人に位一階を授け、別に、馬武等に鮹旗二十頭、鼓二面、弓矢二具、鎧二領を賜ふ。都岐沙羅柵の造（名を闕く）に位二階、判官に位一階を授く。渟足柵の造大伴君稻積に小乙下を授く。又渟代郡の大領沙尼具那に詔して、蝦夷の戸口と虜の└5 戸口とを撿覆らしむ。是の月、沙門智通、智達、勅を奉けて新羅船に乘りて大唐國に往きて、無性衆生の義を玄奘法師の所に受く。冬十月庚戌朔甲子（十五日）、紀温湯に幸したまふ。天皇、皇孫建王を憶ほして、愴爾悲泣みたまふ。乃ち口つから號ひて曰く、山越えて、海渡るとも、面白き、今城のうちは、忘らゆましじ（其一）湊の、潮の下り、うなくだり、後も闇に、置きてか行かむ（其二）うつくしき、あが稚き子を、置きてか行かむ（其三）秦└6 大藏造萬里に詔して曰く、斯の歌を傳へて世に忘れしむること勿れと。十一月庚辰朔壬午（三日）、留守官蘇我赤兄臣、有間皇子に語りて曰く、天皇の知らせる政事三の失ち有り。大きに倉庫を起てて民の

財を積み聚む、一つなり。長く渠の水を穿りて公の糧を費耗す、二つなり。舟に石を載みて運び積みて丘と爲す、三つなり。有間皇子乃ち赤兄が己に善しきことを知りて、欣然びて報答へて曰く、吾年始めて兵を用ゐる可き時なり。甲申(〇五日)、有間皇子、赤兄が家に向きて、樓に登りて謀る、夾膝自らに斷れぬ。是に相の不祥ことを知り、倶に盟ひて止む。皇子歸りて宿る。是の夜半に、赤兄、物L6ウ部朴井連鮪を遣して、宮を造る丁を率ゐて有間皇子を市經の家に圍む。便ち驛使を遣して天皇所に奏す。戊子(〇九日)、有間皇子と、守君大石、坂合部連藥、鹽屋連鯯魚とを捉へ、紀温泉に送りたつる。舍人新田部連米麻呂從なり。是に皇太子親ら有間皇子に問ひて曰く、何故にか謀反むとする。答へて曰く、天と赤兄と知れり。吾全ら解らず。庚寅(十一日)丹比小澤連國襲を遣して有間皇子を藤白坂に絞らしむ。是の日、鹽屋連鯯魚、舍人新田部連米麻呂を藤白坂に斬る。鹽屋連鯯魚誅されむとして言く、願はくば右の手をして國の寶器を作らしめよ。L7オ 守君大石を上毛野國に、坂合部連藥を尾張國に流す。(或る本に云ふ、有間皇子、蘇我臣赤兄、鹽屋連小戈、守大石、坂合部連藥と、短籍を取りて謀反の事を卜ふ。或る本に云ふ、有間皇子曰く、先づ宮室を燔きて、五百人を以て一日兩夜牟婁津を邀へて、疾く船師を以て淡路國を斷ちて、牢圄の如くならしめば、其の事成り易し。人諫めて曰く、可からず、計る所は既に然れども、而も徳无し。方に今皇子年始めて十九、未だ成人に及ばず。成人に至りて其の徳を得可し。他の日く、有間皇子と一の判事と謀反の時、皇子案机の脚、故无くして自らに斷れぬ。其の謨止めずして、

遂に誅戮されぬ。是の歳、越の國の守阿部の引田の臣比羅夫、肅愼を討ちて、生羆二つ、羆の皮七十枚を獻る。沙門智踰、指南の車を造る。出雲の國言す、北海の濱に魚死にて積れり。厚さ三尺許り、其の大きさ鮐の如し。雀の喙、L7ッ 針の鱗あり。鱗の長さ數寸。俗曰く、雀海に入りて化りて魚に爲れり、名けて雀魚と曰ふと。(或る本に云ふ、庚申年七月に至りて、百濟使を遣して奏言す、大唐新羅力を幷せて我を伐つ。既に義慈王、王后、太子を以て虜と爲て去ぬ。是に由りて、國家兵士甲卒を以て西北の畔に陣ね城柵を繕修ひ山川を斷ち塞ぐ兆なり)又西海の使小花下阿曇の連頰垂、百濟より還りて言さく、百濟新羅を伐ちて還る。時に馬自ら寺の金堂を行道り晝夜息むこと勿し。唯草を食ふ時に止む。(或る本に云ふ、庚申の年に至りて敵の爲めに滅ぼさるるの應なり。)

五年春正月己卯朔辛巳(〇三日)、天皇紀の温泉より至りたまふ。三月戊寅朔、天皇吉野に幸して肆宴しめす。庚辰(〇三日)、天皇、L8ッ 近江の平浦(平、此をヒラと云ふ。)に幸したまふ。丁亥(〇十日)、吐火羅の人、妻舍衞婦人と共に來り。甲午(〇十七日)、甘檮の丘の東の川上に、須彌の山を造りて、陸奥と越との蝦夷に饗へたまふ。(檮、此をカシと云ふ。川上、此をカハラと云ふ。)是の月、阿倍の臣(名を闕く)を遣して、船師一百八十艘を率ゐて、蝦夷の國を討たしむ。阿倍の臣、飽田渟代二郡の蝦夷二百四十一人、其の虜三十一人、津輕郡の蝦夷一百十二人、其の虜四人、膽振鉏の蝦夷二十人を一所に簡び集めて、大きに饗へ祿を賜ふ。(膽振鉏、此をイフリサヘと云ふ。)即ち船一隻と五色の綵帛とを以て、彼の地の神を祭る。肉入L8ッ

籠に至る。時に間菟の蝦夷膽鹿嶋、菟穗名二人進みて曰く、後方羊蹄を以て政所と爲す可し。（肉入籠、此をシシリコと云ふ。間菟、此をトヒウと云ふ。菟穗名、此をウホナと云ふ。後方羊蹄、此をシリヘシと云ふ。）膽鹿嶋等が語に隨ひて、遂に郡ノ領を置きて歸る。道奥と越との國ノ司に位各二階、郡ノ領と主政とに各一階を授く。（或る本に云ふ、阿倍ノ引田ノ臣比羅夫、肅愼と戰ひて歸り、虜卌九人を獻る。）秋七月丙子朔戊寅（〇三日）、小錦下坂合部ノ連石布、大仙下津守ノ連吉祥を遣して、唐國に使せしむ。仍りて陸奥の蝦夷男女二人を以て唐の天子に示す。（伊吉連博德の書に曰く、同じ天皇の世に、小錦下坂合部ノ[illegible]石布ノ連、大山下津守ノ吉祥ノ連等が二船、吳唐の路に奉使さる。己未の年七月三日を以て、難波の三津の浦より發ちす。八月十一日、筑紫の大津の浦より發ち、九月十三日、行きて百濟の南の畔の嶋に到る。嶋の名は分明かならず。十四日の寅の時を以て、二船相從ひて大海に放れ出づ。十五日の日入の時、石布ノ連の船横に逆風に遭ひて、南海の嶋に漂到ふ。嶋の名は爾加委。仍りて嶋人の爲めに滅ぼさる。便ち東ノ漢ノ長直阿利麻、坂合部ノ連稻積等五人、嶋人の船に盜み乘りて、逃げて括州に到る。州縣の官人洛陽の京に送りて到る。十六日の夜半の時に、吉祥ノ連の船、行きて越州の會稽縣の須岸山に到る。東北風ふく。風大だ急し。二十三日、行きて餘姚縣に到る。乘れる大船及び諸の調度の物を彼の處に留着く。潤十月一日、行きて越州の底に到る。十五日、驛に乘りて京に入る。二十九日、馳せて東京に到る、天子東京に在します。三十日、天子相見て問ひ訊ねたまふ。日本國の天皇平安にますや不や。使人謹みて答ふ、天地に德を合せて自らに平安

たることを得。天子問ひて曰く、事を執れる卿等好く在るや不や。使人謹みて答ふ、天皇憐重みたまへば亦好く在ることを得」。天子問ひて曰く、國の内は平らかなりや不や。使人謹みて答ふ、治は天地に稱ひて、萬民事無し。天子問ひて曰く、此等の蝦夷の國は何方に在りや。使人謹みて答ふ、國は東北に在り。天子問ひて曰く、蝦夷は幾種ぞ。使人謹みて答ふ、類三種有り、遠きをば都加留と名け、次に麁蝦夷、近きをば熟蝦夷と名く。今此の熟蝦夷は歳毎に本國の朝に入り貢る。天子問ひて曰く、其の國に五の穀有りや。使人謹みて答ふ、無し。肉を食ひて存活ふ。天子問ひて曰く、國に屋舍有りや。使人謹みて答ふ、無し。深山の中にして樹の本に止住む。天子重ねて曰く、朕蝦夷の身面の異なるを見るに、極理て喜怪し。使人遠く來りて辛苦からむ。退きて館裏に在れ、後に更に相見えむ。十一月一日、朝に、冬至の會有り。會の日亦覲ゆ。朝けたる諸蕃の中に、倭の客最も勝れたり。後に出火の亂に由りて棄てて復檢せられず。十二月三日、韓の智興の傔人西漢大麻呂、枉げて我が客を讒す。客等罪を唐の朝に獲て、已に流罪に決めらる。前に智興を三千里の外に流す。客の中に伊吉連博德有りて奏す。因りて即ち罪を免かる。事了りて後に、勅旨すらく、國家來年必ず海東の政有らむ。汝等倭の客東に歸ることを得じ。遂に西京に逗る。別處に幽へ置きて、戶を閉ぢ防禁へ、東西にするを許さず。困苦みて年を經ぬ」。難波吉士男人の書に曰く、大唐に向ける大使、嶋に觸りて覆へる。副使親ら天子に覲え、蝦夷を示せ奉る。是に於きて、蝦夷白鹿皮一、弓三、箭八十を以て、天子に獻る」。庚寅（十五日）、群臣に詔して、京内の諸寺に於きて、盂蘭盆經を勸講かしめ

て、七世の父母に報はしむ。是の歳、出雲國ノ造（名を闕らせり）に命せて、嚴の神の宮を修めしむ。狐於友郡の役丁の執れる葛の末を嚙斷りて去ぬ。又狗、死人の手臂を言屋社に嚙ひ置けり。（言屋、此をイフヤといふ。天子の崩りたまふ兆なり）又高麗の使人 羆の皮一枚を持ちて其の價を稱りて曰く、綿六十斤と。市ノ司咲ひて避去りぬ。高麗ノ畫師子麻呂、同姓の賓を私の家に設くる日、官の羆の皮七十枚を借りて賓の席に爲す。客等羞ぢ怪みて退りぬ。L10ウ

六年春正月壬寅朔、高麗の使人、乙相、賀取文等一百餘り、筑紫に泊れり。三月、阿倍ノ臣（名を闕く。）を遣して船師二百艘を率ゐて肅愼國を伐たしむ。阿倍ノ臣、陸奥の蝦夷を以て己が船に乘らしめて、大河の側に到る。是に、渡嶋の蝦夷一千餘、海の畔に屯聚み、河に向きて營す。營の中の二人進みて急かに呼びて曰く、肅愼の船師多に來りて將に我等を殺さむとするが故に、河を濟りて仕官らむと願欲ふ。阿倍ノ臣船を遣して兩箇の蝦夷を喚し至らして、賊の隱り所と其の船數とを問ふ。兩箇の蝦夷便ち隱所を指して曰く、船二十餘艘と。即ち使を遣して喚すに來ることを肯へず。L11オ阿倍ノ臣乃ち綵帛兵鐵等を海の畔に積みて貪め嗜ましむ。肅愼乃ち船師を陳ねて、羽を木に繫けて、擧げて旗と爲し、棹を齊くして近き來りて淺き處に停りぬ。一船の裏より二の老翁を出して、廻行しめて熟ら積む所の綵帛等の物を視しむ。便ち單衫を換へ、着て、各布一端を提げて、船に乘りて還り去ぬ。俄くして老翁更に來て換へたる衫を脫ぎ置き、幷せて提げし布を置き、船に乘りて退りぬ。阿倍ノ臣、數の船を遣して喚さしむ。來るを肯せず。弊賂弁の嶋に復りぬ。

食引くありて和はむと乞ふ。遂に聽すことを肯んぜず。（郡將伴は、度嶋の別なり。）己が柵に據りて戰ふ。時に能登臣馬身龍、敵の爲めに殺されぬ。猶戰ひて未だ倦まざる間に、賊の爲めに└11、己が妻子を殺されぬ。夏五月辛丑朔戊申（八日）、高麗の使人乙相賀取文等、難波館に到る。是の月、有司勅を奉けて一百の高座、一百の衲袈裟を造りて、仁王般若の會を設く。又皇太子初めて漏剋を造り、民をして時を知らしめたまふ。又阿倍引田臣、名を闕く。）夷五十餘を獻る。又石上池の邊りに須弥山を作る、高さ廟塔の如し。以て肅愼四十七人に饗へたまふ。又國を擧りて百姓、故無くして兵を持ちて道に往還ふ。（國の老言ふ、百濟國の所を失ふの相か。）秋七月庚子朔乙卯（十六日）、高麗の使人乙相賀取文等罷り歸る。又都貨羅人乾豆波斯達阿└12、本つ土に歸らむと欲ひ、送使を求ひ請して曰く、願はくは後に大國に朝らむ。所以に妻を留めて表と爲す。乃ち數十人と西の海つ路に入る。（高麗の沙門道顯、日本世記に曰く、七月云云。春秋智、大將軍蘇定方の手を借りて、百濟を撃たしめて亡ぼしつ。或は曰く、百濟自らに亡ぶ。君大夫人の妖女道無くして、擅に國の柄を奪ひ、賢良を誅殺すに由りて、故斯の禍ひを召けり。愼まざる可けむや。愼まざる可けむや。其の注せるに云ふ、新羅の春秋智、願ひを內臣蓋金に得ず。故亦唐に使して俗の衣冠を捨つ。媚を天子に請し、禍を隣の國に投して、斯の意行を構ふ者なり。伊吉連博德が書に云ふ、庚申の年八月、百濟已に平ぎし後に、九月十二日、客を本國に放す。十九日、西の京より發つ。十月十六日、還りて東京に到りて始めて阿利麻等五人に相見ることを得たり。十一月一日、將軍蘇定方等の爲めに捉られたる百

濟の王より以下太子隆等諸の王十三人、大佐平沙宅千福國弁成、以下三十七人、幷せて五十許りの人、朝堂に奉進る。急かに引きて天子に趁き向ふ。└12ウ 天子恩勅みて、見前に放著したまふ。十九日賜勞ふ。二十四日、東京より發つ）九月己亥朔癸卯（〇五日）、百濟、達率（名を闕く。）、沙彌覺從等を遣して來て奏して曰く、（或る本に云ふ、逃げ來りて難を告す）今年七月、新羅力を恃み勢を作して、隣に親びず。唐人を引搆せて百濟を傾け覆す。君臣摠俘にして略噍類無し。（或る本に云ふ、今年の七月十日、大唐の蘇定方、船師を率ゐて尾資の津に軍す。新羅ノ王春秋智、兵馬を率ゐて怒受利の山に軍し、百濟を夾み擊つ。相戰ふこと三日。我が王城を陷れ、同月十三日、始めて王城を破る。怒受利の山は百濟の東境なり。）是に西部恩率鬼室福信、赫然發憤りて任射岐山（或る本に云ふ、北任叙利ノ山。）に據り、達率餘自進、中部久麻怒利城（或る本に云ふ、都都岐留山。）に據る。各一└13オ 所に營みて散けたる卒を誘り聚む。兵前の役に盡きぬ。故棓を以て戰ふ。新羅の軍破れぬ。百濟其の兵を奪ふ。既にして百濟の兵翻りて鋭し。唐敢へて入らず。福信等遂に同じ國を鳩集めて、共に王城を保る。國人尊びて佐平福信、佐平自進と曰ふ。唯福信神しく武き權を起てて、既に亡びたる國を興す。冬十月、百濟の佐平鬼室福信、佐平貴智等を遣して、來りて唐の俘一百餘人を獻る。今美濃ノ國の不破片縣二郡の唐人等なり。又師を乞して救ひを請ひ。幷せて王子余豐璋を乞して曰く、（或る本に云ふ、佐平貴智達率正珎なり。）唐人、我が蝥き賊を率ゐて、來りて我が疆埸を蕩搖はして、我が社稷を覆し、└13ウ 我が君臣を俘にす。（百濟王義慈、其の妻恩古、其の子隆等、其の

臣大佐平千福國、弁成、孫登等凡て五十餘人、秋七月十三日、蘇將軍の爲めに捉ふられて、唐國に送り去らる。（蓋し是れ故無くして兵を持つの徵か。）而して百濟國遙かに天皇の護念を賴りて、更に鳩め聚めて以て邦を成す。方に今謹みて願はくは、百濟國の天朝に遣し侍べる王子豐璋を迎へ、將に國の主と爲むとす。云云。詔して曰く、師を乞ひ救ひを請ふことは、之を古昔に聞けり。危きを扶け絕えたるを繼ぐは、恒の典より著はれたり。百濟國窮り來て、我に歸るに本の邦喪亂ひて依るところ靡く告げむところ靡し。戈を枕にし膽を嘗めて、必ず拯救を存つを以てす。遠くより來りて表啓す、志奪ひ難きこと有り。將軍に分け命せて百の道より俱に前ましめ、雲のごとく會ひ雷のごとく動き、俱に沙喙に集り、其の鯨鯢を翦りて、彼の倒懸れるを紓ぶ可し。」14 宜しく有司具さに爲へ與へて、禮を以て發て遣せ云云。（王子豐璋及び妻子と其叔父忠勝等とを送る。其の正しく發て遣す時は、七年に見ゆ。或る本に云ふ、天皇、豐璋を立てて王と爲す。塞上を立てて輔と爲す。而して禮を以て發て遣す。）十二月丁卯朔庚寅（二十四日）、天皇難波宮に幸したまふ。天皇方に福信が乞す意に隨ひて、筑紫に幸して將に救ひの軍を遣さむと思ひて、初斯に幸して諸の軍器を備へたまふ。是の歲、百濟の爲めに將に新羅を伐たむと欲ひ、乃ち駿河國に勅して船を造らしめたまふ。已に訖りて、續麻の郊に挽き至る時に、其の船夜中に故無くして艫舳相反れり。衆知りぬ終に敗れむことを。科野國言す、蠅群りて西に向きて巨坂を飛び踰ゆ。大さ十圍許り、高さ蒼天に至れり。或は救ひの軍の敗績れむ」11 怪といふことを知りぬ。童謠有り、曰く、

まひらくつの、くれつれ、おの（ソ）へたを、らふくのりかりか、みわたとの、りかみ、をのへだを、らふくのりかりか、甲子とわ、よとみ、をのへたを、らふくのりかりか。

ま發く津の、くれづれ、磯邊田を雁々が食ふ、神田度の、み雁、尾上田を、雁々が食ふ、甲子門は、深しみ、尾上田を、雁々が食ふ。（○松岡氏古語大辭典ニヨル）

七年春正月丁酉朔壬寅（○六日）、御船西に征きて、始めて海路に就く。甲辰（○八日）、御船大伯海に到る。時に大田姫皇女、女を産みます。仍りて是の女を名けて大伯皇女と曰す。庚戌（○十四日）、御船伊豫の熟田津の石湯の行宮（熟田津、此をニキタヅと云ふ）に泊る。三月丙申朔庚申（○廿五日）、御L15船還りて娜大津に至る。磐瀬の行宮に居ます。天皇此を改めて名けて長津と曰ふ。夏四月、百濟の福信、使を遣して表を上り、其の王子糺解を迎へむと乞ふ。（釋道顯日本世記に曰く、百濟の福信、書を獻りて、其の君糺解を東朝に祈す。或る本に云ふ、四月、天皇朝倉ノ宮に遷り居ます）五月乙未朔癸卯（○九日）、天皇朝倉ノ橘ノ廣庭ノ宮に遷り居ます。是の時に、朝倉の社の木を斮り除ひて、此の宮を作りたまふ。故神忿りて殿を壞つ。亦宮中に鬼火を見る。是に由りて大舍人及び諸の近侍病み死ぬる者衆し。丁巳（○廿三日）、耽羅始めて王子阿波伎等を遣して貢獻る。（伊吉連博得の書に云ふ、辛酉の年正月二十五日、還りて越州に到る。四月一日、越州より上路して東に歸る。七日、行きて檉岸山の明に到り、八日L15鷄鳴の時を以て、西南の風に順ひて、船を大海に放つ。海中に途に迷ひ、漂蕩ひ辛苦む。九日夜に入りて、僅かに耽羅の嶋に到

る。便卽嶋人を招ぎ慰へて、王子阿波岐等九人、同じく客の船に載せて、帝朝に獻らむと擬らふ。五月二十三日、朝倉の闕に奉進る。耽羅の入朝ること此の時に始れり。又智興が傔人東漢草直足嶋の爲めに讒されて、使人等、寵命を蒙らず。使人等怨み、上天の神に徹り、足嶋を震して死しつ。時の人稱ひて曰く、大倭の天の報いの近きかも。」六月、伊勢王薨りましぬ。秋七月甲午朔丁巳(○廿四日)、天皇、朝倉宮に崩りたまふ。八月甲子朔、皇太子、天皇の喪に奉從りて還りて磐瀨宮に至りたまふ。是の夕、朝倉山の上に鬼有りて、大笠を著て喪の儀を臨視る。衆皆嗟怪む。冬十月癸亥朔己巳(○七日)、天皇の喪歸りて海に就く。是に皇太子、一所に泊りて、」16オ 天皇を哀慕ひまつりたまふ。乃ち口號して曰く、

君が目の、戀しき故に、泊て居て、かくや戀ひなも、君が目をほり。

乙酉(○廿三日)、天皇の喪還りて難波に泊る。十一月壬辰朔戊戌(○七日)、天皇の喪を以て飛鳥の川原に殯りす。此より發哀りて、九日に至る。(日本世記に云ふ、十一月、福信が獲たる唐人續守言等、筑紫に至る。或る本に云ふ、辛酉の年、百濟の佐平福信が獻れる唐の俘一百六口、近江國の墾田に居らしむ。庚申の年、既に福信唐の俘を獻れりと云へり。故に今其の決れるを在き注す。」

日本書紀卷第二十六　終」16ウ

日本書紀卷第二十七

天命開別天皇　　天智天皇

天命開別天皇は、息長足日廣額天皇の太子なり。母を天豐財重日足姬天皇と曰す。天豐財重日足姬天皇の四年に、位を天萬豐日天皇に讓り、天皇を立てて皇太子と爲したまふ。天萬豐日ノ天皇後の五年の十月に崩りたまふ。明くる年、皇祖母尊天皇位卽しめす。七年七月丁巳崩りたまふ。皇太子素服たてまつりて制稱しめす。是の月に、蘇將軍、突厥の王子契苾加力等と、水陸└1オ二の路よりして、高麗の城の下に至る。皇太子、長津ノ宮に還り居します。稍水表の軍の政を聽しめす。八月、前の將軍大華下阿曇ノ比邏夫ノ連、小華下河邊ノ百枝ノ臣等、後の將軍大華下阿倍ノ引田ノ比邏夫ノ臣、大山上物部ノ連熊、大山上守ノ君大石等を遣して、百濟を救はしむ。仍りて兵杖五の穀を送る。(或る本に此の末に續きて云ふ、別に大山下狹井ノ連檳榔、小山下秦ノ造田來津を使して、百濟を守護らしむ)九月、皇太子、長津ノ宮に御します。織冠を以て百濟の王子豐璋に授け、復多ノ臣蔣敷の妹を以て妻す。乃ち大山下狹井ノ連檳榔、小山└1ウ下秦ノ造田來津を遣して、軍五千餘を率ゐて本鄉に衞り送る。是に豐璋が國に入る時に、福信迎へ來て、稽首みて國朝の政を奉りて、皆悉に委ねたてまつる。十二月、高麗言ふ、惟の十二月に、高麗國に寒きこと極りて、浿凍れり。故唐の軍、雲車衝輣鼓鉦吼然る。高麗の士卒膽勇み雄壯し。故更に唐の二の壘を取る。唯二

の累有り、亦夜取らむの計に備ふ。唐の兵、膝を抱きて哭く。鋭鈍の力竭きて拔くこと能はず。臍を噬ふの恥此に非ずして何ぞ。(釋道顯云ふ、言は春秋智の志、正に高麗に起り、而して先づ百濟に聲し。百濟、近く侵すこと甚だ苦しく急なり。故に爾いふ。)是の歳、播磨國の司岸田臣麿等、寶の劔を獻りて言く、狹夜郡の人禾田の穴の内に於て獲たり、と。又日本の高麗を救ふ軍將等、百濟の加巴利濱に泊りて火を燃く。灰變じて孔に爲りて細き響有り、鳴鏑の如し。或は曰く、高麗百濟の終に亡びむ徵か。

元年春正月辛卯朔丁巳(二十七日)、百濟の佐平鬼室福信に矢十万隻、絲五百斤、綿一千斤、布一千端、韋一千張、稻種三千斛を賜ふ。三月庚寅朔癸巳(四日)、百濟王に布三百端を賜ふ。是の月、唐人新羅人、高麗を伐つ。高麗、救ひを國家に乞ふ。仍りて軍將を遣して疏留城に據る。是に由りて、唐人、其の南の堺を略むることを得ず、新羅、其の西の壘を輸すことを獲ず。夏四月、鼠、馬の尾に産む。釋道顯占ひて曰く、北國の人將に南國に附かむとす。蓋し高麗破れて日本に屬くか。五月、大將軍大錦中阿曇比邏夫連等、船師一百七十艘を率ゐて、豐璋等を百濟國に送る。宣勅して豐璋を以て其の位を繼がしめたまふ。又金策を福信に予へて、其の背を撫て、褒めて爵祿を賜ふ。時に、豐璋等と福信と稽首みて勅を受け、衆爲めに涕を流す。六月己未朔丙戌(二十八日)、百濟、達率萬智等を遣して調を進り物を獻る。冬十二月丙戌朔、百濟王豐璋、其の臣佐平福信等、狹井連(名を闕く)、朴市田來津と議りて曰く、此の州柔は、遠く田畝に隔て、土地磽确せたり。農桑の地に非ず。是れ拒ぎ戰ふの場たり。此に久しく處らば、民飢饉

ゑぬ可し。今避城に遷る可し。避城は、西北帶ぶるに古連旦涇の水を以てし、東南は深埿巨堰の防ぎに據れり、繚らすに周き田を以てし、渠を決りて雨を降らす。華實の毛は則ち三の韓の上腴なり。衣食の源は則ち二儀の隩區なり。地卑れりと曰ふと雖も、豈に遷らざらむや。是に於きて朴市ノ田來津、獨り進みて諫めて曰く、避城と敵の在る所との間、一夜にして行く可し。相近きこと茲甚し。若しL3 不虞有らば其れ悔ゆとも及び難からむ。夫れ飢は後なり、亡は先なり。今敵の妄りに來らざる所以は、州柔、山險を設け置きて、盡に防禦と爲て、山峻しく高くて谿隘ければ、守ること易くて攻むること難きが故なり。若し卑き地に處らば、何を以てか居るところを固め、搖動かずて今日に及ばむや。遂に諫めを聽かずて避城に都す。是の歲、百濟を救はむが爲めに、兵甲を修繕め、船舶を備具へ、軍糧を儲設く。是の年也太歲壬戌。

二年春二月乙酉朔丙戌〔○二日〕、百濟、達率金受等を遣して調を進る。新羅人、百濟の南の畔の四の州を燒燔く。幷せて安德等が要L4 地を取る。是に、避城、賊を去ること近し。故勢、居ること能はず。乃ち還りて州柔に居る。田來津が計る所の如し。是の月、佐平福信、唐の俘續守言等を上送る。三月、前の將軍上毛野君稚子、間人連大蓋、中の將軍巨勢神前臣譯語 三輪ノ君根麻呂、後の將軍阿倍引田ノ臣比邏夫、大宅臣鎌柄を遣して、二萬七千人を率ゐて新羅を打たしめたまふ。夏五月癸丑朔、犬上君（名を闕く）、馳せて兵の事を高麗に告げて、還りて糺解を石城に見る。糺解仍りて福信の罪を語る。六月、前の將軍上毛野君稚子等、新羅のL4 沙鼻岐、奴江二城を取る。百濟王豐璋、福信が謀反くる心有るを嫌ひて、革を以て

掌を穿して縛ふ。時に自ら決め難くて、所為を知らず。乃ち諸臣に問ひて曰く、福信の罪既に此くの如し。斬る可きや不や。是に達率德執得曰く、此の悪逆き人をば放捨す合からず。福信即ち執得に唾はきかけて曰く、腐狗癡奴と。王健児を勒へ、斬りて首を醢にす。秋八月壬午朔甲午〔○十三日〕、新羅、百済ノ王の己が良将を斬れるを以て、直に国に入りて先づ州柔を取らむことを謀る。是に、百済、賊の計る所を知りて、諸の将に謂りて曰く、今聞く、大日本国の救ひの将廬原ノ君臣、健児万余を率ゐて、正当に」5 海を越えて至るべし。願はくは諸の将軍等、応に預め図れ。我、自ら往きて白村に待ち饗へむと欲ふ。戊戌〔○十七日〕、賊の将、州柔に至りて其の王の城を繞む。大唐の軍将、戦船一百七十艘を率ゐて、白村ノ江に陣烈れり。戊申〔○廿七日〕、日本の船師初づ至る者、大唐の船師と合ひ戦ふ。日本不利けて退く。大唐陣を堅めて守る。己酉〔○廿八日〕、日本の諸の将、百済ノ王と、気象を観ずして、相謂りて曰く、我等先きを争はば、彼応に自らに退くべし、と。更に日本の乱れたる伍と中軍の卒とを率ゐて、進みて大唐の軍を打つ。大唐便ち左右より船を夾みて繞み戦ふ。須臾之際に、官軍敗続れぬ。水に赴きて溺れ死ぬる者衆し。」5 艫舳迴旋らすことを得ず。朴市ノ田来津天を仰ぎて誓ひ、歯を切りて嗔り、数十人を殺し、焉に戦ひ死ぬ。是の時、百済の王豊璋、数人と船に乗りて高麗に逃げ去る。九月辛亥朔丁巳〔○七日〕、百済の州柔城始めて唐に降ひぬ。是の時、国人相謂りて曰く、州柔降れり、事奈何といふこと無し。百済の名今日に絶えぬ。丘墓の所豈能く復往かむや。但し弖礼城に往きて日本の軍将等に会ひ、事機の要とする所を相謀る可し。遂に本より枕服岐城

に在る妻子等に教へて、國を去る心を知らしむ。辛酉(〇十一日)、牟互に發途す。癸亥(〇十三日)、互禮に至る。甲戌(〇廿四日)、日本のL6オ船師、及び佐平余自信、達率木素貴子、谷那晉首、憶禮福留、幷せて國民等互禮城に至る。明日船發ちして、始めて日本に向ふ。

三年春二月己卯朔丁亥(〇九日)、天皇大皇弟に命せて、冠を增換へ位の階の名を倍し、及び氏上、民部家部等の事を宣はしめたまふ。其の冠に二十六階有り。大織、小織、大縫、小縫、大紫、小紫、大錦上、大錦中、大錦下、小錦上、小錦中、小錦下、大山上、大山中、大山下、小山上、小山中、小山下、大乙上、大L6ウ乙中、大乙下、小乙上、小乙中、小乙下、大建、小建、是を二十六階と爲す。前の華を改めて錦と曰ふ。錦より乙に至りて六階を加ふ。又前の初位一階に加へ換へて、大建小建の二階と爲す。此を以て異なりと爲。餘は並びに前の依なり。其の大氏の氏ノ上には大刀を賜ひ、小氏の氏上には小刀を賜ふ。其の伴造等の氏上には干楯弓矢を賜ふ。亦其の民部家部を定む。三月、百濟王善光王等を以て難波に居らしむ。星有りて京の北に殞つ。是の春地震ふる。夏五月戊申朔甲子(〇十七日)、百濟鎭將劉仁願、朝散大夫郭務悰等を遣して、L7オ表函と獻物とを進る。是の月、大紫蘇我ノ連大臣薨せぬ。(或る本に、大臣薨は五月に注す)六月嶋ノ皇祖母命薨りましぬ。冬十月乙亥朔戊寅(〇四日)、郭務悰等を發遣す。是の日、中臣ノ内臣に勅して、沙門智祥を遣して物を郭務悰に賜ふ。戊寅(〇四日)、郭務悰等に饗へ賜ふ。是の月、高麗の大臣蓋金其の國に終せぬ。兒等に遺言して曰く、汝等兄弟、和むこと魚と水との如くして、爵位を爭ふこと勿れ。若し是くの

如くならずば、必ず國を爲めに奪はれむ。十二月甲戌朔乙酉(〇十二日)、郭務悰等罷り歸る。是の月、淡海國言す、坂田郡の人小竹田史身が猪槽の水の中に忽然に稻生ひたり。身取りて收め、日日富を到す。栗太郡の人磐城村主殷が新婦の床席の頭端に、一宿の間に、稻生ひて穗いでたり。其の旦に垂穎して熟めり。明日の夜更に一の穗生ひたり。新婦庭に出で、兩箇の鑰匙天より前に落ちたり。婦取りて殷に與ふ。殷始めて富むことを得たり。是の歲、對馬嶋、壹岐嶋、筑紫國等に於きて、防と烽とを置く。又筑紫に於きて大堤を築き水を貯へしむ。名けて水城と曰ふ。

四年春二月癸酉朔丁酉(〇廿五日)、間人大后薨りたまふ。是の月、百濟國の官位の階級を勘校ふ。仍りて佐平福信の功を以て、鬼」8ォ室集斯に小錦下を授く。(其の本位は達率。)復百濟の百姓男女四百餘人を以て、近江國の神前郡に居く。三月癸卯朔、間人大后の爲めに、三百三十人を度せしむ。是の月、神前郡の百濟人に田を給ふ。秋八月、達率答㶱春初を遣して、城を長門國に築かしむ。達率憶禮福留、達率四比福夫を筑紫國に遣して、大野及椽の二の城を築かしむ。耽羅使を遣して來朝す。九月庚午朔壬辰(〇廿三日)、唐國、朝散大夫沂州司馬上柱國、劉德高等を遣す。(等とは右戎衛郎將上柱國百濟禰軍朝散大夫柱國郭務悰凡べて二百五十四人を謂ふ。七月二十八日對」8ゥ馬に至る。九月二十日筑紫に至る。二十二日表函を進る。)冬十月己亥朔己酉(〇十一日)、大きに菟道に閱す。十一月己巳朔辛巳(〇十三日)、劉德高等に饗へ賜ふ。十二月戊戌朔辛亥(〇十四日)、物を劉德高等に賜ふ。是の月、劉德高等罷り歸りぬ。是の歲、小錦守

君大石等を大唐に遣す云云。（等は小山坂合部ノ連石積、大乙岐弥吉士針間を謂ふ。蓋し唐の使人を送るか）五年春正月戊辰朔戊寅〔〇十一日〕、高麗、前部能婁等を遣して調を進る。是の日耽羅、王子始如等を遣して貢獻る。三月皇太子親ら佐伯ノ子麻呂ノ連が家に往きて、その所患を問ひて、元より∟9オ從れる功を慨歎きたまふ。夏六月乙未朔戊戌〔〇四日〕、高麗の前部能婁等罷り歸る。秋七月、大水あり。是の秋、租調を復す。冬十月甲午朔己未〔〇廿六日〕、高麗、臣乙相奄鄒等を遣して調を進る。（大使臣乙相奄鄒、副使達相遁、二位玄武若光等）是の冬、京都の鼠近江に向きて移る。百濟の男女二千餘人を以て東國に居らしむ。凡べて緇素を擇ばず。癸亥の年〔〇二年〕より起りて三歳に至るまで、並びに官の食を賜ふ。倭ノ漢ノ沙門知由、指南車を獻る。

六年春二月壬辰朔戊午〔〇廿七日〕、天豐財重日足∟9ウ姫ノ天皇と間人ノ皇女とを小市ノ岡ノ上ノ陵に合せ葬りまつる。是の日、皇孫大田ノ皇女を以て陵の前の墓に葬りぬ。高麗百濟新羅皆御路に哀奉る。皇太子羣臣に謂ひて曰く、我、皇太后ノ天皇の勅ふ所を奉り、萬民を憂へ恤むの故に、石槨の役を起さしめず。冀ふ所は永代に以て鏡けき誡と爲よ。三月辛酉朔己卯〔〇十九日〕、都を近江に遷したまふ。是の時、天下の百姓、都を遷すことを願はず、諷へ諫る者多し。童謠亦衆し。日日夜夜失火の處多し。六月、葛野郡白鷰を獻る。秋七月己未朔己巳〔〇十一日〕、耽羅、佐平椽磨等を遣して貢獻る。八月、∟10オ皇太子倭の京に幸す。冬十月、高麗の太兄男生、城を出でて國を巡る。是に城内の二の弟、側助の士大夫の惡言を聞きて、拒ぎて入る

ることなし。是に由りて、男生奔りて大唐に入りて、其の國を滅ぼさむことを謀る。十一月丁巳朔乙丑〔〇九日〕、百濟鎭將劉仁願、熊津の都督府、熊山縣の令上柱國司馬法聰等を遣して、太山下境部連石積等を筑紫の都督府に送らしむ。己巳〔〇十三日〕、司馬法聰等罷り歸る。小山下伊吉連博德、大乙下笠臣諸石を以て送使と爲す。是の月、倭國高安城、讃吉國山田郡屋嶋城、對馬國金田城を築く。閏十一月丁亥朔丁酉〔〇十一日〕、錦十四疋、纈十九匹、緋二十四疋、紺布二十四端、桃染布五十八端、斧二十六、釤六十四、刀子六十一枚を以て、椽磨等に賜ふ。

七年春正月丙戌朔戊子〔〇三日〕、皇太子、天皇位即しめす。〔或る本に云ふ、六年歳次丁卯三月位に即きたまふ。〕壬辰〔〇七日〕、群臣に内裏に宴したまふ。戊申〔〇十一日〕、送使博德等報命まをす。二月丙辰朔戊寅〔〇廿三日〕、古人大兄皇子の女倭姫王を立てて皇后と爲したまふ。遂に四嬪を納る。蘇我山田石川麻呂大臣の女有り、遠智娘と曰ふ。〔或る本に云ふ、美濃津子娘〕一男二女を生ます。其の一を大田皇女と曰す。其の二を鸕野皇女と曰す。天下を有つに及びて、飛鳥淨御原宮に居します。後に宮を藤原に移したまふ。其の三を建皇子と曰す。啞にて語ふこと能はず。〔或る本に云ふ、遠智娘、一男二女を生ます。其の一を建皇子と曰す。其の二を大田皇女と曰す。其の三を鸕野皇女と曰す。或る本に云ふ、蘇我山田麻呂大臣の女を茅渟娘と曰す。大田皇女と娑羅羅皇女とを生ます。〕次に遠智娘の弟有り、姪娘と曰す。御名部皇女と阿陪皇女とを生ます。阿陪皇女は天下を有つに及びて、藤原宮に居しま

す。後に都を乃樂に移したまふ。（或る本に云ふ、姪娘を名けて櫻井娘と曰す）次に阿陪ノ倉梯麿ノ大臣の女有り、L11ォ 橘ノ娘と曰す。飛鳥ノ皇女と新田部ノ皇女とを生ます。次に蘇我ノ赤兄ノ大臣の女有り、常陸娘と曰す。山邊ノ皇女を生ます。又宮人の男女を生ます者四人有り。忍海ノ造小龍が女有り、色夫古ノ娘と曰す。一男二女を生れます。其の一を大江ノ皇女と曰す。其の二を川嶋ノ皇子と曰す。其の三を泉ノ皇女と曰す。又栗隈ノ首徳萬が女有り、黒媛ノ娘と曰す。水主皇女を生れます。又越道君伊羅都賣有り。施基皇子を生ます。又伊賀ノ采女宅子有り。伊賀ノ皇子を生ます。復の字を大友ノ皇子と曰す。夏四月乙卯朔庚申（〇六日）、百濟、末都師父等を遣して L12ォ 調を進る。庚午（〇十六日）、末都師父等罷り歸る。五月五日、天皇、蒲生野に縱獵したまふ。時に大皇弟、諸王、内ノ臣、及び羣臣皆悉に從なり。六月、伊勢ノ王其の弟王と日接ぎて薨りましぬ。（未だ官位を詳かにせず。）秋七月、高麗、越の路より使を遣して調を進る。風浪高し。故に歸ることを得ず。栗前ノ王を以て筑紫ノ率に拜したまふ。時に、近江ノ國武を講ふ。又多に牧を置きて馬を放つ。又越ノ國、燃ゆる土と燃ゆる水とを獻る。又濱の臺の下に於きて、諸の魚水を覆ひて至る。又蝦夷に饗へす。又舍人等に命せて、所所に宴爲しむ。時の人の曰く、天皇天命及りなむとするか。秋九L12ゥ 月壬午朔癸巳（〇十二日）、新羅、沙喙汲湌金東嚴等を遣して調を進る。丁未（〇廿六日）、中臣ノ内臣、沙門法弁秦筆をして、新羅の上臣大角干庾信に船一隻を賜ひ、東嚴等に付けしむ。庚戌（〇廿九日）、布勢ノ臣耳麻呂をして、新羅ノ王に御調を輸る船一隻を賜ひ、東嚴等に付けしむ。冬十月、大唐大將軍英

公、高麗を打ち滅ぼす。高麗の仲牟王、初めて國を建つる時、千歳を治むることを欲りき。母夫人の云く、若し善く國を治めば得可し。（若、或る本に得可からずといへることあり。）但し當に七百年の治め有らむ、と。今此の國亡ぶること、當に七百年の末に在り。十一月辛巳朔、└13ォ新羅王に絹五十疋・綿五百斤・韋一百枚を賜ふ。金東嚴等に付く。東嚴等に物を賜ふこと各差有り。乙酉（〇五日）、小山下道守臣麻呂・吉士小鮪を新羅に遣す。是の日、金東嚴等罷り歸る。是の歳、沙門道行、草薙劒を盗みて、新羅に逃げ向く。而して中路に風雨にあひて、荒迷ひて歸る。

八年春正月庚辰朔戊子（〇九日）、蘇我赤兄臣を以て筑紫率に拜す。三月己卯朔己丑（〇十一日）、耽羅、王子久麻伎等を遣して貢獻る。丙申（〇十八日）、耽羅王に五穀の種を賜ふ。是の日、王子久麻伎等└13ゥ罷り歸る。夏五月戊寅朔壬午（〇五日）、天皇、山科野に縦獵したまふ。大皇弟、藤原内大臣、及び群臣皆悉に從につかへまつる。秋八月丁未朔己酉（〇三日）、天皇、高安嶺に登りて、議りて城を修めむと欲ひたまふ。仍ち民の疲れを恤みたまひて、止めて作りたまはず。時の人感ひて歎へて曰く、寔乃ち仁愛の徳、亦寛ならずや、云云。是の秋、藤原内大臣の家に霹靂せり。九月丁丑朔丁亥（〇十一日）、新羅、沙飡督儒等を遣して調を進る。冬十月丙午朔乙卯（〇十日）、天皇、藤原内大臣の家に幸して、親ら所患を問ひたまふ。而して憂悴けたること極めて甚し。乃ち詔して曰く、天の道、仁を輔くといふこと何ぞ乃ち虚説ならむ。善を積めば└14ォ餘りの慶びあること、猶是れ徴無からむか。若し須き所有らば、便ち以て聞ゆ

可しと。對へて曰く、臣旣に不敏、當に復何をか言さむ。但其の葬事は、宜しく輕易かなるべし。生きては則ち軍國に務むること無く、死にては則ち何ぞ敢へて重ねて難まさむ。云云。時の賢聞きて歎めて曰く、此の一言は、竊かに往の哲の善言に比へむ。大樹將軍の賞を辭びしと、詎ぞ年を同じくして語る可けむや。庚申〔〇十五日〕、天皇、東宮大皇弟を藤原ノ內ノ大臣の家に遣して、大織冠と大臣の位とを授けたまふ。仍りて姓を賜ひて藤原ノ氏と爲す。此より以後、通して藤原ノ大臣と曰ふ。辛酉〔〇十六日〕、藤原ノ內大臣薨せぬ。〔日本世記に曰ふ、內大臣春秋五十にして私の第に薨せぬ。迺ち山の南に殯す。天何ぞ淑からずして、憖ひに耆を遺さざる。」14ウ 嗚呼哀しきかも。碑に曰く、春秋五十有六にして薨せぬ〕甲子〔〇十九日〕、天皇、藤原ノ內大臣の家に幸したまふ。大錦上蘇我ノ赤兄ノ臣に命せて、恩詔を奉宣らしめたまふ。仍りて金の香鑪を賜ふ。十二月、大藏に災けり。是の冬、高安城を修めて、畿內の田稅を收む。時に斑鳩寺に災けり。是の歲、小錦中河內ノ直鯨等を遣して、大唐に使せしむ。又佐平餘自信、佐平鬼室集斯等、男女七百餘人を以て、遷りて近江國蒲生郡に居らしむ。又大唐、郭務悰等二千餘人を遣す。

九年春正月乙亥朔辛巳〔〇七日〕、士大夫等に詔して、大きに宮」15オ 門內に射る。戊子〔〇十四日〕朝廷の禮儀と行路の相避くることとを宣ふ。復誣妄妖僞を禁め斷む。二月、戶籍を造り、盜賊と浮浪とを斷む。時に天皇、蒲生郡の匱迮野に幸して宮地を觀そなはす。又高安ノ城を修めて穀と塩とを積む。又長門に城一、筑紫に城二を築く。三月甲戌朔壬午〔〇九日〕、山御井の傍に諸神の座を敷きて、幣帛を班つ。中臣ノ金ノ連、

祝詞を宣ぶ。夏四月癸卯朔壬申（〇三十日）、夜半の後に、法隆寺に災けり。一屋も餘ること無し。大雨ふり雷震る。五月、童謠に曰く、

うち橋の、集の遊びに、出で坐子、玉手の└15家の、八重この刀自、出でましの、悔いは有らじぞ、出でませ子、玉での家の、八重このと刀自。

六月、邑の中に龜を獲たり。背に申の字を書せり。上黄に下玄し。長さ六寸許り。秋九月辛未朔、阿曇連頰垂を新羅に遣す。是の歲、水碓を造りて冶鐵す。

十年春正月己亥朔庚子（〇二日）、大錦上蘇我赤兄臣と、大錦下巨勢人臣と、殿の前に進みて賀正事を奏す。癸卯（〇五日）、大錦上中臣金連、神事を命宣る。是の日、大友皇子を以て└16太政大臣に拜す。蘇我赤兄臣を以て左大臣と爲し、中臣金連を以て右大臣と爲し、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣を以て御史大夫と爲したまふ。甲辰（〇六日）、東宮太皇弟宣を奉けて、（或る本に云ふ、大友皇子宣す）冠の位の法度の事を施行ふ。大きに天の下に赦したまふ。（法度の冠の位の名は、具さに新しき律令に載す）丁未（〇九日）、高麗、上部大相可婁等を遣して調を進る。辛亥（〇十三日）、百濟の鎭將劉仁願、李守眞等を遣して表を上る。是の月、大錦下を以て佐平余自信、沙宅紹明（法官大輔）に授け、小錦下を以て鬼室集斯（學職頭）に授く。大山下を以て└17達率谷那晉首（兵法に閑へり）、木素貴子（兵法に閑へり。）、憶禮福留（兵法に閑へり）、答㶱春初（兵法に閑へり）、㶱日比子、贊波羅、金羅、金須（藥を解れり）、鬼室集信（藥を解れり。）に授く。小山上を以、達率德頂上（藥を解れり）、吉大尚（藥を解れり）、

許率母（五經に明かなり）、角福牟（陰陽に閑へり）に授く。小山下を以て餘し餘率等五十餘人に授く。童謡に云ふ、

橘は、己が枝枝、なれれども、玉に貫く時、おやじ緒に貫く。二月戊辰朔庚寅（〇廿三日）、百濟、臺久用善等を遣して調を進る。三月戊戌朔庚子（〇三日）、黄書ノ造」17オ 本實、水臬を獻る。甲寅（〇十七日）、常陸國、中臣部ノ若子を貢る。長尺六寸。其の生れたる年丙辰（〇齊明天皇二年）、此の歳に至りて十六年なり。夏四月丁卯朔辛卯（〇廿五日）、漏尅を新臺に置く。始めて候時を打ち、鍾鼓を動らし、始めて漏尅を用ゐる。此の漏尅は、天皇の皇太子爲りし時に、始めて親ら製造りたまへる所なり。云云。是の月、筑紫言さく、八の足ある鹿生れて即ち死ぬ、と。五月丁酉朔辛丑（〇五日）、天皇、西の小殿に御します。皇太子群臣宴に侍る。是に於きて、再び田儛を奏る。六月丙寅朔己巳（〇四日）、百濟三部の使人の請せる軍の事を宣ふ。庚辰（〇十五日）、百濟、羿眞子等を遣して調を進る。」17ウ 是の月、栗隈ノ王を以て筑紫ノ帥と爲す。新羅使を遣して調を進る。別に水牛一頭、山鷄一隻を獻る。秋七月丙申朔丙午（〇十一日）、唐人李守眞等、百濟の使人等、並びに罷り歸る。八月乙丑朔丁卯（〇三日）、高麗の上部大相可婁等罷り歸る。壬午（〇十八日）、蝦蛦に饗へ賜ふ。九月、天皇寢疾不豫したまふ。（或る本に、八月に天皇疾病したまふ）冬十月甲子朔庚午（〇七日）、新羅、沙飡金万物等を遣して調を進る。辛未（〇八日）、内裏に於きて百佛の眼を開けたてまつる。是の月、天皇、使を遣して袈裟、金の鉢、象牙、沈水香、栴檀香、及び諸の珍財を法興寺の佛に奉

りたまふ。庚辰〔○十七日〕、天皇」18オ 疾病彌留、勅して東宮を喚して臥內に引し入れて、詔して曰く、朕疾甚し、後の事を以て汝に屬く。云云。是に於きて再拜みたてまつり疾と稱して、固辭みまをして受けずて曰く、請ふ、洪業を奉げて大后に付屬けまつり、大友王をして諸の政を宣はしめ奉らむ。臣は請願ふ天皇の奉爲に出家して、脩道はむ。天皇許す。東宮起ちて再拜みたまふ。便ち內裏の佛殿の南に向でまして、胡床に踞坐けて鬢髮を剃除りたまひ、沙門と爲りたまふ。是に天皇、次田生磐を遣して袈裟を送りたまふ。壬午〔○十九日〕、東宮、天皇に見えて、吉野に之りて佛道を脩行はむと請ふ。天皇許したまふ。東宮即ち吉野に入りたまふ。大臣等侍送りまつり菟道に至りて還る。十一月甲」18ウ 午朔癸卯〔○十日〕、對馬國の司、使を筑紫大宰府に遣して言さく、月生ちて二日、沙門道久、筑紫君薩野馬、韓嶋勝娑婆、布師首磐、四人唐より來りて曰く、唐國の使人郭務悰等六百人、送使沙宅孫登等一千四百人、總べ合せて二千人、船四十七隻に乘りて、俱に比智嶋に泊りて、相謂りて曰く、今吾輩人船數衆し。忽然に彼に到らば、恐くは彼の防人驚駭き射戰はむ。乃ち道文〔○上文久に作る〕等を遣して、豫め稍に來朝るの意を披き陳さむと。丙辰〔○廿三日〕、大友皇子內裏の西殿の織の佛像の前に在します。左大臣蘇我赤兄臣、」19オ 右大臣中臣金連、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣侍り。大友皇子手に香鑪を執りて、先づ起ちて誓盟ひて曰く、六人心を同くして、天皇の詔を奉る。若し違ふこと有らば、必ず天罰を被らむ。云云。是に左大臣蘇我赤兄臣等、手に香鑪を執りて、次の隨に起ちて泣血きて誓盟ひて曰く、臣等五人、殿下に隨ひて天皇の詔を

奉る。若し違ふこと有らば、四天王打ち、天神地祇亦復誅罰せむ。三十三天此の事を證め知しめせ。子孫當に絶え、家門必ず亡びむ。云云。丁巳(〇廿四日)、近江ノ宮に火けり。大藏ノ省の第三倉より出づ。壬戌(〇廿九日)、五臣、大友ノ 19ゥ 皇子を奉りて天皇の前に盟ふ。是の日、新羅王に絹五十匹、絁五十匹、綿一千斤、韋一百枚を賜ふ。十二月癸亥朔乙丑(〇三日)、天皇、近江ノ宮に崩りたまふ。癸酉(〇十一日)、新宮に殯す。時に童謡に曰く、

み吉野の、吉野の鮎、鮎こそは、島邊も吉き、え苦しゑ、水葱の下、芹の下、吾は苦しゑ。(其一)

臣の子の、八重の紐解く、一重だに、未だ解ねば、皇子の紐解く。(其二)

赤駒の、い行きはばかる、眞 20ォ 葛原、何の傳言、ただにし吉けむ。(其三)

己卯(〇十七日)、新羅の進調使沙飡金万物等罷り歸る。是の歳、讃岐ノ國の山田郡の人の家に雞子四足あるもの有り。又大炊省に八の鼎有りて鳴る。或は一の鼎鳴り、或は二、或は三倶に鳴る。或は八ながら倶に鳴る。

日本書紀卷第二十七　終 20ゥ

日本書紀卷第二十八

天渟中原瀛眞人天皇上　天武天皇

天渟中（渟中、此をヌナと云ふ）原瀛眞人天皇は、天命開別天皇の同母の弟なり。幼くましましときは大海人皇子と曰しき。生れましゝより岐嶷かなる姿有り。壯に及びて雄抜しく神武し。天文遁甲に能くしたまふ。天命開別天皇の女、菟野皇女を納れて正妃と爲したまふ。天命開別天皇の元年に立ちて東宮と爲りたまふ。四（○十）年冬十月庚辰（○十七日）、天皇臥病したまひて以て痛きこと甚し。是に蘇賀臣安麻侶を遣して、東宮を召して大殿に引入れたまふ。時に安麻侶は素より東宮の好したまふ所なり。密に東宮を顧て曰く、有意して言たまへ、と。東宮茲に隱せる謀有ることを疑ひて愼みたまふ。天皇東宮に勅して鴻業を授けたまふ。乃ち辭び讓りて曰く、臣が不幸き元より多の病有り。何ぞ能く社稷を保たむ。願はくは陛下、天の下を擧げて皇后に附けたまへ。仍りて大友皇子を立てて、宜しく儲君と爲たまへ。臣は今日出家して、陛下の爲めに功德を修はむと欲ふ、と。天皇聽したまふ。即日出家して法服をきたまふ。因りて以て私の兵器を收めて、悉に司に納めたまふ。壬午（○十九日）、吉野宮に入りたまふ。時に左大臣蘇賀赤兄臣、右大臣中臣金連、及び大納言蘇賀果安臣等送りまつる、菟道より返る。或ひと曰く、「虎に翼を著けて放つ」と。是の夕、嶋宮に御します。癸未（○二十日）、吉野に至りて居ます。

是の時に諸の舍人を聚めて謂りて曰く、我今入道修行せむとす。故隨ひて修道はむと欲ふ者は留れ。若し仕へて名を成さむと欲ふ者は、還りて司に仕へよ。然るに退る者無し。更に舍人を聚めて詔前の如し。是を以て、舍人等半は留り半は退りぬ。十二月、天命開別天皇崩りたまふ。

元年春三月壬辰朔己酉〔○十八日〕、內の小七位阿曇連稻敷を筑紫に遣して、天皇の喪を郭務悰等に告げたまふ。是に郭務悰等咸に喪服を著て、三遍擧哀たてまつり、東に向きて稽首む。壬子〔○廿一日〕、郭務」2オ悰等再拜みて、書函と信物とを進る。夏五月辛卯朔壬寅〔○十二日〕、甲冑弓矢を以て郭務悰等に賜ふ。是の日、郭務悰等に物を賜ふ。總合べて絁一千六百七十三匹、布二千八百五十二端、綿六百六十六斤。戊午〔○廿八日〕、高麗、前部富加抃等を遣して調を進る。庚申〔○三十日〕、郭務悰等罷り歸る。是の月、朴井連雄君、天皇に奏して曰く、臣、私の事有るを以て獨り美濃に至る。時に朝廷、美濃尾張の兩國の司に宣りて曰く、山陵を造らむが爲めに、豫人夫を差し定めよ、と。則ち人別に兵を執らしむ。臣以爲はく、山陵を作るには非ず、必ず事有らむ。若し」2ウ早く避けたまはずば、當に危きこと有らむかと。或は人有りて奏して曰く、近江の京より倭の京に至るまで、處處に候を置き、亦菟道の守橋者に命せて、皇大弟宮の舍人の私の粮を運ぶ事を遮へしむと。天皇惡りて、因りて問ひ察めしむ、以て事の已に實なるを知りたまふ。是に詔して曰く、朕、位を讓り世を遁るる所以は、獨り病を治め身を全くして、永く百年を終へむとなり。然るに今已むことを獲ずして禍を承けむとす。何ぞ默して身を亡ぼさむや。六月辛酉朔壬午〔○二

十二日〕、村國連男依、和珥部臣君手、身毛君廣に詔して曰く、今聞く、近江朝庭の臣等、朕が爲めに害ふことを謀る。是を以て汝等三人急に美濃國に往きて、安八磨郡の湯沐の令、」多臣品治に告げて、機要を宣ひ示して、先づ當郡の兵を發て、仍りて國司等に經れて、諸軍を差し發て、急に不破の道を塞げ。朕今發路たむ。甲申〔二十四日〕、將に東に入らむとす。時に一の臣有りて奏して曰く、近江の群臣元より謀き心有り、必ず天の下に害けむ。則ち道路通り難からむ。何ぞ一人の兵無くて、徒手東に入らむ。臣、事の就らざらむことを恐る。天皇從ひて、男依等を返し召さむと思欲し、即ち大分君惠尺、黃書造大伴、逢臣志摩を留守司高坂王のもとに遣して、驛鈴を乞はしめたまふ。因りて以て惠尺等に謂りて曰く、若し鈴を得ずば、廼ち志摩は還りて復奏せ。惠尺は馳せて近江に往きて、高市皇」子、大津皇子を喚して伊勢に逢へ。既にして惠尺等留守司に至りて、東宮の命を擧げて、驛鈴を高坂王に乞ふ。然るに聽されず。時に惠尺近江に往き、志摩乃ち還りて復奏して曰く、鈴を得ず。是の日、發途して東國に入りたまふ。事急かにして駕を待たずして行きたまふ。儵に縣犬養連大伴が鞍おへる馬に遇ひ、因りて以て御駕す。乃ち皇后は輿に載りて從にませしむ。津振川に逮びて車駕始めて至し、便ち乘す。是の時、元より從へる者草壁皇子、忍壁皇子、及び舍人朴井連雄君、縣犬養連大伴、佐伯連大目、大伴連友國、稚櫻部臣五百瀨、」書首根摩呂、書直智德、山背直小林、山背部小田、安斗連智德、調首淡海の類二十餘人、女孺十有餘人なり。即日、菟田の吾城に到る。大伴連馬來田、黃書造大伴、吉野宮より追ひて至

けり。此の時に、屯田ノ司の舍人土師ノ連馬手、從駕者の食を供ふ。甘羅村を過ぎ、獵者二十餘人有り。大伴ノ朴本ノ連大國、獵者の首為り。則ち悉に喚して從駕へまつらしむ。亦美濃ノ王を徴す。乃ち參赴きて從につかへまつる。湯沐の米を運ぶ伊勢ノ國の駄五十匹に、菟田ノ郡家の頭に遇ふ。仍りて」5皆米を棄てて歩者を乘らしむ。大野に至りて以て日落れぬ。山暗くして進行すること能はず。則ち當邑の家の籬を壞ち取りて燭と為す。夜半に及びて、隱ノ郡に至りて隱の驛家を焚く。因りて邑の中に唱へて曰く、天皇、東ノ國に入る。故人夫諸參赴。然るに一人も肯へて來らず。將に横河に及びて、黒雲有り、廣さ十餘丈天に經れり。時に天皇異みたまひ、則ち燭を擧して親ら式を秉りて占ひて曰く、天の下兩に分れむ祥なり。然れども朕遂に天の下を得むか。即ち急く行して伊賀ノ郡に到りて、伊賀の驛家を焚く。伊賀の中山に逮る。而して當國の郡司等數百の衆を率ゐて歸りまつる。會明に莿萩野に至る。暫く駕を停めて進」5食。積殖の山口に到りて、高市ノ皇子、鹿深より越えて以て遇へり。民ノ直大火、赤染ノ造德足、大藏ノ直廣隅、坂上ノ直國麻呂、古市ノ黒麻呂、竹田ノ大德、膽香瓦ノ臣安倍從なり。大山を越えて、伊勢の鈴鹿に至る。爰に國司守三宅連石床、介三輪ノ君子首、及び湯沐ノ令田中ノ臣足麻呂、高田ノ首新家等、鈴鹿ノ郡に參遇へり。則ち且五百の軍を發てて鈴鹿の山道を塞く。川曲の坂下に到りて日暮れぬ。皇后の疲れたまひしを以て暫らく輿を留めて息む。然るに夜曀りて雨ふらむと欲、淹息むことを得ずして進行す。是に寒くて」5雷雨已甚し。從に從ふ者衣裳濕れて以て寒さに堪へず。乃ち三重の郡家に到りて、屋一間を焚きて寒き者を

熅めしむ。是の夜半、鈴鹿の關の司、使を遣して奏言さく、山部ノ王、石川ノ王、並ひに來る歸れり。故關に置らしむと。天皇便ち路ノ直益人をして徵さしめたまふ。内戌(廿六日)、旦に朝明郡の迹太川の邊に於きて、天照太神を望拜みたまふ。是の時、益人到りて奏して曰く、關に置る所の者は山部ノ王石川ノ王に非ず、是れ大津ノ皇子なり。便ち益人に隨ひて參る來たまへり。大分君惠尺、難波吉士三綱、駒田ノ勝忍人、山ノ邊君安麻呂、小墾田ノ猪手、泥部ノ眂」6枳、大分ノ君稚臣、根ノ連金身、漆部友背の輩從つかまつる。天皇大きに喜ひたまふ。將に郡家に及らむとす。男依、驛に乘りて來り奏して曰く、美濃の師三千人を發して、不破の道を塞ぐことを得たり、と。是に天皇、雄依が務を美めたまふ。既にして郡家に到りて、先づ高市ノ皇子を不破に遣りて、軍の事を監せたまふ。山背部ノ小田、安斗ノ連阿加布を遣して、東海の軍を發し、又稚櫻部ノ臣五百瀬、土師ノ連馬手を遣して東山の軍を發したまふ。是の日、天皇、桑名の郡家に宿りたまふ。即ち停りて以て進でまさず。是の時、近江の朝、大皇弟、東國に入りたまふことを聞きて、其の群臣悉に懼ぢて京の内震動ぐ。或は遁れて」6 東國に入らむと欲、或は退きて將に山澤に匿れむとす。爰に大友ノ皇子、羣臣に謂りて曰はく、將に何をか計らむ。一臣進みて曰く、遲く謀らば後れなむ。如かず、急かに驍騎を聚めて、跡に乘りて逐はむにはと。皇子從はず。則ち韋那ノ公磐鍬、書ノ直藥、忍坂ノ直大摩侶を以て東國に遣し、穗積ノ臣百足、及び弟五百枝、物部ノ首日向を以て倭の京に遣す。且、佐伯ノ連男を筑紫に遣し、樟ノ使主磐手を吉備國に遣し、並ひに悉に兵を興さしむ。仍りて男と磐手とに謂りて曰く、其の筑紫の

大宰栗隈ノ王と、吉備國の守當摩ノ公廣嶋と二人、元大皇弟に有隷きまつる。疑ふらくは反くこと有らむ 7ｲ か。若し服はぬ色有らば、即ち殺せ。是に磐手、吉備ノ國に到りて苻を授ふ日、廣嶋を紿きて刀を解かしむ。磐手乃ち刀を拔きて以て殺しつ。男、筑紫に至る。時に栗隈ノ王苻を承けて對へて曰く、筑紫ノ國は元より邊賊の難を戍る。其の城を峻くし湟を深くして海に臨みて守らするは、豈に內の賊の爲めならむや。今命を畏みて軍を發さば、則ち國空しけむ。若し不意の外に倉卒なる事有らば、頓るに社稷傾きなむ。然る後、百たび臣を殺すと雖も、何の益かあらむ。豈に敢へて德を背かむや。輙く兵を動かさざることは、其れ是の緣なり。時に栗隈王の二の子三野王、武家王、劍を佩き側に立ちて退くこと無し。是に男、7ｳ 劍を按ばりて進まむと欲ふも、還りて恐らくは亡されむことを。故れ事を成すこと能はずして空しく還る。東方の驛使磐鍬等、將に不破に及ばむとす。磐鍬獨り、山中に兵有ることを疑ひ、以て後れて緩に行く。時に伏兵山より出で、藥等が後を遮る。磐鍬見て、藥等が捕へられたることを知り、則ち返りて逃去げて僅かに脫るることを得たり。是の時に當りて、大伴ノ連馬來田、弟吹負並びに時の否を見て、以て病と稱して倭の家に退る。然して其の登嗣位者は必ず吉野に所居す大皇弟ならむといふことを知れり。是を以て馬來田先づ天皇に從ふ。唯吹負留りて謂はく、名を一時に立て、艱難を寧めむと欲ふ、と。即ち一二の族及び諸の豪傑を招きて、僅かに數十人を得たり。8ｵ 丁亥〔〇廿七日〕、高市ノ皇子、使を桑名の郡家に遣して以て奏言さく、御所に遠ざかり居りては、政を行はむに便りならず。宜しく近き處に御しますべし、と。

即日、天皇、皇后を留めて不破に入りたまふ。郡家に及ぶ比ひ、尾張國の司守小子部連鉏鉤、二万の衆を率ゐて歸りまつる。天皇即ち美めて、其の軍を分りて處處の道を塞ぎたまふ。野上に到るに、高市皇子和蹔より參ゐ迎へて、以て便に奏言さく、昨夜、近江朝より驛使馳せ至る。因りて伏兵を以て捕へし者、則ち書直藥、忍坂直大麻呂なり。何所か往くと問ふに、答へて曰く、吉野に居します大皇弟の爲めに東國の軍を發しに遣す、韋那公磐鍬の徒なり」と。然るに磐鍬は兵の起るを見て、乃ち逃げ還れり。既にして天皇、高市皇子に謂りて曰く、其の近江朝には、左右の大臣及び智謀き群臣共に議を定む。今朕、與に事を計る者無し。唯幼少き孺子有るのみ。奈之何。皇子臂を攘り劍を按りて奏言さく、近江の羣臣多しと雖も、何ぞ敢へて天皇の靈に逆はむや。天皇、獨ますと雖も、則ち臣高市、神祇の靈に頼り、天皇の命を請けて、諸の將を引率ゐて征討たむ。豈に距ぐこと有らむや。爰に天皇譽めて、手を携り背を撫でて曰く、愼怠る可からずと。因りて鞍馬を賜ふ。悉に軍の事を授けたまふ。皇子則ち和蹔に還る。天皇茲に於きて行宮を野上に興して居します。此の夜、雷電なり雨ふる事甚し。則ち天皇祈みて曰く、天神地祇、朕を扶けたまはば、雷なり雨ふること息まむと。言ひ訖りて即ち雷なり雨ふることも止みぬ。戊子〔〇廿八日〕、天皇、和蹔に往き、軍の事を檢按へて還りたまふ。己丑〔〇廿九日〕、天皇、和蹔に往きて、高市皇子に命せて軍の衆に號令たまふ。天皇亦野上に還りて居します。是の日、大伴連吹負、密に留守司坂上直熊毛と議りて、一二の漢直等に謂りて曰く、我詐りて高市皇子と稱りて、數十の騎を率ゐて飛鳥寺の北路より出

ぐて營に臨まむ。乃ち汝内應せよと。既にして兵を百濟の家に繕ひて、南の門より出づ。先づ秦ノ造熊に犢鼻せしめて、」9ウ馬に乗りて馳せ、寺の西の營の中に謂はしめて曰く、高市ノ皇子、不破より至ると。軍衆多く從ふ。爰に留守の司高坂ノ王、及び兵を興す使者穗積ノ臣百足等、飛鳥寺の西の槻の下に據りて營を爲す。唯百足、小墾田の兵庫に居りて兵を近江に運ぶ。時に營の中の軍衆、熊が叫ぶ聲を聞きて悉に散り走ぐ。仍りて大伴ノ連吹負、數十騎を率ゐて劇に來る。則ち熊毛及び諸の直等共與に連和しぬ。軍士亦た從ふ。乃ち高市ノ皇子の命を擧げて、穗積ノ臣百足を小墾田の兵庫に喚す。爰に百足、馬に乗りて緩ぐ來れり。飛鳥寺の西の槻の下に逮ぶに、人有りて曰く、」10オ馬より下りよと。時に百足、馬より下ること遲し。便ち其の襟を取りて引き墮して、射て一箭を中て、因りて刀を拔きて斬りて殺しつ。乃ち穗積ノ臣五百枝、物部ノ首日向を禁ふ。俄かにして赦して軍の中に置く。且、高坂ノ王、稚狹王を喚して軍に從はしむ。既にして大伴ノ連安麻呂、坂上ノ直老、佐味ノ君宿那麻呂等を不破ノ宮に遣して、事の狀を奏さしむ。天皇大きに喜びたまふ。因りて乃ち吹負をして將軍に拜したまふ。是の時、三輪ノ君高市麻呂、鴨ノ君蝦夷等、及び羣の豪傑者、響きの如く悉に將軍の麾下に會ふ。乃ち近江を襲はむことを規る。因りて衆の中の英俊を撰びて」10別の將及び軍監と爲し、初めて乃樂に向ふ。秋七月庚寅朔辛卯〔〇二日〕、天皇、紀ノ臣阿閉麻呂、多ノ臣品治、三輪ノ君子首、置始ノ連菟を遣して、數万の衆を率ゐて、伊勢の大山より越えて倭に向はしむ。且、村國ノ連男依、書ノ首根麻呂、和珥部ノ臣君手、膽香瓦ノ臣安倍を遣して、數万の衆を率ゐて、不破より出で、直

ちに近江に入らしむ。其の衆と近江の師との別け難きことを恐れて、赤色を以て衣の上に著く。然る後に、別に多臣品治に命せて、三千の衆を率ゐて莿萩野に屯ましむ。田中臣足麻呂を遣して倉歴の道を守らしむ。時に近江、山部王、蘇賀臣果⌞11オ安、巨勢臣比等に命せて、數萬の衆を率ゐ、將に不破を襲はむとして、犬上川の濱に軍す。山部王、蘇賀臣果安、巨勢臣比等の爲めに殺さる。是の亂に由りて軍進まず。乃ち蘇賀臣果安、犬上より返りて頸を刺して死ぬ。是の時、近江の將軍羽田公矢國、其の子大人等、己が族を率ゐて來り降る。因りて斧鉞を授けて將軍に拜す。即ち北のかた越に入る。是より先、近江、精兵を放ちて、忽ちに玉倉部の邑を衝く。則ち出雲臣狛を遣して撃ちて追ふ。壬辰（〇三日）、將軍吹負、乃樂山の上に屯む。時に荒田尾直赤麻呂、將軍に啓して曰く、古き京は是れ本の營の處なり。宜しく⌞11ウ固く守るべしと。將軍從ふ。則ち赤麻呂、忌部首子人を遣して古き京を戍らしむ。是に、赤麻呂等、古き京に詣りて道路の橋の板を解ち取りて、楯に作りて京の邊りの衢に竪て以て守る。癸巳（〇四日）、將軍吹負、近江の將大野君果安と乃樂山に戰ふ。果安が爲めに敗られ、軍卒悉く走ぐ。將軍吹負僅かに身を脱るることを得たり。是に、果安追ひて八口に至りて、京を視るに、街毎に楯を竪つ。伏兵有らむことを疑ひて、乃ち稍に引きて還る。甲午（〇五日）、近江の別將田邊小隅、鹿深山を越えて、幟を卷き鼓を抱きて倉歴に詣る。夜半を以て、梅を銜み城を穿ちて劇てて營の中に入る。則ち⌞12オ己が卒と足麻呂が衆と別ち難きことを畏れて、人毎に金と言はしむ。仍りて刀を拔きて毆ち、金と言ふに非ざれば乃ち斬るのみ。是に、足摩

侶が衆悉に亂る。事忽ちに起りて所爲を知らず。唯足摩侶聰く知りて獨り金と言ひて、以て僅かに免るることを得たり。乙未〔○六日〕、小隅亦進みて莿萩野の營を襲はむと欲ひて忽ちに到る。爰に將軍多ノ臣品治遮へて、精き兵を以て追ひ撃つ。小隅獨り免れて走る。以後遂に復た來らず。丙申〔○七日〕、男依等、近江の軍と息長の横河に戰ひて破る。其の將境部ノ連藥を斬る。戊戌〔○九日〕、男依等、近江の將秦ノ友足を鳥籠山に討ちて斬る。是の日、」12ウ東道の將軍紀ノ臣阿閉麻呂等、倭の京の將軍大伴ノ連吹負、近江の爲めに敗られしことを聞きて、則ち軍を分りて以て置始ノ連菟を遣して、千餘の騎を率ゐて、急かに倭の京に馳せしむ。壬寅〔○十三日〕、男依等、安河の濱に戰ひて大いに破り、則ち社戸ノ臣大口、土師ノ連千嶋を獲つ。丙午〔○十七日〕、栗太の軍を討ちて追ふ。辛亥〔○廿二日〕、男依等、瀬田に到る。時に大友ノ皇子及び羣臣等共に橋の西に營して、大きに陣を成し、其の後を見ず。旗幟野を蔽し、埃塵天に連る。鉦鼓の聲、數十里に聞こえ、列れる弩亂れ發ちて、矢の下ること雨の如し。其の將智尊、精兵を率ゐて以て先鋒として距ぐ。仍りて」13オ橋の中を切り斷つこと三丈を須容り、一の長板を置く。設ひ板を蹋みて度る者有るも、乃ち板を引きて將に墮さむとす。是を以て進み襲ふことを得ず。是に勇敢き士有り、大分ノ君稚臣と曰ふ。則ち長き矛を棄てて以て甲を重ね擐て、刀を拔きて急かに板を蹋みて度る。便ち板を著げる綱を斷ちて以て被矢えつつ陣に入る。衆悉に亂れて散り走りて禁む可からず。時に將軍智尊、刀を拔きて退く者を斬る。而も止むること能はず。因りて以て智尊を橋の邊に斬る。則ち大友ノ皇子、左右の大臣等、僅かに身を免れて以て逃ぐ。男依等即ち

粟津岡の下に軍す。是の日、羽田公矢国・出雲臣狛、合ひて共に三尾城を攻めて降す。壬子〔〇廿三日〕、男」13依等、近江の将犬養連五十君、及び谷直塩手を粟津市に斬る。是に、大友皇子走げて入らむ所無し。乃ち還りて山前に隠れて、以て自ら縊れぬ。時に左右の大臣及び群臣皆散り亡ぐ。唯物部連麻呂且た一二の舎人従へり。初め将軍吹負、乃楽に向ひて稗田に至るの日、人有りて曰く、河内より軍多に至ると。則ち坂本臣財、長尾直真墨、倉墻直麻呂、民直小鮪、谷直根麻呂を遣して、三百の軍士を率ゐて龍田に距がしめ。復佐味君少麻呂を遣して、数百人を率ゐて大坂に屯ましめ、鴨君蝦夷を遣して数百人を率ゐて」11石手の道を守らしむ。是の日、坂本臣財等、平石の野に次る。時に、近江の軍、高安の城に在りと聞きて登つ。乃ち近江の軍、財等が来ることを知りて、以て悉に税倉を焚きて皆散り亡す。仍りて城の中に宿る。会明に西の方を臨み見れば、大津丹比の両の道より軍衆多に至る。顕に旗幟を見る。人有りて曰く、近江の将壱伎史韓国が師なりと。財等、高安城より降りて、以て衛我河を渡り、韓国と河の西に戦ふ。財等衆少くして距ぐこと能はず。是より先き、紀臣大音を遣して懼坂の道を守らしむ。是に、財等、懼坂に退きて大音の営に居る。是の時、河内国の司守来目」11臣塩籠、不破宮に帰るの情有り。以て軍衆を集む。爰に韓国到りて、密かに其の謀を聞きて、将に塩籠を殺さむとす。塩籠、事の漏れたるを知りて、乃ち自ら死ぬ。一日を経て、近江の軍、諸の道に当りて多に至る。即ち並びに相戦ふこと能はずして解け退く。是の日、将軍吹負、近江の為めに敗られて、以て独り一二の騎を率ゐて走る。墨坂に逮びて、

週菟が軍の至るに逢ふ。更に還りて金綱井に屯みて、散りたる卒を招き聚む。是に、近江の軍、大坂の道より至ると聞きて、將軍、軍を引きて西に如く。當麻の衢に到りて、壹岐ノ史韓國が軍と葦池の側に戰ふ。時に勇士來目といふ者有り、刀を拔きて急に馳せて直ちに軍の中に入る。15ォ 騎士、踵を繼ぎて進む。則ち近江の軍悉に走ぐ。追ひて斬ること甚だ多し。爰に將軍、軍中に令せて曰く、其れ兵を發すの元の意は、百姓を殺さむとには非ず、是れ元凶の爲めなり。故妄りに殺すこと莫れと。是に、韓國、軍を離れて獨り逃ぐ。將軍遙かに見て、來目をして以て射しむ。然れども中らずて、遂に走りて免るることを得たり。將軍更に本の營に還る。時に東の師頻に多に臻る。則ち軍を分ちて各上中下の道に當りて屯む。唯將軍吹負親ら中道に當る。是に、近江の將犬養ノ連五十君、中道より至りて村屋に留まる。而して別の將廬井造鯨を遣して、二百の精兵を率ゐて將軍の營を衝く。當時 15ゥ 麾下の軍少くして以て距ぐこと能はず。爰に大井寺の奴名は德麻呂等五人有り、軍に從ふ。即ち德麻呂等先鋒と爲りて、進みて射る。鯨の軍進むこと能はず。是の日、三輪ノ君高市麻呂、置始ノ連菟、上道に當り、箸陵のもとに戰ふ。大きに近江の軍を破りて勝に乘り、兼ねて鯨が軍の後を斷つ。鯨の軍悉に解け走りて、多に士卒を殺す。鯨、白馬に乘りて以て逃ぐ。馬泥田に墮ちて進み行くこと能はず。則ち將軍吹負、甲斐の勇者に謂りて曰く、其の白馬に乘れる者は廬井ノ鯨なり、急かに追ひて以て射よと。是に甲斐の勇者馳せ追ひて鯨に及ぶ比ひ、鯨急かに馬に鞭つ。馬能く拔けて以て泥を出で、16ォ 即ち馳せて脫るることを得たり。將軍亦た更に本の處に還りて軍す。此より以後、近江の軍

遂に至らず。是より先き、金綱井に軍せる時に、高市郡の大領高市縣主許梅、儵忽に口閉びて言ふことを能はず。三日の後に、方に著神して以て言く、吾は高市社に居る、名は事代主神、又牟狹社に居る名は生靈神なりと。乃ち顯にして曰く、神日本磐余彥天皇の陵に、馬及び種種の兵器を奉れ。便に亦た言く、吾は皇御孫命の前後に立ちて、以て不破に送り奉りて還りき。今且た官軍の中に立ちて守護りまつる。且た言く、西の道より」16ウ軍衆將に至らむとす。宜しく愼めと。言ひ訖りて則ち醒む。故是を以て便ち許梅を遣して御陵を祭ひ拜み。因りて以て馬及び兵器を奉る。又た幣を捧げて高市身狹の二の社の神の禮ひ祭る。然る後に、壹伎史韓國、大坂より來る。故時の人曰く、二の社の神の教へたまへる辭、適に是たりと。又た村屋神、祝に著りて曰く、今吾が社の中の道より軍衆將に至らむとす。故れ宜しく社の中の道を塞げと。故未た幾日を經ずして、廬井造鯨が軍、中の道より至る。時の人曰く、即ち神の教へたまへる辭是なりと。軍政既に訖りて、將軍等、是の三の神の教へ言を擧げて奏す。即ち勅して三の神の品を登進げて以て」17オ祠りたまふ。辛亥（〇廿二日）、將軍吹負既に倭の地を定めて、便に大坂を越えて難波に往く。以餘の別の將軍等、各三の道より、進みて山前に至り、河の南に屯む。將軍吹負、難波の小郡に留まりて、以西の諸國の司等に仰せて、官鑰、驛鈴、傳印を進らしむ。癸丑（〇廿四日）、諸の將軍等、悉に筱（筱、此をササと云ふ）浪に會ひて、左右の大臣、及び諸の罪人等を探り捕ふ。乙卯（〇廿六日）、將軍等、不破宮に向ふ。因りて大友皇子の頭を捧げて營の前に獻る。八月庚申朔甲申（〇廿五日）、高市皇子に命せて近江の群

臣の犯せる狀を宣ふ。則ち重き罪八人を極刑に坐く。仍りて右大臣中臣ノ連[17ウ]金を淺井の田根に斬る。是の日、左大臣蘇我ノ臣赤兄、大納言巨勢ノ臣比等、及び子孫、幷びに中臣ノ連金の子、蘇我ノ臣果安が子、悉に配流。以餘は悉に赦す。是より先き、尾張ノ國の司守少子部連鉏鉤、山に匿れて自ら死ぬ。天皇の曰く、鉏鉤は功有る者なり。罪無くて何ぞ自ら死ぬる。其れ隱せる謀有るかと。丙戌(○廿七日)、諸の有功勳者に恩勅して顯かに寵み賞したまふ。九月己丑朔丙申(○八日)、車駕還りて伊勢の桑名に宿りたまふ。丁酉(○九日)、鈴鹿に宿り、戊戌(○十日)、阿閉に宿り、己亥(○十一日)、名張に宿りたまふ。庚子(○十二日)、倭の京に詣りて嶋ノ宮に御します。癸卯(○十五日)、嶋ノ宮より[18オ]岡本ノ宮に移りたまふ。是の歲、宮室を岡本ノ宮の南に營りたまふ。即ち冬遷りて居します。是を飛鳥ノ淨御原宮と謂ふ。冬十一月戊子朔辛亥(○廿四日)、新羅の客金押實等に筑紫に饗へたまふ。即日、祿を賜ふこと各差有り。十二月戊午朔辛酉(○四日)、諸の有功勳者を選びて冠位を增し加ふ。仍りて小山位より以上に賜すること各差有り。壬申(○十五日)、船一隻を新羅の客に賜ふ。癸未(○廿六日)、金押實等罷り歸る。是の月、大紫韋那ノ公高見薨りぬ。

日本書紀卷第二十八　終 [18ウ]

日本書紀卷第二十九

天渟中原瀛眞人天皇 下　天武天皇

二年春正月丁亥朔癸巳（〇七日）、酒を置し群臣に宴す。二月丁巳朔癸未（〇廿七日）、天皇、有司に命せて、壇場を設けて、飛鳥浄御原宮に即帝位しめす。正妃を立てて皇后と爲したまふ。后、草壁皇子尊を生ます。先に皇后の姉大田皇女を納れて妃と爲、大來皇女と大津皇子とを生ます。次の妃大江皇女、長皇子と弓削皇子とを生ます。次の妃新田部皇女、舎人皇子を生ます。又夫人藤原大臣の女氷上娘、但馬皇女を生ます。次に夫人氷上娘の弟五百重娘、新田部皇子を生ます。次に夫人蘇我赤兄大臣の女大蕤娘、一男二女を生ます。其の一を穂積皇子と曰し、其の二を紀皇女と曰し、其の三を田形皇女と曰す。天皇初め鏡王の女額田姫王を娶して、十市皇女を生ます。次に胸形君徳善が女尼子娘を納して、高市皇子命を生ます。次に宍人臣大麻呂が女檅媛娘、二男二女を生ます。其の一を忍壁皇子と曰し、其の二を磯城皇子と曰し、其の三を泊瀬部皇女と曰し、其の四を託基皇女と曰す。乙酉（〇廿九日）、勲功有る人等に、爵を賜ふこと差有り。三月丙戌朔壬寅（〇十七日）、備後國の司、白雉を亀石郡に獲て貢る。乃ち當郡の課役悉に免し、仍りて天の下に大きに赦す。是の月、書生を聚めて、始めて一切經を川原寺に寫す。夏四月丙辰朔己巳（〇十四日）、大來皇女を天照大神宮に侍らしめ遣さむと欲して、泊瀬の齋宮に居

ら令めたまふ。是は先づ身を潔めて、稍に神に近く所なり。五月乙酉朔、公卿大夫及び諸の臣連幷せて伴造等に詔して曰く、夫れ初めて出身せむ者をば、先づ大舍人に仕へ令めよ。然して後に、其の才能を選簡みて、以て當職に宛てよ。又婦女は、夫有り夫無き、└2オ 及び長幼きを問ふこと無く、進み仕へむと欲ふ者を聽せ。其の考選りたまはむは官人の例に准へよ。癸丑(〇廿九日)、大錦上坂本ノ財ノ臣卒りぬ。壬申の年の勞に出りて、小紫の位を贈てたまふ。閏六月乙酉朔庚寅(〇六日)、大錦下百濟ノ沙宅昭明卒りぬ。人と爲り聰明く叡智くて、時に秀才と稱る。是に、天皇驚きたまひ、恩を降して、以て外の小紫の位を贈てたまひ、重ねて本つ國の大佐平の位を賜ふ。壬辰(〇八日)、耽羅、王子久麻藝、都羅、宇麻等を遣して朝貢たてまつらしむ。己亥(〇十五日)、新羅、韓阿飡金承元、阿飡金祇山、大舍霜雪等を遣して、騰極を賀ばしむ。幷せて、一吉飡金薩儒、韓奈末金池山等を遣して、└2ウ 先皇の喪を弔はしむ。(一に云ふ、調使)其の送使貴干寶、眞毛、承元薩儒を筑紫に送る。戊申(〇廿四日)、貴干寶等を筑紫に饗へ、祿を賜ふこと各差有り。即ち筑紫より國に返る。秋八月甲申朔壬辰(〇九日)、伊賀ノ國に在る紀ノ臣阿閉麻呂等に、壬申の年の勞勳の狀を詔して、顯はに寵賞みたまふ。癸卯(〇廿日)、高麗、上部位頭大兄邯子、前部大兄碩干等を遣して朝貢たてまつらしむ。仍りて新羅、韓奈末金利益を遣して、高麗の使人を筑紫に送らしむ。戊申(〇廿五日)、賀騰極使金承元等中客以上二十七人を京に喚したまふ。因りて大宰に命せて、耽羅の使人に詔して曰く、└3オ 天皇新たに天の下を平けたまひて、初めて位に即しめす。是に由りて唯賀使を除きて、

以外は召したまはず、則ち汝等の親見る所なり。亦時寒く波嶮し。久しく淹留めたらば、還りて汝が愁ひを爲してむ。故宜しく疾く歸りかへるべし。仍りて國に在る王、及び使者久麻藝等に肇めて爵位を賜ふ。其の爵は大乙上、更に錦繍を以て潤飾りて、其の國の佐平の位に當つ。則ち筑紫より返りつ。九月癸丑朔庚辰(〇廿八日)、金承元等に難波に饗へたまふ。種種の樂を奏す。物を賜ふこと各差有り。冬十一月壬子朔、金承元罷り歸りぬ。壬申(〇廿一日)、高麗の郝子、新羅の薩儒等を筑紫の大郡に饗へたまふ。祿を賜ふこと各差有り。十」3ウ二月壬午朔丙戌(〇五日)、大嘗に侍奉る中臣忌部及び神官の人等、幷せて播磨丹波二國の郡司、亦以下の人夫等に悉に祿を賜ふ。因りて以て郡司等に各爵一級を賜ふ。戊戌(〇十七日)、小紫美濃ノ王、小錦下紀ノ臣訶多麻呂を以て、高市の大寺を造る司に拜す。時に知事福林僧、老に由りて知事を辭る。然れども聽したまはず。戊申(〇廿七日)、義成僧を以て小僧都と爲す。是の日、更に佐官の二の僧を加ふ。其の四の佐官有ること、始めて此の時に起る。是の年也大歳癸酉。

三年春正月辛亥朔庚申(〇十日)、百濟王昌成薨せぬ。」4オ小紫の位を贈ふ。二月辛巳朔戊申(〇廿八日)、紀ノ臣阿閉麻呂卒せぬ。天皇大きに悲みたまふ。壬申の年の役に勞はるを以て、大紫の位を贈ふ。三月庚戌朔丙辰(〇七日)、對馬國ノ司守忍海ノ造大國言す。銀始めて當國に出づ。即ち貢上る、と。是に由りて、大國に小錦下の位を授く。凡そ銀の倭國に有ることは初めて此の時に出づ。故悉に諸の神祇に奉り、亦周ねく小錦以上の大夫等に賜ふ。秋八月戊寅朔庚辰(〇三日)、忍壁ノ皇子を石上ノ神宮に遣して、膏油を以て神寶を

瑩かしめたまふ。即日勅りして曰く、元來諸の家の神府に貯める寶物は、皆其の子孫に還さしめよと。冬十月丁丑「4ゥ 朔乙酉(○九日)、大來皇女、泊瀨の齋宮より伊勢神宮に向でつ。

四年春正月丙午朔、大學寮の諸の學生、陰陽寮、外藥寮、及び舍衞の女、墮羅の女、百濟王善光、新羅の仕丁等、藥及び珍異等の物を捧げて進る。丁未(○二日)、皇子以下百寮の諸人拜朝す。戊申(○三日)、百寮の諸人、初位以上薪を進る。庚戌(○五日)、始めて占星臺を興す。壬子(○七日)、宴を群臣に朝廷に賜ふ。壬戌(○十七日)、公卿大夫及び百寮の諸人、初位以上、西門の庭に射ふ。亦た是の日、大倭國、瑞しき鷄を貢る。東國白鷹を貢る。近江國、白鵄を貢る。戊「5ォ 辰(○廿三日)、幣を諸の社に祭く。二月乙亥朔癸未(○九日)、大倭河内攝津山背播磨淡路丹波但馬近江若狹伊勢美濃尾張等の國に勅して曰く、所部の百姓の能く歌ふ男女、及び侏儒伎人を選びて貢上れ。丁亥(○十三日)、十市皇女、阿閉皇女、伊勢神宮に參赴ます。己丑(○十五日)、詔して曰く、甲子の年(○天智天皇三年)、諸氏に給へる部曲は、今より以後除め、又親王諸王及び諸臣、并せて諸の寺等に賜へる山澤嶋浦林野陂池、前も後も並びに除めよ。癸巳(○十九日)、詔して曰く、群臣百寮、及び天の下の人民、諸の惡を作すこと莫れ。若し犯す「5ゥ 者有らば、事の隨に罪せむ。丁酉(○廿三日)、天皇、高安城に幸したまふ。是の月、新羅、王子忠元、大監級飡金比蘇、大監奈末金天冲、弟監大麻朴武麻、弟監大舍金洛水等を遣して、調を進らしむ。其の送使奈末金風那、奈末金孝福、王子忠元を筑紫に送る。三月乙巳朔丙午(○二日)、土左大神、神刀一口を以て天皇に

進る。戊午（十四日）、金風那等に筑紫に饗へたまふ。即ち筑紫より歸りぬ。庚申（十六日）、諸王四位栗隈王を兵政官長と爲し、小錦上大伴連御行を大輔と爲す。是の月、高麗、大兄富干、大兄多武等を遣して朝貢たてまつらしむ。新羅、級飡朴勤脩、大奈末金美賀を遣して調を進らしむ。夏四月甲戌朔戊寅（五日）、僧尼二千四百餘を請ひて大きに設齋す。辛巳（八日）、勅したまはく、小錦上當摩公廣麻呂、小錦下久努臣麻呂二人朝に參しむること勿れと。壬午（九日）、詔して曰く、諸國の貸稅、今より以後明かに百姓を察て、先づ富めると貧しきとを知り、三等に簡り定めて、仍りて中戶より以下に應與貸し。癸未（十日）、小紫美濃王、小錦下佐伯連廣足を遣して、風神を龍田の立野に祠らしむ。又小錦中間人連大蓋、大山中曾禰連韓犬を遣して、大忌神を廣瀬の河曲に祭はしむ。丁亥（十四日）、小錦下久努臣麻呂、詔使を對捍めるに坐りて、官位盡く追らる。庚寅（十七日）、諸の國に詔して曰く、今より以後、諸の漁獵する者を制め、檻穽を造り、及び機槍等の類を施すこと莫かれ。亦四月の朔以後、九月三十日以前に、比滿沙伎理の梁を置くこと莫かれ。且つ牛馬犬猿鷄の宍を食ふこと莫かれ。以外は禁むる例に在らず。若し犯す者有らば罪せむ。辛卯（十八日）、三位麻續王罪有り、因播に流す。一の子をば伊豆嶋に流し、一の子をば血鹿嶋に流す。丙申（廿三日）、諸の才藝ある者を簡みて、祿を給ふこと各差有り。是の月、新羅の王子忠元、難波に到る。六月丁酉朔乙未（廿三日）、大分君惠尺病み將てに死なむとす。天皇大きに驚きて、詔して曰く、汝惠尺よ、私に背きて公に向ひ、身命を惜まず、遂雄しき心を以て、大

きなる役に勞る。恒に慈愛まむと欲す。故れ爾既に死ぬと雖も、子孫をば厚く賞せむ。仍りて外の小紫位に騰げたまふ。未だ及數日ずして、私家に薨りぬ。秋七月癸卯朔己酉〔〇七日〕、小錦上大伴ノ連國麻呂を大使と爲し、小錦下三宅ノ吉士入石を副使と爲して、新羅に遣す。八月壬申朔、耽羅の調使王子久麻伎、筑紫に泊る。癸巳〔〇廿二日〕、大きに風ふきて、沙を飛ばし屋を破つ。丙申〔〇廿五日〕、忠元禮畢りて歸りかへる。難波より發船す。己」7ウ亥〔〇廿八日〕、新羅高麗二國の調使を筑紫に饗へたまふ。祿を賜ふこと差有り。九月壬寅朔戊辰〔〇廿七日〕、耽羅王姑如、難波に到る。冬十月辛未朔癸酉〔〇三日〕、使を四方に遣して一切經を覓めしめたまふ。庚辰〔〇十日〕、酒を置じて群臣に宴す。丙戌〔〇十六日〕、筑紫より唐人三十口を貢る、則ち遠江ノ國に遣して安置らしむ。庚寅〔〇廿日〕、詔して曰く、諸王以下、初位以上、人毎に兵を備へよ。是の日、相模ノ國言す、高倉ノ郡の女人、三男を生めり。十一月辛丑朔癸卯〔〇三日〕、人有り、宮の東の岳に登りて、妖言して自ら刎ねて死ぬ。是の夜に當りて直せる者に、悉に爵一級を賜ふ。是の月、大きに地動る。」8ウ

五年春正月庚子朔、群臣百寮拜朝す。癸卯〔〇四日〕、高市ノ皇子以下、小錦以上の大夫等に、衣袴褶腰帶脚帶及び机杖を賜ふ。唯小錦三の階には机を賜はらず。丙午〔〇七日〕、小錦以上の大夫等に祿を賜ふこと各差有り。甲寅〔〇十五日〕、百寮初位以上、薪を進る。即日、悉に朝廷に集で、宴を賜ふ。乙卯〔〇十六日〕、祿を置きて西門の庭に射す。的に中る者には則ち祿を給ふこと差有り。是の日、天皇嶋ノ宮に御しま

して宴したまふ。甲子(〇廿五日)、詔して曰く、凡そ國司を任けむことは、畿內及び陸奥長門國を除きて、以外は皆大山位以下の人を任けよ。二月庚午朔癸巳(〇廿四日)、耽羅の」8ウ 客に船一艘を賜ふ。是の月、大伴連國麻呂等、新羅より至る。夏四月戊戌朔辛丑(〇四日)、龍田風神、廣瀬大忌神を祭る。倭國の添下郡の鰐積吉事、瑞しき鷄を貢る。其の冠、海石榴の華に似たり。是の日、倭國飽波郡言す、雌鷄、雄に化れり。辛亥(〇十四日)、勅したまはく、諸王諸臣に、給はれる封戸の稅は、以西のかたの國を除めて、相易へて以東のかたの國を給へ。又外國の人の進仕へむと欲する者は、臣連伴造の子、及び國造の子をば聽せ。唯以下の庶人と雖も、其の才能の長れたるも亦聽せ。己未(〇廿二日)、美濃國の司に詔して曰く、礪杵郡に在る紀臣阿佐麻呂の子をば、」9オ 東國に遷して即ち其の國の百姓に爲せ。九月戊辰朔庚午(〇三日)、調を進らむこと、期限に過ぎたらむは、國司等の犯せる狀を宣せ云云。甲戌(〇七日)、下野國の司奏す、所部の百姓、凶年に遇りて、飢ゑて子を賣らむと欲す。而れども朝聽したまはず。是の月、勅して、南淵山、細川山を禁めて並びに蒭薪こと莫からしめたまふ。又畿內の山野の元より禁むる所の限りは、妄に燒き折ること莫からしめたまふ。六月、四位栗隈王病を得て薨りぬ。物部雄君連忽ち病を發して卒せぬ。天皇聞きて大きに驚きたまひ、其の壬申の年、車駕に從ひて、東國に入りて大きなる功有るを以て、恩を降して內の大紫の位を贈りたまふ。因りて氏上を賜ふ。是の夏、大きに旱す。使を四方に遣して幣」9ウ 帛を捧げて、諸の神祇に祈り、亦諸の僧尼を請ひて三寶に祈る。然れども雨ふらず。是に由りて、五穀登ら

ず、百姓飢う。秋七月丁卯朔戊辰〔〇二日〕、卿大夫及び百寮諸人等に、爵を進めたまふこと各差有り。甲戌〔〇八日〕、耽羅の客國に歸る。壬午〔〇十六日〕、龍田ノ風神、廣瀨大忌神を祭る。是の月、村國ノ連雄依卒せぬ。壬申の年の功を以て外ノ小紫の位を贈りたまふ。星有りて、東に出づ。長さ七八尺。九月に至りて天に竟る。八月丙申朔丁酉〔〇二日〕、親王以下、小錦以上の大夫、及び皇女姬王、內命婦等に、食封を給ふこと各差有り。辛亥〔〇十六日〕、詔して曰く、四方に大解除爲む。用ゐむ⌞10物は、則ち國別に、國造拔柱馬一匹、布一常を輸せ。以外は郡司、各刀一口、鹿皮一張、钁一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束。且つ戶每に麻一條とす。壬子〔〇十七日〕、詔して曰く、死刑、沒官、三の流、並びに一等を除け。徒罪以下は、已に發覺れたると、未だ發覺れざると、悉に赦せ。唯既に配流たるは赦す例に在らず。是の日、諸國に詔して以て生を放つ。是の月、大三輪眞上田子人君卒せぬ。天皇聞きて大きに哀み、壬申の年の功を以て、內ノ小紫の位を贈りたまふ。仍て諡けて、大三輪眞上田ノ迎君と曰ふ。九月丙寅朔、雨ふりて告朔せず。乙亥〔〇十日〕、王⌞10卿を京及び畿內に遣して、人別の兵を校く。丁丑〔〇十二日〕、筑紫の大宰三位屋垣王、罪有り、土左に流す。戊寅〔〇十三日〕、百寮人及び諸蕃の人等に、祿を賜ふこと各差有り。丙戌〔〇廿一日〕、神官奏して曰く、新嘗の爲めに國郡をトふに、齋忌（齋忌、此をユキと云ふ）は即ち尾張ノ國の山田郡、次（次、此をスキと云ふ）は丹波國の訶沙郡、並びにトに食へり。是の月、坂田ノ公雷卒せぬ。壬申の年の功を以て、大紫の位を贈りたまふ。冬十月乙未朔、酒を置して群臣に宴したまふ。丁酉〔〇三日〕、

幣帛を班ち、新嘗の諸の神祇に祭ひたてまつる。甲戌(○十日)、大乙上物部連麻呂を以て大使と爲し、大乙中山背直百足を少使と爲て、[11]新羅に遣す。十一月乙丑朔、新嘗の事を以て、告朔せず。丁卯(○三日)、新羅、沙飡金清平を遣して、政を請す。幷せて級飡金好儒、弟監大舍金欽吉等を遣して調を進る。其の送使奈末被珍那、副使奈末好福、清平等を筑紫に送る。是の月、肅愼七人、清平等に從ひて至りぬ。癸未(○十九日)、京に近き諸國に詔して生を放つ。甲申(○廿日)、使を四方の國に遣して、金光明經、仁王經を說かしむ。丁亥(○廿三日)、高麗、大使後部主簿阿于、副使前部大兄德富を遣して朝貢たてまつる。仍りて新羅、大奈末金楊原を遣して、高麗の使人を筑紫に送る。[11ウ]是の年、新城に都つくらむとす。而して限の內の田薗は公私を問はず、皆耕さずして悉に荒れぬ。然れども遂に都つくらず。

六年春正月甲子朔庚辰(○十七日)、南門に射す。二月癸巳朔、物部連麻呂、新羅より至る。是の月、多禰嶋人等に飛鳥寺の西の槻の下に饗へたまふ。三月癸亥朔辛巳(○十九日)、新羅の使人清平、及び以下客十三人を京に召す。夏四月壬辰朔壬寅(○十一日)、杙(○杖・枝ともあり)田史名倉、乘輿を指斥りまつれりといふに坐りて、伊豆嶋に流す。乙巳(○十四日)、送使珍那等に筑紫に饗へたまふ。即ち筑紫より歸りぬ。五[12]月壬戌朔、告朔せず。甲子(○三日)、勅して大博士百濟人率母に大山下の位を授けたまふ。因りて以て三十戶に封す。是の日、倭畫師音檮に小山下の位を授て、乃ち二十戶に封す。戊辰(○七日)、新羅の人阿飡朴刺破の從人三口、僧三人、血鹿嶋に漂ひ著けり。己丑(○廿八日)、勅したまはく、天社地社の神

税は三に分ちて、一をば擬供神るものと爲し、二をば神主に分ち給へ。是の月、旱りす。京及び畿内に於きて雩す。六月壬辰朔乙巳〔〇十四日〕、大きに震動る。是の月、東漢直等に詔して曰く、汝等が黨族は、本より七の不可を犯せり。是を以て、小墾田御世より、近 12ウ 江朝に至るまで、常に汝等を謀るを以て事と爲す。今朕が世に當りて、汝等の不可き狀を責めむとす。以て犯の隨に罪す應し。然れども頓るに漢直の氏を絶えむことを欲せず。故、大きなる恩を降して以て原したまふ。今より以後、若し犯す者有らば、必ず赦さざる例に入れむ。秋七月辛酉朔癸亥〔〇三日〕、龍田風神、廣瀬大忌神を祭る。八月辛卯朔乙巳〔〇十五日〕、大きに飛鳥寺に設齋して以て一切經を讀む。便ち天皇、寺の南門に御しまして、三寶を禮ひたまふ。是の時、親王諸王及び群卿に詔して、人毎に出家一人を賜ふ。其の出家は男女、長いたると幼きとを問はず、皆願ひの隨に度せしむ。因りて以て大齋に會ふ。丁巳〔〇廿七日〕、 13オ 金清平、國に歸る。即ち漂ひ著きし朴刺破等を清平等に付けて、本土に返す。戊午〔〇廿八日〕、耽羅、王子都羅を遣して朝貢たてまつる。九月庚申朔己丑〔〇卅日〕、詔して曰く、凡そ浮浪人、其の本土に送らるる者、猶復た還り到らば、則ち彼も此も並びに課役を科せむ。冬十月庚寅朔癸卯〔〇十四日〕、内の小錦上河邊臣百枝を民部の卿と爲す。内の大錦下丹比公麻呂を攝津職の大夫と爲す。十一月己未朔、雨ふりて告朔せず。筑紫の大宰、赤鳥を獻る。則ち大宰府の諸司の人に祿を賜ふこと各差有り。且つ專赤鳥を捕れる者に爵五級を賜ふ。乃ち當の郡の郡司等に爵位を加へ増す。 13ウ 因りて郡の内の百姓に給復したまふこと、一年を以てす。是の日、大き

に天の下に赦す。己卯（〇廿一日）、新嘗したまふ。辛巳（〇廿三日）、百寮の諸の有位の人等に食を賜ふ。乙酉（〇廿七日）、新嘗に侍奉る神官及び國司等に祿を賜ふ。十二月己丑朔、雪ふりて告朔せず。

七年春正月戊午朔甲戌（〇十七日）、南門に射す。己卯（〇廿二日）、耽羅の人、京に向まうづ。是の春、將に天神地祇を祠らむとして、天の下悉に祓禊す。齋宮を倉梯の河上に竪つ。夏四月丁亥朔、齋宮に幸したまはむと欲してトふ。癸巳（〇七日）トに食へり。仍りて平旦の時を取りて、警蹕既に動きぬ。百寮[illegible]列を成し、乘輿蓋命し、以て未だ出行ますに及ばざるに、十市皇女卒然に病發りて、宮の中に薨せぬ。此に由りて鹵簿既に停まりて幸行ますことを得ず。遂に神祇を祭りたまはず。己亥（〇十三日）、新宮の西の廳の柱に霹靂す。庚子（〇十四日）、十市皇女を赤穗に葬る。天皇臨はして、恩を降して發哀たまふ。秋九月、忍海ノ造能麻呂、瑞しき稻五莖を獻る。莖毎に枝有り。是に依りて徒罪より以下悉に赦す。三位稚狹王薨せぬ。多十月甲申朔、物有り、綿の如くて難波に零れり。長さ五六尺ばかり、廣さ七八寸ばかり。則ち風の隨に以て松林及び葦原に飄る。時の人曰く、甘露なり、と。己酉（〇廿六日）、詔して曰く、凡そ內外の文武官、年毎に史以上の屬る官人等、公平ありて恪み勤からむ者には、其の優り劣れるを議りて、則ち進むべき階を定めて、正月の上旬以前に具さに記して法官に送れ。則ち法官校へ定めて、大辨官に申し送れ。然れども公事に緣りて使に出でむ日、其の眞の病及び重服に非ずして、輙ち小故に緣りて辭れる者は、階を進むる例に在らず。十二月癸丑朔己卯（〇廿七日）、臘子鳥、天を蔽ひて、西南より東北に

飛ぶ。是の月、筑紫ノ國に大きに地動ふり、地裂くること廣さ二丈、長さ三千餘丈。百姓の舍屋、村毎に多く仆れ壞ぶる。是の時、百姓の一家岡の上に有り。地の動ふ夕に當りて、以て岡崩れて處[15]遷る。然れども家既に全くて破壞るること無し。家人岡の崩れて家の避れることを知らず。但會明の後に、知りて大きに驚きぬ。是の年、新羅の遣使奈末加良井山、奈末金紅世、筑紫に到りて曰く、新羅王、級飡金消勿、大奈末金世世等を遣して、當の年の調を貢上らしむ。仍りて、臣井山を遣して消勿等を送らしむ。倶に暴風に海中に逢ひ、以て消勿等皆散りて如にけむ所を知らず。唯井山僅かに岸に著くことを得たり。然れども消勿等遂に來らず。

八年春正月壬午朔丙戌〔〇五日〕、新羅の遣使加良井山、[15]金紅世等京に向ふ。戊子〔〇七日〕、詔して曰く、凡て正月の節に當りて、諸王諸臣及び百寮は、兄姉以上の親、及び己が氏長を除きて、以外は拜むこと莫かれ。其の諸王は、母と雖も王の姓に非ずば拜むこと莫かれ。凡て諸臣は亦卑しき母を拜むこと莫かれ。正月の節に非ずと雖も、復此に准へ。若し犯すもの有らば、事に隨ひて罪せむ。己亥〔〇十八日〕、西門に射す。二月壬子朔、高麗、上部大相桓欠、下部大相師需婁等を遣して朝貢たてまつる。因りて以て新羅、奈末甘勿那を遣して、桓欠等を筑紫に送らしむ。甲寅〔〇三日〕、紀ノ臣堅麻呂卒せぬ。壬申の年の功を以て大錦上の位を贈りたまふ。乙卯〔〇四日〕、詔して[16]曰く、辛巳の年〔〇十年〕に及びて、親王諸臣及び百寮の人の兵及び馬を檢挍へむ。故豫め貯へよ。是の月、大きなる恩みを降して貧乏きものを恤みて、以て其の

飢ゑ寒ゆるものに給ふ。三月辛巳朔丙戌（〇六日）、兵衛大分君稚見卒せぬ。壬申の年の大きなる役に當り、先鋒と爲て瀨田の營を破れり。是の功に由りて、外小錦上の位を贈りたまふ。丁亥（〇七日）、天皇、越智に幸し、後岡本天皇の陵を拜みたまふ。己丑（〇九日）、吉備の大宰石川王病みて、吉備に薨せましぬ。天皇聞きて大きに哀み、則ち大きなる恩みを降したまふ。云云。諸王の二位を贈りたまふ。壬寅（〇廿二日）、貧乏しき僧尼に綿布を施る。夏四月辛亥朔乙卯（〇五日）、詔して曰く、諸の ⌊16ウ 食封有る寺の所由を商量りて、加ふ可きは加へ、除む可きは除めよ。是の日、諸寺の名を定む。己未（〇九日）、廣瀨龍田の神を祭る。五月庚辰朔甲申（〇五日）、吉野宮に幸したまふ。乙酉（〇六日）、天皇、皇后及び草壁皇子尊、大津皇子、高市皇子、河嶋皇子、忍壁皇子、芝基皇子に詔して曰く、朕今日汝等と倶に庭に盟ひて、千歳の後に事無からむと欲す、奈之何。皇子等共に對へて曰く、理實灼然なり。則ち草壁皇子尊先づ進みて盟ひて曰く、天神地祇及び天皇證めたまへ。吾兄弟長幼并せて十餘の王、各異腹より出づ。然れども同じきと異なるとを別たず、⌊17オ 倶に天皇の勅の隨に、相扶けて忤ふること無けむ。若し今より次後、此の盟の如くならずば身命亡び、子孫絶えむ。忘れじ、失たじ。五はしらの皇子次を以て相盟ふこと先きの如し。然して後に、天皇曰く、朕が男等各異腹にして生まる。然れども今一母同産の如く慈ましむ、と。則ち襟を披きて其の六はしらの皇子を抱きたまふ。因りて以て盟ひて曰く、若し茲の盟に違はば、忽ちに朕が身を亡はむ。皇后の盟ひたまふこと且天皇の如し。丙戌（〇七日）、車駕、宮に還りたまふ。己丑（〇十日）、

六はしらの皇子共に天皇を大殿の前に拜む。六月庚戌朔、氷零る、大きさ桃子の如し。壬申〔〇廿三日〕、雩す。乙亥〔〇廿六日〕、大錦上大伴ノ杜屋ノ連卒せぬ。秋七月己卯朔甲⌞71申〔〇六日〕、雩す。壬辰〔〇十四日〕、廣瀨龍田神を祭る。乙未〔〇十七日〕、四位葛城ノ王卒せぬ。八月己酉朔、詔して曰く、諸氏、女人を貢れ。己未〔〇十一日〕、泊瀨に幸して以て迹驚ノ淵の上に宴したまふ。是より先き、王卿に詔して曰く、乘れる馬の外に、更に細き馬を設け、召しの隨に出だせ。即ち泊瀨より宮に還りたまふの日、群卿の儲けの細馬を迹見驛家の道の頭に看して、皆馳走らしめたまふ。庚午〔〇廿二日〕、縵造忍勝、嘉しき禾を獻る。畝を異にして穎を同じくす。癸酉〔〇廿五日〕、大宅ノ王薨せぬ。九月戊寅朔癸巳〔〇十六日〕、新羅に遣せる使人等返りて朝を拜む。庚子〔〇廿三日〕、高麗に遣せる使人、耽羅に遣せる使人等返りて共に朝廷を拜む。冬十月戊申⌞18オ朔己酉〔〇二日〕、詔して曰く、朕聞く、近日、暴く惡しき者多に巷里に在りと。是則ち王卿等の過なり。或は暴く惡しき者と聞きて、煩はしくて忍びて治へず。或は惡しき人を見て、倦りて匿して以て正さず。其れ見聞くに隨ひて以て糺彈さば、豈に暴く惡しきこと有らむや。是を以て、今より以後、煩ひ倦ること無く、而して上は下の過を責め、下は上の暴を諫めば、乃ち國家治らむ。戊午〔〇十一日〕、地震ふる。庚申〔〇十三日〕、勅りして僧尼等の威儀、及び法服の色、并せて馬、從者の巷閭に往來ふ狀を制めたまふ。甲子〔〇十七日〕、新羅、阿飡金項那、沙飡薩藥生を遣して朝貢たてまつる。調の物は、金銀鐵鼎錦絹布皮馬狗騾駱駝⌞18ウの類十餘種。亦別に物を天皇、皇后、太子に獻る。金銀刀旗の類を貢ること各數

有り。是の月、勅して曰く、凡そ諸の僧尼は常に寺の内に住みて以て三寶を護る。然るに或は及老、或は患病、其の永く狭き房に臥して、久しく老、病に苦む者は、進止便ならず、淨き地亦穢る。是を以て、今より以後、各親族及び篤く信ある者に就きて、一二の舎屋を間處に立て、老いたる者は身を養ひ、病める者は藥を服へ。十一月丁丑朔庚寅(〇十四日)、地震ふる。己亥(〇廿三日)、大乙下倭馬飼部造連を大使と爲し、小乙下上寸主光欠を小使と爲し、多禰嶋に遣す。仍りて爵一級を賜ふ。是の月」19オ 初めて關を龍田山、大坂山に置く。仍りて難波に羅城を築く。十二月丁未朔戊申(〇二日)、嘉しき禾に由りて、以て親王諸王諸臣、及び百官人等に、祿を給ふこと各差有り。大辟罪以下悉に赦したまふ。是の年、紀伊國伊刀郡、芝草を貢る。其の狀菌に似たり。莖の長さ一尺、其の蓋二圍。亦因播國、瑞しき稻を貢る。莖每に枝有り。

九年春正月丁丑朔甲申(〇八日)、天皇向小殿に御しまして、王卿に大殿の庭に宴したまふ。是の日、忌部首子首に姓を賜ひて連と曰ふ。則ち弟色弗と共に悦びて拜ゆ。癸巳(〇十七日)、親王以下小建に至るまでに、」19ウ 南門に射す。丙申(〇二十日)、攝津國言す。活田村に桃李實れり。二月丙午朔癸亥(〇十八日)、鼓の音の如くして東の方に聞ゆ。辛未(〇廿六日)、人有りて云く、鹿角を葛城山に得たり。角の本は二枝にして末合ひて完有り。完の上に毛有り。毛の長さ一寸。則ち異みて以て獻る。蓋し麟の角か。壬申(〇廿七日)、新羅の仕丁八人、本土に返る。仍りて恩みを垂れて以て祿を賜ふこと差有り。三月丙子朔乙酉(〇十

日〕、攝津ノ國、白巫鳥（巫鳥、此をシトトと云ふ）を貢る。戊戌〔〇廿三日〕、菟田の吾城に幸したまふ。夏四月乙巳朔甲寅〔〇十日〕、廣瀨龍田ノ神を祭る。乙卯〔〇十一日〕、橘寺の尼房に失火して以て十の房を焚く。己巳〔〇廿五日〕、新羅の使└20ォ人項那等に筑紫に饗へたまふ。祿を賜ふこと各差有り。是の月、勅したまはく、凡そ諸の寺は、今より以後、國の大寺爲るもの二三を除く以外は、官司治ること莫かれ。唯其の食封有らむものは、先後、三十年を限れ。若し年を數て三十に滿たば則ち除け。且た以爲ふに、飛鳥寺は司の治に關る可からず。然れども元より大寺と爲て、官司恒に治めき。復嘗て有功たり。是を以て猶官の治むる例に入れよ。五月乙亥朔、勅して絁緜絲布を以て、京の內の二十四の寺に施りたまふこと各差有り。是の日、始めて金光明經を宮中及び諸寺に說かしむ。丁亥〔〇十三日〕、高麗、南部大使卯問、西部大兄俊德等を遣して└20ウ朝貢たてまつる。仍りて新羅、大奈末考那を遣して、高麗の使人卯問等を筑紫に送らしむ。乙未〔〇廿一日〕、大錦下秦ノ造綱手卒せぬ。壬申の年の功に由りて、大錦上の位を贈りたまふ。辛丑〔〇廿七日〕、小錦中星川ノ臣麻呂卒せぬ。壬申の年の功を以て大紫の位を贈りたまふ。六月甲辰朔戊申〔〇五日〕、新羅の客項那等、國に歸る。辛亥〔〇八日〕、灰零る。丁巳〔〇十四日〕、雷電すること甚し。秋七月甲戌朔、飛鳥寺の西の槻の枝自ら折れて落つ。戊寅〔〇五日〕、天皇犬養ノ連大伴が家に幸して以て病を臨たまふ。即ち大きなる恩を降したまふ、云云。是の日雩す。辛巳〔〇八日〕、廣瀨龍田ノ神を祭る。癸未〔〇十日〕、朱雀南ノ門に在り。└21ォ庚寅〔〇十七日〕、朴井ノ連子麻呂に小錦下の位を授く。癸巳〔〇廿日〕、飛鳥寺の弘聰僧終せぬ。

大津皇子、高市皇子を遣して弔はしめたまふ。丙申(○廿三日)、小錦下三宅連石床卒せぬ。壬申の年の功に由りて大錦下の位を贈りたまふ。戊戌(○廿五日)、納言兼宮內卿五位舍人王病みて臨死す。則ち高市皇子を遣して訊はしめたまふ。明くる日卒せぬ。天皇大きに驚きて、乃ち高市皇子、川嶋皇子を遣したまふ。因りて以て殯に臨みて哭ひたまふ。百寮の者從ひて發哀す。八月癸卯朔丁未(○五日)、法官の人、嘉しき禾を貢る。是の日始めて三日雨ふり、大水あり。丙辰(○十四日)、大きに風ふきて木を折り屋を破る。九月癸[illegible]酉朔辛巳(○九日)、朝嬬に幸したまふ。因りて以て大山位以下の馬を長柄の杜に看す。乃ち馬的射させたまふ。乙未(○廿三日)、地震ふる。己亥(○廿七日)、桑內王、私の家に卒せぬ。冬十月壬寅朔乙巳(○四日)、京の內の諸寺の貧乏しき僧尼及び百姓を恤みて賑へ給ひぬ。一僧尼每に各絁四匹、綿四屯、布六端、沙彌及び白衣には各絁二匹、綿二屯、布四端をたまふ。十一月壬申朔、日蝕えたり。甲戌(○三日)、戌のときより子のときに至るまでに、東方明し。乙亥(○四日)、高麗人十九人本土に返る。是れ後岡本天皇の喪に當りて弔使たりしが、留りて未だ還らざる者なり。戊[illegible]寅(○七日)、百官に詔して曰く、若し國家に利あらしめ、百姓を寬にするの術有らば、闕に詣でて親ら申せ。則ち詞すこと理に合へらば、立ちどころに法則と爲さむ。辛巳(○十日)、西方に雷なる。癸未(○十二日)、皇后體不豫。則ち皇后の爲めに誓願ひて、初めて藥師寺を興てたまふ。仍りて一百の僧を度せしむ。是に由りて安平ぎたまふことを得たり。是の日、罪を赦したまふ。丁亥(○十六日)、月蝕えぬ。草壁皇子を遣して、惠妙僧の病を

訊はしめたまふ。明くる日、惠妙僧終せぬ。乃ち三の皇子を遣して弔はしめたまふ。乙未(○廿四日)、新羅、沙飡金若弼、大奈末金原升を遣して調を進る。則ち習言者三人、若弼に從ひて至づ。丁酉(○廿六日)、天皇病みたまふ。因りて以て一百の僧を度せしむ。俄かにして愈えたまふ。辛丑(○三十日)、臈〔22ウ〕子鳥天を蔽して東南より飛びて以て西北に度ふ。

十年春正月辛未朔壬申(○二日)、幣帛を諸の神祇に頒ちたまふ。癸酉(○三日)、百寮諸人朝廷を拜む。丁丑(○七日)、天皇向ノ小殿に御しまして宴したまふ。是の日、親王諸王を内の安殿に引し入れ、諸臣皆外の安殿に侍り。共に酒を置して以て賜樂す。則ち大山上草香部ノ吉士大形に小錦下の位を授く。仍りて姓を賜ひて難波ノ連と曰ふ。辛巳(○十一日)、境部ノ連石積に勅して六十戸を封したまふ。因りて以て絁三十疋、綿百五十斤、布百五十端、钁一百口を給ふ。丁亥(○十七日)、親王以下小建〔23オ〕以上、朝廷に射ふ。己丑(○十九日)、畿内及び諸國に詔して、天ッ社地ッ社の神宮を修理めたまふ。二月庚子朔甲子(○廿五日)、天皇皇后共に大極殿に居しまして、以て親王諸王及び諸臣を喚して詔して曰く、朕今更に律令を定め、法式を改めむと欲ふ。故倶に是の事を修めよ。然れども頓かに是の務を就さば、公事闕くこと有らむ。人を分ちて隠に行ふべし。是の日草壁ノ皇子ノ尊を立てて皇太子と爲したまふ。因りて以て万の機を摠め令めたまふ。戊辰(○廿九日)、阿倍ノ夫人薨せぬ。己巳(○三十日)、小紫位當麻ノ公豐濱薨せぬ。三月庚午朔癸酉(○四日)、阿倍ノ夫人を葬る。丙戌(○十七日)、天皇大極殿に御しまして、以て川嶋ノ皇子、忍壁ノ〔23ウ〕皇子、

廣瀬王、竹田王、桑田王、三野王、大錦下上毛野君三千、小錦中忌部連子首、小錦下阿曇連稲敷、難波連大形、大山上中臣連大嶋、大山下平群臣子首に詔して、帝紀及び上古の諸の事を記し定めしめたまふ。大嶋子首親ら筆を執りて以て錄す。庚寅(〇廿一日)、地震ふる。甲午(〇廿五日)、天皇新宮の井上に居しまして、試みに鼓吹の聲を發し、仍りて調へ習はしめたまふ。四月己亥朔庚子(〇二日)、廣瀬龍田神を祭る。辛丑(〇三日)、禁式九十二條を立つ。因りて以て詔して曰く、親王以下庶民に至るまで、諸の服用ふる所の金銀珠玉、紫錦繡綾、及び氈褥冠帶、并せて種種雜色の類、服用ふること各差有れ。辭は具さに詔の書に有り。庚戌(〇十二日)、錦織造小分、田井直吉摩呂、次田倉人椹足(椹、此をムクと云ふ)石勝、川内直縣、忍海造鏡、荒田尾直赤麻呂、大倭造百枝、足坏、倭直龍麻呂、門部直大嶋、完人造老、山背狛烏賊麻呂、并せて十四人に姓を賜ひて連と曰ふ。乙卯(〇十七日)、高麗の客卯問等に筑紫に饗へたまふ。祿を賜ふこと差有り。五月己巳朔己卯(〇十一日)、皇祖御魂を祭りたまふ。是の日詔して曰く、凡そ百寮諸人も、宦人を恭敬ふこと過ぎたること甚し。或は其の門に詣でて己が訟を謁ふ。或は幣を捧げて以て其の家に媚ぶ。今より以後、若し此の如き者有らば、事の隨に共に罪せむ。甲午(〇廿六日)、高麗の卯問歸る。六月己亥朔癸卯(〇五日)、新羅の客若弼に筑紫に饗へたまふ。祿を賜ふこと各差有り。乙卯(〇十七日)、雩す。壬戌(〇廿四日)、地震ふる。秋七月戊辰朔、朱雀見ゆ。辛未(〇四日)、小錦下采女臣竹羅を大使と爲し、當摩公楯を小使と爲して、新羅國に遣す。是の日、小錦下佐伯連廣足

を大使と爲し、小黎田ノ臣麻呂を小使と爲して、高麗ノ國に遣す。丁丑（○十日）、廣瀬龍田ノ神を祭る。丁酉（○三十日）、天の下に令せて悉に大解」25ォ除せしむ。此の時に當り、國造等各祓柱奴婢一口を出して解除す。閏の七月戊戌朔壬子（○十五日）、皇后誓願ひて大齋して、以て經を京内の諸寺に說かしめたまふ。八月丁卯朔丁丑（○十一日）、大錦下上ッ毛野ノ君三千卒せぬ。丙子（○十日）、三ノ韓の諸人に詔して曰く、先きの日、十年の調税を復したまふこと既に訖りぬ。且つ加以歸化く初めの年に倶に來る子孫は、並びに課役悉に免す。壬午（○十六日）、伊勢ノ國、白茅鶏を貢る。丙戌（○二十日）、多禰嶋に遣せる使人等、多禰國の圖を貢る。其の國は京を去ること五千餘里、筑紫の南の海中に居り、髮を切りて草の裳きたり。粳稻常に豐かなり。一たび殖ゑて兩たび收む。土毛は」25ゥ支子莞子及び種種の海つ物等多なり。是の日、若彌、國に歸る。九月丁酉朔己亥（○三日）、高麗新羅に遣せる使人等共に至りて朝を拜む。辛丑（○五日）、周芳ノ國、赤龜を貢る。乃ち嶋ノ宮の池に放つ。甲辰（○八日）、詔して曰く、凡そ諸氏に氏上の未だ定まらざる者有らば、各氏ノ上を定めて理官に申し送れ。庚戌（○十四日）、多禰ノ嶋の人等に飛鳥寺の西の河邊に饗へたまふ。種種の樂を奏す。壬子（○十六日）、彗星見る。癸丑（○十七日）、熒惑月に入る。冬十月丙寅朔、日蝕えぬ。癸未（○十八日）、地震ふる。乙酉（○廿日）。新羅沙喙一吉飡金忠平、大奈末金壹世を遣して調を貢る。金銀銅鐵錦絹、鹿」26ォ皮、細布の類各數有り。別に天皇皇后皇太子に、金銀、霞錦、幡皮の類を獻ること各數有り。庚寅（○廿五日）、詔して曰く、大山位以下、小建以上の人等、各意見を述せ。是の月、

天皇將に廣瀬野に蒐せむとしたまひて、行宮構り訖る。裝束既に備はる。然るに車駕遂に幸まさず。唯親王以下及び群卿、皆輕市に居りて、裝束せる鞍馬を檢校ふ。小錦以上の大夫皆樹下に列坐り、大山位以下の者は皆親ら乘れり。共に大路の隨に南より北に行く。新羅の使者至りて告げて曰く、國王薨ります、と。十一月丙申朔丁酉〔〇二日〕、地震ふる。十」26二月乙丑朔甲戌〔〇十日〕、小錦下河邊臣子首を筑紫に遣して新羅の客忠平に饗へたまふ。癸巳〔〇廿九日〕、田中臣鍛師、柿本臣猨、田部連國忍、高向臣麻呂、粟田臣眞人、物部連麻呂、中臣連大嶋、曾禰連韓犬、書直智德、并〔〇標註は「ウテナ」と訓みて書氏なりとし、集解等は壹の誤とす。但し「壹」とせば九人となりて一人不足す〕拾人に小錦下の位を授く。是の日、舍人造糠虫、書直智德に、姓を賜ひて連と曰ふ。

十一年春正月乙未朔癸卯〔〇九日〕、大山上舍人連糠虫に小錦下の位を授く。乙巳〔〇十一日〕、金忠平に筑紫に饗へたまふ。壬子〔〇十八日〕、氷上夫人宮の中に薨りぬ。癸丑〔〇十九日〕、地震ふる。辛酉〔〇廿七日〕、氷上」27夫人を赤穗に葬る。二月甲子朔乙亥〔〇十二日〕、金忠平國に歸る。是の月小錦下舍人連糠虫卒せぬ。壬申の年の功を以て大錦上の位を贈りたまふ。三月甲午朔、小紫三野王、及び宮内官の大夫等に命せて、新城に遣して其の地の形を見せ令む。仍りて將に都つくらむとす。乙未〔〇二日〕、陸奥國の蝦夷二十二人に爵位を賜ふ。庚子〔〇七日〕、地震ふる。丙午〔〇十三日〕、境部連石積等に命せて、更に肇めて新字一部四十四卷を造ら俾む。己酉〔〇十六日〕、新城に幸したまふ。辛酉〔〇廿八日〕、詔して曰く、親王以

下百寮諸人、今より 27ウ 已後、位冠及び襅褶脛裳を著そ。亦膳夫采女等の手繦肩巾（肩巾、此をヒレと云ふ）並びに服そ。是の日、詔して曰く、親王以下諸臣に至るまで、給はれる食封、皆止めて更に公に返せ。是の月、土師ノ 28オ 連眞敷卒せぬ。壬申の年の功を以て大錦上の位を贈りたまふ。ノ夏四月癸亥朔辛未（〇九日）、廣瀬龍田ノ神を祭る。癸未（〇廿一日）、筑紫の大宰丹比ノ眞人嶋等大鍾を貢る。甲申（〇廿二日）、越ノ蝦夷伊高岐那等、俘七千戸を一郡と爲さむと請す。 29ウ 乃ち聽す。乙酉（〇廿三日）、詔して曰く、今より以後、男女悉に髮を結げよ。十二月三十日以前に結げ訖れ。唯髮を結ぐるの日は、亦勅旨を待て。婦女の馬に乘ること男夫の如きは、其れ是の日に起るなり。五月癸巳朔甲辰（〇十二日）、倭ノ漢ノ直等に姓を賜ひて連と曰ふ。戊申（〇十六日）、高麗に遣せる大使佐伯ノ連廣足、小使小墾田ノ臣麻呂等、使を奉れる旨を御所に奏す。己未（〇廿七日）、倭ノ漢ノ直等、男女悉に參ゐ赴きて、姓を賜ふことを悅びて朝を拜む。六月壬戌朔、高麗王、下部助有卦婁毛切、大古昂加を遣して、方物を貢る。則ち新羅、大那末金釋起を遣して、高 30オ 麗の使人を筑紫に送る。丁卯（〇六日）、男夫始めて結髮す。仍りて漆紗冠を著る。癸酉（〇十二日）、五位殖栗王卒せぬ。秋七月壬辰朔甲午（〇三日）、隼人多く來り、方物を貢る。是の日、大隅の隼人と阿多の隼人と朝廷に相撲とる。大隅の隼人勝ちぬ。庚子（〇九日）、小錦中膳ノ臣摩漏病む。草壁ノ皇子ノ尊、高市ノ皇子を遣して、病を訊はしめたまふ。壬寅（〇十一日）、廣瀬龍田ノ神を祭る。戊申（〇十七日）、地震ふる。己酉（〇十八日）、膳ノ臣摩漏卒せぬ。天皇驚きて大きに哀みたまふ。壬子（〇廿一日）、摩漏ノ臣に壬申の

年の功を以て大粲の位及び祿を贈りたまふ。更に皇后も物を賜ふこと亦官に准へて賜ふ。丙辰(〇廿五日)、多禰人、掖玖人[30]、阿麻彌人に祿を賜ふこと各差有り。戊午(〇廿七日)、隼人等に飛鳥寺の西に饗へたまふ。種種の樂を發す。仍りて祿を賜ふこと各差有り。道と俗悉に見る。是の日、信濃國吉備國並びに言す、霜降り、亦大きに風ふきて、五穀登らずと。八月壬戌朔、親王以下及び諸臣に令せて、各法式として用ふ應き事を申べ俾めたまふ。甲子(〇三日)、高麗の客に筑紫に饗へたまふ。是の夕の昏時、大星東より西に度る。丙寅(〇五日)、法令を造る殿の内に大虹有り。壬申(〇十一日)、物有りて形灌頂の幡の如くにして火の色なり。空に浮びて北に流る。國每に皆見ゆ。或は曰く、越の海に入ると。是の日、白氣東山に起る。其の大きさ四圍[31]。癸酉(〇十二日)、大地動る。戊寅(〇十七日)、亦地震ふる。是の日平旦、虹有りて天の中央に當りて、以て日に向へり。甲戌(〇十三日)、筑紫の大宰言す。三の足ある雀有りと。癸未(〇廿二日)、禮儀言語の狀を詔りたまふ。且た詔して曰く、凡そ諸の應考選者は、能く其の族姓及び景迹を檢へて、方に後に考めよ。若し、景迹行能灼然と雖も、其の族姓定まらずば、考選の色に在らず。己丑(〇廿八日)、勅して日高皇女(更の名は、新家皇女)の病の爲めに、大辟罪以下の男女幷せて一百九十八人皆赦したまふ。庚寅(〇廿九日)、百四十餘人、大官の大寺に出家す。九月辛卯朔壬辰(〇二日)、勅したまはく、今より以後、跪禮、匍匐禮[31]、並びに止めて、更に難波朝廷の立禮を用ゐよ。庚子(〇十日)の日中、數百の鵠、大宮に當りて以て高く空に翔ける。四剋にして皆散る。冬十月辛酉朔戊辰(〇八

日〉、大酺す。十一月庚寅朔乙巳〈〇十六日〉、詔して曰く、親王諸王及び諸臣より、庶民に至るまで、悉に聽る可し。凡そ法を犯す者を糺彈さむは、或は禁省之中、或は朝廷之中にも、其の過失の發らむ處に於きて、即ち隨見隨聞に、匿し蔽ふこと無くて糺彈せ。其の犯すこと重き者有らば、請す應きは則ち請し、捕ふ當きは則ち捉ゑよ。若し對捍みて以て捕はれずば、當の處の兵を起して捕へよ。杖色に當らば、乃ち杖一百以下、節級して決て。亦犯す狀 32オ 灼然きを、欺きて罪無しと言ひ、則ち伏辨はず、以て爭ひ訴ふる者は、累ねて其の本の罪に加へよ。十二月庚申朔壬戌〈〇三日〉、詔して曰く、諸の氏人等、各氏上たる可き者を定めて申し送れ。亦其の族多に在る者は、則ち分ちて各氏上を定めて、並びに官司に申し送れ。然る後に其の狀を斟酌りて處分へ。因りて官の判を承けよ。唯小故に因りて己が族に非ざる者をば、輙く附くること莫かれ。

十二年春正月己丑朔庚寅〈〇二日〉、百寮朝廷を拜む。筑紫の大宰丹比眞人嶋等、三の足ある雀を貢る。乙未〈〇七日〉、親王以下及び群卿を、大極殿の前に喚して宴したまふ。仍りて三足雀を以て 32ウ 羣臣に示せたまふ。丙午〈〇十八日〉、詔して曰く、明神と大八洲御す日本根子天皇の勅命は、諸國の司國造郡司及び百姓等、諸聽くべし。朕初めて鴻祚登ししより以來、天瑞一つ二つに非ずて多に至れり。傳へ聞く、其れ天瑞は、政を行ふ理、天の道に協ふときは則ち應ふと。是れ今朕が世に當りて、年毎に重ねて至れり。一は則ち以て懼り、一は則ち以て嘉ぶ。是を以て、親王諸王及び群卿百寮、幷びに天の下の黎民、共

に組徴はむ。乃ち小錦以上に賦を賜ふこと各差有り。因りて以て大辟罪以下皆赦したまふ。亦百姓の課役並びに免したまふ。是の日、小墾田の舞、及び高麗・百濟・新羅、三國の樂を庭中に奏る。二月己未朔、大津ノ皇子始めて朝政を聽しめす。三月戊子朔己丑〔○二日〕、僧正僧都律師を任す。因りて以て勅して曰く、僧尼を統べ領むること法の如くせよ。云云。丙午〔○十九日〕、多禰に遣せる使人等返る。夏四月戊午朔壬申〔○十五日〕、詔して曰く、今より以後、必ず銅錢を用ゐ、銀錢を用ふること莫かれ。乙亥〔○十八日〕、詔して曰く、銀を用ゐること止むること莫かれ。戊寅〔○廿一日〕、廣瀬龍田ノ神を祭る。六月丁巳朔己未〔○三日〕、大伴ノ連望多薨せぬ。天皇大きに驚きたまひ、則ち泊瀬王を遣して弔はしめたまふ。仍りて壬申の年の勳績、及び先祖等の每時の有功を擧げて、以て顯はに寵賞みたまふ。乃ち」33 大紫の位を贈りたまふ。鼓吹を發きて葬る。壬戌〔○六日〕、三位高坂ノ王薨ります。秋七月丙戌朔己丑〔○四日〕、天皇鏡ノ姫王の家に幸して病を訊ひたまふ。庚寅〔○五日〕、鏡ノ姫王薨ります。是の夏始めて僧尼を請せて宮中に安居らす。因りて淨行者三十人を簡びて出家せしむ。庚子〔○十五日〕、雩す。癸卯〔○十八日〕、天皇、京師を巡行ります。乙巳〔○廿日〕、廣瀬龍田ノ神を祭る。是の月より始めて八月に至るまで旱りす。百濟僧道藏雩ひして雨を得たり。八月丙辰朔庚申〔○五日〕、天の下に大きに赦す。大伴ノ連男吹負卒せぬ。壬申の年の功を以て大錦中の位を贈りたまふ。九月乙酉朔丙戌〔○二日〕、大風ふく。丁未〔○廿三日〕、倭ノ直、栗隈ノ」34 首、水取ノ造、矢田部ノ造、藤原部ノ造、刑部ノ造、福草部ノ造、凡川内ノ直、川内ノ漢ノ直、物部ノ首、山背ノ直、葛城ノ直、

殿服部造、門部直、錦織造、縵造、鳥取造、來目舍人造、檜隈舍人造、大狛造、秦造、川瀨舍人造、倭馬飼造、川內馬飼造、黃文造、薦集造、勾筥作造、石上部造、財日奉造、泥部造、穴穗部造、白髮部造、忍海造、羽束造、文首、小泊瀨造、百濟造、語造、凡て三十八氏に、姓を賜ひて連と曰ふ。冬十月乙卯朔己未(〇五日)、三宅」34ウ吉士、草壁吉士、伯耆造、船史、壹伎史、娑羅羅馬飼造、菟野馬飼造、吉野首、紀酒人直、采女造、阿直史、高市縣主、磯城縣主、鏡作造、并せて十四氏に姓を賜ひて連と曰ふ。丁卯(〇十三日)、天皇倉梯に狩したまふ。十一月甲申朔丁亥(〇四日)、諸國に詔して陣法を習はしむ。丙申(〇十三日)、新羅、沙飡金主山、大那末金長志を遣して調を進る。十二月甲寅朔丙寅(〇十三日)、諸王の五位伊勢王、大錦下羽田公八國、小錦下多臣品治、小錦下中臣連大嶋、并せて判官、錄史、工匠者」35オ等を遣して、天の下を巡行きて諸國の境堺を限分ふ。然るに是の年限分に堪へず。庚午(〇十七日)、詔して曰く、諸の文武の官人、及び畿內の位有る人等、四の孟月に必ず朝參りせよ。若し死病有りて集ることを得ずば、當司具さに記して法の官に申し送れ。又詔して曰く、凡そ都城宮室、一處に非ず、必ず兩參に造らむ。故先づ難波に都せむと欲ふ。是を以て百寮者各往りて家地を請はれ。十三年春正月甲申朔庚子(〇十七日)、三野縣主、內藏衣縫造、二氏に姓を賜ひて連と曰ふ。丙午(〇二十三日)、天皇東の庭に御します。群卿侍りぬ。時に能く射る人及び侏儒、左右の舍人等を召して射しむ。二月」35ウ癸丑朔丙子(〇廿四日)、金主山に筑紫に饗へたまふ。庚辰(〇廿八日)、淨廣肆廣瀨王、小錦中大伴

連安麻呂、及び判官、錄事、陰陽師、工匠等を畿内に遣して、應に都つくるべき地を視占しめたまふ。是の日三野王、小錦下采女臣筑羅等を信濃に遣して、地の形を看しめたまふ。將に是の地に都せむとしたまふか。三月癸未朔庚寅（〇八日）、吉野人宇閉直弓、白海石榴を貢る。辛卯（〇九日）、天皇京師を巡行りて、宮室の地を定めたまふ。乙巳（〇廿三日）、金主山、國に歸る。夏四月壬子朔丙辰（〇五日）、徒羅以下皆發す。甲子（〇十三日）、廣瀨大忌神、龍田の風神を祭る。辛未（〇廿日）、小錦下高向臣麻呂を大使と爲し、小山下都努臣牛甘を小使と爲して、新羅に遣す。閏四月壬午朔丙戌（〇五日）、詔して曰く、來む年の九月に、必ず閲しなむ。因りて以て百寮の進止、威儀を教ふ。又詔して曰く、凡そ政の要は軍の事なり。是を以て文武の官の諸人務めて兵を用ゐ及び馬に乘ることを習へ。則ち馬兵幷びに當身の裝束の物、務めて具に儲へ足せ。其の馬有らむ者は騎士と爲し、馬無き者は歩卒と爲す。並びに當に試み練へて、以て聚會に障り勿からしめよ。若し詔の旨に忤ひ、馬兵に不便有り、亦裝束闕くる事有らば、親王以下諸臣に逮ぶまで、並びに罰せむ。大山位以下は罰ふ可きは罰へ、杖つ可きは杖たむ。其の務め習ひ以て能く業を得る者は、若し死罪と雖も、則ち二等を減さむ。唯己が才に恃りて、以て故らに犯す者は、赦す例に在らず。又詔して曰く、男女並びに衣服は、襴有るも襴無きも、及び結紐、長紐、意の任に服よ。其の會ひ集らむ日に、襴の衣を著て長紐を著けよ。唯男子は、圭冠有らば、冠りて括緒の褌を著よ。女は年四十以上は、髮の結び結げざる、及び馬に乘ること縱横、並びに意に任せよ。別に巫祝の類は髮結ぐる例に在

らす。壬辰〔○十一日〕、三野ノ王等、信濃ノ國の圖を進る。丁酉〔○十六日〕、齋を宮中に設く。因りて以て罪有る舍[37オ]人等を赦す。乙巳〔○廿四日〕、飛鳥寺の僧福揚を坐して以て獄に下す。庚戌〔○廿九日〕、僧福揚自ら頸を刺して死ぬ。五月辛亥朔甲子〔○十四日〕、化來つる百濟の僧尼及び俗人、男女幷せて二十三人、皆武藏ノ國に安置らしむ。戊寅〔○廿八日〕、三輪ノ引田ノ君難波麻呂を大使と爲し、桑原ノ連人足を小使と爲して、高麗に遣す。六月辛巳朔甲申〔○四日〕、雩す。　秋七月庚戌朔癸丑〔○四日〕、廣瀨に幸したまふ。戊午〔○九日〕、廣瀨龍田ノ神を祭る。壬申〔○廿三日〕、彗星西北に出づ。長さ丈餘り。　冬十月己卯朔、詔して曰く、更に諸氏の族姓を改めて、八色の姓を作りて、以て天の下の万の[37ウ]姓を混す。一に曰く眞人。二に曰く朝臣。三に曰く宿禰。四に曰く忌寸。五に曰く道師。六に曰く臣。七に曰く連。八に曰く稻置。是の日、守山ノ公、路ノ公、高橋ノ公、三國ノ公、當麻ノ公、茨城ノ公、丹比ノ公、猪名ノ公、坂田ノ公、羽田ノ公、息長ノ公、酒人ノ公、山道ノ公、十三氏に姓を賜ひて眞人と曰ふ。辛巳〔○三日〕、伊勢ノ王等を遣して、諸國の界を定めしめたまふ。是の日、縣ノ犬養ノ連手繦を大使と爲し、川原ノ連加尼を小使と爲して、耽羅に遣す。壬辰〔○十四日〕、人定に逮びて、大きに地震ふる。國を擧げて男女叫唱びて不知東西。則ち山崩れ河涌き、諸國の郡の官舍、及び百姓の倉屋、寺塔[38オ]神社破壞るる類、勝げて數ふ可からず。是に由りて、人民及び六畜多に死傷へり。時に伊豫の湯泉沒れて出でず。土左ノ國の田苑五十餘万頃、沒れて海と爲る。古老曰く、是の若き地動未だ曾より有らずと。是の夕、鳴る聲有り、鼓の如くて東の方に聞ゆ。人有りて曰く、伊豆嶋

の西北二面、自然らに三百餘丈を增益し、更に一嶋と爲る。則ち鼓の音の如きは、神是の嶋を造る響きなり。

甲午〔〇十六日〕、諸王卿等に祿を賜ふ。十一月戊申朔、大三輪ノ君、大春日ノ臣、阿倍ノ臣、巨勢ノ臣、膳ノ臣、紀ノ臣、波多ノ臣、物部ノ連、平群ノ臣、雀部ノ臣、中臣ノ(33)連、大宅ノ臣、粟田ノ臣、石川ノ臣、櫻井ノ臣、采女ノ臣、田中ノ臣、小墾田ノ臣、穗積ノ臣、山背ノ臣、鴨ノ君、小野ノ臣、川邊ノ臣、櫟井ノ臣、柿本ノ臣、輕部ノ臣、若櫻部ノ臣、岸田ノ臣、高向ノ臣、宍人ノ臣、來目ノ臣、犬上ノ君、上ッ毛野ノ君、角ノ臣、星川ノ臣、多ノ臣、胸方ノ君、車持ノ君、綾ノ君、下ッ道ノ臣、伊賀ノ臣、阿閇ノ臣、林ノ臣、波彌ノ臣、下ッ毛野ノ君、佐味ノ君、道守ノ臣、大野ノ君、坂本ノ臣、池田ノ君、玉手ノ臣、笠ノ臣、凡そ五十二氏に姓を賜ひて朝臣と曰ふ。庚戌〔〇三日〕、土左國司言さく、大潮高く騰りて、海つ(31)水飄蕩ふ。是に由りて調を運ぶ船、多に失放りぬ。戊辰〔〇廿一日〕、昏時に七星倶に東北に流れて則ち隕ちぬ。庚午〔〇廿三日〕、日沒時に星東方に隕ち、大きさ瓮の如し。戌時に逮びて、天文悉に亂れて、以て星隕つること雨の如し。是の月、星有りて中央に孛べり。昴星と雙びて行く。月盡に及びて失せぬ。是の年、伊賀伊勢美濃尾張の四國に詔して、今より以後、調の年には、役を免し、役の年には調を免す。倭ノ葛城ノ下ノ郡言す、四の足ある鷄有り。亦丹波ノ國氷ノ上ノ郡言す、十二の角ある犢有り。十二月戊寅朔己卯〔〇二日〕、大伴ノ連、佐伯ノ連、阿曇ノ連、忌部ノ連、尾張ノ連、倉ノ連、(39)中臣ノ酒人ノ連、土師ノ連、掃部ノ連、境部ノ連、櫻井ノ田部ノ連、伊福部ノ連、巫部ノ連、忍壁ノ連、草壁ノ連、三宅ノ連、兒部ノ連、手繦ノ連、丹比ノ連、靫ノ丹比ノ連、漆部ノ連、大湯人ノ連、若湯人ノ連、弓削ノ連、神服部ノ連、

額田部連、津守連、縣犬養連、稚犬養連、玉祖連、新田部連、倭文連（倭文、此をシヅオリと云ふ）氷連、凡海連、山部連、矢集連、狹井連、爪工連、阿刀連、茨田連、田目連、小子部連、菟道連、猪使連、海犬養連、間人連、舂米連、美濃連、」40オ 諸會臣、布留連、五十氏に姓を賜ひて宿禰と曰ふ。癸未（〇六日）、大唐の學生土師宿禰甥、白猪史寶然、及び百濟の役の時に大唐に沒められし猪使連子首、筑紫三宅連得許、新羅に傳て至る。則ち新羅、大奈末金物儒を遣して、甥等を筑紫に送る。庚寅（〇十三日）、死刑を除く以下の罪人皆咸赦す。

十四年春正月丁未朔戊申（〇二日）、百寮朝庭を拜む。丁卯（〇廿一日）、更に爵位の号を改む。仍りて階級を増し加ふ。明位二階、淨位四階、階毎に大廣有り。并せて十二階。以前は諸王已上の位なり。」40ウ 正位四階、直位四階、勤位四階、務位四階、追位四階、進位四階、階毎に大廣有り。并せて四十八階、以前は諸臣の位なり。是の日草壁皇子尊に淨廣壹の位を授け、大津皇子に淨大貳の位を授け、高市皇子に淨廣貳の位を授け、川嶋皇子、忍壁皇子に、淨大參の位を授けたまふ。此より以下諸王諸臣等に、爵位を増加すこと各差有り。二月丁丑朔庚辰（〇四日）、大唐人、百濟人、高麗人、并せて百四十七人に爵位を賜ふ。三月丙午朔己未（〇十四日）、金物儒に筑紫に饗へたまふ。即ち筑紫より歸りぬ。」41オ 仍りて流れ著ける新羅人七口を物儒に附けて還す。辛酉（〇十六日）、京職大夫直大參巨勢朝臣辛檀努卒りぬ。壬申（〇廿七日）、詔したまはく、諸國の家毎に佛舍を作りて、乃ち佛の像及經を置きて、以て禮拜供養せよ。是の月灰信濃國に零

り、草木皆枯れぬ。夏四月丙子朔己卯（〇四日）、紀伊國司言す、牟婁湯泉沒れて出でず。丁亥（〇十二日）、廣瀬龍田神を祭る。壬辰（〇十七日）、新羅人金主山歸る。庚子（〇廿五日）、始めて僧尼を請せて宮中に安居らす。五月丙午朔庚戌（〇五日）、南門に射ふ。天皇飛鳥寺に幸して、珍寶を以て佛に奉りて禮敬ひたまふ。甲子（〇十九日）、〔41〕直大肆粟田朝臣眞人、位を父に讓る。然るに勅して聽したまはず。是の日直大參當麻眞人廣麻呂卒せぬ。壬申の年の功を以て直大壹の位を贈る。辛未（〇廿六日）、高向朝臣麻呂、都努朝臣牛飼等、新羅より至る。乃ち學問僧觀常、靈觀從ひて至る。新羅王の獻る物、馬二疋、犬三頭、鸚鵡二隻、鵲二隻、及び種種の物あり。六月乙亥朔甲午（〇廿日）、大倭連、葛城連、凡川內連、山背連、難波連、紀酒人連、倭漢連、河內漢連、秦連、大隅直、書連、并せて十一氏に姓を賜ひて忌寸と曰ふ。〔42〕秋七月乙巳朔乙丑（〇廿一日）、廣瀬龍田神を祭る。庚午（〇廿六日）、初めて明位已下進位已上の朝服の色を定む。淨位已上は並びに朱華を著る。（朱華、此をハネズと云ふ）正位は深紫、直位は淺紫、勤位は深緑、務位は淺緑、追位は深蒲萄、進位は淺蒲萄。辛未（〇廿七日）、詔して曰く、東山道は美濃以東、東海道は伊勢以東の諸國の位有る人等に、並びに課役を免す。八月甲戌朔乙酉（〇十二日）、天皇淨土寺に幸したまふ。丙戌（〇十三日）、川原寺に幸して、稻を衆僧に施したまふ。癸巳（〇廿日）、耽羅に遣せる使人等還る。九月甲辰朔壬子（〇九日）、天皇〔42〕舊宮の安殿の庭に宴したまふ。是の日皇太子以下、忍壁皇子に至るまで、布を賜ふこと各差有り。甲寅（〇十一日）、宮處王、廣瀬王、難波王、竹田王、彌

努王を京及び畿内に遣して、各人夫の兵を挍へしめたまふ。戊午（〇十五日）、直廣肆都努ノ朝臣牛飼を東海の使者と爲し、直廣肆石川ノ朝臣虫名を東山の使者と爲す。直廣肆佐味ノ朝臣少麻呂を山陽の使者と爲し、直廣肆巨勢ノ朝臣粟持を山陰の使者と爲す。直廣參路ノ眞人迹見を南海の使者と爲し、直廣肆佐伯ノ宿禰廣足を筑紫の使者と爲す。各判官一└43オ人、史一人。國司郡司及び百姓の消息を巡察しむ。是の日詔して曰く、凡そ諸の歌男、歌女、笛吹は、即ち己が子孫に傳へて歌笛を習はしめよ。辛酉（〇十八日）、天皇大安殿に御しまして王卿等を殿の前に喚して以て、博戲せ令めたまふ。是の日宮處ノ王、難波ノ王、竹田ノ王、三國ノ眞人友足、縣犬養ノ宿禰大侶、大伴ノ宿禰御行、境部ノ宿禰石積、多ノ朝臣品治、釆女ノ朝臣竹羅、藤原ノ朝臣大嶋、凡そ十人に、御衣の袴を賜ふ。壬戌（〇十九日）、皇太子より以下、及び諸王卿幷せて四十八人に、羆の皮山羊の皮を賜ふこと各差有り。癸亥（〇二十日）、└43ウ高麗國に遣せる使人等還る。丁卯（〇廿四日）、天皇體不豫ひし爲め、三日、經を大官の大寺、川原寺、飛鳥寺に誦す。因りて稻を以て三寺に納ること各差有り。庚午（〇廿七日）、化來ける高麗人等に祿を賜ふこと各差有り。冬十月癸酉朔丙子（〇四日）、百濟の僧常輝に三十戸に封す。是の僧壽百歲。庚辰（〇八日）、百濟僧法藏、優婆塞益田ノ直金鍾を美濃に遣して、白朮を煎らしむ。因りて以て絁綿布を賜ふ。壬午（〇十日）、輕部ノ朝臣足瀬、高田ノ首新家、荒田尾ノ連麻呂を信濃に遣して行宮を造らしむ。蓋し束間溫湯に幸さむと擬しめすか。甲申（〇十二日）、淨└44オ大肆泊瀨ノ王、直廣肆巨勢朝臣馬飼、判官以下幷せて二十人を以て、畿內の役に任す。己丑（〇十七日）、伊勢ノ王等亦

東國に向ふ。因りて以て衣袴を賜ふ。是の日、金剛般若經を宮中に說かしむ。十一月癸卯朔甲辰（〇二日）、儲用の鐵一万斤を周芳の總令の所に送す。是の日筑紫の大宰、儲用の物絁一百疋、絲一百斤、布三百端、庸布四百常、鐵一万斤、箭竹二千連を請す。筑紫に送り下す。丙午（〇四日）、四方の國に詔して曰く、大角、小角、鼓吹、幡旗、及び弩抛の類は、私の家に存く應からず。咸郡の家に收めよ。└44ウ 戊申（〇六日）、白錦の後苑に幸したまふ。丙寅（〇廿四日）、法藏法師、金鐘、白朮の煎を獻る。是の日天皇の爲めに招魂しき。己巳（〇廿七日）、新羅、波珍飡金智祥、大阿飡金健勳を遣して政を請す。仍りて調を進る。十二月壬申朔乙亥（〇四日）、筑紫に遣せる防人等、海中に漂蕩ひて、皆衣裳を失ふ。則ち防人の衣服と爲て、布四百五十端を以て筑紫に給下る。辛巳（〇十日）、西のかたより發りて地震ふる。丁亥（〇十六日）、絁綿布を以て大官大寺の僧等に施る。庚寅（〇十九日）、皇后の命を以て、王卿等に五十五人に朝服各一具を賜ふ。└45オ

朱鳥元年春正月壬寅朔癸卯（〇二日）、大極殿に御しまして宴を諸王卿に賜ふ。是の日詔して曰く、朕、王卿に問ふに無端事を以てす。仍りて對ふる言に實を得ば必ず賜有らむ。是に高市皇子問はれて實を以て對へたまふ。蓁摺の御衣三具、錦の袴二具、幷びに絁二十疋、絲五十斤、綿百斤、布一百端を賜ふ。伊勢王亦實を得たり。即ち皂の御衣三具、紫の袴二具、絁七疋、絲二十斤、綿四十斤、布四十端を賜ふ。是の日攝津國の人百濟新興、白馬瑙を獻る。庚戌（〇九日）、三綱律師、及び大官大寺知事佐官、幷せて九の└45ウ

僧を請す。俗の供養を以て養れき。仍りて絁緜布を施ること各差有り。辛亥(〇十日)、諸王卿に各袍袴一具を賜ふ。甲寅(〇十三日)、諸の才人博士、陰陽師、醫師幷せて二十餘人を召して食及び祿を賜ふ。乙卯(〇十四日)の酉の時、難波の大藏省に失火れて、宮室悉に焚く。或は曰く、阿斗ノ連藥が家の失火の、宮室に引及れるなり。唯兵庫ノ職は焚けず。丁巳(〇十六日)、天皇大安殿に御しまして、諸王卿を喚して宴を賜ふ。因りて以て絁緜布を賜ふこと各差有り。是の日群臣に問ふに無端事を以てす。則ち當時に實を得ば、重ねて綿絁を給ふ。戊午(〇十七日)、後宮に宴したまふ。己未(〇十八日)、朝廷に大餔す。是の日、御窟殿の前に御しまして、L46オ 倡優等に祿を賜ふこと差有り。亦歌人等に袍袴を賜ふ。庚申(〇十九日)、地震ふる。是の月新羅の金智淨に饗へむが爲めに、淨廣肆川内ノ王、直廣參大伴ノ宿禰安麻呂、直大肆藤原ノ朝臣大嶋、直廣肆堺部ノ宿禰鯯魚、直廣肆穗積ノ朝臣蟲麻呂等を筑紫に遣す。二月辛未朔甲戌(〇四日)、大安殿に御します。侍臣六人に勤位を授く。乙亥(〇五日)、勅して諸國の司の功有る者九人を選みて勤位を授く。三月辛丑朔丙午(〇六日)、大弁官直大參羽田ノ眞人八國病む。爲めに僧三人を度せしむ。庚戌(〇十日)、雪ふる。乙丑(〇廿五日)、羽田ノ眞人L46ウ 八國卒せぬ。壬申の年の功を以て、直大壹の位を贈りたまふ。夏四月庚午朔丁丑(〇八日)、侍醫桑原ノ村主訶都に直廣肆を授く。因りて以て姓を賜ひて連と曰ふ。壬午(〇十三日)、新羅の客等に饗へむが爲めに、川原寺の伎樂を筑紫に運ぶ。仍りて皇后ノ宮の私の稻五千束を以て川原寺に納む。戊子(〇十九日)、新羅、調を進る。筑紫より貢上る。細き馬一疋、騾一頭、犬二狗、鏤

金ノ器及び金銀、霞錦、綾羅、虎豹の皮、及び藥物の類幷せて百餘種。亦智祥健勘等が別に獻れる物、金銀、霞錦、綾羅、金器、屛風、鞍ノ皮、絹布、藥物の類、各六└47ト十餘種。別に皇后皇太子及び諸の親王等に獻れる物各數有り。丙申(〇二十七日)、多紀ノ皇女、山背ノ姫王、石川ノ夫人を伊勢ノ神宮に遣す。五月庚子朔戊申(〇九日)、多紀ノ皇女等、伊勢より至ります。是の日侍醫百濟人億仁病みて死なむと臨す。則ち勤大壹の位を授け、仍りて一百戶に封す。癸丑(〇十四日)、勅して大官大寺に七百戶に封す。乃ち稅三十万束を納る。丙辰(〇十七日)、宮人等に爵位を增し加ふ。癸亥(〇廿四日)、天皇體不安。因りて以て川原寺に於きて藥師經を說かしめ、宮中に安居しむ。戊辰(〇廿九日)、金智祥等に筑紫に饗へ、祿を賜ふこと各差有り。└47ウ　即ち筑紫より退りぬ。是の月勅して左右の大舍人等を遣して、諸寺の堂塔を掃ひ淸めしめたまふ。則ち大きに天の下に赦す。囚獄已に空し。六月己巳朔、槻本ノ村主勝麻呂に姓を賜ひて連と曰ふ。仍りて勤大壹の位を加ふ。二十戶に封す。庚午(〇二日)、工匠、陰陽師、侍醫、大唐の學生、及び一二の官人、幷せて三十四人に爵位を授く。乙亥(〇七日)、諸司の人等の功有る二十八人を選みて爵位を增し加ふ。戊寅(〇十日)、天皇の病を卜ふに、草薙ノ劒に祟れり。即日尾張ノ國熱田ノ社に送り置く。庚辰(〇十二日)、雩す。甲申(〇十六日)、伊勢ノ王、及び官人等を飛鳥寺に遣して、衆の僧に勅して曰く、近└48オ者朕身不和。願はくは三寶の威に賴りて、以て身體安和なることを得むと欲ふ。是を以て僧正僧都及び衆僧、應に誓ひ願ふべし。則ち珍しき寶を三寶に奉らむ。是の日三綱律師、及び四寺の和上、知事幷びに現師

位に有る僧等に、御衣御被各一具を施りたまふ。丁亥〔〇十九日〕、勅して百官の人等を川原寺に遣して、燃燈供養を爲したまふ。仍りて大きに齋して悔過す。丙申〔〇廿八日〕、法忍僧、義照僧に、老を養はむ爲めに、各三十戸に封す。庚寅〔〇廿二日〕、名張ノ厨の司に災けり。秋七月己亥朔庚子〔〇二日〕、勅して更に男夫は脛裳を著け、婦女は髮を背に垂ること猶故の如くせよ。是の日僧正僧都L48等、宮中に參み赴きて悔過す。辛丑〔〇三日〕、諸國に詔して大解除す。壬寅〔〇四日〕、半天の下の調を減す。仍りて悉に傜役を免す。癸卯〔〇五日〕、幣を紀伊ノ國に居す國懸神、飛鳥四社、住吉ノ大神に奉る。丙午〔〇八日〕、一百の僧を請して、金光明經を宮中に讀ましむ。戊申〔〇十日〕、雷南方に光りて一たび大きに鳴る。則ち民部省の庸を藏むる舍屋に天災けり。或は曰く、忍壁ノ皇子の宮の失火延りて民部ノ省を燒けりと。癸丑〔〇十五日〕、勅して曰く、天の下の事は大き小さきを問はず、悉に皇后及び皇太子に啓せ。是の日大きに赦す。甲寅〔〇十六日〕、廣瀨龍田ノ神を祭る。丁巳〔〇十九日〕、詔して曰く、天の下の百姓の貧乏しきに由りて、L49稻及び貨財を償す者は、乙酉の年十二月三十日以前は、公私を問はずノ皆免原せ。戊午〔〇二十日〕、元を改めて朱鳥元年と曰ふ（朱鳥、此をアカミトリと云ふ）仍りて宮を名づけて飛鳥ノ淨御原ノ宮と曰ふ。丙寅〔〇廿八日〕、淨行者七十人を選みて以て出家せしむ。乃ち齋を宮中の御窟ノ院に設く。是の月諸王臣等、天皇の爲めに觀音の像を造る。則ち觀世音經を大宮大寺に說く。八月己巳朔、天皇の爲めに八十の僧を度せしむ。庚午〔〇二日〕、僧尼幷せて一百を度せしむ。因りて以て百の菩薩を宮中に坐えて觀音經二百卷を讀ましむ。丁丑

〔〇九日〕、天皇の體不豫の爲めに神祇に祈る。辛巳〔〇十三日〕、」50ウ秦忌寸石勝を遣して幣を土左大神に奉る。是の日皇太子、大津皇子、高市皇子に、各封四百戸を加へたまふ。川嶋皇子、忍壁皇子に、各百戸を加へたまふ。癸未〔〇十五日〕、芝基皇子、磯城皇子に、各二百戸を加ふ。己丑〔〇廿一日〕、檜隈寺、輕寺、大窪寺に各百戸に封す、三十年を限りてなり。辛卯〔〇廿三日〕、巨勢寺に二百戸に封す。九月戊戌朔辛丑〔〇四日〕、親王以下諸臣に逮ぶまで、悉に川原寺に集り、天皇の病の爲めに誓ひ願ふ。云云。丙午〔〇九日〕、天皇の病遂に差えたまはず、正宮に崩りたまふ。戊申〔〇十一日〕、始めて發哭る。則ち殯宮を南庭に起つ。辛酉〔〇廿四日〕、南庭に殯す。」51オ即ち發哀る。是の時に當りて大津皇子、皇太子を謀反けむとす。甲子〔〇廿七日〕の平旦、諸の僧尼、殯の庭に發哭りて乃ち退りぬ。是の日肇めて進奠る。即ち誄まをす。第一に大海宿禰蒭蒲、壬生の事を誄ごとまをす。次に淨大肆伊勢王、諸王の事を誄ごとまをす。次に直大參縣犬養宿禰大伴、惣べて宮内の事を誄ごとまをす。次に淨廣肆河内王、左右大舍人の事を誄ごとまをす。次に直大參當麻眞人國見、左右兵衞の事を誄ごとまをす。次に直大肆采女朝臣竺羅、内命婦の事を誄ごとまをす。次に直廣肆紀朝臣眞人、膳職の事を誄ごとまをす。乙丑〔〇廿八日〕、諸の僧尼亦」51ウ殯の庭に哭る。是の日直大參布勢朝臣御主人、太政官の事を誄ごとまをす。次に直廣參石上朝臣麻呂、法官の事を誄ごとまをす。次に直大肆大三輪朝臣高市麻呂、理官の事を誄ごとまをす。次に直廣參大伴宿禰安麻呂、大藏の事を誄ごとまをす。次に直大肆藤原朝臣大嶋、兵政官の事を誄ごと

まをす。丙寅〔〇廿九日〕、僧尼亦發哭る。是の日直廣肆阿倍久努朝臣麻呂、刑官の事を誄ことまをす。次に直廣肆紀朝臣弓張、民官の事を誄ことまをす。次に直廣肆穗積朝臣虫麻呂、諸國の司の事を誄ことまをす。次に大隅阿多の隼人、及び倭河└15オ内の馬飼部造各誄ことまをす。丁卯〔〇卅日〕、僧尼發哀る。是の日百濟王良虞、百濟王善光に代りて誄ことまをす。次に國國の造等、參で赴るに隨ひて各誄ことまをす。仍りて種種の歌舞を奏る。

日本書紀卷第二十九　終└51ウ

日本書紀卷第三十

高天原廣野姫天皇　持統天皇

高天原廣野姫天皇は、少きときの名は鸕野讚良皇女、天命開別天皇の第二の女なり。母を遠智娘と曰す。（更の名は美濃津子娘なり）天皇深沈にして大きなる度有り。天豐財重日足姫天皇の三年、天渟中原瀛眞人天皇に適ひして、妃と爲りたまふ。帝王の女と雖も禮を好みたまひて節儉たまふ。母儀德有す。天命開別天皇の元年に、草壁皇子尊を大津宮に生れます。十年十月、沙門天渟中原瀛└1オ眞人天皇に從ひて、吉野に入りたまひ、朝の猜忌を避けたまふ。語は天命開別天皇の紀に在り。天渟中原瀛眞人天皇元年夏六月、天渟中原瀛眞人天皇に從ひて難を東國に避けたまふ。旅を鞠ひ衆を會へて、遂に與に謀を定めたまふ。迺ち分けて敢死者數万に命せて諸の要害の地に置きたまふ。秋七月、美濃の軍將等、大倭の桀豪と共に大友皇子を誅して、首を傳へて不破宮に詣る。二年、立ちて皇后と爲りたまふ。皇后始めより今に迄るまで、天皇を佐けて天の下を定めたまふ。毎に侍執へまつりたまふ際に、輙ち言政事に及びて毗け補ひたまふ所多し。朱鳥元年九月戊戌朔丙午（〇九日）、天渟中原└1ウ瀛眞人天皇崩りたまふ。皇后臨朝稱制。冬十月戊辰朔己巳（〇二日）、皇子大津謀反むこと發覺れぬ。皇子大津を捕ふるに逮びて、并せて皇子大津が爲めに詿誤かれたる直廣肆八口朝臣音橿、小山下壹伎連博德と、大舍人中臣朝臣臣

麻呂、巨勢ノ朝臣多益須、新羅の沙門行心、及び帳内礪杵道作等三十餘人とを捕ふ。庚午(〇三日)、皇子大津を譯語田の舍に賜死む。時に年二十四。妃皇女山ノ邊、髮を被し徒跣にして、奔赴きて殉ぬ。見るひと皆歔欷く。皇子大津は、天ノ渟中原瀛ノ眞人ノ乚(2オ)天皇の第三子なり。容止墻く岸くて、音辭俊れ朗かなり。天命開別ノ天皇の爲めに愛まれたまふ。長るに及びて辨しくて才學有り、尤も文筆を愛む。詩賦の興大津より始れり。丙申(〇廿九日)、詔して曰く、皇子大津の謀反するに、詿誤かれたる吏民帳内已むことを得ず。今皇子大津已に滅びぬ。從者當に皇子大津に坐りし者は皆赦せ。但し礪杵ノ道作は伊豆に流せ。又詔して曰く、新羅の沙門行心、皇子大津の謀反に與せれども、朕加法るに忍びず、飛驒ノ國の伽藍に從せ。十一月丁酉朔壬子(〇十六日)、伊勢ノ神ノ祠に奉りし皇女大來、還りて京師に至る。癸丑(〇十七日)、地震ふる。十二月丁乚(2ウ)卯朔乙酉(〇十九日)、天渟中原瀛ノ眞人ノ天皇の奉爲に、遮り無き大會を五の寺大官、飛鳥、川原、小墾田、豐浦、坂田に設く。壬辰(〇廿六日)、京師の孤獨高年に布帛を賜ふこと各差有り。閏十二月筑紫の大宰、三の國、高麗百濟新羅の百姓男女、幷せて僧尼六十二人を獻れり。是の歲蛇と犬と相交めり、俄かにして俱に死ぬ。

元年春正月丙寅朔、皇太子、公卿百寮の人等を率ゐて、殯宮に適でまして慟哭る。納言布勢ノ朝臣御主人誄ごとたてまつる禮なり。誄ごと畢へて衆庶發哀る。次に梵衆發哀る。是に奉膳紀ノ乚(3オ)朝臣眞人等奠奉る。奠畢へて、膳部采女等發哭る。樂官樂を奏へまつる。庚午(〇五日)、皇太子、公卿

百寮の人等を率ゐて殯の宮に適でまして慟哭る。梵衆隨ひて發哀る。庚辰〔○十五日〕、京師の年八十より以上、及び篤癃、貧くして自存ふこと能はぬ者に絁綿を賜ふこと各差有り。甲申〔○十九日〕、直廣肆田中ノ朝臣法麻呂と追大貳守ノ君苅田等をして、新羅に使して天皇の喪を赴げしむ。三月乙丑朔己卯〔○十五日〕、投化ける高麗五十六人を以て、常陸ノ國に居らしめ、田を賦ひ稟を受て、生業に安らかならしむ。甲申〔○廿日〕、華縵を以て殯の宮に進る。此を御蔭と曰ふ。是の日、└3 丹比ノ眞人麻呂誄ごとまをす。禮なり。丙戌〔○廿二日〕、投化ける新羅人十四人を以て下ツ毛野ノ國に居らしむ。田を賦ひ稟を受けて、生業に安らかならしむ。夏四月甲午朔癸卯〔○十日〕、筑紫の大宰、投化ける新羅の僧尼、及び百姓男女二十二人を獻る。武藏ノ國に居らしむ。田を賦ひ稟を受けて、生業に安らかならしむ。五月甲子朔乙酉〔○廿二日〕、皇太子、公卿百寮の人等を率ゐて、殯の宮に適きて慟哭る。是に隼人大隅阿多の魁帥、各己が衆を領ゐて互ひに進みて誄ごとまをす。六月癸巳朔庚申〔○廿八日〕、罪人を赦す。秋七月癸亥朔甲子〔○二日〕、詔して曰く、凡そ負債者、乙└4 酉〔○天武十四年〕年より以前の物は、利を收ること莫かれ。若し既に身を役へらば、利に役ふことを得ず。辛未〔○九日〕、隼人大隅阿多の魁師等三百三十七人に賞賜ふこと各差有り。八月壬辰朔丙申〔○五日〕、殯の宮を嘗る。此の日、青飯を御る。丁酉〔○六日〕、市城の者老男女、皆臨みて橋の西に慟哭る。己未〔○廿八日〕、天皇直大肆藤原朝臣大嶋、直大肆黃書連大伴を使して三百の龍象大德等を飛鳥寺に請せ集へて、袈裟を奉施ふこと、人別に一領。曰く、此は天ノ渟中原瀛ノ眞人ノ天皇の

御服を以て縫ひ作る所なり。詔の詞酸く割し。具さに陳ぶ可からず。九月L4ゥ 壬戌朔庚午〔〇九日〕、國忌齋を京師の諸寺に設く。辛未〔〇十日〕、齋を殯の宮に設く。甲申〔〇廿三日〕、新羅、王子金霜林、級飡金薩慕、及び級飡金仁述、大舍蘇陽信等を遣して、國政を奏請す。且調賦を獻る。學問僧智隆附きて至れり。筑紫の大宰便ち天皇の崩りたまひしを霜林等に告ぐ。卽日、霜林等皆喪服を著て、東に向ひて三たび拜み三たび發哭る。冬十月辛卯朔壬子〔〇廿二日〕、皇太子、公卿百寮の人等、幷せて諸國の司國造、及び百姓男女を率ゐて、始めて大內陵を築きたまふ。十二月辛卯朔庚子〔〇十日〕、直廣參路ノ眞人L5ォ 迹見を以て新羅の客を饗へたまふ勅使と爲す。是の年也大歲丁亥。

二年正月庚申朔、皇太子、公卿百寮の人等を率ゐて、殯の宮に適でて慟哭る。辛酉〔〇二日〕、梵衆、殯の宮に發哀る。丁卯〔〇八日〕、遮無き大會を藥師寺に設く。壬午〔〇廿三日〕、天皇の崩りたまひしことを以て新羅の金霜林等に奉宣ふ。金霜林等乃ち三たび發哭る。二月庚寅朔辛卯〔〇二日〕大宰、新羅の調賦、金銀、絹布、皮、銅鐵の類十餘物。幷せて別に獻れる、佛の像、種種の彩絹、鳥馬の類十餘種、及び霜林が獻れる金銀、彩色、種種の珍異しき物、幷せて八L5ゥ 十餘物を獻る。己亥〔〇十日〕、霜林等に筑紫ノ館に饗へたまふ。物を賜ふこと各差有り。乙巳〔〇十六日〕、詔して曰く、今より以後、國忌日に取らむ毎に、要ず齋す須し。戊午〔〇廿九日〕、霜林等罷り歸る。三月己未朔己卯〔〇廿一日〕、華縵を以て殯の宮に進る。藤原朝臣大嶋誄ことまをす。五月戊午朔乙丑〔〇八日〕、百濟の敬須德那利を以て、甲斐ノ國に移す。六月戊子朔戊戌

〔〇十一日〕、詔したまはく、天の下に令せて、繫囚極刑をして、本の罪一等を減し、輕き繫は皆赦し除めよ。其れ天の下をして皆半今年の調賦を入れしめよ。秋七月丁巳朔丁卯〔〇十一日〕、大きに雩す。旱なり。丙子〔〇廿日〕、百濟の沙門道藏に命せて請雨す。」6 崇朝にもあらずして、遍く天の下に雨ふる。八月丁亥朔丙申〔〇十日〕、殯の宮に詣りて慟哭る。是に大伴宿禰安麻呂誄ことまをす。丁酉〔〇十一日〕、淨大肆伊勢王に命せて葬儀を奉宣はしむ。辛亥〔〇廿五日〕、耽羅王、佐平加羅を遣して來て方物を獻る。九月丙辰朔戊寅〔〇廿三日〕、耽羅の佐平加羅等に筑紫の館に饗へたまふ。物を賜ふこと各差有り。冬十一月乙卯朔戊午〔〇四日〕、皇太子、公卿百寮の人等と諸の蕃の賓客とを率ゐて、殯の宮に適でて慟哭る。是に奠奉り楯節儛を奏る。諸臣各己が先祖等の仕へまつりし狀を擧げて遞ひに進みて誄ことまをす。己未〔〇五日〕、蝦夷百九十」6余人、調賦を負ひ荷ひて誄ことまをす。乙丑〔〇十一日〕、布勢朝臣御主人、大伴宿禰御行、遞ひに進みて誄ことまをす。直廣肆當麻眞人智德、皇祖等の騰極の次第を誄こと奉る、禮なり。古には日嗣と云ふ。畢りて大内陵に葬りまつる。十二月乙酉朔丙申〔〇十二日〕、蝦夷の男女二百一十三人を飛鳥寺の西の槻の下に饗へたまふ。仍りて冠位を授け、物を賜ふこと各差有り。

三年春正月甲寅朔、天皇、万國を前の殿に朝しむ。乙卯〔〇二日〕、大學寮、杖八十枚を獻る。丙辰〔〇三日〕、務大肆陸奧國」7 優嗜曇郡城養の蝦夷脂利古が男麻呂、鐵折と、鬢髮を剔りて沙門と爲らむことを請ふ。詔して曰く、麻呂等少けれども閑雅に欲すること寡し。遂に此に至りて蔬を食ひて戒むことを持つ。

請ふ所の隨に出家し脩道ふ可し。庚申(〇七日)、公卿に宴し袍袴を賜ふ。辛酉(〇八日)、新羅に遣せる使人田中ノ朝臣法麻呂等新羅より還れり。壬戌(〇九日)、出雲ノ國の司に詔して、風浪に遭値ひし蕃人を上送らしめたまふ。是の日越の蝦夷沙門道信に佛像一軀、灌頂ノ幡、鍾鉢各一口、五色の綵各五尺、綿五屯、布一十端、鍬一十枚、鞍一具を賜ふ。筑紫の大宰粟田ノ眞人朝臣〔7ウ〕等、隼人一百七十四人、幷せて布五十常、牛皮六枚、鹿皮五十枚を獻る。戊辰(〇十五日)、文武の官人ども、薪を進る。己巳(〇十六日)、百の官人等に食を賜ふ。辛未(〇十八日)、天皇吉野ノ宮に幸したまふ。甲戌(〇廿一日)、天皇、吉野ノ宮より至りたまふ。二月甲申朔丙申(〇十三日)、詔したまはく、筑紫の防人、年の限りに滿たば替へよ。己酉(〇廿六日)、淨廣肆竹田ノ王、直廣肆土師ノ宿禰根麿、大宅ノ朝臣麿、藤原ノ朝臣史、務大肆當麻ノ眞人櫻井、穗積ノ朝臣山守、中臣ノ朝臣臣麿、巨勢ノ朝臣多益須、大三輪ノ朝臣安麿を以て判事と爲す。三月癸丑朔丙〔8オ〕子(〇廿四日)、大きに天の下に赦す。唯常の赦に免さざる所は、赦例に在らず。夏四月癸未朔庚寅(〇八日)、投化ける新羅人を以て下ッ毛野に居らしむ。乙未(〇十三日)、皇太子草壁ノ皇子ノ尊薨りましぬ。壬寅(〇廿日)、新羅、級飡金道那等を遣して、瀛ノ眞人ノ天皇の喪を弔ひ奉る。幷せて學問僧明聰、觀智等を上送る、別に金銅の阿彌陀の像、金銅の觀世音菩薩の像、大勢至菩薩の像各一軀、綵帛錦綾を獻る。甲辰(〇廿二日)、春日王薨ります。己酉(〇廿七日)、詔して、諸司の仕丁に一月に假四日を放したまふ。五月癸丑朔甲戌(〇廿二日)、土師ノ宿禰根麻呂に命せて、新羅の弔使級飡〔8ウ〕金道那等に詔して曰く、太政官卿等、勅を奉け

て奉宣むらく、二（〇元ノ誤カ）年に田中朝臣法麻呂等を遣して、大行天皇の喪を相告げしむ。時に新羅の言く、新羅の勅を奉る人は、元來蘇判位を用てす。今將に復爾せむとす。是に由りて法麻呂等、赴告ぐるの詔を奉宣むることを得ず。若し前の事を言はば、在昔、難波宮に天の下を治めたまひし天皇の崩りましまし時に、巨勢稻持等を遣して喪を告げし日に、翳飡金春秋、勅を奉けぬ。而るを蘇判を用て勅を奉ると言ふは、即ち前の事に違へり。又近江宮に天の下治めたまひし天皇の崩りましまし時に、一吉飡金薩儒等を遣して弔ひ奉る。而るを今級飡を以て弔ひ奉るは、亦前の事に違へり。」9オ 又新羅元來奏して云く、我が國は日本の遠つ皇祖の代より、舳を並べ檝を干さず仕へ奉るの國なりと。而るを今一艘のみあること亦故き典に乖へり。又奏して云く、日本の遠つ皇祖の代より、清白き心を以て仕へ奉ると。而るを竭忠ありて本の職に宣へ揚ぐることを惟はずて清白きことを傷りて、詐りて幸を媚ぶることを求む。是の故に調賦と別に獻れるものとを、並びに封めて還したまふ。然るに、我が國家の遠つ皇祖の代より、廣く汝等を慈みたまふの德絕つ可からず。故、彌勤め彌謹みて、戰戰兢兢て、其の職任を修めて、法度に遵ひ奉らば、天朝も復益廣く慈みたまはむのみ。汝道那等、斯の勅する所を奉りて、汝が王に奉宣べよ。六月壬午朔、衣裳を筑」9ウ 紫の大宰等に賜ふ。癸未（〇二日）、皇子施基、直廣肆佐味朝臣宿那麻呂、羽田朝臣齊、（齊、此をムゴへと云ふ）勤廣肆伊余部連馬飼、調忌寸老人、務大參大伴宿禰手拍と、巨勢朝臣多益須等とを以て、善き言を撰ぶ司に拜す。庚子（〇十九日）、大唐の續守言・薩弘恪等に稻を賜ふこと各差有り。辛丑（〇廿

日〕、筑紫の大宰粟田ノ眞人ノ朝臣等に詔して、學問僧明聰觀智等が爲送の新羅の師友に綿各一百四十斤を賜ふ。乙巳〔〇廿四日〕、筑紫の小郡に於きて新羅の弔使金道那等に設へたまふ。物を賜ふこと各差有り。庚戌〔〇廿九日〕、諸司に令し[1]一部二十二卷を班ち賜ふ。秋七月壬子朔、陸奥の蝦夷沙門自得が請ひまをす金銅の藥師佛の像、觀世音菩薩の像、各一軀、鍾、娑羅、寶帳、香爐、幡等の物を付け賜ふ。是の日新羅の弔使金道那等罷り歸る。丙寅〔〇十五日〕、左右の京職及び諸國の司に詔して射を習ふ所を築かしめたまふ。辛未〔〇廿日〕、僞の兵衛河内ノ國澁川郡の人柏原ノ廣山を土左ノ國に流し、追廣參を以て僞の兵衛廣山を捉へたる兵衛生部ノ連虎に授く。甲戌〔〇廿三日〕、越の蝦夷八釣魚等に賜ふこと各差有り〔魚、此をナと云ふ〕 秋八月辛巳朔壬午〔〇二日〕、百官、神祇官に會る集りて、[10]天神地祇の事を奏宣る。甲申〔〇四日〕、天皇、吉野ノ宮に幸したまふ。丙申〔〇十六日〕、攝津ノ國武庫ノ海一千步の內、紀伊ノ國の阿提ノ郡の那耆野二万頃、伊賀ノ國の伊賀ノ郡の身野二万頃に漁獵を禁め斷めしむ。守護人を置きて、河內ノ國の大鳥郡の高脚ノ海に准ふ。丁酉〔〇十七日〕、公卿に賞賜したまふこと各差有り。辛丑〔〇廿一日〕、伊豫の總領田中ノ朝臣法麿等に詔して曰く、讚吉ノ國御城郡に獲る所の白鷰、宜しく放ち養ふべしと。癸卯〔〇二十三日〕、觀射。閏八月辛亥朔庚申〔〇十日〕、諸國の司に詔して曰く、今の冬戶籍を造る可し。宜しく九月を限りて浮浪を糺し捉ふべし。其の兵、士は、[11]一國每に四に分けて、其の一を點めて武の事を習はしめよ。丁丑〔〇廿七日〕、淨廣肆河內ノ王を以て筑紫の大宰の帥と爲し、兵仗を授け、及び物を賜ふ。直廣壹を以て直廣貳丹比ノ

貸人嶋に授け、封一百戸を增して、前に通はす。九月庚辰朔己丑（〇十日）、直廣參石上朝臣麻呂、直廣肆石川朝臣蟲名等を筑紫に遣して、位の記を給送り、且つ新しき城を監せたまふ。冬十月庚戌朔庚申（〇十一日）、天皇、高安城に幸したまふ。辛未（〇廿二日）、直廣肆下毛野朝臣子麻呂奏して奴婢陸佰口を免さむと欲ふ。奏すに可されぬ。十一月己卯朔丙戌（〇八日）、市中にして追廣」11ウ貳高田首石成が三の兵に閑へることを褒美めて物を賜ふ。十二月己酉朔丙辰（〇八日）、雙六を禁断む。

四年春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣、大盾を樹て、神祇伯中臣大嶋朝臣、天神の壽詞を讀むこと畢りて、忌部宿禰色夫知、神璽劍鏡を皇后に奉上る。皇后天皇位に即しめす。公卿百寮羅列りて、匝く拜みまつりて手を拍つ。己卯（〇二日）、公卿百寮拜朝すること、元會儀の如し。丹比嶋眞人と布勢御主人朝臣と、賀騰極を奏す。庚辰（〇三日）、公卿を内裏に宴したまふ。甲申（〇七日）、公卿を内」12オ裏に宴したまふ。仍りて衣裳を賜ふ。壬辰（〇十五日）、百寮、薪を進る。甲午（〇十七日）、大きに天の下に赦す。唯常の赦に免さざる所は赦す例に在らず。位有る人に爵一級を賜ふ。鰥寡孤獨篤癃、貧しくて自在ふこと能はざる者に、稻を賜ひ調役を蠲復したまふ。丁酉（〇廿日）、解部一百人を以て刑部省に拜す。庚子（〇廿三日）、畿内の天神地祇に班ち、及び神戸田地を增したまふ。二月戊申朔壬子（〇五日）、天皇、腋上陂に幸して、公卿大夫の馬を觀たまふ。戊午（〇十一日）、新羅の沙門詮吉、級飡北助知等五十人歸化けり。甲子（〇十七日）、天皇、吉野宮に幸したまふ。丙寅（〇十九日）、內裡に設齋す。壬申（〇廿五

日〕、歸化ける新羅の韓 12ゥ 奈末許滿等十二人を以て武藏ノ國に居らしむ。三月丁丑朔丙申〔〇廿日〕、京と畿內との人、年八十以上の者に、嶋ノ宮の稻人ごとに二十束を賜ふ。其の位有る者には布二端を加へ賜ふ。夏四月丁未朔己酉〔〇三日〕、使を遣して廣瀨ノ大忌ノ神と龍田ノ風ノ神とを祭る。癸丑〔〇七日〕、京と畿內との耆老耆女五千三十一人に、稻人ごとに二十束を賜ふ。庚申〔〇十四日〕、詔して曰く、百官の人、及び畿內の人、位有る者には六年を限り、位無き者には七年を限り、其の上れる日を以て九の等に選び定め、四の等以上は、考仕令の依に其の善最功能、氏姓の大さ小さを以て、量りて冠位を授へ。13ォ 其の朝服は、淨大壹已下廣貳已上には黑紫、淨大參已下廣肆已上には赤紫、正八級には赤紫、直八級には緋、勤八級には深緑、務八級には淺緑、追八級には深縹、進八級には淺縹、別に淨廣貳已上は、一富一部の綾羅等、種種に用ふることを聽す。淨大參已下直廣肆已上は、一富二部の綾羅等、種種に用ふることを聽す。上下、綺の帶白き袴を通し用ゐよ。其の餘は常の如し。戊辰〔〇廿二日〕、始めて雨を所所に祈る、旱りすればなり。五月丙子朔戊寅〔〇三日〕、天皇、吉野ノ宮に幸したまふ。乙酉〔〇十日〕、百濟の男女二十一人歸化けり。13ゥ 庚寅〔〇十五日〕、內裏に於きて始めて安居の講說あり。六月丙午朔辛亥〔〇六日〕、天皇初瀨に幸したまふ。庚午〔〇廿五日〕、盡に位有る者を召して、位の次と年齒とを唱へ知らしむ。秋七月丙子朔、公卿百寮の人等、始めて新しき朝服を著る。戊寅〔〇三日〕、幣を天神地祇に班ちたまふ。庚辰〔〇五日〕、皇子高市を以て太政大臣と爲し、正廣參を以て丹比ノ嶋ノ眞人に授けて右ノ大臣と爲したまふ。并せて八省百寮皆選任けた

まふ。辛巳（〇六日）、大宰國司皆遷任けたまふ。壬午（〇七日）、詔したまはく、公卿百寮に令せて、凡そ位有る者は、今より以後、家の內に於きて朝服を着て、未だ門を開かざる以前に參上さしめよと。蓋し昔は宮門に到りて」14オ 朝服を着たるか。甲申（〇九日）、詔して曰く、凡そ朝堂の座の上にて親王を見るときは常の如くし。大臣と王とは、堂の前に起立て。二王以上は座を下りて跪け。己丑（〇十四日）、詔して曰く、朝堂の座の上にて大臣を見ば、坐を動きて跪け。是の日絁絲綿布を以て七の寺の安居の沙門三千三百六十三に奉施りたまふ。別に皇太子の爲めに三の寺の安居の沙門三百二十九に奉施りたまふ。癸巳（〇十八日）、使者を遣して廣瀨大忌神と龍田風神とを祭る。八月乙巳朔戊申（〇四日）、天皇吉野宮に幸したまふ。乙卯（〇十一日）、歸化ける新羅人等を以て下毛野國に居らしむ。九月乙亥朔、諸國の司等に詔して曰く、」14ウ 凡そ戶籍を造ることは、戶令に依れ。乙酉（〇十一日）、詔して曰く、朕、紀伊に巡り行らむとするが故に、今年の京師の田租口賦を收むること勿かれ。丁亥（〇十三日）、天皇紀伊に幸したまふ。丁酉（〇廿三日）、大唐の學問僧智宗、義德、淨願、軍丁筑紫國上陽咩郡大伴部博麻、新羅の送使大奈末金高訓等に從ひて、筑紫に還り至る。戊戌（〇廿四日）、天皇紀伊より至りおはします。冬十月甲辰朔戊申（〇五日）、天皇吉野宮に幸したまふ。癸丑（〇十日）、大唐の學問僧智宗等、京師に至る。戊午（〇十五日）、使者を遣して、筑紫の大宰河內王等に詔して曰く、新羅の送使大奈末金高訓等を饗へたまふこと、」15オ 學生土師宿禰甥等を上送れる送使の例に准へ。其の慰勞へ、物を賜ふこと一に詔の書の依にせよ。乙丑（〇廿二

日〕、軍丁筑紫ノ國上ッ陽咩郡の人大伴部ノ博麻に詔して曰く、天豐財重日足姫天皇の七年に百濟を救ふの役に於きて、汝唐の軍の爲めに虜はれ、天命開別ノ天皇の三年に洎びて、土師ノ連富杼、氷連老、筑紫ノ君薩夜麻、弓削ノ連元寶兒四人、唐人の計ふ所を奏聞さむと思欲へども、衣粮無きに緣りて、達くこと能はざるを憂ふ。是に博麻、土師ノ富杼等に謂りて曰く、我汝と共に本つ朝に還向かむと欲ふも、衣粮無きに緣りて、俱に去くこと能はず。願はくは我が身を賣りて」15ウ 以て衣食に充てよ。富杼等、博麻が計る任に、天朝に通ぐことを得たり。汝獨り他界に淹滯ること今に三十年。朕厥の朝を尊び國を愛びて己がみを賣りて忠を顯すことを嘉す。故れ務大肆、幷せて絁五匹、綿一十屯、布三十端、稻一千束、水田四町を賜ふ。其の水田は曾孫に及至せ。三族の課役を免して、以て其の功を顯はさむ。壬申〔〇廿九日〕、高市ノ皇子、藤原の宮地を觀す。公卿百寮從にしたがへり。十一月甲戌朔庚辰〔〇七日〕、送使金高訓等に賞賜ふこと各差有り。甲申〔〇十一日〕、勅を奉けて始めて元嘉ノ曆と儀鳳ノ曆とを行ふ。十二月癸卯朔乙巳〔〇三日〕、送使金高訓等罷り」15オ 歸る。甲寅〔〇十二日〕、天皇吉野ノ宮に幸したまふ。丙辰〔〇十四日〕、天皇吉野ノ宮より至ります。辛酉〔〇十九日〕、天皇藤原に幸して宮地を觀たまふ。公卿百寮皆從にしたがへり。乙丑〔〇廿三日〕、公卿以下に賞賜ふこと各差有り。

五年春正月癸酉朔、親王、諸臣、內親王、女王、內命婦等に位を賜ふ。己卯〔〇七日〕、公卿に飲食衣裳を賜ふ。正廣肆百濟ノ王余禪廣、直大肆遠寶、良虞と南典とに、優へ賜ふこと各差有り。乙酉〔〇十三日〕、皇子

高市に封を増すこと、二千戸、前に通はせて三千戸。淨廣貳皇子穗積に五百戸、淨大參皇子川嶋に百戸、」16ウ前に通はせて五百戸。正廣參右大臣丹比嶋眞人に三百戸、前に通はせて五百戸。正廣肆百濟王禪廣に百戸、前に通はせて二百戸。直大壹布勢御主人朝臣と大伴御行宿禰とに八十戸、前に通はせて三百戸。其の餘は封を増すこと各差有り。丙戌(〇十四日)、詔して曰く、直廣肆筑紫史益、筑紫大宰府の典に拜ししより以來、今に二十九年、清白き忠誠を以て敢へて怠惰まず。是の故に食封五十戸、絁十五匹、緜二十五屯、布五十端、稻五千束を賜ふ。戊子(〇十六日)、天皇吉野宮に幸したまふ。乙未(〇廿三日)、天皇」17オ吉野宮より至ります。二月壬寅朔、天皇公卿等に詔して曰く、卿等、天皇の世に、佛の殿、經の藏を作りて、月六齋を行ふ。天皇時時大舍人を遣して問訊はせたまふ。朕が世にも亦之くの如し。故當に勤しき心をもて佛の法を奉めまつるべし。是の日に宮人に位の記を授く。三月壬申朔甲戌(〇三日)、公卿に西の廳に宴したまふ。丙子(〇五日)、天皇公私の馬を御苑に觀たまふ。癸巳(〇廿二日)、詔して曰く、若し百姓の弟、兄の爲めに賣られし者有らば、良に從へ。若し子、父母の爲めに賣られし者は賤に從へ。若し貸倍に准へて賤に沒れらば良に從へ。其の子奴婢に配へりと雖も、生む所は亦皆良に從へ。夏四月辛丑朔、詔して曰く、若し氏の祖の時に」17ウ免されたる奴婢の既に籍に除かれたらむ者は、其の眷族等更に訟へて我が奴婢と言ふことを得ざれ。大學博士上村主百濟に大税一千束を賜ふ、其の學業を勸むるを以てなり。辛亥(〇十一日)、使者を遣して廣瀨大忌神と龍田風神とを祭りたまふ。丙辰(〇十六日)、天皇吉

野ノ宮に幸したまふ。壬戌(〇廿二日)、天皇吉野ノ宮より至ります。五月辛未朔辛卯(〇廿一日)、百濟の淳武微子が壬申の年の功を褒美めて、直大參を賜ふ。仍りて絁布を賜ふ。六月、(〇庚子朔脫カ)京師及び郡國四十ところ、雨氷ふれり。戊子、詔して曰く、此夏陰雨節に過へり。懼くは必ず稼を傷らむ。夕に惕れて朝にまで憂へ懼れて、厥の愆を思念ふ。其れ公卿百寮の人等をして、[18オ]酒宍を禁斷めて、心を攝めて過を悔いしめよ。京及び畿內の諸寺の梵衆、亦當に五日、經を誦め。庶はくは補有らむ。四月より雨ふりて是の月に至る。己未、大きに天の下に赦す。但し盜賊は赦す例に在らず。秋七月庚午朔壬申(〇三日)、天皇吉野ノ宮に幸したまふ。是の日、伊豫ノ國の司田中ノ朝臣法麻呂等、宇和ノ郡の御馬ノ山の白銀三斤八兩、鉚一籠を獻る。丙子(〇七日)、公卿に宴したまふ。仍りて朝服を賜ふ。辛巳(〇十二日)、天皇吉野より至ります。甲申(〇十五日)、使者を遣して廣瀨ノ大忌ノ神と龍田ノ風ノ神とを祭る。八月己亥朔癸卯(〇五日)、射を觀たまふ。辛亥(〇十三日)、十八氏(大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、上[18ウ]毛野、大伴、紀伊、平群、羽田、阿倍、佐伯、采女、穗積、阿曇。)に詔して、其の祖等の墓紀を上進らしめたまふ。辛酉(〇廿三日)、使者を遣して龍田ノ風ノ神、信濃ノ須波、水內等の神を祭る。九月己巳朔壬申(〇四日)、音博士大唐の續守言、薩弘恪、書博士百濟の末士善信に、銀人ごとに二十兩を賜ふ。丁丑(〇九日)、淨大參皇子川嶋薨せぬ。辛卯(〇廿三日)、直大貳を以て佐伯ノ宿禰大目に贈り、并せて賻物を賜ふ。冬十月戊戌朔、日蝕えすること有り。乙巳(〇八日)、詔りして曰く、凡そ先の皇の陵の戶は五戶以上を置け。自餘の王等、

功有りし者には、三戸を置け。若し陵の戸足らずば、百姓を以て充て、其の徭役を免し、三⌊19ォ年に一たび替へよ。庚戌(○十三日)、畿内及び諸國に長生の地各一千歩を置く。是の日天皇吉野宮に幸したまふ。丁巳(○廿日)、天皇吉野より至ります。甲子(○廿七日)、使者を遣して新益の京を鎭祭らしむ。十一月戊辰朔辛卯(○廿四日)、大嘗したまふ。神祇の伯中臣朝臣大嶋、天つ神の壽詞を讀む。壬辰(○廿五日)、公卿に食衾を賜ふ。乙未(○廿八日)、公卿以下主典に至るまでに饗へ、并せて絹等を賜ふこと各差有り。丁酉(○卅日)、神祇官の長上以下、神部等に至るまで、及び供奉る播磨・因幡國の郡の司以下、百姓の男女に至るまでに饗へたまふ。并せて絹等を賜ふこと各差有り。十二月戊戌朔己亥(○二日)、醫博士務大參德自⌊19ゥ珍、呪禁博士木素丁武、沙宅萬首に銀人ごとに二十兩を賜ふ。乙巳(○八日)、詔して曰く、右の大臣に宅地四町、直廣貳以上には二町、大參以下には一町を賜ふ。勤以下無位に至りては、其の戸口に隨はむ。其の上戸に一町、中戸に半町、下戸に四分の一とす、王等亦此に准へ。

六年春正月丁卯朔庚午(○四日)、封を皇子高市に增すこと二千戸、前に通はして五千戸。癸酉(○七日)、公卿等に饗へたまふ。仍りて衣裳を賜ふ。戊寅(○十二日)、天皇新益の京の路を觀たまふ。壬午(○十六日)、公卿以下初の位以上に至るまでに饗へたまふ。⌊20ォ癸巳(○廿七日)、天皇高宮に幸したまふ。甲午(○廿八日)、天皇高宮より至ります。二月丁酉朔丁未(○十一日)、諸官に詔して曰く、當に三月三日を以て伊勢の國に幸せむとす。宜しく此の意を知りて諸の衣物を備ふべし。陰陽博士沙門法藏、道基に、銀人ごとに二

十兩を賜ふ。乙卯〔〇十九日〕、刑部ノ省に詔して、輕繋(トラヘビト)を赦す。是の日中納言直大貳三輪ノ朝臣高市麿表を上りて、敢直(タダ)に言して、天皇の伊勢に幸したまはむと欲て、農(ナリハヒ)の時を妨げたまふことを諫め爭ふ。三月丙寅朔戊辰〔〇三日〕、淨廣肆廣瀨ノ王、直廣參當麻ノ眞人智德(チトコ)、直廣肆紀ノ朝臣弓張等を以て、留守官と爲す。是に中納言三輪ノ朝 20ウ 臣高市麿、其の冠位(カガフリ)を脫ぎて、朝に擎上(ツリ)げて、重ねて諫めて曰く、農作(ナリハヒ)の節(トキ)、車駕(キミ)。未だ以て動く可からずと。辛未〔〇六日〕、天皇諫めに從はずして、遂に伊勢に幸したまふ。壬午〔〇十七日〕、過ぎます神部、及び伊賀、伊勢、志摩の國ノ造等に冠位を賜ふ。幷せて今年の調役を免(ユル)したまふ。復供奉(ミトモ)の騎士(ウマノリビト)、諸司の荷丁(モチヨボロ)、行宮を造る丁の今年の調役を免(ユル)して。大きに天の下に赦す。但し盜賊は赦す例に在らず。甲申〔〇十九日〕、過ぎます志摩のくにの百姓男女の年八十以上に稻、人ごとに五十束を賜ふ。乙酉〔〇廿日〕、車駕(トミ)、宮に還りたまふ。到行します每に輙ち郡縣の吏(ツカサ)民を會へて、務(ネモゴロ)に榮(ネギラ)へ賜ひて樂(ウタマヒ)作せたまふ。甲午〔〇廿九日〕、詔して近江美濃尾張參河遠 21オ 江等の國の供奉の騎士の戶、及び諸國の荷丁、行宮を造る丁の、今年の調役を免したまふ。詔して天の下の百姓の困乏(マヅ)しくして窮(シマ)れる者に、稻、男に三束、女に二束を賜はしむ。夏四月丙申朔丁酉〔〇二日〕、大伴ノ宿禰友國に直大貳を贈り、幷せて賻物を賜ふ。庚子〔〇五日〕、四の畿内の百姓の荷丁爲る者の、今年の調役を除きたまふ。甲寅〔〇十九日〕、使者を遣して、廣瀨ノ大忌ノ神と龍田ノ風ノ神とを祀る。丙辰〔〇廿一日〕、位有る親王以下進廣肆に至るまでに難波の大藏の鍬(スキ)を賜ふこと各差有り。庚申〔〇廿五日〕、詔して曰く、凡そ繋囚(トラヘビト)見徒(イマミツカヘツミ)一に皆原(ユル)し散(アカ)つ。五月乙丑朔庚午

〔〇六日〕、阿胡ノ行宮に御しましし時に、贄進りし者紀伊ノ國[21]牟婁郡の人、阿古志ノ海部河瀨麿等兄弟三戸に、十年の調役雜の徭を復す。復挾抄八人に今年の調役を免す。辛未〔〇七日〕、相摸ノ國の司、赤烏の雛二隻を獻りて言さく、御浦郡に獲たりと。丙子〔〇十二日〕、吉野ノ宮に幸したまふ。庚辰〔〇十六日〕東ノ宮に還りたまふ。辛巳〔〇十七日〕、大夫謁者を遣して、名ある山岳瀆を祠らしめ、請雨す。甲申〔〇廿日〕、文ノ忌寸智德に直大壹を贈る。幷せて賻物を賜ふ。丁亥〔〇廿三日〕、淨廣肆難波ノ王等を遣して、藤原の宮地を鎭め祭はしむ。庚寅〔〇廿六日〕、使者を遣して幣を四所の伊勢、大倭、住吉、紀伊の大神に奉る。告ぐるに新宮のことを以てす。閏五月乙未朔丁酉〔〇三日〕、大水あり。[22] 使を遣して郡國を循り行きて、災害ありて自存ふこと能はざる者に稟貸ふ。山林池澤に漁りし采ることを得しむ。詔して京師及び四の畿內に令せて、金光明經を講說かしめたまふ。戊戌〔〇四日〕、沙門觀成に絁十五匹、綿卅屯、布五十端を賜ふ。其の造る所の鉛粉を美むるなり。丁未〔〇十三日〕、伊勢ノ太神、天皇に奏して曰く、伊勢ノ國の今年の調役を免したまへ。然れば應に其の二の神郡より赤引の絲參拾伍斤を輸さむ。來む年より當に其の代を折ぐべし。己酉〔〇十五日〕、筑紫大宰の率河內ノ王等に詔して曰く、宜しく沙門を大隅と阿多とに遣して、佛の教を傳ふ可し、復大唐の大使郭務悰が、近江ノ大津ノ宮に御宇しし天皇の爲めに[23]造る所の阿彌陀ノ像を上送らしめたまふ。六月甲子朔壬申〔〇九日〕、郡國の長吏に勅して、各名ある山岳瀆に禱らしめたまふ。甲戌〔〇十一日〕、大夫謁者を遣して、四の畿內に詣りて請雨せしむ。甲申〔〇廿一日〕、直丁八人に官位を賜

ふ。其の大内陵を造りし時に、勤みて懈らざりしを美めてなり。癸巳（〇卅日）、天皇、藤原ノ宮地を觀たまふ。秋七月甲午朔乙未（〇二日）、大きに天の下に赦す。但し十の惡ざもの盗賊は赦す例に在らず。相模ノ國の司布勢ノ朝臣色布智等、御浦ノ郡の少領（姓名を闕く）と、赤烏を獲たる者、鹿嶋ノ臣椽樟とに、位及び祿を賜ふ。御浦郡の二年の調役を服す。庚子（〇七日）、公卿に宴す。壬寅（〇九日）、吉野ノ宮に幸したまふ。甲辰（〇十一日）、使者を遣して廣瀬と龍田とを祀る。辛酉（〇廿八日）、車駕宮に還りたまふ。是の夜熒惑と歳星と、一歩の内に於きて、乍るときは光り、乍るときは沒れつつ、相近づき相避ること四遍。八月癸亥朔乙丑（〇三日）、罪を赦す。己卯（〇十七日）、飛鳥ノ皇女の田莊に幸したまふ。即日宮に還りたまふ。九月癸巳朔辛丑（〇九日）、班田大夫等を四の畿内に遣す。丙午（〇十四日）、神祇官奏して神寶の書四卷、鑰九箇、木の印一箇を上る。癸丑（〇廿一日）、伊勢ノ國の司、嘉しき禾二本を獻る。越前ノ國の司、白蛾を獻る。戊午（〇廿六日）、詔して曰く、白蛾を角鹿郡の浦上の濱に獲つ。故れ封を笥飯神に増すこと二十戸、前に通はす。冬十月壬戌朔壬申（〇十一日）、山田ノ史御形に務廣肆を授く。前に沙門と爲りて、新羅に學問ひしひとなり。癸酉（〇十二日）、吉野ノ宮に幸したまふ。庚辰（〇十九日）、車駕宮に還りたまふ。十一月辛卯朔戊戌（〇八日）、新羅、級飡朴億德、金深薩等を遣して調を進る。新羅に遣さむと擬る使直廣肆息長ノ眞人老、務大貳川内ノ忌寸連等に祿を賜ふこと各差有り。辛丑（〇十一日）、新羅の朴億德に難波ノ館に饗へ祿ふ。十二月辛酉朔甲戌（〇十四日）、音博士續守言、薩弘恪に、水田を人ごとに四町賜ふ。甲申（〇廿四日）、

大夫等を遣して新羅の調を五の社、伊勢、住吉、紀伊、大倭、菟名足に奉らしめたまふ。24

七年春正月辛卯朔壬辰〔○二日〕、淨廣壹を以て皇子高市に授け、淨廣貳を皇子長と皇子弓削とに授けたまふ。是の日詔して、天の下の百姓をして黄色の衣、奴は皂の衣を服しめたまふ。丁酉〔○七日〕、公卿大夫等に饗へたまふ。癸卯〔○十三日〕、京師及び畿内の位有る年八十以上の人に、衾一領、絁二匹、綿二屯、布四端を賜ふ。乙巳〔○十五日〕、正廣參を以て百濟王善光に贈り、幷せて賻物を賜ふ。丙午〔○十六日〕、京師の男女の年八十以上、及び困乏しく窮れる者に布を賜ふこと各差有り。船瀨の沙門法鏡に水田三町を賜ふ。是の日漢人等、踏歌を奏る。二月庚申朔壬戌〔○三日〕、21 新羅、沙飡金江南、韓奈麻金陽元等を遣して來て王の喪を赴げまをす。己巳〔○十日〕、造京司衣縫王等に詔して掘りいだせる尸を收めしめたまふ。己丑〔○三十日〕、流來る新羅人牟自毛禮等三十七人を以て憶德等に付け賜ふ。三月庚寅朔、日蝕えたること有り。甲午〔○五日〕、大學博士勤廣貳上村主百濟に食封三十戸を賜ひて、以て儒道を優へたまふ。乙未〔○六日〕、吉野宮に幸したまふ。庚子〔○十一日〕、直大貳葛原朝臣大嶋に賻物を賜ふ。壬寅〔○十三日〕、天皇吉野宮より至りします。乙巳〔○十六日〕、新羅に遣さむと擬る使、直廣肆息長眞人老、勤大貳大伴宿禰子君等、及び25 學問僧弁通、神叡等に、絁綿布を賜ふこと各差有り。又新羅王に賻物を賜ふ。丙午〔○十七日〕、詔して、天の下をして桑紵梨栗蕪菁等の草木を勸め殖ゑて以て五の穀を助けしめたまふ。夏四月庚申朔丙子〔○十七日〕、大夫謁者を遣して、諸社に詣りて雨を祈はしむ。又使者を遣して廣瀨大忌神

と龍田ノ風ノ神とを祈る。辛巳〔○廿二日〕、詔して内藏寮の允（マツリゴトヒト）大伴ノ男人、贓（ススミモノ）に坐せられて、位二階を降して見任（イマヅカサ）せる官を解く。典鑰（カギトリノツカサ）置始ノ多久と菟野ノ大伴と亦贓に坐せられて位一階を降して見任（イマヅカサ）せる官を解く。監物（オロシモノツカサ）巨勢ノ邑治（オホチ）は、物己がみに入れずと雖も、情を知りて盜ましむるの故に、位二階を降して、見（イ）任せる官を解く。〔25ウ〕然れども置始ノ多久、壬申の年の役に勤勞（イタツキ）有るが故に赦したまふ。但し贓は律の依（ママ）に徴し納る。五月己丑朔、吉野ノ宮に幸したまふ。乙未〔○七日〕、天皇吉野ノ宮より至りたまふ。癸卯〔○十五日〕、無遮大會（カギリナキオホヲガミ）を内裏に設く。六月己未朔、高麗の沙門福嘉に詔して俗（シロキヌ）に還らしめたまふ。壬戌〔○四日〕、直廣肆を以て引田ノ朝臣廣目、守ノ君苅田、巨勢ノ朝臣麿、葛原ノ朝臣臣麿、巨勢ノ朝臣多益須、丹比ノ眞人池守、紀朝臣麿七人に授く。秋七月戊子朔甲午〔○七日〕、吉野ノ宮に幸したまふ。己亥〔○十二日〕、使者を遣して廣瀬ノ大忌ノ神と龍田ノ風ノ神とを祀る。辛〔26オ〕丑〔○十四日〕、大夫謁者を遣して諸社に詣でて雨を祈らしむ。癸卯〔○十六日〕、大夫謁者を遣して諸社に詣でて雨を請はしむ　是の日天皇吉野より至ります。八月戊午朔、藤原の宮地に幸したまふ。甲戌〔○十七日〕、吉野ノ宮に幸したまふ。戊寅〔○廿一日〕、車駕宮に還りたまふ。九月丁亥朔、日蝕えたること有り。辛卯〔○五日〕多武ノ嶺に幸したまふ。壬辰〔○六日〕、車駕、宮に還りたまふ。丙申〔○十日〕、淸御原ノ天皇の爲めに、無遮大會を内裏に設け、繫囚悉に原（ユル）し遣す。壬寅〔○十六日〕、直廣參を以て蚊屋ノ忌寸木間（コノマ）に贈り、幷せて賻物を賜ふ。以て壬申の役（エダチ）の功を褒むるなり。冬十月丁巳朔戊午〔○二日〕、詔したまはく、今年より始めて、親王より下、進位に至るまで、備ふる所の兵を觀そ

なはさむ。26淨冠より直冠に至りては、人ごとに甲一領、大刀一口、弓一張、矢一具、鞆一枚、鞍おける馬、勤冠より進冠に至りては、人ごとに大刀一口、弓一張、矢一具、鞆一枚、此の如く預め備へよ。己卯〔〇廿三日〕、始めて仁王經を百國に講く。四日にして畢る。十一月丙戌朔庚寅〔〇五日〕、吉野ノ宮に幸したまふ。壬辰〔〇七日〕、耽羅の王子佐平等に賜ふこと各差有り。乙未〔〇十日〕、車駕宮に還りたまふ。己亥〔〇十四日〕、沙門法員、善往、眞義等を遣して、試に近江ノ國の益須郡の醴の泉を飲ましめたまふ。戊申〔〇廿三日〕、直大肆を以て直廣肆引田ノ朝臣少麻呂に授け、仍りて食封五十戸を賜ふ。十二月丙辰朔丙27ウ子〔〇廿一日〕、陣法博士等を遣して諸國に教へ習はしむ。

八年春正月乙酉朔丙戌〔〇二日〕、正廣肆を以て、直大壹布勢ノ朝臣御主人と、大伴ノ宿禰御行とに授け、封を增すこと人ごとに二百戸、前に通はして五百戸、並びに氏ノ上と爲す。辛卯〔〇七日〕、公卿等に饗へたまふ。己亥〔〇十五日〕、御薪を進る。庚子〔〇十六日〕、百官の人等に饗へたまふ。辛丑〔〇十七日〕、漢人踏歌を奏る。五位以上射ふ。壬寅〔〇十八日〕、六位以下射ふ。四日にして畢る。癸卯〔〇十九日〕、唐人踏歌を奏る。乙巳〔〇廿一日〕、藤原ノ宮に幸したまふ。即日宮に還ります。丁未〔〇廿三日〕、務廣肆等の位を以て大唐ノ七人と肅愼ノ二人とに授く。戊申〔〇廿四日〕、吉野ノ宮に幸したまふ。三月甲申朔、日蝕えたることあり。乙酉〔〇二日〕、直廣肆大宅ノ朝臣麻呂、勤大貳臺ノ忌寸八嶋、黄書ノ連本實等を以て、鑄錢司に拜す。甲午〔〇十一日〕、詔して曰く、凡そ位無き人を以て郡の司に任けたるには、進廣貳を以て大領に授け、進大

參を以て小領に授けよ。己亥（○十六日）、詔して曰く、粤に七年歲次癸巳を以て、醴の泉、近江ノ國益須郡都賀山に涌く。諸の疾病、益須寺に停宿りて療差る者衆し。故水田四町、布六十端を入れ。益須ノ郡の今年の調役雜の徭を原し除めよ。國の司頭より目に至るまで、位一階を進め、其の初めて醴泉を驗す者、葛野ノ羽衝、百濟土羅羅女に、人ごとに絁二匹、布十端、鍬十口を賜ふ。乙巳（○廿二日）、幣を諸の社に奉る。丙午（○廿三日）、神祇官の頭より祝部等に至るまで、一百六十四人に絁布を賜ふこと各差有り。夏四月甲寅朔戊午（○五日）、淨大肆を以て筑紫ノ大宰の率河內ノ王に贈り、幷せて賻物を賜ふ。庚申（○七日）、吉野ノ宮に幸したまふ。丙寅（○十三日）、使者を遣して廣瀨ノ大忌ノ神と龍田ノ風ノ神とを祀る。丁亥（○誤字あるか）、天皇吉野ノ宮より至ります。庚午（○十七日）、律師道光に賻物を贈る。五月癸未朔戊子（○六日）、公卿大夫に內裏に饗へたまふ。癸巳（○十一日）、金光明經一百部を以て諸國に送り置く。必ず每年正月の上玄のひに取りて讀め。其の布施は當の國の官物を以て充てよ。六月癸丑朔庚申（○八日）、河內ノ國更荒ノ郡、白山鷄を獻る。更荒郡の大領小領に位人ごとに一級を賜ひ、幷せて物を賜ふ。進廣貳を以て獲し者刑部ノ造韓國に賜ひ、幷せて物を賜ふ。秋七月癸未朔丙戌（○四日）、巡察使を諸國に遣す。丁酉（○十五日）、使者を遣して廣瀨ノ大忌ノ神と龍田ノ風神とを祀る。八月壬子朔戊辰（○十七日）、皇女飛鳥の爲めに、沙門一百四口を度せしむ。九月壬午朔、日蝕えたること有り。乙酉（○四日）、吉野ノ宮に幸したまふ。癸卯（○廿二日）、淨廣肆三野ノ王を以て筑紫ノ大宰の率に拜す。冬十月辛亥朔庚午（○廿日）、進大肆を以て、白蝙蝠を獲

るを飛騨國荒城郡の弟國部弟日に賜ふ。并せて絁四匹、綿四屯、布十端を賜ふ。其の戸の課役は身を限りて悉に免めたまふ。十一月辛巳朔丙午（〇廿六日）、殊死より以下を赦したまふ。十二月庚戌朔乙卯（〇六日）、藤原宮に遷り居ます。戊午（〇九日）、百官、朝を拜む。己未（〇十日）、親王より以下郡の司等に至るまで絁綿布を賜ふこと各差有り。辛酉（〇十二日）、公卿大夫に宴したまふ。

九年春正月庚辰朔甲申（〇五日）、淨廣貳を以て皇子舍人に授けたまふ。丙戌（〇七日）、公卿大夫に內裏に饗へたまふ。甲午（〇十五日）、御薪を進る。乙未（〇十六日）、百官の人等に饗へたまふ。丙申（〇十七日）、射ふ。四日にして畢る。閏二月己卯朔丙戌（〇八日）、吉野宮に幸したまふ。癸巳（〇十五日）、車駕宮に還りたまふ。三月戊申朔己酉（〇二日）、新羅、王子金良琳、補命薩飡朴強國等、及び韓奈麻金周漢、金忠仙等を遣して、國の政を奏請す。且つ調を進り物を獻る。己未（〇十二日）、吉野宮に幸したまふ。壬戌（〇十五日）、天皇吉野より至ります。庚午（〇廿三日）、務廣貳文忌寸博勢、進廣參下譯語諸田等を多禰に遣して、蠻の所居を求む。夏四月戊寅朔丙戌（〇九日）、使者を遣して廣瀨大忌神と龍田風神とを祀る。甲午（〇十七日）、直廣參を以て賀茂朝臣蝦夷に贈り、并せて賻物を賜ふ。（本の位、勤大壹）直大肆を以て文忌寸赤麻呂に贈り、并せて賻物を賜ふ。（本の位、大山中）五月丁未朔己未（〇十三日）、隼人大隅に饗へたまふ。丁卯（〇廿一日）、隼人の相撲を西の槻の下に觀たまふ。六月丁丑朔己卯（〇三日）、大夫謁者を遣して、京師及び四の畿內の諸社に詣でて請雨す。壬辰（〇十六日）、諸臣の年八十以下、及び痼疾するひとに賞賜

ふこと各差有り。甲午（〇十八日）、吉野ノ宮に幸したまふ。壬寅（〇廿六日）、吉野より至りたまふ。秋七月丙午朔戊辰（〇廿三日）、使者を遣して廣瀬ノ大忌ノ神と龍田ノ風ノ神とを祀る。辛未（〇廿六日）、新羅に遣さむと擬る使、直廣肆小野ノ朝臣毛野、└30 務大貳伊吉ノ連博德等に物を賜ふこと各差有り。八月丙子朔己亥（〇廿四日）、吉野に幸したまふ。乙巳（〇三十日）、吉野より至ります。九月乙巳朔戊申（〇四日）、行獄徒繋を原放したまふ。庚戌（〇六日）、小野ノ朝臣毛野等、新羅に發向る。十月乙亥朔乙酉（〇十一日）、菟田の吉隱に幸したまふ。丙戌（〇十二日）、吉隱より至ります。十二月甲戌朔戊寅（〇五日）、吉野ノ宮に幸したまふ。丙戌（〇十三日）、吉野より至ります。淨大肆泊瀬ノ王に賻物を賜ふ。

十年春正月甲辰朔庚戌（〇七日）、公卿大夫に饗へたまふ。甲寅（〇十一日）、直大肆を以て百濟ノ王南典に授く。戊午（〇十五日）、御薪を進る。己未（〇十六日）、公└31オ卿百寮の人等に饗へたまふ。辛酉（〇十八日）、公卿百寮、南の門に射ふ。二月癸酉朔乙亥（〇三日）、吉野ノ宮に幸したまふ。乙酉（〇十三日）、吉野より至ります。三月癸卯朔乙巳（〇三日）、二槻ノ宮に幸したまふ。甲寅（〇十二日）、越の度嶋の蝦夷、伊奈理武志と肅愼の志良守叡草とに、錦の袍袴、緋紺の絁斧等を賜ふ。夏四月壬申朔辛巳（〇十日）、使者を遣して廣瀬ノ大忌ノ神と龍田ノ風ノ神とを祀る。戊戌（〇廿七日）、追大貳を以て伊豫ノ國風速ノ郡物部ノ藥と肥後ノ國皮石ノ郡壬生ノ諸石とに授け、幷せて人ごとに絁四匹、絲十絢、布二十端、鍬二十口、稻一千束、水田四└31ウ町を賜ふ。戸の調役を復し、以て久しく唐の地に苦しむことを慰めたまふ。己亥（〇廿八日）、吉野ノ宮に幸したま

ふ。五月壬寅朔甲辰（○三日）、大錦上秦ノ造綱手に詔して、姓を賜ひて忌寸と為したまふ。乙巳（○四日）、吉野より至ります。己酉（○八日）、直廣肆を以て尾張ノ宿禰大隅に授け、并せて水田四十町を賜ふ。甲寅（○十三日）、直廣肆を以て大狛ノ連百枝に贈り、并せて賻物を賜ふ。六月辛未朔戊子（○十八日）、吉野ノ宮に幸したまふ。丙申（○廿六日）、吉野より至ります。秋七月辛丑朔、日蝕えたること有り。壬寅（○二日）、罪人を赦す。戊申（○八日）、使者を遣して廣瀬ノ大忌ノ神と龍田ノ風ノ神とを祀る。庚戌（○十日）、後ノ皇子ノ尊薨りましぬ。八月庚午朔甲午（○廿五日）、直廣壹〔32〕を以て多ノ臣品治に授け、并せて物を賜ふ。元より從ひたてまつりし功と堅く關を守れる事とを褒美めてなり。九月庚子ノ朔甲寅（○十五日）、直大壹を以て若櫻部ノ朝臣五百瀬に贈り、并せて賻物を賜ふ。以て元より從ひたてまつりし功を顯したまふ。冬十月己巳朔乙酉（○十七日）、右大臣丹比ノ眞人に輿杖を賜ひ、以て致てまかる事を哀みたまふ。庚寅（○廿二日）、假に正廣參位を右大臣丹比ノ眞人に、資人一百二十人、正廣肆大納言阿倍ノ朝臣御主人、大伴ノ宿禰御行には、並びに八十人、直廣壹石上ノ朝臣麻呂、直廣貳藤原ノ朝臣不比等には、並びに五十人を賜ふ。十一月己亥〔33〕朔戊申（○十日）、大宮の大寺の沙門弁通に食封三十戸を賜ふ。十二月己巳朔、勅旨して、金光明經を講讀ましめ、毎年の十二月晦日に、淨行者一十人を度せしむ。

十一年春正月戊戌朔甲辰（○七日）、公卿大夫等に饗へたまふ。戊申（○十一日）、天の下の鰥寡孤獨篤癃、貧しくて自存ふこと能はざる者に稻を賜ふこと各差有り。癸丑（○十六日）、公卿百寮に饗へたまふ。二月丁卯

朔甲午〔○廿八日〕、直廣壹當麻ノ眞人國見を以て東宮の大傅と爲し、直廣參路ノ眞人路見を春宮の大夫と爲し、直大肆巨勢ノ朝臣粟持を亮と爲したまふ。三月丁酉 ∟33 朔甲辰〔○八日〕、無遮大會を春宮に設く。夏四月丙寅ノ朔己巳〔○四日〕、滿選者に淨位より直位に至るまでを授けたまふ各差有り。壬申〔○七日〕、吉野ノ宮に幸したまふ。己卯〔○十四日〕、使者を遣して廣瀬と龍田とを祀る。是の日吉野より至ります。五月丙申朔癸卯〔○八日〕、大夫謁者を遣して諸社に詣でて請雨す。六月丙寅朔丁卯〔○二日〕、罪人を赦す。辛未〔○六日〕、詔して經を京畿の諸寺に讀ましめたまふ。辛巳〔○十六日〕、五位以下を遣して京の寺を掃ひ淨めしむ。甲申〔○十九日〕、幣を神祇に班ちまたしたまふ。辛卯〔○廿六日〕、公卿百寮始めて天皇の病の爲めに所願る佛の像を造る。癸卯〔○誤字カ〕、大夫謁者を遣して諸社に詣でて請雨す。秋七月乙未朔辛 ∟33ウ 丑〔○七日〕、夜半に常鏗盜賊一百九人を赦す。仍りて布人ごとに四常を賜ふ。但し外國の者は稻、人ごとに二十束。丙午〔○十二日〕、使者を遣して廣瀬と龍田とを祀る。癸亥〔○廿九日〕、公卿百寮、佛の眼を開しまつつる會を藥師寺に設く。八月乙丑朔、天皇、策を禁中に定めて、天皇の位を皇太子に禪たまふ。

日本書紀卷第三十　終 ∟34オ

・日本書紀卷第三十

日本書紀　日本古典全集基本版第一回

編纂者　正宗敦夫

發行者　東京市豊島區長崎東町三丁目一六二
合資會社　日本古典全集刊行會
代表社員　長嶋東一

印刷者　東京市豊島區長崎東町三丁目一六二
不二製版印刷所　高瀨清吉

發行所　東京市豊島區長崎東町三丁目一六二
合資會社　日本古典全集刊行會
振替東京七三〇三二

昭和八年十一月十八日印刷
昭和八年十一月廿五日發行

【非賣品】